

債券内容説明書

2021年12月10日現在

国際協力機構債券

発行者情報の部

独立行政法人国際協力機構

1. 本債券内容説明書 発行者情報の部（以下「本発行者情報説明書」といいます。）において記載する国際協力機構債券（以下「本債券」といいます。）は、独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号）第 32 条に基づき、外務大臣及び財務大臣の認可を受けた国際協力機構債券の発行に係る基本方針に則って、独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」といいます。）が発行する債券です。
2. 本債券は政府保証の付されていない公募債券（財投機関債）です。
3. 当機構は、本債券発行に際し、各債券の詳細情報を記載した「債券内容説明書 証券情報の部」（その後、訂正される内容を含み、以下「証券情報説明書」といいます。）を作成する予定です。各債券への投資判断にあたっては、各証券情報説明書も併せてご覧下さい。
4. 本債券については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 3 条第 2 号の規定が適用されることから、その募集について同法第 4 条第 1 項の規定による届出は行われておらず、本債券、本発行者情報説明書及び証券情報説明書に対しては、同法第 2 章の規定は適用されません。また、当機構が作成する財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明は求められておりません。
5. 当機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 37 条により、原則として企業会計原則によるものとされ、「独立行政法人会計基準」、「独立行政法人会計基準注解」及び「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」（平成 15 年外務省令第 22 号）等に基づき作成しており、本発行者情報説明書に掲載されております。
6. 本発行者情報説明書及び各証券情報説明書はそれぞれ、インターネット上のウェブサイト（<https://www.jica.go.jp/investor/bond/result.html>）において閲覧可能です。

なお、本発行者情報説明書中に「本説明書」とあるのは、「本発行者情報説明書」のことを指します。

本発行者情報説明書に関する連絡先

東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル
独立行政法人 国際協力機構
財務部 財務部財務第一課
電話番号 東京 03 (5226) 9279

目 次

発行者情報	1
第1 発行者の概況	2
1. 主要な経営指標等の推移	2
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
3-1. 当機構の概要	4
3-2. 当機構の業務内容	9
3-3. 当機構の財務	19
4. 関係会社等の状況	24
4-1. 関連会社、関連公益法人等について	24
4-2. 当機構が行う資金供給業務としての出資について	24
5. 職員の状況	27
第2 事業の状況	28
1. 2020年度の事業概要	28
2. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	31
3. 事業等のリスク	38
4. 財政状態及び経営成績の分析	42
4-1. 2021年事業年度上半期財務諸表（概要）（有償資金協力勘定）	43
4-2. 財政投融资対象事業に関する政策コスト分析について	47
5. 経営上の重要な契約等	47
第3 設備の状況	48
1. 設備投資等の概要	48
2. 主要な設備の状況（2020年度末）	48
3. 設備の新設、除却等の計画	48
第4 発行者の状況	49
1. 資本金残高の推移	49
2. 役員の状況（2021年12月1日現在）	50
3. コーポレート・ガバナンスの状況	52
第5 経理の状況	54
1. 当機構の財務諸表	54
1-1. 令和3事業年度上半期財務諸表	55
〔会計監査報告、監査報告、財務諸表〕	55
1-2. 令和2事業年度財務諸表	200
〔会計監査報告、監査報告、財務諸表〕	200
〔事業報告書〕	255
〔決算報告書〕	442
1-3. 令和元事業年度財務諸表	450
〔会計監査報告、監査報告、財務諸表〕	450
〔事業報告書〕	611
〔決算報告書〕	807
第6 発行者の参考情報	816
1. 発行者の参考情報	816
2. 独立行政法人国際協力機構中期目標	817
3. 独立行政法人国際協力機構中期計画	843

注1：本説明書中の数値は特に他の記載がない限り、当機構の財務諸表作成のために、民間企業とは異なった会計処理を行ったものです。当該会計処理についての詳細は本説明書「第1 発行者の概況、3. 事業の内容、3-3. 当機構の財務」をご参照ください。

注2：基本的に本説明書中の表は計数が四捨五入されているため、合計は計数の総和と必ずしも一致しない場合があります。

注3：本説明書内において融資・出資等に関する「承諾」とは、当機構が融資・出資等について決定することを指しています。

注4：本説明書内の業務統計において用いている地域名内訳は、別途注記がない限り、下表のとおりとなっています。

注5：本説明書内で用いている△はマイナスを表します。

注6：本説明書内で「当機構」乃至「JICA」は国際協力機構を指しますが、特に2008年10月以降の当機構を「新 JICA」と表記する場合があります。

地 域 名	当 該 地 域 に 含 ま れ る 国 等
ア ジ ア	インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス、北朝鮮、大韓民国、台湾、中華人民共和国、日本、香港、マカオ、モンゴル、アフガニスタン、インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ブータン、モルディブ、アゼルバイジャン、アルメニア、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン
大 洋 州	オーストラリア、キリバス、クック諸島、サモア、ソロモン、ツバル、トンガ、ナウル、ニウエ、ニューカレドニア、ニュージーランド、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、フレンチポリネシア、米領太平洋諸島、マーシャル、マリアナ諸島、ミクロネシア
北 米 ・ 中 南 米	アンティグア・バーブーダ、英領バージン諸島、英領モンセラット、エルサルバドル、キューバ、グアテマラ、グレナダ、ケイマン諸島、コスタリカ、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント、セントルシア、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、ハイチ、パナマ、バハマ、バミューダ諸島、バルバドス、プエルトリコ、仏領ギアナ、ベリーズ、ホンジュラス、メキシコ、蘭領アンティル、アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、ガイアナ、コロンビア、スリナム、チリ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、アメリカ合衆国、カナダ
中 東	アラブ首長国連邦、アルジェリア、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、エジプト、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、シリア、チュニジア、バーレーン、パレスチナ、モロッコ、ヨルダン、リビア、レバノン
ア フ リ カ	アンゴラ、ウガンダ、エスワティニ、エチオピア、エリトリア、ガーナ、カーボヴェルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、スワジランド、赤道ギニア、セーシェル、セネガル、ソマリア、タンザニア、チャド、中央アフリカ、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南アフリカ共和国、南スーダン、モザンビーク、モーリシャス、モーリタニア、リベリア、ルワンダ、レソト
欧 州	アイスランド、アイルランド、アルバニア、アンドラ、イタリア、ウクライナ、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルコ、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マルタ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア

発 行 者 情 報

第1 発行者の概況

1. 主要な経営指標等の推移

当機構の2016年度から2020年度までの経営成績（法人単位）は、以下のとおりです。

独立政法人国際協力機構

（単位：百万円）

事業年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益	432,401	401,044	406,172	415,837	297,711
経常費用	346,050	332,233	337,489	321,510	264,070
経常利益 ※1	86,351	68,811	68,683	94,327	33,642
臨時利益	24,196	97	70	16,046	13,394
臨時損失	66	787	41	16,066	33,314
当期総利益	110,982	83,492	80,939	98,765	34,623
資本金 ※2	8,054,680	8,099,860	8,145,870	8,213,180	8,264,620
純資産額 ※3	9,568,651	9,679,785	9,798,310	9,968,298	10,083,774
総資産額	12,119,103	12,550,274	12,917,140	13,144,061	13,981,571
業務活動によるキャッシュ・フロー	17,306	46,589	41,684	△180,262	65,926
投資活動によるキャッシュ・フロー	△37,472	61,984	△16,002	2,060	△12,556
財務活動によるキャッシュ・フロー	129,376	44,352	45,703	67,041	50,974
資金期末残高	289,330	440,864	513,244	402,043	506,255

（指標等の説明）

※1 経常利益（又は経常損失）＝経常収益－経常費用

※2 資本金＝政府出資金

※3 純資産額＝自己資本＝政府出資金＋剰余金＋評価・換算差額等

2. 沿革

年 月	国際協力事業団 (JICA)	旧国際協力銀行 (JBIC) 海外経済協力業務
1954年 10月	コロンボプラン加盟、日本の経済協力事業の開始	
1961年 3月		海外経済協力基金 (OECF) 設立 (日本輸出入銀行が運営を委託されていた東南アジア開発協力基金を承継・設立)
1962年 6月	海外技術協力事業団 (OTCA) 設立	
1963年 7月	海外移住事業団 (JEMIS) 設立	
1966年 6月		OECF 初の円借款契約を締結 (対韓国)
1974年 8月	国際協力事業団 (JICA) 設立 (OTCA、JEMIS、(財)海外貿易開発協会の鉱工業投融资事業、(財)海外農業開発財団の人材養成事業を統合)	
1999年 10月		日本輸出入銀行と OECF の統合により、国際協力銀行 (JBIC) 設立
2007年 5月		円借款供与国数が 100 か国到達

年 月	国際協力機構 (JICA)	
2003年 10月	独立行政法人国際協力機構 (JICA) 設立	
2008年 10月	独立行政法人国際協力機構は、10月1日付でそれまでの技術協力に加え、旧 JBIC の海外経済協力業務 (現在の有償資金協力業務) と、外務省の無償資金協力業務の一部を承継。(旧 JBIC の国際金融等業務は株式会社日本政策金融公庫に承継され、2012年4月1日に同公庫から分離して株式会社国際協力銀行となりました。)	

3. 事業の内容

3-1. 当機構の概要

(1) 設立の経緯と業務の目的

当機構は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」といいます。）及び独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号）の定めるところにより、2003 年 10 月 1 日に設立された独立行政法人です。

当機構は、2006 年 5 月に成立した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）及びこれに基づき 2006 年 11 月に成立した「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」（平成 18 年法律第 100 号。以下本法律施行後の独立行政法人国際協力機構法を「JICA 法」といいます。）の定めるところにより、2008 年 10 月 1 日付で新たに旧 JBIC の円借款等海外経済協力業務（当機構では「有償資金協力業務」といいます。）及び外務省より無償資金協力業務（外交政策の遂行上の必要から外務省が引き続き自ら実施するものを除きます。）を承継し、わが国の国際協力における総合的な援助機関として新たなスタートを切りました。

当機構の目的は、JICA 法第 3 条において、「開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」といいます。）に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の推進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資すること」と定められております。

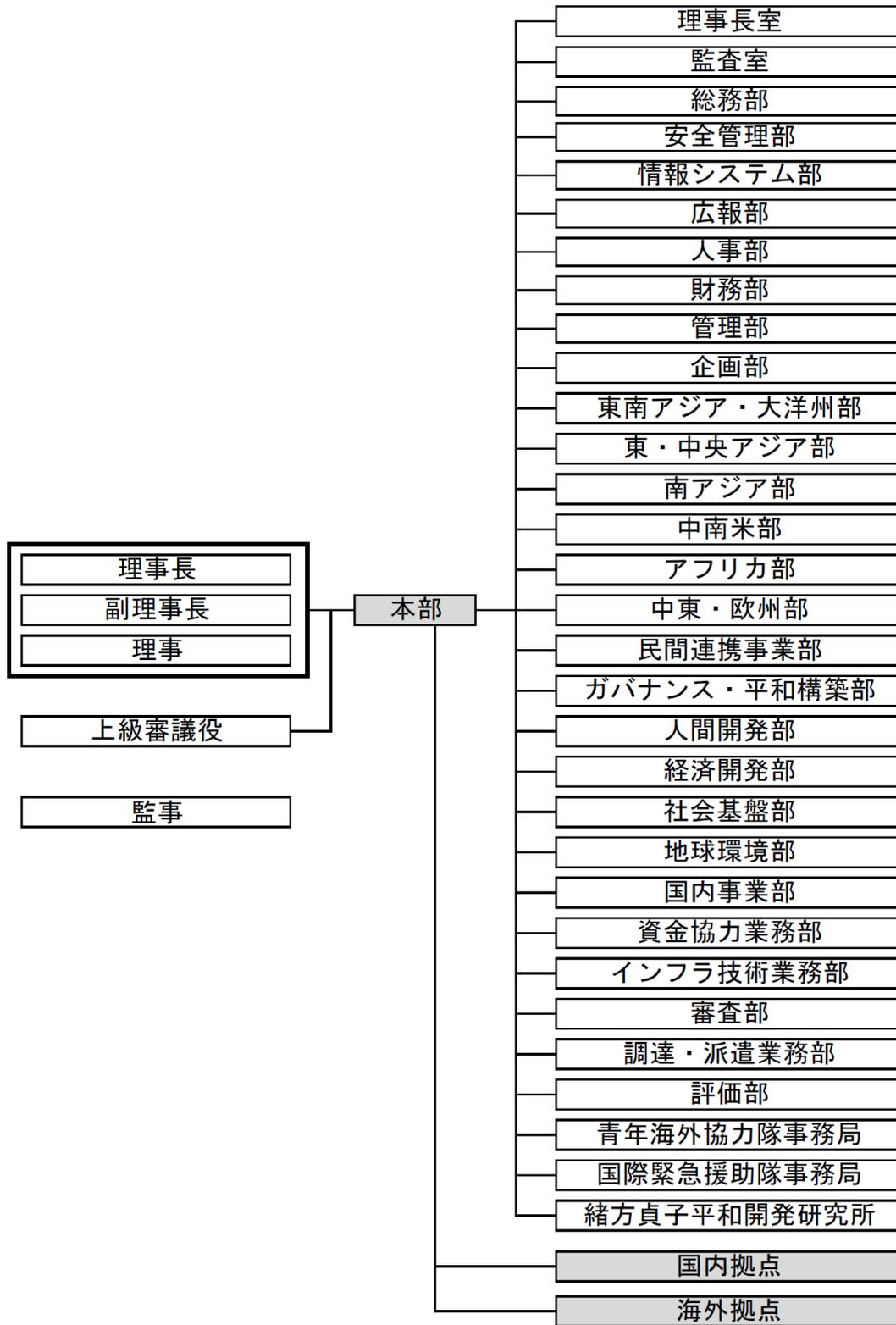
(2) 資本金の構成

当機構の資本金は日本政府が全額出資しています。

当機構は上述のとおり、2008 年 10 月 1 日に旧 JBIC の海外経済協力業務及び外務省の無償資金協力業務の一部を承継致しました。JICA 法附則第 2 条第 7 項に基づき、当機構が旧 JBIC より承継した資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から当機構に対し追加して出資されたものとされ、同条第 8 項に基づき、当該承継資産の価額は、2008 年 10 月 1 日現在における時価を基準として、2009 年 2 月 23 日に開催された資産評価委員会により決定されました。

2021 年 3 月 31 日現在、当機構の資本金は 8,264,620 百万円です。

(3) 組織図 (2021年12月1日現在)



(4) 日本政府・国家機関等との関係について

① 主務大臣について

当機構の主務大臣は次のとおりとされています（JICA 法第 43 条第 1 項）。

(ア) 管理業務に関する事項（次号に掲げるものを除きます。）については、外務大臣

(イ) 管理業務のうち有償資金協力業務に係る財務及び会計に関する事項については、外務大臣及び財務大臣

(ウ) 管理業務以外の業務に関する事項については、外務大臣

主務大臣は、理事長及び監事の任命（通則法第 14 条）及び解任（通則法第 23 条）、業務方法書の認可（通則法第 28 条）等を行います。また、業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせること、又は業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができます（通則法第 64 条）。

② 役員について

当機構の理事長及び監事は主務大臣が任命し（通則法第 20 条第 1 項及び第 2 項）、副理事長及び理事は理事長が任命します（同条第 4 項）。また、主務大臣又は理事長はそれぞれが任命した役員を解任することができます（通則法第 23 条）。

なお、理事長が副理事長及び理事を任命若しくは解任した時は、遅滞なく主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならないとされています（通則法第 20 条第 5 項及び第 23 条第 4 項）。

③ 中期目標・中期計画について

主務大臣は、3 年以上 5 年以下の期間において当機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」といいます。）を定め、これを当機構に指示するとともに公表しなければならないと定められています（通則法第 29 条）。当機構は主務大臣より指示を受けた当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」といいます。）を作成し、主務大臣の認可を受ける必要があります（通則法第 30 条）。なお、第 4 期中期目標及び第 4 期中期計画（中期目標期間：2017 年 4 月～2022 年 3 月）は以下から参照できます。

「独立行政法人国際協力機構中期目標」（第 4 期）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000014487.pdf>

「独立行政法人国際協力機構中期計画」（第 4 期）

https://www.jica.go.jp/disc/chuki_nendo/ku57pq00000t0aea-att/chuki_keikaku04.pdf

④ 会計検査院による検査について

当機構に対しては会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 20 条、第 22 条第 5 号及び第 30 条の 3 に基づいて会計の検査を目的とした会計検査院による検査が行われています。検査は毎月行われる書面検査と毎年 2 回行われる実地検査があり、検査結果は毎年 1 回会計検査院から内閣へ送付され内閣より国会に提出されます。また、議院等から国会法（昭和 22 年法律第 79 号）の規定により会計検査及びその報告の要請があった場合、当該要請に係る事項につき会計検査院による検査が行われます。

⑤ 金融庁による検査について

政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律（平成 14 年法律第 56 号）が 2003 年 4 月 1 日に施行されたことを受け、2003 年度より主務大臣から金融庁に検査権限の一部が委任されて、旧 JBIC は金融庁の検査対象となりました。当機構の有償資金協力業務についても引き続き検査対象となっています（JICA 法第 39 条）。

⑥ 財務面での政府関与

(i) 予算制度

当機構では、JICA 法第 17 条により、

(ア)後述(イ)に掲げる有償資金協力業務を除く業務に係る勘定（以下「一般勘定」といいます。）

(イ)有償資金協力業務に係る勘定（以下「有償資金協力勘定」といいます。）

に区分して経理を行うこととされています。一般勘定の主な収入である運営費交付金は、外務省 ODA（政府開発援助）一般会計予算の一部として措置されます。また、有償資金協力勘定については、JICA 法第 18 条及び第 21 条に基づき、予算の国会の議決に関しては、国の予算の議決の例によるとされ、有償資金協力業務に係る収入及び支出の予算は、政府関係機関予算として主務大臣を経由して、財務大臣に提出、閣議決定後、内閣がこれを国会に提出、国会において議決されます。

(ii) 資金調達

政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、当機構に追加して出資することができます（JICA 法第 5 条第 2 項）。

政府は、予算の範囲内において、当機構に対してその業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができます。（通則法第 46 条）。

当機構は、中期計画において設定する限度額の範囲内で、短期借入を行なうことができます（通則法第 45 条）。

当機構は、有償資金協力業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、政府から長期借入又は国際協力機構債券を発行することができます（JICA 法第 32 条）。

また政府は、予算の範囲内において、国際協力機構債券に係る債務について、保証契約を行なうことができます（JICA 法第 34 条）。

(iii) 当機構の借入金及び債券発行の制限

当機構の有償資金協力勘定における借入金・債券発行に係る債務の合計額については法律上の上限があり、同勘定の資本金及び準備金の合計額の 3 倍に相当する額までとなっています（JICA 法第 33 条）。また、当機構は毎事業年度の債券発行に係る基本方針を作成し、主務大臣の認可を受けなければなりません（JICA 法第 32 条第 3 項）。

(iv) 財務諸表の作成及び監査について

当機構の一般勘定については、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後 3 月以内に外務大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされています（通則法第 38 条）。また、有償資金協力勘定においては、半期ごとに財務諸表を作成し、当該半期経過後 2 月以内又は当該事業年度終了後 3 月以内に、主務大臣を経由して財務大臣に届け出なければならないとされています（JICA 法第 28 条）。当機構は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査の他、会計監査人の監査を受けなければならないとされています（通則法第 39 条）。当該会計監査人は公認会計士又は監査法人でなければならず（通則法第 41 条）、主務大臣により選任されます（通則法第 40 条）。

(v) 民間金融機関との関係（有償資金協力業務）

有償資金協力業務においては、一般の金融機関が行う資金の貸付け又は出資を補完し、又は奨励するよう行うものとし、これらと競争してはならず（JICA 法第 14 条第 1 項）、一般の金融機関が通常の場合により資金の貸付け又は出資を行うことが困難と認められる場合（同条第 2 項）、及び開発事業に係る事業計画又は開発途上地域の経済の安定に関する計画の内容が適切であり、その達成の見込みがあると認められる場合（同条第 3 項）に限り、必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要のあるときは出資することができます。

(vi) 日本政府の「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」における国際協力機構債券の位置づけ

日本政府の SDGs 達成に向けた実施指針である「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（2016 年 12 月 22 日決定）において、国際協力機構債券（社会貢献債）の発行が資金動員（国内の民間資金を開発途上国のために動員する）の具体的施策のひとつに位置づけられ

ました。これは、SDGs 達成に向けた開発途上国の取組について、公的資金のみならず、民間資金も動員して支援する、という考えに基づくものです。

「持続可能な開発目標 (SDGs) を達成するための具体的施策」における当機構の債券発行の位置づけは以下のとおりです。

具体的施策および概要	社会貢献債の発行 (JICA) JICA 債の発行を通じて国内の民間資金を成長市場である開発途上国のために動員する
該当する SDGs の目標およびターゲット	「持続可能な開発目標 (SDGs)」目標 17 (実施手段) : 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する 「持続可能な開発目標 (SDGs)」ターゲット 17.3 : 複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する

「SDGs 実施指針改定版」(2019 年 12 月 20 日、一部改訂)においても、「環境・社会・ガバナンスの要素を考慮する ESG 金融やインパクトファイナンス、ソーシャルファイナンス、SDGs ファイナンス等と呼ばれる経済的リターンのみならず社会貢献債としての JICA 債の発行など社会的リターンを考慮するファイナンスの拡大の加速化が、SDGs 達成に向けた民間資金動員の上で重要である。」とされており、SDGs 達成のために民間資金を動員するツールとして明記されています。

上記の内容は首相官邸及び外務省のホームページで公表されています。

「持続可能な開発目標 (SDGs) を達成するための具体的施策 (付表)」

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/dai2/siryous2.pdf>

「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (外務省仮訳)」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000101402.pdf>

「SDGs 実施指針改定版」(2019 年 12 月)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/dai8/siryous1.pdf>

(5) 開発途上国政府、国際援助機関、市民社会、民間企業との関係

当機構は開発途上国政府・政府機関スタッフへのアドバイスや技術的な支援のほか、研修・招聘を通じた人的ネットワークの構築を行っており、また、海外の援助機関とも協働して援助方針の調整や事業等を行い、開発途上国の開発計画づくり、人材育成と経済・社会発展に協力しています。他援助機関との関係については、国連機関 (国連開発計画 (UNDP)、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) など)、国際開発金融機関 (世界銀行、アジア開発銀行 (ADB)、アフリカ開発銀行 (AfDB)、米州開発銀行 (IDB)、欧州復興開発銀行 (EBRD) など)、及び二国間援助機関 (米国国際開発庁 (USAID)、ドイツ国際協力公社 (GIZ)、ドイツ復興金融公庫 (KfW)、フランス開発庁 (AFD)、韓国輸出入銀行・対外経済協力基金 (EDCF) など) や新興ドナー (中国輸出入銀行、タイ周辺国経済開発協力機構 (NEDA)) などとの間で、トップマネジメント・レベル及び実務・現場レベルの協議・相互訪問による緊密な意見交換や人材交流等を行っています。こうした開発途上国政府や援助機関の協力関係の構築は、ノウハウや知見の共有だけでなく、開発効果の最大化や成果の持続性の点から高い意義があります。例えば、他援助機関との協調融資による事業の実現・拡大や、相手国政府・援助機関間での調達・財務管理手続きの調和化などの取組は、開発効果をより増大させるとともに、開発事業の実施にあたっての調整コストを引き下げ、効率的な事業の実施と開発途上国政府のオーナーシップの向上に繋がっています。

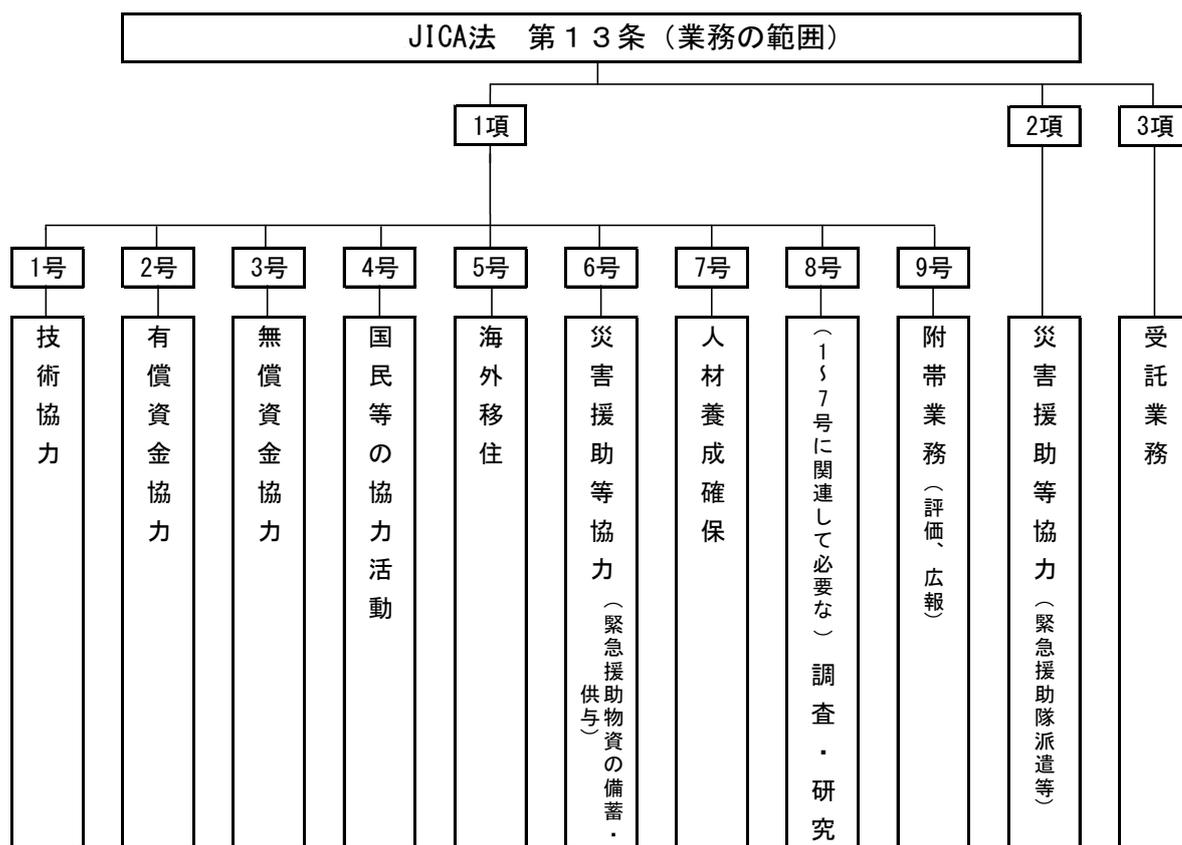
当機構は地方自治体、大学、NGO、民間企業との定期協議や開発の現場での協力を通じたパートナーシップの構築を推進しています。特に、開発途上国の社会経済開発における民間部門のプレゼンスの増大と、SDGs の経営戦略への取り込み等の民間企業の活動の変化に伴

い、民間部門との連携を強化しております。2008年10月の新JICA発足を機に民間連携室（現民間連携事業部）を設置して以降、民間企業、民間ビジネスとのパートナーシップを強化し、スピード感を持って、開発途上国における民間企業活動の環境を整備し支援することで、開発途上国・民間企業・ODAがWin-Win-Winの関係となることを目指して関連する事業を行ってきました。そして、周辺環境整備（企業活動に関連する周辺的なニーズへの対応（インフラ整備のみならず、政策・制度整備や人材育成を含む）、海外投融资、中小企業等の海外展開支援、その他CSR活動や開発途上国の社会的・経済的課題の解決に貢献するビジネスとの連携など、民間企業との連携を通じて開発途上国の発展に貢献する取組を行っています。また、2019年には、JICAは、「民間企業との連携強化方針」を策定し、企業との共創を通じた開発効果の拡大及び地方創生を含む我が国経済への貢献に向けて体制整備等の取り組み方針を定めています。

3-2. 当機構の業務内容

(1) 業務の種類

当機構は、2008年10月1日付で旧JBICの海外経済協力業務及び外務省の無償資金協力業務の一部を承継しました。承継後の当機構の業務の範囲については、JICA法第13条に以下のように定められております。主な事業については、以下の①～⑥のとおりです。



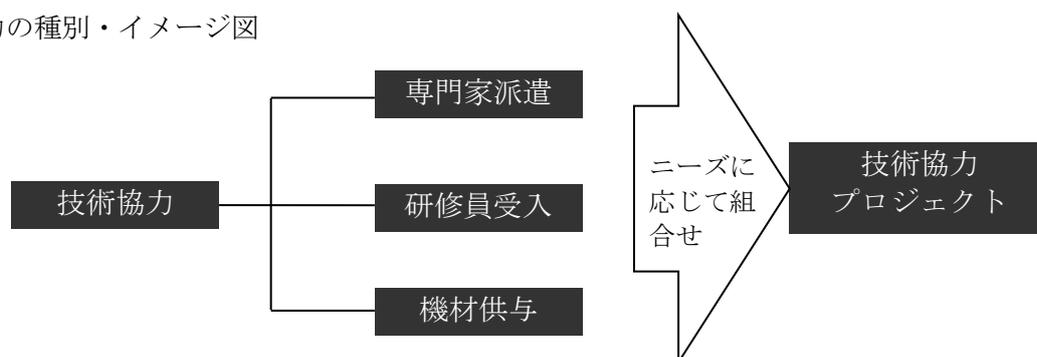
① 技術協力（JICA法第13条第1項第1号）

技術協力は、開発途上地域の人々が直面する開発課題に自ら対処していくための総合的な能力向上を目指す、人を介した協力であり、条約その他の国際約束に基づき、人的資源の開発、技術水準の向上、組織強化、政策・制度の改善及び公共的な開発計画の立案を支援することにより、開発途上地域の経済的社会的開発の促進及び福祉の向上に寄与することを目的としています。

- ・ 専門家派遣：開発途上国に日本人専門家（必要に応じ第三国の専門家）を派遣し、当該国の行政官や技術者に必要な技術や知識を伝えるとともに、彼らと協働して現地適合技術や制度の開発、啓発や普及などを実施。
- ・ 研修員受入：開発途上国で開発の中核を担う人材に対して必要な技術や知識に関する研修を実施（主に日本、必要に応じ相手国や第三国でも実施）。
- ・ 機材供与：専門家などが効率的な協力を実施するに当たって、必要な機材を相手国に供与。
- ・ 技術協力プロジェクト：一定の成果を一定の期間内で達成することを目的に、予め合意した協力計画に基づき、目標の達成のため、専門家派遣、研修員受入、機材供与等を最適な形で組み合わせて実施。
- ・ 開発計画調査型技術協力：公共事業計画策定や政策立案に係る支援を主目的とするものであって、その過程において、相手国の行政官等に対し、調査・分析手法や計画策定手法の技術移転も実施。

協力分野は、農業開発、運輸交通、産業開発、保健医療、教育に加え、近年では、環境保全、気候変動対策、DX、法整備、公共財政管理、金融市場開発、平和構築・復興等多様化しており、その広範な分野で日本の技術やノウハウを相手国の指導的役割を担う人材に伝え、それが更に相手国の組織・社会に広く伝播することにより、相手国の発展に寄与することを期待しています。また技術協力は、“人を介した協力”であるため、両国国民レベルでの相互理解に大きな役割を果たしています。

技術協力の種別・イメージ図



② 有償資金協力（JICA 法第 13 条第 1 項第 2 号）

有償資金協力とは、低金利で返済期間の長い緩やかな条件（譲許的な条件）で、開発途上国に対して開発資金を貸付ける形態の援助のことを指し、「円借款」と呼ばれる開発途上国の政府若しくは政府機関・地方公共団体、又は国際機関向けの融資業務と「海外投融資」と呼ばれる民間部門等への出資・融資業務が存在します。

多くの開発途上国では、電力・ガス、運輸、通信などの経済社会発展を支える基幹インフラの整備が不十分です。また、HIV/エイズやマラリア、先般の新型コロナウイルスなどの感染症、気候変動、大気や水の汚染、紛争・テロなどの地球的規模の問題も顕在化しています。開発途上国が上記の課題を克服し、経済的自立を達成するためには、経済社会基盤の底上げが必要ですが、開発途上国においては、そうした基盤整備に必要な資金を市場メカニズムだけで調達することは困難です。円借款は、開発途上国に対して低利で長期の緩やかな条件で開発資金を貸し付けることにより、開発途上国の発展への取り組みを支援しています。

開発途上国の経済成長や貧困削減のためにはその国自らのオーナーシップが必要不可欠です。資金の返済を求める円借款は、開発途上国に借入資金の効率的な利用と適切な事業監理を促し、開発途上国のオーナーシップ・自助努力をより一層後押しします。また、円借款は返済を前提とした資金援助であるため、日本にとっても財政負担が小さく、持続性のある支援手段です。

当機構は有償資金協力業務においても、国際社会の共通目標である SDGs や、日本政府の「開発協力大綱」を踏まえ、「質の高い成長」、「平和構築の促進」、「地球規模課題への取組みの強化」等へ貢献する分野への支援を積極的に行ってきました。円借款による支援地域は、日本と

地理的・歴史的・経済的なつながりの強いアジア地域が中心となっていますが、アジア地域以外の国々のニーズも大きく、これまで合計 109 カ国に及ぶ幅広い国と地域を支援しています。

また、2015 年 11 月 21 日にマレーシアのクアラルンプールにて行われた ASEAN ビジネス投資サミットにおいて、安倍総理大臣（当時）より「質の高いインフラパートナーシップ」を踏まえた円借款・海外投融資の制度拡充策について発表され、2016 年 5 月 26 日から 27 日に開催された G7 伊勢志摩サミットでは、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」が発表されました。更に 2019 年 6 月 28 日から 29 日に開催された G20 大阪サミットでは「質の高いインフラ投資原則」が首脳宣言に盛り込まれました。これらを受けて、当機構は財務健全性を確保することを前提としてドル建て借款やハイスpek 借款の適用拡大、STEP（本邦技術活用条件制度の改善やドル・ユーロ・現地通貨建て海外投融資など、円借款・海外投融資の利便性のさらなる向上に取り組んでいきます。

円借款の種類はニーズによって様々なものがあり、次のように大別されます。

1) プロジェクトタイプ

- ・ プロジェクト借款：道路、鉄道、港湾・空港、発電所・送電網、上下水道や灌漑設備の建設等、あらかじめ特定されたプロジェクトに必要な設備、資機材、サービスの調達や土木工事等の実施に必要な資金を融資するもので、円借款の主要な部分を占めます。
- ・ エンジニアリング・サービス借款：プロジェクトの実施に必要な調査・設計段階で必要とされるエンジニアリング・サービス（現場詳細データの収集、詳細設計、入札書類作成等）を本体業務に先行して融資するものです。ただし、プロジェクト借款同様にフィービリティ調査（Feasibility Study:F/S）等が終了し、事業全体の必要性・妥当性が確認されていることが前提となっています。
- ・ 開発金融借款（ツーステップ・ローン）：借入国の政策金融制度のもと、開発銀行等の当該国の金融機関を通じて、中小規模の製造業や農業等の特定部門の振興や貧困層の生活基盤整備といった一定の政策実施のために必要な資金を供与するものです。最終受益者に資金がわたるまでに段階が 2 つ以上の金融機関を経由する手順となるので、ツー・ステップ・ローン（Two Step Loan :TSL）とも呼ばれます。この借款では、民間の多数の最終受益者に資金を供与できるとともに、金融機関を仲介させることによって、当該金融機関の能力強化や金融セクター開発を図ることが出来ます。
- ・ セクターローン：複数のサブプロジェクトで構成される特定セクターの開発計画の実施のために必要な資機材、役務及びコンサルティングサービスの費用を融資し、あわせて当該セクターの政策、制度改善を図るものです。

2) ノン・プロジェクトタイプ

- ・ 開発政策借款：政策改善と制度全般の改革を行おうとしている開発途上国を支援するための借款です。従来の構造調整借款とは異なり、より長いタイムスパンでの国家戦略、又は貧困削減戦略実施等を支援するものです。近年は、その方向性に沿った改革項目が当該国政府により実施されたことを確認し、その達成に対して借款契約が締結、資金が供与され、当該国予算に組み込まれるタイプのもの（バックワード・ルッキング型といいます。）が、主体となっています。達成の確認の際には、将来の改革項目についても協議し、長期的な枠組みのもと、改革を支援するものです。この借款の場合、国際開発金融機関（世界銀行等）との協調融資の形をとることが多くあります。

また日本政府及び当機構は、民間セクターを通じた開発途上地域の開発促進のため、開発途上地域において民間企業等が実施する開発事業を出資、融資により支援する海外投融資機能の再開に係る議論を進めました。2012 年 10 月 16 日のパッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合においてその本格再開が決定されました。2020 年度は、計 10 件の投融資案件を新規に承諾しました。今後も開発効果が高く、かつ既存の金融機関では対応できない案件について、内容を精査しつつ積極的に取り組んでいきます。

円借款供与条件表
(2021年10月1日以降に事前通報を行う案件に適用)

所得階層	一人当たりGNI (2019年)	条件	適用金利	基準/ オプション	金利 (%)	償還期間 (年)	うち据置期間 (年)	譲渡条件
LDCかつ貧困国 ^(注1) (US\$ 1,035以下)					0.01	40	10	アンタイド
LDC 又は 貧困国 (US\$ 1,035以下)		ハイスベック ^(注2) (注2: LDC)	固定金利	基準	0.25	30	10	アンタイド
				オプション1	0.20	25	7	
				オプション2	0.15	20	6	
				オプション3	0.10	15	5	
		優先条件 ^(注3) (注3: LDC)	変動金利	長期オプション	TORF+40bp	40	10	
				基準	TORF+30bp	30	10	
				オプション1	TORF+25bp	25	7	
				オプション2	TORF+20bp	20	6	
		一般条件	固定金利	オプション3	TORF+15bp	15	5	
				基準	0.60	30	10	
				オプション1	0.50	25	7	
				オプション2	0.35	20	6	
一般条件	変動金利	オプション3	TORF+15bp	15	5			
		長期オプション	TORF+50bp	40	10			
		基準	TORF+40bp	30	10			
		オプション1	TORF+35bp	25	7			
	固定金利	オプション2	TORF+30bp	20	6			
		オプション3	TORF+25bp	15	5			
		基準	0.70	30	10			
		オプション1	0.60	25	7			
低・中所得国	US\$ 1,036 以上 US\$ 4,045 以下	ハイスベック	固定金利	基準	0.50	30	10	アンタイド
				オプション1	0.45	25	7	
				オプション2	0.40	20	6	
				オプション3	0.35	15	5	
		優先条件	変動金利	長期オプション	TORF+90bp	40	10	
				基準	TORF+70bp	30	10	
				オプション1	TORF+60bp	25	7	
				オプション2	TORF+50bp	20	6	
		一般条件	固定金利	オプション3	TORF+40bp	15	5	
				基準	1.00	30	10	
				オプション1	0.85	25	7	
				オプション2	0.65	20	6	
一般条件	変動金利	オプション3	0.45	15	5			
		長期オプション	TORF+110bp	40	10			
		基準	TORF+90bp	30	10			
		オプション1	TORF+80bp	25	7			
	固定金利	オプション2	TORF+70bp	20	6			
		オプション3	TORF+60bp	15	5			
		基準	1.20	30	10			
		オプション1	1.05	25	7			
中進国以上	US\$ 4,046 以上	ハイスベック	固定金利	オプション2	0.65	25	7	アンタイド
				オプション3	0.60	20	6	
				オプション1	0.55	15	5	
				基準	0.70	30	10	
		優先条件	変動金利	長期オプション	TORF+110bp	40	10	
				基準	TORF+90bp	30	10	
				オプション1	TORF+80bp	25	7	
				オプション2	TORF+70bp	20	6	
		一般条件	固定金利	オプション3	TORF+60bp	15	5	
				基準	1.20	30	10	
				オプション1	1.05	25	7	
				オプション2	0.85	20	6	
一般条件	変動金利	オプション3	0.65	15	5			
		長期オプション	TORF+130bp	40	10			
		基準	TORF+110bp	30	10			
		オプション1	TORF+100bp	25	7			
	固定金利	オプション2	TORF+90bp	20	6			
		オプション3	TORF+80bp	15	5			
		基準	1.40	30	10			
		オプション1	1.25	25	7			
STEP ^(注7)			固定金利	オプション2	1.05	20	6	タイド
				オプション3	0.85	15	5	
				基準	0.10	40	10	
				オプション1	0.85	15	5	
コンサルティングサービス		コンサルティングサービス部分の金利は0.01%とし、償還期間及び据置期間並びに譲渡条件は本体部分と同様とする。						
プログラム借款オプション		協賛融資の場合は譲渡性を確保しつつ、協賛融資先の償還期間と同一にすることができる。						
<p>(注1) LDCかつ貧困国は分野にかかわらず0.01%、40年(10年)を適用。LDCかつ貧困国から上位の所得階層に移行する際は、直ちに適用金利を変更せず、3年間の移行期間を設定。</p> <p>(注2) ハイスベック借款は、「質の高いインフラ」を推進すると特に認められるプロジェクト借款案件に適用(適用に当たっては具体的な案件毎に検討)。</p> <p>(注3) 優先条件が適用されるのは、環境・気候変動分野、保健・医療分野、防災分野及び人材育成分野。</p> <p>(注4) TORF(6か月物)部分のみ変動し、スプレッドは固定するFixed Spread Loanを適用。変動金利の下限金利は0.1%とする。</p> <p>(注5) STEP(本邦技術活用条件)は、OECDルール上タイド借款が供与可能な案件のうち、我が国の優れた技術やノウハウを活用するものとして途上国から本条件適用の要請があるもので、かつ我が国の事業者の所有する技術やノウハウが必要かつ実質的に活かされる案件に適用。STEP対象国は、OECD公的輸出信用アレンジメント上タイド借款が供与可能な国。但し、LDC(国連開発計画委員会のLDCリスト掲載ページを参照)を除く。</p> <p>(注6) 災害復旧分野(災害復旧スタンダードバイ借款を含む)は所得階層にかかわらず0.01%、40年(10年)を適用。災害復旧スタンダードバイ借款は、外貨返済型円借款が適用可能な償還期間(据置期間)である20年(6年)、15年(5年)も選択可能とする。</p> <p>(注7) PPPインフラ信用補完スタンダードバイ借款は所得階層にかかわらず変動金利のみとし、金利6か月TORF+35~55bp、償還期間は最長40年(最長コミットメント期間=30年+10年)の範囲内で個別に設定する。ただし、短期流動性支援の場合は、10年を償還期間とする。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> EPISA(アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ)ソブリン向けは、所得階層に応じて、優先条件を適用(ただし、LDCかつ貧困国については、0.01%、40年(10年)を適用)。 IMFのプログラムが順調に進んでいる国及びIDAグラント供与国については、IMFの譲渡性基準を満たすよう供与条件を変更することができる。 一般条件及び優先条件の固定金利については、市場実勢を踏まえ、変動金利と等価の金利水準となるよう、定期的に見直すものとする。なお、2022年4月の見直しはLIBOR後継金利のスワップ市場の動向等を見極めつつ検討する。 中進国以上は固定金利も選択可能であるが、原則変動金利を適用するものとする。 								

借款対象国所得階層分類

2021年4月改定

所得階層	一人当たり GNI	
L D C かつ 貧困国 (US\$ 1,035 以下)		アフガニスタン、イエメン、ウガンダ、エチオピア、エリトリア、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、コンゴ民主共和国、シエラレオネ、スーダン、ソマリア、チャド、中央アフリカ、トーゴ、ニジェール、ハイチ、ブルキナファソ、ブルンジ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南スーダン、モザンビーク、リベリア、ルワンダ
L D C 又は 貧困国 (US\$ 1,036 以下)		アンゴラ、カンボジア、キリバス、コモロ、サントメ・プリンシペ、ザンビア、ジブチ、シリア、セネガル、ソロモン諸島、タジキスタン、タンザニア、ツバル、ネパール、バングラデシュ、東ティモール、ブータン、ベナン、ミャンマー、モーリタニア、ラオス、レソト
低・中所得国	US\$ 1,036 以上 US\$ 4,045 以下	アルジェリア、インド、ウクライナ、ウズベキスタン、エジプト、エスワティニ、エルサルバドル、ガーナ、カーボベルデ、カメルーン、キルギス、ケニア、コートジボワール、コンゴ共和国、ジンバブエ、スリランカ、チュニジア、ナイジェリア、ニカラグア、パキスタン、バヌアツ、パプアニューギニア、フィリピン、ベトナム、ボリビア、ホンジュラス、ミクロネシア、モルドバ、モロッコ、モンゴル
中進国以上	US\$ 4,046 以上	アゼルバイジャン、アルゼンチン、アルバニア、アルメニア、アンティグア・バーブーダ、イラク、イラン、インドネシア、エクアドル、ガイアナ、カザフスタン、ガボン、北マケドニア、キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、コソボ、コロンビア、サモア、ジャマイカ、ジョージア、スリナム、赤道ギニア、セルビア、セントビンセント・グレナディーン、セントルシア、タイ、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トルクメニスタン、トルコ、トンガ、ナウル、ナミビア、ニウエ、パナマ、パラオ、パラグアイ、フィジー、ブラジル、ベネズエラ、ベラルーシ、ペリール、ペルー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、マーシャル諸島、マレーシア、南アフリカ、メキシコ、モーリシャス、モルディブ、モンテネグロ、ヨルダン、リビア、レバノン

③ 無償資金協力 (JICA 法第 13 条第 1 項第 3 号)

無償資金協力とは、被援助国に対し返済の義務を課さない資金協力のことで、医療や給水、農村開発、運輸交通などの基礎的な分野において、病院、学校、道路等の建設を行う「施設の建設」や、医療機材や教育訓練機材等の調達を行う「資機材の調達」など、主にハード面での協力を行うものです。開発途上国の中でも、所得水準の低い諸国を中心に、当該国の将来にかかわる協力を幅広く行っています。

具体的な対象分野は、保健・医療、公衆衛生、水供給、初等・中等教育、農村・農業開発、運輸交通、電力、情報通信等の「基礎生活分野」となりますが、近年はこれらに加え、紛争予防、平和構築、地雷対策、テロ・海賊対策、防災・災害復興、環境等、多様化しています。

当機構は、外交政策遂行上の必要から外務省が自ら実施するものを除き、無償資金協力の実施主体として、「事前の調査」から支払業務等の「実施監理」、そして「事後監理」を担っています。

④ ボランティア事業 (JICA 法第 13 条第 1 項第 4 号の一部)

ボランティア派遣事業は、開発途上国からの要請に基づき、それに見合った技術・知識・経験を持ち、「開発途上国の人々のために生かしたい」と望む方を募集し、選考、訓練を経て派遣します。その主な目的は、(1) 開発途上国の経済・社会の発展、復興への寄与、(2) 異文化社会における相互理解の深化と共生、(3) ボランティア経験の社会還元です。なかでも、青年海外協力隊は事業発足以来 50 年を超える長い歴史を持ち、2021 年 3 月末現在、青年海外

協力隊、シニア海外ボランティア、日系社会青年ボランティア、日系社会シニア・ボランティアの4つのJICAボランティアプログラムすべての累計派遣者数は5万4,000人を超えています。

2019年より、総称をJICA海外協力隊と改めました。

(i) 青年海外協力隊/海外協力隊

青年海外協力隊事業は、開発途上国からの要請に対し、それらの国の経済・社会の発展に協力しようとする青年の活動を支援するものです。協力隊員は開発途上国に滞在し、受入国の人々と生活をともにしながら協力活動を行います。協力分野は、計画・行政、公共・公益事業、農林水産、鉱工業、エネルギー、商業・観光、人的資源、保健・医療、社会福祉の9分野、職種は約190種と多岐にわたります。

(ii) シニア海外協力隊

幅広い技術や豊かな職業経験をもつ人材を募り、開発途上国からの一定以上の経験・技能等が必要な要請に応じて派遣するものです。協力分野は青年海外協力隊/海外協力隊と同様多岐にわたります。

(iii) 日系社会青年海外協力隊/日系社会海外協力隊、日系社会シニア海外協力隊

中南米地域の日系人社会からの要請に応じて派遣され、地域社会の発展に貢献するものです。日系社会シニア海外協力隊は、一定以上の経験・技能等が必要な要請に応じて派遣するものです。

⑤ 国際緊急援助 (JICA 法第13条第1項第6号及び第2項)

大規模な災害が発生した際、特に開発途上国の多くは、経済・社会基盤が脆弱であるため、十分な救援活動を行えないのが実情です。こうした課題にこたえるべく、日本はこれまでの豊富な経験と技術を生かし国際緊急援助を行っています。

1979年に医療チームの派遣を中心とする国際緊急援助活動が始まり、1987年には「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」(通称JDR法)が制定され、医療チームに加え、救助チーム、専門家チームの派遣も開始され、当機構が派遣実務を担うことが法的に整理されました。またこのJDR法の制定に併せ、当機構は世界4ヶ所に緊急援助物資用の備蓄倉庫を設置し、被災者に対する緊急援助物資供与事業も開始しました。さらに1992年にはJDR法が改正され、国際緊急援助隊として自衛隊部隊の派遣も可能になりました。なお、このJDR法の改正により、同年に施行・公布された「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」(通称PKO協力法)との関係も整理され、紛争に起因する災害はPKO法で対応し、内閣府国際協力平和本部が実務を司り、それ以外の災害(自然災害、ビル倒壊などの人為的災害)はJDR法で対応することになり、当機構が外務大臣の派遣命令を受けて、以下の国際緊急援助隊を派遣しています。国際緊急援助隊の事務局機能はJICA国際緊急援助隊事務局が担っています。

(i) 救助チーム

被災地での被災者の捜索、発見、救出、応急処置、安全な場所への移送を主な任務としています。チームは、警察庁、消防庁、海上保安庁の救助隊員、医療従事者、当機構職員等から構成され、政府の派遣決定から24時間以内に日本を出発することを目標としています。

(ii) 医療チーム

医療チームは、被災者の診療又は診療の補助を行い、必要に応じて疾病の感染予防や蔓延防止のための活動を行います。メンバーは、自発的な意志に基づいてあらかじめ登録された医師、看護師、薬剤師、調整員などから編成されます。政府の派遣決定から48時間以内に日本を出発することを目標としています。国際緊急援助隊の中で最も歴史が長い活動です。

(iii) 専門家チーム

専門家チームは、災害に対する応急対策と復旧活動の指導を行います。例えば、地震の被災国における建物の耐震性診断や、噴火の恐れがある火山の調査及び噴火予測や被害予測

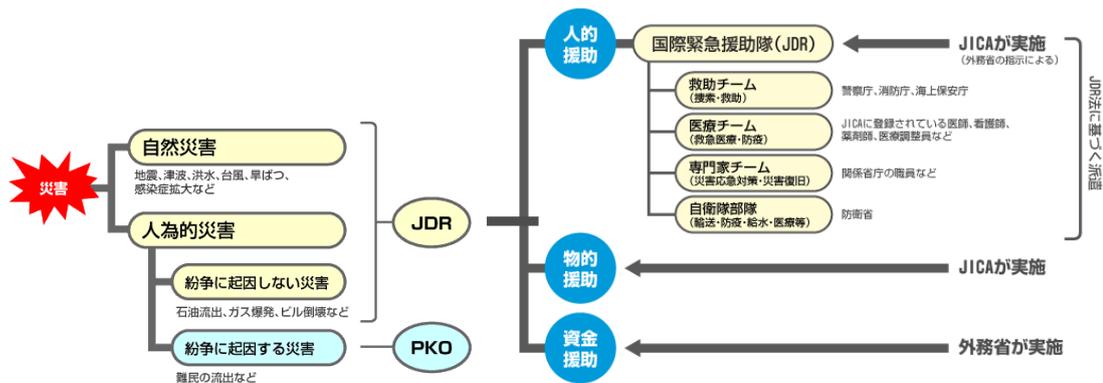
等の活動が含まれます。また、新しい感染症に対して、被害の拡大を食い止めるため助言を行うこともあります。チームは、災害の種類に応じて、関係省庁や地方自治体から推薦された技術者や研究者などで構成されています。

(iv) 自衛隊部隊

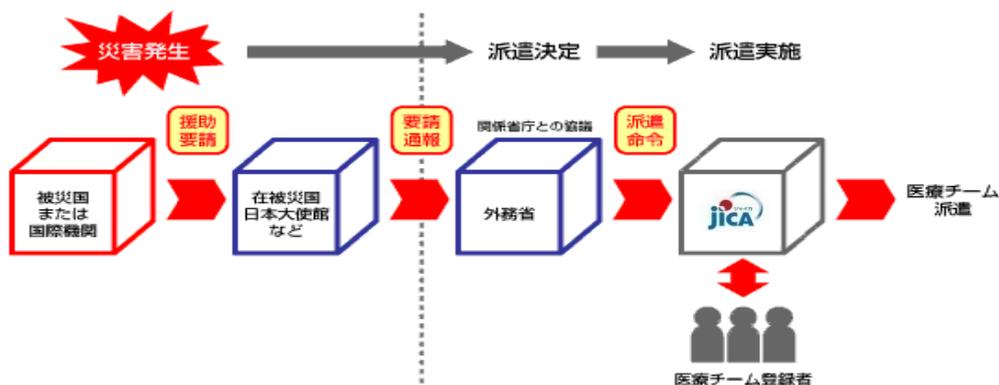
大規模な災害が発生し、特に必要があると認められるとき、自衛隊部隊を派遣します。自衛隊部隊は、緊急援助活動（医療・防疫、給水）や船舶・航空機を用いた輸送活動を行います。

(v) 感染症対策チーム

2014年に西アフリカで感染が拡大したエボラ出血熱への対応を踏まえ、2015年10月に新たに設立されたチームです。このチームは感染症に関する幅広い支援を実施するため、「疫学」、「検査診断」、「診療・感染制御」、「公衆衛生対応」の4つの専門機能と、自己完結型の活動を行うための「ロジスティック」を合わせた5つの機能から構成されます。



派遣のプロセス：医療チームの場合



⑥ 研究活動（JICA 法第 13 条第 1 項第 8 号）

2008年10月の新JICAの発足にともない新たに設置された「JICA 研究所」は、開発途上国が直面する開発課題の解決に向けて開発援助機関としての比較優位を活かした、政策志向の研究に重点を置いております。途上国政策担当者への発信や国際開発潮流への働きかけを強化するため、国内外のネットワークづくりによる研究交流を通じて、研究者と開発実務者の対話の場を創出すると同時に、国際的水準の研究の推進に努めております。こうした研究活動を通じて、途上国の開発課題の解決を支援する当機構の事業戦略に貢献していくことを目指しております。

JICA は、故緒方貞子氏の功績を称え、2020年4月1日付で、「JICA 研究所」の名称を「国際協力機構 緒方貞子平和開発研究所」（略称：JICA 緒方研究所）に変更いたしました。

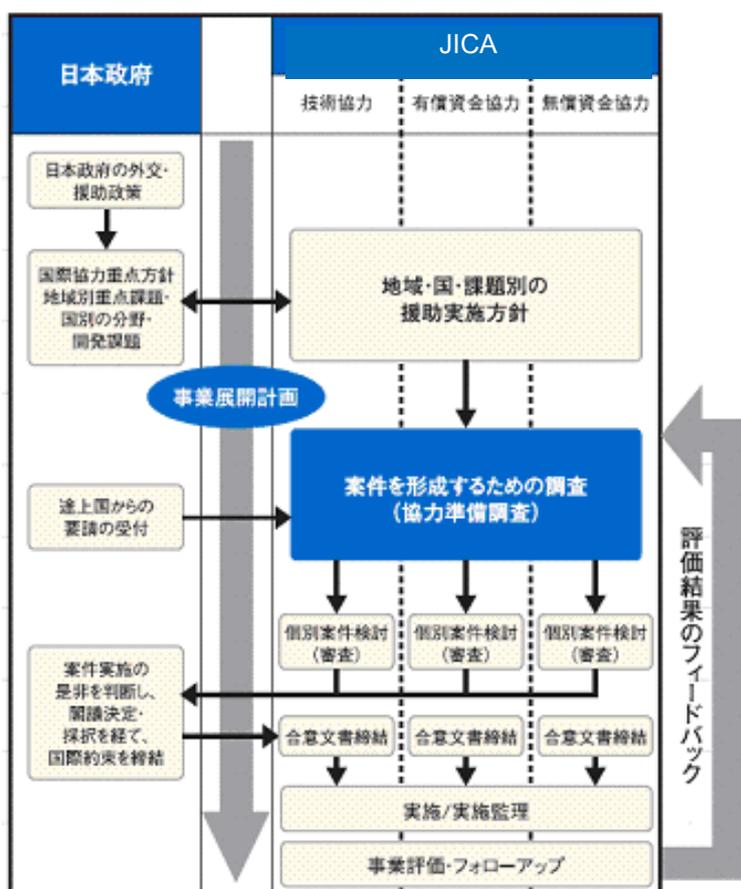
(2) 業務フロー

① 日本政府の政策と JICA の事業実施

当機構は、技術協力、有償資金協力、無償資金協力という ODA の 3 つの手法を一元的に実施する機関として、政府が策定する ODA 政策・戦略に基づき、援助の手法の枠にとらわれない広い視野に立ち、効果的・効率的な支援を実施しています。

特に、被援助国政府から正式な支援の要請を受ける前の段階で相手国のニーズに応じて随時機動的に実施できる「協力準備調査」を導入したことにより、案件形成から事業実施までを迅速化することが可能となり、計画的・戦略的な支援の準備・実施が図られています。

JICA の事業フロー



② プロジェクトの PDCA サイクルと事業評価

PDCA サイクルとは、事業活動の継続的な改善を目的としたマネジメントサイクルであり、Plan、Do、Check、Action の 4 ステップからなります。JICA の事業評価は、援助スキームにかかわらず、プロジェクトの PDCA サイクルと一体不可分の関係にあります。支援の期間や効果発現のタイミング等といった援助スキームの特性を考慮しながら、プロジェクトの事前段階から、実施、事後の段階、フィードバックに至るまで、一貫した枠組みによるモニタリングと評価を実施しています。このように PDCA サイクルの各段階でモニタリングと評価を行うことにより、プロジェクトの開発効果の向上に努めています。国際的な事業評価基準である経済開発協力機構援助委員会 (OECD-DAC) の評価基準の改定を踏まえ、2021 年度より新しい事業基準に基づき事業評価を実施しています。個別事業 (有償資金協力、無償資金協力、技術協力) の事前評価及び事後評価結果は JICA のホームページで公表しています。また、事業評価にかかる取り組みや事業の評価結果についてわかりやすく公表するため、事業評価年次報告書を作成・発行しています。

(事業評価案件検索)

<https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php>

(事業評価年次報告書)

https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general_new/index.html

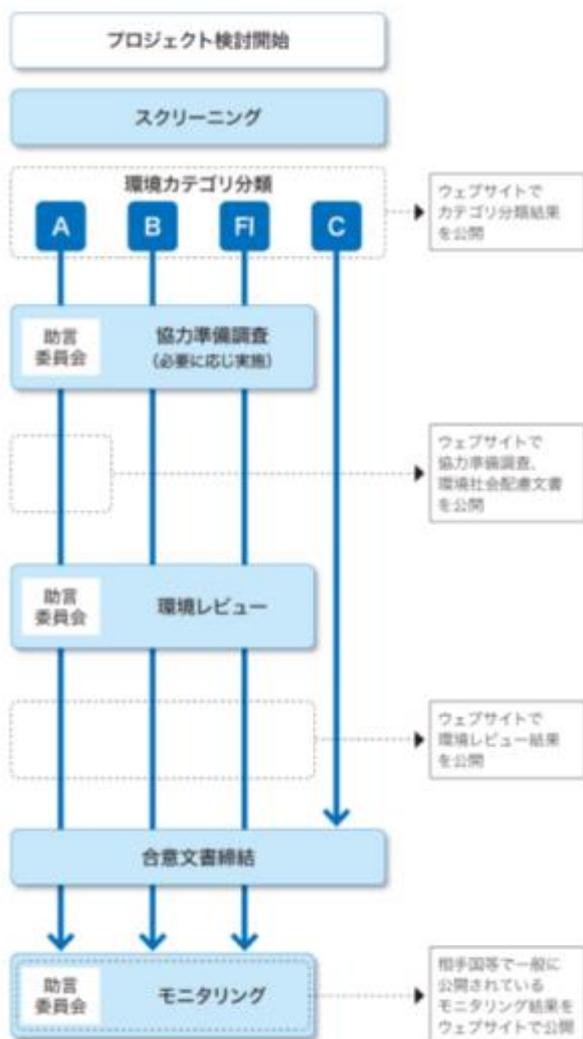


③ 環境社会配慮ガイドライン

当機構は、「JICA 環境社会配慮のためのガイドライン」(以下、ガイドライン)を指針とし、業務運営を行っています。開発途上国向けの協力事業の環境社会配慮についての責任は相手国等にあることを前提として、ガイドラインに基づき適切な環境社会配慮が実施されるよう支援し、確認しています。その一環として、公募で選ばれた外部の専門家から成る「環境社会配慮助言委員会」を常設し、協力事業における環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得ています。

さらに、透明性と説明責任を確保するため、環境社会配慮助言委員会の議事録や相手国等が作成した環境社会配慮に関する文書を公開しています。また、ガイドライン遵守を確保するために、異議申立手続を整備しています。

環境社会配慮確認の手続き



ガイドラインは、環境や社会への影響の度合いに応じて個別事業を4つのカテゴリ（下図）に分類する「スクリーニング」、事業実施を決定する際に環境社会配慮の確認を行う「環境レビュー」、実施から完了後まで環境や社会への影響を調査する「モニタリング」の3つの工程から成ります（左図）。各工程においては、説明責任の確保と多様なステークホルダーの参加を確保するため、環境社会配慮に関する情報公開を相手国等の協力の下で積極的に行っています。環境レビューにおいては、環境や社会に重大な影響を及ぼす可能性がある事業について、相手国等から提出された環境社会配慮文書などに基づき、事業がもたらす可能性のある負の影響を確認し、これを回避、最小化、軽減・緩和し、それでも重大な影響が残る場合には代償するために必要な方策を評価しています。

環境カテゴリ分類

カテゴリ	説明
A	環境や社会に、重大で望ましくない影響を及ぼす可能性があるプロジェクト。具体的には、大規模なエネルギー開発やインフラ整備など影響を及ぼしやすいセクターのプロジェクト、大規模な住民移転や森林伐採など、影響を及ぼしやすい活動を含むプロジェクト、そして、自然保護区や先住民族の生活区域など影響を受けやすい地域で行われるプロジェクトが含まれる
B	環境や社会への望ましくない影響が、カテゴリAと比べて小さいと考えられるプロジェクト
C	環境や社会への望ましくない影響が、最小限、またはほとんどないと考えられるプロジェクト
FI	JICAの融資等が金融仲介者(Financial Intermediary)等に対して行われ、JICAの融資承諾後に金融仲介者等が具体的なサブプロジェクトの選定や審査を実質的に行い、JICAの融資承諾(あるいはプロジェクト審査)前にサブプロジェクトが特定できない場合で、かつ、そのようなサブプロジェクトが環境への影響を持つことが想定される場合

なお、現行ガイドラインは、2010年に公布されたものであることから（注）、国際的な潮流なども踏まえ、透明性と説明責任を確保しながら改定に向けたプロセスを進めています。改定は、日本政府、日本のNGOや民間企業、外部有識者等により構成される「国際協力機構環境社会配慮ガイドラインの改定に関する諮問委員会」を設置し、同委員会から助言を得ながらプロセスを進めています。

（注）2010年7月1日以降に要請を受領した案件は、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月1日付公布）を適用しています。同日以前に要請を受領した案件には、「環境社会配慮のための国際協力銀行ガイドライン」（2002年4月制定）及び「JICA 環境社会配慮ガイドライン」（2004年4月制定）を適用しています。

（JICAの環境社会配慮ガイドライン）

<https://www.jica.go.jp/environment/guideline/index.html>

3-3. 当機構の財務

(1) 経理の特徴

① 区分経理

当機構は、JICA 法第 17 条により、
(ア)後述(イ)に掲げる有償資金協力業務を除く業務に係る勘定（一般勘定）、
(イ)有償資金協力業務に係る勘定（有償資金協力勘定）
に区分して経理を行っております。

② 会計基準

当機構の財務諸表は、通則法第 37 条により、原則として企業会計原則によるものとされ、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」、「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」（平成 15 年外務省令第 22 号）等に基づき作成しております。

③ 財務諸表の作成

当機構の一般勘定は通則法第 38 条により、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後 3 月以内に外務大臣に提出するとともに官報に公告することとされております。また、有償資金協力勘定については、JICA 法第 28 条に基づき、半期ごとに財務諸表を作成して財務大臣に届け出るとともに官報に公告することとされております。毎年度の財務諸表は決算報告書とともに内閣に提出され、会計検査院の検査を経て国会に提出されます。

(2) 利益金処分及び損失金処理の特徴

① 一般勘定

一般勘定の利益金は、通則法第 44 条第 1 項の規定に基づき、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額を積立金として整理しなければならないとされています。ただし同条第 3 項において、残余の額の全部又は一部を主務大臣の承認を受けて剰余金の使途に充てることができることとされています。また、中期目標の期間の最終年度においては、JICA 法第 31 条第 1 項に基づき、積立金のうち外務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る業務の財源に充てることができることとされており、残余があるときは同条第 2 項の規定により国庫納付します。

② 有償資金協力勘定

有償資金協力勘定の利益金は JICA 法第 31 条第 4 項の規定により、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、準備金として同勘定の資本金額と同額になるまで積み立てなければならないとされています。積立金額が資本金額と同額に達し、利益金に残余がある場合には同条第 7 項の規定により国庫納付します。なお、損失金相当額は同条第 6 項の規定により、準備金より取り崩します。

当機構有償資金協力勘定における準備金積立額と国庫納付額

(単位：百万円)

	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
利益金	74,363	79,188	77,771	95,645	33,007
(準備金積立額)	74,363	79,188	77,771	95,645	33,007
(国庫納付額)	-	-	-	-	-

(3) 資金調達の概要

① 一般勘定の資金調達

一般勘定の事業・経費を賄う主要な収入源は政府からの運営費交付金です。支出予算は収入予算の範囲内で組まれており、借入は行っていません。

一般勘定の運営費交付金については、中期計画期間において大枠が決定し、毎年度の国の予算において、各年度分の運営費交付金額が決定されます。

② 有償資金協力勘定の資金調達

有償資金協力勘定は財政融資資金借入金、財投機関債の発行及び政府出資金を主な資金調達手段としています。

(i) 財政融資資金借入金

2021 年度における財政融資資金の借入条件は以下のとおりです。

金利種別	借入期間、返済方法等	借入金利	資金用途
固定	15 年 (据置 6 年後元金均等償還、借入上限 844 億円)	借入期間に応じ、国債の流通利回りを基準として、償還方法や据置期間等の償還形態の違いを反映した上で財務大臣が決定	有償資金協力業務
固定	20 年 (据置 6 年後元金均等償還、借入上限 1,000 億円)		
固定	25 年 (据置 6 年後元金均等償還、借入上限 1,050 億円)		
固定	30 年 (据置 6 年後元金均等償還、借入上限 1,300 億円)		
固定	35 年 (据置 6 年後元金均等償還、借入上限 1,350 億円)		
固定	40 年 (据置 6 年後元金均等償還、借入上限 600 億円)		

(ii) 政府保証外債

当機構は 2014 年より政府保証外債の発行を開始し、これまでに合計 30.8 億米ドルを発行しました。

	発行日	発行額
第 1 次	2014 年 11 月 13 日	5 億米ドル
第 2 次	2016 年 10 月 20 日	5 億米ドル
第 3 次	2017 年 4 月 27 日	5 億米ドル
第 4 次	2018 年 6 月 12 日	5 億米ドル
第 5 次	2020 年 7 月 22 日	5 億米ドル
第 6 次	2021 年 4 月 28 日	5.8 億米ドル

(iii) 財投機関債

旧 JBIC の海外経済協力勘定では財投機関債による資金調達を行っておりませんでした。当機構が同勘定を承継し一元的な援助実施機関として新たに発足したことから、「特殊法人等については、財投機関債の公募発行により市場の評価に晒されることを通じ、運営効率化のインセンティブを高める」という財政投融资制度改革の趣旨を踏まえ、当機構自身の信用力に依拠した資金調達として、国際協力機構債券の発行を開始し、これまでに合計 7,700 億円を発行致しました。

当機構が国際協力機構債券により調達する資金は、有償資金協力業務を行うために必要な所要資金に充当致します。

なお、国際協力機構債券（ソーシャルボンド）の発行は、日本政府の SDGs 達成に向けた実施指針である「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（2016 年 12 月 22 日決定）において、資金動員（国内の民間資金を開発途上国のために動員する）の具体的施策のひとつに位

置づけられました。「SDGs 実施指針改定版」(2019年12月20日、一部改訂)においても、「環境・社会・ガバナンスの要素を考慮するESG金融やインパクトファイナンス、ソーシャルファイナンス、SDGsファイナンス等と呼ばれる経済的リターンのみならず社会貢献債としてのJICA債の発行など社会的リターンを考慮するファイナンスの拡大の加速化が、SDGs達成に向けた民間資金動員の上で重要である。」とされており、SDGs達成のために民間資金を動員するツールとして明記されています。なお、「持続可能な開発目標(SDGs)を達成するための具体的施策(付表)」及び「SDGs実施指針改定版」は以下から参照できます。

「持続可能な開発目標(SDGs)を達成するための具体的施策(付表)」
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/dai2/siryoushi.pdf>
 「SDGs実施指針改定版」
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/dai8/siryoushi.pdf>

【財投機関債の発行実績】

	発行日	発行額
第1回国際協力機構債券	2008年12月19日	300億円
第2回国際協力機構債券	2009年6月19日	300億円
第3回国際協力機構債券	2009年12月16日	200億円
第4回国際協力機構債券	2010年6月18日	200億円
第5回国際協力機構債券	2010年9月15日	200億円
第6回国際協力機構債券	2010年12月15日	200億円
第7回国際協力機構債券	2011年6月16日	200億円
第8回国際協力機構債券	2011年9月26日	150億円
第9回国際協力機構債券	2011年9月26日	50億円
第10回国際協力機構債券	2011年12月20日	100億円
第11回国際協力機構債券	2011年12月20日	100億円
第12回国際協力機構債券	2012年6月22日	100億円
第13回国際協力機構債券	2012年6月22日	100億円
第14回国際協力機構債券	2012年9月24日	100億円
第15回国際協力機構債券	2012年9月24日	100億円
第16回国際協力機構債券	2012年12月26日	100億円
第17回国際協力機構債券	2012年12月26日	100億円
第18回国際協力機構債券	2013年6月20日	100億円
第19回国際協力機構債券	2013年6月20日	100億円
第20回国際協力機構債券	2013年9月20日	100億円
第21回国際協力機構債券	2013年9月20日	100億円
第22回国際協力機構債券	2013年12月24日	100億円
第23回国際協力機構債券	2014年2月21日	100億円
第24回国際協力機構債券	2014年6月20日	100億円

第 25 回国際協力機構債券	2014 年 6 月 20 日	100 億円
第 26 回国際協力機構債券	2014 年 9 月 22 日	100 億円
第 27 回国際協力機構債券	2014 年 9 月 22 日	100 億円
第 28 回国際協力機構債券	2014 年 12 月 22 日	100 億円
第 29 回国際協力機構債券	2015 年 6 月 22 日	100 億円
第 30 回国際協力機構債券	2015 年 6 月 22 日	100 億円
第 31 回国際協力機構債券	2015 年 9 月 24 日	100 億円
第 32 回国際協力機構債券	2015 年 9 月 24 日	100 億円
第 33 回国際協力機構債券	2015 年 12 月 21 日	100 億円
第 34 回国際協力機構債券	2016 年 2 月 12 日	100 億円
第 35 回国際協力機構債券	2016 年 6 月 20 日	100 億円
第 36 回国際協力機構債券	2016 年 6 月 20 日	100 億円
第 37 回国際協力機構債券	2016 年 9 月 20 日	200 億円
第 38 回国際協力機構債券	2016 年 9 月 20 日	150 億円
第 39 回国際協力機構債券	2017 年 2 月 20 日	50 億円
第 40 回国際協力機構債券	2017 年 6 月 28 日	100 億円
第 41 回国際協力機構債券	2017 年 6 月 28 日	100 億円
第 42 回国際協力機構債券	2017 年 9 月 20 日	200 億円
第 43 回国際協力機構債券	2017 年 12 月 20 日	200 億円
第 44 回国際協力機構債券	2018 年 6 月 28 日	150 億円
第 45 回国際協力機構債券	2018 年 6 月 28 日	100 億円
第 46 回国際協力機構債券	2018 年 9 月 20 日	200 億円
第 47 回国際協力機構債券	2018 年 12 月 20 日	150 億円
第 48 回国際協力機構債券	2019 年 6 月 20 日	100 億円
第 49 回国際協力機構債券	2019 年 6 月 20 日	100 億円
第 50 回国際協力機構債券	2019 年 9 月 20 日	120 億円
第 51 回国際協力機構債券	2019 年 12 月 20 日	180 億円
第 52 回国際協力機構債券	2020 年 3 月 19 日	100 億円
第 53 回国際協力機構債券	2020 年 6 月 26 日	100 億円
第 54 回国際協力機構債券	2020 年 6 月 26 日	130 億円
第 55 回国際協力機構債券	2020 年 9 月 28 日	100 億円
第 56 回国際協力機構債券	2020 年 9 月 28 日	120 億円
第 57 回国際協力機構債券	2020 年 12 月 25 日	100 億円
第 58 回国際協力機構債券	2020 年 12 月 25 日	50 億円

第 59 回国際協力機構債券	2021 年 6 月 29 日	100 億円
第 60 回国際協力機構債券	2021 年 6 月 29 日	100 億円
第 61 回国際協力機構債券	2021 年 9 月 27 日	100 億円
第 62 回国際協力機構債券	2021 年 9 月 27 日	100 億円

(iv) 短期借入金等

当機構の短期資金繰上、必要な場合は民間金融機関からの短期借入による資金調達を行うことが可能です。

なお、有償資金協力勘定の過年度の資金調達実績及び 2021 年度予算は以下のとおりです。

(単位：億円)

	2016 年度 実績	2017 年度 実績	2018 年度 実績	2019 年度 実績	2020 年度 実績	2021 年度 予算
財政投融资	2,540	4,576	3,866	2,319	8,202	6,784
うち財政融資資金借入金	2,030	4,026	3,321	2,319	7,542	6,144
うち政府保証債	510	550	545	0	660	640
政府一般会計からの出資金	1,301	452	460	673	514	470
財投機関債	600	600	600	600	800	1,400
回収金等によるその他自己 資金等	4,605	5,758	5,967	7,483	6,984	6,346
合 計	9,046	11,385	10,894	11,075	16,500	15,000

4. 関係会社等の状況

4-1. 関連会社、関連公益法人等について

人的関係等による当機構の関連会社、関連公益法人等に該当する法人については、本説明書「第5 経理の状況、1. 当機構の財務諸表、1-1. 令和3 事業年度上半期財務諸表（有償資金協力勘定）、附属明細書(13)関連会社の明細」及び「第5 経理の状況、1. 当機構の財務諸表、1-2 令和2 事業年度財務諸表（法人単位）、附属明細書(18)関連会社及び関連公益法人等の明細」をご参照下さい。

4-2. 当機構が行う資金供給業務としての出資について

(1) 有償資金協力業務における出資業務

当機構が行う有償資金協力業務には、我が国又は開発途上地域の法人等その他の外務大臣が定める者に対して、その行う開発事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること（海外投融資）が含まれます（JICA 法第13条第1項第2号ロ）。当機構の出資案件は次表の通りです。今後も開発効果が高く、かつ既存の金融機関では対応が困難な案件について、内容を精査しつつ積極的に取組んでいきます。

(2) 【参考】当機構の出資案件は、以下のとおりです。

①関係会社等の状況

案件名	出資先	事業内容	当初出資年月	資本金	議決権の保有割合 (%)	相手国又は対象地域
アマゾンアルミナ・アルミニウム製造合弁事業	日本アマゾンアルミニウム株式会社	アマゾン地域におけるアルミナ生産及びアルミ製錬	1978年8月	53,315百万円	44.9	ブラジル
サウジアラビアメタノール製造合弁事業	日本・サウジアラビアメタノール株式会社	アルジュベール工業地帯におけるメタノールの製造	1979年12月	2,310百万円	30.0	サウジアラビア
サウジアラビア石油化学製品製造合弁事業	サウディ石油化学株式会社	アルジュベール工業地帯におけるエチレングリコール等石油化学製品の製造	1981年6月	14,200百万円	37.1	サウジアラビア
バングラデシュKAFCO 肥料製造合弁事業	カフコジャパン投資株式会社	チッタゴン市における尿素及びアンモニアの製造	1990年7月	5,024百万円	46.4	バングラデシュ
ムシパルプ製造事業	スマトラパルプ株式会社	南スマトラ・ピリンビン地区において、アカシアの植林木を原料とするパルプ工場を建設、パルプを生産する	1995年4月	100百万円	42.7	インドネシア
パキスタン貧困層向けマイクロファイナンス事業	The First Microfinance Bank Limited- Pakistan (FMFB-P)	FMFB-P がマイクロファイナンス事業をパキスタン国内で拡大するにあたり、必要となる資金を当機構が海外投融資を通じて支援するもの	2012年4月	4,730百万パキスタンルピー	8.8	パキスタン
ミャンマー国ティラワ経済特別区(Class A 区域) 開発事業	Myanmar Japan Thilawa Development Ltd.	ヤンゴン市近郊に位置するティラワ経済特別区 (SEZ) において、早期開発区域の工業団地開発・販売・運営事業を支援するもの	2015年3月	27百万米ドル	10.0	ミャンマー
日本 ASEAN 女性エンパワーメントファンド	Japan ASEAN Women Empowerment Fund	ASEAN 諸国等アジア地域における女性のエンパワーメントを支援するマイクロファイナンス機関向け投融資	2016年10月	241百万米ドル	非公表	アジア
サブサハラ・アフリカ地域オフグリッド太陽光事業	WASSHA 株式会社	サブサハラ・アフリカの未電化地域における LED ランタンの充電・レンタル事業	2016年10月	100百万円	非公表	アフリカ
イーストウエスト医科大学病院事業	Ship Aichi Medical Service Limited	バングラデシュ・ダッカにおける民間総合病院の設立・運営	2019年5月	3,393百万タカ	16.5	バングラデシュ
金融アクセス向上マイクロファイナンス事業	五常・アンド・カンパニー株式会社	開発途上地域におけるマイクロファイナンス事業の出資・運営	2019年9月	3,382百万円	3.0	開発途上地域
廃棄物バイオリサイクル事業	Sanergy, Inc.	ケニアで有機廃棄物を回収し昆虫飼料・有機肥料にリサイクルする事業	2021年10月	19.4百万米ドル	N/A	ケニア

②その他出資案件の状況

案件名	出資先	事業内容	当初出資年月	ファンド想定規模等	議決権の保有割合 (%)	相手国又は対象地域
中南米 省エネ・再生可能エネルギー事業	MGM Sustainable Energy Fund, L.P.	コロンビア、メキシコ及び中米・カリブ地域を対象に省エネリース事業及び一部再エネ（中規模～10MW程度太陽光発電等）事業を行うファンドに対する出資を行う	2015年 1月	63 百万米ドル	非公表	中南米
中東・北アフリカ支援ファンド	IFC Middle East and North Africa Fund, LP	中東・北アフリカ地域において金融、インフラ、製造等の事業に従事する企業・事業へ投資するもの	2016年 6月	108 百万米ドル	非公表	中東・北アフリカ
アジアインフラパートナーシップ信託基金	Leading Asia's Private Infrastructure Fund	アジア諸国において官民連携パートナーシップ (PPP) 等による質の高いインフラ開発事業を支援するもの	2017年 1月	1,500 百万米ドル	非公表	アジア
中南米省エネ・再生可能エネルギー事業Ⅱ	MGM Sustainable Energy Fund L.P.II	中南米・カリブ地域を中心とする開発途上地域における様々な省エネ事業や再生可能エネルギー事業に投融資するファンド	2019年 5月	125 百万米ドル	非公表	中南米
サブサハラ・アフリカ地域中小企業支援インパクト投資事業	I&P Afrique Entrepreneurs II LP	サブサハラ・アフリカ地域の中小企業等への投融資を行うファンド	2020年 1月	92 百万ユーロ	非公表	アフリカ
女性の金融アクセス向上事業	Women's World Banking Capital Partners II LP	開発途上地域における女性向け金融サービスを提供する金融機関へ投融資するファンド	2020年 8月	75 百万米ドル	非公表	開発途上地域
COVID-19 新興国中小零細企業支援ファンド	COVID-19 Emerging & Frontier Markets MSME Support Fund	新型コロナウイルス (COVID-19) 感染拡大の影響緩和を目的として、開発途上地域の中小零細企業向けに金融サービスを提供するマイクロファイナンス機関へ融資するファンド	2021年 3月	350 百万米ドル	非公表	開発途上地域
DX 新興企業成長支援投資事業	Rebright Partners IV 投資事業組合	インドにおいて Digital Transformation (DX) に取り組むスタートアップ企業への出資及び日系企業との業務連携促進を行うファンド	2021年	非公表	非公表	インド

5. 職員の状況

	2021年12月1日現在
職員数	1,955名

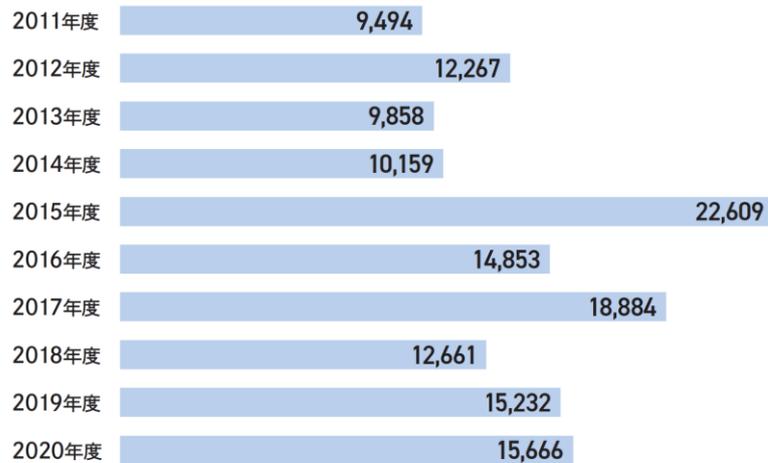
第2 事業の状況

1. 2020年度の事業概要

① 総括

2020年度の当機構事業実績として、有償資金協力承諾額は15,666億円であり、前年度比2.8%（434億円）増となりました。技術協力経費は1,316億円で前年度比24.8%（435億円）減、無償資金協力の事業規模は2020年度総額839億円と前年度比3.2%（17億円）減となりました。

過去10年間の有償資金協力承諾額の推移（単位：億円）



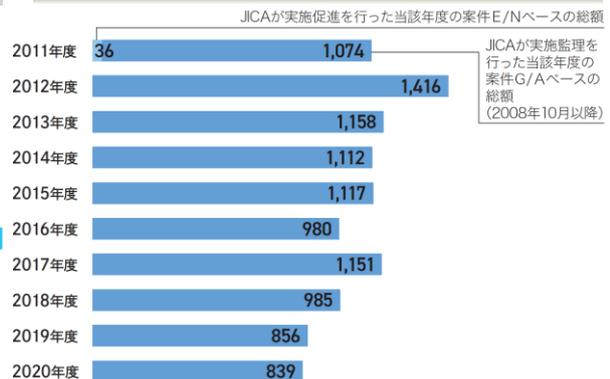
(注)円借款、海外投融資(貸付・出資)の合計額

(出所：国際協力機構 2021年度年次報告書)

過去10年間の技術協力経費の推移（単位：億円）



過去10年間の無償資金協力の事業規模の推移（単位：億円）



(注) 図表及び本文中の各実績額は小数第1位四捨五入のため、合計値が合わないことがあります。

(出所：国際協力機構 2021年度年次報告書)

② 地域別の実績構成比

下表は、2020年度に当機構が実施した技術協力、有償資金協力、無償資金協力の地域別の実績を表しています。

技術協力の地域別割合は、アジアが32.1%と最も大きく、次いでアフリカ17.3%、北米・中南米5.6%となっています。なお、その他39.2%には国際機関や国・地域をまたぐもの（全世界）などが含まれています。

また、2020年度の新規承諾分に関する有償資金協力の地域別割合は、アジアが83.0%と最も大きく、次いで中東4.4%、アフリカ2.9%、大洋州2.7%、北米・中南米1.6%となっています。2019年度から変わらず、アジアの比率が高くなっています。

無償資金協力の地域別割合は、アジアが46.4%と最も大きく、次いでアフリカ44.9%、大洋州3.4%、北米・中南米3.3%と、中東1.9%と2019年度と同様にアジアならびにアフリカが高い割合を占めています。

図表-6 地域別の実績構成比(2020年度) (単位: %/億円)

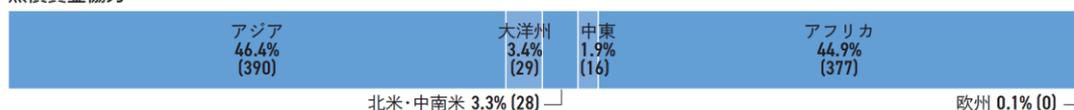
技術協力^{※1}



有償資金協力^{※2}



無償資金協力^{※3}



(注)四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。

※1 有償資金協力勘定予算による技術支援等を含み、管理費を除く技術協力経費実績

※2 円借款、海外投融資(貸付・出資)の承諾額

※3 2020年度予算に基づく供与限度額を計上しているため、2020年度に贈与契約(G/A)が締結された案件の贈与契約締結額の総額とは一致しない。

(出所: 国際協力機構 2021年度年次報告書)

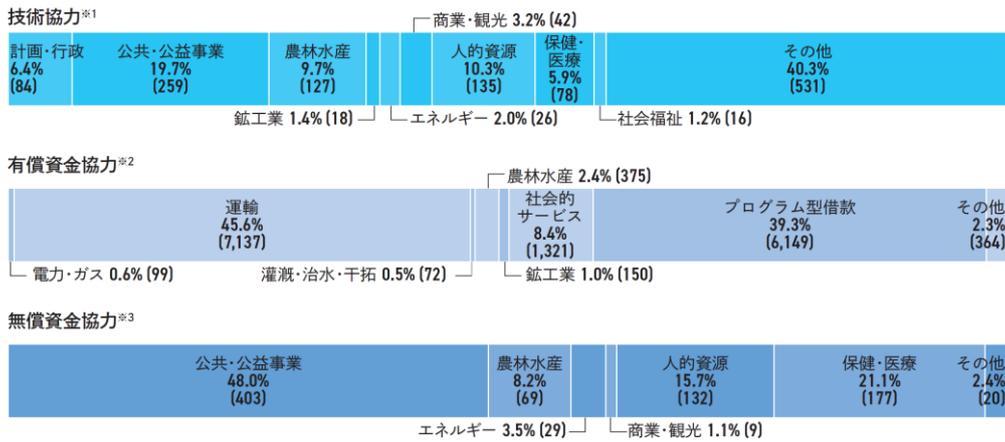
③ 分野別の実績構成比

次頁の表は、2020年度の分野別の実績構成比(金額ベース)を示しています。技術協力の分野別割合は、公共・公益事業が19.7%と最も大きく、次いで人的資源10.3%、農林水産9.7%、計画・行政6.4%、保健・医療5.9%の順となっています。

有償資金協力の分野別割合は、鉄道・道路・港湾など運輸分野が45.0%と最も大きく、次いでプログラム型借款が39.3%、社会的サービスが8.4%、農林水産が2.4%の順となっています。なお、2020年度は、新型コロナウイルス感染拡大に対応し、プログラム型借款として、「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款」を計12カ国に対して約3275億円の事業を新規に承諾しました。

無償資金協力の分野別割合は、公共・公益事業の協力実績が48.0%と最も大きく、次いで保健・医療21.1%、教育・文化といった人的資源15.7%、農林水産8.2%となっています。

図表-7 分野別の実績構成比(2020年度) (単位: %/億円)



(注)四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。

※1 有償資金協力勘定予算による技術支援等を含み、管理費を除く技術協力経費実績

※2 円借款、海外投融資(貸付・出資)の承諾額

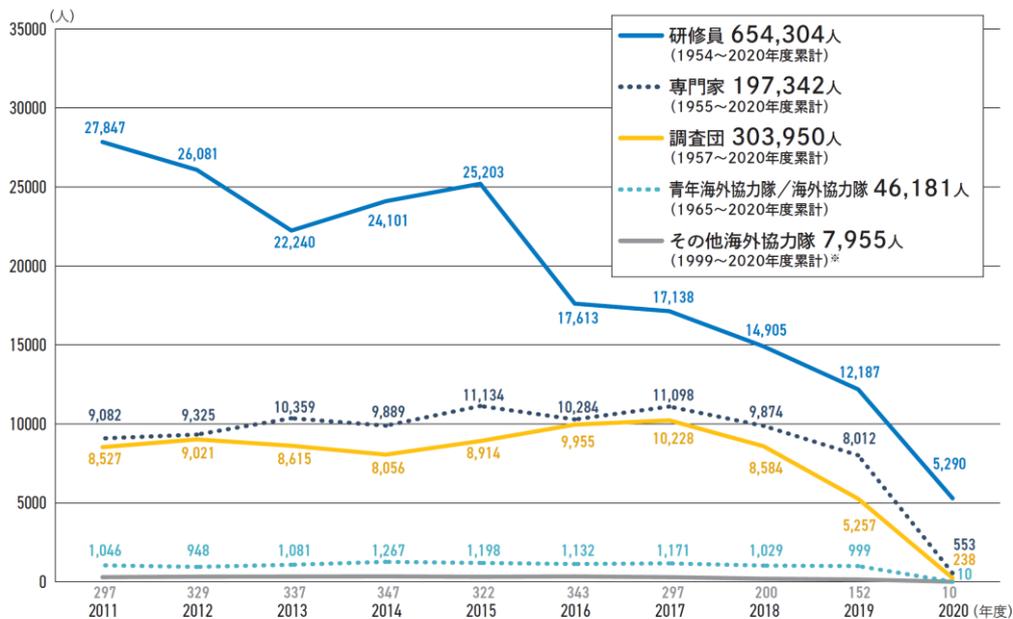
※3 2020年度予算に基づく供与限度額を計上しているため、2020年度に贈与契約(G/A)が締結された案件の贈与契約締結額の総額とは一致しない。

(出所: 国際協力機構 2021年度年次報告書)

④ 形態別の人数実績と推移

2020年度の当機構の事業の形態別人数実績は、研修員受入(新規)が5,290人、専門家派遣(新規)が553人、調査団派遣(新規)が238人、青年海外協力隊/海外協力隊派遣(新規)が10人、その他海外協力隊派遣(新規)が10人となっています。2020年度は、世界的な新型コロナウイルス感染拡大を理由に前年度比で大幅に人数実績が減少しましたが、人の受入・派遣に代えて、オンラインによる協力事業の実施強化に取り組んでいます。

図表-8 形態別の人数実績の推移(累計)



※ 内訳はシニア海外協力隊、日系社会シニア海外協力隊、国連ボランティア、日系社会青年海外協力隊。これらは1998年までは他の形態の実績として集計されています。

(注)移住者送出国は1995年度で終了。1952~1995年度の累計は、73,437人です。

(出所: 国際協力機構 2021年度年次報告書)

2. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

(1) 当機構のミッションとビジョン

JICA のミッションは、開発協力大綱の下、「人間の安全保障と質の高い成長の実現」です。このミッションのもと、「信頼で世界をつなぐ」をビジョンに掲げ、人々が明るい未来を信じ多様な可能性を追求できる、自由で平和かつ豊かな世界を希求し、パートナーと手を携えて、信頼で世界をつなぐことを目指します。



(2) 中期計画

JICAは通則法第30条に則り、5年間のサイクルで定める中期計画に基づき業務運営を行っています。2017年度より開始した第4期中期計画（2017～2021年度）では、持続可能な開発目標（SDGs）などの国際的な枠組みと開発協力大綱を基に、4つの開発課題（インフラ・経済成長、人間中心の開発、普遍的価値・平和構築、地球規模課題）、6つの地域、多様な主体との連携や国際的な議論への貢献などに関する計画を設定しています。これらに加え、事業を支える組織、業務基盤の強化や効率的な運営、安全対策、内部統制などについても具体的に示しています。これらの計画を達成するための取り組みを通じ、JICAは今後も開発課題の解決やわが国の国益への貢献といった国内外から期待されている役割を果たしていきます。

第4期中期計画の枠組み



(3) ODAに関する政策・国際公約の遂行

当機構は、我が国のODAを一元的に行う実施機関として、開発協力大綱を始めとする関連政策、及び国内外の情勢や各種公約を踏まえ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献すべく、効果的な開発協力事業の実施に取り組んでいきます。

① ODAに関する主な政策

・「開発協力大綱」（2015年2月10日閣議決定）

政府開発援助(ODA)大綱（1992年6月閣議決定、2003年改定）は我が国のODA政策の根幹をなす文書として重要な役割を果たしてきましたが、我が国のODAが更なる進化を遂げるべく政府開発援助(ODA)大綱が改訂され開発協力大綱が閣議決定されました。開発協力大綱では、グローバル化に伴う課題やリスクが増大し、紛争等により脆弱になる国がある一方で、

新興国が台頭する等、開発課題が多様化・複雑化・広範化し、開発分野での新興国や民間資金のプレゼンスがますます増大しつつあるなかでの日本の開発協力の方向性が示されています。

「開発協力大綱」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000067688.pdf>

・「国家安全保障戦略」(2013年12月17日閣議決定)

同戦略は我が国の国家安全保障に関する基本方針として定められ、国際協調主義に基づく積極的平和主義を推進する手段として ODA を活用し、普遍的価値の追求、地球規模課題の解決等を実践していくことが示されています。

「国家安全保障戦略」

<http://www.cas.go.jp/jp/siryou/131217anzenhoshou.html>

・「インフラシステム海外展開戦略 2025 (令和3年6月改訂版)」(2021年6月)

同戦略は日本経済の成長に向けて新興国等の膨大なインフラ需要を我が国の成長に取りこむために、ODA を含む官民一体となった取組を推進していくことを示した従来の「インフラシステム輸出戦略」を抜本的に見直し、インフラ市場をめぐる急速な環境変化を踏まえ、今後5年間を見据えた新たな目標を掲げた新戦略です。新戦略の目的は下記3本柱とされています。

- (1) カーボンニュートラル、デジタル変革への対応等を通じた、産業競争力の向上による経済成長の実現
- (2) 展開国の社会課題解決・SDGs 達成への貢献
- (3) 質の高いインフラの海外展開の推進を通じた、「自由で開かれたインド太平洋」の実現等の外交課題への対応

「インフラシステム海外展開戦略 2025 (令和3年6月改訂版)」

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyuu/pdf/infra2025.pdf>

② ODA に関する国際公約

・「持続可能な開発目標 (SDGs)」

2015年9月に国連持続可能な開発サミットにおいて、「ミレニアム開発目標 (MDGs)」の後継である「持続可能な開発目標 (SDGs)」を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。MDGsでは、「社会」(教育、保健、ジェンダー平等)に関するゴールが多くを占めていましたが、SDGsでは、その後顕在化した格差、気候変動、都市問題などの課題の解決を目指し、「誰一人取り残さない」の考え方の下に、「環境」(エネルギー、気候変動、持続可能な生産と消費)及び「経済」(経済成長・雇用、インフラ・産業)に関するゴールが追加されており「社会」、「環境」、「経済」の3側面に配慮しつつ、政府、国際機関、市民社会、民間セクター等の連携を一層強化し、持続可能な開発を目指すことが示されています。

「持続可能な開発目標 (SDGs)」

http://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/

(4) 気候変動に対する取り組み

当機構は、SDGsをはじめ、2015年に採択されたパリ協定、金融安定理事会 (FSB) が設置した気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) の2017年の提言、2020年に日本政府が発表した2050年カーボンニュートラル宣言などを踏まえて、気候変動対策の取り組みと発信の強

化を重要な課題の一つとしており、日本政府の方針に沿って脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいきます。

① ガバナンス

JICAは、「独立行政法人通則法」に従い、主務大臣（JICAの場合は外務大臣等）が定める中期目標を達成するため、5年間の中期計画と年度ごとの年度計画を作成し、これらの計画に基づき業務を実施しています。また、JICAでは、主務大臣から認可を受ける「業務方法書」に基づき、組織、業務運営及び内部統制に関する重要事項を審議・報告する理事会を設置しています。各年度の終了時と中期計画の終了時には、計画の達成状況・実績を自己評価し、理事会での審議を経て、その結果を主務大臣に提出し、公表しています。また、主務大臣は業務実績を評価し、その結果をJICAに通知し、公表しています。（詳細は「第1 発行者の概況、3. 事業の内容、3-1. 当機構の概要、(4) 日本政府・国家機関等との関係について、③ 中期目標・中期計画について」ご参照）。

開発途上国向けに当機構が協力する事業については、実施前の事前評価から、実施段階でのモニタリング、事後評価、フィードバックまで、一貫した枠組みによるモニタリング・評価を行うことにより、気候変動への対応を含めた事業の開発効果の向上に努めています（詳細は本説明書「第1 発行者の概況、3. 事業の内容、3-2. 当機構の業務内容、(2) 業務フロー、② プロジェクトのPDCAサイクルと事業評価」ご参照）。

当機構は、気候変動を含む地球環境保全に関する組織全体の方針として「JICA 環境方針」を2015年10月に策定しています。これに続き、開発途上国向けにJICAが協力する気候変動対策事業に関する戦略を2021年7月に策定しています。また、上述の「業務方法書」では、「JICA 環境社会配慮のためのガイドライン」（ガイドライン）を指針とし、業務運営を行うものとされています。（詳細は、「第1 発行者の概況、3. 事業の内容、3-2. 当機構の業務内容、(2) 業務フロー、③ 環境社会配慮ガイドライン」ご参照）。

組織体制について、組織全体の環境方針は総務部が担当しています。気候変動対策に対する取組を強化するべく、2010年に気候変動対策室を設置しています。ガイドラインを担当する部署としては、審査部を設置しています。異議申立に関しては、事業担当部署から独立した機関として異議申立審査役を設置しており、同審査役が申し立ての内容を調査し、直接JICA理事長に報告します。引き続き、JICAの環境方針の改定や体制整備を含め、気候変動対策に関するガバナンスのさらなる強化に取り組んでいきます。

② 戦略

当機構は、上述の「JICA 環境方針」において、「環境関連の法規制を遵守しながら地球環境保全に貢献するとともに、自らの活動により生じる環境負荷を予防・低減するために、環境マネジメントシステムの活用を通じ、継続的にこれを改善していく」ことを掲げています。それを踏まえ、国際協力を通じた環境対策の推進、環境啓発活動の推進、オフィス及び所有施設における環境配慮活動の推進、環境法規制等の遵守に取り組んでいます。

また、当機構は気候変動対策の取組と発信の強化を経営上の重要な課題の一つとして位置付けており、2021年7月に策定した気候変動対策事業に関する戦略では、以下を掲げています。

- ・ 開発途上国のパートナーとして、脱炭素社会への移行と気候変動に強靱な社会の構築に向けた協力を推進し、持続的な開発をリードします。
- ・ パリ協定をはじめとする環境／気候関連の多国間条約（生物多様性条約、砂漠化条約、仙台防災枠組）、関連SDGs目標、その他関連する日本政府主導のビジョン（大阪ブルー・オーシャン・ビジョン）の達成に向けた貢献を目指します。

具体的なアクションは以下の通りです。

- ・ パリ協定の実施促進のため、開発途上国の気候変動対策の計画策定・実施支援、温室効果ガスインベントリ、透明化枠組強化、気候資金の導入・活用支援
- ・ エネルギー、都市開発、運輸交通、森林等自然環境保全、農業、環境管理、防災、水資源管理、保健医療等の案件の推進を通じた開発課題の解決と気候変動対策の双方に貢献する、コベネフィット型気候変動対策を推進

エネルギーや農業等の他の課題戦略においても気候変動対策への取組が増え、コベネフィット型気候変動対策（開発途上国の持続可能な開発と気候変動対策のいずれにも貢献する取組）を追求しています。

また、気候変動対策事業の実施にあたっては、JICA は以下を目指します。

- ・ 多様な関係者との連携やファイナンスの動員（民間企業との連携、緑の気候基金（GCF）等の外部資金活用の推進）
- ・ 日本等の知見や技術の活用
- ・ 戦略的な情報発信
- ・ 都市間連携・協力の促進
- ・ 域内連携の促進
- ・ デジタル・トランスフォーメーション（DX）等のイノベーション

③ 主な機会とリスク

当機構を取り巻く気候変動関連の主な機会とリスクは下記の通りです。こうした機会を通じて開発途上国における脱炭素社会の実現に向けたさらなる貢献を行っていきます。リスクについて、JICA は、気候変動によるリスクの影響を把握するために、シナリオ分析に今後着手する予定です。また、途上国の移行（トランジション）を支援する戦略についても検討を行っていきます。

主な機会	主なリスク
① 再生可能エネルギー・省エネルギーに関する事業への協力の推進	① 開発途上国での自然災害増加によるJICA協力事業への影響（物理的リスク）
② 運輸交通や森林保全等の緩和策に関する事業への協力の推進	② 法規制等の強化や急速な技術の進展等によるJICA協力事業における気候変動の対応コストの増加（移行リスク）
③ 防災や水資源管理等の適応策に関する事業への協力の推進	
④ 緑の気候基金（GCF）からの受託事業の推進	
⑤ 気候変動対策に資する調査・研究の充実	

なお、2021年6月に日本政府が決定した「インフラシステム海外展開戦略 2025（令和3年6月改訂版）」では、次の通り記されています。JICA としてもこうした日本政府の方針に従って対応していきます。

「関係省庁連携の下、相手国の発展段階に応じたエンゲージメントを強化していくことで、世界の実効的な脱炭素化に責任をもって取り組む。具体的には、世界の脱炭素化をリードしていくため、相手国のニーズを深く理解した上で、風力、太陽光、地熱等の再生可能エネルギーや水素、エネルギーマネジメント技術、CCUS／カーボンリサイクル等も含めたCO₂ 排出削減に資するあらゆる選択肢の提案やパリ協定の目標達成に向けた長期戦略など脱炭素化に向けた政策の策定支援を行う、『脱炭素移行政策誘導型インフラ輸出支援』を推進していくことを基本方針とする。その上で、石炭火力発電の輸出については、2021年6月のG7コーンウォール・サミットにおける首脳コミュニケに基づき、政府開発援助、輸出金融、投資、金融・貿易促進支援等を通じた、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電への政府による新規の国際的な直接支援を2021年末までに終了する。」

（「インフラシステム海外展開戦略 2025（令和3年6月改訂版）」より抜粋）

「インフラシステム海外展開戦略 2025（令和3年6月改訂版）」全文
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyou/pdf/infra2025.pdf>

④ リスク管理

当機構は、業務実施の障害となる要因をリスクと定義しています。組織の目標や計画を効果的かつ効率的に達成するにあたって、リスクへの対応体制を確保し、リスクの特定・評価を行い、事業を確実に実施しています。各部署・拠点では、毎年度自らの部署・拠点の業務に関わるリスクを特定し、業務への影響を評価のうえ、当該リスクへの対応を検討しています。これらを踏まえ、内部統制担当理事を委員長として定期的に開催する「リスク管理委員会」において、各リスクへの取組を審議することによって組織的な対応を行っています。また、有償資金協力業務（円借款・海外投融資）については、「有償資金協力勘定リスク管理委員会」を別途設置し、統合的リスク管理に関する重要事項を審議しています（詳細は、「第4 発行者の状況、3. コーポレートガバナンスの状況」をご参照）。

当機構の開発途上国向けの協力事業における環境社会面のリスクについては、環境社会配慮ガイドラインを適用することによって対応しています。同ガイドラインは、環境や社会への影響の度合いに応じて個別事業を4つのカテゴリに分類する「スクリーニング」、事業実施を決定する際に環境社会配慮の確認を行う「環境レビュー」、実施から完了後まで環境や社会への影響を調査する「モニタリング」の3つの工程から成ります。各工程においては、説明責任の確保及び多様なステークホルダーの参加を確保するため、環境社会配慮に関する情報公開を協力相手国等の協力の下で積極的に行っています。環境レビューにおいては、環境や社会に重大な影響を及ぼす可能性がある事業について、協力相手国等から提出された環境社会配慮文書等に基づき、事業がもたらす可能性のある負の影響を確認しています。負の影響については、回避、最小化、軽減・緩和し、それでも重大な影響が残る場合には代償するために必要な方策を評価しています（詳細は、「第1 発行者の概況、3. 事業の内容、3-2. 当機構の業務内容、(2)業務フロー、③環境社会配慮ガイドライン」ご参照）。

当機構は、協力事業における気候リスク（ハザード、曝露、脆弱性）の特定や評価を行い、案件形成段階で対応策を検討しています。具体的には、「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）」を活用し、全ての協力案件に対して気候リスクの評価を行い、気候変動対策（緩和策・適応策）に資する活動を組み込む可能性について検討を行っています。また、事業の計画立案段階にあたる「協力準備調査」や「詳細計画策定調査」を通じて、協力相手国による気候変動への対応や手続きを支援する場合があります。研修事業等の技術協力によって、気候変動対策に関する協力相手国の能力強化を支援します。日本側の支援体制強化のため、JICA 内外関係者を対象とした能力強化研修や開発途上国の気候変動への対応に関する情報収集、他機関との情報交換も行っています。

⑤ 指標と目標

G7 コーンウォール・サミットにおける日本政府のコミットメントは、①2021年から2025年までの5年間に於いて、官民合わせて6.5兆円相当の気候変動対策に関する支援を実施すること、②気候変動の影響に脆弱な国に対する適応分野の支援を強化することです。その実現に向けて、JICAは毎年1兆円程度（注）の貢献を目指して、協力を進めます。また、当機構は、気候変動によりJICA協力事業及びSDGsを中心とした開発インパクト達成のリスクが高まるとの認識のもと、今後実施する気候変動に関するシナリオ分析を踏まえて、組織の具体的な指標や目標を検討します。それらを活用して温室効果ガス排出量や気候関連のリスク及び機会を評価・管理していきます。その際には、自らの排出のみならず、事業活動に係る排出を合計した排出量を考慮していきます。

（注1）2021年10月現在での気候変動対策案件の基準に基づくものであり、経済協力開発機構開発援助委員会（OECD-DAC）における基準見直し等によっては今後変更される可能性があります。

⑥ 実績

当機構は、パリ協定のみならず、SDGsや仙台防災枠組の達成のため、気候変動に関する国際潮流を汲みつつ、開発途上国のパートナーとして各国の気候変動対策に協力しています。当機構の気候変動対策の取り組みは、緩和策と適応策の2つに分けられます。温室効果ガス

の排出抑制と吸収増進に資するものが緩和策、気候変動による負の影響に備えるものが適応策です。JICAは、脱炭素社会への移行に向けて、技術協力や資金協力等を用いて、緩和策に資する事業を行っています。また、気候変動に強靱な社会の構築に向けて、緩和策や適応策に資する事業を実施しています。

2020年における気候変動対策分野の協力実績（金額ベース）

	金額（百万円）	割合
気候変動対策分野における JICA の協力総額	930,745	100%
緩和策（低炭素・脱炭素社会に向けた協力等）	515,364	55.4%
適応策（気候変動に強靱な社会づくりへの協力等）	389,999	41.9%
緩和策・適応策横断型（緩和・適応を両方含む包括的な協力）	25,382	2.7%

(注1) 協力実績は、技術協力は対象年における支出額を示し、有償資金協力、無償資金協力は承諾額を示す。

(注2) 2020年に承諾された協力事業の案件開始前に推計された温室効果ガス排出削減量は16百万t-CO₂（二酸化炭素トン）/年（但し、同削減量のうち、インド貨物専用鉄道建設事業（円借款）が14.6百万t-CO₂/年を占める）

気候変動に対する具体的な取組み・事業例は、当機構のサステナビリティ・レポートもご参照ください。

「JICA サステナビリティ・レポート」（2021年10月公表）

https://www.jica.go.jp/environment/ku57pq00000namb1-att/sustainability_report.pdf

(5) ディスクロージャー

当機構では、当機構に対する国民の信頼を確保し、国民に対する説明責任を果たすとの観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号）に基づき、情報の公開及び個人情報の保護に適正に対応するよう努めています。また、国際協力の理解と参加を促進するために、当機構の役割や開発途上国の人々や社会にもたらした具体的な成果等をわかりやすく公表するとともに、マスメディア等との連携を通じて広報効果の向上を図っています。

3. 事業等のリスク

当機構の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。以下の各項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は2021年9月1日現在において判断したものであります。当機構では、当機構の業務に付随する直接的・間接的なさまざまなリスクが存在することを認識し、このようなリスクの把握、分析及び管理を以下に示すとおり積極的に進めていく方針です。

(1) 有償資金協力勘定に特有なリスク

有償資金協力業務（円借款等）を行うにあたっては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクなどのさまざまなリスクを伴います。こうしたリスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は一般の金融機関と異なりますが、一般の金融機関のリスク管理手法を援用しながら、円借款債権等を適切に管理することが重要と考えます。

具体的には、有償資金協力業務におけるリスク管理を組織的に対応すべき経営課題と位置づけ、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定統合的リスク管理規程」を策定し、同規程のなかで、有償資金協力勘定が業務の過程でさらされているさまざまなリスクを識別、測定およびモニタリングし、業務の適切性の確保や適正な損益水準の確保を図ることを目的と定めています。その目的に資するため、有償資金協力勘定リスク管理委員会を設置し、統合的リスク管理に関する重要事項を審議しています。当機構は、このようにさまざまなリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適正な対応に努めておりますが、当該リスクが顕在化した場合は、当機構の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大の動向によっては、主に信用リスクの顕在化により当機構の業績及び財政状態に影響が生じる可能性があります。

① 信用リスク

信用リスクとは、与信先の信用状態の悪化などにより債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被るリスクです。有償資金協力業務の主たる業務は融資業務であり、信用リスク管理は重要な位置を占めます。与信の大半を占める円借款に伴うソブリンリスク（外国政府・政府機関向け与信に伴うリスク）については、公的機関として相手国政府関係当局や国際通貨基金（IMF）・世界銀行などの国際機関あるいは地域開発金融機関、先進国の開発金融機関や民間金融機関との意見交換を通じて、融資先となる外国政府、政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、評価しています。海外投融資においては、企業向け与信に伴うリスクを評価しています。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大の影響について、当機構は、2021年度以降は追加の財政出動やワクチン接種拡大により、それぞれの国の状況に応じて各国間の違いは大きいものの、徐々に経済活動が回復していくと想定しております。当該想定は、国際通貨基金（IMF）等の国際機関等が公表する見通しとも整合しております。この想定を基本として、債務者の個別の事情等も勘案し、当半期末における貸倒引当金及び偶発損失引当金を計上しております。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大の影響等により、依然として不確実性が高い環境が世界的に続くことも想定されることから、今後、当機構の債務者の中長期の財政状況等が想定を超えて変化する事象等が生じる場合には、債務者区分の変更等を通じて当下半年以降の貸倒引当金及び偶発損失引当金の計上額に影響を及ぼす可能性があります。

なお、2020年3月に世界銀行及び国際通貨基金（IMF）が一部の開発途上国の流動性のニーズを支援することを目的として、一時的な債務支払猶予を求める書簡を公表し、2020年4月には20か国財務大臣・中央銀行総裁会議及びパリクラブ（主要国債権国会合）において債務支払猶予イニシアティブ（DSSI）が合意されました。2020年10月～11月の20か国財務大臣・中央銀行総裁会議及び同特別会合において、DSSIに基づく債務支払猶予期間の2021年6月末までの6か月間の延長、及びDSSI後の債務措置に係る共通枠組を合意、さらに2021年4月

の 20 か国財務大臣・中央銀行総裁会議において、DSSI に基づく債務支払猶予期間を 2021 年 12 月まで再延長が合意されました。これら同イニシアティブに基づく債務支払猶予は、当機構の利息収入等に影響を与えています。また、DSSI 後の債務措置に係る共通枠組の動向によっては、今後も影響を与える可能性があります。

(i) 信用格付

JICA は独自の信用格付制度を有しており、すべての与信先に対して信用格付を付与しています。信用格付は、個別与信の判断の参考とするほか、貸倒引当金の算出、信用リスク量の計測にも活用するなど、信用リスク管理の基礎をなすもので、債務者の種類に応じてソブリン債務者、非ソブリン債務者に分け、それぞれの信用格付体系を適用して格付を行い、随時見直しを行っています。

(ii) 資産自己査定

信用リスクの管理にあたっては、保有する債権等を適切に自己査定し、償却・引当を適時適切に実施することが重要となります。JICA では査定のための内部規程などを整備し、また、適切な牽制機能を維持するため、事業部門による第一次査定、審査部門による第二次査定を行う体制を取っています。資産自己査定の結果は、資産内容の正確な把握を行うために利用されています。

(iii) 信用リスク計量

有償資金協力勘定では、前述の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量にも取り組んでいます。信用リスクの計量にあたっては、長期の貸出や、開発途上国・新興国向けのソブリン融資が大半という、民間金融機関には例を見ないローン・ポートフォリオの特徴、さらにはパリクラブ等国際的支援の枠組み（公的債権者固有の債権保全メカニズム）などを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した独自の信用リスク量の計測を行っています。

② 市場リスク

市場リスクとは、為替、金利などの変動により保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクです。

このうち市場金利の変動により損失を被る金利リスクについては、長期にわたる固定金利の融資を行うことによるリスクを負っていますが、資金調達において一般会計出資金を受け入れることなどにより、金利リスク吸収力を高めています。

さらに、ヘッジ目的に限定した金利スワップ取引を行い、金利変動による不利な影響の軽減に取り組んでいます。金利スワップ取引の取引相手先に関する市場性信用リスクについては、取引相手先ごとの取引時価と信用状態の把握に常時努めるとともに、必要に応じて担保を徴求することで、適切に管理しています。

外貨建て貸付や外貨返済型円借款等に伴い発生しうる為替リスクについては、外貨建て債務を調達しているほか、通貨スワップ等を利用して為替リスクの回避又は抑制を行っています。

また、海外投融資において、外貨建て出資を行っており、出資先の評価額は為替リスクにさらされています。この為替リスクについては、出資先所在国通貨の為替変動をモニタリングすることで管理しています。

③ 流動性リスク

流動性リスクとは、JICA の信用力低下による資金調達力の低下、想定外の支出の増加もしくは収入の減少により、資金繰りが困難になるリスクを意味します。

有償資金協力業務では、資金繰りの管理に加えて財政投融资資金借入、財投機関債発行等の多様な資金調達手段を確保することで流動性リスクを回避しています。

(2) その他のリスク

有償資金協力業務では、日本政府の政策に沿って、開発途上地域の経済成長や貧困削減に向け、円借款や海外投融資を通じた協力を行っており、その政策の実現に向けた貢献に伴う、利息収支の低下や附帯する業務の増加が、財政状態に影響を与える可能性があります。

(3) 一般勘定・有償資金協力勘定に共通するリスク

① オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、又は外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。JICA においてオペレーショナルリスクは、事務に関わること、システムに関わること、内外の不正などにより発生するものとしています。オペレーショナルリスクについては、コンプライアンス推進の一環として管理しています。

当機構では、事務にかかわるリスクの軽減のために、各プロセスにおける再鑑の徹底、マニュアル等の整備、研修制度の充実及びシステム化の促進等を通じ、事務処理の正確性確保に努めているほか、理事長直属の内部検査担当部門として他部門から独立した監査室が、本部、国内機関、在外事務所の監査を実施しています。

また、システムにかかわるリスクについては、当機構においては、情報システムへの依存度が高まる中、外国政府等との情報交換を通じた業務の円滑な遂行の観点からも、内部における情報管理に関する役職員の意識向上、外部からのネットワークを経由した当機構の情報システムへの不正アクセスへの対応等、情報セキュリティに関するリスク管理を重視し、「情報セキュリティポリシー」を策定するとともに、役員及び関係部室長で構成する「情報セキュリティ委員会」を設置し、情報セキュリティの継続的な確保に努めています。

また、内外の不正等防止のため、コンプライアンスに係るプログラムを作成・推進し、マニュアル等を作成の上、役職員及び関係者のコンプライアンス意識の醸成に努めています。

上記に加え、経営層によるリスクの把握のために、役員等から委員が構成される「コンプライアンス委員会」及び「リスク管理委員会」をそれぞれ実施しています。「コンプライアンス委員会」ではコンプライアンスの状況及び体制等を確認し、「リスク管理委員会」では、個々のオペレーショナルリスクの状況を把握し、具体的な方策の検討や審議を行っています。

② 日本政府の政策の推進及び法令等の変更の可能性

当機構は、日本政府の政策を実現するために設立されている独立行政法人であり、日本政府の政策が当機構の業務、業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また当機構は、通則法、JICA 法をはじめとする法令等による規制を受けていますが、将来、関連法令等の改正に伴い、当機構の役割が見直される可能性があります。

(i) 「独立行政法人通則法」の改正について

「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」及び「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」が、2015 年 4 月 1 日より施行されています。また、同法及び同法の施行に併せて整備された政令・省令に基づき、同年 4 月 1 日付で業務方法書を改定すると共に、内部統制や監事の機能強化に係る規程を整備しました。引き続き、政省令や各種通知を踏まえつつ、当機構として適切に対応する所存です。

(ii) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」について

2009 年 11 月、2010 年 4 月から 5 月、2010 年 11 月に、行政刷新会議による事業仕分けが行われ、2010 年 12 月 7 日には、各独立行政法人が講ずべき措置をまとめた「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」が閣議決定されました。当機構では、本基本方針に沿って事務・事業の見直しを行っており、殆どが措置済となっています。取組状況は、当機構のホームページで公表しています。

https://www.jica.go.jp/information/info/2017/20171204_01.html

(iii) 行政事業レビューについて

2018 年度には、運営費交付金で実施している技術協力(開発協力の重点課題)が秋の行政事業レビューの対象となり、予算執行管理問題を受けた再発防止策の実施状況に係る継

続的なモニタリングの必要性、コンサルタント選定の競争性の確保及び予算管理の徹底、国益に資する案件選定及び事業評価の実施の観点から国別開発協力方針の迅速な改定等のコメントを得ました。当機構は、本レビューにおけるコメントを真摯に受け止め、引続き効率的・効果的な事業実施に取り組んでいます。

行政事業レビューについては内閣官房行政改革推進本部事務局のホームページで公表されています。

(内閣官房行政改革推進本部事務局)

<http://www.gyokaku.go.jp/review/aki/H30/2nd/index.html>

(iv) 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」について

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(2013年12月24日閣議決定)において、当機構が講ずべき措置としては以下4項目があげられています。

- ・ 中期目標管理型の法人とする。
- ・ 当機構と国際交流基金、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所は、事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、共用化又は近接化を進める。
- ・ 政府開発援助の事業が適正かつより効率的に実施されるよう、本部だけでなく海外事務所においても、法令遵守体制を更に強化する。
- ・ 施設のさらなる利用促進に向けた取組を行い、稼働率の向上を図る。

当機構としては、同閣議決定で講ずべき措置とされた事項について、引き続き真摯に対応していく所存です。独立行政法人改革等に関する基本的な方針の取組状況については総務省のホームページで公表されています。

(総務省)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/dokuritu/02gyokan03_03000038.html

(4) 既発行済債券の連帯債務について

JICA 法附則第4条において、当機構が旧 JBIC の義務を承継した時は、当該承継の時に発行されているすべての国際協力銀行債券に係る債務については、当機構及び株式会社国際協力銀行が連帯して弁済の責めに任ずると規定されています。

上記に基づき当機構が連帯債務を負う、株式会社国際協力銀行が承継した国際協力銀行既発債券の残高は以下のとおりです。(2021年9月30日時点)

なお、2011年4月28日に成立した株式会社国際協力銀行法においては、上記の連帯債務は当機構及び株式会社国際協力銀行が連帯して弁済の責めに任ずるとされています。

財投機関債	20,000,000,000円
-------	-----------------

4. 財政状態及び経営成績の分析

4-1. 2021年事業年度上半期財務諸表（概要）（有償資金協力勘定）

2021年度上半期の当期総利益は、462億円（前年同期比179億円増）となりました。2021年度上半期末の資産合計は13兆9,411億円（前年度末比3,373億円増）、負債合計は3兆8,446億円（同2,717億円増）、純資産合計は10兆965億円（同656億円増）となりました。

(2) 損益計算書の概要

	2020年度上半期	2021年度上半期	2020年度
貸付金利息	625	601	1,229
受取配当金	1	39	43
貸倒引当金戻入・ 偶発損失引当金戻入	2	73	-
貸付手数料	13	15	31
その他	7	23	38
経常収益合計	648	751	1,341
借入金利息	58	62	125
債券利息	43	42	84
貸倒引当金繰入・ 偶発損失引当金繰入	24	-	352
業務委託費	62	42	176
人件費・物件費	71	75	157
その他	106	68	117
経常費用合計	364	289	1,011
臨時損益	△0	△0	△0
当期総利益	283	462	330

※ 四捨五入しているため、合計値が合わない箇所があります。

(3) 貸借対照表の概要

(単位:億円)

	2021年3月末	2021年9月末
貸付金	133,417	135,454
貸倒引当金	△1,764	△1,697
破産債権、再生債権、更生債権 その他これらに準ずる債権	871	871
貸倒引当金	△871	△871
投資有価証券・関係会社株 式・金銭の信託	1,437	1,534
その他資産	742	691
資産合計	136,038	139,411
財政融資資金借入金	26,228	27,887
債券	9,077	10,133
その他負債	424	426
負債合計	35,729	38,446

政府出資金	82,022	82,184
準備金	17,995	18,325
当期末処分利益	330	462
評価・換算差額等	△38	△6
純資産合計	100,309	100,965

※ 四捨五入しているため、合計値が合わない箇所があります。

【参考】貸出金等の状況

独立行政法人国際協力機構は、「銀行法」および「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（以下「金融再生法」という。）の適用を受けませんが、有償資金協力勘定について、資産内容に関するディスクロージャーの一層の充実及び信用リスクの内部管理への活用を目的として、資産自己査定を実施しています。

当機構有償資金協力勘定の特徴として、途上国政府等向けの公的債権と位置付けられる与信が多いことがあげられます。この公的債権については、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国間の国際的合意（パリクラブ合意）に基づき債務繰延べを行うことがあります（注1）。この一時的な流動性支援のなかで、債務国はIMF（国際通貨基金）との間で合意した経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくこととなります。

パリクラブ合意により繰延べられた債権の回収の蓋然性に関しては、この国際的な枠組みによる債権保全メカニズムという民間金融機関にはない公的債権の特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、当機構が行う債務者区分で要注意先（要管理先）となった債務国向けの繰延べ公的債権については、原則、その形式に照らし、開示対象として貸出条件緩和債権（銀行法）及び要管理債権（金融再生法）に分類しています。

（注1）国際収支状況の悪化等により、公的対外債務（債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務）の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権者会議（パリクラブ）等の場において債務繰延べ（リスケジュール）が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援（国際協調の枠組みのもとでの国際収支支援）が実施されます。この一時的な流動性支援のなかで、債務国はIMF（国際通貨基金）との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当機構有償資金協力勘定の外国政府等に対する債権のうち、2021年9月末時点で、パリクラブにおいて合意済かつ債務繰延べ契約締結済の対象元本残高は594,685百万円となっています。この金額には、2020年4月に20か国財務大臣・中央銀行総裁会議声明で発表された債務支払猶予イニシアティブ（および2020年10月に合意した延長・2021年4月に合意した再延長措置）に基づくパリクラブでの支払猶予が合意された後、同合意に基づいて当機構と債務国が支払猶予契約を締結した債権が含まれています。

① リスク管理債権（注2）

下表は、資産自己査定を踏まえ、民間金融機関のリスク管理債権開示基準（銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロ）に基づき分類を行ったものです。

リスク管理債権における各債権の定義は以下のとおりです。

(i) 破綻先債権（注3）

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社法の規定による特別清算開始の申立て、又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金です。

(ii) 延滞債権（注3）

未収利息不計上貸出金であって、「破綻先債権」及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

(iii) 3カ月以上延滞債権

元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で、「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しないものです。

(iv) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3カ月以上延滞債権」に該当しないものです。

（単位：百万円）

	2021年3月期	2021年9月期
破綻先債権	—	—
延滞債権	87,063	87,063
3ヶ月以上延滞債権	242	221
貸出条件緩和債権	468,520	612,295
合計(1)	555,826	699,579
貸付金残高合計(2)	13,428,773	13,632,476
(1) / (2)	4.14%	5.13%

(注2) 各債権に含まれる繰延べ対象元本残高は、上表に掲げた延滞債権額 87,063 百万円のうち 22,306 百万円、貸出条件緩和債権額 612,295 百万円のうち 453,866 百万円、となっています。なお、その他の繰延べ対象元本残高 118,513 百万円はリスク管理債権以外の債権に含まれます。

(注3) 民間金融機関における「リスク管理債権」の開示基準を定めた銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロの枠組みの中で、外国の公的債務者に対する債権に関し、(1) 期末以前3年間において、元本・利息等の支払がないこと、(2) 期末以前3年間において、債務の履行期限の延長に関する契約の締結等を行っていないこと、(3) 期末において、債務の履行期限の延長に関する契約の締結等を行う具体的な計画を有していないこと、の全ての要件を満たす債務者に対する貸出金を「破綻先債権」として開示することが定められています。一方、当機構の開示においては、後述の公的債権にかかる国際協調の枠組みを勘案の上、かかる外国の公的債務者を資産自己査定に基づく債務者区分において「破綻懸念先」に区分し、リスク管理債権の分類では「延滞債権」に含めています。

② 金融再生法基準による開示債権及び保全状況（注4）

下表は、資産自己査定を踏まえ、金融再生法による開示基準（金融再生法施行規則第4条）に基づき分類を行ったものです。

金融再生法基準における各債権の定義は以下のとおりです。

（i）破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先に対する債権及び破綻先に対する債権です。

（ii）危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における破綻懸念先に対する債権です。

（iii）要管理債権

資産自己査定に基づく債務者区分における要注意先に対する債権のうち、3カ月以上延滞債権（元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸出債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」を除く。）をいう。）及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」並びに「3カ月以上延滞債権」を除く。）をいう。）です。

（iv）正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における正常先に対する債権及び要注意先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権です。

(単位：百万円)

		2021年 3月期	2021年 9月期
貸出金等※ (総与信に占める 比率、%)	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
	危険債権	87,063 (0.65)	87,063 (0.64)
	要管理債権	468,763 (3.48)	612,516 (4.48)
	小計	555,826 (4.13)	699,579 (5.12)
	正常債権	12,906,527 (95.87)	12,963,043 (94.88)
貸倒引当金※	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
	危険債権	87,063	87,063
	要管理債権	48,332	59,589
	小計	135,395	146,652
	要管理債権以外の債権に 対する一般貸倒引当金	128,001	110,054
	特定海外債権 引当金	19	17
合計	263,425	256,724	
担保・保証等	破産更生債権及び これらに準ずる債権	-	-
	危険債権	-	-
	要管理債権	-	-
	小計	-	-
保全額※※ (保全率%)	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
	危険債権	87,063 (100.00)	87,063 (100.00)
	要管理債権	48,332 (10.31)	59,589 (9.73)
	小計	135,395 (24.36)	146,652 (20.96)

※ 資産自己査定に基づき、破綻先及び実質破綻先に対する債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額については、取立不能見込額として債権額から直接減額しており、上表の貸出金等及び貸倒引当金の額には含まれておりません。

※※ 保全額は、各債権額に対する貸倒引当金と担保・保証等の額の合計であり、保全率は貸出金等の額に対する保全額のカバー率です。

(注4) 各債権に含まれる繰延べ対象元本残高は、上表に掲げた危険債権額 87,063 百万円のうち 22,306 百万円、要管理債権額 612,516 百万円のうち 453,866 百万円、正常債権額 12,963,043 百万円のうち 118,513 百万円、となっています。

4-2. 財政投融資対象事業に関する政策コスト分析について

(1) 財政投融資対象事業に関する政策コスト分析の概要

政策コスト分析とは、財政投融資を活用している事業について、一定の前提条件（将来金利、事業規模など）を設定して将来キャッシュフロー（資金収支）等を推計し、これに基づいて、事業の実施に関して①将来、国から支出されると見込まれる補助金等と、②将来、国に納付されると見込まれる国庫納付・法人税等、及び③既に投入された出資金等による利払軽減効果の額を、各財投機関が試算したものです。

なお、算出された政策コストは、事業の遂行によって生じる将来の資金移転を伴う財政負担を示すものではありません（将来の資金移転を伴う財政負担は①のみ）。

当機構の2020年度政策コスト分析結果（2021年7月財務省公表）は以下の通りです。

政策コスト	分析期間
△1,301億円	47年間

「政策コスト分析（令和3年度）」（財務省）

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/report/zaitoa030728/12.pdf

5. 経営上の重要な契約等

該当するものではありません。

第3 設備の状況

1. 設備投資等の概要

2020年度は合計で1,170百万円の設備等支出を行いました。また、2020年度中に処分した設備等の2020年度末帳簿価額合計は105百万円となっております（有償資金協力勘定のみ）。

2. 主要な設備の状況（2020年度末）

（単位：百万円）

内容	所在地	土地		建物	動産	一括償却資産	合計
		面積	帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格
事務所・舎宅等	東京都他	8,353.59 m ²	6,612	2,078	471	0	9,161

（注）有償資金協力勘定のみ。

3. 設備の新設、除却等の計画

当機構の主要な設備等への支出・除却計画については中期計画等に基づき検討していきます。

第4 発行者の状況

1. 資本金残高の推移

当機構に対する政府からの出資金は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前年度末比増減	年度末資本金残高	摘要
2008年度末	7,390,856	7,474,189	旧 JBIC より承継した有償資金協力勘定の資本金の額を含む。
2009年度末	127,300	7,601,489	
2010年度末	104,400	7,705,889	
2011年度末	38,553	7,744,442	
2012年度末	37,635	7,782,077	
2013年度末	50,022	7,832,098	
2014年度末	45,017	7,877,115	
2015年度末	48,260	7,925,375	
2016年度末	129,305	8,054,680	
2017年度末	45,180	8,099,860	
2018年度末	46,010	8,145,870	
2019年度末	67,310	8,213,180	
2020年度末	51,440	8,264,620	

(注) 当機構は、2003年10月1日に独立行政法人国際協力機構として設立された際、政府（一般会計）からの出資金として、88,508百万円を受入れております。

2. 役員状況 (2021年12月1日現在)

【役員の定数】 JICA法第7条の規定により、理事長1人、副理事長1人以内、理事8人以内、監事3人。

【役員の任期】 通則法第21条の規定により、理事長の任期は任命の日から当該任命の日を含む中期目標の期間の末日まで、監事の任期は任命の日から対応する中期目標の期間の最後の事業年度についての財務諸表承認日まで。

JICA法第9条の規定により、副理事長の任期は4年、理事の任期は2年。

【役員の名、役職、経歴等】

役職	氏名	就任日	経歴
理事長	北岡 伸一	2015年10月1日 (再任)	1985年 立教大学法学部教授 1997年 東京大学法学部教授 2004年 特命全権大使 (日本政府国連代表部次席代表) 2012年 政策研究大学院大学教授 2012年 国際大学学長 2015年 国際協力機構理事長
副理事長	山田 順一	2020年5月23日	1982年 海外経済協力基金採用 2008年 国際協力機構中東・欧州部長 2012年 国際協力機構企画部長 2013年 国際協力機構上級審議役 2017年 国際協力機構理事 2020年 国際協力機構副理事長
理事	植嶋 卓巳	2018年12月1日 (再任)	1982年 国際協力事業団採用 2008年 国際協力機構企画部次長 2010年 国際協力機構調達部長 2013年 国際協力機構産業開発・公共政策部長 2015年 国際協力機構理事長室長 2018年 国際協力機構理事
理事	横山 正	2019年10月1日 (再任)	1988年 大蔵省入省 2013年 財務省国際局地域協力課長 2014年 財務省国際局開発機関課長 2015年 アフリカ開発銀行アジア代表東京事務所長 2019年 財務省大臣官房企画調整主幹 2019年 国際協力機構理事
理事	中澤 慶一郎	2020年5月23日 (再任)	1987年 海外経済協力基金採用 2014年 国際協力機構東南アジア・大洋州部審議役 2015年 国際協力機構ミャンマー事務所長 2017年 国際協力機構南アジア部長 2018年 国際協力機構企画部長 2020年 国際協力機構理事
理事	柴田 裕憲	2020年7月1日 (再任)	1987年 外務省入省 2011年 外務省国際情報統括官組織第一国際情報官 2013年 在フィリピン日本国大使館公使 2015年 在ドイツ日本国大使館公使 2018年 経済産業省 大臣官房審議官 (通商戦略担当) 2020年 国際協力機構理事
理事	中村 俊之	2020年10月1日	1989年 国際協力事業団採用 2014年 国際協力機構総務部審議役 2016年 国際協力機構企画部審議役兼総務部審議役 2017年 国際協力機構産業開発・公共政策部長 2020年 国際協力機構ガバナンス・平和構築部長 2020年 国際協力機構理事

理事	山中 晋一	2020年10月1日	1984年 海外経済協力基金採用 2012年 国際協力機構人事部審議役 2014年 国際協力機構中東・欧州部長 2016年 国際協力機構企画部長 2018年 国際協力機構インドネシア事務所長 2020年 国際協力機構理事
理事	小野寺 誠一	2021年7月1日 (再任)	1988年 建設省入省 2014年 国土交通省道路局企画課国際室長 2015年 国土交通省中部地方整備局道路部長 2017年 国際協力機構インフラ技術業務部長 2019年 国土交通省大臣官房参事官 (グローバル戦略) 2021年 国際協力機構理事
理事	井本 佐智子	2021年10月1日	1993年 国際協力事業団採用 2010年 南アジア部南アジア第三課長 2014年 インド事務所次長 2018年 国際協力機構企画部国際援助協調企画室長 2020年 国際協力機構広報室長
監事	町井 弘実	2014年1月1日	1975年 株式会社日本長期信用銀行入行 2000年 株式会社日本長期信用銀行監査役室長 2007年 ING Direct Services株式会社監査部長 2010年 日本年金機構監査部長 2013年 SGアセットマックス株式会社コンプライアンス・オフィサー 2014年 国際協力機構監事
監事	早道 信宏	2017年7月1日	1979年 日本専売公社入社 1999年 J T インターナショナル取締役兼副C F O 2005年 日本たばこ産業 (株) 監査部長 2010年 J T 財務サービス (株) 代表取締役常務 2017年 パナソニックヘルスケアホールディング (株) 内部監査室主幹 2017年 国際協力機構監事
監事	戸川 正人	2019年2月1日	1984年 国際協力事業団採用 2010年 国際協力機構ラオス事務所長 2013年 国際協力機構国際協力人材部審議役 2013年 国際協力機構国際協力人材部長 2016年 国際協力機構人事部長 2019年 国際協力機構監事

3. コーポレート・ガバナンスの状況

(1) 法による規制

当機構の主務大臣は、通則法に基づき、理事長及び監事の任命及び解任、業務方法書の認可、財務諸表の承認等を行います。

また、当機構は通則法及び JICA 法により、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、主務大臣が選任する監事及び会計監査人の監査の他、会計検査院による検査、金融庁による検査（有償資金協力業務に限る。）を受けなければならないとされています。

詳細については本説明書「第 1 発行者の概況、3. 事業の内容、3-1. 当機構の概要、(4) 日本政府・国家機関等との関係について」をご参照下さい。

(2) 業務運営の評価

当機構の各事業年度及び中期目標の期間における業務の実績の評価は、2015 年 4 月 1 日に施行された改正通則法（第 32 条）により、主務大臣が行うこととなっております。主務大臣による評価に先立ち、当機構は中期計画（「中期計画」については本説明書「第 1 発行者の概況、3. 事業の内容、3-1. 当機構の概要、(4) 日本政府・国家機関等との関係について、③中期目標・中期計画について」ご参照）期間中の業務実績を毎年、自己評価を含む業務実績等報告書としてとりまとめ、主務大臣に提出、公表しています。また、主務大臣の評価結果は公表されることとなっております。

(3) 内部管理等の体制

(理事会の運営)

当機構は理事長・副理事長・理事により構成される理事会において当機構の経営及び業務運営に係る重要な基本方針並びに重要な個別業務事項に係る審議を行います。

(監事監査)

監事は当機構の業務を監査します。監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができます。また、監事は業務を監査するため理事会に出席し意見を述べることができます。なお、監事監査報告はホームページ上で公表しています。

(監事監査報告書) <https://www.jica.go.jp/disc/audit/index.html>

(内部監査について)

当機構は、内部監査部門として理事長直属の監査室を設置しており、内部監査の独立性を確保しております。

(コンプライアンス態勢について)

当機構は、コンプライアンスに関する重要事項を検討するため、副理事長を委員長とし、関係役員・部室長により構成されるコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を設置しており、本委員会において決定するコンプライアンス・プログラムに基づく各種取組を通じて当機構役職員のコンプライアンス意識の醸成に努めております。

(役員報酬について)

当機構が 2020 年度において役員に支払った報酬額は総額で 239,886 千円です。

(4) リスク管理について

金融業務を行うにあたっては、信用リスク、市場リスク（金利リスク、為替リスク等）、流動性リスク、オペレーショナルリスク等の様々なリスクを伴います。当機構は開発援助機関として有償資金協力業務を行っており、リスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は一般金融機関とは異なりますが、国際的潮流も踏まえ、金融機関のリスク管理手法を援用しつつ、円借款債権等を適切に管理することが重要と考えます。

具体的には、有償資金協力業務におけるリスク管理を組織的に対応すべき経営課題と位置づけ、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定統合的リスク管理規程」を策定し、同規程の中で、当機構の有償資金協力勘定が業務の過程でさらされている様々なリスクを識別、測定及びモニタリングし、業務の適切性の確保及び適正な損益水準の確保を図ることを目的と定め、その目的に資するため有償資金協力勘定リスク管理委員会を設置し、統合的リスク管理に関する重要事項を審議しています。

当機構が業務運営上抱える個別のリスクのうち主要なものとその管理に対しては、本説明書「第2 事業の状況、3. 事業等のリスク」をご参照ください。

第5 経理の状況

1. 当機構の財務諸表

当機構の財務諸表は、通則法第 37 条により、原則として企業会計原則によるものとされ、「独立行政法人会計基準」、「独立行政法人会計基準注解」及び「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」（平成 15 年外務省令第 22 号）等に基づき作成しております。

また、独立行政法人国際協力機構法第 28 条第 1 項に定める財務諸表は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書ですが、同条第 2 項に基づき、附属明細書をまた独立行政法人会計基準第 42 条に基づき作成する行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び利益の処分又は損失の処理に関する書類を含めて掲載しています。

- (注1) 当機構は該当する特定関連会社を有していないことから、連結財務諸表は作成しておりません。
- (注2) 独立行政法人会計基準第 42 条に基づき作成する行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び利益の処分又は損失の処理に関する書類は、事業年度ごとに作成しております。

会計監査報告

独立監査人の中間監査報告書

2021年11月24日

独立行政法人国際協力機構

理事長 北岡伸一 殿

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

長尾 楚樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

伊澤 賢司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

西田 裕志

<財務諸表中間監査>

中間監査意見

当監査法人は、独立行政法人国際協力機構の2021年4月1日から2021年9月30日までの第19期事業年度上半期の有償資金協力勘定に係る財産目録を除く独立行政法人国際協力機構法第28条に定める勘定別財務諸表、すなわち、有償資金協力勘定に係る勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記、並びに、独立行政法人通則法第38条の規定に準じて作成する勘定別附属明細書（関連会社の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。以下同じ。）（以下、「中間財務諸表等」という。）について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人国際協力機構の2021年9月30日現在の有償資金協力勘定の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度上半期の運営状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表等監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、独立行政法人から独立しており、また、会計監査人のその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表等に対する独立行政法人の長及び監事の責任

独立行政法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して中間財務諸表等を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示のない中間財務諸表等を作成し有用な情報を表示するために独立行政法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表等監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した中間監査に基づいて、全体としての中間財務諸表等の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正及び誤謬並びに違法行為により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、会計監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表等監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに独立行政法人の長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 中間財務諸表等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適切に表示しているかどうかを評価する。

会計監査人は、監事に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

会計監査人は、監事に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

<財産目録に対する報告>

会計監査人の報告

当監査法人は、独立行政法人国際協力機構の2021年4月1日から2021年9月30日までの第19期事業年度上半期の有償資金協力勘定に係る財産目録について中間監査を行った。

当監査法人の報告は次のとおりである。

- (1) 有償資金協力勘定に係る財産目録は、勘定別貸借対照表の資産の部に基づいて作成されているものと認める。

独立行政法人の長及び監事の責任

独立行政法人の長の責任は、勘定別貸借対照表の資産の部に基づいた財産目録を作成することにある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

会計監査人の責任

会計監査人の責任は、財産目録が勘定別貸借対照表の資産の部に基づいて作成されているかについて、独立の立場から報告することにある。

その他の事項

独立行政法人国際協力機構は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、2021年4月1日から2021年9月30日までの第19期事業年度上半期の有償資金協力勘定に係る独立行政法人国際協力機構法第28条に定める財務諸表を作成しており、当監査法人は、独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、これらに対して、上記の中間財務諸表等に係る中間監査のほかに中間監査を行い、2021年11月24日に別途、中間監査報告書を発行している。

利害関係

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監查報告

監査報告（有償資金協力勘定 令和3事業年度上半期）

独立行政法人国際協力機構法第28条第1項の規定に基づき、独立行政法人国際協力機構（以下「法人」という。）有償資金協力勘定の令和3事業年度上半期（令和3年4月1日～令和3年9月30日）の財務諸表（財産目録、貸借対照表、損益計算書）について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

当該上半期に係る財務諸表について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、法人の有償資金協力勘定の当該上半期に係る財務諸表の監査を行った。

II 監査の結果

当該上半期の財務諸表に係る会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

令和3年11月24日

独立行政法人国際協力機構

監事 町井 弘実 

監事 早道 信宏 

監事 戸川 正人 

令和 3 事業年度上半期

財 務 諸 表

【有償資金協力勘定】

独立行政法人国際協力機構

法人番号 9010005014408

※独立行政法人国際協力機構法第 28 条第 1 項に定める財務諸表は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書ですが、同条第 2 項に基づき、附属明細書を含めて掲載しています。

財 産 目 録

(令和3年9月30日現在)

【有償資金協力勘定】

(単位：円)

流動資産	13,772,497,986,865	
現金及び預金	342,852,760,186	普通預金・当座預金・定期預金 三菱UFJ銀行外一行
貸付金	13,545,413,216,676	1,745 口
貸倒引当金	△ 169,661,112,447	
前渡金	13,891,732,507	
前払費用	12,745,756	
未収収益	30,023,238,548	
未収貸付金利息	29,749,528,364	当半期末における未収貸付金利息
未収コミットメントチャージ	272,932,306	当半期末における未収コミットメントチャージ
未収受取利息	777,878	当半期末における未収受取利息
未収入金	135,700,939	
積送物品	4,610,047	
立替金	6,067,112	
差入保証金	8,638,000,000	8 点
金融派生商品	1,181,027,541	
固定資産	168,595,232,719	
有形固定資産	9,339,782,339	
建物	2,070,301,124	6 棟 (延 10,988.74㎡)
構築物	49,321,836	22 点
機械装置	16,921,660	48 点
車両運搬具	257,773,546	413 点
工具器具備品	328,884,803	549 点
土地	6,612,073,027	5 箇所 (8,353.59㎡)
建設仮勘定	4,506,343	
無形固定資産	5,179,044,478	
商標権	134,291	2 口
ソフトウェア	3,381,700,743	27 口
ソフトウェア仮勘定	1,797,209,444	
投資その他の資産	154,076,405,902	
投資有価証券	8,833,611,851	10 口
関係会社株式	76,320,470,805	7 口
金銭の信託	68,235,562,275	1 口
破産債権、再生債権、更生債権 その他これらに準ずる債権	87,062,884,239	13 口
貸倒引当金	△ 87,062,884,239	
長期前払費用	2,640,349	
差入保証金	684,120,622	317 点
合計	13,941,093,219,584	

貸借対照表

(令和3年9月30日現在)

【有償資金協力勘定】

(単位：円)

資産の部

I 流動資産

現金及び預金		342,852,760,186	
貸付金	13,545,413,216,676		
貸倒引当金	△ 169,661,112,447	13,375,752,104,229	
前渡金		13,891,732,507	
前払費用		12,745,756	
未収収益			
未収貸付金利息	29,749,528,364		
未収コミットメントチャージ	272,932,306		
未収受取利息	777,878	30,023,238,548	
未収入金		135,700,939	
積送物品		4,610,047	
立替金		6,067,112	
差入保証金		8,638,000,000	
金融派生商品		1,181,027,541	
流動資産合計		13,772,497,986,865	

II 固定資産

1 有形固定資産

建物	4,080,887,962		
減価償却累計額	△ 1,385,373,201		
減損損失累計額	△ 625,213,637	2,070,301,124	
構築物	98,256,953		
減価償却累計額	△ 37,264,649		
減損損失累計額	△ 11,670,468	49,321,836	
機械装置	200,515,924		
減価償却累計額	△ 81,306,584		
減損損失累計額	△ 102,287,680	16,921,660	
車両運搬具	591,838,755		
減価償却累計額	△ 334,065,209	257,773,546	
工具器具備品	556,193,729		
減価償却累計額	△ 227,308,926	328,884,803	
土地	12,703,270,000		
減損損失累計額	△ 6,091,196,973	6,612,073,027	
建設仮勘定		4,506,343	
有形固定資産合計		9,339,782,339	

2 無形固定資産

商標権		134,291	
ソフトウェア		3,381,700,743	
ソフトウェア仮勘定		1,797,209,444	
無形固定資産合計		5,179,044,478	

3 投資その他の資産

投資有価証券		8,833,611,851	
関係会社株式		76,320,470,805	
金銭の信託		68,235,562,275	
破産債権、再生債権、更生債権 その他これらに準ずる債権	87,062,884,239		
貸倒引当金	△ 87,062,884,239	0	
長期前払費用		2,640,349	
差入保証金		684,120,622	
投資その他の資産合計		154,076,405,902	
固定資産合計		168,595,232,719	

資産合計

13,941,093,219,584

負債の部

I 流動負債

1年以内償還予定債券		30,000,000,000
1年以内償還予定財政融資資金借入金		100,552,722,000
未払金		2,645,550,992
未払費用		5,466,821,660
金融派生商品		10,608,663,988
リース債務		104,644,456
預り金		8,109,594,016
引当金		
賞与引当金	331,953,570	
偶発損失引当金	2,242,965,219	2,574,918,789
仮受金		2,294,842,694

流動負債合計

162,357,758,595

II 固定負債

債券		984,418,720,000
債券発行差額	△	1,084,094,456
財政融資資金借入金		2,688,143,716,000
長期リース債務		147,022,086
長期預り金		6,646,436,123
退職給付引当金		3,872,576,791
資産除去債務		105,601,693

固定負債合計

3,682,249,978,237

負債合計

3,844,607,736,832

純資産の部

I 資本金

政府出資金		8,218,367,840,510
資本金合計		8,218,367,840,510

II 利益剰余金

準備金		1,832,533,153,451
当期末処分利益		46,206,171,309
(うち当期総利益)		(46,206,171,309)

利益剰余金合計

1,878,739,324,760

III 評価・換算差額等

関係会社株式評価差額金		28,421,404,497
その他有価証券評価差額金		3,765,257,550
繰延ヘッジ損益	△	32,808,344,565

評価・換算差額等合計

△ 621,682,518

純資産合計

10,096,485,482,752

負債純資産合計

13,941,093,219,584

損 益 計 算 書

(令和3年4月1日～令和3年9月30日)

【有償資金協力勘定】

(単位：円)

経常費用			
有償資金協力業務関係費			
債券利息	4,187,062,598		
借入金利息	6,218,310,770		
金利スワップ支払利息	2,812,742,838		
その他支払利息	37,100		
業務委託費	4,227,007,724		
債券発行費	374,959,613		
外国為替差損	829,592,603		
人件費	1,900,426,886		
賞与引当金繰入	331,953,570		
退職給付費用	134,184,382		
物件費	5,572,023,656		
減価償却費	963,916,240		
税金	93,961,942		
投資有価証券評価損	156,935,225		
関係会社株式評価損	42,231,893		
利息費用	△ 8,457		
その他業務費用	1,028,205,102		
その他経常費用	2,356,483	28,875,900,168	
経常費用合計			28,875,900,168
経常収益			
有償資金協力業務収入			
貸付金利息	60,056,624,690		
受取配当金	3,879,174,350		
金利スワップ受入利息	47,402,573		
貸付手数料	1,511,783,562		
金銭の信託運用益	1,295,692,772		
貸倒引当金戻入	6,701,441,986		
偶発損失引当金戻入	646,426,247		
その他業務収益	849,225,509	74,987,771,689	
財務収益			
受取利息	29,812,183	29,812,183	
雑益			
償却債権取立益		19,878,116	
経常収益合計			75,085,563,136
経常利益			46,209,662,968
臨時損失			
固定資産除却損		4,197,816	
固定資産売却損		334,555	4,532,371
臨時利益			
固定資産売却益		1,040,712	1,040,712
当期純利益			46,206,171,309
当期総利益			46,206,171,309

重要な会計方針

【有償資金協力勘定】

当半期より、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成12年2月16日（令和3年9月21日改訂））を適用しております。

1. 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～50年
構築物	2～46年
機械装置	2～17年
車両運搬具	2～6年
工具器具備品	2～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を0とする定額法によっております。

2. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、役職員への賞与の支払いに備えるため、役職員に対する賞与の支給見込額のうち、当半期に帰属する額を計上しております。

3. 退職給付に係る引当金の計上基準及び退職給付費用の処理方法

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当半期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当半期末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。また、数理計算上の差異及び過去勤務費用の損益処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異：その発生年度に一括して損益処理しております。

過去勤務費用：その発生年度に一括して損益処理しております。

4. 引当金等の計上根拠及び計上基準

(1) 貸倒引当金

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上又は直接減額しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認め

る額を計上又は直接減額しております。なお、上記債権額から直接減額した金額はありません。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見積額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署（地域部等）が資産査定を実施し、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。また、査定結果は、査定実施部署から独立した資産監査部署が監査しております。

（２） 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、融資契約承諾済融資未実行額のうち、確実に貸付義務を負っている金額等に関して、偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

5. 有価証券の評価基準及び評価方法

（１） 関係会社株式

出資先持分額により評価し、移動平均法による取得原価との評価差額は部分純資産直入法により処理しております。

（２） その他有価証券

① 時価のあるもの

当半期末日の市場価格等に基づく時価法を採用し、評価差額は全部純資産直入法により処理しております。売却原価は移動平均法により算定しております。

② 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用し、売却原価は移動平均法により算定しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を取り込む方法によっております。

（３） 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券

上記（２）と同じ方法によっております。

6. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

7. 債券発行差額の償却方法

債券発行差額は、債券の償還期間にわたって償却しております。

8. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、主として当半期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

9. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては繰延ヘッジ処理又は特例処理によっております。通貨スワップについては振当処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- ① ヘッジ手段・・・金利スワップ
ヘッジ対象・・・貸付金及び外貨建債券
- ② ヘッジ手段・・・通貨スワップ
ヘッジ対象・・・外貨建貸付金及び外貨建債券

(3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

貸付金の相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象及びヘッジ手段の各期日、想定元本等に差異がないかを基礎として判断しております。

特例処理の要件を満たしている金利スワップ、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

(表示方法の変更)

当半期より、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成12年2月16日（令和3年9月21日改訂））を適用し、重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

注記事項

【有償資金協力勘定】

(貸借対照表関係)

1. 連帯債務

当機構は株式会社国際協力銀行が承継した次の国際協力銀行既発債券について、連帯して債務を負っております。

財投機関債 20,000,000,000 円

2. 担保受入金融資産

自由処分権を有する担保受入金融資産の当半期末における時価は 6,799,572,630 円であります。

3. 融資契約承諾済融資未実行額

当機構の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金用途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当機構は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内でかつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行額は 6,863,110,035,786 円であります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

有償資金協力勘定では、貸付事業及び出資事業などの有償の資金供与による協力業務を実施しております。これらの業務を実施するため、財政融資資金及び金融機関からの借入、債券の発行及び政府出資の受入により資金を調達しております。なお、資産及び負債の総合的管理（ALM）の観点から、金利変動及び為替変動による不利な影響を軽減させるべくデリバティブ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

有償資金協力勘定で保有する金融資産は、主に開発途上地域に対する貸付金であり、貸付先の契約不履行によってもたらされる信用リスク及び金利の変動リスクにさらされております。また、有価証券、投資有価証券、関係会社株式及び金銭の信託は、政策推進目的等で保有しており、これらは、発行体等の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクにさらされております。

借入金及び債券は、一定の環境の下で市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクにさらされております。

外貨建債権債務については、上記に加えて為替の変動リスクにさらされております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

有償資金協力勘定では、統合的リスク管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸付金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運用しております。これらの与信管理は、営業関連部署（地域部等）のほか審査部及び総務部により行われ、また、定期的に有償資金協力勘定リスク管理委員会や

理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査室がチェックしております。

投資有価証券及び関係会社株式の発行体や金銭の信託の受託者の信用リスクに関しては、民間連携事業部において、信用情報等の把握を定期的に行うことで管理しております。

デリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、取引先に対するエクスポージャーや信用状態の把握を定期的に行い、必要に応じ担保徴求することで管理しております。

② 市場リスクの管理

イ) 金利リスクの管理

予め法令又は業務方法書等により定められた方法により利率を決定しております。なお、金利変動による不利な影響が生じる可能性があることから、金利変動リスクのヘッジを目的として、金利スワップ取引を行っております。

ロ) 為替リスクの管理

外貨建債権債務は為替の変動リスクにさらされるため、外貨建債権に対して外貨建債務を調達しているほか、通貨スワップ等を利用して為替リスクの回避又は抑制を行っております。

ハ) 価格変動リスクの管理

保有している株式等は、政策目的で保有しているものであり、出資先の市場環境や財務状況、為替などによる評価額の変動をモニタリングしております。

これらの情報は、有償資金協力勘定リスク管理委員会や理事会において定期的に報告されております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

有償資金協力勘定については、国会議決を受けた政府関係機関予算に基づき資金計画を作成し、資金調達を行っております。

④ デリバティブ取引の管理

デリバティブ取引は、スワップ関連規程に基づき、取引の執行、ヘッジ有効性評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し、内部牽制の確立された体制の下で実施・管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当半期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：円)

	貸借対照表計上額* 1	時価* 1	差額
(1) 貸付金	13,545,413,216,676		
貸倒引当金	△ 169,661,112,447		
	13,375,752,104,229	13,855,621,591,219	479,869,486,990
(2) 破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権	87,062,884,239		
貸倒引当金	△ 87,062,884,239		
	0	0	0
(3) 財政融資資金借入金 (1年以内償還予定を含む)	(2,788,696,438,000)	(2,827,987,221,218)	39,290,783,218
(4) 債券 (1年以内償還予定を含む)	(1,013,334,625,544)	(1,060,702,376,657)	47,367,751,113
(5) デリバティブ取引* 2			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(2,732,649,308)	(2,732,649,308)	0
ヘッジ会計が適用されているもの	(6,694,987,139)	(6,694,987,139)	0
	(9,427,636,447)	(9,427,636,447)	0

* 1 負債に計上されているものは、() で示しております。

* 2 資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。なお、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

① 貸付金

貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で政策金利を反映するため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額をもって時価としております。一方、固定金利によるものは、元利金の合計額をリスクフリーレートに信用リスクを加味したレートで割り引いて時価を算定しております。なお、通貨スワップの振当処理の対象とされた貸付金については、当該通貨スワップの時価を反映しております。

② 破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権

破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該価額をもって時価としております。

③ 財政融資資金借入金 (1年以内償還予定を含む)

財政融資資金借入金 (1年以内償還予定を含む) の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によるしております。

④ 債券 (1年以内償還予定を含む)

債券 (1年以内償還予定を含む) のうち、市場価格のあるものは市場価格によるしております。市場価格のないものは、元利金の合計額をリスクフリーレートで割り引

いて時価を算定しております。なお、金利スワップの特例処理又は通貨スワップの振当処理の対象とされた債券については、当該金利スワップ又は通貨スワップの時価を反映しております。

⑤ デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）であり、割引現在価値を時価としております。なお、金利スワップの特例処理又は通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金及び債券と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金及び債券の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：円)

	貸借対照表計上額
投資有価証券 * 1	8,833,611,851
関係会社株式 * 1	76,320,470,805
金銭の信託 * 2	68,235,562,275
融資契約承諾済融資未実行額 * 3	0

* 1 これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

* 2 金銭の信託については、信託財産が、時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものであります。

* 3 融資契約承諾済融資未実行額については、融資対象である開発途上地域における開発事業等の執行の態様が極めて多様であること等から、将来の融資実行に関する合理的な見積りが困難であるため、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

(単位：円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	68,235,562,275	63,660,307,472	4,575,254,803	4,575,254,803	0

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」及び「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当機構は、職員の退職給付に充てるため、確定給付制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度、確定拠出制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と当半期末残高の調整表

(単位：円)	
期首における退職給付債務	6,541,196,827
勤務費用	137,989,541
利息費用	16,888,692
数理計算上の差異の当期発生額	0
退職給付の支払額	△ 93,271,675
過去勤務費用の当期発生額	0
制度加入者からの拠出額	8,248,222
当半期末における退職給付債務	6,611,051,607

(2) 年金資産の期首残高と当半期末残高の調整表

(単位：円)	
期首における年金資産	2,700,339,445
期待運用収益	27,003,394
数理計算上の差異の当期発生額	0
事業主からの拠出額	55,545,190
退職給付の支払額	△ 52,661,435
制度加入者からの拠出額	8,248,222
当半期末における年金資産	2,738,474,816

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：円)	
積立型制度の退職給付債務	2,855,713,256
年金資産	△ 2,738,474,816
積立型制度の未積立退職給付債務	117,238,440
非積立型制度の未積立退職給付債務	3,755,338,351
小計	3,872,576,791
未認識数理計算上の差異	0
未認識過去勤務費用	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,872,576,791
退職給付引当金	3,872,576,791
前払年金費用	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,872,576,791

(4) 退職給付に関連する損益

	(単位：円)
勤務費用	137,989,541
利息費用	16,888,692
期待運用収益	△ 27,003,394
数理計算上の差異の当期の費用処理額	0
過去勤務費用の当期の費用処理額	0
臨時に支払った割増退職金	0
合計	127,874,839

(5) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	27%
株式	45%
生命保険会社一般勘定	17%
その他	11%
合計	100%

(6) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産長期期待運用収益率は、保有している年金資産の構成、過去の運用実績、市場の動向等を考慮し決定しております。

(7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当半期末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	確定給付企業年金	0.23%
	退職一時金	0.74%
長期期待運用収益率		2.00%

3. 確定拠出制度

当機構の確定拠出制度への要拠出額は6,309,543円であります。

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引に係る未経過リース料

貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料	32,342円
貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料	0円

(資産除去債務関係)

1. 資産除去債務の概要

本部ビルについて、建物賃借契約に伴う原状回復義務に基づき、原状回復費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しております。

2. 資産除去債務の金額と算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は5年、割引率は△0.048%から0.529%を採用しております。

3. 当半期における当該資産除去債務の総額の増減

(単位：円)

期首残高	105,610,150
有形固定資産の取得に伴う増加額	0
時の経過による調整額	△ 8,457
資産除去債務の履行による減少額	0
当半期末残高	105,601,693

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当半期に係る財務諸表にその額を計上したものであって、当下半期以降に係る財務諸表に重要な影響を与える可能性があるものは、次のとおりです。

・貸倒引当金及び偶発損失引当金

1. 当半期の財務諸表に計上した額

(単位：円)

貸倒引当金	256,723,996,686
偶発損失引当金	2,242,965,219

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 算出方法

貸倒引当金及び偶発損失引当金の算出方法は、財務諸表「重要な会計方針 4. 引当金の計上根拠及び計上基準」に記載しております。

当機構の有償資金協力業務（円借款等）を行うに当たっては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等の様々なリスクを伴っており、これらのリスクによって、当機構は損失を被る可能性があります。特に、与信先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、当機構が損失を被るリスク（信用リスク）として、将来の貸倒による予想損失額を算出し、貸倒引当金及び偶発損失引当金として計上しております。なお、当機構の有償資金協力業務における主な与信先は、外国政府・政府機関であり、したがって与信に伴う信用リスクとしてソブリンリスクの占める割合が大きいことが特徴となっております。

貸倒引当金及び偶発損失引当金は、当機構が予め定めている資産自己査定基準及び償却・引当基準にしたがって算定されます。その算定過程には、債務者の財政状況及びこれらの将来見通し等の情報に基づき、債務者の返済能力を評価して決定される債務者区分の判定等が含まれております。

(2) 主要な仮定

主要な仮定は、債務者区分の判定における債務者の将来見通しであります。これは、債務者を取り巻く政治経済状況の変化等によって影響を受けるため、当機構の見積り及び判断は、当該債務者を取り巻く政治経済状況の変化や新しい情報が利用可能となることにより随時評価し、変更しております。

特に、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大の影響について、当機構は、2021年度以降は追加の財政出動やワクチン接種拡大により、それぞれの国の状況に応じて各国間の違いは大きいものの、徐々に経済活動が回復していくと想定しております。当該想定は、国際通貨基金（IMF）等の国際機関等が公表する見通しとも整合しております。この想定を基本として、債務者の個別の事情等も勘案し、当半期末における貸倒引当金及び偶発損失引当金を計上しております。

(3) 当下半期以降の財務諸表に与える影響

新型コロナウイルス感染症（C O V I D-19）の感染拡大の影響等により、依然として不確実性が高い環境が世界的に続くことも想定されることから、今後、当機構の債務者の中長期の財政状況等が想定を超えて変化する事象等が生じる場合には、債務者区分の変更等を通じて当下半期以降の貸倒引当金及び偶発損失引当金の計上額に影響を及ぼす可能性があります。

(重要な債務負担行為)

契約に基づき当下半期以降に支払いを予定している債務負担行為額は 6,417,285,980 円であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

附属明細書

【有償資金協力勘定】

(1) 固定資産の取得、処分、減価償却費及び減損損失累計額の明細

(単位：円)

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		減損損失累計額		差引当期末 残高	摘要	
					当期償却額	当期減損額	当期損益外				
有形固定資産 (減価償却費)	建築物	4,086,985,275	59,502,210	65,599,523	4,080,887,962	1,385,373,201	64,402,305	625,213,637	0	0	2,070,301,124
	構築物	98,256,953	0	0	98,256,953	37,264,649	2,313,301	11,670,468	0	0	49,321,836
	機械装置	200,923,736	0	407,812	200,515,924	81,306,584	1,981,347	102,287,680	0	0	16,921,660
	車両運搬具	588,241,740	16,790,417	13,193,402	591,838,755	334,065,209	32,824,706	0	0	0	257,773,546
	工具器具備品	331,486,219	227,695,976	2,988,466	556,193,729	227,308,926	23,098,943	0	0	0	328,884,803
	計	5,305,893,923	303,988,603	82,189,203	5,527,693,323	2,065,318,569	124,620,602	739,171,785	0	0	2,723,202,969
有形固定資産 (非償却資産)	土地	12,703,270,000	0	0	12,703,270,000	0	0	6,091,196,973	0	0	6,612,073,027
	建設仮勘定	3,528,634	1,363,852	386,143	4,506,343	0	0	0	0	0	4,506,343
	計	12,706,798,634	1,363,852	386,143	12,707,776,343	0	0	6,091,196,973	0	0	6,616,579,370
有形固定資産合計	建築物	4,086,985,275	59,502,210	65,599,523	4,080,887,962	1,385,373,201	64,402,305	625,213,637	0	0	2,070,301,124
	構築物	98,256,953	0	0	98,256,953	37,264,649	2,313,301	11,670,468	0	0	49,321,836
	機械装置	200,923,736	0	407,812	200,515,924	81,306,584	1,981,347	102,287,680	0	0	16,921,660
	車両運搬具	588,241,740	16,790,417	13,193,402	591,838,755	334,065,209	32,824,706	0	0	0	257,773,546
	工具器具備品	331,486,219	227,695,976	2,988,466	556,193,729	227,308,926	23,098,943	0	0	0	328,884,803
	土地	12,703,270,000	0	0	12,703,270,000	0	0	6,091,196,973	0	0	6,612,073,027
	建設仮勘定	3,528,634	1,363,852	386,143	4,506,343	0	0	0	0	0	4,506,343
	計	18,012,692,557	305,352,455	82,575,346	18,235,469,666	2,065,318,569	124,620,602	6,830,368,758	0	0	9,339,782,339
無形固定資産 (減価償却費)	商標権	731,316	0	0	731,316	597,025	29,842	0	0	0	134,291
	ソフトウェア	8,426,246,841	46,196,170	0	8,472,443,011	5,090,742,268	839,265,796	0	0	0	3,381,700,743
	計	8,426,978,157	46,196,170	0	8,473,174,327	5,091,339,293	839,295,638	0	0	0	3,381,835,034
無形固定資産 (非償却資産)	ソフトウェア 仮勘定	840,974,714	962,932,630	6,697,900	1,797,209,444	0	0	0	0	0	1,797,209,444
	計	840,974,714	962,932,630	6,697,900	1,797,209,444	0	0	0	0	0	1,797,209,444
無形固定資産合計	商標権	731,316	0	0	731,316	597,025	29,842	0	0	0	134,291
	ソフトウェア	8,426,246,841	46,196,170	0	8,472,443,011	5,090,742,268	839,265,796	0	0	0	3,381,700,743
	ソフトウェア 仮勘定	840,974,714	962,932,630	6,697,900	1,797,209,444	0	0	0	0	0	1,797,209,444
	計	9,267,952,871	1,009,128,800	6,697,900	10,270,383,771	5,091,339,293	839,295,638	0	0	0	5,179,044,478
投資その他の資産	投資有価証券	6,644,809,096	2,299,160,577	110,357,822	8,833,611,851	0	0	0	0	0	8,833,611,851
	関係会社株式	76,088,813,760	413,499,927	181,842,882	76,320,470,805	0	0	0	0	0	76,320,470,805
	金銭の信託	60,952,968,634	7,282,593,641	0	68,235,562,275	0	0	0	0	0	68,235,562,275
	破産債権、再生債 権、更生債権その他これらに準ずる債 権	87,062,884,239	0	0	87,062,884,239	0	0	0	0	0	87,062,884,239
	貸倒引当金 (固定)	△87,062,884,239	0	0	△87,062,884,239	0	0	0	0	0	△87,062,884,239
	長期前払費用	5,356,202	0	2,715,853	2,640,349	0	0	0	0	0	2,640,349
	差入保証金	682,576,867	5,147,436	3,603,681	684,120,622	0	0	0	0	0	684,120,622
	計	144,374,524,559	10,000,401,581	298,520,238	154,076,405,902	0	0	0	0	0	154,076,405,902

(2) 有価証券の明細

投資その他の資産として計上された有価証券

(単位：円)

	銘柄	取得価額	出資先持分額	貸借対照表 計上額	当期損益に含まれた 評価差額	関係会社株式 評価差額金	摘要
関係会社株式	スマートラバール株式会社	2,758,289,455	1	1	0	0	
	日本・サウジアラビアメタノール株式会社	7,149,297,104	20,806,172,073	20,806,172,073	0	13,656,874,969	
	サウディ石油化学株式会社	7,269,880,619	21,746,722,947	21,746,722,947	0	14,476,842,328	
	カフコジャパン投資株式会社	2,436,204,983	2,496,210,503	2,496,210,503	0	60,005,520	
	日本アマゾンアルミニウム株式会社	25,066,535,300	23,947,381,825	23,947,381,825	0	0	
	JAPAN ASEAN Women Empowerment Fund	6,454,158,320	6,681,840,000	6,681,840,000	0	227,681,680	
	Ship Aichi Medical Service Limited	748,809,600	642,143,456	642,143,456	△ 42,231,893	0	
	計	51,883,175,381	76,320,470,805	76,320,470,805	△ 42,231,893	28,421,404,497	
その他有価証券	種類及び銘柄	取得価額	時価	貸借対照表 計上額	当期費用に含まれた 評価差額	その他有価証券 評価差額金	摘要
	The First MicroFinanceBank Ltd.	218,880,000	-	157,804,800	0	△ 61,075,200	
	Myanmar Japan Thilawa Development Ltd.	321,372,900	-	300,682,800	0	△ 20,690,100	
	五常・アンド・カンパニー株式会社	999,997,307	-	999,997,307	0	0	
	WASSHA株式会社	29,203,406	-	29,203,406	0	0	
	MGM Sustainable Energy Fund L.P.	1,096,388,305	-	1,015,111,410	△ 83,247,037	1,970,142	
	IPC Middle East and North Africa Fund, LP	917,339,278	-	1,029,711,388	91,102,354	21,269,756	
	MGM Sustainable Energy Fund II L.P.	2,286,774,609	-	2,186,408,002	△ 154,879,278	54,512,671	
	I&P Afrique Entrepreneurs II LP	206,500,348	-	200,981,794	△ 12,729,023	7,210,469	
	WWB Capital Partners II, L.P.	375,225,833	-	370,588,767	△ 15,305,560	10,668,494	
	Covid-19 Emerging and Frontier Markets MSME Support Fund	2,402,189,054	-	2,543,122,177	18,123,319	122,809,804	
	計	8,853,871,040	-	8,833,611,851	△ 156,935,225	136,676,036	
貸借対照表 計上額合計			85,154,082,656				

※その他有価証券の投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資に係る「取得価額」欄に記載された金額は、前期までの組合等の損益の持分相当額を含んでおります。

(3) 貸付金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘 要
			回収額等	償却額		
貸付金	13,341,709,724,403	547,067,061,444	343,363,569,171	0	13,545,413,216,676	
破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権	87,062,884,239	0	0	0	87,062,884,239	
計	13,428,772,608,642	547,067,061,444	343,363,569,171	0	13,632,476,100,915	

(4) 借入金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高	平均利率(%)	返済期限	摘 要
財政融資資金借入金	2,622,751,986,000	217,900,000,000	51,955,548,000	2,788,696,438,000 (100,552,722,000)	0.451	2021年10月 ～2060年1月	

※ () 内は1年以内償還予定のもの。

(5) 債券の明細

(単位:円)

銘柄	期首残高	当期増加	当期減少	換算差額	期末残高	利率(%)	償還期限	摘要
財投機関債								
第1回国際協力機構債券	30,000,000,000	0	0	-	30,000,000,000 (0)	2.470	2028年9月	
第2回国際協力機構債券	30,000,000,000	0	0	-	30,000,000,000 (0)	2.341	2029年6月	
第3回国際協力機構債券	20,000,000,000	0	0	-	20,000,000,000 (0)	2.134	2029年12月	
第4回国際協力機構債券	20,000,000,000	0	0	-	20,000,000,000 (0)	2.079	2030年6月	
第5回国際協力機構債券	20,000,000,000	0	0	-	20,000,000,000 (0)	1.918	2030年9月	
第6回国際協力機構債券	20,000,000,000	0	0	-	20,000,000,000 (0)	2.098	2030年12月	
第7回国際協力機構債券	20,000,000,000	0	0	-	20,000,000,000 (0)	1.991	2031年6月	
第8回国際協力機構債券	15,000,000,000	0	0	-	15,000,000,000 (0)	1.554	2026年9月	
第9回国際協力機構債券	5,000,000,000	0	0	-	5,000,000,000 (0)	2.129	2041年9月	
第11回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	-	10,000,000,000 (10,000,000,000)	1.140	2021年12月	
第12回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	-	10,000,000,000 (10,000,000,000)	0.901	2022年6月	
第13回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	-	10,000,000,000 (0)	1.752	2032年6月	
第14回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	-	10,000,000,000 (10,000,000,000)	0.825	2022年9月	
第15回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	-	10,000,000,000 (0)	1.724	2032年9月	
第17回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	-	10,000,000,000 (0)	0.720	2022年12月	
第18回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	-	10,000,000,000 (0)	0.868	2023年6月	
第19回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	-	10,000,000,000 (0)	1.725	2033年6月	
第20回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	-	10,000,000,000 (0)	0.787	2023年9月	
第21回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	-	10,000,000,000 (0)	1.734	2033年9月	
第23回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	-	10,000,000,000 (0)	0.684	2024年2月	
第24回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	-	10,000,000,000 (0)	0.655	2024年6月	
第25回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	-	10,000,000,000 (0)	1.520	2034年6月	
第26回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	-	10,000,000,000 (0)	0.588	2024年9月	
第27回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	-	10,000,000,000 (0)	1.451	2034年9月	
第29回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	-	10,000,000,000 (0)	0.583	2025年6月	
第30回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	-	10,000,000,000 (0)	1.299	2035年6月	
第31回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	-	10,000,000,000 (0)	0.530	2025年9月	
第32回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	-	10,000,000,000 (0)	1.212	2035年9月	
第33回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	-	10,000,000,000 (0)	1.130	2035年12月	
第34回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	-	10,000,000,000 (0)	0.245	2026年2月	
第35回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	-	10,000,000,000 (0)	0.080	2026年6月	
第36回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	-	10,000,000,000 (0)	0.313	2036年6月	
第37回国際協力機構債券	20,000,000,000	0	0	-	20,000,000,000 (0)	0.100	2026年9月	
第38回国際協力機構債券	15,000,000,000	0	0	-	15,000,000,000 (0)	0.590	2046年9月	
第39回国際協力機構債券	5,000,000,000	0	0	-	5,000,000,000 (0)	0.744	2037年2月	
第40回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	-	10,000,000,000 (0)	0.220	2027年6月	
第41回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	-	10,000,000,000 (0)	0.602	2037年6月	
第42回国際協力機構債券	20,000,000,000	0	0	-	20,000,000,000 (0)	0.597	2037年9月	
第43回国際協力機構債券	20,000,000,000	0	0	-	20,000,000,000 (0)	0.625	2037年12月	
第44回国際協力機構債券	15,000,000,000	0	0	-	15,000,000,000 (0)	0.200	2028年6月	
第45回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	-	10,000,000,000 (0)	0.559	2038年6月	
第46回国際協力機構債券	20,000,000,000	0	0	-	20,000,000,000 (0)	0.664	2038年9月	
第47回国際協力機構債券	15,000,000,000	0	0	-	15,000,000,000 (0)	0.636	2038年12月	
第48回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	-	10,000,000,000 (0)	0.059	2029年6月	
第49回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	-	10,000,000,000 (0)	0.333	2039年6月	
第50回国際協力機構債券	12,000,000,000	0	0	-	12,000,000,000 (0)	0.055	2029年9月	
第51回国際協力機構債券	18,000,000,000	0	0	-	18,000,000,000 (0)	0.538	2049年12月	
第52回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	-	10,000,000,000 (0)	0.055	2030年3月	
第53回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	-	10,000,000,000 (0)	0.160	2030年6月	
第54回国際協力機構債券	13,000,000,000	0	0	-	13,000,000,000 (0)	0.445	2040年6月	
第55回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	-	10,000,000,000 (0)	0.150	2030年9月	
第56回国際協力機構債券	12,000,000,000	0	0	-	12,000,000,000 (0)	0.459	2040年9月	
第57回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	-	10,000,000,000 (0)	0.130	2030年12月	
第58回国際協力機構債券	5,000,000,000	0	0	-	5,000,000,000 (0)	0.420	2040年12月	
第59回国際協力機構債券	0	10,000,000,000	0	-	10,000,000,000 (0)	0.125	2031年6月	
第60回国際協力機構債券	0	10,000,000,000	0	-	10,000,000,000 (0)	0.457	2041年6月	
第61回国際協力機構債券	0	10,000,000,000	0	-	10,000,000,000 (0)	0.110	2031年9月	
第62回国際協力機構債券	0	10,000,000,000	0	-	10,000,000,000 (0)	0.439	2041年9月	
小計	690,000,000,000	40,000,000,000	0	-	730,000,000,000 (30,000,000,000)			

(前頁より続き)

銘柄	期首残高	当期増加	当期減少	換算差額	期末残高	利率(%)	償還期限	摘要
政府保証債								
第2次国際協力機構政府保証外債	53,115,800,000 [500,000,000米ドル]	0 [0米ドル]	0 [0米ドル]	231,000,000	53,346,800,000 [500,000,000米ドル] (0)	2.125	2026年10月	
第3次国際協力機構政府保証外債	54,968,150,000 [500,000,000米ドル]	0 [0米ドル]	0 [0米ドル]	404,250,000	55,372,400,000 [500,000,000米ドル] (0)	2.750	2027年4月	
第4次国際協力機構政府保証外債	55,022,150,000 [500,000,000米ドル]	0 [0米ドル]	0 [0米ドル]	404,250,000	55,426,400,000 [500,000,000米ドル] (0)	3.375	2028年6月	
第5次国際協力機構政府保証外債	55,104,500,000 [500,000,000米ドル]	0 [0米ドル]	0 [0米ドル]	577,500,000	55,682,000,000 [500,000,000米ドル] (0)	1.000	2030年7月	
第6次国際協力機構政府保証外債	0 [0米ドル]	63,921,220,000 [580,000,000米ドル]	0 [0米ドル]	669,900,000	64,591,120,000 [580,000,000米ドル] (0)	1.750	2031年4月	
小計	218,210,600,000 [2,000,000,000米ドル]	63,921,220,000 [580,000,000米ドル]	0 [0米ドル]	2,286,900,000	284,418,720,000 [2,580,000,000米ドル] (0)			
計	908,210,600,000	103,921,220,000	0	2,286,900,000	1,014,418,720,000 (30,000,000,000)			

※ () 内は1年以内償還予定のもの。
[] 内は外貨建てによる金額。

(6) 引当金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘 要
			目的使用	その他		
賞与引当金	340,773,166	331,953,570	340,773,166	0	331,953,570	
偶発損失引当金	2,889,391,466	2,242,965,219	0	2,889,391,466	2,242,965,219	
計	3,230,164,632	2,574,918,789	340,773,166	2,889,391,466	2,574,918,789	

※偶発損失引当金の「当期減少額（その他）」欄に記載の金額は、洗替による取崩額等であります。

(7) 貸付金等に対する貸倒引当金の明細

(単位：円)

区 分	貸付金等の残高			貸倒引当金の残高			摘 要
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高	
貸付金	13,341,709,724,403	203,703,492,273	13,545,413,216,676	176,362,554,433	△ 6,701,441,986	169,661,112,447	
破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権	87,062,884,239	0	87,062,884,239	87,062,884,239	0	87,062,884,239	
計	13,428,772,608,642	203,703,492,274	13,632,476,100,916	263,425,438,672	△ 6,701,441,986	256,723,996,686	

※貸倒引当金の計上基準については、重要な会計方針4に記載しております。

(8) 退職給付引当金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
退職給付債務合計額	6,541,196,827	163,126,455	93,271,675	6,611,051,607	
退職一時金に係る債務	3,673,065,165	122,883,426	40,610,240	3,755,338,351	
確定給付企業年金に係る債務	2,868,131,662	40,243,029	52,661,435	2,855,713,256	
未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異	0	0	0	0	
年金資産	2,700,339,445	90,796,806	52,661,435	2,738,474,816	
退職給付引当金	3,840,857,382	72,329,649	40,610,240	3,872,576,791	

(9) 資産除去債務の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
建物賃借契約等に基づく原状回復義務	105,610,150	0	8,457	105,601,693	第91特定なし

(10) 保証債務の明細

(単位：円)

区 分	期首残高		当期増加		当期減少		期末残高		摘 要
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
財投機関債〈公募〉	1	20,000,000,000	0	0	0	0	1	20,000,000,000	

※当機構は株式会社国際協力銀行が承継した国際協力銀行既発債券について、連帯して債務を負っております。

(11) 役員及び職員の給与の明細

(単位：千円、人)

区 分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	26,769	13	0	0
職員	2,275,786	1,973	41,110	27
計	2,302,555	1,986	41,110	27

(注) 1 役員に対する報酬及び退職手当の支給基準

役員に対する報酬及び退職手当は、「独立行政法人国際協力機構役員給与規程」及び「独立行政法人国際協力機構役員退職手当規程」に基づき支給しております。

2 職員に対する給与及び退職手当の支給基準

職員に対する給与及び退職手当は、「独立行政法人国際協力機構職員給与規程」及び「独立行政法人国際協力機構職員退職手当規程」等に基づき支給しております。

3 支給人員数

報酬又は給与の支給人員数については、法人単位の期中の平均支給人員数により記載しております。

4 その他

外数として記載すべき非常勤の役職員はおりません。

(12) 上記以外の主な資産、負債及び費用の明細

物件費 (単位：円)

区 分	金 額
業務諸費	2,277,667,213
情報システム関係費	1,112,674,163
不動産賃借料	476,066,894
旅費交通費	235,019,013
その他経費	1,470,596,373
計	5,572,023,656

(13) 関連会社の情報

事項	法人種別・名称 (独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)	(独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)
事項	カフコジャパン投資株式会社 法人番号8010001014164	Karnaphuli Fertilizer Company Limited 法人番号 -
業務概要	Bangladesh People's Republic Chittagong Cityにおける尿素及びアンモニア製造	Bangladesh People's Republic Chittagong Cityにおける尿素及びアンモニア製造
役員氏名	役員数9名 代表取締役社長 中川 寛 代表取締役副社長 小田島 健 (国際協力機構 東南アジア・大洋州部次長、退職出向) 監査役 上野 和彦 (国際協力機構 管理部参事役、退職出向)	-
関連会社と当機構の取引の関連図	<pre> graph LR A[国際協力機構] -- (出資) --> B[カフコジャパン投資(株)] </pre>	<pre> graph TD A[国際協力機構] -- (出資) --> B[カフコジャパン投資(株)] B -- (出資) --> C[Karnaphuli Fertilizer Company Limited] </pre>
資産	6,739,878,525円	-
負債	52,077,627円	-
資本金	5,023,900,000円	-
利益剰余金	1,663,900,898円	-
営業収入	1,430,814,249円	-
経常損益	1,308,346,245円	-
当期損益	1,164,054,820円	-
当期末処分利益(当期末処理損失)	1,164,826,672円	-
当機構が保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：46,606株 ・取得価額：2,436,204,983円 ・貸借対照表計上額：2,496,210,503円(前年度末からの増減なし) ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：尿素及びアンモニア製造事業資金 ・当初出資年月日：1990年7月27日 	-
債権・債務の明細	該当なし	-
債務保証の明細	該当なし	-
総売上高と当機構の発注等に係る金額・割合(競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)	該当なし	-

注) 上記金額は令和元年9月1日～令和2年8月31日までの期間の金額である。

事項	法人種別・名称 (独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)	(独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)
	日本アマゾンアルミニウム株式会社 法人番号5010001061754	サウディ石油化学株式会社 法人番号2010001017924
業務概要	ブラジル連邦共和国パラ州におけるアルミナ生産及びアルミ製錬	サウジアラビア王国東部州アルジュベール工業地帯におけるエチレングリコール等石油化学製品の製造・販売
役員氏名	役員数14名 代表取締役社長 小林 健二 監査役 齊藤 顕生 (国際協力機構 北海道センター所長、休職出向)	役員数18名 代表取締役社長 萩原 剛 常務取締役 竹内 元 (国際協力機構 中南米部長、休職出向)
関連会社と当機構の取引の関連図	<p>国際協力機構 → 日本アマゾンアルミニウム (株) (出資)</p>	<p>国際協力機構 → サウディ石油化学 (株) (出資)</p>
資産	53,629,166,530円	94,188,580,710円
負債	314,634,400円	25,354,195,731円
資本金	55,285,400,000円	14,200,000,000円
利益剰余金	△1,970,867,870円	54,634,384,979円
営業収入	579,910,726円	12,445,740,792円
経常損益	△187,831,383円	11,809,052,524円
当期損益	△189,041,383円	10,784,078,391円
当期末処分利益(当期末処理損失)	△3,761,334,870円	32,584,384,979円
当機構が保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：496,652,800株 ・取得価額：25,066,535,300円 ・貸借対照表計上額：23,947,381,825円(前年度末からの増減なし) ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：アルミナ及びアルミ製錬事業資金 ・当初出資年月日：1978年8月29日 	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：2,107,500株 ・取得価額：7,269,880,619円 ・貸借対照表計上額：21,746,722,947円(前年度末からの増加額207,810,776円) ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：エチレングリコール等石油化学製品の製造事業資金 ・当初出資年月日：1981年6月17日
債権・債務の明細	該当なし	該当なし
債務保証の明細	該当なし	該当なし
総売上高と当機構の発注等に係る金額・割合(競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)	該当なし	該当なし

注) 上記金額は令和2年1月1日～令和2年12月31日までの期間の金額である。

注) 上記金額は令和3年1月1日～令和3年6月30日までの期間の金額である。

事項	法人種別・名称 (独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)	(独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)
事項	Eastern Petrochemical Company 法人番号 -	スマトラパルプ株式会社 法人番号5010001020529
業務概要	サウジアラビア王国東部州アルジュベール工業地帯におけるエチレングリコール等石油化学製品の製造・販売	インドネシア共和国南スマトラ州ムアラエニム県におけるアカシヤマンギウムの植林木を原料とするパルプ工場の建設、パルプの生産・販売
役員氏名	-	役員数6名 代表取締役社長 堀田 孝弘 代表取締役副社長 上野 和彦 (国際協力機構 管理部参事役、退職出向) 監査役 工藤 勉 (国際協力機構 民間連携事業部審議役、兼職)
関連会社と当機構の取引の関連図	<pre> graph TD A[国際協力機構] -- (出資) --> B[サウディ石油化学(株)] B -- (出資) --> C[Eastern Petrochemical Company] </pre>	<pre> graph TD A[国際協力機構] -- (出資) --> B[スマトラパルプ(株)] </pre>
資産	-	23,416,842円
負債	-	827,013,884円
資本金	-	100,000,000円
利益剰余金	-	△903,597,042円
営業収入	-	65,222,375円
経常損益	-	△28,692,989円
当期損益	-	△28,872,989円
当期末処分利益(当期末処理損失)	-	△903,597,042円
当機構が保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	-	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：114,032株 ・取得価額：2,758,289,455円 ・貸借対照表計上額：1円(前年度末からの増減なし) ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：パルプ生産事業資金 ・当初出資年月日：1995年4月21日
債権・債務の明細	-	該当なし
債務保証の明細	-	該当なし
総売上高と当機構の発注等に係る金額・割合(競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)	-	該当なし

注) 上記金額は令和2年4月1日～令和3年3月31日までの期間の金額である。

事項	法人種別・名称 (独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)	(独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)
事項	日本・サウジアラビアメタノール株式会社 法人番号6010401022677	JSMC PANAMA S. A. 法人番号 -
業務概要	サウジアラビア王国東部州アルジュベール工業地帯におけるメタノールの製造	メタノール輸送事業
役員氏名	役員数12名 代表取締役社長 大竹 淳 常務取締役総務部長 丸岡 秀行 (国際協力機構 インフラ技術業務部審議役、退職出向) 常勤監査役 藤田 安男 (国際協力機構 研究所副所長、退職出向)	-
関連会社と当機構の取引の関連図	<pre> graph LR A[国際協力機構] -- (出資) --> B[日本・サウジアラビアメタノール(株)] </pre>	<pre> graph TD A[国際協力機構] -- (出資) --> B[日本・サウジアラビアメタノール(株)] B -- (出資) --> C[JSMC PANAMA S. A.] </pre>
資産	154,791,071,160円	-
負債	86,130,703,318円	-
資本金	2,310,000,000円	-
利益剰余金	66,631,956,842円	-
営業収入	26,704,037,107円	-
経常損益	△1,514,074,661円	-
当期損益	△1,318,878,373円	-
当期末処分利益(当期末処理損失)	63,902,946,134円	-
当機構が保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：1,386,000株 ・取得価額：7,149,297,104円 ・貸借対照表計上額：20,806,172,073円(前年度末からの減少額399,660,113円) ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：メタノール製造事業資金 ・当初出資年月日：1979年12月17日 	-
債権・債務の明細	該当なし	-
債務保証の明細	該当なし	-
総売上高と当機構の発注等に係る金額・割合(競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)	該当なし	-

注) 上記金額は令和3年1月1日～令和3年6月30日までの期間の金額である。

事項	法人種別・名称 (独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)	(独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)
	JAPAN ASEAN Women Empowerment Fund 法人番号 -	Ship Aichi Medical Service Limited 法人番号 -
業務概要	ASEAN諸国等アジア地域における女性のエンパワーメントを支援するマイクロファイナンス機関向け投融資	バングラデシュ人民共和国ダッカ市における民間総合病院の設立・運営
役員氏名	役員数3名 Chairperson Peter Fanconi Director Christophe Grünig Director Tetsuro Uemae	役員数9名 Executive Chairman Dr. Moazzem Hossain Director 早川 友歩 (国際協力機構 バングラデシュ事務所長、兼職)
関連会社と当機構の取引の関連図		
資産	27,907,788,407円	6,466,176,280円
負債	1,069,064,407円	2,575,474,943円
資本金	26,838,724,000円	4,505,462,910円
利益剰余金	0円	△614,761,573円
営業収入	770,455,094円	273,514,547円
経常損益	259,515,327円	△262,432,186円
当期損益	259,515,327円	△267,215,211円
当期末処分利益(当期末処理損失)	0円	△614,761,573円
当機構が保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：6,000株 ・取得価額：6,454,158,320円 ・貸借対照表計上額：6,681,840,000円(前年度末からの増加額465,738,275円) ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：ファンド投資資金 ・当初出資年月日：2016年10月21日 	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：560,000株 ・取得価額：748,809,600円 ・貸借対照表計上額：642,143,456円(前年度末からの減少額42,231,893円) ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：民間総合病院設立・運営事業資金 ・当初出資年月日：2019年5月22日
債権・債務の明細	該当なし	該当なし
債務保証の明細	該当なし	該当なし
総売上高と当機構の発注等に係る金額・割合(競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)	該当なし	該当なし

注) 上記金額は令和3年1月1日～令和3年6月30日までの期間の金額である。

注) 上記金額は令和2年7月1日～令和3年6月30日までの期間の金額である。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年6月18日

独立行政法人国際協力機構
理事長 北岡 伸一 殿

EY新日本 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

長尾 礎樹 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

児玉 卓也 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

細野 和也 

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第39条の規定に基づき、独立行政法人国際協力機構の2020年4月1日から2021年3月31日までの第18期事業年度の法人単位財務諸表、すなわち、法人単位貸借対照表、法人単位行政コスト計算書、法人単位損益計算書、法人単位純資産変動計算書、法人単位キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び法人単位附属明細書（関連公益法人等及び関連会社の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の法人単位財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人国際協力機構の2021年3月31日現在の法人単位の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の運営状況及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。独立行政法人の監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、独立行政法人から独立しており、また、会計監査人のその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽表示の要因とならない独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

財務諸表に対する独立行政法人の長及び監事の責任

独立行政法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために独立行政法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正及び誤謬並びに違法行為により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに独立行政法人の長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす要因となることに十分留意して計画し、監査を実施する。
- ・ 会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び独立行政法人の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 会計監査人は、監事に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

<事業報告書（会計に関する部分に限る。）に対する報告>

会計監査人の報告

当監査法人は、通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人国際協力機構の2020年4月1日から2021年3月31日までの第18期事業年度の法人単位事業報告書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、法人単位事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、法人単位事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。ただし、当監査法人は、第15期事業年度に会計監査人に選任されたので、法人単位事業報告書に記載されている事項のうち第14期事業年度以前の会計に関する部分は、前任会計監査人の監査を受けた法人単位財務諸表に基づき記載されている。

当監査法人の報告は次のとおりである。

法人単位事業報告書（第15期事業年度以降の各事業年度の会計に関する部分に限る。）は、独立行政法人国際協力機構の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているものと認める。

独立行政法人の長及び監事の責任

独立行政法人の長の責任は、独立行政法人国際協力機構の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示す事業報告書を作成することにある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

会計監査人の責任

会計監査人の責任は、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が独立行政法人国際協力機構の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているかについて、独立の立場から報告することにある。

利害関係

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監查報告

監査報告(法人単位)

独立行政法人国際協力機構（以下「法人」という。）の令和2事業年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）の法人単位の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

当該事業年度に係る財務諸表について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る財務諸表の監査を行った。

II 監査の結果

財務諸表に係る会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

令和3年6月18日

独立行政法人国際協力機構

監事

町井弘実 

監事

早道信宏 

監事

戸川正人 

令和2事業年度

財 務 諸 表

【 法 人 単 位 】

独立行政法人国際協力機構

法人番号 9010005014408

貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

【法人単位】

(単位：円)

資産の部

I 流動資産

現金及び預金		512,255,428,820
棚卸資産		
貯蔵品	300,120,972	
未成受託業務支出金	147,397,074	447,518,046
前渡金		36,458,864,957
前払費用		114,317,805
未収収益		33,239,712,337
未収入金		3,714,095,138
賞与引当金見返(注)		1,211,186,648
貸付金	13,341,709,724,403	
貸倒引当金	△ 176,362,554,433	13,165,347,169,970
開発投融資短期貸付金		6,500,000
移住投融資短期貸付金	371,746	
貸倒引当金	△ 55,948	315,798
積送物品		42,376,314
仮払金		249,468,942
立替金		1,708,725
差入保証金		10,303,000,000
金融派生商品		330,879,149
流動資産合計		13,763,722,542,649

II 固定資産

1 有形固定資産

建物	46,901,769,575	
減価償却累計額	△ 21,706,613,325	
減損損失累計額	△ 664,850,656	24,530,305,594
構築物	1,690,173,963	
減価償却累計額	△ 1,205,590,634	
減損損失累計額	△ 11,670,468	472,912,861
機械装置	453,874,248	
減価償却累計額	△ 228,830,736	
減損損失累計額	△ 102,287,680	122,755,832
車両運搬具	3,104,772,290	
減価償却累計額	△ 1,763,815,933	1,340,956,357
工具器具備品	2,548,502,004	
減価償却累計額	△ 1,530,590,381	1,017,911,623
土地	26,881,205,458	
減損損失累計額	△ 6,099,907,612	20,781,297,846
建設仮勘定		996,434,337
有形固定資産合計		49,262,574,450

2 無形固定資産

商標権		823,548
電話加入権		1,786,900
ソフトウェア		7,659,665,716
ソフトウェア仮勘定		965,287,621
無形固定資産合計		8,627,563,785

3 投資その他の資産

長期性預金		218,000,000
投資有価証券		6,644,809,096
関係会社株式		76,088,813,760
金銭の信託		60,952,968,634
開発投融資長期貸付金		65,000,000
移住投融資長期貸付金	9,433,269	
貸倒引当金	△ 7,940,606	1,492,663
破産債権、再生債権、更生債権 その他これらに準ずる債権	87,062,884,239	
貸倒引当金	△ 87,062,884,239	0
移住投融資に係る破産債権、再生債権、 更生債権その他これらに準ずる債権	307,896,040	
貸倒引当金	△ 307,896,040	0
長期前払費用		27,370,308
未収財源措置予定額(注)		25,034,395
退職給付引当金見返(注)		13,617,585,263
差入保証金		2,317,605,127
投資その他の資産合計		159,958,679,246

固定資産合計 217,848,817,481

資産合計 13,981,571,360,130

負債の部

I 流動負債

運営費交付金債務 (注)		86,927,336,617	
無償資金協力事業資金		196,150,196,496	
預り寄附金 (注)		366,071,349	
1年以内償還予定債券		10,000,000,000	
1年以内償還予定財政融資資金借入金		104,069,412,000	
未払金		23,877,639,118	
未払費用		5,461,824,552	
金融派生商品		10,835,718,253	
リース債務		117,634,052	
前受金		421,932,382	
預り金		6,075,382,717	
前受収益		63,907,329	
引当金			
賞与引当金	1,551,959,814		
偶発損失引当金	2,889,391,466	4,441,351,280	
仮受金		447,165,549	
流動負債合計			449,255,571,694

II 固定負債

資産見返負債 (注)		7,791,329,600	
債券		898,210,600,000	
債券発行差額	△	491,968,177	
財政融資資金借入金		2,518,682,574,000	
長期リース債務		126,748,533	
長期預り金		6,257,274,638	
退職給付引当金		17,458,442,645	
資産除去債務		506,663,634	
固定負債合計			3,448,541,664,873

負債合計

3,897,797,236,567

純資産の部

I 資本金

政府出資金			
一般勘定政府出資金	62,452,442,661		
有償資金協力勘定政府出資金	8,202,167,840,510	8,264,620,283,171	
資本金合計			8,264,620,283,171

II 資本剰余金

資本剰余金		6,635,254,987	
その他行政コスト累計額 (注)			
減価償却相当累計額 (一) (注)	△	21,040,922,274	
減損損失相当累計額 (一) (注)	△	10,201,839	
利息費用相当累計額 (一) (注)	△	7,184,040	
除売却差額相当累計額 (一) (注)	△	8,740,003,351	
資本剰余金合計			△ 23,163,056,517

III 利益剰余金

1,846,122,871,758

IV 評価・換算差額等

関係会社株式評価差額金		28,561,015,486	
その他有価証券評価差額金		3,057,549,606	
繰延ヘッジ損益	△	35,424,539,941	
評価・換算差額等合計			△ 3,805,974,849

純資産合計

10,083,774,123,563

負債純資産合計

13,981,571,360,130

(注) 独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目

行政コスト計算書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

【法人単位】

(単位：円)

I 損益計算書上の費用

業務費	254,786,102,247
一般管理費	9,184,713,111
財務費用	85,402,172
特定使途経費	13,458,900
雑損	204,422
臨時損失	33,314,341

損益計算書上の費用合計

264,103,195,193

II その他行政コスト

減価償却相当額（注）	1,090,579,469
減損損失相当額（注）	6,667,210
利息費用相当額（注）	△ 4,997
除売却差額相当額（注）	109,573,337

その他行政コスト合計

1,206,815,019

III 行政コスト

265,310,010,212

(注) 独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目

損 益 計 算 書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

【法人単位】

(単位：円)

経常費用

業務費

重点課題・地域事業関係費	49,331,972,617	
民間企業等連携事業関係費	1,890,544,753	
国内連携事業関係費	8,802,604,852	
実施基盤強化関係費	2,935,140,656	
間接業務費	36,752,401,482	
有償資金協力業務関係費	101,059,986,208	
無償資金協力事業費	52,396,746,425	
施設整備費	63,890,207	
受託経費	6,058,390	
寄附金事業費	12,182,150	
減価償却費	1,534,574,507	254,786,102,247

一般管理費

9,184,713,111

財務費用

外国為替差損	85,402,172	85,402,172
--------	------------	------------

特定使途経費

13,458,900

雑損

204,422

経常費用合計

264,069,880,852

経常収益

運営費交付金収益（注）	105,703,317,116
有償資金協力業務収入	133,355,897,578
無償資金協力事業資金収入	52,396,746,425

受託収入

国又は地方公共団体からの受託収入	6,058,390	6,058,390
------------------	-----------	-----------

開発投融资収入

188,752

移住投融资収入

234,126

施設費収益（注）

38,855,812

財源措置予定額収益（注）

25,034,395

寄附金収益（注）

12,182,150

貸倒引当金戻入

1,981,817

賞与引当金見返に係る収益（注）

1,211,186,648

退職給付引当金見返に係る収益（注）

10,806,281

資産見返負債戻入（注）

1,599,018,968

財務収益

受取利息	32,477,094	32,477,094
------	------------	------------

雑益

3,317,436,189

経常収益合計

297,711,421,741

経常利益

33,641,540,889

臨時損失

固定資産除却損	29,735,349
---------	------------

固定資産売却損	3,578,992	33,314,341
---------	-----------	------------

臨時利益

固定資産売却益	13,394,207	13,394,207
---------	------------	------------

当期純利益

33,621,620,755

前中期目標期間繰越積立金取崩額（注）

1,001,403,080

当期総利益

34,623,023,835

(注)独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目

純資産変動計算書
(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

【法人単位】

(単位：円)

	I 資本金		II 資本剰余金					III 利益剰余金 (又は繰越欠損金)	IV 評価・換算差額等				純資産合計	
	政府出資金	資本金合計	資本剰余金	その他行政コスト累計額					関係会社株式 評価差額金	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算差額等 合計		
				減価償却相当 累計額 (－)	減損損失相当 累計額 (－)	利息費用相当 累計額 (－)	除売却差額相当 累計額 (－)							
当期首残高	8,213,180,283.171	8,213,180,283.171	6,149,602.519	△ 21,029,534.058	△ 537,303.803	△ 7,189.037	△ 7,017,469.587	△ 22,441,893.966	1,812,533,720.933	-	6,492,694.355	△ 41,466,809.061	△ 34,974,114.706	9,968,297,995.432
当期変動額														
I 資本金の当期変動額														
出資金の受入	51,440,000,000	51,440,000,000												51,440,000,000
II 資本剰余金の当期変動額														
固定資産の取得			485,652.468					485,652.468	△ 32,469.930					453,182.538
固定資産の除売却				1,079,191.253	533,769.174		△ 1,722,533.764	△ 109,573.337						△ 109,573.337
減価償却				△ 1,090,579.469				△ 1,090,579.469						△ 1,090,579.469
固定資産の減損					△ 6,667.210			△ 6,667.210						△ 6,667.210
時の経過による資産除却債務の増加						4,997		4,997						4,997
III 利益剰余金(又は繰越欠損金)の当期変動額(純額)									33,621,620.755					33,621,620.755
IV 評価・換算差額等の当期変動額(純額)										28,561,015.486	△ 3,435,144.749	6,042,269.120	31,168,139.857	31,168,139.857
当期変動額合計	51,440,000,000	51,440,000,000	485,652.468	△ 11,388,216	527,101.964	4,997	△ 1,722,533.764	△ 721,162.551	33,589,150.825	28,561,015.486	△ 3,435,144.749	6,042,269.120	31,168,139.857	115,476,128.131
当期末残高	8,264,620,283.171	8,264,620,283.171	6,635,254.987	△ 21,040,922.274	△ 10,201.839	△ 7,184.040	△ 8,740,003.351	△ 23,163,056.517	1,846,122,871.758	28,561,015.486	3,057,549.606	△ 35,424,539.941	△ 3,805,974.849	10,083,774,123.563

キャッシュ・フロー計算書
(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

【法人単位】

(単位：円)

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	事業支出	△ 97,498,312,524
	無償資金協力事業費支出	△ 52,353,174,894
	受託経費支出	△ 65,579,402
	貸付による支出	△ 1,413,623,262,243
	民間借入金の返済による支出	△ 10,284,892,800
	財政融資資金借入金の返済による支出	△ 113,930,372,000
	利息の支払額	△ 24,384,625,423
	人件費支出	△ 21,794,760,907
	特定使途経費支出	△ 27,897,975
	その他の業務支出	△ 47,869,340,310
	運営費交付金収入	156,024,774,000
	無償資金協力事業資金収入	73,442,855,570
	受託収入	33,400,989
	貸付金利息収入	111,119,826,018
	寄附金収入	46,344,714
	貸付金の回収による収入	696,164,269,295
	民間借入による収入	10,439,784,000
	財政融資資金借入による収入	667,500,000,000
	債券の発行による収入	112,936,944,115
	貸付手数料収入	3,340,447,622
	その他の業務収入	15,987,578,502
	小計	65,204,006,347
	利息及び配当金の受取額	4,406,414,318
	国庫納付金の支払額	△ 3,684,243,507
	業務活動によるキャッシュ・フロー	65,926,177,158
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	固定資産の取得による支出	△ 4,818,657,472
	固定資産の売却による収入	255,956,442
	施設費による収入	833,798,472
	貸付金の回収による収入	20,225,535
	投資有価証券の取得による支出	△ 3,164,042,002
	投資有価証券の売却及び回収による収入	82,589,936
	関係会社株式の取得による支出	△ 928,240,456
	金銭の信託の増加による支出	△ 16,516,100,274
	金銭の信託の減少による収入	6,377,901,033
	定期預金の預入による支出	△ 99,065,171,000
	定期預金の払戻による収入	104,367,998,000
	長期性預金の預入による支出	△ 2,000,000
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 12,555,741,786
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	リース債務の返済による支出	△ 247,933,566
	政府出資の受入による収入	51,440,000,000
	不要財産に係る国庫納付等による支出	△ 218,296,000
	財務活動によるキャッシュ・フロー	50,973,770,434
IV	資金に係る換算差額	△ 131,861,950
V	資金増加額（又は△減少額）	104,212,343,856
VI	資金期首残高	402,043,084,964
VII	資金期末残高	506,255,428,820

重要な会計方針

【法人単位】

当年度より、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解（平成12年2月16日（令和2年3月26日改訂））並びに独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解に関するQ&A（平成12年8月（令和2年6月最終改訂））を適用しております。

1. 運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

また、期中に災害援助のために突発的に発生した災害援助業務については、当該業務の予算、期間等を見積もることができず、業務と運営費交付金との対応関係を示すことができないため、費用進行基準を採用しております。

2. 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	1～50年
構築物	1～46年
機械装置	1～17年
車両運搬具	2～6年
工具器具備品	1～15年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第91）に係る減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を0とする定額法によっております。

3. 賞与引当金の計上基準

(一般勘定)

賞与引当金は、役職員への賞与の支払いに備えるため、役職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。なお、役職員の賞与については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

(有償資金協力勘定)

賞与引当金は、役職員への賞与の支払いに備えるため、役職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。

4. 退職給付に係る引当金の計上基準及び退職給付費用の処理方法

(一般勘定)

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。また、数理計算上の差異及び過去勤務費用の損益処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異：その発生年度に一括して損益処理しております。

過去勤務費用：その発生年度に一括して損益処理しております。

なお、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである退職一時金については、退職給付見込額を退職給付債務とする方法を採用しており、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。また、運営費交付金により掛金及び年金積立不足額に対して財源措置がなされる見込みである確定給付企業年金等については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

(有償資金協力勘定)

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。また、数理計算上の差異及び過去勤務費用の損益処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異：その発生年度に一括して損益処理しております。

過去勤務費用：その発生年度に一括して損益処理しております。

5. 引当金等の計上根拠及び計上基準

(一般勘定)

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については延滞債権等への移行率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(有償資金協力勘定)

(1) 貸倒引当金

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上又は直接減額しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上又は直接減額しております。なお、上記債権額から直接減額した金額はありません。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署（地域部等）が資産査定を実施し、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。また、査定結果は、査定実施部署から独立した資産監査部署が監査しております。

(2) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、融資契約承諾済融資未実行額のうち、確実に貸付義務を負っている金額等に関して、偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

6. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式

出資先持分額により評価し、移動平均法による取得原価との評価差額は部分純資産直入法により処理しております。

(2) その他有価証券

① 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法を採用し、評価差額は全部純資産直入法により処理しております。売却原価は移動平均法により算定しております。

② 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用し、売却原価は移動平均法により算定しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を取り込む方法によっております。

(3) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券 上記(2)と同じ方法によっております。

(会計方針の変更)

関係会社株式については、前年度まで移動平均法による原価法（ただし、持分相当額が取得原価より下落した場合には、持分相当額）により評価しておりましたが、独立行政法人会計基準等の改訂に伴い、当年度より出資先持分額により評価し、移動平均法による取得原価との評価差額は部分純資産直入法により処理する方法へ変更しております。この変更による損益への影響はありません。

7. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

先入先出法による低価法を採用しております。

8. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

9. 債券発行差額の償却方法

債券発行差額は、債券の償還期間にわたって償却しております。

10. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、主として期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

11. 未収財源措置予定額の計上基準

施設整備費補助金に係る補助事業に要する費用のうち、後年度において財源措置が予定される金額について、独立行政法人会計基準第 84 に基づき計上しております。

12. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては繰延ヘッジ処理又は特例処理によっております。通貨スワップについては振当処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- ① ヘッジ手段・・・金利スワップ
ヘッジ対象・・・貸付金及び外貨建債券
- ② ヘッジ手段・・・通貨スワップ
ヘッジ対象・・・外貨建貸付金及び外貨建債券

(3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

貸付金の相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象及びヘッジ手段の各期日、想定元本等に差異がないかを基礎として判断しております。

特例処理の要件を満たしている金利スワップ、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

13. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

注記事項

【法人単位】

(貸借対照表関係)

1. 連帯債務

当機構は株式会社国際協力銀行が承継した次の国際協力銀行既発債券について、連帯して債務を負っております。

財投機関債	20,000,000,000 円
-------	------------------

2. 担保受入金融資産

自由処分権を有する担保受入金融資産の当年度末における時価は 4,803,421,200 円であります。

3. 融資契約承諾済融資未実行額

当機構の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金使途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当機構は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内でかつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行額は 7,272,140,180,942 円であります。

4. 無償資金協力に係る贈与資金

無償資金協力は、日本国政府から贈与資金の交付を受けて、当機構が被援助国政府等との贈与契約に基づき実施しております。令和 2 年度末の贈与契約に係る贈与未実行残高は 294,009,554,997 円であります。

5. 独立行政法人に対する出資を財源に取得した資産

その他行政コスト累計額のうち、政府からの出資を財源に取得した資産に係る金額は 23,054,946,901 円であります。

(行政コスト計算書関係)

1. 独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	265,310,010,212 円
-------	-------------------

自己収入等	△136,739,850,303 円
-------	--------------------

<u>機会費用</u>	<u>9,880,417,539 円</u>
-------------	------------------------

独立行政法人の業務運営に関して

国民の負担に帰せられるコスト	138,450,577,448 円
----------------	-------------------

2. 機会費用の計上方法

(1) 政府出資から生ずる機会費用の計算に使用した利率

10 年利付国債の令和 3 年 3 月末利回りを参考に 0.120% で計算しております。

(2) 公務員からの出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が出向元に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、当機構での勤務期間に対応する部分について、内規に基づき計算しております。

(損益計算書関係)

業務費の「間接業務費」は、前事業年度まで「事業支援関係費」として表示しておりました。この変更は、予算科目名称の変更に伴うものです。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

キャッシュ・フロー計算書における資金は、現金、普通預金及び当座預金であります。

1. 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

(令和3年3月31日現在)

現金及び預金	512,255,428,820 円
定期預金	△6,000,000,000 円
資金の期末残高	506,255,428,820 円

2. 重要な非資金取引

(1) ファイナンス・リースによる資産の取得

工具器具備品	47,751,778 円
建設仮勘定	2,695,000 円

(2) 資産除去債務の追加計上

当年度において資産除去債務を追加計上しております。これによる資産及び負債の増加額は次のとおりであります。

建物	160,170,040 円
資産除去債務	160,170,040 円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

有償資金協力勘定では、貸付事業及び出資事業などの有償の資金供与による協力業務を実施しております。これらの業務を実施するため、財政融資資金及び金融機関からの借入、債券の発行及び政府出資の受入により資金を調達しております。なお、資産及び負債の総合的管理（ALM）の観点から、金利変動及び為替変動による不利な影響を軽減させるべくデリバティブ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

有償資金協力勘定で保有する金融資産は、主に開発途上地域に対する貸付金であり、貸付先の契約不履行によってもたらされる信用リスク及び金利の変動リスクにさらされております。また、有価証券、投資有価証券、関係会社株式及び金銭の信託は、政策推進目的等で保有しており、これらは、発行体等の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクにさらされております。

借入金及び債券は、一定の環境の下で市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクにさらされております。

外貨建債権債務については、上記に加えて為替の変動リスクにさらされております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

有償資金協力勘定では、統合的リスク管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸付金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、

内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運用しております。これらの与信管理は、営業関連部署（地域部等）のほか審査部及び総務部により行われ、また、定期的に有償資金協力勘定リスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査室がチェックしております。

投資有価証券及び関係会社株式の発行体や金銭の信託の受託者の信用リスクに関しては、民間連携事業部において、信用情報等の把握を定期的に行うことで管理しております。

デリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、取引先に対するエクスポージャーや信用状態の把握を定期的に行い、必要に応じ担保徴求することで管理しております。

② 市場リスクの管理

イ) 金利リスクの管理

予め法令又は業務方法書等により定められた方法により利率を決定しております。なお、金利変動による不利な影響が生じる可能性があることから、金利変動リスクのヘッジを目的として、金利スワップ取引を行っております。

ロ) 為替リスクの管理

外貨建債権債務は為替の変動リスクにさらされるため、外貨建債権に対して外貨建債務を調達しているほか、通貨スワップ等を利用して為替リスクの回避又は抑制を行っております。

ハ) 価格変動リスクの管理

保有している株式等は、政策目的で保有しているものであり、出資先の市場環境や財務状況、為替などによる評価額の変動をモニタリングしております。

これらの情報は、有償資金協力勘定リスク管理委員会や理事会において定期的に報告されております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

有償資金協力勘定については、国会議決を受けた政府関係機関予算に基づき資金計画を作成し、資金調達を行っております。

④ デリバティブ取引の管理

デリバティブ取引は、スワップ関連規程に基づき、取引の執行、ヘッジ有効性評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し、内部牽制の確立された体制の下で実施・管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：円)

	貸借対照表計上額* 1	時価* 1	差額
(1) 貸付金	13,341,709,724,403		
貸倒引当金	△176,362,554,433		
	13,165,347,169,970	13,641,596,750,199	476,249,580,229
(2) 破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権	87,062,884,239		
貸倒引当金	△87,062,884,239		
	0	0	0
(3) 財政融資資金借入金 (1年以内償還予定を含む)	(2,622,751,986,000)	(2,658,216,055,917)	35,464,069,917
(4) 債券 (1年以内償還予定を含む)	(908,210,600,000)	(952,564,773,087)	44,354,173,087
(5) デリバティブ取引* 2			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(2,553,663,459)	(2,553,663,459)	0
ヘッジ会計が適用されているもの	(7,951,175,645)	(7,951,175,645)	0
	(10,504,839,104)	(10,504,839,104)	0

* 1 負債に計上されているものは、() で示しております。

* 2 資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。なお、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

① 貸付金

貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で政策金利を反映するため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額をもって時価としております。一方、固定金利によるものは、元利金の合計額をリスクフリーレートに信用リスクを加味したレートで割り引いて時価を算定しております。なお、通貨スワップの振当処理の対象とされた貸付金については、当該通貨スワップの時価を反映しております。

② 破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権

破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該価額をもって時価としております。

③ 財政融資資金借入金 (1年以内償還予定を含む)

財政融資資金借入金 (1年以内償還予定を含む) の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によるしております。

④ 債券(1年以内償還予定を含む)

債券(1年以内償還予定を含む) のうち、市場価格のあるものは市場価格によるしております。市場価格のないものは、元利金の合計額をリスクフリーレートで割り引

いて時価を算定しております。なお、金利スワップの特例処理又は通貨スワップの振当処理の対象とされた債券については、当該金利スワップ又は通貨スワップの時価を反映しております。

⑤ デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）であり、割引現在価値を時価としております。なお、金利スワップの特例処理又は通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金及び債券と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金及び債券の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：円)

	貸借対照表計上額
投資有価証券 * 1	6,644,809,096
関係会社株式 * 1	76,088,813,760
金銭の信託 * 2	60,952,968,634
融資契約承諾済融資未実行額 * 3	0

* 1 これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

* 2 金銭の信託については、信託財産が、時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものであります。

* 3 融資契約承諾済融資未実行額については、融資対象である開発途上地域における開発事業等の執行の態様が極めて多様であること等から、将来の融資実行に関する合理的な見積りが困難であるため、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

(単位：円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	60,952,968,634	53,856,137,974	7,096,830,660	7,096,830,660	0

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」及び「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当機構は、職員の退職給付に充てるため、確定給付制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度、確定拠出制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：円)	
期首における退職給付債務	29,524,669,413
勤務費用	1,242,401,347
利息費用	152,645,909
数理計算上の差異の当期発生額	451,267,526
退職給付の支払額	△1,712,331,905
過去勤務費用の当期発生額	0
制度加入者からの拠出額	74,060,560
期末における退職給付債務	29,732,712,850

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：円)	
期首における年金資産	10,317,161,834
期待運用収益	206,343,237
数理計算上の差異の当期発生額	1,626,125,913
事業主からの拠出額	497,440,252
退職給付の支払額	△446,861,591
制度加入者からの拠出額	74,060,560
期末における年金資産	12,274,270,205

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：円)	
積立型制度の退職給付債務	13,036,962,099
年金資産	△12,274,270,205
積立型制度の未積立退職給付債務	762,691,894
非積立型制度の未積立退職給付債務	16,695,750,751
小計	17,458,442,645
未認識数理計算上の差異	0
未認識過去勤務費用	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	17,458,442,645
退職給付引当金	17,458,442,645
前払年金費用	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	17,458,442,645

(4) 退職給付に関連する損益

(単位：円)	
勤務費用	1,242,401,347
利息費用	152,645,909
期待運用収益	△206,343,237
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△1,174,858,387
過去勤務費用の当期の費用処理額	0
臨時に支払った割増退職金	0
合計	13,845,632

(5) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	28%
株式	44%
生命保険会社一般勘定	17%
その他	11%
合計	100%

(6) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産長期期待運用収益率は、保有している年金資産の構成、過去の運用実績、市場の動向等を考慮し決定しております。

(7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	確定給付企業年金	0.23%
	退職一時金	0.74%
長期期待運用収益率		2.00%

3. 確定拠出制度

当機構の確定拠出制度への要拠出額は、56,500,050円であります。

(リース取引関係)

1. オペレーティング・リース取引に係る未経過リース料

貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料	16,757,118円
貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料	8,262,000円

2. ファイナンス・リース取引が当期の損益に与える影響額は△456,465円であり、当該影響額を除いた当期総利益は、34,623,480,300円であります。

(資産除去債務関係)

1. 資産除去債務の概要

本部ビルについて、建物賃借契約に伴う原状回復義務に基づき、原状回復費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しております。

2. 資産除去債務の金額と算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は5年、割引率は△0.048%から0.529%

を採用しております。

3. 当年度における当該資産除去債務の総額の増減

(単位：円)

期首残高	346,500,000
有形固定資産の取得に伴う増加額	160,170,040
時の経過による調整額	△6,406
資産除去債務の履行による減少額	0
期末残高	506,663,634

(不要財産の国庫納付等に関する事項)

当年度の不要財産国庫納付の概要は、次のとおりであります。

一棟所有職員住宅の譲渡取引にあたっては、独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成15年9月30日外務省令第22号(平成31年3月29日最終改正))の第13条の2「譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引」の指定を受けた取引の譲渡差額については、独立行政法人会計基準第99第1項を適用し、損益計算上の損益には計上せず、資本剰余金を減額しております。

一棟所有職員住宅

不要財産として譲渡を行った資産の種類、帳簿価額等の概要

①	資産種類	建物、構築物、土地	
②	資産名称	相武台職員住宅	
③	帳簿価額	(1) 取得価額	1,060,014,102 円
		(2) 減価償却	378,771,545 円
		(3) 減損損失	527,508,104 円
		(4) 帳簿価額	153,734,453 円
④	不要財産となった理由	中期計画にて「相武台職員住宅については令和2年度末までに譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。」と決定したため。	
⑤	国庫納付等の方法	独立行政法人通則法第46条の2第2項に基づく譲渡収入による納付	
⑥	譲渡収入の額(税抜)	218,296,000 円	
⑦	国庫納付等額及 納付等年月日	国庫納付額	218,296,000 円
		納付年月日	令和3年3月26日
⑧	減資額	1,052,223,102 円	
⑨	備考	本件にかかる減資は令和3年4月9日付で行っております。	

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響について、当機構は、2021年度以降は追加の財政出動やワクチン接種拡大により、経済活動が回復していくとの仮定を置いています。当該仮定を基本として、債務者の個別の事情等も勘案し、当年度末において貸倒引当金263,425百万円及び偶発損失引当金2,889百万円を計上しております。当該仮定については、国際通貨

基金（IMF）が2021年4月に公表した世界経済見通し（WEO）のベースラインシナリオとも整合しています。なお、依然として不確実性が高い環境が世界的に続くことも想定されることから、今後、当機構の債務者の中長期の財政状況等が想定を超えて悪化する事象等が生じる場合には、信用格付の低下を通じて来期以降の貸倒引当金及び偶発損失引当金の計上額に影響を与える可能性があります。

（重要な債務負担行為）

契約に基づき翌年度以降に支払いを予定している債務負担行為額は、6,268,972,140円であります。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

附属明細書
【法人単位】

(1) 固定資産の取得、処分、減価償却費（「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」及び「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による減価償却相当額も含む。）及び減損損失累計額の明細

(単位：円)

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		減損損失累計額		引当期末 残高	摘要
					当期償却額	当期減損額				
有形固定資産 (減価償却費)	建築物	6,493,197,726	415,217,656	44,460,313	6,863,955,069	2,175,420,209	277,392,074	664,850,656	50,400	4,023,684,204
	構築物	296,606,099	16,852,883	3,322,760	310,136,222	125,575,798	20,464,584	11,670,468	355,740	172,889,956
	機械装置	390,888,907	8,040,707	0	398,929,614	180,814,464	23,542,926	102,287,680	0	115,827,470
	車両運搬具	2,540,394,220	226,574,506	116,842,789	2,650,125,937	1,615,223,629	236,704,396	0	0	1,034,902,308
	工具器具備品	2,551,757,236	239,537,148	627,839,694	2,163,454,690	1,334,661,718	351,799,754	0	0	828,792,972
計	12,272,844,188	906,222,900	792,465,556	12,386,601,532	5,431,695,818	909,903,734	778,808,804	406,140	6,176,096,910	
有形固定資産 (減価償却相当額)	建築物	39,738,906,488	1,895,198,387	1,596,290,369	40,037,814,506	19,531,193,116	1,000,315,294	0	450,510,779	20,506,621,390
	構築物	1,431,994,240	0	51,956,499	1,380,037,741	1,080,014,836	25,582,840	0	10,173,847	300,022,905
	機械装置	58,295,195	0	3,350,561	54,944,634	48,016,272	286,780	0	0	6,928,362
	車両運搬具	426,756,877	32,469,930	4,580,454	454,646,353	148,592,304	64,394,555	0	0	306,054,049
	工具器具備品	461,685,796	0	76,638,482	385,047,314	195,928,663	0	0	6,667,210	189,118,651
計	42,117,638,596	1,927,668,317	1,732,816,365	42,312,490,548	21,003,745,191	1,090,579,469	0	467,351,836	21,308,745,357	
有形固定資産 (非償却資産)	土地	27,101,306,458	0	220,101,000	26,881,205,458	0	0	6,099,907,612	66,417,338	20,781,297,846
	建設仮勘定	199,160,379	942,352,358	145,078,400	996,434,337	0	0	0	0	996,434,337
	計	27,300,466,837	942,352,358	365,179,400	27,877,639,795	0	0	6,099,907,612	66,417,338	21,777,732,183
有形固定資産合計	建築物	46,232,104,214	2,310,416,043	1,640,750,682	46,901,769,575	21,706,613,325	1,277,707,368	664,850,656	450,561,179	24,530,305,594
	構築物	1,728,600,339	16,852,883	55,279,259	1,690,173,963	1,205,590,634	46,047,424	11,670,468	10,529,587	472,912,861
	機械装置	449,184,102	8,040,707	3,350,561	453,874,248	228,830,736	23,829,706	102,287,680	0	122,755,832
	車両運搬具	2,967,151,097	259,044,436	121,423,243	3,104,772,290	1,763,815,933	301,098,951	0	0	1,340,956,357
	工具器具備品	3,013,443,032	239,537,148	704,478,176	2,548,502,004	1,530,590,381	351,799,754	0	6,667,210	1,017,911,623
	土地	27,101,306,458	0	220,101,000	26,881,205,458	0	0	6,099,907,612	66,417,338	20,781,297,846
	建設仮勘定	199,160,379	942,352,358	145,078,400	996,434,337	0	0	0	0	996,434,337
計	81,690,949,621	3,776,243,575	2,890,461,321	82,576,731,875	26,435,441,009	2,000,483,203	6,878,716,416	534,175,314	49,262,574,450	
無形固定資産 (減価償却費)	商標権	8,175,889	0	0	8,175,889	7,352,341	299,470	0	0	823,548
	ソフトウェア	12,525,957,725	1,107,590,647	0	13,633,548,372	5,973,882,656	2,568,929,032	0	0	7,659,665,716
	計	12,534,133,614	1,107,590,647	0	13,641,724,261	5,981,234,997	2,569,228,502	0	0	7,660,489,264
無形固定資産 (減価償却相当額)	商標権	1,139,550	0	0	1,139,550	1,139,550	0	0	0	0
	計	1,139,550	0	0	1,139,550	1,139,550	0	0	0	0
無形固定資産 (非償却資産)	電話加入権	3,278,100	0	0	3,278,100	0	0	1,491,200	0	1,786,900
	ソフトウェア仮勘定	603,198,086	683,232,355	321,142,820	965,287,621	0	0	0	0	965,287,621
	計	606,476,186	683,232,355	321,142,820	968,565,721	0	0	1,491,200	0	967,074,521
無形固定資産合計	商標権	9,315,439	0	0	9,315,439	8,491,891	299,470	0	0	823,548
	電話加入権	3,278,100	0	0	3,278,100	0	0	1,491,200	0	1,786,900
	ソフトウェア	12,525,957,725	1,107,590,647	0	13,633,548,372	5,973,882,656	2,568,929,032	0	0	7,659,665,716
	ソフトウェア仮勘定	603,198,086	683,232,355	321,142,820	965,287,621	0	0	0	0	965,287,621
	計	13,141,749,350	1,790,823,002	321,142,820	14,611,429,532	5,982,374,547	2,569,228,502	1,491,200	0	8,627,563,785
投資その他の資産	長期性預金	216,000,000	2,000,000	0	218,000,000	0	0	0	0	218,000,000
	投資有価証券	3,875,388,472	3,113,791,639	344,371,015	6,644,809,096	0	0	0	0	6,644,809,096
	関係会社株式	46,732,120,903	29,356,692,857	0	76,088,813,760	0	0	0	0	76,088,813,760
	金銭の信託	52,912,364,816	16,496,837,395	8,456,233,577	60,952,968,634	0	0	0	0	60,952,968,634
	開発投融資長期貸付金	71,500,000	0	6,500,000	65,000,000	0	0	0	0	65,000,000
	移住投融資長期貸付金	12,494,246	1,968,376	5,029,353	9,433,269	0	0	0	0	9,433,269
	貸倒引当金(固定)	△12,231,456	△7,940,606	△12,231,456	△7,940,606	0	0	0	0	△7,940,606
	破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権	87,062,884,239	0	0	87,062,884,239	0	0	0	0	87,062,884,239
	貸倒引当金(固定)	△87,062,884,239	0	0	△87,062,884,239	0	0	0	0	△87,062,884,239
	移住投融資に係る破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権	305,462,858	4,782,459	2,349,277	307,896,040	0	0	0	0	307,896,040
	貸倒引当金(固定)	△305,462,858	△307,896,040	△305,462,858	△307,896,040	0	0	0	0	△307,896,040
	長期前払費用	7,217,689	39,328,691	19,176,072	27,370,308	0	0	0	0	27,370,308
	未収財源措置予定額	951,344	25,034,395	951,344	25,034,395	0	0	0	0	25,034,395
	退職給付引当金見返	14,981,855,911	10,806,281	1,375,076,929	13,617,585,263	0	0	0	0	13,617,585,263
	差入保証金	2,298,699,158	62,742,384	43,836,415	2,317,605,127	0	0	0	0	2,317,605,127
計	121,096,361,083	48,798,147,831	9,935,829,668	159,958,679,246	0	0	0	0	159,958,679,246	

(注) 退職給付引当金見返については、重要な会計方針4に記載しております。

(2) 棚卸資産の明細

(単位：円)

種 類	期首残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘 要
		当期購入・ 製造・振替	その他	払出・振替	その他		
貯蔵品	362,761,806	50,764,294	0	113,405,128	0	300,120,972	
備蓄物資	362,761,806	50,764,294	0	113,405,128	0	300,120,972	
日本	51,423,676	0	0	0	0	51,423,676	
アメリカ	75,472,547	12,400,510	0	55,419,190	0	32,453,867	
シンガポール	145,946,371	13,317,399	0	29,241,261	0	130,022,509	
ガーナ	2,137,520	0	0	0	0	2,137,520	
アラブ首長国連邦	76,945,852	25,046,385	0	28,744,677	0	73,247,560	
パラオ	5,845,334	0	0	0	0	5,845,334	
マーシャル	4,990,506	0	0	0	0	4,990,506	
未成受託業務支出金	126,390,594	147,397,074	0	126,390,594	0	147,397,074	
計	489,152,400	198,161,368	0	239,795,722	0	447,518,046	

(3) 有価証券の明細

投資その他の資産として計上された有価証券

(単位：円)

	銘柄	取得価額	出資先持分額	貸借対照表 計上額	当期損益に含まれた 評価差額	関係会社株式 評価差額金	摘要
関係会社株式	スマートバルブ株式会社	2,758,289,455	1	1	0	0	
	日本・サウジアラビアメタノール株式会社	7,149,297,104	21,205,832,186	21,205,832,186	0	14,056,535,082	
	サウディ石油化学株式会社	7,269,880,619	21,538,912,171	21,538,912,171	0	14,269,031,552	
	カフコジャパン投資株式会社	2,436,204,983	2,496,210,503	2,496,210,503	0	60,005,520	
	日本アマゾンアルミニウム株式会社	25,066,535,300	23,947,381,825	23,947,381,825	△ 84,912,049	0	
	JAPAN ASEAN Women Empowerment Fund	6,040,658,393	6,216,101,725	6,216,101,725	0	175,443,332	
	Ship Aichi Medical Service Limited	748,809,600	684,375,349	684,375,349	△ 33,295,973	0	
	計	51,469,675,454	76,088,813,760	76,088,813,760	△ 118,208,022	28,561,015,486	
その他有価証券	種類及び銘柄	取得価額	時価	貸借対照表 計上額	当期損益に含まれた 評価差額	その他有価証券 評価差額金	摘要
	世銀炭素基金	1	-	1	0	0	
	The First MicroFinanceBank Ltd.	218,880,000	-	172,992,000	0	△ 45,888,000	
	Myanmar Japan Thilawa Development Ltd.	321,372,900	-	297,564,300	0	△ 23,808,600	
	五常・アンド・カンパニー株式会社	999,997,307	-	999,997,307	0	0	
	WASSHA株式会社	29,203,406	-	29,203,406	0	0	
	MGM Sustainable Energy Fund L.P.	944,002,674	-	1,103,370,674	165,533,921	△ 6,165,921	
	Asia Climate Partners LP	399,958,824	-	0	△ 399,958,824	0	当期損益に含まれた評価差額には、投資有価証券整理損を含む。
	IFC Middle East and North Africa Fund, LP	493,525,564	-	339,982,650	△ 155,765,155	2,222,241	
	MGM Sustainable Energy Fund II L.P.	1,186,286,977	-	1,269,208,274	50,070,566	32,850,731	
	I&P Afrique Entrepreneurs II LP	230,480,185	-	137,361,597	△ 100,240,286	7,121,698	
	WWB Capital Partners II, L.P.	169,478,468	-	146,053,387	△ 30,815,587	7,390,506	
	Covid-19 Emerging and Frontier Markets MSME Support Fund	2,054,847,000	-	2,149,075,500	0	94,228,500	
	計	7,048,033,306	-	6,644,809,096	△ 471,175,365	67,951,155	
貸借対照表 計上額合計				82,733,622,856			

※その他有価証券の投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資に係る「取得価額」欄に記載された金額は、前期までの組合等の損益の持分相当額を含んでおります。

(4) 貸付金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘 要
			回収額等	その他		
一般勘定 (注)	その他の短期貸付金					
	開発投融資貸付金	17,500,000	6,500,000	17,500,000	0	6,500,000
	移住投融資貸付金	441,671	385,058	408,782	46,201	371,746
	小 計	17,941,671	6,885,058	17,908,782	46,201	6,871,746
	その他の長期貸付金					
	開発投融資貸付金	71,500,000	0	0	6,500,000	65,000,000
	移住投融資貸付金	317,957,104	32,889	2,075,786	△ 1,415,102	317,329,309
	小 計	389,457,104	32,889	2,075,786	5,084,898	382,329,309
	計	407,398,775	6,917,947	19,984,568	5,131,099	389,201,055
	有償資金 協力勘定	貸付金	12,614,846,099,374	1,427,731,671,588	700,868,046,559	0
破産債権、再生債権、更生債 権その他これらに準ずる債権		87,062,884,239	0	0	0	87,062,884,239
計		12,701,908,983,613	1,427,731,671,588	700,868,046,559	0	13,428,772,608,642

(注) 当期減少額のうち、回収額等以外のものは、長期から短期への振替及び期末為替換算等によるものであります。

(5) 借入金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高	平均利率(%)	返済期限	摘 要
財政融資資金借入金	2,069,182,358,000	667,500,000,000	113,930,372,000	2,622,751,986,000 (104,069,412,000)	0.468	2021年4月 ～2060年1月	

※ () 内は1年以内償還予定のもの。

(6) 債券の明細

(単位：円)

銘柄	期首残高	当期増加	当期減少	換算差額	期末残高	利率(%)	償還期限	摘要
財投機関債								
第1回国際協力機構債券	30,000,000,000	0	0	—	30,000,000,000 ()	2.470	2028年9月	
第2回国際協力機構債券	30,000,000,000	0	0	—	30,000,000,000 ()	2.341	2029年6月	
第3回国際協力機構債券	20,000,000,000	0	0	—	20,000,000,000 ()	2.134	2029年12月	
第4回国際協力機構債券	20,000,000,000	0	0	—	20,000,000,000 ()	2.079	2030年6月	
第5回国際協力機構債券	20,000,000,000	0	0	—	20,000,000,000 ()	1.918	2030年9月	
第6回国際協力機構債券	20,000,000,000	0	0	—	20,000,000,000 ()	2.098	2030年12月	
第7回国際協力機構債券	20,000,000,000	0	0	—	20,000,000,000 ()	1.991	2031年6月	
第8回国際協力機構債券	15,000,000,000	0	0	—	15,000,000,000 ()	1.554	2026年9月	
第9回国際協力機構債券	5,000,000,000	0	0	—	5,000,000,000 ()	2.129	2041年9月	
第11回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	—	10,000,000,000 (10,000,000,000)	1.140	2021年12月	
第12回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	—	10,000,000,000 ()	0.901	2022年6月	
第13回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	—	10,000,000,000 ()	1.752	2032年6月	
第14回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	—	10,000,000,000 ()	0.825	2022年9月	
第15回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	—	10,000,000,000 ()	1.724	2032年9月	
第17回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	—	10,000,000,000 ()	0.720	2022年12月	
第18回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	—	10,000,000,000 ()	0.868	2023年6月	
第19回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	—	10,000,000,000 ()	1.725	2033年6月	
第20回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	—	10,000,000,000 ()	0.787	2023年9月	
第21回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	—	10,000,000,000 ()	1.734	2033年9月	
第23回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	—	10,000,000,000 ()	0.684	2024年2月	
第24回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	—	10,000,000,000 ()	0.655	2024年6月	
第25回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	—	10,000,000,000 ()	1.520	2034年6月	
第26回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	—	10,000,000,000 ()	0.588	2024年9月	
第27回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	—	10,000,000,000 ()	1.451	2034年9月	
第29回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	—	10,000,000,000 ()	0.583	2025年6月	
第30回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	—	10,000,000,000 ()	1.299	2035年6月	
第31回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	—	10,000,000,000 ()	0.530	2025年9月	
第32回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	—	10,000,000,000 ()	1.212	2035年9月	
第33回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	—	10,000,000,000 ()	1.130	2035年12月	
第34回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	—	10,000,000,000 ()	0.245	2026年2月	
第35回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	—	10,000,000,000 ()	0.080	2026年6月	
第36回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	—	10,000,000,000 ()	0.313	2036年6月	
第37回国際協力機構債券	20,000,000,000	0	0	—	20,000,000,000 ()	0.100	2026年9月	
第38回国際協力機構債券	15,000,000,000	0	0	—	15,000,000,000 ()	0.590	2046年9月	
第39回国際協力機構債券	5,000,000,000	0	0	—	5,000,000,000 ()	0.744	2037年2月	
第40回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	—	10,000,000,000 ()	0.220	2027年6月	
第41回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	—	10,000,000,000 ()	0.602	2037年6月	
第42回国際協力機構債券	20,000,000,000	0	0	—	20,000,000,000 ()	0.597	2037年9月	
第43回国際協力機構債券	20,000,000,000	0	0	—	20,000,000,000 ()	0.625	2037年12月	
第44回国際協力機構債券	15,000,000,000	0	0	—	15,000,000,000 ()	0.200	2028年6月	
第45回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	—	10,000,000,000 ()	0.559	2038年6月	
第46回国際協力機構債券	20,000,000,000	0	0	—	20,000,000,000 ()	0.664	2038年9月	
第47回国際協力機構債券	15,000,000,000	0	0	—	15,000,000,000 ()	0.636	2038年12月	
第48回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	—	10,000,000,000 ()	0.059	2029年6月	
第49回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	—	10,000,000,000 ()	0.333	2039年6月	
第50回国際協力機構債券	12,000,000,000	0	0	—	12,000,000,000 ()	0.055	2029年9月	
第51回国際協力機構債券	18,000,000,000	0	0	—	18,000,000,000 ()	0.538	2049年12月	
第52回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	—	10,000,000,000 ()	0.055	2030年3月	
第53回国際協力機構債券	0	10,000,000,000	0	—	10,000,000,000 ()	0.160	2030年6月	
第54回国際協力機構債券	0	13,000,000,000	0	—	13,000,000,000 ()	0.445	2040年6月	
第55回国際協力機構債券	0	10,000,000,000	0	—	10,000,000,000 ()	0.150	2030年9月	
第56回国際協力機構債券	0	12,000,000,000	0	—	12,000,000,000 ()	0.459	2040年9月	
第57回国際協力機構債券	0	10,000,000,000	0	—	10,000,000,000 ()	0.130	2030年12月	
第58回国際協力機構債券	0	5,000,000,000	0	—	5,000,000,000 ()	0.420	2040年12月	
小計	630,000,000,000	60,000,000,000	0	—	690,000,000,000 (10,000,000,000)			

(前頁より続き)

銘柄	期首残高	当期増加	当期減少	換算差額	期末残高	利率(%)	償還期限	摘要
政府保証債								
第2次国際協力機構政府保証外債	52,665,400,000 [500,000,000米ドル]	0 [0米ドル]	0 [0米ドル]	450,400,000	53,115,800,000 [500,000,000米ドル] (0)	2.125	2026年10月	
第3次国際協力機構政府保証外債	54,179,950,000 [500,000,000米ドル]	0 [0米ドル]	0 [0米ドル]	788,200,000	54,968,150,000 [500,000,000米ドル] (0)	2.750	2027年4月	
第4次国際協力機構政府保証外債	54,233,950,000 [500,000,000米ドル]	0 [0米ドル]	0 [0米ドル]	788,200,000	55,022,150,000 [500,000,000米ドル] (0)	3.375	2028年6月	
第5次国際協力機構政府保証外債	0 [0米ドル]	53,703,500,000 [500,000,000米ドル]	0 [0米ドル]	1,401,000,000	55,104,500,000 [500,000,000米ドル]	1.000	2030年7月	
小計	161,079,300,000 [1,500,000,000米ドル]	53,703,500,000 [500,000,000米ドル]	0 [0米ドル]	3,427,800,000	218,210,600,000 [2,000,000,000米ドル] (0)			
計	791,079,300,000	113,703,500,000	0	3,427,800,000	908,210,600,000 (10,000,000,000)			

※ () 内は1年以内償還予定のもの。
[] 内は外貨建てによる金額。

(7) 引当金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘 要
			目的使用	その他		
賞与引当金	1,534,221,400	1,551,959,814	1,534,221,400	0	1,551,959,814	
偶発損失引当金	2,042,877,932	2,889,391,466	0	2,042,877,932	2,889,391,466	
計	3,577,099,332	4,441,351,280	1,534,221,400	2,042,877,932	4,441,351,280	

※偶発損失引当金の「当期減少額（その他）」欄に記載の金額は、洗替による取崩額等であります。

(8) 貸付金等に対する貸倒引当金の明細

(単位：円)

区 分	貸付金等の残高			貸倒引当金の残高			備 要
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高	
(開発投融資)							
開発投融資短期貸付金	17,500,000	△ 11,000,000	6,500,000	4,400	△ 4,400	0	
一般債権	17,500,000	△ 11,000,000	6,500,000	4,400	△ 4,400	0	貸付金の期末残高について以下のような債権保全をしている。 連帯保証 6,500,000円
開発投融資長期貸付金	71,500,000	△ 6,500,000	65,000,000	0	0	0	
一般債権	71,500,000	△ 6,500,000	65,000,000	0	0	0	貸付金の期末残高について以下のような債権保全をしている。 連帯保証 65,000,000円
(開発投融資計)	89,000,000	△ 17,500,000	71,500,000	4,400	△ 4,400	0	
(移住投融資)							
移住投融資短期貸付金	441,671	△ 69,925	371,746	175,697	△ 119,749	55,948	
一般債権	441,671	△ 69,925	371,746	175,697	△ 119,749	55,948	
移住投融資長期貸付金	317,957,104	△ 627,795	317,329,309	317,694,314	△ 1,857,668	315,836,646	
一般債権	436,384	1,320,723	1,757,107	173,594	90,850	264,444	
貸倒懸念債権	12,057,862	△ 4,381,700	7,676,162	12,057,862	△ 4,381,700	7,676,162	
破産更生債権等	305,462,858	2,433,182	307,896,040	305,462,858	2,433,182	307,896,040	
(移住投融資計)	318,398,775	△ 697,720	317,701,055	317,870,011	△ 1,977,417	315,892,594	
計	407,398,775	△ 18,197,720	389,201,055	317,874,411	△ 1,981,817	315,892,594	
貸付金	12,614,846,099,374	726,863,625,029	13,341,709,724,403	142,052,753,983	34,309,800,450	176,362,554,433	
有償資金 協力勘定	破産債権、再生債権、更生債権 その他これらに準ずる債権	87,062,884,239	0	87,062,884,239	87,062,884,239	0	87,062,884,239
計	12,701,908,983,613	726,863,625,029	13,428,772,608,642	229,115,638,222	34,309,800,450	263,425,438,672	

(注) 貸倒引当金の計上基準については重要な会計方針5に記載しております。

(9) 退職給付引当金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
退職給付債務合計額	29,524,669,413	1,920,375,342	1,712,331,905	29,732,712,850	
退職一時金に係る債務	16,615,523,331	1,345,697,734	1,265,470,314	16,695,750,751	
確定給付企業年金に係る債務	12,909,146,082	574,677,608	446,861,591	13,036,962,099	
未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異	0	0	0	0	
年金資産	10,317,161,834	2,403,969,962	446,861,591	12,274,270,205	
退職給付引当金	19,207,507,579	△ 483,594,620	1,265,470,314	17,458,442,645	

(10) 資産除去債務の明細

(単位：円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
一般勘定	建物賃借契約等に基づく原状回復義務	276,125,850	124,932,631	4,997	401,053,484	第91特定あり
有償資金協力勘定	建物賃借契約等に基づく原状回復義務	70,374,150	35,237,409	1,409	105,610,150	第91特定なし
計		346,500,000	160,170,040	6,406	506,663,634	

(11) 保証債務の明細

(単位：円)

区 分	期首残高		当期増加		当期減少		期末残高		摘 要
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
財投機関債〈公募〉	2	40,000,000,000	0	0	1	20,000,000,000	1	20,000,000,000	

※当機構は株式会社国際協力銀行が承継した国際協力銀行既発債券について、連帯して債務を負っております。

(12) 資本剰余金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
施設費	3,099,960,374	451,182,538	0	3,551,142,912	固定資産取得に伴う増加
運営費交付金	98,208,983	0	0	98,208,983	
寄附金等	0	2,000,000	0	2,000,000	固定資産取得に伴う増加
減資差益	2,771,220,202	0	0	2,771,220,202	
基準第87特定資産	△ 122,494,000	0	0	△ 122,494,000	
リース契約	△ 113,690,859	0	0	△ 113,690,859	
前中期目標期間繰越積立金	416,397,819	32,469,930	0	448,867,749	固定資産取得に伴う増加
計	6,149,602,519	485,652,468	0	6,635,254,987	

(13) 運営費交付金債務及び当期振替額等の明細

1 運営費交付金債務の増減の明細

(単位：円)

期首残高	当期交付額	当期振替額				引当金見返との相殺額	期末残高
		運営費交付金収益	資産見返運営費交付金	資本剰余金	小計		
40,669,296,449	156,024,774,000	105,703,317,116	1,490,956,875	0	107,194,273,991	2,572,459,841	86,927,336,617

2 運営費交付金債務の当期振替額及び主な使途の明細

(1) 運営費交付金収益への振替額及び主な使途の明細

(単位：円)

区分	運営費交付金収益	運営費交付金の主な使途	
		費用	主な使途
業務達成基準による振替額			
開発協力の重点課題	76,176,710,049	76,191,919,343	人件費：10,916,533,460円、業務委託費：31,267,541,023円、専門家等手当：16,340,688,686円、その他：17,667,156,174円
民間企業等との連携	2,964,630,651	2,975,138,812	人件費：418,353,331円、業務委託費：1,610,164,212円、専門家等手当：571,412,668円、その他：375,208,601円
多様な担い手との連携	13,674,269,999	13,824,133,470	人件費：1,947,903,668円、専門家等手当：4,124,087,778円、業務委託費：3,697,761,262円、その他：4,054,380,762円
事業実施基盤の強化	3,342,711,370	3,877,132,552	人件費：649,509,020円、専門家等手当：1,930,624,339円、業務委託費：564,134,171円、その他：732,865,022円
法人共通	91,230,155	62,286,190	人件費：62,286,190円
期間進行基準による振替額			
法人共通	9,083,475,331	8,997,006,433	人件費：1,858,686,546円、賃貸料：923,111,519円、その他：6,215,208,368円
費用進行基準による振替額			
災害援助等協力	370,289,561	370,289,561	業務委託費：126,094,055円、賃貸料：48,789,536円、その他：195,405,970円
合計	105,703,317,116	106,297,906,361	

(2) 資産見返運営費交付金への振替額並びに主な使途の明細

(単位：円)

セグメント	資産見返運営費交付金への振替	
	振替額	主な使途
開発協力の重点課題	862,725,493	ソフトウェア：278,478,202円 建物附属設備：196,725,822円 その他：387,521,469円
民間企業等との連携	30,579,094	ソフトウェア：10,637,907円 建物附属設備：7,539,106円 その他：12,402,081円
多様な担い手との連携	221,555,153	建設仮勘定：85,396,155円 ソフトウェア：49,531,382円 その他：86,627,616円
事業実施基盤の強化	167,767,414	工具器具備品：73,171,722円 貯蔵品：50,764,294円 その他：43,831,398円
法人共通	208,329,721	建物附属設備：89,258,660円 ソフトウェア：43,541,699円 その他：75,529,362円
合計	1,490,956,875	

3 引当金見返との相殺額の明細

(単位：円)

セグメント	引当金見返との相殺	
	相殺額	主な相殺額の内訳
開発協力の重点課題	1,061,872,892	賞与引当金見返：799,142,268円 退職給付引当金見返：262,730,624円
民間企業等との連携	40,694,059	賞与引当金見返：30,625,457円 退職給付引当金見返：10,068,602円
多様な担い手との連携	192,144,426	賞与引当金見返：145,233,398円 退職給付引当金見返：46,911,028円
事業実施基盤の強化	115,688,649	賞与引当金見返：88,235,317円 退職給付引当金見返：27,453,332円
法人共通	1,162,059,815	賞与引当金見返：134,146,472円 退職給付引当金見返：1,027,913,343円
合計	2,572,459,841	

4 運営費交付金債務残高の明細

(単位：円)

運営費交付金債務残高	使用見込み	
業務達成基準を採用した業務に係る分	84,330,136,022	相手国政府の要請を受け実施するプロジェクト等では、複数年度での事業サイクルが基本となりますが、いずれも今中期目標期間中に使用する見込みです。
期間進行基準を採用した業務に係る分	0	翌年度への繰越額ははありません。
費用進行基準を採用した業務に係る分	1,303,539,461	今中期目標期間中において突発的に災害等が発生した場合、災害援助等業務のために使用する見込みです。
配分留保額等	1,293,661,134	法人運営上の不測の事態に備えるため留保している額：750,000,000円 運営費交付金配分額を超過して支出した額：543,661,134円 当該超過支出額については、資金的裏付けがないため、独立行政法人会計基準第81第4項により、中期目標期間の最後の事業年度において収益化する予定です。
合計	86,927,336,617	

(14) 施設費の明細

(単位：円)

区 分	当期交付額	左の会計処理内訳				摘 要
		建設仮勘定 見返施設費	資本剰余金	施設費収益	財源措置 予定額収益	
国内拠点施設の防災力強化 事業	485,567,283	0	421,677,076	38,855,812	25,034,395	
計	485,567,283	0	421,677,076	38,855,812	25,034,395	

(注) 独立行政法人会計基準第84「事後に財源措置が行われる特定の費用に係る会計処理」に基づき、後年度において財源措置される予定の特定の費用を計上しています。

(15) 役員及び職員の給与の明細

(単位：千円、人)

区 分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	239,886	13	11,765	2
職員	20,214,120	1,960	1,333,560	133
計	20,454,006	1,973	1,345,324	135

(注) 1 役員に対する報酬及び退職手当の支給基準

役員に対する報酬及び退職手当は、「独立行政法人国際協力機構役員給与規程」及び「独立行政法人国際協力機構役員退職手当規程」に基づき支給しております。

2 職員に対する給与及び退職手当の支給基準

職員に対する給与及び退職手当は、「独立行政法人国際協力機構職員給与規程」及び「独立行政法人国際協力機構職員退職手当規程」等に基づき支給しております。

3 支給人員数

報酬又は給与の支給人員数については、法人単位の期中の平均支給人員数により記載しております。

4 その他

外数として記載すべき非常勤の役職員はおりません。

(16) 開示すべきセグメント情報

(単位:円)

区分	①開発協力の重点課題	②民間企業等との連携	③多様な担い手との連携	④事業実施基盤の強化	⑤無償資金協力	⑥受託業務	⑦その他業務	計	⑧法人共通	合計
I 行政コスト										
損益計算書上の費用	78,139,546,390	2,994,534,814	13,942,915,997	4,649,126,059	52,396,746,425	6,058,390	12,182,150	152,141,110,225	10,897,700,039	163,038,810,264
その他行政コスト										
減価償却相当額	-	-	-	-	-	-	-	-	1,090,579,469	1,090,579,469
減損損失相当額	-	-	-	-	-	-	-	-	6,667,210	6,667,210
利息費用相当額	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 4,997	△ 4,997
除売却差額相当額	-	-	-	-	-	-	-	-	109,573,337	109,573,337
その他行政コスト合計	-	-	-	-	-	-	-	-	1,206,815,019	1,206,815,019
行政コスト	78,139,546,390	2,994,534,814	13,942,915,997	4,649,126,059	52,396,746,425	6,058,390	12,182,150	152,141,110,225	12,104,515,058	164,245,625,283
II 独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	77,880,939,033	2,994,534,814	13,928,635,354	4,649,126,059	52,396,746,425	0	0	151,849,981,685	9,791,705,131	161,641,686,816
III 事業費用、事業収益及び事業損益										
事業費用	78,139,546,389	2,994,534,813	13,942,915,998	4,649,126,060	52,396,746,425	6,058,390	12,182,150	152,141,110,225	63,890,207	152,205,000,432
業務委託費	31,267,541,923	1,610,164,212	3,697,761,292	564,134,171	0	437,263	4,479,075	37,144,517,006	0	37,144,517,006
専門家等手当	16,340,688,686	571,412,668	4,124,087,778	1,930,624,339	0	4,919,148	2,771,700	22,974,504,319	0	22,974,504,319
人件費	10,916,533,460	418,353,331	1,947,903,668	649,509,020	0	0	0	13,932,299,479	0	13,932,299,479
賃賃料	2,299,305,035	88,116,060	410,279,026	136,803,443	0	0	0	2,934,503,564	0	2,934,503,564
資金供与	0	0	0	0	52,396,746,425	0	0	52,396,746,425	0	52,396,746,425
その他経費	17,315,478,185	306,488,542	3,762,884,264	1,368,055,087	0	701,979	4,931,375	22,758,539,432	63,890,207	22,822,429,639
一般管理費	-	-	-	-	-	-	-	-	9,184,713,111	9,184,713,111
専門家等手当	-	-	-	-	-	-	-	-	546,107,922	546,107,922
人件費	-	-	-	-	-	-	-	-	1,920,972,736	1,920,972,736
賃賃料	-	-	-	-	-	-	-	-	923,111,519	923,111,519
その他経費	-	-	-	-	-	-	-	-	5,794,520,934	5,794,520,934
減価償却費	-	-	-	-	-	-	-	-	1,534,574,507	1,534,574,507
財務費用	-	-	-	-	-	-	-	-	85,402,172	85,402,172
雑損	0	0	0	0	0	0	0	0	294,422	294,422
計	78,139,546,389	2,994,534,813	13,942,915,998	4,649,126,060	52,396,746,425	6,058,390	12,182,150	152,141,110,225	10,868,784,419	163,009,894,644
事業収益										
運営費交付金収益	76,176,710,049	2,964,630,651	13,674,269,999	3,713,000,931	0	0	0	96,528,611,630	9,174,705,486	105,703,317,116
無償資金協力事業資金収入	0	0	0	0	52,396,746,425	0	0	52,396,746,425	0	52,396,746,425
受託収入	0	0	0	0	0	6,058,390	0	6,058,390	0	6,058,390
開発投融資収入	0	0	0	0	0	0	0	0	188,752	188,752
移住投融資収入	0	0	0	0	0	0	0	0	234,126	234,126
寄附金収益	0	0	0	0	0	0	12,182,150	12,182,150	0	12,182,150
施設費収益	0	0	0	0	0	0	0	0	38,855,812	38,855,812
財源措置予定額収益	0	0	0	0	0	0	0	0	25,034,395	25,034,395
貸倒引当金戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	1,981,817	1,981,817
資産戻返負債戻入	0	0	0	113,401,926	0	0	0	113,401,926	1,485,617,042	1,599,018,968
貴与引当金戻返に係る収益	0	0	0	0	0	0	0	0	1,211,186,648	1,211,186,648
退職給付引当金戻返に係る収益	0	0	0	0	0	0	0	0	10,806,281	10,806,281
財務収益	0	0	0	0	0	0	0	0	5,053,292	5,053,292
雑益	258,607,357	0	14,280,643	0	0	0	0	272,888,000	2,358,136,449	2,631,024,449
計	76,435,317,406	2,964,630,651	13,688,550,642	3,826,402,857	52,396,746,425	6,058,390	12,182,150	149,329,888,521	14,311,800,100	163,641,688,621
事業損益	△ 1,704,228,983	△ 29,904,162	△ 254,365,356	△ 822,723,203	0	0	0	△ 2,811,221,704	3,443,015,681	631,793,977
IV 臨時損益等										
臨時損失	0	0	0	0	0	0	0	0	28,915,620	28,915,620
臨時利益	0	0	0	0	0	0	0	0	11,166,395	11,166,395
当期純損益	△ 1,704,228,983	△ 29,904,162	△ 254,365,356	△ 822,723,203	0	0	0	△ 2,811,221,704	3,425,266,456	614,944,752
前中期目標期間繰越積立金取崩額	923,631,090	22,124,857	55,647,133	0	0	0	0	1,001,403,080	0	1,001,403,080
当期総損益	△ 780,597,893	△ 7,779,305	△ 198,718,223	△ 822,723,203	0	0	0	△ 1,809,818,624	3,425,266,456	1,615,447,832
V 総資産										
現金及び預金	0	0	0	0	198,323,770,625	292,670,159	3,291,999,028	201,908,439,712	89,856,637,352	291,765,077,064
前渡金	19,595,456,625	463,392,158	1,683,676,393	122,830,617	0	0	0	21,865,355,793	0	21,865,355,793
建物	0	0	0	0	0	0	0	0	22,451,834,836	22,451,834,836
その他の資産	390,295,816	4,610,004	27,709,997	303,992,425	168,787	155,256,272	73,370,586	955,403,887	40,707,331,522	41,662,735,409
計	19,985,752,441	468,002,162	1,711,386,390	426,823,042	198,323,939,312	447,926,431	3,365,369,614	224,729,199,392	153,015,803,710	377,745,003,102

(注) 1 セグメント区分及び主な内容

独立行政法人国際協力機構法第13条に規定する業務に基づき中期計画に記載した内容に応じて6つに区分しております。

また、第13条に規定する業務のほか「寄附金に係る業務」については、その他業務として整理しております。

- ① 開発協力の重点課題
- ② 民間企業等との連携
- ③ 多様な担い手との連携
- ④ 事業実施基盤の強化
- ⑤ 無償資金協力
- ⑥ 受託業務

2 事業費用の表示方法

(1) 事業費用は、損益計算書の業務費を形態別で表示しておりますが、各セグメントに賦課された合計額に対し5%未満の項目はその他経費に集約しております。

なお、本表の事業費用と損益計算書の業務費との関係は次のとおりとなります。

- ① 開発協力の重点課題：重点課題・地域事業関係費の金額
- ② 民間企業等との連携：民間企業等連携事業関係費の金額
- ③ 多様な担い手との連携：国内連携事業関係費の金額
- ④ 事業実施基盤の強化：実施基盤強化関係費の金額
- ⑤ 無償資金協力：無償資金協力事業費の金額
- ⑥ 受託業務：受託経費の金額
- ⑦ その他業務：寄附金事業費の金額
- ⑧ 法人共通：施設整備費の金額

(2) また、法人共通で整理した一般管理費、行政コスト計算書で発生している「人件費等」「賃賃料」を各セグメントに賦課できない理由は次のとおりとなります。

- ① 人件費等：対象となる職員を担当業務が多岐に亘っており、かつ各業務への関与度合いも一律でないため。
- ② 賃賃料：対象となる物件が多岐に亘っており、かつ用途が複数の業務に関わっているため。

3 総資産の表示方法

貸借対照表の科目で表示しておりますが、総資産に占める割合が5%未満の科目についてはその他の資産に集約しております。

- 4 ① 開発協力の重点課題及び③ 多様な担い手との連携の事業費用は、運営費交付金のほか事業収入を財源としているため、その見合い額を事業収益の雑益等に表示しております。
- 5 各セグメントに賦課できず法人共通のみで整理した科目については、金額欄を「-」で表示しております。

(17) 科学研究費補助金の明細

(単位：円)

種目	当期受入額	件数	摘要
新学術領域研究	(10,000) 3,000	1	日本学術振興会科学研究費
基盤研究C	(1,100,000) 990,000	1	
若手研究	(2,900,000) 2,460,000	3	
計	(4,010,000) 3,453,000	5	

(注) 当期受入額は間接経費相当額を記載し、直接経費相当額は外数として()書きで記載しております。

(18) 関連会社及び関連公益法人等の情報

法人種別・名称	(関連公益法人等)	(関連公益法人等)
事項	公益社団法人青年海外協力協会 法人番号： 8010005019069	公益財団法人海外日系人協会 法人番号： 6020005010243
業務概要	(1)開発途上国等における国際協力事業並びに国際交流・国際理解の促進及び普及・啓発に関する事業 (2)災害復興支援及び、平和構築に関する事業 (3)国内外の援助機関・国際協力団体等との協力及び連携に関する事業 (4)多文化共生社会造り支援及び、国際化を含む地域の活性化に関する事業 (5)地方公共団体等と協働し、地方創生を目的とする様々な分野を巻き込む総合的な新しいまちづくり事業及びその人材育成事業 ①教育、福祉、産業振興等の様々な分野を含む総合的な新しいまちづくりのための、計画立案、企画調整支援および事業実施 ②社会福祉法第2条に規定する第2種社会福祉事業 ア、児童福祉法に基づく ・障害児通所支援事業 ・障害児相談支援事業 ・放課後児童健全育成事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・保育所を営営する事業 イ、老人福祉法に基づく ・老人居宅介護等事業(訪問介護) ・老人デイサービス事業(通所介護) ウ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく ・障害福祉サービス事業 ・相談支援事業 ・地域生活支援事業 ・地域活動支援センターを営営する事業 ③人材の養成及び研修 (6)その他この法人の目的を達成するために必要な事業	(1)海外・国内日系諸団体と提携し、又は単独で日系人にかかわる経済、文化、教育及び社会事業の支援並びに促進 (2)国際協力事業並びに国際交流事業の実施に関する協力 (3)地方自治体並びに国際交流団体等との連携 (4)国際協力事業並びに国際交流事業の活動に関する調査研究及び知識の内外への普及 (5)移住及び企業進出に関する情報の提供と連携 (6)海外日系人センターの設立及び運営 (7)日系人に対する・あるいは日系人に関する各種相談及び斡旋 (8)日本事情の対外広報及び啓発 (9)海外日系人大会の開催 (10)外国からの投資、外国への投資、企業に関する啓発 (11)その他公益目的を達成するために必要な事業
役員氏名	役員数 10名 代表理事・会長 雄谷 良成 常務理事 北野 一人 (元国際協力機構 二本松青年海外協力隊訓練所長)	役員数 16名 代表理事・会長 飯泉 嘉門
関連公益法人等と当機構の取引の関連図	(独)国際協力機構 → (公社)青年海外協力協会 (業務委託)	(独)国際協力機構 → (公財)海外日系人協会 (業務委託)
資産	2,183,377,006 円	165,440,565 円
負債	948,234,205 円	105,418,913 円
(正味財産増減計算書)		
正味財産期首残高	1,131,331,538 円	57,595,173 円
当期正味財産増減額		
一般正味財産の部		
○収益	○収益	○収益
・受取補助金等	・受取補助金等 13,000,000 円	・受取補助金等 0 円
・その他の収益	・その他の収益 2,879,189,946 円	・その他の収益 360,307,488 円
○費用	○費用 2,860,332,683 円	○費用 357,881,009 円
指定正味財産増減の部		
○収益	○収益	○収益
・受取補助金等	・受取補助金等 71,954,000 円	・受取補助金等 0 円
・その他の収益	・その他の収益 0 円	・その他の収益 3,000,000 円
○費用	○費用 0 円	○費用 3,000,000 円
正味財産期末残高	1,235,142,801 円	60,021,652 円
(活動計算書)		
正味財産期首残高	-	-
当期収入合計額	-	-
当期支出合計額	-	-
当期収支差額	-	-
関連公益法人等の基本財産に対する出えん、拠出、寄附等の明細 運営費、事業費等に充てるため負担した会費、負担金等の明細	該当なし	該当なし
関連公益法人に対する債権・債務の明細	未払金： 314,719,938 円 未収入金： 該当なし	未払金： 41,061,416 円 未収入金： 該当なし
債務保証の明細	該当なし	該当なし
事業収入と当機構の発注等に係る金額・割合 (競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額等・割合)	総事業収入 2,458,908,643 円 (うち当機構取引額 1,425,845,742 円 58.0%) 競争契約 (1,000,012,972 円 70.1%) 企画競争・公募 (16,407,484 円 1.2%) 競争性のない随意契約 (959,750 円 0.1%) その他 (408,465,536 円 28.6%)	総事業収入 349,054,926 円 (うち当機構取引額 190,664,776 円 54.6%) 競争契約 (36,910,016 円 19.4%) 企画競争・公募 (35,116,586 円 18.4%) 競争性のない随意契約 (118,638,174 円 62.2%) その他 (0 円 0.0%)

注) 上記金額は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間の金額である。

注) 上記金額は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間の金額である。

法人種別・名称	(関連公益法人等)	(関連公益法人等)
事項	公益財団法人北九州国際技術協力協会 法人番号： 8290805008210	公益財団法人太平洋人材交流センター 法人番号： 6120005014556
業務概要	(1) 必要な調査研究、教育カリキュラムの開発、研修プログラムの設定・実施、専門家派遣および海外技術移転の支援 (2) 国際親善を深めるための事業の企画・実施 (3) その他、この財団の目的を達成するための事業の企画・実施	(1) 開発途上国等の発展に資するための人材育成事業 (2) 開発途上国等との経済、文化、人的交流事業 (3) 開発途上国等との経済、文化、人的交流事業を担う人材の育成事業 (4) 経済協力に関する情報の収集及び調査研究 (5) 前各号の事業に関する啓発及び広報 (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
役員氏名	役員数 11名 理事長 古野 英樹	役員数 18名 代表理事・会長 大坪 清
関連公益法人等と当機構の取引の関連図	(独)国際協力機構 → (公財)北九州国際技術協力協会 (業務委託)	(独)国際協力機構 → (公財)太平洋人材交流センター (業務委託)
資産	683,456,355 円	4,631,750,161 円
負債	32,314,048 円	66,417,470 円
(正味財産増減計算書)		
正味財産期首残高	648,945,525 円	4,649,178,733 円
当期正味財産増減額		
一般正味財産の部		
○収益	○収益	○収益
・受取補助金等	・受取補助金等 32,700,000 円	・受取補助金等 0 円
・その他の収益	・その他の収益 180,291,817 円	・その他の収益 145,994,972 円
○費用	○費用 210,691,014 円	○費用 229,841,014 円
指定正味財産増減の部		
○収益	○収益	○収益
・受取補助金等	・受取補助金等 0 円	・受取補助金等 0 円
・その他の収益	・その他の収益 0 円	・その他の収益 0 円
○費用	○費用 104,021 円	○費用 0 円
正味財産期末残高	651,142,307 円	4,565,332,691 円
(活動計算書)		
正味財産期首残高	-	-
当期収入合計額	-	-
当期支出合計額	-	-
当期収支差額	-	-
関連公益法人等の基本財産に対する出えん、拠出、寄附等の明細 運営費、事業費等に充てるため負担した会費、負担金等の明細	該当なし	該当なし
関連公益法人に対する債権・債務の明細	該当なし	未払金： 20,584,586 円 未収入金： 該当なし
債務保証の明細	該当なし	該当なし
事業収入と当機構の発注等に 係る金額・割合 (競争契約、企画競争・公募 及び競争性のない随意契約の 金額等・割合)	総事業収入 174,157,335 円 (うち当機構取引額 125,184,130 円 71.9%) 競争契約 (0 円 0.0%) 企画競争・公募 (125,184,130 円 100.0%) 競争性のない随意契約 (0 円 0.0%) その他 (0 円 0.0%)	総事業収入 69,148,566 円 (うち当機構取引額 50,891,950 円 73.6%) 競争契約 (20,582,295 円 40.4%) 企画競争・公募 (29,972,749 円 58.9%) 競争性のない随意契約 (0 円 0.0%) その他 (336,906 円 0.7%)
注)	上記金額は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間の金額である。	注) 上記金額は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間の金額である。

法人種別・名称	(関連公益法人等)	(関連公益法人等)
事項	一般社団法人海外農業開発協会 法人番号： 7010405010396	一般社団法人協力隊を育てる会 法人番号： 1011005002153
業務概要	(1) 海外農業開発協力の効果的な実施に関する提言 (2) 民間企業等の行う海外農業開発協力に対する指導及び助言 (3) 海外農業開発協力に関する政府又は民間企業等の諸事業に対する協力 (4) 海外農業開発協力に関する調査研究 (5) 海外農業開発協力に関する情報の収集及び提供 (6) 我が国農村地域振興に関する地域社会組織等との協働事業実施 (7) 我が国農村地域振興に関する人材の育成・確保 (8) 外国人技能実習生受入れ事業 (9) 前各号の事業に必要な施設の設置運営 (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業	(1) 協力隊等の活動に関する普及啓発と理解促進に関する事業 (2) 協力隊等への参加促進に関する事業 (3) 協力隊等の現地活動支援に関する事業 (4) 協力隊等の経験を社会に還元するための事業 (5) 市民ボランティア等と連携した社会貢献事業 (6) 職業紹介事業および労働者派遣事業 (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
役員氏名	役員数 9名 理事長 豊原 秀和	役員数 16名 会長 山本 保博 常任理事 松岡 和久 (元国際協力機構 理事)
関連公益法人等と当機構の取引の関連図	(独)国際協力機構 → (一社)海外農業開発協会 (業務委託)	(独)国際協力機構 → (一社)協力隊を育てる会 (業務委託)
資産	27,281,902 円	50,152,662 円
負債	26,041,879 円	9,822,713 円
(正味財産増減計算書)		
正味財産期首残高	△ 7,459,632 円	40,246,519 円
当期正味財産増減額		
一般正味財産の部		
○収益	○収益	○収益
・受取補助金等	・受取補助金等 0 円	・受取補助金等 3,000,000 円
・その他の収益	・その他の収益 138,989,440 円	・その他の収益 114,812,429 円
○費用	○費用 130,289,785 円	○費用 117,728,999 円
指定正味財産増減の部		
○収益	○収益	○収益
・受取補助金等	・受取補助金等 0 円	・受取補助金等 0 円
・その他の収益	・その他の収益 0 円	・その他の収益 0 円
○費用	○費用 0 円	○費用 0 円
正味財産期末残高	1,240,023 円	40,329,949 円
(活動計算書)		
正味財産期首残高	-	-
当期収入合計額	-	-
当期支出合計額	-	-
当期収支差額	-	-
関連公益法人等の基本財産に対する出えん、拠出、寄附等の明細 運営費、事業費等に充てるため負担した会費、負担金等の明細	該当なし	該当なし
関連公益法人に対する債権・債務の明細	該当なし	未払金： 16,971,514 円 未収入金： 該当なし
債務保証の明細	該当なし	該当なし
事業収入と当機構の発注等に係る金額・割合 (競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額等・割合)	総事業収入 137,242,989 円 (うち当機構取引額 103,305,510 円 75.3%) 競争契約 (0 円 0.0%) 企画競争・公募 (103,305,510 円 100.0%) 競争性のない随意契約 (0 円 0.0%) その他 (0 円 0.0%)	総事業収入 103,653,686 円 (うち当機構取引額 92,265,294 円 89.0%) 競争契約 (90,678,059 円 98.3%) 企画競争・公募 (0 円 0.0%) 競争性のない随意契約 (960,575 円 1.0%) その他 (626,660 円 0.7%)

注) 上記金額は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間の金額である。

法人種別・名称	(関連公益法人等)	(関連公益法人等)
事項	一般社団法人ジョフカ 法人番号：2010005000216	一般社団法人とちか地域活性化支援機構 法人番号：1460105002142
業務概要	(1) 森林・林業に関する調査 (2) 森林・林業に関する技術開発 (3) 森林整備に関する事業 (4) 森林・林業に関する指導及び助言 (5) 森林・林業に関する研修、シンポジウム等の開催 (6) 前各号に掲げる事業の実施に必要な資料の収集及び情報の提供 (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業	(1) 地域の課題解決に関する事業 (2) 地域の活性化に関する事業 (3) 地域企業の社員教育および人材採用活動、インターンシップに関する事業 (4) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業
役員氏名	役員数 11名 代表理事 小澤 普照	役員数 11名 代表理事/理事長 山本 英明
関連公益法人等と当機構の取引の関連図	(独)国際協力機構 → (一社)ジョフカ (業務委託)	(独)国際協力機構 → (一社)とちか地域活性化支援機構 (業務委託)
資産	168,076,725 円	7,877,360 円
負債	129,089,704 円	9,654,987 円
(正味財産増減計算書)		
正味財産期首残高	44,452,843 円	△ 1,859,977 円
当期正味財産増減額		
一般正味財産の部		
○収益	○収益	○収益
・受取補助金等	・受取補助金等 5,050,000 円	・受取補助金等 0 円
・その他の収益	・その他の収益 154,747,919 円	・その他の収益 42,442,091 円
○費用	○費用 165,263,741 円	○費用 42,359,741 円
指定正味財産増減の部		
○収益	○収益	○収益
・受取補助金等	・受取補助金等 0 円	・受取補助金等 0 円
・その他の収益	・その他の収益 0 円	・その他の収益 0 円
○費用	○費用 0 円	○費用 0 円
正味財産期末残高	38,987,021 円	△ 1,777,627 円
(活動計算書)		
正味財産期首残高	-	-
当期収入合計額	-	-
当期支出合計額	-	-
当期収支差額	-	-
関連公益法人等の基本財産に対する出えん、拠出、寄附等の明細 運営費、事業費等に充てるため負担した会費、負担金等の明細	該当なし	該当なし
関連公益法人に対する債権・債務の明細	該当なし	該当なし
債務保証の明細	該当なし	該当なし
事業収入と当機構の発注等に 係る金額・割合 (競争契約、企画競争・公募 及び競争性のない随意契約の 金額等・割合)	総事業収入 141,744,118 円 (うち当機構取引額 126,871,818 円 89.5%) 競争契約 (0 円 0.0%) 企画競争・公募 (126,871,818 円 100.0%) 競争性のない随意契約 (0 円 0.0%) その他 (0 円 0.0%)	総事業収入 36,235,085 円 (うち当機構取引額 28,677,978 円 79.1%) 競争契約 (0 円 0.0%) 企画競争・公募 (23,078,686 円 80.5%) 競争性のない随意契約 (5,599,292 円 19.5%) その他 (0 円 0.0%)

法人種別・名称	(関連公益法人等)	(関連公益法人等)
事項	一般社団法人日本森林技術協会 法人番号：2010005017342	一般財団法人国際開発機構 法人番号：7010405009018
業務概要	(1) 科学技術に立脚する森林政策に関する考究及び提言 (2) 森林技術の発展及び普及 (3) 森林技術者の育成及び資格認定 (4) 学術奨励及び講習会等の開催 (5) 情報収集、調査及び研究 (6) 森林計画作成支援及び測量、設計 (7) 航空写真、人工衛星データの活用及び検査 (8) 森林認証 (9) 国際協力及び国際交流 (10) 印刷物の刊行及び物品の販売 (11) 森林技術者の派遣 (12) その他本協会の目的を達成するために必要な事業	(1) 国際開発に関する人材育成事業 (2) 国際開発及び援助政策に関する調査研究 (3) 国際開発に関する高等教育への協力 (4) 海外における技術協力等に関する事業 (5) 国際開発に資する民間企業活動への協力 (6) 国際開発に関する情報の発信、啓発及び広報 (7) 前各号の事業からの知見を活用した国内事業 (8) その他本財団の目的を達成するために必要な事業
役員氏名	役員数 19名 理事長 福田 隆政	役員数 8名 理事長 杉下 恒夫
関連公益法人等と当機構の取引の関連図	(独)国際協力機構 → (一社)日本森林技術協会 (業務委託)	(独)国際協力機構 → (一財)国際開発機構 (業務委託)
資産	2,520,742,571 円	739,054,121 円
負債	1,411,034,459 円	79,017,119 円
(正味財産増減計算書)		
正味財産期首残高	1,085,409,673 円	684,351,583 円
当期正味財産増減額		
一般正味財産の部		
○収益	○収益	○収益
・受取補助金等	・受取補助金等 0 円	・受取補助金等 1,000,000 円
・その他の収益	・その他の収益 2,002,069,830 円	・その他の収益 397,768,800 円
○費用	○費用 1,977,771,391 円	○費用 423,083,381 円
指定正味財産増減の部		
○収益	○収益	○収益
・受取補助金等	・受取補助金等 0 円	・受取補助金等 0 円
・その他の収益	・その他の収益 0 円	・その他の収益 0 円
○費用	○費用 0 円	○費用 0 円
正味財産期末残高	1,109,708,112 円	660,037,002 円
(活動計算書)		
正味財産期首残高	-	-
当期収入合計額	-	-
当期支出合計額	-	-
当期収支差額	-	-
関連公益法人等の基本財産に対する出えん、拠出、寄附等の明細 運営費、事業費等に充てるため負担した会費、負担金等の明細	該当なし	該当なし
関連公益法人に対する債権・債務の明細	未払金：149,211,562 円 未収入金：該当なし	未払金：121,732,328 円 未収入金：該当なし
債務保証の明細	該当なし	該当なし
事業収入と当機構の発注等に係る金額・割合 (競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額等・割合)	総事業収入 1,830,934,662 円 (うち当機構取引額 532,625,086 円 29.1%) 競争契約 (0 円 0.0%) 企画競争・公募 (531,289,692 円 99.7%) 競争性のない随意契約 (1,335,394 円 0.3%) その他 (0 円 0.0%)	総事業収入 391,712,861 円 (うち当機構取引額 327,873,502 円 83.7%) 競争契約 (0 円 0.0%) 企画競争・公募 (324,813,562 円 99.1%) 競争性のない随意契約 (0 円 0.0%) その他 (3,059,940 円 0.9%)

注) 上記金額は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間の金額である。

注) 上記金額は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間の金額である。

法人種別・名称	(関連公益法人等)	(関連公益法人等)
事項	一般財団法人国際臨海開発研究センター 法人番号：4010405010523	特定非営利活動法人アジア科学教育経済発展機構 法人番号：9010005004920
業務概要	(1)プロジェクト調査研究事業 ①世界の臨海開発及び国際物流に関する調査研究を行うこと ②海外における臨海開発及び物流に関する協力プロジェクトを行うこと (2)国際協力支援事業 ①臨海開発及び物流に関する我が国の技術の諸外国に対する技術移転を行うこと ②世界の臨海開発及び国際物流に関する情報の収集、分析を行うこと (3)国際交流・広報事業 ①臨海開発及び物流に係る海外の研究者及び専門家との国際交流を推進すること ②世界の臨海開発及び国際物流に関する研究会、講演会等の開催及び出版物の刊行を行うこと ③内外の研究機関と世界の臨海開発及び国際物流に関する共同研究を行うこと (4)その他センターの目的を達成するために必要な事業を行うこと	(1)社会教育の推進を図る活動 (2)まちづくりの推進を図る活動 (3)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 (4)環境の保全を図る活動 (5)国際協力の活動 (6)情報化社会の発展を図る活動 (7)科学技術の振興を図る活動 (8)経済活動の活性化を図る活動 (9)職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 (10)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
役員氏名	役員数 8名 代表理事・理事長 三宅 光一	役員数 15名 理事長 濱野 正啓
関連公益法人等と当機構の取引の関連図	(独)国際協力機構 → (一財)国際臨海開発研究センター (業務委託)	(独)国際協力機構 → (特非)アジア科学教育経済発展機構 (業務委託)
資産	1,815,168,351 円	322,682,125 円
負債	73,743,507 円	62,073,455 円
(正味財産増減計算書)		
正味財産期首残高	1,667,642,828 円	-
当期正味財産増減額		
一般正味財産の部		
○収益	○収益	○収益
・受取補助金等	・受取補助金等 0 円	・受取補助金等 -
・その他の収益	・その他の収益 590,517,170 円	・その他の収益 -
○費用	○費用 516,735,154 円	○費用 -
指定正味財産増減の部		
○収益	○収益	○収益
・受取補助金等	・受取補助金等 0 円	・受取補助金等 -
・その他の収益	・その他の収益 0 円	・その他の収益 -
○費用	○費用 0 円	○費用 -
正味財産期末残高	1,741,424,844 円	260,608,670 円
(活動計算書)		
正味財産期首残高	-	248,843,692 円
当期収入合計額	-	205,893,860 円
当期支出合計額	-	194,128,882 円
当期収支差額	-	11,764,978 円
関連公益法人等の基本財産に対する出えん、拠出、寄附等の明細 運営費、事業費等に充てるため負担した会費、負担金等の明細	該当なし	該当なし
関連公益法人に対する債権・債務の明細	未払金：149,350,410 円 未収入金：該当なし	未払金：39,900,300 円 未収入金：該当なし
債務保証の明細	該当なし	該当なし
事業収入と当機構の発注等に 係る金額・割合 (競争契約、企画競争・公募 及び競争性のない随意契約の 金額等・割合)	総事業収入 577,897,113 円 (うち当機構取引額 320,984,832 円 55.5%) 競争契約 (9,447,895 円 2.9%) 企画競争・公募 (274,390,459 円 85.5%) 競争性のない随意契約 (37,146,478 円 11.6%) その他 (0 円 0.0%)	総事業収入 205,857,615 円 (うち当機構取引額 79,553,385 円 38.6%) 競争契約 (69,010,465 円 86.7%) 企画競争・公募 (10,542,920 円 13.3%) 競争性のない随意契約 (0 円 0.0%) その他 (0 円 0.0%)

注1) 上記金額は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間の金額である。

注2) 「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」(平成23年法律第70号)により活動計算書を作成している。

法人種別・名称	(関連公益法人等)
事項	特定非営利活動法人国際農民参加型技術ネットワーク 法人番号：2050005002019
業務概要	(1)国際協力の活動に係わる事業 ①小規模農家への支援として、畑作、稲作、野菜栽培、農機具改良開発、灌漑などの適正技術の開発に関連する事業を行う ②小規模農家に対する農業技術の情報収集と提供 ③地域農業事情の調査及び適正技術開発研究 ④地域住民の人材育成及び技術支援 ⑤日本及び現地における研修活動 ⑥人材派遣等への支援 (2)経済活動の活性化を図る活動に係わる事業 ①適正な農業技術を通して参加型地域農村開発協力への協力 ②現地農業協同組合等に対して農民の参画事業に対する協力 ③農民への適正な農業技術の研修活動への協力 (3)学術の振興を図る活動に係わる事業 ①地域小規模農家の適正技術の開発、調査、研究 ②日本の農民、学生及び国際協力に携わる専門家等との交流事業 ③大学、研究機関等に対する協力支援
役員氏名	役員数 7名 会長 櫻井 文海 理事 永井 和夫 (元国際協力機構 筑波国際センター長) 理事 西村 美彦 (元国際協力機構 筑波国際センター課長代理) 監事 岩崎 薫 (元国際協力機構 シリア事務所長)
関連公益法人等と当機構の取引の関連図	(独)国際協力機構 → (特非)国際農民参加型技術ネットワーク (業務委託)
資産	27,439,607 円
負債	11,867,715 円
(正味財産増減計算書)	
正味財産期首残高	-
当期正味財産増減額	
一般正味財産の部	
○収益	○収益
・受取補助金等	・受取補助金等 -
・その他の収益	・その他の収益 -
○費用	○費用 -
指定正味財産増減の部	
○収益	○収益
・受取補助金等	・受取補助金等 -
・その他の収益	・その他の収益 -
○費用	○費用 -
正味財産期末残高	15,571,892 円
(活動計算書)	
正味財産期首残高	17,050,068 円
当期収入合計額	32,812,221 円
当期支出合計額	34,290,397 円
当期収支差額	△ 1,478,176 円
関連公益法人等の基本財産に対する出えん、拠出、寄附等の明細 運営費、事業費等に充てるため負担した会費、負担金等の明細	該当なし
関連公益法人に対する債権・債務の明細	未払金：8,472,571 円 未収入金：該当なし
債務保証の明細	該当なし
事業収入と当機構の発注等に 係る金額・割合 (競争契約、企画競争・公募 及び競争性のない随意契約の 金額等・割合)	総事業収入 29,491,295 円 (うち当機構取引額 29,092,340 円 98.6%) 競争契約 (0 円 0.0%) 企画競争・公募 (28,769,772 円 98.9%) 競争性のない随意契約 (0 円 0.0%) その他 (322,568 円 1.1%)

注) 「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」(平成23年法律第70号)により活動計算書を作成している。

法人種別・名称	(独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)	
	カフコジヤバン投資株式会社 法人番号：8010001014164	Karnaphuli Fertilizer Company Limited 法人番号：-
事項		
業務概要	Bangladesh People's Republic Chattogram Cityにおける尿素及びアンモニア製造	Bangladesh People's Republic Chattogram Cityにおける尿素及びアンモニア製造
役員氏名	役員数 9名 代表取締役社長 中川 寛 代表取締役副社長 小田島 健 (国際協力機構 東南アジア・大洋州部次長、退職出向) 監査役 高橋 浩信 (国際協力機構 民間連携事業部専任参事、退職出向)	-
関連会社と当機構の取引の関連図	(独)国際協力機構 → カフコジヤバン投資(株) (出資)	(独)国際協力機構 → カフコジヤバン投資(株) (出資) ↓ (出資) Karnaphuli Fertilizer Company Limited
資産	6,739,878,525 円	-
負債	52,077,627 円	-
資本金	5,023,900,000 円	-
利益剰余金	1,663,900,898 円	-
営業収入	1,430,814,249 円	-
経常損益	1,308,346,245 円	-
当期損益	1,164,054,820 円	-
当期末処分利益 (当期末処理損失)	1,164,826,672 円	-
当機構が保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：46,606株 ・取得価額：2,436,204,983円 ・貸借対照表計上額：2,496,210,503円（前年度末からの増加額60,005,520円） ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：尿素及びアンモニア製造事業資金 ・当初出資年月日：1990年7月27日 	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：- ・取得価額：- ・貸借対照表計上額：- ・根拠法：- ・法令の規定：- ・出資目的：- ・当初出資年月日：-
債権・債務の明細	該当なし	-
債務保証の明細	該当なし	-
総売上高と当機構の発注等に係る金額・割合（競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合）	該当なし	-

注) 上記金額は令和元年9月1日から令和2年8月31日までの期間の金額である。

法人種別・名称	(独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)	(独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)
事項	日本アマゾンアルミニウム株式会社 法人番号：5010001061754	サウディ石油化学株式会社 法人番号：2010001017924
業務概要	ブラジル連邦共和国パラ州におけるアルミ生産及びアルミ製錬	サウジアラビア王国東部州アルジュベール工業地帯におけるエチレングリコール等石油化学製品の製造・販売
役員氏名	役員数 14名 代表取締役社長 小林 健二 監査役 大金 正知 (国際協力機構 ベトナム国派遣専門家、退職出向)	役員数18名 代表取締役社長 萩原 剛 常務取締役 竹内 元 (国際協力機構 中南米部長、退職出向)
関連会社と当機構の取引の関連図	(独)国際協力機構 → 日本アマゾンアルミニウム(株) (出資)	(独)国際協力機構 → サウディ石油化学(株) (出資)
資産	53,629,166,530 円	88,854,089,321 円
負債	314,634,400 円	21,147,782,733 円
資本金	55,285,400,000 円	14,200,000,000 円
利益剰余金	△ 1,970,867,870 円	53,506,306,588 円
営業収入	579,910,726 円	10,475,716,459 円
経常損益	△ 187,831,383 円	9,078,853,798 円
当期損益	△ 189,041,383 円	8,177,125,268 円
当期末処分利益 (当期末処理損失)	△ 3,761,334,870 円	31,456,306,588 円
当機構が保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：496,652,800株 ・取得価額：25,066,535,300円 ・貸借対照表計上額：23,947,381,825円（前年度末からの減少額84,912,049円） ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：アルミナ及びアルミ製錬事業資金 ・当初出資年月日：1978年8月29日 	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：2,107,500株 ・取得価額：7,269,880,619円 ・貸借対照表計上額：21,538,912,171円（前年度末からの増加額14,269,031,552円） ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：エチレングリコール等石油化学製品の製造事業資金 ・当初出資年月日：1981年6月17日
債権・債務の明細	該当なし	該当なし
債務保証の明細	該当なし	該当なし
総売上高と当機構の発注等に係る金額・割合（競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合）	該当なし	該当なし

注) 上記金額は令和2年1月1日から令和2年12月31日までの期間の金額である。

注) 上記金額は令和2年1月1日から令和2年12月31日までの期間の金額である。

法人種別・名称	(独立行政法人会計基準第120第2項 (2) に該当する関連会社)	(独立行政法人会計基準第120第2項 (2) に該当する関連会社)
	Eastern Petrochemical Company 法人番号： -	スマトラパルプ株式会社 法人番号： 5010001020529
事項		
業務概要	サウジアラビア王国東部州アルジュベール工業地帯におけるエチレングリコール等石油化学製品の製造・販売	インドネシア共和国南スマトラ州ムアラエニム県におけるアカシアマンギウムの植林木を原料とするパルプ工場の建設、パルプの生産・販売
役員氏名	-	役員数 6名 代表取締役社長 堀田 孝弘 代表取締役副社長 高橋 浩信 (国際協力機構 民間連携事業部専任参事、休職出向) 監査役 工藤 勉 (国際協力機構 民間連携事業部審議役、兼職)
関連会社と当機構の取引の関連図	<pre> (独)国際協力機構 → サウディ石油化学(株) (出資) ↓ (出資) Eastern Petrochemical Company </pre>	<pre> (独)国際協力機構 → スマトラパルプ(株) (出資) </pre>
資産	-	22,479,409 円
負債	-	797,203,462 円
資本金	-	100,000,000 円
利益剰余金	-	△ 874,724,053 円
営業収入	-	63,996,352 円
経常損益	-	△ 29,115,953 円
当期損益	-	△ 29,295,953 円
当期末処分利益 (当期末処理損失)	-	△ 874,724,053 円
当機構が保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数： - ・取得価額： - ・貸借対照表計上額： - ・根拠法： - ・法令の規定： - ・出資目的： - ・当初出資年月日： - 	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：114,032株 ・取得価額：2,758,289,455円 ・貸借対照表計上額：1円 (前年度末からの増減なし) ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：パルプ生産事業資金 ・当初出資年月日：1995年4月21日
債権・債務の明細	-	該当なし
債務保証の明細	-	該当なし
総売上高と当機構の発注等に係る金額・割合 (競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)	-	該当なし

注) 上記金額は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間の金額である。

法人種別・名称	(独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)	
	日本・サウジアラビアメタノール株式会社 法人番号：6010401022677	JSMC PANAMA S. A. 法人番号：-
事項		
業務概要	サウジアラビア王国東部州アルジュベール工業地帯におけるメタノールの製造	メタノール輸送事業
役員氏名	役員数 12名 代表取締役会長 長岡 成之 常務取締役総務部長 丸岡 秀行 (国際協力機構 インフラ技術業務部審議役、休職出向) 常勤監査役 藤田 安男 (国際協力機構 研究所副所長、休職出向)	-
関連会社と当機構の取引の関連図	(独)国際協力機構 → 日本・サウジアラビアメタノール(株) (出資)	(独)国際協力機構 → 日本・サウジアラビアメタノール(株) (出資) ↓ (出資) JSMC PANAMA S. A.
資産	155,369,933,369 円	-
負債	85,390,687,154 円	-
資本金	2,310,000,000 円	-
利益剰余金	67,950,835,215 円	-
営業収入	26,378,869,426 円	-
経常損益	727,955,187 円	-
当期損益	3,056,282,736 円	-
当期末処分利益 (当期末処理損失)	65,221,824,507 円	-
当機構が保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：1,386,000株 ・取得価額：7,149,297,104円 ・貸借対照表計上額：21,205,832,186円 (前年度末からの増加額14,056,535,082円) ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：メタノール製造事業資金 ・当初出資年月日：1979年12月17日 	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：- ・取得価額：- ・貸借対照表計上額：- ・根拠法：- ・法令の規定：- ・出資目的：- ・当初出資年月日：-
債権・債務の明細	該当なし	-
債務保証の明細	該当なし	-
総売上高と当機構の発注等に係る金額・割合 (競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)	該当なし	-

注) 上記金額は令和2年1月1日から令和2年12月31日までの期間の金額である。

法人種別・名称	(独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)		(独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)	
	JAPAN ASEAN Women Empowerment Fund 法人番号：-		Ship Aichi Medical Service Limited 法人番号：-	
事項				
業務概要	ASEAN諸国等アジア地域における女性のエンパワーメントを支援するマイクロファイナンス機関向け投融资		バングラデシュ人民共和国ダッカ市における民間総合病院の設立・運営	
役員氏名	役員数 3名 Chairperson Peter Fanconi Director Christophe Grünig Director Tetsuro Uemae		役員数 9名 Executive Chairman Dr. Moazzem Hossain Director 早川 友歩 (国際協力機構 バングラデシュ事務所 長、兼職)	
関連会社と当機構の取引の関連図	(独)国際協力機構 → JAPAN ASEAN Women Empowerment Fund (出資)		(独)国際協力機構 → Ship Aichi Medical Service Limited (出資)	
資産	23,861,931,683 円		6,675,681,169 円	
負債	1,107,291,592 円		2,529,099,811 円	
資本金	22,680,094,159 円		4,493,180,250 円	
利益剰余金	74,545,931 円		△ 346,598,892 円	
営業収入	1,311,959,667 円		86,975,176 円	
経常損益	888,419,260 円		△ 270,122,161 円	
当期損益	888,419,260 円		△ 274,892,151 円	
当期末処分利益 (当期末処理損失)	74,545,931 円		△ 346,598,892 円	
当機構が保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：5,623,44株 ・取得価額：6,040,658,393円 ・貸借対照表計上額：6,216,101,725円 (前年度末からの増加額1,089,328,725円) ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：ファンド投資資金 ・当初出資年月日：2016年10月21日 		<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：560,000株 ・取得価額：748,809,600円 ・貸借対照表計上額：684,375,349円 (前年度末からの減少額33,295,973円) ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：民間総合病院設立・運営事業資金 ・当初出資年月日：2019年5月22日 	
債権・債務の明細	該当なし		該当なし	
債務保証の明細	該当なし		該当なし	
総売上高と当機構の発注等に係る金額・割合 (競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)	該当なし		該当なし	

注) 上記金額は令和2年1月1日から令和2年12月31日までの期間の金額である。

注) 上記金額は令和元年7月1日から令和2年6月30日までの期間の金額である。

1 貸借対照表

(単位：円)

科 目	一般勘定	有償資金協力勘定	調整	法人単位
【資産の部】				
I 流動資産	318,451,520,323	13,445,271,022,326		13,763,722,542,649
現金及び預金	291,765,077,064	220,490,351,756		512,255,428,820
棚卸資産	447,518,046			447,518,046
貯蔵品	300,120,972			300,120,972
未成受託業務支出金	147,397,074			147,397,074
前渡金	21,865,355,793	14,593,509,164		36,458,864,957
前払費用	89,812,248	24,505,557		114,317,805
未収収益	334,006	33,239,378,331		33,239,712,337
未収入金	2,782,361,997	931,733,141		3,714,095,138
賞与引当金見返	1,211,186,648			1,211,186,648
貸付金		13,341,709,724,403		13,341,709,724,403
貸倒引当金		△ 176,362,554,433		△ 176,362,554,433
開発投融資短期貸付金	6,500,000			6,500,000
移住投融資短期貸付金	371,746			371,746
貸倒引当金	△ 55,948			△ 55,948
積送物品	33,175,976	9,200,338		42,376,314
仮払金	248,426,805	1,042,137		249,468,942
立替金	1,455,942	252,783		1,708,725
差入保証金		10,303,000,000		10,303,000,000
金融派生商品		330,879,149		330,879,149
II 固定資産	59,293,482,779	158,555,334,702		217,848,817,481
有形固定資産	40,097,673,523	9,164,900,927		49,262,574,450
建物	42,814,784,300	4,086,985,275		46,901,769,575
減価償却累計額	△ 20,362,949,464	△ 1,343,663,861		△ 21,706,613,325
減損損失累計額		△ 664,850,656		△ 664,850,656
構築物	1,591,917,010	98,256,953		1,690,173,963
減価償却累計額	△ 1,170,639,286	△ 34,951,348		△ 1,205,590,634
減損損失累計額		△ 11,670,468		△ 11,670,468
機械装置	252,950,512	200,923,736		453,874,248
減価償却累計額	△ 149,450,445	△ 79,380,291		△ 228,830,736
減損損失累計額		△ 102,287,680		△ 102,287,680
車両運搬具	2,516,530,550	588,241,740		3,104,772,290
減価償却累計額	△ 1,450,701,369	△ 313,114,564		△ 1,763,815,933
工具器具備品	2,217,015,785	331,486,219		2,548,502,004
減価償却累計額	△ 1,323,914,592	△ 206,675,789		△ 1,530,590,381
土地	14,177,935,458	12,703,270,000		26,881,205,458
減損損失累計額	△ 8,710,639	△ 6,091,196,973		△ 6,099,907,612
建設仮勘定	992,905,703	3,528,634		996,434,337
無形固定資産	3,611,654,569	5,015,909,216		8,627,563,785
商標権	659,415	164,133		823,548
電話加入権	1,786,900			1,786,900
ソフトウェア	3,484,895,347	4,174,770,369		7,659,665,716
ソフトウェア仮勘定	124,312,907	840,974,714		965,287,621
投資その他の資産	15,584,154,687	144,374,524,559		159,958,679,246
長期性預金	218,000,000			218,000,000
投資有価証券		6,644,809,096		6,644,809,096
関係会社株式		76,088,813,760		76,088,813,760
金銭的信託		60,952,968,634		60,952,968,634
開発投融資長期貸付金	65,000,000			65,000,000
移住投融資長期貸付金	9,433,269			9,433,269
貸倒引当金	△ 7,940,606			△ 7,940,606
破産債権、再生債権、更生債権 その他これらに準ずる債権		87,062,884,239		87,062,884,239
貸倒引当金		△ 87,062,884,239		△ 87,062,884,239
移住投融資に係る破産債権、再生債 権、更生債権その他これらに準ずる 債権	307,896,040			307,896,040
貸倒引当金	△ 307,896,040			△ 307,896,040
長期前払費用	22,014,106	5,356,202		27,370,308
未収財源措置予定額	25,034,395			25,034,395
退職給付引当金見返	13,617,585,263			13,617,585,263
差入保証金	1,635,028,260	682,576,867		2,317,605,127
資産合計	377,745,003,102	13,603,826,357,028		13,981,571,360,130
【負債の部】				
I 流動負債	302,954,407,782	146,301,163,912		449,255,571,694
運営費交付金債務	86,927,336,617			86,927,336,617
無償資金協力事業資金	196,150,196,496			196,150,196,496
預り寄附金	366,071,349			366,071,349
1年以内償還予定債券		10,000,000,000		10,000,000,000
1年以内償還予定財政融資資金借入金		104,069,412,000		104,069,412,000
未払金	17,383,037,923	6,494,601,195		23,877,639,118
未払費用	241,597,210	5,220,227,342		5,461,824,552
金融派生商品		10,835,718,253		10,835,718,253
リース債務	97,891,884	19,742,168		117,634,052
前受金	421,932,382			421,932,382
預り金	154,753,573	5,920,629,144		6,075,382,717
前受収益	403,700	63,503,629		63,907,329
引当金	1,211,186,648	3,230,164,632		4,441,351,280
賞与引当金	1,211,186,648	340,773,166		1,551,959,814
偶発損失引当金		2,889,391,466		2,889,391,466
仮受金		447,165,549		447,165,549
II 固定負債	21,911,490,869	3,426,630,174,004		3,448,541,664,873
資産見返負債	7,791,329,600			7,791,329,600
債券		898,210,600,000		898,210,600,000
債券発行差額		△ 491,968,177		△ 491,968,177
財政融資資金借入金		2,518,682,574,000		2,518,682,574,000
長期リース債務	101,182,275	25,566,258		126,748,533
長期預り金	340,247	6,256,934,391		6,257,274,638
退職給付引当金	13,617,585,263	3,840,857,382		17,458,442,645
資産除去債務	401,053,484	105,610,150		506,663,634
負債合計	324,865,898,651	3,572,931,337,916		3,897,797,236,567
【純資産の部】				
I 資本金	62,452,442,661	8,202,167,840,510		8,264,620,283,171
政府出資金	62,452,442,661	8,202,167,840,510		8,264,620,283,171
II 資本剰余金	△ 23,163,056,517			△ 23,163,056,517
資本剰余金	6,635,254,987			6,635,254,987
減価償却相当累計額(-)	△ 21,040,922,274			△ 21,040,922,274
減損損失相当累計額(-)	△ 10,201,839			△ 10,201,839
利息費用相当累計額(-)	△ 7,184,040			△ 7,184,040
除売却差額相当累計額(-)	△ 8,740,003,351			△ 8,740,003,351
III 利益剰余金	13,589,718,307	1,832,533,153,451		1,846,122,871,758
準備金		1,799,525,577,448		1,799,525,577,448
前中期目標期間繰越積立金	1,381,863,754			1,381,863,754
積立金	10,592,406,721			10,592,406,721
当期末処分利益(未処理損失)	1,615,447,832	33,007,576,003		34,623,023,835
IV 評価・換算差額等		△ 3,805,974,849		△ 3,805,974,849
関係会社株式評価差額金		28,561,015,486		28,561,015,486
その他有価証券評価差額金		3,057,549,606		3,057,549,606
繰延ヘッジ損益		△ 35,424,539,941		△ 35,424,539,941
純資産合計	52,879,104,451	10,030,895,019,112		10,083,774,123,563
負債純資産合計	377,745,003,102	13,603,826,357,028		13,981,571,360,130

2 行政コスト計算書

(単位：円)

科目	一般勘定	有償資金協力勘定	調整	法人単位
I 損益計算書上の費用				
業務費	153,726,116,039	101,059,986,208		254,786,102,247
一般管理費	9,184,713,111			9,184,713,111
財務費用	85,402,172			85,402,172
特定使途経費	13,458,900			13,458,900
雑損	204,422			204,422
臨時損失	28,915,620	4,398,721		33,314,341
損益計算書上の費用合計	163,038,810,264	101,064,384,929		264,103,195,193
II その他行政コスト				
減価償却相当額	1,090,579,469			1,090,579,469
減損損失相当額	6,667,210			6,667,210
利息費用相当額	△ 4,997			△ 4,997
除売却差額相当額	109,573,337			109,573,337
その他行政コスト合計	1,206,815,019			1,206,815,019
III 行政コスト	164,245,625,283	101,064,384,929		265,310,010,212

3 損益計算書

(単位：円)

科目	一般勘定	有償資金協力勘定	調整	法人単位
経常費用				
業務費	153,726,116,039	101,059,986,208		254,786,102,247
重点課題・地域事業関係費	49,331,972,617			49,331,972,617
民間企業等連携事業関係費	1,890,544,753			1,890,544,753
国内連携事業関係費	8,802,604,852			8,802,604,852
実施基盤強化関係費	2,935,140,656			2,935,140,656
間接業務費	36,752,401,482			36,752,401,482
有償資金協力業務関係費		101,059,986,208		101,059,986,208
無償資金協力事業費	52,396,746,425			52,396,746,425
施設整備費	63,890,207			63,890,207
受託経費	6,058,390			6,058,390
寄附金事業費	12,182,150			12,182,150
減価償却費	1,534,574,507			1,534,574,507
一般管理費	9,184,713,111			9,184,713,111
財務費用	85,402,172			85,402,172
外国為替差損	85,402,172			85,402,172
特定使途経費	13,458,900			13,458,900
雑損	204,422			204,422
経常費用合計	163,009,894,644	101,059,986,208		264,069,880,852
経常収益				
運営費交付金収益	105,703,317,116			105,703,317,116
有償資金協力業務関係費		133,355,897,578		133,355,897,578
無償資金協力事業資金収入	52,396,746,425			52,396,746,425
受託収入	6,058,390			6,058,390
国又は地方公共団体からの受託収入	6,058,390			6,058,390
開発投融资収入	188,752			188,752
移住投融资収入	234,126			234,126
施設費収益	38,855,812			38,855,812
財源措置予定額収益	25,034,395			25,034,395
寄附金収益	12,182,150			12,182,150
貸倒引当金戻入	1,981,817			1,981,817
賞与引当金見返に係る収益	1,211,186,648			1,211,186,648
退職給付引当金見返に係る収益	10,806,281			10,806,281
資産見返負債戻入	1,599,018,968			1,599,018,968
財務収益	5,053,292	27,423,802		32,477,094
受取利息	5,053,292	27,423,802		32,477,094
雑益	2,631,024,449	686,411,740		3,317,436,189
経常収益合計	163,641,688,621	134,069,733,120		297,711,421,741
経常利益（△経常損失）	631,793,977	33,009,746,912		33,641,540,889
臨時損失	28,915,620	4,398,721		33,314,341
固定資産除却損	25,679,175	4,056,174		29,735,349
固定資産売却損	3,236,445	342,547		3,578,992
臨時利益	11,166,395	2,227,812		13,394,207
固定資産売却益	11,166,395	2,227,812		13,394,207
当期純利益（△当期純損失）	614,044,752	33,007,576,003		33,621,620,755
前中期目標期間繰越積立金取崩額	1,001,403,080			1,001,403,080
当期総利益	1,615,447,832	33,007,576,003		34,623,023,835

4 キャッシュ・フロー計算書

(単位：円)

科 目	一般勘定	有償資金協力勘定	調整	法人単位
I 業務活動によるキャッシュ・フロー				
事業支出	△ 97,498,312,524			△ 97,498,312,524
無償資金協力事業費支出	△ 52,353,174,894			△ 52,353,174,894
受託経費支出	△ 65,579,402			△ 65,579,402
貸付による支出		△ 1,413,623,262,243		△ 1,413,623,262,243
民間借入金の返済による支出		△ 10,284,892,800		△ 10,284,892,800
財政融資資金借入金の返済による支出		△ 113,930,372,000		△ 113,930,372,000
利息の支払額		△ 24,384,625,423		△ 24,384,625,423
人件費支出	△ 16,994,964,397	△ 4,799,796,510		△ 21,794,760,907
特定使途経費支出	△ 27,897,975			△ 27,897,975
その他の業務支出	△ 296,409,654	△ 47,572,930,656		△ 47,869,340,310
運営費交付金収入	156,024,774,000			156,024,774,000
無償資金協力事業資金収入	73,442,855,570			73,442,855,570
受託収入	33,400,989			33,400,989
貸付金利息収入	441,430	111,119,384,588		111,119,826,018
寄附金収入	46,344,714			46,344,714
貸付金の回収による収入		696,164,269,295		696,164,269,295
民間借入による収入		10,439,784,000		10,439,784,000
財政融資資金借入による収入		667,500,000,000		667,500,000,000
債券の発行による収入		112,936,944,115		112,936,944,115
貸付手数料収入		3,340,447,622		3,340,447,622
その他の業務収入	3,722,611,980	12,264,966,522		15,987,578,502
小 計	66,034,089,837	△ 830,083,490		65,204,006,347
利息及び配当金の受取額	5,056,819	4,401,357,499		4,406,414,318
国庫納付金の支払額	△ 3,684,243,507			△ 3,684,243,507
業務活動によるキャッシュ・フロー	62,354,903,149	3,571,274,009		65,926,177,158
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
固定資産の取得による支出	△ 3,769,247,177	△ 1,049,410,295		△ 4,818,657,472
固定資産の売却による収入	248,870,644	7,085,798		255,956,442
施設費による収入	833,798,472			833,798,472
貸付金の回収による収入	20,225,535			20,225,535
投資有価証券の取得による支出		△ 3,164,042,002		△ 3,164,042,002
投資有価証券の売却及び回収による収入		82,589,936		82,589,936
関係会社株式の取得による支出		△ 928,240,456		△ 928,240,456
金銭の信託の増加による支出		△ 16,516,100,274		△ 16,516,100,274
金銭の信託の減少による収入		6,377,901,033		6,377,901,033
定期預金の預入による支出	△ 54,000,000,000	△ 45,065,171,000		△ 99,065,171,000
定期預金の払戻による収入	54,000,000,000	50,367,998,000		104,367,998,000
長期性預金の預入による支出	△ 2,000,000			△ 2,000,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,668,352,526	△ 9,887,389,260		△ 12,555,741,786
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
リース債務の返済による支出	△ 99,160,145	△ 148,773,421		△ 247,933,566
政府出資の受入による収入		51,440,000,000		51,440,000,000
不要財産に係る国庫納付等による支出	△ 218,296,000			△ 218,296,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 317,456,145	51,291,226,579		50,973,770,434
IV 資金に係る換算差額	△ 89,125,889	△ 42,736,061		△ 131,861,950
V 資金増加額 (又は△減少額)	59,279,968,589	44,932,375,267		104,212,343,856
VI 資金期首残高	226,485,108,475	175,557,976,489		402,043,084,964
VII 資金期末残高	285,765,077,064	220,490,351,756		506,255,428,820

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年6月18日

独立行政法人国際協力機構

理事長 北岡 伸一 殿

EY新日本 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

長尾 礎樹 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

児玉 卓也 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

細野 和也 

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第39条の規定に基づき、独立行政法人国際協力機構の2020年4月1日から2021年3月31日までの第18期事業年度の一般勘定に係る勘定別財務諸表（一般勘定に係る勘定別利益の処分に関する書類（案）を除く。以下同じ。）、すなわち、一般勘定に係る勘定別貸借対照表、勘定別行政コスト計算書、勘定別損益計算書、勘定別純資産変動計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び勘定別附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の一般勘定に係る勘定別財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人国際協力機構の2021年3月31日現在の一般勘定の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の運営状況及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。独立行政法人の監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、独立行政法人から独立しており、また、会計監査人のその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽表示の要因とならない独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

財務諸表に対する独立行政法人の長及び監事の責任

独立行政法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために独立行政法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正及び誤謬並びに違法行為により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに独立行政法人の長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす要因となることに十分留意して計画し、監査を実施する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び独立行政法人の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

- ・ 会計監査人は、監事に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

＜利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告＞

会計監査人の報告

当監査法人は、通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人国際協力機構の2020年4月1日から2021年3月31日までの第18期事業年度の一般勘定に係る勘定別利益の処分に関する書類（案）、一般勘定に係る事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び一般勘定に係る勘定別決算報告書について監査を行った。なお、一般勘定に係る事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、一般勘定に係る事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。ただし、当監査法人は、第15期事業年度に会計監査人に選任されたので、一般勘定に係る事業報告書に記載されている事項のうち第14期事業年度以前の会計に関する部分は、前任会計監査人の監査を受けた一般勘定に係る勘定別財務諸表に基づき記載されている。

当監査法人の報告は次のとおりである。

- (1) 一般勘定に係る利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (2) 一般勘定に係る事業報告書（第15期事業年度以降の各事業年度の会計に関する部分に限る。）は、独立行政法人国際協力機構の一般勘定の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 一般勘定に係る勘定別決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとめごと一般勘定の決算の状況を正しく示しているものと認める。

独立行政法人の長及び監事の責任

独立行政法人の長の責任は、法令に適合した利益の処分に関する書類（案）を作成すること、独立行政法人国際協力機構の一般勘定の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示す事業報告書を作成すること、並びに独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとめりにごとに決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

会計監査人の責任

会計監査人の責任は、利益の処分に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が独立行政法人国際協力機構の一般勘定の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているか並びに決算報告書が独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとめりにごとに決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から報告することにある。

利害関係

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監查報告

監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人国際協力機構（以下「法人」という。）の令和2事業年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類(案)、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査規程等に基づき、理事長、副理事長、理事、内部監査部門、業績評価部門その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、主たる事務所及び従たる事務所において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、独立行政法人国際協力機構法（以下「JICA法」という。）又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）並びに事業報告書（会計に関する部分に限る。）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

なお、当該事業年度に係る事務所監査にあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響により、実地監査のほか、一部オンラインによるヒアリング方式で行った。

以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II 監査の結果

- 1 法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、第4期中期目標の達成に向けて概ね効果的かつ効率的に実施されたものと認める。
- 2 法人の内部統制システムは、概ね適切に整備され運用されていると認める。また、内部統制システムに関する役員の職務の執行について、特段指摘すべき事項は認められない。
なお、新型コロナウイルス感染症の世界的流行は、開発途上地域の経済及び社会に対し深刻な影響をもたらしており、国際協力の重要性は一層増している。法人に対する内外の期待に応えるため、適切な予算執行管理の継続と次期中期目標期間への財源の合理的な繰越しが着実に実施されるよう最大限の尽力をすることが求められる。また、DX化等を含め業務の効率性と迅速性を一層向上させるよう、経理・調達関連等プロセスの改善及びそれに伴う規程等の改正も含め適切かつ迅速な対応が強く望まれる。
- 3 役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。
- 4 財務諸表等（JICA法第28条第5項及び第30条第6項の規定に基づき有償資金協力業務に係るものを除く。）及び事業報告書（会計に関する部分に限る。）に係る会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。
- 5 事業報告書は、法令に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。

III 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

給与水準の状況、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、法人の長の報酬水準の妥当性、保有資産の見直しについては、適切な取り組みが行われていると認める。

令和3年6月18日

独立行政法人国際協力機構

監事 所井 弘実 

監事 早道 信宏 

監事 戸川 正人 

令和2事業年度

財 務 諸 表

【 一 般 勘 定 】

独立行政法人国際協力機構

法人番号 9010005014408

貸 借 対 照 表

(令和3年3月31日現在)

【一般勘定】

(単位：円)

資産の部			
I 流動資産			
現金及び預金		291,765,077,064	
棚卸資産			
貯蔵品	300,120,972		
未成受託業務支出金	147,397,074	447,518,046	
前渡金		21,865,355,793	
前払費用		89,812,248	
未収収益		334,006	
未収入金		2,782,361,997	
賞与引当金見返(注)		1,211,186,648	
開発投融資短期貸付金		6,500,000	
移住投融資短期貸付金	371,746		
貸倒引当金	△ 55,948	315,798	
積送物品		33,175,976	
仮払金		248,426,805	
立替金		1,455,942	
流動資産合計			318,451,520,323
II 固定資産			
1 有形固定資産			
建物	42,814,784,300		
減価償却累計額	△ 20,362,949,464	22,451,834,836	
構築物	1,591,917,010		
減価償却累計額	△ 1,170,639,286	421,277,724	
機械装置	252,950,512		
減価償却累計額	△ 149,450,445	103,500,067	
車両運搬具	2,516,530,550		
減価償却累計額	△ 1,450,701,369	1,065,829,181	
工具器具備品	2,217,015,785		
減価償却累計額	△ 1,323,914,592	893,101,193	
土地	14,177,935,458		
減損損失累計額	△ 8,710,639	14,169,224,819	
建設仮勘定		992,905,703	
有形固定資産合計			40,097,673,523
2 無形固定資産			
商標権		659,415	
電話加入権		1,786,900	
ソフトウェア		3,484,895,347	
ソフトウェア仮勘定		124,312,907	
無形固定資産合計			3,611,654,569
3 投資その他の資産			
長期性預金		218,000,000	
開発投融資長期貸付金		65,000,000	
移住投融資長期貸付金	9,433,269		
貸倒引当金	△ 7,940,606	1,492,663	
移住投融資に係る破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権	307,896,040		
貸倒引当金	△ 307,896,040	0	
長期前払費用		22,014,106	
未収財源措置予定額(注)		25,034,395	
退職給付引当金見返(注)		13,617,585,263	
差入保証金		1,635,028,260	
投資その他の資産合計			15,584,154,687
固定資産合計			59,293,482,779
資産合計			<u>377,745,003,102</u>

負債の部		
I 流動負債		
運営費交付金債務 (注)	86,927,336,617	
無償資金協力事業資金	196,150,196,496	
預り寄附金 (注)	366,071,349	
未払金	17,383,037,923	
未払費用	241,597,210	
リース債務	97,891,884	
前受金	421,932,382	
預り金	154,753,573	
前受収益	403,700	
賞与引当金	1,211,186,648	
流動負債合計		302,954,407,782
II 固定負債		
資産見返負債 (注)	7,791,329,600	
長期リース債務	101,182,275	
長期預り金	340,247	
退職給付引当金	13,617,585,263	
資産除去債務	401,053,484	
固定負債合計		21,911,490,869
負債合計		324,865,898,651
純資産の部		
I 資本金		
政府出資金	62,452,442,661	
資本金合計		62,452,442,661
II 資本剰余金		
資本剰余金	6,635,254,987	
その他行政コスト累計額 (注)		
減価償却相当累計額 (一) (注)	△ 21,040,922,274	
減損損失相当累計額 (一) (注)	△ 10,201,839	
利息費用相当累計額 (一) (注)	△ 7,184,040	
除売却差額相当累計額 (一) (注)	△ 8,740,003,351	
資本剰余金合計		△ 23,163,056,517
III 利益剰余金		
前中期目標期間繰越積立金 (注)	1,381,863,754	
積立金	10,592,406,721	
当期末処分利益	1,615,447,832	
(うち当期総利益)	(1,615,447,832)	
利益剰余金合計		13,589,718,307
純資産合計		52,879,104,451
負債純資産合計		377,745,003,102

(注) 独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目

行政コスト計算書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

【一般勘定】

(単位：円)

I 損益計算書上の費用

業務費	153,726,116,039
一般管理費	9,184,713,111
財務費用	85,402,172
特定使途経費	13,458,900
雑損	204,422
臨時損失	28,915,620

損益計算書上の費用合計

163,038,810,264

II その他行政コスト

減価償却相当額（注）	1,090,579,469
減損損失相当額（注）	6,667,210
利息費用相当額（注）	△ 4,997
除売却差額相当額（注）	109,573,337

その他行政コスト合計

1,206,815,019

III 行政コスト

164,245,625,283

(注) 独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目

損 益 計 算 書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

【一般勘定】

(単位：円)

経常費用			
業務費			
重点課題・地域事業関係費	49,331,972,617		
民間企業等連携事業関係費	1,890,544,753		
国内連携事業関係費	8,802,604,852		
実施基盤強化関係費	2,935,140,656		
間接業務費	36,752,401,482		
無償資金協力事業費	52,396,746,425		
施設整備費	63,890,207		
受託経費	6,058,390		
寄附金事業費	12,182,150		
減価償却費	<u>1,534,574,507</u>	153,726,116,039	
一般管理費		9,184,713,111	
財務費用			
外国為替差損	<u>85,402,172</u>	85,402,172	
特定使途経費		13,458,900	
雑損		<u>204,422</u>	
経常費用合計			163,009,894,644
経常収益			
運営費交付金収益(注)		105,703,317,116	
無償資金協力事業資金収入		52,396,746,425	
受託収入			
国又は地方公共団体からの受託収入	<u>6,058,390</u>	6,058,390	
開発投融资収入		188,752	
移住投融资収入		234,126	
施設費収益(注)		38,855,812	
財源措置予定額収益(注)		25,034,395	
寄附金収益(注)		12,182,150	
貸倒引当金戻入		1,981,817	
賞与引当金見返に係る収益(注)		1,211,186,648	
退職給付引当金見返に係る収益(注)		10,806,281	
資産見返負債戻入(注)		1,599,018,968	
財務収益			
受取利息	<u>5,053,292</u>	5,053,292	
雑益		<u>2,631,024,449</u>	
経常収益合計			<u>163,641,688,621</u>
経常利益			631,793,977
臨時損失			
固定資産除却損		25,679,175	
固定資産売却損		<u>3,236,445</u>	28,915,620
臨時利益			
固定資産売却益		<u>11,166,395</u>	11,166,395
当期純利益			<u>614,044,752</u>
前中期目標期間繰越積立金取崩額(注)			<u>1,001,403,080</u>
当期総利益			<u><u>1,615,447,832</u></u>

(注) 独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目

純資産変動計算書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

【一般勘定】

(単位：円)

	I 資本金		II 資本剰余金						III 利益剰余金（又は繰越欠損金）					純資産合計
	政府出資金	資本金合計	資本剰余金	その他行政コスト累計額				資本剰余金合計	前中期目標期間繰越積立金	積立金	当期末処分利益（又は当期末処理損失）	うち当期総利益（又は当期総損失）	利益剰余金（又は繰越欠損金）合計	
				減価償却相当累計額（-）	減損損失相当累計額（-）	利息費用相当累計額（-）	除売却差額相当累計額（-）							
当期末残高	62,452,442,661	62,452,442,661	6,149,602,519	△ 21,029,534,058	△ 537,303,803	△ 7,189,037	△ 7,017,469,587	△ 22,441,893,966	2,415,736,764	7,471,586,861	3,120,819,860	-	13,008,143,485	53,018,692,180
当期変動額														
I 資本金の当期変動額														
II 資本剰余金の当期変動額														
固定資産の取得			485,652,468					485,652,468	△ 32,469,930				△ 32,469,930	453,182,538
固定資産の除売却				1,079,191,253	533,769,174		△ 1,722,533,764	△ 109,573,337						△ 109,573,337
減価償却				△ 1,090,579,469				△ 1,090,579,469						△ 1,090,579,469
固定資産の減損					△ 6,667,210			△ 6,667,210						△ 6,667,210
時の経過による資産除去債務の増加						4,997		4,997						4,997
III 利益剰余金（又は繰越欠損金）の当期変動額														
(1) 利益処分又は損失の処理														
利益処分による積立									3,120,819,860	△ 3,120,819,860			-	-
(2) その他														
当期純利益（又は当期純損失）											614,044,752	614,044,752	614,044,752	614,044,752
前中期目標期間繰越積立金取崩額									△ 1,001,403,080		1,001,403,080	1,001,403,080	-	-
当期変動額合計	-	-	485,652,468	△ 11,388,216	527,101,964	4,997	△ 1,722,533,764	△ 721,162,551	△ 1,033,873,010	3,120,819,860	△ 1,505,372,028	1,615,447,832	581,574,822	△ 139,587,729
当期末残高	62,452,442,661	62,452,442,661	6,635,254,987	△ 21,040,922,274	△ 10,201,839	△ 7,184,040	△ 8,740,003,351	△ 23,163,056,517	1,381,863,754	10,592,406,721	1,615,447,832	1,615,447,832	13,589,718,307	52,879,104,451

キャッシュ・フロー計算書
(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

【一般勘定】

(単位：円)

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	事業支出	△ 97,498,312,524
	無償資金協力事業費支出	△ 52,353,174,894
	受託経費支出	△ 65,579,402
	人件費支出	△ 16,994,964,397
	特定使途経費支出	△ 27,897,975
	その他の業務支出	△ 296,409,654
	運営費交付金収入	156,024,774,000
	無償資金協力事業資金収入	73,442,855,570
	受託収入	33,400,989
	貸付金利息収入	441,430
	寄附金収入	46,344,714
	その他の業務収入	<u>3,722,611,980</u>
	小計	66,034,089,837
	利息の受取額	5,056,819
	国庫納付金の支払額	<u>△ 3,684,243,507</u>
	業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>62,354,903,149</u>
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	固定資産の取得による支出	△ 3,769,247,177
	固定資産の売却による収入	248,870,644
	施設費による収入	833,798,472
	貸付金の回収による収入	20,225,535
	定期預金の預入による支出	△ 54,000,000,000
	定期預金の払戻による収入	54,000,000,000
	長期性預金の預入による支出	<u>△ 2,000,000</u>
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,668,352,526
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	リース債務の返済による支出	△ 99,160,145
	不要財産に係る国庫納付等による支出	<u>△ 218,296,000</u>
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 317,456,145
IV	資金に係る換算差額	△ 89,125,889
V	資金増加額 (又は△減少額)	59,279,968,589
VI	資金期首残高	<u>226,485,108,475</u>
VII	資金期末残高	<u><u>285,765,077,064</u></u>

利益の処分に関する書類

【一般勘定】

(単位：円)

I 当期末処分利益		<u>1,615,447,832</u>
当期総利益	1,615,447,832	
II 利益処分額		
積立金	1,615,447,832	<u><u>1,615,447,832</u></u>

重要な会計方針

【一般勘定】

当年度より、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解（平成12年2月16日（令和2年3月26日改訂））並びに独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解に関するQ&A（平成12年8月（令和2年6月最終改訂））を適用しております。

1. 運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

また、期中に災害援助のために突発的に発生した災害援助業務については、当該業務の予算、期間等を見積もることができず、業務と運営費交付金との対応関係を示すことができないため、費用進行基準を採用しております。

2. 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	1～50年
構築物	1～42年
機械装置	1～17年
車両運搬具	2～6年
工具器具備品	1～15年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第91）に係る減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を0とする定額法によっております。

3. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、役職員への賞与の支払いに備えるため、役職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。なお、役職員の賞与については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

4. 退職給付に係る引当金の計上基準及び退職給付費用の処理方法

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。また、数理計算上の差異及び過去勤務費用の損益処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異：その発生年度に一括して損益処理しております。

過去勤務費用：その発生年度に一括して損益処理しております。

なお、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである退職一時金については、退職給付見込額を退職給付債務とする方法を採用しており、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。また、運営費交付金により掛金及び年金積立不足額に対して財源措置がなされる見込みである確定給付企業年金等については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

5. 引当金等の計上根拠及び計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については延滞債権等への移行率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

6. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

先入先出法による低価法を採用しております。

7. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

8. 未収財源措置予定額の計上基準

施設整備費補助金に係る補助事業に要する費用のうち、後年度において財源措置が予定される金額について、独立行政法人会計基準第 84 に基づき計上しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

注記事項

【一般勘定】

(貸借対照表関係)

1. 無償資金協力に係る贈与資金

無償資金協力は、日本国政府から贈与資金の交付を受けて、当機構が被援助国政府等との贈与契約に基づき実施しております。令和2年度末の贈与契約に係る贈与未実行残高は294,009,554,997円であります。

2. 独立行政法人に対する出資を財源に取得した資産

その他行政コスト累計額のうち、政府からの出資を財源に取得した資産に係る金額は23,054,946,901円であります。

(行政コスト計算書関係)

1. 独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	164,245,625,283円
自己収入等	△2,667,889,371円
<u>機会費用</u>	<u>63,950,904円</u>

独立行政法人の業務運営に関して

国民の負担に帰せられるコスト 161,641,686,816円

2. 機会費用の計上方法

(1) 政府出資等から生ずる機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和3年3月末利回りを参考に0.120%で計算しております。

(2) 公務員からの出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が出向元に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、当機構での勤務期間に対応する部分について、内規に基づき計算しております。

(損益計算書関係)

業務費の「間接業務費」は、前事業年度まで「事業支援関係費」として表示しておりました。この変更は、予算科目名称の変更に伴うものです。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

キャッシュ・フロー計算書における資金は、現金、普通預金及び当座預金であります。

1. 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

(令和3年3月31日現在)

現金及び預金	291,765,077,064円
<u>定期預金</u>	<u>△6,000,000,000円</u>
資金の期末残高	285,765,077,064円

2. 重要な非資金取引

(1) ファイナンス・リースによる資産の取得

工具器具備品	40,930,666円
建設仮勘定	2,695,000円

(2) 資産除去債務の追加計上

当年度において資産除去債務を追加計上しております。これによる資産及び負債の増加額は次のとおりであります。

建物	124,932,631円
資産除去債務	124,932,631円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

一般勘定は、資金運用については短期的な預金及び公社債等に限定し、資金調達については主務大臣により認可された運営費交付金を主としており、財政融資資金、金融機関からの借入及び財投機関債の発行は行っておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	291,765,077,064	291,765,077,064	0
(2) 未払金	(17,383,037,923)	(17,383,037,923)	0

*負債に計上されているものは、()で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに未払金に関する事項

① 現金及び預金

現金及び預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

② 未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当機構は、職員の退職給付に充てるため、確定給付制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度、確定拠出制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：円)

期首における退職給付債務	23,029,242,142
勤務費用	969,073,055
利息費用	119,063,809
数理計算上の差異の当期発生額	351,988,671
退職給付の支払額	△1,335,618,886
過去勤務費用の当期発生額	0
制度加入者からの拠出額	57,767,232
期末における退職給付債務	23,191,516,023

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：円)	
期首における年金資産	8,047,386,231
期待運用収益	160,947,725
数理計算上の差異の当期発生額	1,268,371,529
事業主からの拠出額	388,010,084
退職給付の支払額	△348,552,041
制度加入者からの拠出額	57,767,232
期末における年金資産	9,573,930,760

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：円)	
積立型制度の退職給付債務	10,168,830,437
年金資産	△9,573,930,760
積立型制度の未積立退職給付債務	594,899,677
非積立型制度の未積立退職給付債務	13,022,685,586
小計	13,617,585,263
未認識数理計算上の差異	0
未認識過去勤務費用	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	13,617,585,263
退職給付引当金	13,617,585,263
前払年金費用	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	13,617,585,263

(4) 退職給付に関連する損益

(単位：円)	
勤務費用	969,073,055
利息費用	119,063,809
期待運用収益	△160,947,725
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△916,382,858
過去勤務費用の当期の費用処理額	0
臨時に支払った割増退職金	0
合計	10,806,281

(5) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	28%
株式	44%
生命保険会社一般勘定	17%
その他	11%
合計	100%

(6) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産長期期待運用収益率は、保有している年金資産の構成、過去の運用実績、市場の動向等を考慮し決定しております。

(7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	確定給付企業年金	0.23%
	退職一時金	0.74%
	長期期待運用収益率	2.00%

3. 確定拠出制度

当機構の確定拠出制度への要拠出額は、44,070,037円であります。

(リース取引関係)

1. オペレーティング・リース取引に係る未経過リース料

貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料	16,627,751円
貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料	8,262,000円

2. ファイナンス・リース取引が当期の損益に与える影響額は△456,465円であり、当該影響額を除いた当期総利益は、1,615,904,297円であります。

(資産除去債務関係)

1. 資産除去債務の概要

本部ビルについて、建物賃借契約に伴う原状回復義務に基づき、原状回復費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しております。

2. 資産除去債務の金額と算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は5年、割引率は△0.048%から0.529%を採用しております。

3. 当年度における当該資産除去債務の総額の増減

(単位：円)

期首残高	276,125,850
有形固定資産の取得に伴う増加額	124,932,631
時の経過による調整額	△4,997
資産除去債務の履行による減少額	0
期末残高	401,053,484

(不要財産の国庫納付等に関する事項)

当年度の不要財産国庫納付の概要は、次のとおりであります。

一棟所有職員住宅の譲渡取引にあたっては、独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成15年9月30日外務省令第22号(平成31年3月29日最終改正))の第13条の2「譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引」の指定を受けた取引の譲渡差額については、独立行政法人会計基準第99第1項を適用し、損益計算上の損益には計上せず、資本剰余金を減額しております。

一棟所有職員住宅

不要財産として譲渡を行った資産の種類、帳簿価額等の概要

①	資産種類	建物、構築物、土地	
②	資産名称	相武台職員住宅	
③	帳簿価額	(1) 取得価額	1,060,014,102 円
		(2) 減価償却	378,771,545 円
		(3) 減損損失	527,508,104 円
		(4) 帳簿価額	153,734,453 円
④	不要財産となった理由	中期計画にて「相武台職員住宅については令和 2 年度末までに譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。」と決定したため。	
⑤	国庫納付等の方法	独立行政法人通則法第 46 条の 2 第 2 項に基づく譲渡収入による納付	
⑥	譲渡収入の額（税抜）	218,296,000 円	
⑦	国庫納付等額及 納付等年月日	国庫納付額	218,296,000 円
		納付年月日	令和 3 年 3 月 26 日
⑧	減資額	1,052,223,102 円	
⑨	備考	本件にかかる減資は令和 3 年 4 月 9 日付で行っております。	

(重要な債務負担行為)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

附属明細書
【一般勘定】

(1) 固定資産の取得、処分、減価償却費（「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」及び「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による減価償却相当額も含む。）及び減損損失累計額の明細

(単位：円)

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		減損損失累計額		差引当期末高	摘要
					当期償却額	当期減損額				
有形固定資産 (減価償却費)	建 物	2,462,774,648	349,976,688	35,781,542	2,776,969,794	831,756,348	156,704,059	0	50,400	1,945,213,446
	構 築 物	198,349,146	16,852,883	3,322,760	211,879,269	90,624,450	15,538,987	0	355,740	121,254,819
	機 械 装 置	191,734,127	6,271,751	0	198,005,878	101,434,173	19,650,630	0	0	96,571,705
	車 両 運 搬 具	1,988,470,093	173,578,256	100,164,152	2,061,884,197	1,302,109,065	174,556,345	0	0	759,775,132
	工 具 器 具 備 品	1,772,663,362	217,728,631	158,423,522	1,831,968,471	1,127,985,929	199,099,193	0	0	703,982,542
	計	6,613,991,376	764,408,209	297,691,976	7,080,707,609	3,453,909,965	565,549,214	0	406,140	3,626,797,644
有形固定資産 (減価償却相当額)	建 物	39,738,906,488	1,895,198,387	1,596,290,369	40,037,814,506	19,531,193,116	1,000,315,294	0	450,510,779	20,506,621,390
	構 築 物	1,431,994,240	0	51,956,499	1,380,037,741	1,080,014,836	25,582,840	0	10,173,847	300,022,905
	機 械 装 置	58,295,195	0	3,350,561	54,944,634	48,016,272	286,780	0	0	6,928,362
	車 両 運 搬 具	428,756,877	32,469,930	4,580,454	454,646,353	148,592,304	64,394,555	0	0	306,054,049
	工 具 器 具 備 品	461,685,796	0	76,638,482	385,047,314	195,928,663	0	0	6,667,210	189,118,651
	計	42,117,638,596	1,927,668,317	1,732,816,365	42,312,490,548	21,003,745,191	1,090,579,469	0	467,351,836	21,308,745,357
有形固定資産 (非償却資産)	土 地	14,398,036,458	0	220,101,000	14,177,935,458	0	0	8,710,639	66,417,338	14,169,224,819
	建 設 仮 勘 定	198,838,753	938,823,724	144,756,774	992,905,703	0	0	0	0	992,905,703
	計	14,596,875,211	938,823,724	364,857,774	15,170,841,161	0	0	8,710,639	66,417,338	15,162,130,522
有形固定資産合計	建 物	42,201,681,136	2,245,175,075	1,632,071,911	42,814,784,300	20,362,949,464	1,157,019,353	0	450,561,179	22,451,834,836
	構 築 物	1,630,343,386	16,852,883	55,279,259	1,591,917,010	1,170,639,286	41,121,827	0	10,529,587	421,277,724
	機 械 装 置	250,029,322	6,271,751	3,350,561	252,950,512	149,450,445	19,937,410	0	0	103,500,067
	車 両 運 搬 具	2,415,226,970	206,048,186	104,744,606	2,516,530,550	1,450,701,369	238,950,900	0	0	1,065,829,181
	工 具 器 具 備 品	2,234,349,158	217,728,631	235,062,004	2,217,015,785	1,323,914,592	199,099,193	0	6,667,210	893,101,193
	土 地	14,398,036,458	0	220,101,000	14,177,935,458	0	0	8,710,639	66,417,338	14,169,224,819
	建 設 仮 勘 定	198,838,753	938,823,724	144,756,774	992,905,703	0	0	0	0	992,905,703
計	63,328,505,183	3,630,900,250	2,395,366,115	64,564,039,318	24,457,655,156	1,656,128,683	8,710,639	534,175,314	40,097,673,523	
無形固定資産 (減価償却費)	商 標 権	7,444,573	0	0	7,444,573	6,785,158	239,785	0	0	659,415
	ソ フ ト ウ ェ ア	4,575,005,919	632,295,612	0	5,207,301,531	1,722,406,184	968,785,508	0	0	3,484,895,347
	計	4,582,450,492	632,295,612	0	5,214,746,104	1,729,191,342	969,025,293	0	0	3,485,554,762
無形固定資産 (減価償却相当額)	商 標 権	1,139,550	0	0	1,139,550	1,139,550	0	0	0	0
	計	1,139,550	0	0	1,139,550	1,139,550	0	0	0	0
無形固定資産 (非償却資産)	電 話 加 入 権	3,278,100	0	0	3,278,100	0	0	1,491,200	0	1,786,900
	ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	248,168,895	98,456,636	222,312,624	124,312,907	0	0	0	0	124,312,907
	計	251,446,995	98,456,636	222,312,624	127,591,007	0	0	1,491,200	0	126,099,807
無形固定資産合計	商 標 権	8,584,123	0	0	8,584,123	7,924,708	239,785	0	0	659,415
	電 話 加 入 権	3,278,100	0	0	3,278,100	0	0	1,491,200	0	1,786,900
	ソ フ ト ウ ェ ア	4,575,005,919	632,295,612	0	5,207,301,531	1,722,406,184	968,785,508	0	0	3,484,895,347
	ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	248,168,895	98,456,636	222,312,624	124,312,907	0	0	0	0	124,312,907
	計	4,835,037,037	730,752,248	222,312,624	5,343,476,661	1,730,330,892	969,025,293	1,491,200	0	3,611,654,569
投資その他の資産	長 期 性 預 金	216,000,000	2,000,000	0	218,000,000	0	0	0	0	218,000,000
	開 発 投 融 資 長 期 貸 付 金	71,500,000	0	6,500,000	65,000,000	0	0	0	0	65,000,000
	移 住 投 融 資 長 期 貸 付 金	12,494,246	1,968,376	5,029,353	9,433,269	0	0	0	0	9,433,269
	貸 倒 引 当 金 (固 定)	△12,231,456	△7,940,606	△12,231,456	△7,940,606	0	0	0	0	△7,940,606
	移 住 投 融 資 に 係 る 破 産 債 権、再 生 債 権、更 生 債 権 そ の 他 こ れ ら に 準 ず る 債 権	305,462,858	4,782,459	2,349,277	307,896,040	0	0	0	0	307,896,040
	貸 倒 引 当 金 (固 定)	△305,462,858	△307,896,040	△305,462,858	△307,896,040	0	0	0	0	△307,896,040
	長 期 前 払 費 用	5,906,653	21,173,649	5,066,196	22,014,106	0	0	0	0	22,014,106
	未 収 財 源 措 置 予 定 額	951,344	25,034,395	951,344	25,034,395	0	0	0	0	25,034,395
	差 入 保 証 金	1,619,386,264	52,799,129	37,157,133	1,635,028,260	0	0	0	0	1,635,028,260
	退 職 給 付 引 当 金 見 返	14,981,855,911	10,806,281	1,375,076,929	13,617,585,263	0	0	0	0	13,617,585,263
計	16,895,862,962	△197,272,357	1,114,435,918	15,584,154,687	0	0	0	0	15,584,154,687	

(注) 退職給付引当金見返については、重要な会計方針4に記載しております。

【一般勘定】

(2) 棚卸資産の明細

(単位：円)

種 類	期首残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘 要
		当期購入・ 製造・振替	その他	払出・振替	その他		
貯蔵品	362,761,806	50,764,294	0	113,405,128	0	300,120,972	
備蓄物資	362,761,806	50,764,294	0	113,405,128	0	300,120,972	
日本	51,423,676	0	0	0	0	51,423,676	
アメリカ	75,472,547	12,400,510	0	55,419,190	0	32,453,867	
シンガポール	145,946,371	13,317,399	0	29,241,261	0	130,022,509	
ガーナ	2,137,520	0	0	0	0	2,137,520	
アラブ首長国連邦	76,945,852	25,046,385	0	28,744,677	0	73,247,560	
パラオ	5,845,334	0	0	0	0	5,845,334	
マーシャル	4,990,506	0	0	0	0	4,990,506	
未成受託業務支出金	126,390,594	147,397,074	0	126,390,594	0	147,397,074	
計	489,152,400	198,161,368	0	239,795,722	0	447,518,046	

【一般勘定】

(3) 貸付金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘 要
			回収額	その他		
その他の短期貸付金						
開発投融資貸付金	17,500,000	6,500,000	17,500,000	0	6,500,000	
移住投融資貸付金	441,671	385,058	408,782	46,201	371,746	
小 計	17,941,671	6,885,058	17,908,782	46,201	6,871,746	
その他の長期貸付金						
開発投融資貸付金	71,500,000	0	0	6,500,000	65,000,000	
移住投融資貸付金	317,957,104	32,889	2,075,786	△ 1,415,102	317,329,309	
小 計	389,457,104	32,889	2,075,786	5,084,898	382,329,309	
計	407,398,775	6,917,947	19,984,568	5,131,099	389,201,055	

(注) 当期減少額のその他は、長期から短期への振替及び期末為替換算等によるものであります。

【一般勘定】

(4) 引当金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘 要
			目的使用	その他		
賞与引当金	1,197,382,912	1,211,186,648	1,197,382,912	0	1,211,186,648	
計	1,197,382,912	1,211,186,648	1,197,382,912	0	1,211,186,648	

【一般勘定】

(5) 貸付金等に対する貸倒引当金の明細

(単位：円)

区 分	貸付金等の残高			貸倒引当金の残高			摘 要
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高	
(開発投融資)							
開発投融資短期貸付金	17,500,000	△ 11,000,000	6,500,000	4,400	△ 4,400	0	
一般債権	17,500,000	△ 11,000,000	6,500,000	4,400	△ 4,400	0	貸付金の期末残高について以下のような債権保全をしている。 連帯保証 6,500,000円
開発投融資長期貸付金	71,500,000	△ 6,500,000	65,000,000	0	0	0	
一般債権	71,500,000	△ 6,500,000	65,000,000	0	0	0	貸付金の期末残高について以下のような債権保全をしている。 連帯保証 65,000,000円
(開発投融資計)	89,000,000	△ 17,500,000	71,500,000	4,400	△ 4,400	0	
(移住投融資)							
移住投融資短期貸付金	441,671	△ 69,925	371,746	175,697	△ 119,749	55,948	
一般債権	441,671	△ 69,925	371,746	175,697	△ 119,749	55,948	
移住投融資長期貸付金	317,957,104	△ 627,795	317,329,309	317,694,314	△ 1,857,668	315,836,646	
一般債権	436,384	1,320,723	1,757,107	173,594	90,850	264,444	
貸倒懸念債権	12,057,862	△ 4,381,700	7,676,162	12,057,862	△ 4,381,700	7,676,162	
破産更生債権等	305,462,858	2,433,182	307,896,040	305,462,858	2,433,182	307,896,040	
(移住投融資計)	318,398,775	△ 697,720	317,701,055	317,870,011	△ 1,977,417	315,892,594	
計	407,398,775	△ 18,197,720	389,201,055	317,874,411	△ 1,981,817	315,892,594	

(注) 貸倒引当金の計上基準については重要な会計方針5に記載しております。

【一般勘定】

(6) 退職給付引当金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
退職給付債務合計額	23,029,242,142	1,497,892,767	1,335,618,886	23,191,516,023	
退職一時金に係る債務	12,960,108,198	1,049,644,233	987,066,845	13,022,685,586	
確定給付企業年金に係る債務	10,069,133,944	448,248,534	348,552,041	10,168,830,437	
未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異	0	0	0	0	
年金資産	8,047,386,231	1,875,096,570	348,552,041	9,573,930,760	
退職給付引当金	14,981,855,911	△ 377,203,803	987,066,845	13,617,585,263	

【一般勘定】

(7) 資産除去債務の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
建物賃借契約等に基づく原状回復義務	276,125,850	124,932,631	4,997	401,053,484	第91特定あり

【一般勘定】

(8) 資本剰余金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
施設費	3,099,960,374	451,182,538	0	3,551,142,912	固定資産取得に伴う増加
運営費交付金	98,208,983	0	0	98,208,983	
寄附金等	0	2,000,000	0	2,000,000	固定資産取得に伴う増加
減資差益	2,771,220,202	0	0	2,771,220,202	
基準第87特定資産	△ 122,494,000	0	0	△ 122,494,000	
リース契約	△ 113,690,859	0	0	△ 113,690,859	
前中期目標期間繰越積立金	416,397,819	32,469,930	0	448,867,749	固定資産取得に伴う増加
計	6,149,602,519	485,652,468	0	6,635,254,987	

【一般勘定】

(9) 運営費交付金債務及び当期振替額等の明細

1 運営費交付金債務の増減の明細

(単位：円)

期首残高	当期交付額	当期振替額				引当金見返との相殺額	期末残高
		運営費交付金収益	資産見返運営費交付金	資本剰余金	小計		
40,669,296,449	156,024,774,000	105,703,317,116	1,490,956,875	0	107,194,273,991	2,572,459,841	86,927,336,617

2 運営費交付金債務の当期振替額及び主な使途の明細

(1) 運営費交付金収益への振替額及び主な使途の明細

(単位：円)

区分	運営費交付金収益	運営費交付金の主な使途	
		費用	主な使途
業務達成基準による振替額			
開発協力の重点課題	76,176,710,049	76,191,919,343	人件費：10,916,533,460円、業務委託費：31,267,541,023円、専門家等手当：16,340,688,686円、その他：17,667,156,174円
民間企業等との連携	2,964,630,651	2,975,138,812	人件費：418,353,331円、業務委託費：1,610,164,212円、専門家等手当：571,412,668円、その他：375,208,601円
多様な担い手との連携	13,674,269,999	13,824,133,470	人件費：1,947,903,668円、専門家等手当：4,124,087,778円、業務委託費：3,697,761,262円、その他：4,054,380,762円
事業実施基盤の強化	3,342,711,370	3,877,132,552	人件費：649,509,020円、専門家等手当：1,930,624,339円、業務委託費：564,134,171円、その他：732,865,022円
法人共通	91,230,155	62,286,190	人件費：62,286,190円
期間進行基準による振替額			
法人共通	9,083,475,331	8,997,006,433	人件費：1,858,686,546円、賃貸料：923,111,519円、その他：6,215,208,368円
費用進行基準による振替額			
災害援助等協力	370,289,561	370,289,561	業務委託費：126,094,055円、賃貸料：48,789,536円、その他：195,405,970円
合計	105,703,317,116	106,297,906,361	

(2) 資産見返運営費交付金への振替額並びに主な使途の明細

(単位：円)

セグメント	資産見返運営費交付金への振替	
	振替額	主な使途
開発協力の重点課題	862,725,493	ソフトウェア：278,478,202円 建物附属設備：196,725,822円 その他：387,521,469円
民間企業等との連携	30,579,094	ソフトウェア：10,637,907円 建物附属設備：7,539,106円 その他：12,402,081円
多様な担い手との連携	221,555,153	建設仮勘定：85,396,155円 ソフトウェア：49,531,382円 その他：86,627,616円
事業実施基盤の強化	167,767,414	工具器具備品：73,171,722円 貯蔵品：50,764,294円 その他：43,831,398円
法人共通	208,329,721	建物附属設備：89,258,660円 ソフトウェア：43,541,699円 その他：75,529,362円
合計	1,490,956,875	

3 引当金見返との相殺額の明細

(単位：円)

セグメント	引当金見返との相殺	
	相殺額	主な相殺額の内訳
開発協力の重点課題	1,061,872,892	賞与引当金見返：799,142,268円 退職給付引当金見返：262,730,624円
民間企業等との連携	40,694,059	賞与引当金見返：30,625,457円 退職給付引当金見返：10,068,602円
多様な担い手との連携	192,144,426	賞与引当金見返：145,233,398円 退職給付引当金見返：46,911,028円
事業実施基盤の強化	115,688,649	賞与引当金見返：88,235,317円 退職給付引当金見返：27,453,332円
法人共通	1,162,059,815	賞与引当金見返：134,146,472円 退職給付引当金見返：1,027,913,343円
合計	2,572,459,841	

4 運営費交付金債務残高の明細

(単位：円)

運営費交付金債務残高	使用見込み	
業務達成基準を採用した業務に係る分	84,330,136,022	相手国政府の要請を受け実施するプロジェクト等では、複数年度での事業サイクルが基本となりますが、いずれも今中期目標期間中に使用する見込みです。
期間進行基準を採用した業務に係る分	0	翌年度への繰越額ははありません。
費用進行基準を採用した業務に係る分	1,303,539,461	今中期目標期間中において突発的に災害等が発生した場合、災害援助等業務のために使用する見込みです。
配分留保額等	1,293,661,134	法人運営上の不測の事態に備えるため留保している額：750,000,000円 運営費交付金配分額を超過して支出した額：543,661,134円 当該超過支出額については、資金的裏付けがないため、独立行政法人会計基準第81第4項により、中期目標期間の最後の事業年度において収益化する予定です。
合計	86,927,336,617	

【一般勘定】

(10) 施設費の明細

(単位：円)

区 分	当期交付額	左の会計処理内訳				摘 要
		建設仮勘定 見返施設費	資本剰余金	施設費収益	財源措置 予定額収益	
国内拠点施設の防災力強化 事業	485,567,283	0	421,677,076	38,855,812	25,034,395	
計	485,567,283	0	421,677,076	38,855,812	25,034,395	

(注) 独立行政法人会計基準第84「事後に財源措置が行われる特定の費用に係る会計処理」に基づき、後年度において財源措置される予定の特定の費用を計上しています。

【一般勘定】

(11) 役員及び職員の給与の明細

(単位：千円、人)

区 分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	187,111	13	9,177	2
職員	15,767,014	1,960	1,040,176	133
計	15,954,124	1,973	1,049,353	135

(注) 1 役員に対する報酬及び退職手当の支給基準

役員に対する報酬及び退職手当は、「独立行政法人国際協力機構役員給与規程」及び「独立行政法人国際協力機構役員退職手当規程」に基づき支給しております。

2 職員に対する給与及び退職手当の支給基準

職員に対する給与及び退職手当は、「独立行政法人国際協力機構職員給与規程」及び「独立行政法人国際協力機構職員退職手当規程」等に基づき支給しております。

3 支給人員数

報酬又は給与の支給人員数については、法人単位の期中の平均支給人員数により記載しております。

4 その他

外数として記載すべき非常勤の役職員はおりません。

【一般勘定】

(12) 開示すべきセグメント情報

(単位：円)

区 分	①開発協力の重点課題	②民間企業等との連携	③多様な担い手との連携	④事業実施基盤の強化	⑤無償資金協力	⑥受託業務	⑦その他業務	計	⑧法人共通	合 計
I 行政コスト										
損益計算書上の費用	78,139,546,390	2,994,534,814	13,942,915,997	4,649,126,059	52,396,746,425	6,058,390	12,182,150	152,141,110,225	10,897,700,039	163,038,810,264
その他行政コスト										
減価償却相当額	—	—	—	—	—	—	—	—	1,090,579,469	1,090,579,469
減損損失相当額	—	—	—	—	—	—	—	—	6,667,210	6,667,210
利息費用相当額	—	—	—	—	—	—	—	—	△ 4,997	△ 4,997
除売却差額相当額	—	—	—	—	—	—	—	—	109,573,337	109,573,337
その他行政コスト合計	—	—	—	—	—	—	—	—	1,206,815,019	1,206,815,019
行政コスト	78,139,546,390	2,994,534,814	13,942,915,997	4,649,126,059	52,396,746,425	6,058,390	12,182,150	152,141,110,225	12,104,515,058	164,245,625,283
II 独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	77,880,939,033	2,994,534,814	13,928,635,354	4,649,126,059	52,396,746,425	0	0	151,849,981,685	9,791,705,131	161,641,686,816
III 事業費用、事業収益及び事業損益										
事業費用	78,139,546,389	2,994,534,813	13,942,915,998	4,649,126,060	52,396,746,425	6,058,390	12,182,150	152,141,110,225	63,890,207	152,205,000,432
業務委託費	31,267,541,923	1,610,164,212	3,697,761,292	564,134,171	0	437,263	4,479,075	37,144,517,006	0	37,144,517,006
専門家等手当	16,340,688,686	571,412,668	4,124,087,778	1,930,624,339	0	4,919,148	2,771,700	22,974,504,319	0	22,974,504,319
人件費	10,916,533,460	418,353,331	1,947,903,668	649,509,020	0	0	0	13,932,299,479	0	13,932,299,479
賃料	2,299,305,035	88,116,060	410,279,026	136,803,443	0	0	0	2,934,503,564	0	2,934,503,564
資金供与	0	0	0	0	52,396,746,425	0	0	52,396,746,425	0	52,396,746,425
その他経費	17,315,478,185	306,488,542	3,762,884,264	1,368,055,087	0	701,979	4,931,375	22,758,539,432	63,890,207	22,822,429,639
一般管理費	—	—	—	—	—	—	—	—	9,184,713,111	9,184,713,111
専門家等手当	—	—	—	—	—	—	—	—	546,107,922	546,107,922
人件費	—	—	—	—	—	—	—	—	1,920,972,736	1,920,972,736
賃料	—	—	—	—	—	—	—	—	923,111,519	923,111,519
その他経費	—	—	—	—	—	—	—	—	5,794,520,934	5,794,520,934
減価償却費	—	—	—	—	—	—	—	—	1,534,574,507	1,534,574,507
財務費用	—	—	—	—	—	—	—	—	85,402,172	85,402,172
雑損	0	0	0	0	0	0	0	0	294,422	294,422
計	78,139,546,389	2,994,534,813	13,942,915,998	4,649,126,060	52,396,746,425	6,058,390	12,182,150	152,141,110,225	10,868,784,419	163,009,894,644
事業収益										
運営費交付金収益	76,176,710,049	2,964,630,651	13,674,269,999	3,713,000,931	0	0	0	96,528,611,630	9,174,705,486	105,703,317,116
無償資金協力事業資金収入	0	0	0	0	52,396,746,425	0	0	52,396,746,425	0	52,396,746,425
受託収入	0	0	0	0	0	6,058,390	0	6,058,390	0	6,058,390
開発投融資収入	0	0	0	0	0	0	0	0	188,752	188,752
移住投融資収入	0	0	0	0	0	0	0	0	234,126	234,126
寄附金収益	0	0	0	0	0	0	12,182,150	12,182,150	0	12,182,150
施設費収益	0	0	0	0	0	0	0	0	38,855,812	38,855,812
財源措置予定額収益	0	0	0	0	0	0	0	0	25,034,395	25,034,395
貸倒引当金戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	1,981,817	1,981,817
資産戻返負債戻入	0	0	0	113,401,926	0	0	0	113,401,926	1,485,617,042	1,599,018,968
貴与引当金見返に係る収益	0	0	0	0	0	0	0	0	1,211,186,648	1,211,186,648
退職給付引当金見返に係る収益	0	0	0	0	0	0	0	0	10,806,281	10,806,281
財務収益	0	0	0	0	0	0	0	0	5,053,292	5,053,292
雑益	258,607,357	0	14,280,643	0	0	0	0	272,888,000	2,358,136,449	2,631,024,449
計	76,435,317,406	2,964,630,651	13,688,550,642	3,826,402,857	52,396,746,425	6,058,390	12,182,150	149,329,888,521	14,311,800,100	163,641,688,621
事業損益	△ 1,704,228,983	△ 29,904,162	△ 254,365,356	△ 822,723,203	0	0	0	△ 2,811,221,704	3,443,015,681	631,793,977
IV 臨時損益等										
臨時損失	0	0	0	0	0	0	0	0	28,915,620	28,915,620
臨時利益	0	0	0	0	0	0	0	0	11,166,395	11,166,395
当期純損益	△ 1,704,228,983	△ 29,904,162	△ 254,365,356	△ 822,723,203	0	0	0	△ 2,811,221,704	3,425,266,456	614,944,752
前中期目標期間繰越積立金取崩額	923,631,090	22,124,857	55,647,133	0	0	0	0	1,001,403,080	0	1,001,403,080
当期総損益	△ 780,597,893	△ 7,779,305	△ 198,718,223	△ 822,723,203	0	0	0	△ 1,809,818,624	3,425,266,456	1,615,447,832
V 総資産										
現金及び預金	0	0	0	0	198,323,770,625	292,670,159	3,291,999,028	201,908,439,712	89,856,637,352	291,765,077,064
前渡金	19,595,456,625	463,392,158	1,683,676,393	122,830,617	0	0	0	21,865,355,793	0	21,865,355,793
建物	0	0	0	0	0	0	0	0	22,451,834,836	22,451,834,836
その他の資産	390,295,816	4,610,004	27,709,997	303,992,425	168,787	155,256,272	73,370,586	955,403,887	40,707,331,522	41,662,735,409
計	19,985,752,441	468,002,162	1,711,386,390	426,823,042	198,323,939,312	447,926,431	3,365,369,614	224,729,199,392	153,015,803,710	377,745,003,102

(注) 1 セグメント区分及び主な内容

独立行政法人国際協力機構法第13条に規定する業務に基づき中期計画に記載した内容に応じて6つに区分しております。また、第13条に規定する業務のほか「寄附金に係る業務」については、その他業務として整理しております。

- ① 開発協力の重点課題
- ② 民間企業等との連携
- ③ 多様な担い手との連携
- ④ 事業実施基盤の強化
- ⑤ 無償資金協力
- ⑥ 受託業務

2 事業費用の表示方法

(1) 事業費用は、損益計算書の業務費を形態別で表示しておりますが、各セグメントに配賦された合計額に対し5%未満の項目はその他経費に集約しております。

なお、本表の事業費用と損益計算書の業務費との関係は次のとおりとなります。

- ① 開発協力の重点課題：重点課題・地域事業関係費の金額
- ② 民間企業等との連携：民間企業等連携事業関係費の金額
- ③ 多様な担い手との連携：国内連携事業関係費の金額
- ④ 事業実施基盤の強化：実施基盤強化関係費の金額
- ⑤ 無償資金協力：無償資金協力事業費の金額
- ⑥ 受託業務：受託経費の金額
- ⑦ その他業務：寄附金事業費の金額
- ⑧ 法人共通：施設整備費の金額

(2) また、法人共通で整理した一般管理費、行政コスト計算書で発生している「人件費等」「賃料」を各セグメントに配賦できない理由は次のとおりとなります。

- ① 人件費等：対象となる職員を担当業務が多岐に亘っており、かつ各業務への関与度合いも一律でないため。
- ② 賃料：対象となる物件が多岐に亘っており、かつ用途が複数の業務に関わっているため。

3 総資産の表示方法

貸借対照表の科目で表示しておりますが、総資産に占める割合が5%未満の科目についてはその他の資産に集約しております。

- 4 ① 開発協力の重点課題及び③ 多様な担い手との連携の事業費用は、運営費交付金のほか事業収入を財源としているため、その見合い額を事業収益の雑益等に表示しております。
- 5 各セグメントに配賦できず法人共通のみで整理した科目については、金額欄を「—」で表示しております。

【一般勘定】

(13) 科学研究費補助金の明細

(単位：円)

種目	当期受入れ額	件数	摘要
新学術領域研究	(10,000) 3,000	1	日本学術振興会科学研究費
基盤研究C	(1,100,000) 990,000	1	
若手研究	(2,900,000) 2,460,000	3	
計	(4,010,000) 3,453,000	5	

(注) 当期受入れ額は間接経費相当額を記載し、直接経費相当額は外数として()書きで記載しております。

【一般勘定】

(14) 上記以外の主な資産及び負債の明細

1 現金及び預金

(単位：円)

区 分	金 額	摘 要
現金	2,429,088	
外貨現金	101,024,140	
普通預金	280,695,992,782	
当座預金	5,681,515	
外貨普通預金	267,415,836	
外貨当座預金	4,692,533,703	
定期預金	6,000,000,000	
計	291,765,077,064	

2 前渡金

(単位：円)

区 分	金 額	相 手 方	摘 要
業務費	21,865,355,793	株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバル 他	
計	21,865,355,793		

3 無償資金協力事業資金

(単位：円)

区 分	金 額	相 手 方	摘 要
無償資金協力事業資金	196,150,196,496	ミャンマー連邦共和国 他	
計	196,150,196,496		

4 未払金

(単位：円)

区 分	金 額	相 手 方	摘 要
業務費	11,760,608,477	共同企業体代表者 国際航業株式会社 他	
一般管理費	2,604,363,353	エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社 他	
受託経費	38,782,902	パーソルテンブスタッフ株式会社 他	
無償資金協力事業費	2,173,746,596	UNITED NATIONS CHILDREN' S FUND 他	
寄附金事業費	3,415,827	Regional Community Forestry Training Center for Asia 他	
施設整備費	739,975,197	株式会社ナカノフドー建設 他	
その他	62,145,571	世田谷区役所 他	
計	17,383,037,923		

(15) 関連公益法人等の情報

法人種別・名称	(関連公益法人等)	(関連公益法人等)
事項	公益社団法人青年海外協力協会 法人番号： 8010005019069	公益財団法人海外日系人協会 法人番号： 6020005010243
業務概要	(1)開発途上国等における国際協力事業並びに国際交流・国際理解の促進及び普及・啓発に関する事業 (2)災害復興支援及び、平和構築に関する事業 (3)国内外の援助機関・国際協力団体等との協力及び連携に関する事業 (4)多文化共生社会造り支援及び、国際化を含む地域の活性化に関する事業 (5)地方公共団体等と協働し、地方創生を目的とする様々な分野を巻き込む総合的な新しいまちづくり事業及びその人材育成事業 ①教育、福祉、産業振興等の様々な分野を含む総合的な新しいまちづくりのための、計画立案、企画調整支援および事業実施 ②社会福祉法第2条に規定する第2種社会福祉事業 ア、児童福祉法に基づく ・障害児通所支援事業 ・障害児相談支援事業 ・放課後児童健全育成事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・保育所を営営する事業 イ、老人福祉法に基づく ・老人居宅介護等事業(訪問介護) ・老人デイサービス事業(通所介護) ウ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく ・障害福祉サービス事業 ・相談支援事業 ・地域生活支援事業 ・地域活動支援センターを営営する事業 ③人材の養成及び研修 (6)その他この法人の目的を達成するために必要な事業	(1)海外・国内日系諸団体と提携し、又は単独で日系人にかかわる経済、文化、教育及び社会事業の支援並びに促進 (2)国際協力事業並びに国際交流事業の実施に関する協力 (3)地方自治体並びに国際交流団体等との連携 (4)国際協力事業並びに国際交流事業の活動に関する調査研究及び知識の内外への普及 (5)移住及び企業進出に関する情報の提供と連携 (6)海外日系人センターの設立及び運営 (7)日系人に対する・あるいは日系人に関する各種相談及び斡旋 (8)日本事情の対外広報及び啓発 (9)海外日系人大会の開催 (10)外国からの投資、外国への投資、企業に関する啓発 (11)その他公益目的を達成するために必要な事業
役員氏名	役員数 10名 代表理事・会長 雄谷 良成 常務理事 北野 一人 (元国際協力機構 二本松青年海外協力隊訓練所長)	役員数 16名 代表理事・会長 飯泉 嘉門
関連公益法人等と当機構の取引の関連図	(独)国際協力機構 → (公社)青年海外協力協会 (業務委託)	(独)国際協力機構 → (公財)海外日系人協会 (業務委託)
資産	2,183,377,006 円	165,440,565 円
負債	948,234,205 円	105,418,913 円
(正味財産増減計算書)		
正味財産期首残高	1,131,331,538 円	57,595,173 円
当期正味財産増減額		
一般正味財産の部		
○収益	○収益	○収益
・受取補助金等	・受取補助金等 13,000,000 円	・受取補助金等 0 円
・その他の収益	・その他の収益 2,879,189,946 円	・その他の収益 360,307,488 円
○費用	○費用 2,860,332,683 円	○費用 357,881,009 円
指定正味財産増減の部		
○収益	○収益	○収益
・受取補助金等	・受取補助金等 71,954,000 円	・受取補助金等 0 円
・その他の収益	・その他の収益 0 円	・その他の収益 3,000,000 円
○費用	○費用 0 円	○費用 3,000,000 円
正味財産期末残高	1,235,142,801 円	60,021,652 円
(活動計算書)		
正味財産期首残高	-	-
当期収入合計額	-	-
当期支出合計額	-	-
当期収支差額	-	-
関連公益法人等の基本財産に対する出えん、拠出、寄附等の明細 運営費、事業費等に充てるため負担した会費、負担金等の明細	該当なし	該当なし
関連公益法人に対する債権・債務の明細	未払金： 314,719,938 円 未収入金： 該当なし	未払金： 41,061,416 円 未収入金： 該当なし
債務保証の明細	該当なし	該当なし
事業収入と当機構の発注等に係る金額・割合 (競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額等・割合)	総事業収入 2,458,908,643 円 (うち当機構取引額 1,425,845,742 円 58.0%) 競争契約 (1,000,012,972 円 70.1%) 企画競争・公募 (16,407,484 円 1.2%) 競争性のない随意契約 (959,750 円 0.1%) その他 (408,465,536 円 28.6%)	総事業収入 349,054,926 円 (うち当機構取引額 190,664,776 円 54.6%) 競争契約 (36,910,016 円 19.4%) 企画競争・公募 (35,116,586 円 18.4%) 競争性のない随意契約 (118,638,174 円 62.2%) その他 (0 円 0.0%)

注) 上記金額は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間の金額である。

注) 上記金額は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間の金額である。

法人種別・名称	(関連公益法人等)	(関連公益法人等)
事項	公益財団法人北九州国際技術協力協会 法人番号： 8290805008210	公益財団法人太平洋人材交流センター 法人番号： 6120005014556
業務概要	(1) 必要な調査研究、教育カリキュラムの開発、研修プログラムの設定・実施、専門家派遣および海外技術移転の支援 (2) 国際親善を深めるための事業の企画・実施 (3) その他、この財団の目的を達成するための事業の企画・実施	(1) 開発途上国等の発展に資するための人材育成事業 (2) 開発途上国等との経済、文化、人的交流事業 (3) 開発途上国等との経済、文化、人的交流事業を担う人材の育成事業 (4) 経済協力に関する情報の収集及び調査研究 (5) 前各号の事業に関する啓発及び広報 (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
役員氏名	役員数 11名 理事長 古野 英樹	役員数 18名 代表理事・会長 大坪 清
関連公益法人等と当機構の取引の関連図	(独)国際協力機構 → (公財)北九州国際技術協力協会 (業務委託)	(独)国際協力機構 → (公財)太平洋人材交流センター (業務委託)
資産	683,456,355 円	4,631,750,161 円
負債	32,314,048 円	66,417,470 円
(正味財産増減計算書)		
正味財産期首残高	648,945,525 円	4,649,178,733 円
当期正味財産増減額		
一般正味財産の部		
○収益	○収益	○収益
・受取補助金等	・受取補助金等 32,700,000 円	・受取補助金等 0 円
・その他の収益	・その他の収益 180,291,817 円	・その他の収益 145,994,972 円
○費用	○費用 210,691,014 円	○費用 229,841,014 円
指定正味財産増減の部		
○収益	○収益	○収益
・受取補助金等	・受取補助金等 0 円	・受取補助金等 0 円
・その他の収益	・その他の収益 0 円	・その他の収益 0 円
○費用	○費用 104,021 円	○費用 0 円
正味財産期末残高	651,142,307 円	4,565,332,691 円
(活動計算書)		
正味財産期首残高	-	-
当期収入合計額	-	-
当期支出合計額	-	-
当期収支差額	-	-
関連公益法人等の基本財産に対する出えん、拠出、寄附等の明細 運営費、事業費等に充てるため負担した会費、負担金等の明細	該当なし	該当なし
関連公益法人に対する債権・債務の明細	該当なし	未払金： 20,584,586 円 未収入金： 該当なし
債務保証の明細	該当なし	該当なし
事業収入と当機構の発注等に係る金額・割合 (競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額等・割合)	総事業収入 174,157,335 円 (うち当機構取引額 125,184,130 円 71.9%) 競争契約 (0 円 0.0%) 企画競争・公募 (125,184,130 円 100.0%) 競争性のない随意契約 (0 円 0.0%) その他 (0 円 0.0%)	総事業収入 69,148,566 円 (うち当機構取引額 50,891,950 円 73.6%) 競争契約 (20,582,295 円 40.4%) 企画競争・公募 (29,972,749 円 58.9%) 競争性のない随意契約 (0 円 0.0%) その他 (336,906 円 0.7%)
注)	上記金額は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間の金額である。	注) 上記金額は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間の金額である。

法人種別・名称	(関連公益法人等)	(関連公益法人等)
事項	一般社団法人海外農業開発協会 法人番号： 7010405010396	一般社団法人協力隊を育てる会 法人番号： 1011005002153
業務概要	(1) 海外農業開発協力の効果的な実施に関する提言 (2) 民間企業等の行う海外農業開発協力に対する指導及び助言 (3) 海外農業開発協力に関する政府又は民間企業等の諸事業に対する協力 (4) 海外農業開発協力に関する調査研究 (5) 海外農業開発協力に関する情報の収集及び提供 (6) 我が国農村地域振興に関する地域社会組織等との協働事業実施 (7) 我が国農村地域振興に関する人材の育成・確保 (8) 外国人技能実習生受入れ事業 (9) 前各号の事業に必要な施設の設置運営 (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業	(1) 協力隊等の活動に関する普及啓発と理解促進に関する事業 (2) 協力隊等への参加促進に関する事業 (3) 協力隊等の現地活動支援に関する事業 (4) 協力隊等の経験を社会に還元するための事業 (5) 市民ボランティア等と連携した社会貢献事業 (6) 職業紹介事業および労働者派遣事業 (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
役員氏名	役員数 9名 理事長 豊原 秀和	役員数 16名 会長 山本 保博 常任理事 松岡 和久 (元国際協力機構 理事)
関連公益法人等と当機構の取引の関連図	(独)国際協力機構 → (一社)海外農業開発協会 (業務委託)	(独)国際協力機構 → (一社)協力隊を育てる会 (業務委託)
資産	27,281,902 円	50,152,662 円
負債	26,041,879 円	9,822,713 円
(正味財産増減計算書)		
正味財産期首残高	△ 7,459,632 円	40,246,519 円
当期正味財産増減額		
一般正味財産の部		
○収益	○収益	○収益
・受取補助金等	・受取補助金等 0 円	・受取補助金等 3,000,000 円
・その他の収益	・その他の収益 138,989,440 円	・その他の収益 114,812,429 円
○費用	○費用 130,289,785 円	○費用 117,728,999 円
指定正味財産増減の部		
○収益	○収益	○収益
・受取補助金等	・受取補助金等 0 円	・受取補助金等 0 円
・その他の収益	・その他の収益 0 円	・その他の収益 0 円
○費用	○費用 0 円	○費用 0 円
正味財産期末残高	1,240,023 円	40,329,949 円
(活動計算書)		
正味財産期首残高	-	-
当期収入合計額	-	-
当期支出合計額	-	-
当期収支差額	-	-
関連公益法人等の基本財産に対する出えん、拠出、寄附等の明細 運営費、事業費等に充てるため負担した会費、負担金等の明細	該当なし	該当なし
関連公益法人に対する債権・債務の明細	該当なし	未払金： 16,971,514 円 未収入金： 該当なし
債務保証の明細	該当なし	該当なし
事業収入と当機構の発注等に係る金額・割合 (競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額等・割合)	総事業収入 137,242,989 円 (うち当機構取引額 103,305,510 円 75.3%) 競争契約 (0 円 0.0%) 企画競争・公募 (103,305,510 円 100.0%) 競争性のない随意契約 (0 円 0.0%) その他 (0 円 0.0%)	総事業収入 103,653,686 円 (うち当機構取引額 92,265,294 円 89.0%) 競争契約 (90,678,059 円 98.3%) 企画競争・公募 (0 円 0.0%) 競争性のない随意契約 (960,575 円 1.0%) その他 (626,660 円 0.7%)

注) 上記金額は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間の金額である。

法人種別・名称	(関連公益法人等)	(関連公益法人等)
事項	一般社団法人ジョフカ 法人番号：2010005000216	一般社団法人とちか地域活性化支援機構 法人番号：1460105002142
業務概要	(1) 森林・林業に関する調査 (2) 森林・林業に関する技術開発 (3) 森林整備に関する事業 (4) 森林・林業に関する指導及び助言 (5) 森林・林業に関する研修、シンポジウム等の開催 (6) 前各号に掲げる事業の実施に必要な資料の収集及び情報の提供 (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業	(1) 地域の課題解決に関する事業 (2) 地域の活性化に関する事業 (3) 地域企業の社員教育および人材採用活動、インターンシップに関する事業 (4) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業
役員氏名	役員数 11名 代表理事 小澤 普照	役員数 11名 代表理事/理事長 山本 英明
関連公益法人等と当機構の取引の関連図	(独)国際協力機構 → (一社)ジョフカ (業務委託)	(独)国際協力機構 → (一社)とちか地域活性化支援機構 (業務委託)
資産	168,076,725 円	7,877,360 円
負債	129,089,704 円	9,654,987 円
(正味財産増減計算書)		
正味財産期首残高	44,452,843 円	△ 1,859,977 円
当期正味財産増減額		
一般正味財産の部		
○収益	○収益	○収益
・受取補助金等	・受取補助金等 5,050,000 円	・受取補助金等 0 円
・その他の収益	・その他の収益 154,747,919 円	・その他の収益 42,442,091 円
○費用	○費用 165,263,741 円	○費用 42,359,741 円
指定正味財産増減の部		
○収益	○収益	○収益
・受取補助金等	・受取補助金等 0 円	・受取補助金等 0 円
・その他の収益	・その他の収益 0 円	・その他の収益 0 円
○費用	○費用 0 円	○費用 0 円
正味財産期末残高	38,987,021 円	△ 1,777,627 円
(活動計算書)		
正味財産期首残高	-	-
当期収入合計額	-	-
当期支出合計額	-	-
当期収支差額	-	-
関連公益法人等の基本財産に対する出えん、拠出、寄附等の明細 運営費、事業費等に充てるため負担した会費、負担金等の明細	該当なし	該当なし
関連公益法人に対する債権・債務の明細	該当なし	該当なし
債務保証の明細	該当なし	該当なし
事業収入と当機構の発注等に係る金額・割合 (競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額等・割合)	総事業収入 141,744,118 円 (うち当機構取引額 126,871,818 円 89.5%) 競争契約 (0 円 0.0%) 企画競争・公募 (126,871,818 円 100.0%) 競争性のない随意契約 (0 円 0.0%) その他 (0 円 0.0%)	総事業収入 36,235,085 円 (うち当機構取引額 28,677,978 円 79.1%) 競争契約 (0 円 0.0%) 企画競争・公募 (23,078,686 円 80.5%) 競争性のない随意契約 (5,599,292 円 19.5%) その他 (0 円 0.0%)

法人種別・名称	(関連公益法人等)	(関連公益法人等)
事項	一般社団法人日本森林技術協会 法人番号：2010005017342	一般財団法人国際開発機構 法人番号：7010405009018
業務概要	(1) 科学技術に立脚する森林政策に関する考究及び提言 (2) 森林技術の発展及び普及 (3) 森林技術者の育成及び資格認定 (4) 学術奨励及び講習会等の開催 (5) 情報収集、調査及び研究 (6) 森林計画作成支援及び測量、設計 (7) 航空写真、人工衛星データの活用及び検査 (8) 森林認証 (9) 国際協力及び国際交流 (10) 印刷物の刊行及び物品の販売 (11) 森林技術者の派遣 (12) その他本協会の目的を達成するために必要な事業	(1) 国際開発に関する人材育成事業 (2) 国際開発及び援助政策に関する調査研究 (3) 国際開発に関する高等教育への協力 (4) 海外における技術協力等に関する事業 (5) 国際開発に資する民間企業活動への協力 (6) 国際開発に関する情報の発信、啓発及び広報 (7) 前各号の事業からの知見を活用した国内事業 (8) その他本財団の目的を達成するために必要な事業
役員氏名	役員数 19名 理事長 福田 隆政	役員数 8名 理事長 杉下 恒夫
関連公益法人等と当機構の取引の関連図	(独)国際協力機構 → (一社)日本森林技術協会 (業務委託)	(独)国際協力機構 → (一財)国際開発機構 (業務委託)
資産	2,520,742,571 円	739,054,121 円
負債	1,411,034,459 円	79,017,119 円
(正味財産増減計算書)		
正味財産期首残高	1,085,409,673 円	684,351,583 円
当期正味財産増減額		
一般正味財産の部		
○収益	○収益	○収益
・受取補助金等	・受取補助金等 0 円	・受取補助金等 1,000,000 円
・その他の収益	・その他の収益 2,002,069,830 円	・その他の収益 397,768,800 円
○費用	○費用 1,977,771,391 円	○費用 423,083,381 円
指定正味財産増減の部		
○収益	○収益	○収益
・受取補助金等	・受取補助金等 0 円	・受取補助金等 0 円
・その他の収益	・その他の収益 0 円	・その他の収益 0 円
○費用	○費用 0 円	○費用 0 円
正味財産期末残高	1,109,708,112 円	660,037,002 円
(活動計算書)		
正味財産期首残高	-	-
当期収入合計額	-	-
当期支出合計額	-	-
当期収支差額	-	-
関連公益法人等の基本財産に対する出えん、拠出、寄附等の明細 運営費、事業費等に充てるため負担した会費、負担金等の明細	該当なし	該当なし
関連公益法人に対する債権・債務の明細	未払金：149,211,562 円 未収入金：該当なし	未払金：121,732,328 円 未収入金：該当なし
債務保証の明細	該当なし	該当なし
事業収入と当機構の発注等に係る金額・割合 (競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額等・割合)	総事業収入 1,830,934,662 円 (うち当機構取引額 532,625,086 円 29.1%) 競争契約 (0 円 0.0%) 企画競争・公募 (531,289,692 円 99.7%) 競争性のない随意契約 (1,335,394 円 0.3%) その他 (0 円 0.0%)	総事業収入 391,712,861 円 (うち当機構取引額 327,873,502 円 83.7%) 競争契約 (0 円 0.0%) 企画競争・公募 (324,813,562 円 99.1%) 競争性のない随意契約 (0 円 0.0%) その他 (3,059,940 円 0.9%)

注) 上記金額は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間の金額である。

注) 上記金額は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間の金額である。

法人種別・名称	(関連公益法人等)	(関連公益法人等)
事項	一般財団法人国際臨海開発研究センター 法人番号：4010405010523	特定非営利活動法人アジア科学教育経済発展機構 法人番号：9010005004920
業務概要	(1)プロジェクト調査研究事業 ①世界の臨海開発及び国際物流に関する調査研究を行うこと ②海外における臨海開発及び物流に関する協力プロジェクトを行うこと (2)国際協力支援事業 ①臨海開発及び物流に関する我が国の技術の諸外国に対する技術移転を行うこと ②世界の臨海開発及び国際物流に関する情報の収集、分析を行うこと (3)国際交流・広報事業 ①臨海開発及び物流に係る海外の研究者及び専門家との国際交流を推進すること ②世界の臨海開発及び国際物流に関する研究会、講演会等の開催及び出版物の刊行を行うこと ③内外の研究機関と世界の臨海開発及び国際物流に関する共同研究を行うこと (4)その他センターの目的を達成するために必要な事業を行うこと	(1)社会教育の推進を図る活動 (2)まちづくりの推進を図る活動 (3)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 (4)環境の保全を図る活動 (5)国際協力の活動 (6)情報化社会の発展を図る活動 (7)科学技術の振興を図る活動 (8)経済活動の活性化を図る活動 (9)職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 (10)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
役員氏名	役員数 8名 代表理事・理事長 三宅 光一	役員数 15名 理事長 濱野 正啓
関連公益法人等と当機構の取引の関連図	(独)国際協力機構 → (一財)国際臨海開発研究センター (業務委託)	(独)国際協力機構 → (特非)アジア科学教育経済発展機構 (業務委託)
資産	1,815,168,351 円	322,682,125 円
負債	73,743,507 円	62,073,455 円
(正味財産増減計算書)		
正味財産期首残高	1,667,642,828 円	-
当期正味財産増減額		
一般正味財産の部		
○収益	○収益	○収益
・受取補助金等	・受取補助金等 0 円	・受取補助金等 -
・その他の収益	・その他の収益 590,517,170 円	・その他の収益 -
○費用	○費用 516,735,154 円	○費用 -
指定正味財産増減の部		
○収益	○収益	○収益
・受取補助金等	・受取補助金等 0 円	・受取補助金等 -
・その他の収益	・その他の収益 0 円	・その他の収益 -
○費用	○費用 0 円	○費用 -
正味財産期末残高	1,741,424,844 円	260,608,670 円
(活動計算書)		
正味財産期首残高	-	248,843,692 円
当期収入合計額	-	205,893,860 円
当期支出合計額	-	194,128,882 円
当期収支差額	-	11,764,978 円
関連公益法人等の基本財産に対する出えん、拠出、寄附等の明細 運営費、事業費等に充てるため負担した会費、負担金等の明細	該当なし	該当なし
関連公益法人に対する債権・債務の明細	未払金：149,350,410 円 未収入金：該当なし	未払金：39,900,300 円 未収入金：該当なし
債務保証の明細	該当なし	該当なし
事業収入と当機構の発注等に 係る金額・割合 (競争契約、企画競争・公募 及び競争性のない随意契約の 金額等・割合)	総事業収入 577,897,113 円 (うち当機構取引額 320,984,832 円 55.5%) 競争契約 (9,447,895 円 2.9%) 企画競争・公募 (274,390,459 円 85.5%) 競争性のない随意契約 (37,146,478 円 11.6%) その他 (0 円 0.0%)	総事業収入 205,857,615 円 (うち当機構取引額 79,553,385 円 38.6%) 競争契約 (69,010,465 円 86.7%) 企画競争・公募 (10,542,920 円 13.3%) 競争性のない随意契約 (0 円 0.0%) その他 (0 円 0.0%)

注1) 上記金額は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間の金額である。

注2) 「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」(平成23年法律第70号)により活動計算書を作成している。

法人種別・名称	(関連公益法人等)
事項	特定非営利活動法人国際農民参加型技術ネットワーク 法人番号：2050005002019
業務概要	(1)国際協力の活動に係わる事業 ①小規模農家への支援として、畑作、稲作、野菜栽培、農機具改良開発、灌漑などの適正技術の開発に関連する事業を行う ②小規模農家に対する農業技術の情報収集と提供 ③地域農業事情の調査及び適正技術開発研究 ④地域住民の人材育成及び技術支援 ⑤日本及び現地における研修活動 ⑥人材派遣等への支援 (2)経済活動の活性化を図る活動に係わる事業 ①適正な農業技術を通して参加型地域農村開発協力への協力 ②現地農業協同組合等に対して農民の参画事業に対する協力 ③農民への適正な農業技術の研修活動への協力 (3)学術の振興を図る活動に係わる事業 ①地域小規模農家の適正技術の開発、調査、研究 ②日本の農民、学生及び国際協力に携わる専門家等との交流事業 ③大学、研究機関等に対する協力支援
役員氏名	役員数 7名 会長 櫻井 文海 理事 永井 和夫 (元国際協力機構 筑波国際センター長) 理事 西村 美彦 (元国際協力機構 筑波国際センター課長代理) 監事 岩崎 薫 (元国際協力機構 シリア事務所長)
関連公益法人等と当機構の取引の関連図	(独)国際協力機構 → (特非)国際農民参加型技術ネットワーク (業務委託)
資産	27,439,607 円
負債	11,867,715 円
(正味財産増減計算書)	
正味財産期首残高	-
当期正味財産増減額	
一般正味財産の部	
○収益	○収益
・受取補助金等	・受取補助金等 -
・その他の収益	・その他の収益 -
○費用	○費用 -
指定正味財産増減の部	
○収益	○収益
・受取補助金等	・受取補助金等 -
・その他の収益	・その他の収益 -
○費用	○費用 -
正味財産期末残高	15,571,892 円
(活動計算書)	
正味財産期首残高	17,050,068 円
当期収入合計額	32,812,221 円
当期支出合計額	34,290,397 円
当期収支差額	△ 1,478,176 円
関連公益法人等の基本財産に対する出えん、拠出、寄附等の明細 運営費、事業費等に充てるため負担した会費、負担金等の明細	該当なし
関連公益法人に対する債権・債務の明細	未払金：8,472,571 円 未収入金：該当なし
債務保証の明細	該当なし
事業収入と当機構の発注等に係る金額・割合 (競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額等・割合)	総事業収入 29,491,295 円 (うち当機構取引額 29,092,340 円 98.6%) 競争契約 (0 円 0.0%) 企画競争・公募 (28,769,772 円 98.9%) 競争性のない随意契約 (0 円 0.0%) その他 (322,568 円 1.1%)

注) 「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」(平成23年法律第70号)により活動計算書を作成している。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年6月18日

独立行政法人国際協力機構

理事長 北岡 伸一 殿

EY新日本 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

長尾 礎樹 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

児玉 卓也 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

細野 和也 

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、独立行政法人国際協力機構の2020年4月1日から2021年3月31日までの第18期事業年度の有償資金協力勘定に係る財産目録及び2020年10月1日から2021年3月31日までの勘定別損益計算書（以下、「勘定別下半期損益計算書」という。）を除く独立行政法人国際協力機構法第28条に定める勘定別財務諸表、すなわち、有償資金協力勘定に係る勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記、並びに、独立行政法人通則法第38条の規定に準じて作成する勘定別行政コスト計算書、勘定別純資産変動計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、及び勘定別附属明細書（関連会社の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。以下同じ。）（以下、「財務諸表等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人国際協力機構の2021年3月31日現在の有償資金協力勘定の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の運営状況及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。独立行政法人の監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、独立行政法人から独立しており、また、会計監査人のその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表等に重要な虚偽表示をもたらす独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽表示の要因とならない独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

財務諸表等に対する独立行政法人の長及び監事の責任

独立行政法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために独立行政法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

財務諸表等監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正及び誤謬並びに違法行為により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに独立行政法人の長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 財務諸表等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表等に重要な虚偽表示をもたらす要因となることに十分留意して計画し、監査を実施する。
- ・ 会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び独立行政法人の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 会計監査人は、監事に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

<財産目録、勘定別下半期損益計算書、利益の処分に関する書類、業務報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告>

会計監査人の報告

当監査法人は、独立行政法人国際協力機構の2020年4月1日から2021年3月31日までの第18期事業年度の有償資金協力勘定に係る財産目録、勘定別下半期損益計算書、利益の処分に関する書類、業務報告書（会計に関する部分に限る。）及び勘定別決算報告書について監査を行った。なお、有償資金協力勘定に係る業務報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、業務報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。ただし、当監査法人は、第15期事業年度に会計監査人に選任されたので、有償資金協力勘定に係る業務報告書に記載されている事項のうち第14期事業年度以前の会計に関する部分は、前任会計監査人の監査を受けた有償資金協力勘定に係る勘定別財務諸表に基づき記載されている。

当監査法人の報告は次のとおりである。

- (1) 有償資金協力勘定に係る財産目録は、勘定別貸借対照表の資産の部に基づいて作成されているものと認める。
- (2) 有償資金協力勘定に係る勘定別下半期損益計算書は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第18期事業年度の有償資金協力勘定に係る勘定別損益計算書及び2020年4月1日から2020年9月30日までの第18期事業年度上半期の有償資金協力勘定に係る勘定別損益計算書に基づいて作成されているものと認める。
- (3) 有償資金協力勘定に係る利益の処分に関する書類は、法令に適合しているものと認める。
- (4) 有償資金協力勘定に係る業務報告書（第15期事業年度以降の各事業年度の会計に関する部分に限る。）は、独立行政法人国際協力機構の有償資金協力勘定の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているものと認める。
- (5) 有償資金協力勘定に係る勘定別決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとめごとにより有償資金協力勘定の決算の状況を正しく示しているものと認める。

独立行政法人の長及び監事の責任

独立行政法人の長の責任は、勘定別貸借対照表の資産の部に基づいた財産目録を作成すること、2020年4月1日から2021年3月31日までの第18期事業年度の勘定別損益計算書及び2020年4月1日から2020年9月30日までの第18期事業年度上半期の勘定別損益計算書に基づいて勘定別下半期損益計算書を作成すること、法令に適合した利益の処分に関する書類を作成すること、独立行政法人国際協力機構の有償資金協力勘定の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示す業務報告書を作成すること、並びに独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとめりにごとに決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

会計監査人の責任

会計監査人の責任は、財産目録が勘定別貸借対照表の資産の部に基づいて作成されているか、勘定別下半期損益計算書が2020年4月1日から2021年3月31日までの第18期事業年度の勘定別損益計算書及び2020年4月1日から2020年9月30日までの第18期事業年度上半期の勘定別損益計算書に基づいて作成されているか、利益の処分に関する書類が法令に適合して作成されているか、業務報告書（会計に関する部分に限る。）が独立行政法人国際協力機構の有償資金協力勘定の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているか並びに決算報告書が独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとめりにごとに決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から報告することにある。

その他の事項

独立行政法人国際協力機構は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、2020年4月1日から2021年3月31日までの第18期事業年度の有償資金協力勘定に係る独立行政法人国際協力機構法第28条に定める財務諸表及び独立行政法人国際協力機構法第30条に定める決算報告書を作成しており、当監査法人は、独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、これらに対して、2021年6月18日に別途、監査報告書を発行している。

利害関係

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監查報告

監査報告(有償資金協力勘定)

独立行政法人国際協力機構法第28条第1項及び同法第30条第1項の規定に基づき、独立行政法人国際協力機構（以下「法人」という。）の有償資金協力勘定の令和2事業年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）の財務諸表（財産目録、貸借対照表、損益計算書）及び決算報告書並びに同下半期（令和2年10月1日～令和3年3月31日）の損益計算書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書並びに同下半期の損益計算書（以下「当該事業年度に係る財務諸表等」という。）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、法人の有償資金協力勘定の当該事業年度に係る財務諸表等の監査を行った。

II 監査の結果

当該事業年度に係る財務諸表等に係る会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

令和3年6月18日

独立行政法人国際協力機構

監事

町井 弘実 

監事

早道 信光 

監事

戸川 正人 

令和 2 事業年度

財 務 諸 表

【有償資金協力勘定】

独立行政法人国際協力機構

法人番号 9010005014408

※独立行政法人国際協力機構法第 28 条第 1 項に定める財務諸表は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書ですが、同条第 2 項に基づき、附属明細書を、また独立行政法人会計基準第 42 に基づき、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び利益の処分又は損失の処理に関する書類を含めて掲載しています。

財 産 目 録

(令和3年3月31日現在)

【有償資金協力勘定】

(単位：円)

流動資産	13,445,271,022,326		
現金及び預金	220,490,351,756	普通預金・当座預金・定期預金	三菱UFJ銀行外一行
貸付金	13,341,709,724,403	1,760	口
貸倒引当金	△ 176,362,554,433		
前渡金	14,593,509,164		
前払費用	24,505,557		
未収収益	33,239,378,331		
未収貸付金利息	32,928,016,163	当年度末における未収貸付金利息	
未収コミットメントチャージ	310,732,667	当年度末における未収コミットメントチャージ	
未収受取利息	629,501	当年度末における未収受取利息	
未収入金	931,733,141		
積送物品	9,200,338		
仮払金	1,042,137		
立替金	252,783		
差入保証金	10,303,000,000	7	点
金融派生商品	330,879,149		
固定資産	158,555,334,702		
有形固定資産	9,164,900,927		
建物	2,078,470,758	7	棟 (延 10,988.74㎡)
構築物	51,635,137	22	点
機械装置	19,255,765	49	点
車両運搬具	275,127,176	411	点
工具器具備品	124,810,430	554	点
土地	6,612,073,027	5	箇所 (8,353.59㎡)
建設仮勘定	3,528,634		
無形固定資産	5,015,909,216		
商標権	164,133	2	口
ソフトウェア	4,174,770,369	25	口
ソフトウェア仮勘定	840,974,714		
投資その他の資産	144,374,524,559		
投資有価証券	6,644,809,096	11	口
関係会社株式	76,088,813,760	7	口
金銭の信託	60,952,968,634	1	口
破産債権、再生債権、更生債権 その他これらに準ずる債権	87,062,884,239	13	口
貸倒引当金	△ 87,062,884,239		
長期前払費用	5,356,202		
差入保証金	682,576,867	306	点
合計	13,603,826,357,028		

貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

【有償資金協力勘定】

(単位：円)

資産の部

I 流動資産

現金及び預金		220,490,351,756
貸付金	13,341,709,724,403	
貸倒引当金	△ 176,362,554,433	13,165,347,169,970
前渡金		14,593,509,164
前払費用		24,505,557
未収収益		
未収貸付金利息	32,928,016,163	
未収コミットメントチャージ	310,732,667	
未収受取利息	629,501	33,239,378,331
未収入金		931,733,141
積送物品		9,200,338
仮払金		1,042,137
立替金		252,783
差入保証金		10,303,000,000
金融派生商品		330,879,149
流動資産合計		13,445,271,022,326

II 固定資産

1 有形固定資産

建物		4,086,985,275
減価償却累計額	△ 1,343,663,861	
減損損失累計額	△ 664,850,656	2,078,470,758
構築物	98,256,953	
減価償却累計額	△ 34,951,348	
減損損失累計額	△ 11,670,468	51,635,137
機械装置	200,923,736	
減価償却累計額	△ 79,380,291	
減損損失累計額	△ 102,287,680	19,255,765
車両運搬具	588,241,740	
減価償却累計額	△ 313,114,564	275,127,176
工具器具備品	331,486,219	
減価償却累計額	△ 206,675,789	124,810,430
土地	12,703,270,000	
減損損失累計額	△ 6,091,196,973	6,612,073,027
建設仮勘定		3,528,634
有形固定資産合計		9,164,900,927

2 無形固定資産

商標権		164,133
ソフトウェア		4,174,770,369
ソフトウェア仮勘定		840,974,714
無形固定資産合計		5,015,909,216

3 投資その他の資産

投資有価証券		6,644,809,096
関係会社株式		76,088,813,760
金銭の信託		60,952,968,634
破産債権、再生債権、更生債権 その他これらに準ずる債権	87,062,884,239	
貸倒引当金	△ 87,062,884,239	0
長期前払費用		5,356,202
差入保証金		682,576,867
投資その他の資産合計		144,374,524,559

固定資産合計 158,555,334,702

資産合計 13,603,826,357,028

負債の部

I 流動負債

1年以内償還予定債券		10,000,000,000	
1年以内償還予定財政融資資金借入金		104,069,412,000	
未払金		6,494,601,195	
未払費用		5,220,227,342	
金融派生商品		10,835,718,253	
リース債務		19,742,168	
預り金		5,920,629,144	
前受収益		63,503,629	
引当金			
賞与引当金	340,773,166		
偶発損失引当金	2,889,391,466	3,230,164,632	
仮受金		447,165,549	
流動負債合計			146,301,163,912

II 固定負債

債券		898,210,600,000	
債券発行差額	△	491,968,177	
財政融資資金借入金		2,518,682,574,000	
長期リース債務		25,566,258	
長期預り金		6,256,934,391	
退職給付引当金		3,840,857,382	
資産除去債務		105,610,150	
固定負債合計			3,426,630,174,004
負債合計			3,572,931,337,916

純資産の部

I 資本金

政府出資金		8,202,167,840,510	
資本金合計			8,202,167,840,510

II 利益剰余金

準備金		1,799,525,577,448	
当期末処分利益		33,007,576,003	
(うち当期総利益)		(33,007,576,003)	
利益剰余金合計			1,832,533,153,451

III 評価・換算差額等

関係会社株式評価差額金		28,561,015,486	
その他有価証券評価差額金		3,057,549,606	
繰延ヘッジ損益	△	35,424,539,941	
評価・換算差額等合計			△ 3,805,974,849

純資産合計 10,030,895,019,112

負債純資産合計 13,603,826,357,028

行政コスト計算書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

【有償資金協力勘定】

(単位：円)

I	損益計算書上の費用		
	有償資金協力業務関係費	101,059,986,208	
	臨時損失	<u>4,398,721</u>	
	損益計算書上の費用合計		<u>101,064,384,929</u>
II	行政コスト		<u>101,064,384,929</u>

損 益 計 算 書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

【有償資金協力勘定】

(単位：円)

経常費用

有償資金協力業務関係費

債券利息	8,396,119,897	
借入金利息	12,542,487,529	
金利スワップ支払利息	5,678,688,163	
その他支払利息	100,419,436	
業務委託費	17,584,612,927	
債券発行費	558,186,305	
人件費	4,058,750,471	
賞与引当金繰入	340,773,166	
退職給付費用	15,469,364	
物件費	11,608,144,594	
減価償却費	1,944,557,729	
税金	95,451,492	
投資有価証券整理損	9,114,540	
投資有価証券評価損	462,060,825	
関係会社株式評価損	118,208,022	
利息費用	△ 1,409	
貸倒引当金繰入	34,309,800,450	
偶発損失引当金繰入	846,513,534	
その他業務費用	2,390,581,173	
その他経常費用	48,000	101,059,986,208
経常費用合計		101,059,986,208

101,059,986,208

経常収益

有償資金協力業務収入

貸付金利息	122,933,576,248	
受取配当金	4,328,962,868	
貸付手数料	3,118,894,321	
外国為替差益	1,049,973,350	
金銭の信託運用益	1,597,180,122	
その他業務収益	327,310,669	133,355,897,578
財務収益		133,355,897,578

財務収益

受取利息	27,423,802	27,423,802
雑益		686,411,740

経常収益合計		134,069,733,120
経常利益		33,009,746,912

臨時損失

固定資産除却損	4,056,174	
固定資産売却損	342,547	4,398,721
		4,398,721

臨時利益

固定資産売却益	2,227,812	2,227,812
		2,227,812

当期純利益		33,007,576,003
当期総利益		33,007,576,003

純資産変動計算書
(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

【有償資金協力勘定】

(単位：円)

	I 資本金		準備金	II 利益剰余金 (又は繰越欠損金)			III 評価・換算差額等				純資産 合計
	政府 出資金	資本金 合計		当期末処分 利益 (又は 当期末 処理損失)	うち当期 総利益 (又は当 期総損失)	利益剰余 金 (又は 繰越欠損 金) 合計	関係会社株式 評価差額金	その他有 価証券評 価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	8,150,727,840,510	8,150,727,840,510	1,703,880,995,457	95,644,581,991	-	1,799,525,577,448	-	6,492,694,355	△ 41,466,809,061	△ 34,974,114,706	9,915,279,303,252
当期変動額											
I 資本金の当期変動額											
出資金の受入	51,440,000,000	51,440,000,000									51,440,000,000
II 利益剰余金 (又は繰越欠損金) の当期変動額											
(1) 利益の処分又は損失の処理											
利益処分による積み立て			95,644,581,991	△ 95,644,581,991	-	-					-
(2) その他											
当期純利益 (又は当期純損失)				33,007,576,003	33,007,576,003	33,007,576,003					33,007,576,003
III 評価・換算差額等の当期変動額 (純額)							28,561,015,486	△ 3,435,144,749	6,042,269,120	31,168,139,857	31,168,139,857
当期変動額合計	51,440,000,000	51,440,000,000	95,644,581,991	△ 62,637,005,988	33,007,576,003	33,007,576,003	28,561,015,486	△ 3,435,144,749	6,042,269,120	31,168,139,857	115,615,715,860
当期末残高	8,202,167,840,510	8,202,167,840,510	1,799,525,577,448	33,007,576,003	33,007,576,003	1,832,533,153,451	28,561,015,486	3,057,549,606	△ 35,424,539,941	△ 3,805,974,849	10,030,895,019,112

キャッシュ・フロー計算書
(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

【有償資金協力勘定】

(単位：円)

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	貸付による支出	△ 1,413,623,262,243
	民間借入金の返済による支出	△ 10,284,892,800
	財政融資資金借入金の返済による支出	△ 113,930,372,000
	利息の支払額	△ 24,384,625,423
	人件費支出	△ 4,799,796,510
	その他の業務支出	△ 47,572,930,656
	貸付金の回収による収入	696,164,269,295
	民間借入による収入	10,439,784,000
	財政融資資金借入による収入	667,500,000,000
	債券の発行による収入	112,936,944,115
	貸付金利息収入	111,119,384,588
	貸付手数料収入	3,340,447,622
	その他の業務収入	12,264,966,522
	小計	△ 830,083,490
	利息及び配当金の受取額	4,401,357,499
	業務活動によるキャッシュ・フロー	3,571,274,009
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	固定資産の取得による支出	△ 1,049,410,295
	固定資産の売却による収入	7,085,798
	投資有価証券の取得による支出	△ 3,164,042,002
	投資有価証券の売却及び回収による収入	82,589,936
	関係会社株式の取得による支出	△ 928,240,456
	金銭の信託の増加による支出	△ 16,516,100,274
	金銭の信託の減少による収入	6,377,901,033
	定期預金の預入による支出	△ 45,065,171,000
	定期預金の払戻による収入	50,367,998,000
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 9,887,389,260
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	リース債務の返済による支出	△ 148,773,421
	政府出資の受入による収入	51,440,000,000
	財務活動によるキャッシュ・フロー	51,291,226,579
IV	資金に係る換算差額	△ 42,736,061
V	資金増加額（又は△減少額）	44,932,375,267
VI	資金期首残高	175,557,976,489
VII	資金期末残高	220,490,351,756

利益の処分に関する書類
(令和3年3月31日)

【有償資金協力勘定】

(単位：円)

I 当期末処分利益		<u>33,007,576,003</u>
当期総利益	33,007,576,003	
II 利益処分類		
準備金	33,007,576,003	<u><u>33,007,576,003</u></u>

重要な会計方針

【有償資金協力勘定】

当年度より、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解（平成12年2月16日（令和2年3月26日改訂））並びに独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解に関するQ&A（平成12年8月（令和2年6月最終改訂））を適用しております。

1. 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～50年
構築物	2～46年
機械装置	2～17年
車両運搬具	2～6年
工具器具備品	2～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を0とする定額法によっております。

2. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、役職員への賞与の支払いに備えるため、役職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。

3. 退職給付に係る引当金の計上基準及び退職給付費用の処理方法

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。また、数理計算上の差異及び過去勤務費用の損益処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異：その発生年度に一括して損益処理しております。

過去勤務費用：その発生年度に一括して損益処理しております。

4. 引当金等の計上根拠及び計上基準

(1) 貸倒引当金

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上又は直接減額しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収

可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認めらるる額を計上又は直接減額しております。なお、上記債権額から直接減額した金額はありません。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見積額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署（地域部等）が資産査定を実施し、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。また、査定結果は、査定実施部署から独立した資産監査部署が監査しております。

（２） 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、融資契約承諾済融資未実行額のうち、確実に貸付義務を負っている金額等に関して、偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

5. 有価証券の評価基準及び評価方法

（１） 関係会社株式

出資先持分額により評価し、移動平均法による取得原価との評価差額は部分純資産直入法により処理しております。

（２） その他有価証券

① 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法を採用し、評価差額は全部純資産直入法により処理しております。売却原価は移動平均法により算定しております。

② 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用し、売却原価は移動平均法により算定しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を取り込む方法によっております。

（３） 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券

上記（２）と同じ方法によっております。

（会計方針の変更）

関係会社株式については、前年度まで移動平均法による原価法（ただし、持分相当額が取得原価より下落した場合には、持分相当額）により評価しておりましたが、独立行政法人会計基準等の改訂に伴い、当年度より出資先持分額により評価し、移動平均法による取得原価との評価差額は部分純資産直入法により処理する方法へ変更しております。この変更による損益への影響はありません。

6. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

7. 債券発行差額の償却方法

債券発行差額は、債券の償還期間にわたって償却しております。

8. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、主として期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

9. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては繰延ヘッジ処理又は特例処理によっております。通貨スワップについては振当処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- ① ヘッジ手段・・・金利スワップ
ヘッジ対象・・・貸付金及び外貨建債券
- ② ヘッジ手段・・・通貨スワップ
ヘッジ対象・・・外貨建貸付金及び外貨建債券

(3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

貸付金の相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象及びヘッジ手段の各期日、想定元本等に差異がないかを基礎として判断しております。

特例処理の要件を満たしている金利スワップ、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

注記事項

【有償資金協力勘定】

(貸借対照表関係)

1. 連帯債務

当機構は株式会社国際協力銀行が承継した次の国際協力銀行既発債券について、連帯して債務を負っております。

財投機関債	20,000,000,000 円
-------	------------------

2. 担保受入金融資産

自由処分権を有する担保受入金融資産の当年度末における時価は 4,803,421,200 円であります。

3. 融資契約承諾済融資未実行額

当機構の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金使途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当機構は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内でかつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行額は 7,272,140,180,942 円であります。

(行政コスト計算書関係)

1. 独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	101,064,384,929 円
自己収入等	△134,071,960,932 円
機会費用	9,816,466,635 円
<hr/>	
独立行政法人の業務運営に関して 国民の負担に帰せられるコスト	△23,191,109,368 円

2. 機会費用の計上方法

(1) 政府出資から生ずる機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和3年3月末利回りを参考に0.120%で計算しております。

(2) 公務員からの出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が出向元に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、当機構での勤務期間に対応する部分について、内規に基づき計算しております。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

キャッシュ・フロー計算書における資金は、普通預金及び当座預金であります。

1. 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

(令和3年3月31日現在)

現金及び預金	220,490,351,756円
定期預金	0円
資金の期末残高	220,490,351,756円

2. 重要な非資金取引

(1) ファイナンスリースによる資産の取得

工具器具備品	6,821,112円
--------	------------

(2) 資産除去債務の追加計上

当年度において資産除去債務を追加計上しております。これによる資産及び負債の増加額は次のとおりであります。

建物	35,237,409円
資産除去債務	35,237,409円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

有償資金協力勘定では、貸付事業及び出資事業などの有償の資金供与による協力業務を実施しております。これらの業務を実施するため、財政融資資金及び金融機関からの借入、債券の発行及び政府出資の受入により資金を調達しております。なお、資産及び負債の総合的管理（ALM）の観点から、金利変動及び為替変動による不利な影響を軽減させるべくデリバティブ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

有償資金協力勘定で保有する金融資産は、主に開発途上地域に対する貸付金であり、貸付先の契約不履行によってもたらされる信用リスク及び金利の変動リスクにさらされております。また、有価証券、投資有価証券、関係会社株式及び金銭の信託は、政策推進目的等で保有しており、これらは、発行体等の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクにさらされております。

借入金及び債券は、一定の環境の下で市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクにさらされております。

外貨建債権債務については、上記に加えて為替の変動リスクにさらされております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

有償資金協力勘定では、統合的リスク管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸付金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運用しております。これらの与信管理は、営業関連部署（地域部等）のほか審査部及び総務部により行われ、また、定期的に有償資金協力勘定リスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査室がチェックしております。

投資有価証券及び関係会社株式の発行体や金銭の信託の受託者の信用リスクに関しては、民間連携事業部において、信用情報等の把握を定期的に行うことで管理しております。

デリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、取引先に対するエクスポージャーや信用状態の把握を定期的に行い、必要に応じ担保徴求することで管理しております。

② 市場リスクの管理

イ) 金利リスクの管理

予め法令又は業務方法書等により定められた方法により利率を決定しております。なお、金利変動による不利な影響が生じる可能性があることから、金利変動リスクのヘッジを目的として、金利スワップ取引を行っております。

ロ) 為替リスクの管理

外貨建債権債務は為替の変動リスクにさらされるため、外貨建債権に対して外貨建債務を調達しているほか、通貨スワップ等を利用して為替リスクの回避又は抑制を行っております。

ハ) 価格変動リスクの管理

保有している株式等は、政策目的で保有しているものであり、出資先の市場環境や財務状況、為替などによる評価額の変動をモニタリングしております。

これらの情報は、有償資金協力勘定リスク管理委員会や理事会において定期的に報告されております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

有償資金協力勘定については、国会議決を受けた政府関係機関予算に基づき資金計画を作成し、資金調達を行っております。

④ デリバティブ取引の管理

デリバティブ取引は、スワップ関連規程に基づき、取引の執行、ヘッジ有効性評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し、内部牽制の確立された体制の下で実施・管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：円)

	貸借対照表計上額* 1	時価* 1	差額
(1) 貸付金	13,341,709,724,403		
貸倒引当金	△176,362,554,433		
	13,165,347,169,970	13,641,596,750,199	476,249,580,229
(2) 破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権	87,062,884,239		
貸倒引当金	△87,062,884,239		
	0	0	0
(3) 財政融資資金借入金 (1年以内償還予定を含む)	(2,622,751,986,000)	(2,658,216,055,917)	35,464,069,917
(4) 債券 (1年以内償還予定を含む)	(908,210,600,000)	(952,564,773,087)	44,354,173,087
(5) デリバティブ取引* 2			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(2,553,663,459)	(2,553,663,459)	0
ヘッジ会計が適用されているもの	(7,951,175,645)	(7,951,175,645)	0
	(10,504,839,104)	(10,504,839,104)	0

* 1 負債に計上されているものは、() で示しております。

* 2 資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。なお、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

① 貸付金

貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で政策金利を反映するため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額をもって時価としております。一方、固定金利によるものは、元利金の合計額をリスクフリーレートに信用リスクを加味したレートで割り引いて時価を算定しております。なお、通貨スワップの振当処理の対象とされた貸付金については、当該通貨スワップの時価を反映しております。

② 破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権

破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該価額をもって時価としております。

③ 財政融資資金借入金 (1年以内償還予定を含む)

財政融資資金借入金 (1年以内償還予定を含む) の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によるしております。

④ 債券 (1年以内償還予定を含む)

債券 (1年以内償還予定を含む) のうち、市場価格のあるものは市場価格によるしております。市場価格のないものは、元利金の合計額をリスクフリーレートで割り引

いて時価を算定しております。なお、金利スワップの特例処理又は通貨スワップの振当処理の対象とされた債券については、当該金利スワップ又は通貨スワップの時価を反映しております。

⑤ デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）であり、割引現在価値を時価としております。なお、金利スワップの特例処理又は通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金及び債券と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金及び債券の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：円)

	貸借対照表計上額
投資有価証券 * 1	6,644,809,096
関係会社株式 * 1	76,088,813,760
金銭の信託 * 2	60,952,968,634
融資契約承諾済融資未実行額 * 3	0

* 1 これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

* 2 金銭の信託については、信託財産が、時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものであります。

* 3 融資契約承諾済融資未実行額については、融資対象である開発途上地域における開発事業等の執行の態様が極めて多様であること等から、将来の融資実行に関する合理的な見積りが困難であるため、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

(単位：円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	60,952,968,634	53,856,137,974	7,096,830,660	7,096,830,660	0

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」及び「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当機構は、職員の退職給付に充てるため、確定給付制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度、確定拠出制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：円)	
期首における退職給付債務	6,495,427,271
勤務費用	273,328,292
利息費用	33,582,100
数理計算上の差異の当期発生額	99,278,855
退職給付の支払額	△376,713,019
過去勤務費用の当期発生額	0
制度加入者からの拠出額	16,293,328
期末における退職給付債務	6,541,196,827

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：円)	
期首における年金資産	2,269,775,603
期待運用収益	45,395,512
数理計算上の差異の当期発生額	357,754,384
事業主からの拠出額	109,430,168
退職給付の支払額	△98,309,550
制度加入者からの拠出額	16,293,328
期末における年金資産	2,700,339,445

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：円)	
積立型制度の退職給付債務	2,868,131,662
年金資産	△2,700,339,445
積立型制度の未積立退職給付債務	167,792,217
非積立型制度の未積立退職給付債務	3,673,065,165
小計	3,840,857,382
未認識数理計算上の差異	0
未認識過去勤務費用	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,840,857,382
退職給付引当金	3,840,857,382
前払年金費用	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,840,857,382

(4) 退職給付に関連する損益

	(単位：円)
勤務費用	273,328,292
利息費用	33,582,100
期待運用収益	△45,395,512
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△258,475,529
過去勤務費用の当期の費用処理額	0
臨時に支払った割増退職金	0
合計	3,039,351

(5) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	28%
株式	44%
生命保険会社一般勘定	17%
その他	11%
合計	100%

(6) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産長期期待運用収益率は、保有している年金資産の構成、過去の運用実績、市場の動向等を考慮し決定しております。

(7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	確定給付企業年金	0.23%
	退職一時金	0.74%
長期期待運用収益率		2.00%

3. 確定拠出制度

当機構の確定拠出制度への要拠出額は、12,430,013円であります。

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引に係る未経過リース料

貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料	129,367円
貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料	0円

(資産除去債務関係)

1. 資産除去債務の概要

本部ビルについて、建物賃借契約に伴う原状回復義務に基づき、原状回復費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しております。

2. 資産除去債務の金額と算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は5年、割引率は△0.048%から0.529%を採用しております。

3. 当年度における当該資産除去債務の総額の増減

(単位：円)

期首残高	70,374,150
有形固定資産の取得に伴う増加額	35,237,409
時の経過による調整額	△1,409
資産除去債務の履行による減少額	0
期末残高	105,610,150

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響について、当機構は、2021年度以降は追加の財政出動やワクチン接種拡大により、経済活動が回復していくとの仮定を置いています。当該仮定を基本として、債務者の個別の事情等も勘案し、当年度末において貸倒引当金263,425百万円及び偶発損失引当金2,889百万円を計上しております。当該仮定については、国際通貨基金（IMF）が2021年4月に公表した世界経済見通し（WEO）のベースラインシナリオとも整合しています。なお、依然として不確実性が高い環境が世界的に続くことも想定されることから、今後、当機構の債務者の中長期の財政状況等が想定を超えて悪化する事象等が生じる場合には、信用格付の低下を通じて来期以降の貸倒引当金及び偶発損失引当金の計上額に影響を与える可能性があります。

(重要な債務負担行為)

契約に基づき翌年度以降に支払いを予定している債務負担行為額は、6,268,972,140円であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

損 益 計 算 書

(令和2年10月1日～令和3年3月31日)

【有償資金協力勘定】

(単位：円)

経常費用		
有償資金協力業務関係費		
債券利息	4,104,414,806	
借入金利息	6,757,722,218	
金利スワップ支払利息	2,811,508,972	
業務委託費	11,354,747,976	
債券発行費	178,224,145	
人件費	1,738,679,074	
賞与引当金繰入	340,773,166	
物件費	6,328,803,271	
減価償却費	970,558,634	
税金	1,023,500	
投資有価証券整理損	9,114,540	
利息費用	△ 1,409	
貸倒引当金繰入	31,941,031,233	
偶発損失引当金繰入	1,067,164,636	
その他業務費用	2,476,108,400	
その他経常費用	48,000	70,079,921,162
経常費用合計		70,079,921,162
経常収益		
有償資金協力業務収入		
貸付金利息	60,468,656,128	
受取配当金	4,261,015,396	
貸付手数料	1,822,890,639	
外国為替差益	824,518,525	
投資有価証券評価益	118,536,717	
関係会社株式評価益	34,536,026	
金銭の信託運用益	6,605,926,724	74,136,080,155
財務収益		
受取利息	14,382,679	14,382,679
雑益		636,736,810
経常収益合計		74,787,199,644
経常利益		4,707,278,482
臨時損失		
固定資産除却損		2,387,755
固定資産売却損		77,000
		2,464,755
臨時利益		
固定資産売却益		2,005,746
		2,005,746
当期純利益		4,706,819,473
当期総利益		4,706,819,473

重要な会計方針

【有償資金協力勘定】

1. 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～50年
構築物	2～46年
機械装置	2～17年
車両運搬具	2～6年
工具器具備品	2～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を0とする定額法によっております。

2. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、役職員への賞与の支払いに備えるため、役職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。

3. 退職給付に係る引当金の計上基準及び退職給付費用の処理方法

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。また、数理計算上の差異及び過去勤務費用の損益処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異：その発生年度に一括して損益処理しております。

過去勤務費用：その発生年度に一括して損益処理しております。

4. 引当金等の計上根拠及び計上基準

(1) 貸倒引当金

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上又は直接減額しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上又は直接減額しております。なお、上記債権額から直接減額した金額はありません。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績

率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見積額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署（地域部等）が資産査定を実施し、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。また、査定結果は、査定実施部署から独立した資産監査部署が監査しております。

（２） 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、融資契約承諾済融資未実行額のうち、確実に貸付義務を負っている金額等に関して、偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

5. 有価証券の評価基準及び評価方法

（１） 関係会社株式

出資先持分額により評価し、移動平均法による取得原価との評価差額は部分純資産直入法により処理しております。

（２） その他有価証券

① 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法を採用し、評価差額は全部純資産直入法により処理しております。売却原価は移動平均法により算定しております。

② 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用し、売却原価は移動平均法により算定しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を取り込む方法によっております。

（３） 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券

上記（２）と同じ方法によっております。

6. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

7. 債券発行差額の償却方法

債券発行差額は、債券の償還期間にわたって償却しております。

8. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、主として期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

9. ヘッジ会計の方法

（１） ヘッジ会計の方法

金利スワップについては繰延ヘッジ処理又は特例処理によっております。通貨スワップについては振当処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- ① ヘッジ手段・・・金利スワップ
ヘッジ対象・・・貸付金及び外貨建債券
- ② ヘッジ手段・・・通貨スワップ
ヘッジ対象・・・外貨建貸付金及び外貨建債券

(3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

貸付金の相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象及びヘッジ手段の各期日、想定元本等に差異がないかを基礎として判断しております。

特例処理の要件を満たしている金利スワップ、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

注記事項

【有償資金協力勘定】

(貸借対照表関係)

1. 連帯債務

当機構は株式会社国際協力銀行が承継した次の国際協力銀行既発債券について、連帯して債務を負っております。

財投機関債 20,000,000,000 円

2. 担保受入金融資産

自由処分権を有する担保受入金融資産の当年度末における時価は 4,803,421,200 円であります。

3. 融資契約承諾済融資未実行額

当機構の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金使途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当機構は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内でかつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行額は 7,272,140,180,942 円であります。

(損益計算書関係)

下半期損益計算書は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの年度損益計算書及び令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの上半期損益計算書に基づいて作成しております。すなわち、下半期損益計算書は、年度損益計算書から上半期損益計算書を控除した後、必要に応じて適切な組み替えを行い作成しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

有償資金協力勘定では、貸付事業及び出資事業などの有償の資金供与による協力業務を実施しております。これらの業務を実施するため、財政融資資金及び金融機関からの借入、債券の発行及び政府出資の受入により資金を調達しております。なお、資産及び負債の総合的管理 (ALM) の観点から、金利変動及び為替変動による不利な影響を軽減させるべくデリバティブ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

有償資金協力勘定で保有する金融資産は、主に開発途上地域に対する貸付金であり、貸付先の契約不履行によってもたらされる信用リスク及び金利の変動リスクにさらされております。また、有価証券、投資有価証券、関係会社株式及び金銭の信託は、政策推進目的等で保有しており、これらは、発行体等の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクにさらされております。

借入金及び債券は、一定の環境の下で市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクにさらされております。

外貨建債権債務については、上記に加えて為替の変動リスクにさらされております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

有償資金協力勘定では、統合的リスク管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸付金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運用しております。これらの与信管理は、営業関連部署（地域部等）のほか審査部及び総務部により行われ、また、定期的に有償資金協力勘定リスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査室がチェックしております。

投資有価証券及び関係会社株式の発行体や金銭の信託の受託者の信用リスクに関しては、民間連携事業部において、信用情報等の把握を定期的に行うことで管理しております。

デリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、取引先に対するエクスポージャーや信用状態の把握を定期的に行い、必要に応じ担保徴求することで管理しております。

② 市場リスクの管理

イ) 金利リスクの管理

予め法令又は業務方法書等により定められた方法により利率を決定しております。なお、金利変動による不利な影響が生じる可能性があることから、金利変動リスクのヘッジを目的として、金利スワップ取引を行っております。

ロ) 為替リスクの管理

外貨建債権債務は為替の変動リスクにさらされるため、外貨建債権に対して外貨建債務を調達しているほか、通貨スワップ等を利用して為替リスクの回避又は抑制を行っております。

ハ) 価格変動リスクの管理

保有している株式等は、政策目的で保有しているものであり、出資先の市場環境や財務状況、為替などによる評価額の変動をモニタリングしております。

これらの情報は、有償資金協力勘定リスク管理委員会や理事会において定期的に報告されております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

有償資金協力勘定については、国会議決を受けた政府関係機関予算に基づき資金計画を作成し、資金調達を行っております。

④ デリバティブ取引の管理

デリバティブ取引は、スワップ関連規程に基づき、取引の執行、ヘッジ有効性評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し、内部牽制の確立された体制の下で実施・管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：円)

	貸借対照表計上額* 1	時価* 1	差額
(1) 貸付金	13,341,709,724,403		
貸倒引当金	△176,362,554,433		
	13,165,347,169,970	13,641,596,750,199	476,249,580,229
(2) 破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権	87,062,884,239		
貸倒引当金	△87,062,884,239		
	0	0	0
(3) 財政融資資金借入金 (1年以内償還予定を含む)	(2,622,751,986,000)	(2,658,216,055,917)	35,464,069,917
(4) 債券 (1年以内償還予定を含む)	(908,210,600,000)	(952,564,773,087)	44,354,173,087
(5) デリバティブ取引* 2			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(2,553,663,459)	(2,553,663,459)	0
ヘッジ会計が適用されているもの	(7,951,175,645)	(7,951,175,645)	0
	(10,504,839,104)	(10,504,839,104)	0

* 1 負債に計上されているものは、() で示しております。

* 2 資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。なお、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

① 貸付金

貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で政策金利を反映するため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額をもって時価としております。一方、固定金利によるものは、元利金の合計額をリスクフリーレートに信用リスクを加味したレートで割り引いて時価を算定しております。なお、通貨スワップの振当処理の対象とされた貸付金については、当該通貨スワップの時価を反映しております。

② 破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権

破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該価額をもって時価としております。

③ 財政融資資金借入金 (1年以内償還予定を含む)

財政融資資金借入金 (1年以内償還予定を含む) の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によるしております。

④ 債券 (1年以内償還予定を含む)

債券 (1年以内償還予定を含む) のうち、市場価格のあるものは市場価格によるしております。市場価格のないものは、元利金の合計額をリスクフリーレートで割り引

いて時価を算定しております。なお、金利スワップの特例処理又は通貨スワップの振当処理の対象とされた債券については、当該金利スワップ又は通貨スワップの時価を反映しております。

⑤ デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）であり、割引現在価値を時価としております。なお、金利スワップの特例処理又は通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金及び債券と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金及び債券の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：円)

	貸借対照表計上額
投資有価証券 * 1	6,644,809,096
関係会社株式 * 1	76,088,813,760
金銭の信託 * 2	60,952,968,634
融資契約承諾済融資未実行額 * 3	0

* 1 これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

* 2 金銭の信託については、信託財産が、時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものであります。

* 3 融資契約承諾済融資未実行額については、融資対象である開発途上地域における開発事業等の執行の態様が極めて多様であること等から、将来の融資実行に関する合理的な見積りが困難であるため、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

(単位：円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	60,952,968,634	53,856,137,974	7,096,830,660	7,096,830,660	0

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」及び「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当機構は、職員の退職給付に充てるため、確定給付制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度、確定拠出制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の当半期首残高と期末残高の調整表

(単位：円)	
当半期首における退職給付債務	6,564,220,226
勤務費用	135,419,694
利息費用	16,791,050
数理計算上の差異の当期発生額	99,278,855
退職給付の支払額	△282,666,596
過去勤務費用の当期発生額	0
制度加入者からの拠出額	8,153,598
期末における退職給付債務	6,541,196,827

(2) 年金資産の当半期首残高と期末残高の調整表

(単位：円)	
当半期首における年金資産	2,306,381,676
期待運用収益	22,697,756
数理計算上の差異の当期発生額	357,754,384
事業主からの拠出額	54,585,227
退職給付の支払額	△49,233,196
制度加入者からの拠出額	8,153,598
期末における年金資産	2,700,339,445

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：円)	
積立型制度の退職給付債務	2,868,131,662
年金資産	△2,700,339,445
積立型制度の未積立退職給付債務	167,792,217
非積立型制度の未積立退職給付債務	3,673,065,165
小計	3,840,857,382
未認識数理計算上の差異	0
未認識過去勤務費用	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,840,857,382
退職給付引当金	3,840,857,382
前払年金費用	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,840,857,382

(4) 退職給付に関連する損益

	(単位：円)
勤務費用	135,419,694
利息費用	16,791,050
期待運用収益	△22,697,756
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△258,475,529
過去勤務費用の当期の費用処理額	0
臨時に支払った割増退職金	0
合計	△128,962,541

(5) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	28%
株式	44%
生命保険会社一般勘定	17%
その他	11%
合計	100%

(6) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産長期期待運用収益率は、保有している年金資産の構成、過去の運用実績、市場の動向等を考慮し決定しております。

(7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	確定給付企業年金	0.23%
	退職一時金	0.74%
長期期待運用収益率		2.00%

3. 確定拠出制度

当機構の確定拠出制度への要拠出額は、6,198,511円であります。

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引に係る未経過リース料

貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料	129,367円
貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料	0円

(資産除去債務関係)

1. 資産除去債務の概要

本部ビルについて、建物賃借契約に伴う原状回復義務に基づき、原状回復費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しております。

2. 資産除去債務の金額と算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は5年、割引率は△0.048%から0.529%を採用しております。

3. 当半期における当該資産除去債務の総額の増減

(単位：円)

当半期首残高	70,374,150
有形固定資産の取得に伴う増加額	35,237,409
時の経過による調整額	△1,409
資産除去債務の履行による減少額	0
期末残高	105,610,150

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響について、当機構は、2021年度以降は追加の財政出動やワクチン接種拡大により、経済活動が回復していくとの仮定を置いています。当該仮定を基本として、債務者の個別の事情等も勘案し、当年度末において貸倒引当金263,425百万円及び偶発損失引当金2,889百万円を計上しております。当該仮定については、国際通貨基金（IMF）が2021年4月に公表した世界経済見通し（WEO）のベースラインシナリオとも整合しています。なお、依然として不確実性が高い環境が世界的に続くことも想定されることから、今後、当機構の債務者の中長期の財政状況等が想定を超えて悪化する事象等が生じる場合には、信用格付の低下を通じて来期以降の貸倒引当金及び偶発損失引当金の計上額に影響を与える可能性があります。

(重要な債務負担行為)

契約に基づき翌年度以降に支払いを予定している債務負担行為額は、6,268,972,140円であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

附属明細書

【有償資金協力勘定】

(1) 固定資産の取得、処分、減価償却費及び減損損失累計額の明細

(単位：円)

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		減損損失累計額			差引当期末 残高	摘要	
					当期償却額	前期償却額	当期減損額	前期減損額	当期損益外			
有形固定資産 (減価償却費)	建 物	4,030,423,078	65,240,968	8,678,771	4,086,985,275	1,343,663,861	120,688,015	664,850,656	0	0	2,078,470,758	
	構 築 物	98,256,953	0	0	98,256,953	34,951,348	4,925,597	11,670,468	0	0	51,635,137	
	機 械 装 置	199,154,780	1,768,956	0	200,923,736	79,380,291	3,892,296	102,287,680	0	0	19,255,765	
	車 両 運 搬 具	551,924,127	52,996,250	16,678,637	588,241,740	313,114,564	62,148,051	0	0	0	275,127,176	
	工 具 器 具 備 品	779,093,874	21,808,517	469,416,172	331,486,219	206,675,789	152,700,561	0	0	0	124,810,430	
	計	5,658,852,812	141,814,691	494,773,580	5,305,893,923	1,977,785,853	344,354,520	778,808,804	0	0	2,549,299,266	
有形固定資産 (非償却資産)	土 地	12,703,270,000	0	0	12,703,270,000	0	0	6,091,196,973	0	0	6,612,073,027	
	建 設 仮 勘 定	321,626	3,528,634	321,626	3,528,634	0	0	0	0	0	3,528,634	
	計	12,703,591,626	3,528,634	321,626	12,706,798,634	0	0	6,091,196,973	0	0	6,615,601,661	
有形固定資産合計	建 物	4,030,423,078	65,240,968	8,678,771	4,086,985,275	1,343,663,861	120,688,015	664,850,656	0	0	2,078,470,758	
	構 築 物	98,256,953	0	0	98,256,953	34,951,348	4,925,597	11,670,468	0	0	51,635,137	
	機 械 装 置	199,154,780	1,768,956	0	200,923,736	79,380,291	3,892,296	102,287,680	0	0	19,255,765	
	車 両 運 搬 具	551,924,127	52,996,250	16,678,637	588,241,740	313,114,564	62,148,051	0	0	0	275,127,176	
	工 具 器 具 備 品	779,093,874	21,808,517	469,416,172	331,486,219	206,675,789	152,700,561	0	0	0	124,810,430	
	土 地	12,703,270,000	0	0	12,703,270,000	0	0	6,091,196,973	0	0	6,612,073,027	
	建 設 仮 勘 定	321,626	3,528,634	321,626	3,528,634	0	0	0	0	0	3,528,634	
	計	18,362,444,438	145,343,325	495,095,206	18,012,692,557	1,977,785,853	344,354,520	6,870,005,777	0	0	9,164,900,927	
無形固定資産 (減価償却費)	商 標 権	731,316	0	0	731,316	567,183	59,685	0	0	0	164,133	
	ソ フ ト ウ ェ ア	7,950,951,806	475,295,035	0	8,426,246,841	4,251,476,472	1,600,143,524	0	0	0	4,174,770,369	
	計	7,951,683,122	475,295,035	0	8,426,978,157	4,252,043,655	1,600,203,209	0	0	0	4,174,934,502	
無形固定資産 (非償却資産)	ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	355,029,191	584,775,719	98,830,196	840,974,714	0	0	0	0	0	840,974,714	
	計	355,029,191	584,775,719	98,830,196	840,974,714	0	0	0	0	0	840,974,714	
無形固定資産合計	商 標 権	731,316	0	0	731,316	567,183	59,685	0	0	0	164,133	
	ソ フ ト ウ ェ ア	7,950,951,806	475,295,035	0	8,426,246,841	4,251,476,472	1,600,143,524	0	0	0	4,174,770,369	
	ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	355,029,191	584,775,719	98,830,196	840,974,714	0	0	0	0	0	840,974,714	
	計	8,306,712,313	1,060,070,754	98,830,196	9,267,952,871	4,252,043,655	1,600,203,209	0	0	0	5,015,909,216	
投資その他の資産	投 資 有 価 証 券	3,875,388,472	3,113,791,639	344,371,015	6,644,809,096	0	0	0	0	0	6,644,809,096	
	関 係 会 社 株 式	46,732,120,903	29,356,692,857	0	76,088,813,760	0	0	0	0	0	76,088,813,760	
	金 銭 の 信 託	52,912,364,816	16,496,837,395	8,456,233,577	60,952,968,634	0	0	0	0	0	60,952,968,634	
	破 産 債 権、再 生 債 権、更 生 債 権 其 他 これ ら に 準 ず る 債 権	87,062,884,239	0	0	87,062,884,239	0	0	0	0	0	87,062,884,239	
	貸 倒 引 当 金 (固 定)	△87,062,884,239	0	0	△87,062,884,239	0	0	0	0	0	△87,062,884,239	
	長 期 前 払 費 用	1,311,036	18,155,042	14,109,876	5,356,202	0	0	0	0	0	5,356,202	
	差 入 保 証 金	679,312,894	9,943,255	6,679,282	682,576,867	0	0	0	0	0	682,576,867	
	計	104,200,498,121	48,995,420,188	8,821,393,750	144,374,524,559	0	0	0	0	0	144,374,524,559	

(2) 有価証券の明細

投資その他の資産として計上された有価証券

(単位：円)

	銘柄	取得価額	出資先持分額	貸借対照表 計上額	当期損益に含まれた 評価差額	関係会社株式 評価差額金	摘要
	関係会社株式	銘柄	取得価額	出資先持分額	貸借対照表 計上額	当期損益に含まれた 評価差額	関係会社株式 評価差額金
	スマトラバルブ株式会社	2,758,289,455	1	1	0	0	
	日本・サウジアラビアメタノール株式会社	7,149,297,104	21,205,832,186	21,205,832,186	0	14,056,535,082	
	サウディ石油化学株式会社	7,269,880,619	21,538,912,171	21,538,912,171	0	14,269,031,552	
	カフコジャパン投資株式会社	2,436,204,983	2,496,210,503	2,496,210,503	0	60,005,520	
	日本アマゾンアルミニウム株式会社	25,066,535,300	23,947,381,825	23,947,381,825	△ 84,912,049	0	
	JAPAN ASEAN Women Empowerment Fund	6,040,658,393	6,216,101,725	6,216,101,725	0	175,443,332	
	Ship Aichi Medical Service Limited	748,809,600	684,375,349	684,375,349	△ 33,295,973	0	
	計	51,469,675,454	76,088,813,760	76,088,813,760	△ 118,208,022	28,561,015,486	
その他有価証券	種類及び銘柄	取得価額	時価	貸借対照表 計上額	当期損益に含まれた 評価差額	その他有価証券 評価差額金	摘要
	世銀炭素基金	1	-	1	0	0	
	The First MicrofinanceBank Ltd.	218,880,000	-	172,992,000	0	△ 45,888,000	
	Myanmar Japan Thilawa Development Ltd.	321,372,900	-	297,564,300	0	△ 23,808,600	
	五常・アンド・カンパニー株式会社	999,997,307	-	999,997,307	0	0	
	WASSHA株式会社	29,203,406	-	29,203,406	0	0	
	MGM Sustainable Energy Fund L.P.	944,002,674	-	1,103,370,674	165,533,921	△ 6,165,921	
	Asia Climate Partners LP	399,958,824	-	0	△ 399,958,824	0	当期損益に含まれた評価差額には、投資有価証券整理損を含む。
	IFC Middle East and North Africa Fund, LP	493,525,564	-	339,982,650	△ 155,765,155	2,222,241	
	MGM Sustainable Energy Fund II L.P.	1,186,286,977	-	1,269,208,274	50,070,566	32,850,731	
	I&P Afrique Entrepreneurs II LP	230,480,185	-	137,361,597	△ 100,240,286	7,121,698	
	WWB Capital Partners II, L.P.	169,478,468	-	146,053,387	△ 30,815,587	7,390,506	
	Covid-19 Emerging and Frontier Markets MSME Support Fund	2,054,847,000	-	2,149,075,500	0	94,228,500	
	計	7,048,033,306	-	6,644,809,096	△ 471,175,365	67,951,155	
	貸借対照表 計上額合計			82,733,622,856			

※その他有価証券の投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資に係る「取得価額」欄に記載された金額は、前期までの組合等の損益の持分相当額を含んでおります。

(3) 貸付金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘 要
			回収額等	償却額		
貸付金	12,614,846,099,374	1,427,731,671,588	700,868,046,559	0	13,341,709,724,403	
破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権	87,062,884,239	0	0	0	87,062,884,239	
計	12,701,908,983,613	1,427,731,671,588	700,868,046,559	0	13,428,772,608,642	

(4) 借入金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高	平均利率(%)	返済期限	摘 要
財政融資資金借入金	2,069,182,358,000	667,500,000,000	113,930,372,000	2,622,751,986,000 (104,069,412,000)	0.468	2021年4月 ～2060年1月	

※ () 内は1年以内償還予定のもの。

(5) 債券の明細

(単位:円)

銘柄	期首残高	当期増加	当期減少	換算差額	期末残高	利率(%)	償還期限	摘要
財投機関債								
第1回国際協力機構債券	30,000,000,000	0	0	—	30,000,000,000 (0)	2.470	2028年9月	
第2回国際協力機構債券	30,000,000,000	0	0	—	30,000,000,000 (0)	2.341	2029年6月	
第3回国際協力機構債券	20,000,000,000	0	0	—	20,000,000,000 (0)	2.134	2029年12月	
第4回国際協力機構債券	20,000,000,000	0	0	—	20,000,000,000 (0)	2.079	2030年6月	
第5回国際協力機構債券	20,000,000,000	0	0	—	20,000,000,000 (0)	1.918	2030年9月	
第6回国際協力機構債券	20,000,000,000	0	0	—	20,000,000,000 (0)	2.098	2030年12月	
第7回国際協力機構債券	20,000,000,000	0	0	—	20,000,000,000 (0)	1.991	2031年6月	
第8回国際協力機構債券	15,000,000,000	0	0	—	15,000,000,000 (0)	1.554	2026年9月	
第9回国際協力機構債券	5,000,000,000	0	0	—	5,000,000,000 (0)	2.129	2041年9月	
第11回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	—	10,000,000,000 (10,000,000,000)	1.140	2021年12月	
第12回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	—	10,000,000,000 (0)	0.901	2022年6月	
第13回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	—	10,000,000,000 (0)	1.752	2032年6月	
第14回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	—	10,000,000,000 (0)	0.825	2022年9月	
第15回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	—	10,000,000,000 (0)	1.724	2032年9月	
第17回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	—	10,000,000,000 (0)	0.720	2022年12月	
第18回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	—	10,000,000,000 (0)	0.868	2023年6月	
第19回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	—	10,000,000,000 (0)	1.725	2033年6月	
第20回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	—	10,000,000,000 (0)	0.787	2023年9月	
第21回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	—	10,000,000,000 (0)	1.734	2033年9月	
第23回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	—	10,000,000,000 (0)	0.684	2024年2月	
第24回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	—	10,000,000,000 (0)	0.655	2024年6月	
第25回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	—	10,000,000,000 (0)	1.520	2034年6月	
第26回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	—	10,000,000,000 (0)	0.588	2024年9月	
第27回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	—	10,000,000,000 (0)	1.451	2034年9月	
第29回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	—	10,000,000,000 (0)	0.583	2025年6月	
第30回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	—	10,000,000,000 (0)	1.299	2035年6月	
第31回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	—	10,000,000,000 (0)	0.530	2025年9月	
第32回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	—	10,000,000,000 (0)	1.212	2035年9月	
第33回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	—	10,000,000,000 (0)	1.130	2035年12月	
第34回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	—	10,000,000,000 (0)	0.245	2026年2月	
第35回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	—	10,000,000,000 (0)	0.080	2026年6月	
第36回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	—	10,000,000,000 (0)	0.313	2036年6月	
第37回国際協力機構債券	20,000,000,000	0	0	—	20,000,000,000 (0)	0.100	2026年9月	
第38回国際協力機構債券	15,000,000,000	0	0	—	15,000,000,000 (0)	0.590	2046年9月	
第39回国際協力機構債券	5,000,000,000	0	0	—	5,000,000,000 (0)	0.744	2037年2月	
第40回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	—	10,000,000,000 (0)	0.220	2027年6月	
第41回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	—	10,000,000,000 (0)	0.602	2037年6月	
第42回国際協力機構債券	20,000,000,000	0	0	—	20,000,000,000 (0)	0.597	2037年9月	
第43回国際協力機構債券	20,000,000,000	0	0	—	20,000,000,000 (0)	0.625	2037年12月	
第44回国際協力機構債券	15,000,000,000	0	0	—	15,000,000,000 (0)	0.200	2028年6月	
第45回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	—	10,000,000,000 (0)	0.559	2038年6月	
第46回国際協力機構債券	20,000,000,000	0	0	—	20,000,000,000 (0)	0.664	2038年9月	
第47回国際協力機構債券	15,000,000,000	0	0	—	15,000,000,000 (0)	0.636	2038年12月	
第48回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	—	10,000,000,000 (0)	0.059	2029年6月	
第49回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	—	10,000,000,000 (0)	0.333	2039年6月	
第50回国際協力機構債券	12,000,000,000	0	0	—	12,000,000,000 (0)	0.055	2029年9月	
第51回国際協力機構債券	18,000,000,000	0	0	—	18,000,000,000 (0)	0.538	2049年12月	
第52回国際協力機構債券	10,000,000,000	0	0	—	10,000,000,000 (0)	0.055	2030年3月	
第53回国際協力機構債券	0	10,000,000,000	0	—	10,000,000,000 (0)	0.160	2030年6月	
第54回国際協力機構債券	0	13,000,000,000	0	—	13,000,000,000 (0)	0.445	2040年6月	
第55回国際協力機構債券	0	10,000,000,000	0	—	10,000,000,000 (0)	0.150	2030年9月	
第56回国際協力機構債券	0	12,000,000,000	0	—	12,000,000,000 (0)	0.459	2040年9月	
第57回国際協力機構債券	0	10,000,000,000	0	—	10,000,000,000 (0)	0.130	2030年12月	
第58回国際協力機構債券	0	5,000,000,000	0	—	5,000,000,000 (0)	0.420	2040年12月	
小計	630,000,000,000	60,000,000,000	0	—	690,000,000,000 (10,000,000,000)			

(前頁より続き)

銘柄	期首残高	当期増加	当期減少	換算差額	期末残高	利率(%)	償還期限	摘要
政府保証債								
第2次国際協力機構政府保証外債	52,665,400,000 [500,000,000米ドル]	0 [0米ドル]	0 [0米ドル]	450,400,000	53,115,800,000 [500,000,000米ドル] (0)	2.125	2026年10月	
第3次国際協力機構政府保証外債	54,179,950,000 [500,000,000米ドル]	0 [0米ドル]	0 [0米ドル]	788,200,000	54,968,150,000 [500,000,000米ドル] (0)	2.750	2027年4月	
第4次国際協力機構政府保証外債	54,233,950,000 [500,000,000米ドル]	0 [0米ドル]	0 [0米ドル]	788,200,000	55,022,150,000 [500,000,000米ドル] (0)	3.375	2028年6月	
第5次国際協力機構政府保証外債	0 [0米ドル]	53,703,500,000 [500,000,000米ドル]	0 [0米ドル]	1,401,000,000	55,104,500,000 [500,000,000米ドル]	1.000	2030年7月	
小計	161,079,300,000 [1,500,000,000米ドル]	53,703,500,000 [500,000,000米ドル]	0 [0米ドル]	3,427,800,000	218,210,600,000 [2,000,000,000米ドル] (0)			
計	791,079,300,000	113,703,500,000	0	3,427,800,000	908,210,600,000 (10,000,000,000)			

※ () 内は1年以内償還予定のもの。
[] 内は外貨建てによる金額。

(6) 引当金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘 要
			目的使用	その他		
賞与引当金	336,838,488	340,773,166	336,838,488	0	340,773,166	
偶発損失引当金	2,042,877,932	2,889,391,466	0	2,042,877,932	2,889,391,466	
計	2,379,716,420	3,230,164,632	336,838,488	2,042,877,932	3,230,164,632	

※偶発損失引当金の「当期減少額（その他）」欄に記載の金額は、洗替による取崩額等であります。

(7) 貸付金等に対する貸倒引当金の明細

(単位：円)

区 分	貸付金等の残高			貸倒引当金の残高			摘 要
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高	
貸付金	12,614,846,099,374	726,863,625,029	13,341,709,724,403	142,052,753,983	34,309,800,450	176,362,554,433	
破産債権、再生債権、 更生債権その他これらに 準ずる債権	87,062,884,239	0	87,062,884,239	87,062,884,239	0	87,062,884,239	
計	12,701,908,983,613	726,863,625,029	13,428,772,608,642	229,115,638,222	34,309,800,450	263,425,438,672	

※貸倒引当金の計上基準については、重要な会計方針4に記載しております。

(8) 退職給付引当金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
退職給付債務合計額	6,495,427,271	422,482,575	376,713,019	6,541,196,827	
退職一時金に係る債務	3,655,415,133	296,053,501	278,403,469	3,673,065,165	
確定給付企業年金に係る債務	2,840,012,138	126,429,074	98,309,550	2,868,131,662	
未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異	0	0	0	0	
年金資産	2,269,775,603	528,873,392	98,309,550	2,700,339,445	
退職給付引当金	4,225,651,668	△ 106,390,817	278,403,469	3,840,857,382	

(9) 資産除去債務の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
建物賃借契約等に基づく原状回復義務	70,374,150	35,237,409	1,409	105,610,150	第91特定なし

(10) 保証債務の明細

(単位：円)

区 分	期首残高		当期増加		当期減少		期末残高		摘 要
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
財投機関債（公募）	2	40,000,000,000	0	0	1	20,000,000,000	1	20,000,000,000	

※当機構は株式会社国際協力銀行が承継した国際協力銀行既発債券について、連帯して債務を負っております。

(11) 役員及び職員の給与の明細

(単位：千円、人)

区 分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	52,775	13	2,588	2
職員	4,447,106	1,960	293,383	133
計	4,499,881	1,973	295,971	135

(注) 1 役員に対する報酬及び退職手当の支給基準

役員に対する報酬及び退職手当は、「独立行政法人国際協力機構役員給与規程」及び「独立行政法人国際協力機構役員退職手当規程」に基づき支給しております。

2 職員に対する給与及び退職手当の支給基準

職員に対する給与及び退職手当は、「独立行政法人国際協力機構職員給与規程」及び「独立行政法人国際協力機構職員退職手当規程」等に基づき支給しております。

3 支給人員数

報酬又は給与の支給人員数については、法人単位の期中の平均支給人員数により記載しております。

4 その他

外数として記載すべき非常勤の役職員はおりません。

(12) 上記以外の主な資産、負債及び費用の明細

物件費 (単位：円)

区 分	金 額
業務諸費	5,078,216,184
情報システム関係費	2,248,103,306
不動産賃借料	891,722,760
旅費交通費	498,165,251
その他経費	2,891,937,093
計	11,608,144,594

(13) 関連会社の情報

事項	法人種別・名称 (独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)	(独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)
	カフコジャパン投資株式会社 法人番号8010001014164	Karnaphuli Fertilizer Company Limited 法人番号 -
業務概要	バングラデシュ人民共和国チッタゴン市における尿素及びアンモニア製造	バングラデシュ人民共和国チッタゴン市における尿素及びアンモニア製造
役員氏名	役員数9名 代表取締役社長 中川 寛 代表取締役副社長 小田島 健 (国際協力機構 東南アジア・大洋州部次長、退職出向) 監査役 高橋 浩信 (国際協力機構 民間連携事業部専任参事、退職出向)	-
関連会社と当機構の取引の関連図	<p>国際協力機構 → カフコジャパン投資(株) (出資)</p>	<p>国際協力機構 → カフコジャパン投資(株) (出資) ↓ (出資) Karnaphuli Fertilizer Company Limited</p>
資産	6,739,878,525円	-
負債	52,077,627円	-
資本金	5,023,900,000円	-
利益剰余金	1,663,900,898円	-
営業収入	1,430,814,249円	-
経常損益	1,308,346,245円	-
当期損益	1,164,054,820円	-
当期末処分利益(当期末処理損失)	1,164,826,672円	-
当機構が保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：46,606株 ・取得価額：2,436,204,983円 ・貸借対照表計上額：2,496,210,503円(前年度末からの増加額60,005,520円) ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：尿素及びアンモニア製造事業資金 ・当初出資年月日：1990年7月27日 	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：- ・取得価額：- ・貸借対照表計上額：- ・根拠法：- ・法令の規定：- ・出資目的：- ・当初出資年月日：-
債権・債務の明細	該当なし	-
債務保証の明細	該当なし	-
総売上高と当機構の発注等に係る金額・割合(競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)	該当なし	-

注) 上記金額は令和元年9月1日～令和2年8月31日までの期間の金額である。

事項	法人種別・名称 (独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)	(独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)
	日本アマゾンアルミニウム株式会社 法人番号5010001061754	サウディ石油化学株式会社 法人番号2010001017924
業務概要	ブラジル連邦共和国パラ州におけるアルミナ生産及びアルミ製錬	サウジアラビア王国東部州アルジュベール工業地帯におけるエチレングリコール等石油化学製品の製造・販売
役員氏名	役員数14名 代表取締役社長 小林 健二 監査役 大金 正知 (国際協力機構 ベトナム国派遣専門家、退職出向)	役員数18名 代表取締役社長 萩原 剛 常務取締役 竹内 元 (国際協力機構 中南米部長、退職出向)
関連会社と当機構の取引の関連図	国際協力機構 → 日本アマゾンアルミニウム(株) (出資)	国際協力機構 → サウディ石油化学(株) (出資)
資産	53,629,166,530円	88,854,089,321円
負債	314,634,400円	21,147,782,733円
資本金	55,285,400,000円	14,200,000,000円
利益剰余金	△1,970,867,870円	53,506,306,588円
営業収入	579,910,726円	10,475,716,459円
経常損益	△187,831,383円	9,078,853,798円
当期損益	△189,041,383円	8,177,125,268円
当期末処分利益(当期末処理損失)	△3,761,334,870円	31,456,306,588円
当機構が保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> 株式数：496,652,800株 取得価額：25,066,535,300円 貸借対照表計上額：23,947,381,825円(前年度末からの減少額84,912,049円) 根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ 法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 出資目的：アルミナ及びアルミ製錬事業資金 当初出資年月日：1978年8月29日 	<ul style="list-style-type: none"> 株式数：2,107,500株 取得価額：7,269,880,619円 貸借対照表計上額：21,538,912,171円(前年度末からの増加額14,269,031,552円) 根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ 法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 出資目的：エチレングリコール等石油化学製品の製造事業資金 当初出資年月日：1981年6月17日
債権・債務の明細	該当なし	該当なし
債務保証の明細	該当なし	該当なし
総売上高と当機構の発注等に係る金額・割合(競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)	該当なし	該当なし

注) 上記金額は令和2年1月1日～令和2年12月31日までの期間の金額である。

事項	法人種別・名称 (独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)	(独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)
事項	Eastern Petrochemical Company 法人番号 -	スマトラパルプ株式会社 法人番号5010001020529
業務概要	サウジアラビア王国東部州アルジュバール工業地帯におけるエチレングリコール等石油化学製品の製造・販売	インドネシア共和国南スマトラ州ムアラエニム県におけるアカシヤマンギウムの植林木を原料とするパルプ工場の建設、パルプの生産・販売
役員氏名	-	役員数6名 代表取締役社長 堀田 孝弘 代表取締役副社長 高橋 浩信 (国際協力機構 民間連携事業部専任参事、休職出向) 監査役 工藤 勉 (国際協力機構 民間連携事業部審議役、兼職)
関連会社と当機構の取引の関連図	<pre> graph TD A[国際協力機構] -- (出資) --> B[サウディ石油化学(株)] B -- (出資) --> C[Eastern Petrochemical Company] </pre>	<pre> graph TD A[国際協力機構] -- (出資) --> B[スマトラパルプ(株)] </pre>
資産	-	22,479,409円
負債	-	797,203,462円
資本金	-	100,000,000円
利益剰余金	-	△874,724,053円
営業収入	-	63,996,352円
経常損益	-	△29,115,953円
当期損益	-	△29,295,953円
当期末処分利益(当期末処理損失)	-	△874,724,053円
当機構が保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数： - ・取得価額： - ・貸借対照表計上額： - ・根拠法： - ・法令の規定： - ・出資目的： - ・当初出資年月日： - 	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：114,032株 ・取得価額：2,758,289,455円 ・貸借対照表計上額：1円(前年度末からの増減なし) ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：パルプ生産事業資金 ・当初出資年月日：1995年4月21日
債権・債務の明細	-	該当なし
債務保証の明細	-	該当なし
総売上高と当機構の発注等に係る金額・割合(競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)	-	該当なし

注) 上記金額は平成31年4月1日～令和2年3月31日までの期間の金額である。

事項	法人種別・名称 (独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)	(独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)
事項	日本・サウジアラビアメタノール株式会社 法人番号6010401022677	JSMC PANAMA S. A. 法人番号 -
業務概要	サウジアラビア王国東部州アルジュベール工業地帯におけるメタノールの製造	メタノール輸送事業
役員氏名	役員数12名 代表取締役会長 長岡 成之 常務取締役総務部長 丸岡 秀行 (国際協力機構 インフラ技術業務部審議役、退職出向) 常勤監査役 藤田 安男 (国際協力機構 研究所副所長、退職出向)	-
関連会社と当機構の取引の関連図	<pre> graph TD A[国際協力機構] -- (出資) --> B[日本・サウジアラビアメタノール(株)] </pre>	<pre> graph TD A[国際協力機構] -- (出資) --> B[日本・サウジアラビアメタノール(株)] B -- (出資) --> C[JSMC PANAMA S. A.] </pre>
資産	155,369,933,369円	-
負債	85,390,687,154円	-
資本金	2,310,000,000円	-
利益剰余金	67,950,835,215円	-
営業収入	26,378,869,426円	-
経常損益	727,955,187円	-
当期損益	3,056,282,736円	-
当期末処分利益(当期末処理損失)	65,221,824,507円	-
当機構が保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：1,386,000株 ・取得価額：7,149,297,104円 ・貸借対照表計上額：21,205,832,186円(前年度末からの増加額14,056,535,082円) ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：メタノール製造事業資金 ・当初出資年月日：1979年12月17日 	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：- ・取得価額：- ・貸借対照表計上額：- ・根拠法：- ・法令の規定：- ・出資目的：- ・当初出資年月日：-
債権・債務の明細	該当なし	-
債務保証の明細	該当なし	-
総売上高と当機構の発注等に係る金額・割合(競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)	該当なし	-

注) 上記金額は令和2年1月1日～令和2年12月31日までの期間の金額である。

事項	法人種別・名称 (独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)	(独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)
	JAPAN ASEAN Women Empowerment Fund 法人番号 -	Ship Aichi Medical Service Limited 法人番号 -
業務概要	ASEAN諸国等アジア地域における女性のエンパワーメントを支援するマイクロファイナンス機関向け投融資	バングラデシュ人民共和国ダッカ市における民間総合病院の設立・運営
役員氏名	役員数3名 Chairperson Peter Fanconi Director Christophe Grünig Director Tetsuro Uemae	役員数9名 Executive Chairman Dr. Moazzem Hossain Director 早川 友歩 (国際協力機構 バングラデシュ事務所長、兼職)
関連会社と当機構の取引の関連図		
資産	23,861,931,683円	6,675,681,169円
負債	1,107,291,592円	2,529,099,811円
資本金	22,680,094,159円	4,493,180,250円
利益剰余金	74,545,931円	△346,598,892円
営業収入	1,311,959,667円	86,975,176円
経常損益	888,419,260円	△270,122,161円
当期損益	888,419,260円	△274,892,151円
当期末処分利益(当期末処理損失)	74,545,931円	△346,598,892円
当機構が保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：5,623.44株 ・取得価額：6,040,658,393円 ・貸借対照表計上額：6,216,101,725円(前年度末からの増加額1,089,328,725円) ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：ファンド投資資金 ・当初出資年月日：2016年10月21日 	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：560,000株 ・取得価額：748,809,600円 ・貸借対照表計上額：684,375,349円(前年度末からの減少額33,295,973円) ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：民間総合病院設立・運営事業資金 ・当初出資年月日：2019年5月22日
債権・債務の明細	該当なし	該当なし
債務保証の明細	該当なし	該当なし
総売上高と当機構の発注等に係る金額・割合(競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)	該当なし	該当なし

注) 上記金額は令和2年1月1日～令和2年12月31日までの期間の金額である。

注) 上記金額は令和元年7月1日～令和2年6月30日までの期間の金額である。

事業報告書

1. 事業報告の概要

当法人は、独立行政法人国際協力機構法に基づき、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに日本及び国際社会の健全な発展に資することを目的として開発協力を行っています。

令和2年度は当法人第4期中期目標期間（平成29-令和3年度）の4年目となりました。令和元年度終盤に発生した新型コロナウイルス感染症は、当法人の業務・事業に甚大な影響をもたらしています。同感染症の世界的な感染拡大を受けて、世界各国での出入国規制や国内での行動制限等が広がりを見せる中、令和2年3月以降、全海外協力隊員及び多くの専門家等の当法人関係者を一時帰国させてきました。その結果、令和2年3月時点における当法人関係者の現地滞在者約6,200人のうち約9割にあたる約5,700人が7月までに一時帰国しました。一方で、当法人職員は基本的に現地に残り、現地採用のナショナルスタッフと共に業務を継続し、一時帰国した専門家等も遠隔で活動を実施しました。新型コロナウイルス感染症による開発途上地域への社会・経済的影響は甚大であり、国際協力がこれまで以上に必要とされていることから、7月以降、関係者の安全・健康管理に十分留意しつつ、海外渡航を再開させています。当法人は、これまでの知見を最大限活用しながら、引き続き開発途上地域の感染拡大防止と収束に取り組むとともに、人間の安全保障と質の高い成長の実現に向けて、開発途上地域の経済活動の回復と社会・経済開発の一層の推進、そしてそれら成果を通じた日本及び国際社会の健全な発展のため、全力で取り組んでまいります。

令和2年度の主な業務の実績は以下のとおりです。

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応

世界中に新型コロナウイルス感染症の甚大な影響が及ぶ中、感染症に強い保健システムや社会の構築ならびに当法人の協力戦略の在り方を検討するため、「新型コロナウイルス対策に関する比較・実践的研究」研究会を立ち上げ、同研究の成果として、当法人の決意表明を5月に緊急発信しました。これを踏まえつつ、日本が国際協力を主導して新型コロナウイルス感染症による健康危機に対応するため、診断・治療体制の強化、研究・警戒体制の強化、予防の強化・健康危機への備えの主流化を柱とする「JICA 世界保健医療イニシアティブ」を立ち上げ、それに基づき案件形成に取り組みました。

また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済危機に対処するため、当法人事業の効果・効率性の向上に向けた取組を推進しました。例えば、経済対策等に要する資金を機動的に供給する「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援円借款」制度を、令和2年度補正予算の国会承認（2020年4月）に伴い創設し、同円借款を計12か国に3,275億円供与しました。また、「災害復旧スタンバイ借款」を感染症対策にも初めて適用し、フィリピン大統領より首脳会談で謝意が表明されました。加えて、開発途上地域のニーズに迅速かつ適切に応える新たなアプローチとして、Community Empowerment Program（スタンダード・アローン型）を試行し、当法人内での公募を経て27か国36件の事業を迅速に採択・推進しました。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策に関する国際的な議論への貢献や国際機関・他ドナー等との連携を推進しました。例えば、国連ハイレベル政治フォーラムのサイドイベントや、天皇皇后両陛下もご聴講されたコロナ禍の水防災に関する国際オンライン会議等を通じ、新型コロナウイルス感染症に対する

当法人の協力量針・事例をハイレベルに対して発信しました。また、「JICA 世界保健医療イニシアティブ」に対する世界銀行、アジア開発銀行、国連等の理解・賛同を得て連携事業を推進した結果、2020年度の新型コロナウイルス感染症対策関連の協調融資実績は、計12件、約3,033億円となりました（2020年度協調融資実績の全体の約64%）。

(2) 質の高い成長とそれを通じた貧困削減

質の高い成長の実現に向け、自由で開かれたインド太平洋、インフラシステム輸出戦略、質の高いインフラ等の政府の重要政策に基づき、経済協力の戦略的活用に積極的に貢献しました。特に、カンボジアでは、シハヌークビル港の整備・運営を当法人の支援ツールを総動員して支援した結果、コンテナ貨物の70%以上を取り扱う同国を代表する港湾としての地位を確立し、実施機関総裁が日本政府旭日中綬章を受章しました。また、ガーナでは、道路建設事業において完工まで無事故・無災害244万時間を達成して同国政府より質の高いインフラとしての高い評価を得ました。さらに、パキスタンでは、山岳道路の難工事を日本の優れた技術で実現して域内の連結性向上に寄与し、土木学会技術賞を受賞しました。

平和と健康のための基本方針、平和と成長のための学びの戦略等の政府政策に基づき、包摂性に配慮しつつ、人々の基礎的生活を支える人間中心の開発に貢献しました。特に、既述の新型コロナウイルス感染症への対応に加え、アフリカでのポリオ根絶、ラオス初の全国看護師・助産師国家試験の実現、オープンイノベーションでのビジネスアイデア実現を通じた水道収益の大幅増、ミャンマーやネパールでの自主学習教材の作成・公開を通じたコロナ禍での学びの継続等に貢献しました。

(3) 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

法制度の整備及び確立、立法府、司法府、中央・地方の行政の機能強化等に取り組み、公正で包括的な社会の実現に貢献しました。特に、中国では、当法人の協力を通じて民法典及び知的財産権法が初めて成立しました。また、カカオ産業における「ビジネスと人権」に係る国内初の共創型プラットフォームを実働させ、同プラットフォーム会員との共創による調査を行い、国の制度として児童労働フリーゾーンを導入、普及する先進的な取組を推進しました。

社会・人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善、地方行政機関を中心とする政府機関の能力強化に向けた協力を通じて、平和で安全な社会の実現に貢献しました。特に、フィリピンでは、ミンダナオ島のバンサモロ地域全域を対象とした新型コロナウイルス感染症の影響把握調査を実施し、バンサモロ暫定自治政府による新型コロナウイルス感染症対応に向けた現状把握・予算獲得に貢献しました。また、ウガンダの難民・避難民居住地域において、開発計画策定におけるアカウンタビリティ及び透明性の改善を実現し、世界銀行、国連開発計画等の援助機関やウガンダ政府による事業成果の面的拡大につながりました。

(4) 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築

国際開発目標や日本政府の政策目標を踏まえ、国際社会全体として地球規模課題に対応し持続可能かつ強じんな社会を構築するための取組を行いました。特に、既述の新型コロナへの対応に加え、「緑の気候基金（GCF）」を活用した事業形成を推進するとともに、初のGCF受託を実現しました。また、「アフリカのきれいな街プラットフォーム」の日本の強みである「きれいな街」の開発途上地域での実現を掲

げ、廃棄物管理、下水道整備等を総合的に支援する「JICA クリーン・シティ・イニシアティブ」を創設・推進しました。さらに、モーリシャス沖重油流出事故に際し、緊急援助に加え、生態系及び沿岸住民への影響緩和に向けた支援事業を迅速に形成し、同国首相から高い評価を得ました。

(5) 地域の重点取組

自由で開かれたインド太平洋等を踏まえ、各国・地域の情勢や特性に応じて協力方針の重点化を図るとともに、各地域での日本政府の政策、国際公約、国別開発協力方針等に沿った事業を展開し、開発途上地域の開発を効果的かつ戦略的に支援しました。特に、既述の「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款」の創設・供与等を通じて、各国毎の喫緊のニーズに応える形で日本政府の政策実現に貢献したほか、開発途上地域におけるトップクラスの大学等と連携して「日本研究講座設立支援事業(JICA チェア)」を25か国で始動・展開し、知日派リーダーの育成に全世界で取り組みました。また、南アジアでは、コロナ禍でも遠隔での案件形成を迅速に進め、インドやバングラデシュとの公約に基づく新規円借款の供与に大きく貢献しました。さらに、中央アジアでは、日本政府の「中央アジア+日本」対話が目指す地域連結性強化を象徴する事業として、始めて中央アジア5か国全て（及びアフガニスタン）を対象とした国際機関連携無償の贈与契約を締結しました。加えて、中南米では、エルサルバドル向けの迅速な支援を通じて中米最大規模の病床を有する新型コロナ専門病院が建設され、国連総会で同国大統領より謝意が表明されたほか、コロナ禍で困難な状態に置かれた各国日系団体を支援するため、日系団体への助成金に係る制度改定を迅速に検討の上、申請の受付を開始しました。アフリカ地域では、「JICA-高専イノベーションプラットフォーム」での戦略的な取組を通じて、開発モデルのイノベーションを継続的に生み出すエコシステムの構築等に貢献しました。

(6) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献

民間企業等の海外展開を引き続き支援し、民間企業等有する革新的技術や知見を活用し、開発途上地域における課題解決の促進に取り組みました。特に、当法人が総合的に分析・提示した開発課題に対して、大企業の持つ先進技術やノウハウを活用する新たな取組を始めました。また、民間連携事業を通じて、ブラジルでの空調機向け省エネ基準改正、ケニアでの本邦企業が提案したプログラミング教材の公式教材認定、インドでの社会基盤整備を加速するプレキャストコンクリート製品の普及に向けた本邦企業の進出等、数々の成果を実現しました。さらに、中小企業・SDGs ビジネス支援事業における「地域金融機関連携案件」の募集を開始し、本邦企業の海外進出に向けて、地域経済の核である地域金融機関と協働を強化しました。

(7) 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大

ボランティア、地方自治体、NGO/市民社会組織（CSO）、大学・研究機関等との連携強化を通じて、開発途上地域の多様なニーズに対するこれらの担い手の知見・技術を活用した協力に取り組みました。特に、本邦企業、業界団体、弁護士、学識経験者、CSO等、多様な関係者と連携して日本における外国人労働者が抱える労働・社会問題の解決を目指し、「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（JP-MIRAI）」を設立した他、海外協力隊経験者による社会還元の後押しに向けた無料職業紹介業免許の取得や新たな国際協力推進員制度の整備等、外国人材受入・多文化共生にも資する取組を数多く実施しまし

た。また、放送大学との共同制作番組「日本の近代化を知る 7 章」の続編を制作の上、放送を開始した他、同ビデオ教材を活用した遠隔での講義を通じて、知日派リーダーの育成に資する JICA 開発大学院連携・JICA チェアを推進し、国内外の大学・研究機関等との連携を益々強化しました。さらに、熊本県をはじめとした日本各地の自治体に当法人職員を出向させ、SDGs の普及、国際理解教育の推進、東京オリンピック・パラリンピックのホストタウン決定に向けた支援等に取り組みました。

(8) 国際社会でのリーダーシップの発揮

各種国際会議や国際機関での議論を通じ、当法人の経験や知見を発信し、国際的な援助潮流の形成に貢献しました。特に、当法人が提案した新型コロナ対策に関する取組が第 75 回国連総会での首相演説にて国際社会に表明されたほか、天皇皇后両陛下がご聴講されたコロナ禍の水防災に関する国際オンライン会議でも、当法人の新型コロナウイルス感染症に対する協力方針・事例を発信しました。また、当法人が運営委員会メンバーを務める国際開発金融クラブが、全世界の約 450 機関が参加する史上初の開発銀行サミットを共催した他、当法人の職員が経済協力開発機構開発援助委員会の統計作業部会副議長として技術的な議論に貢献し、日本政府の方針である債務救済の ODA 計上が開発援助委員会本会合で承認されました。

(9) 事業の戦略性の強化と体制整備

新型コロナ対応を組織横断的に検討・情報共有するため、「新型コロナウイルス感染症対策協力推進室」を新設したほか、SDGs の達成に向けたクラスター単位による事業展開の促進に向けた課題部の組織再編に取り組みました。

平成 30 年度の「予算執行管理強化に関する諮問委員会」による提言を受け導入した予算執行管理の強化に関する各種取組を継続して実施しました。当法人予算の概算要求においては、中期的な資源配分の方針及び事項別の予算積算書を作成し、理事会審議を経て概算要求及び年度計画予算策定に反映する等、同委員会の提言に基づき適切に実施するとともに、予算統制の強化・定着に取り組みました。自律性を重視した合理的な予算管理方法の更なる定着を図るべく、当法人の職員を対象とした研修も実施しました。

また、コロナ禍においては、会議は全面的にオンラインで開催し、7 割を目標として在宅勤務を大幅に拡大しました。こうした対応の推進のため、外部ネットワークアクセス回線数の増強、オンライン会議ツールの多様化、クラウドメールサービスの導入等、情報システム基盤の強化に取り組みました。

(10) 安全対策の強化

「国際協力事業安全対策会議最終報告」に基づき海外事業者の安全対策に係る取組を着実に継続・推進するとともに、脅威情報の収集・分析・発信体制の強化や情報共有の徹底に取り組みました。特に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大における当法人関係者の一時帰国・再渡航の実施における関係者の安全及び健康の確保に取り組みました。また、工事安全に対する取組として、労働安全衛生の標準仕様書としては世界初である「JICA 安全標準仕様書」を取りまとめ、労働安全衛生法性の整備状況に関わらず、一定のレベルで施設建設等事業に従事する関係者の安全が確保されるよう取り組みました。

以上のように、令和 2 年度は第 4 期中期目標期間の 4 年目として成果を上げました。これからも開発

協力大綱等の日本政府の政策への貢献や SDGs 等の国際公約の実現に向けて一層の貢献が求められる中、当法人は、開発協力に関する政策の実施を担う機関として、開発協力の効果を高めて内外の期待に応えてまいります。さらに日本政府により打ち出された 2050 年カーボンニュートラル宣言を通じた脱炭素社会の実現の他、ポスト・コロナの新しい社会を見据えたデジタル化やイノベーションの促進への貢献に向けても取り組んでまいります。

国民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

2. 法人の目的、業務内容

(1) 目的

当法人は、開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としております。

(2) 業務内容

当法人は、独立行政法人国際協力機構法第 3 条の目的を達成するため以下の業務を行います。

ア) 技術協力

- ・ 研修員受入
- ・ 専門家派遣
- ・ 機材供与
- ・ 技術協力センター設置・運営
- ・ 開発計画に関する基礎的調査

イ) 有償資金協力

- ・ 円借款
- ・ 海外投融資

ウ) 無償資金協力

- エ) 国民等の協力活動の促進
- オ) 移住者に対する援助及び指導等
- カ) 大規模な災害に対する緊急援助
- キ) 人員の養成及び確保
- ク) 調査・研究
- ケ) 附帯業務
- コ) 受託業務

3. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

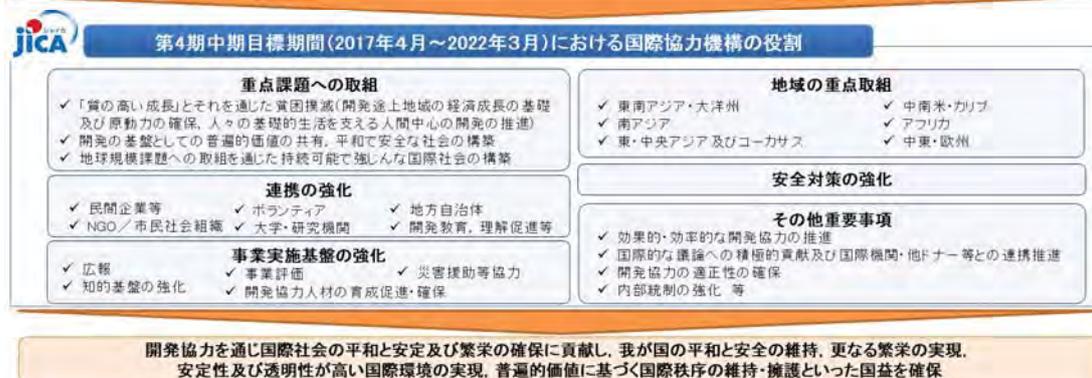
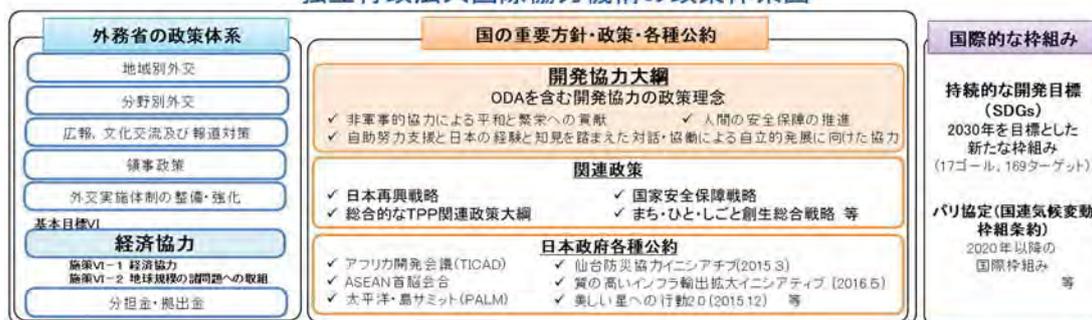
世界が直面する開発課題が多様化、複雑化、広範化しており、開発途上地域を含む世界各地のリスクは我が国を含む国際社会全体の平和と安定及び繁栄に直接的な影響を及ぼす状況となっています。また、新興国・開発途上地域を始めとする国際社会との協力関係を深化させ、その活力を取り込むことは我が国自身の持続的な繁栄にとって鍵となっています。

このような国内外の情勢を踏まえ、我が国は、平成27年9月に国連で採択された持続可能な開発のための2030アジェンダや平成28年11月に発効した気候変動対策の新たな国際的な法的枠組みであるパリ協定に基づき、民間企業、地方自治体、NGO/市民社会組織（CSO）を含む国際社会と連携して、開発課題の解決に向け具体的な行動を取ることが必要です。

開発協力大綱（平成27年2月10日閣議決定）では、開発協力の目的を国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献することと定め、その推進を通じて我が国の国益の確保に貢献することとしており、開発協力は外交政策上の最も重要な手段の一つです。

外務省の政策体系においては、地域横断的な政策分野別の目標を掲げる中、横断的な政策分野の目標の1つに「経済協力」を位置づけています。当法人は、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的として設置された開発協力機関であり、我が国の開発協力の実施の中核を占めます。当法人には、開発協力大綱が示す政策を実現し、国家安全保障戦略、日本再興戦略、質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ等政府の重要政策や、持続可能な開発目標（SDGs）実施指針を踏まえつつ2030アジェンダ等の国際公約の達成にも政府、関係機関、民間企業等と連携して貢献していくことが期待されます。

独立行政法人国際協力機構の政策体系図



（出典：独立行政法人国際協力機構中期目標¹）

¹ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000014487.pdf>

4. 中期目標

(1) 概要

中期目標は、当法人が3年以上5年以下の期間において達成すべき業務運営に関する目標として、主務大臣が定めるものです。2017年度より開始した第4期中期目標（平成29年4月1日から令和4年3月31日までの5年間）では、持続可能な開発目標（SDGs）等の国際的な枠組みと開発協力大綱を基に、4つの開発課題（インフラ・経済成長、人間中心の開発、普遍的価値・平和構築、地球規模課題）、6つの地域、多様な主体との連携や国際的な議論への貢献等に関する目標を設定しています。これらに加え、事業を支える組織、業務基盤の強化や効率的な運営、安全対策、内部統制等についても具体的に定めています。

詳細については、当法人の中期目標をご覧ください。

(2) 一定の事業等のまとめりごとの目標

一定の事業等のまとめりごとの目標は、以下のとおりです。

① 日本の協力の重点課題

- 1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保
- 2) 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進
- 3) 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現
- 4) 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築
- 5) 地域の重点取組

② 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献

③ 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大

④ 事業実施基盤の強化

5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

当法人は、「開発協力大綱の下、人間の安全保障と質の高い成長を実現」するという使命（ミッション）のもと、「信頼で世界をつなぐ」というビジョンを掲げています。

これらミッション及びビジョンを現場の行動に移していくため、以下 5 つのアクションを掲げています。

1. 使命感：誇りと情熱をもって、使命を達成します。
2. 現場：現場に飛び込み、人びとと共に働きます。
3. 大局観：幅広い長期的な視野から戦略的に構想し行動します。
4. 共創：様々な知と資源を結集します。
5. 革新：革新的に考え、前例のないインパクトをもたらします。

また、運営上の方針として、以下 6 つの柱で構成された 2020 年度経営戦略を定めました。

1. 新型コロナへの対応
2. 「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現に寄与
3. 「人間の安全保障 2.0」の具現化を通じた尊厳を持って生きられる社会の実現
4. 日本国内の多文化共生・地域経済活性化に資する取組の強化
5. 新しい時代のニーズに応える事業の構築・実践
6. 強靱で機動的な組織の構築

6. 中期計画及び年度計画

当法人は、中期目標を達成するために中期計画と当該計画に基づく年度計画を作成しています。中期計画と当事業年度に係る年度計画の概要は以下のとおりです。なお、2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大の動向に留意し、機動的かつ柔軟に対応することといたしました。詳細については、当法人の中期計画及び年度計画をご参照ください。

中期計画	2020年度計画
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
日本の開発協力の重点課題	
(1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）	
ア 都市・地域開発 持続可能な都市・地域開発に貢献するため、土地利用計画及びインフラ計画を含むマスタープランの策定等を支援する。	ア 都市・地域開発 <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通志向型都市開発 ・多様なアクターとの協働体制構築 ・回廊開発アプローチ・スマートシティの推進、等
イ 運輸交通・ICT 成長を続けるアジアをはじめとした開発途上地域のインフラ需要に呼応するため、持続可能で利便性や安全性の高い運輸交通インフラ・ICT環境の整備を支援する。	イ 運輸交通・ICT <ul style="list-style-type: none"> ・道路アセットマネジメントプラットフォームの展開 ・都市鉄道システムの導入、港湾・空港整備及び運営維持管理、海上保安強化による物流円滑化・安全化 ・DXの促進、運輸交通での「BIM/CIM」の導入促進、等
ウ 質の高いエネルギー供給とアクセスの向上 開発途上地域の都市部を中心とした電力需給ギャップ解消と安定供給及び地方部等のエネルギーアクセスの改善に貢献するため、電源開発と電力系統の整備等を支援する。	ウ 質の高いエネルギー供給とアクセスの向上 <ul style="list-style-type: none"> ・サブサハラ・アフリカにおける再生可能エネルギーを用いた地方電化官民連携案件の形成 ・NDCを念頭においた再生可能エネルギーの導入拡大 ・「資源の絆プログラム」の質の向上、等
エ 民間セクター開発 民間主導の経済成長に必要な海外からの直接投資促進や国内企業の育成のため、知的所有権等の産業基盤の整備や、企業活動に必要な産業人材の育成を支援する。	エ 民間セクター開発 <ul style="list-style-type: none"> ・アジア地域における政策策定支援、産業人材育成、外資系企業とのリンケージ強化、イノベーション推進の加速 ・アフリカ・カイゼン・イニシアティブの推進 ・ABEイニシアティブ及びイノベーター・アジア、等
オ 農林水産業振興 高付加価値製品の安定供給と生産者の所得向上を実現するため、生産から製造・加工、流通、消費に至る一連の過程において、農林水産業の振興を支援する。	オ 農林水産業振興 <ul style="list-style-type: none"> ・ASEAN-JICA フードバリューチェーン開発支援プロジェクト構想に基づく新規事業形成 ・小規模農家向け市場志向型農業振興アプローチの普及 ・「JICA食と農の協働プラットフォーム」の実施、等
カ 公共財政管理・金融市場等整備 健全な政府財政や金融市場等の基盤を構築するため、適正な歳入確保と予算執行管理に資する政府予算管理、内部監査、税務や税関等の財政運営の強化、中央	カ 公共財政管理・金融市場等整備 <ul style="list-style-type: none"> ・アジア地域における税関手続きの迅速化・効率化支援 ・アフリカ地域におけるワン・ストップ・ボーダー・ポストの推進、等

<p>銀行の機能の強化、金融仲介機能や資本市場の整備等を支援する。</p>	
<p>(2) 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）</p>	
<p>ア ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) を目指した保健システムの強化</p> <p>我が国政府の平和と健康のための基本方針及び国際保健のための G7 伊勢志摩ビジョン等を踏まえ、基礎的保健医療サービスへのアクセスの改善及び医療費負担による貧困化等の健康格差の是正のため、各国の状況に応じた政策・制度の導入・改革や能力向上等を支援する。</p>	<p>ア ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) を目指した保健システムの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構の事業経験から得られた知見の主要国際会議等での発信 ・G20、TICAD7 等での UHC に関連した政府公約・発表の具現化のための事業形成・実施 ・高齢者介護も視野に入れた保健システム強化に向けた政策対話推進、等
<p>イ 感染症対策の強化</p> <p>感染症による健康危機時においても住民への保健サービスの提供を中断しない、強靱な保健システムを構築するため、感染症発生動向調査（サーベイランス）、実験室（ラボ）による確定診断、緊急対応等の恒常的・突発的な感染症への対応能力強化を支援する。</p>	<p>イ 感染症対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナ等感染症による健康危機時に対応するための公衆衛生上の備えの強化、国際保健規則遵守の促進 ・アフリカ疾病予防管理センターとの連携による支援、各国の検査・研究能力の強化 ・国際緊急援助隊感染症対策チームの対応力強化、等
<p>ウ 母子保健の向上</p> <p>母子に対する継続的な保健サービスの提供と乳幼児死亡率や妊産婦死亡率の改善に向け、特に母子保健サービスの担い手である看護・助産人材の育成を支援する。</p>	<p>ウ 母子保健の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子手帳の知見共有、技術支援の調整を行うプラットフォームの立ち上げ支援 ・母子手帳に関するワークショップやセミナーの開催 ・母子手帳の試行導入・改訂に係る技術的な支援、等
<p>エ 栄養の改善</p> <p>我が国企業による栄養改善の取組を産学官の連携によって促進すべく設置された栄養改善事業推進プラットフォームの共同議長として、我が国の民間企業の活力も活用し、開発途上地域の栄養改善を支援する。</p>	<p>エ 栄養の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「栄養改善事業推進プラットフォーム」の活動推進 ・「食と栄養のアフリカ・イニシアチブ (IFNA)」の推進、等
<p>オ 安全な水と衛生の向上</p> <p>全ての人々の水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保するため、安全な水へのアクセスの改善及び持続的・効率的な水の供給、利用、管理や衛生に関する知識や技術の向上を支援する。</p>	<p>オ 安全な水と衛生の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道事業のサービス改善・経営改善 ・PPP 導入、ブレンデッドファイナンス、水道整備基金検討等の資金動員 ・水資源管理の日本の開発経験に関する教材整備、等
<p>カ 万人のための質の高い教育</p> <p>教育支援に係る我が国政府の基礎戦略である平和と成長のための学びの戦略に基づき、包摂的で公正な質の高い教育を実現するため、教科書・学習教材の開発、教員養成・研修の改善、学校運営の改善、教育施設の拡充等を支援する。</p>	<p>カ 万人のための質の高い教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学前教育、女子教育、ICT の活用、コミュニティと学校の協働による教育開発モデルの開発・普及 ・日本式教育の導入・展開事業、算数教科書の開発 ・世界銀行、GPE、UNICEF 等パートナー機関との連携強化、等

<p>キ スポーツ</p> <p>スポーツ・フォー・トゥモロー (SFT) の取組にも留意し、関係機関との連携強化を図りつつ、体育科教育指導、スポーツを通じた障害者・社会的弱者の社会参加の拡大や平和の促進等、スポーツを通じた開発を支援する。</p>	<p>キ スポーツ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発途上地域の体育科教育支援、障害者・社会的弱者の社会参加の促進 ・スポーツを通じた民族融和、平和の促進等に向けた支援 ・国内外関係者とのパートナーシップ強化、市民参加促進、等
<p>ク 社会保障・障害と開発</p> <p>社会保障制度の構築や強化に向け、制度を支える人材育成を支援する。特に、高齢化の進展に伴う高齢者の医療アクセスや介護等の課題への対応を重視する。</p>	<p>ク 社会保障・障害と開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険制度の整備、児童労働撲滅に向けた事業実施 ・高齢者ケアの仕組みづくりに資する事業実施 ・インクルーシブ防災、ユニバーサル・ツーリズム等、新たなニーズに対応した事業実施、等
<p>(3) 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現</p>	
<p>ア 公正で包摂的な社会の実現</p> <p>ガバナンスと法の支配に基づく社会の実現を促進するため、民事法や経済法を中心としたルールの整備、立法府、司法府、行政、公共放送の機能強化等を支援する。</p>	<p>ア 公正で包摂的な社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公正かつ透明な法・司法制度の整備・運用等の支援 ・京都コンgresに対する貢献 ・法の支配や「ビジネスと人権」の促進、等
<p>イ 平和と安定、安全の確保</p> <p>紛争により被害を受けた社会の安定化や再建、難民・国内避難民と受入社会の融和を促進するため、社会・人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善とこれに資する特に地方行政機関を中心とする政府機関の能力強化を支援する。また、住民の生計活動の活性化、難民・国内避難民の自立化促進等も支援する。</p>	<p>イ 平和と安定、安全の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フィリピン・ミンダナオでの平和と開発に係る支援 ・ウガンダ、ザンビア等における難民受入コミュニティに対する地方行政能力の向上等の支援 ・治安機関・海上保安機関等の機能強化 ・テロ、薬物犯罪、サイバー犯罪等国際的な課題に係る本邦研修の実施、等
<p>(4) 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築</p>	
<p>ア 気候変動</p> <p>新たな国際枠組みであるパリ協定への対応を含む開発途上地域の気候変動対策を、各国の自国の貢献 (NDC) 等を踏まえながら、民間資金も活用しつつ支援する。</p>	<p>ア 気候変動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発途上地域に求められる NDC の策定・改定、国家適応計画の策定・改定に必要な能力強化の支援 ・「緑の気候基金 (Green Climate Fund : GCF)」の一層の活用に向けた事業形成 ・UNFCCC 第 26 回締約国会議 (COP26) における成果発信、等
<p>イ 防災の主流化・災害復興支援</p> <p>仙台防災枠組 2015-2030 も踏まえ、自然災害に対して強靱な社会づくりを支援する。</p>	<p>イ 防災の主流化・災害復興支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジアにおける主流化の優良事例の形成、事前防災としての強靱なインフラ事業の形成 ・より良い復興 (BBB : Build Back Better) 概念の共有 ・「仙台防災協カイニシアティブフェーズ」の後継目標への貢献に向けた防災行政官と実務者の育成、等
<p>ウ 自然環境保全</p>	<p>ウ 自然環境保全</p>

<p>自然環境保全と人間活動との調和を図るため、気候変動緩和策 (REDD+)、生態系を活用した防災・減災、脆弱なコミュニティでの自然資源管理、生物多様性の保全と持続可能な利用を支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ REDD+、泥炭地管理支援の推進 ・ 中央アフリカ森林基金、GCF 等の外部資金の活用促進 ・ リモートセンシング技術を活用した持続的森林管理への貢献、AI を用いた熱帯林減少要因分析・予測の実施 ・ グリーン経済の推進を念頭においた沿岸域自然環境保全に関する民間セクターとの連携、等
<p>エ 環境管理</p> <p>都市部の住環境の改善と持続可能な経済社会システム構築を推進するため、環境影響評価や化学物質管理、グリーン成長・低炭素社会構築等の環境管理の各分野において、政策・法制度や管理体制の構築、能力強化を支援する。</p>	<p>エ 環境管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アジア等における 3R (Reduce、Reuse、Recycle) の推進、大洋州では「3R プラス Return」の試行に向けた調査 ・ Waste to Energy (廃棄物からのエネルギー回収) の導入適格国への支援 ・ 「マリーン・イニシアティブ」に資する事業形成・実施 ・ 「アフリカのきれいな街プラットフォーム」における知見の共有と連携及び資金動員の促進、等
<p>オ 食料安全保障</p> <p>食料需給の地域的な不均衡に対応するために、穀物等主要作物の生産性向上を支援する。</p>	<p>オ 食料安全保障</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「アフリカ稲作振興のための共同体 (CARD) フェーズ 2」の目標達成に向けた事業形成・実施 ・ 違法・無報告・無規制漁業対策の取組の継続 ・ 農業の気候変動に対するレジリエンス強化に向けた事業の実施、等
<p>(5) 地域の重点取組</p>	
<p>ア 東南アジア・大洋州地域</p> <p>インフラ開発に対する膨大なニーズにも対応し、ハード・ソフトのインフラ整備を含む連結性の強化、生産性向上や技術革新を促す人材育成、平和で安全な社会の構築に向けた支援等を行う。</p>	<p>ア 東南アジア・大洋州地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ASEAN の一体性と持続的成長の鍵である経済統合の推進 ・ 陸の東西・南部経済回廊及び海洋の経済回廊に係る連結性強化 ・ 自由で開かれた海洋秩序の維持・強化のための海洋インフラ整備や海上法執行能力の強化、等
<p>イ 南アジア地域</p> <p>インフラ整備や貿易・投資環境整備等の経済発展基盤の構築、平和と安定、安全の確保への取組、基礎生活分野の改善、気候変動や防災等の地球規模課題への対応を支援する。</p>	<p>イ 南アジア地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 域内及び他地域との連結性強化 ・ 投資環境整備を含む産業競争力強化 ・ 平和と安定及び安全の確保 ・ 基礎生活分野の改善、地球規模課題への対応、等
<p>ウ 東・中央アジア及びコーカサス地域</p> <p>ガバナンスの強化、産業の多角化、インフラ整備、人材育成等を支援する。</p>	<p>ウ 東・中央アジア及びコーカサス地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ モンゴルにおける財政支援等を通じた経済の安定化とガバナンス強化 ・ 中央アジア・コーカサスにおける域内及び他地域との連結性、国内の格差の是正及び質の高いインフラに配慮した協力の推進

	<ul style="list-style-type: none"> ・中国における対中 ODA の総括、中国側関係機関との対外援助に関する情報共有・意見交換の実施、等
<p>エ 中南米・カリブ地域</p> <p>国際開発金融機関等との連携も通じ、インフラ整備や、防災、気候変動といった地球規模課題等への対応を支援する。</p>	<p>エ 中南米・カリブ地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米州開発銀行、中米統合機構（SICA）等の域内開発パートナーとの連携枠組に基づく事業の着実な実施 ・留学制度を活用した人材育成等の推進 ・民間企業や地方自治体、研究機関等との連携による日系社会との連携強化、等
<p>オ アフリカ地域</p> <p>運輸交通、水・衛生、再生可能エネルギーを含むエネルギーへのアクセス等のインフラ整備、産業育成、人材育成を含む投資・ビジネス環境の整備・改善、基礎生活分野の改善等に係る官民一体となった協力を行う。</p>	<p>オ アフリカ地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ABE イニシアティブ 3.0 等の産業人材育成、質の高いインフラ投資、債務持続可能性の確保、ビジネス推進 ・ UHC 拡大、質の高い教育の提供、廃棄物管理 ・ 治安維持等に係る人材育成、紛争地域安定化支援、等
<p>カ 中東・欧州地域</p> <p>社会的・地域的な格差是正、国の発展を支える人材の育成、インフラ整備、投資環境整備、持続的な環境保全等を支援する。</p>	<p>カ 中東・欧州地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 格差是正や紛争被害の視点を含めたインフラ整備、環境分野の支援 ・ シリア難民に対する留学生受入の継続実施 ・ TICAD7 を踏まえた北アフリカにおける事業形成・実施、「西バルカン協力イニシアティブ」に基づく支援実施、等
国内の連携の強化（地域活性化への貢献を含む）	
(6) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献	
<p>ア 民間企業等</p> <p>民間企業等と、調査事業、実証事業、海外投融資事業といった事業の各段階に対応した多様な連携事業や、開発協力への民間企業の裾野拡大に係る取組を他の政府関係機関等とも緊密に連携して実施する。</p>	<p>ア 民間企業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業・SDGs ビジネス海外展開事業の実施 ・ 課題発信セミナー等を通じた開発課題に係る現地ニーズ等の情報提供 ・ 協力準備調査（PPP インフラ事業）を通じた PPP 事業の形成促進、等
<p>イ 中小企業等</p> <p>我が国中小企業等の海外展開の促進を通じ、開発途上地域の開発課題の解決を推進する。</p>	<p>イ 中小企業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業等による提案型事業における制度改善 ・ 日本貿易振興機構、中小企業基盤整備機構等日本の中小企業支援機関との連携強化、等
(7) 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大	
<p>ア ボランティア</p> <p>国民の参加と、開発途上地域の住民との相互理解を促進しつつ、草の根レベルの活動を通じて開発途上地域の課題解決に資するため、ボランティア事業を実施する。</p>	<p>ア ボランティア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多文化共生社会に求められる人材育成、OV による帰国後の社会還元支援 ・ 東京オリンピック・パラリンピックのホストタウン事業等を通じた帰国隊員の活躍の場の拡大 ・ ボランティア事業の制度改正、ICT を活用した募集・選

	考の運用定着、等
イ 地方自治体 地方自治体の行政の知見、技術等の資源を活用し、開発途上地域が抱える課題解決に資する事業を実施する。また、地方自治体間の開発協力経験の共有を支援し、地方自治体が推進する海外展開や開発協力活動への参入や拡大にも貢献する。	イ 地方自治体 ・自治体連携事業の優良事例を蓄積・発信 ・地方自治体に等による外国人材受入を含めた多文化共生の取組状況把握、事業実施に向けた案件形成、等
ウ NGO/市民社会組織 (CSO) NGO/CSO の有する現地での知見等の強みやアプローチの多様性を活用し、特に開発途上地域の住民視点のニーズに応じた協力を実施する。	ウ NGO/市民社会組織 (CSO) ・機構による開発途上地域の課題・ニーズの発信の強化 ・NGO 等活動支援事業等を通じた NGO/CSO の能力向上、等
エ 大学・研究機関 大学・研究機関の有する専門的知見、ネットワークを活用した事業を実施する。	エ 大学・研究機関 ・JICA 開発大学院連携の推進、同連携の成果の定着・発展にむけた JICA 日本研究拠点事業の展開 ・地球規模課題の解決に資する事業の実施、等
オ 開発教育、理解促進等 児童・生徒や市民が世界の直面する開発課題や我が国との関係を知り、主体的に考える力や、解決に向けた取組に参画する力を養うため、学校や教育委員会等教育関係機関、NGO、民間企業等と連携しつつ、開発教育に取り組む。	オ 開発教育、理解促進等 ・教育機関、NGO 等と連携した開発教育の裾野を拡大 ・教員向け研修プログラムの実施 ・SDGs や東京オリンピック・パラリンピック等を踏まえた取組、等
事業実施基盤の強化	
(8) 事業実施基盤の強化	
ア 広報 国際社会における我が国の開発協力の認知度を高め、国際的な開発協力に係る検討課題設定や枠組みづくりへの我が国の参画を促進し、また国内において開発途上地域の抱える課題や機構の取組に関する国民の理解と支持を得るため、統一性、一貫性のある情報発信と広報に取り組む。	ア 広報 ・機構の活動及び成果の国内外プレス向け発信（広報誌、デジタルメディア、国際協力イベント等） ・スポーツと開発、地方と開発途上地域のつながり、東日本大震災 10 周年等に関連する発信 ・外部ユーザーによるウェブサイトのアクセス迅速化推進、等
イ 事業評価 PDCA サイクルに沿って、事前評価、モニタリング、事後評価を確実に実施し、評価結果を速やかにかつ分かりやすく公開・発信することで、国民への説明責任を果たす。また、評価結果から得られる学びを基に機構の協力方針や事業等へのフィードバックを強化し、事業の改善や効果向上に貢献するとともに、必要に応じて事業の見直しを行う。事後評価においては、外部専門家	イ 事業評価 ・事前評価、モニタリング、事後評価の着実な実施、評価結果の迅速かつ分かりやすい公開・発信 ・事業評価から得られる教訓の事業等へのフィードバック、インパクト評価、テーマ別評価の実施 ・国際機関、国内外大学、NGO、民間企業等との協働、事業評価から得られた知見の学会・国際会議での発信 ・DAC 評価項目の改定を踏まえた評価方法の検討、機構内

<p>の評価を取り入れる等客観性を担保するとともに、国内外のNGO、大学等の多様な主体との連携を促進する等専門的・多様な視点での分析を強化し、評価の質を向上する。</p>	<p>外人材の評価能力向上、等</p>
<p>ウ 開発協力人材の育成促進・確保</p> <p>開発ニーズの多様化に対応した開発協力人材を養成し確保するため、能力強化研修の見直し等を行いつつ、特に若手を中心とした人材を養成する。また、国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」の利用を拡大し、開発協力人材の裾野と活躍の機会を拡大するため、関連情報の発信や提供を行う。加えて、NGO、開発コンサルタント等民間企業、大学、地方自治体等の登録の拡大やこれら登録団体からの情報発信を促進し、PARTNERの情報の一層の充実を図る。</p>	<p>ウ 開発協力人材の育成促進・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・能力強化研修の実施と質の改善 ・利便性の向上及びキャリア形成に資するコンテンツ拡充を通じた PARTNER 登録者数の増加、等
<p>エ 知的基盤の強化</p> <p>機構の事業現場での経験を活用しつつ、SDGs の達成に向けた研究等、開発協力事業の効果向上と国際援助潮流の形成につながる研究を実施し、研究成果を事業にフィードバックする。また、勉強会、セミナー、シンポジウム等の開催やウェブサイト等を通じて研究成果を公開し、研究成果を開発途上地域の関係者を含む内外の援助実務者や研究者に発信する。研究の実施に当たっては、機構内の研究人材育成や、国内外の研究者・研究機関との連携強化に留意する。</p>	<p>エ 知的基盤の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質の高い成長、人間の安全保障、日本の開発教育の歴史、新興国の開発協力等に関する研究 ・国内、新興国を含む海外の研究者、大学、研究機関等とのネットワークの充実 ・JICA 開発大学院連携の教材作成等を通じた知日派人材の育成とネットワークの強化 ・T20 会合や TICAD7 を通じた研究成果の発信、等
<p>オ 災害援助等協力</p> <p>大規模災害等による被災者救済を迅速、効率的かつ効果的に実施するため、国際基準を踏まえた研修・訓練を行い、国際緊急援助隊の能力強化を行う。また、資機材整備等の派遣体制強化を行い、国際水準の対応能力を維持する。加えて、国際社会への対外発信や議論への積極的な参画を通じ、関係機関等との連携や情報共有体制を強化する。</p> <p>突発的な感染症の拡大の防止に貢献するべく、感染症対策チームの派遣体制を強化する。</p>	<p>オ 災害援助等協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際緊急援助隊救助チームの基盤強化の推進 ・国際搜索救助諮問グループ（INSARAG）を通じたアジア太平洋地域内の搜索救助能力向上、協力体制強化への貢献 ・WHO 緊急医療チームの地域議長として、アジア太平洋地域のネットワーク強化、等
<p>2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	
<p>(1) 戦略的な事業運営のための組織基盤づくり</p>	
<p>ア 実施体制の整備</p> <p>外部環境の変化に柔軟かつ機動的に対応し、付加価</p>	<p>ア 実施体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内拠点の体制強化

<p>値の高い業務を遂行するため、組織及び事務の効率化・合理化に努めつつ、本部・国内拠点・海外拠点において経営資源の最適配分を行う。また、外部の知見を積極的に活用して開発課題に戦略的に対応する能力を高める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経営諮問会議等の継続的開催 ・規程類の見直し、等
<p>イ 業務基盤の強化 業務の電子化を通じて業務基盤を強化する。</p>	<p>イ 業務基盤の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時等における事業継続性に対する強靱性強化のための ICT 基盤強化対策の実施 ・DX、クラウド活用、働き方改革等を意識した情報共有基盤調達に向けた要件定義の実施 ・国際情報通信網の増速、定型 PC 作業自動化の運用・統制ルール、ガイドライン等の整備、等
<p>(2) 業務運営の効率化、適正化</p>	
<p>ア 経費の効率化 中期目標期間中、運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び業務経費（特別業務費及び人件費を除く。）の合計について、毎事業年度 1.4%以上の効率化を達成する。</p>	<p>ア 経費の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営費交付金を充当して行う業務の一般管理費及び業務経費（特別業務費及び人件費を除く。）の合計に関し、業務の質の確保に留意した前年度比 1.4%以上の効率化の達成
<p>イ 人件費管理の適正化 各種の国際社会の開発目標の達成に貢献し、政府や社会から期待される役割を果たすために、必要に応じて人員配置を見直す。また、給与水準については、国家公務員の給与水準も十分に考慮し、手当を含めた役職員給与の在り方について厳格に検証を行った上で、引き続き給与水準の適正化を図る。その上で、各事業年度の給与水準及びその合理性・妥当性を公表する。</p>	<p>イ 人件費管理の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な人員配置のあり方、職員構成や役割に応じた処遇等の人事制度の見直しの検討 ・給与水準の適正化への取組み ・給与水準及びその合理性・妥当性の公表、等
<p>ウ 保有資産の必要性の見直し 機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。</p>	<p>ウ 保有資産の必要性の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産内容の見直し、保有資産の必要性の有無の検討 ・詳細な保有資産情報の公表、等
<p>エ 調達の合理化・適正化 独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、機構の事務・事業の特性を踏まえた調達等合理化計画を策定し、これに基づく取組を確実に実施する。また、</p>	<p>エ 調達の合理化・適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調達等合理化計画の策定、それに基づく取組の実施 ・契約監視委員会による点検を踏まえた競争性のない随意契約の削減に向けた取組 ・コンサルタント海外事業展開支援の制度改善、等

<p>外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を踏まえつつ、競争性のない随意契約の削減を更に徹底する等、引き続き調達等の改善に努める。</p>	
<p>3. 財務内容の改善に関する事項</p>	
<p>運営費交付金を充当して行う業務については、「2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき事業の質の確保に留意し、適正な予算執行管理を行う。また、毎年の運営費交付金額の算定については、各年度期末の運営費交付金債務残高の発生要因等を分析した上で、厳格に行うものとする。また、引き続き自己収入の確保とその適正な管理・運用に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「予算執行管理強化に関する諮問委員会」の最終報告書提言内容を踏まえた取組の着実な実施 ・実務者向け研修、階層別研修、Web ベース研修の実施等による職員の予算執行管理能力の向上 ・前年度期末の運営費交付金債務残高の発生要因等の分析 ・自己収入確保とその適切な管理・運用、等
<p>4. 安全対策に関する事項</p>	
<p>国際協力事業安全対策会議最終報告（平成 28 年 8 月 30 日 外務省及び独立行政法人国際協力機構）を踏まえ、国際協力事業関係者の安全確保のため、脅威情報の収集・分析・共有の強化、現地における行動規範の遵守・徹底、ハード・ソフト両面の防護措置及び研修・訓練の強化、危機発生後の対応の強化及び危機管理意識の向上等の態勢強化を図る。</p> <p>また、施設建設等の工事にかかる関係者の安全確保のために、開発途上地域の政府、事業実施機関、コンサルタント、コントラクター等の関係者による安全対策を支援する仕組みを強化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安全対策措置の周知徹底、事業関係者への研修、意識づけ、脅威情報の収集・分析能力強化、事業サイト等の防護強化 ・工事安全対策に関する指針文書の適切な運用・見直し、施設建設等事業の工事安全対策の実施、等
<p>5. その他業務運営に関する重要事項</p>	
<p>(1) 効果的・効率的な開発協力の推進</p>	
<p>ア 予見性、インパクトの向上</p> <p>戦略的な事業展開を行うために、JICA 国別分析ペーパーや課題別指針等の地域・国・課題等に関する開発協力方針の策定・改訂を行う。また、それらを通じ、我が国の政策策定プロセスへの情報提供や提言、開発途上地域の政府を含む様々な開発パートナーへの発信にも取り組む。加えて、様々な協力手法を組み合わせ、SDGs への貢献を明確にする等した戦略的なプログラム・アプローチを推進し、事業の予見性、インパクトの向上を図る。</p>	<p>ア 予見性、インパクトの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JICA 国別分析ペーパーの策定・改定 ・事業戦略の策定と事業形成・実施への活用強化 ・SDGs への貢献が明確化されたプログラム等の選定、国際発信、ポジションペーパー等を踏まえた SDGs の事業への組込強化、等
<p>イ 効果・効率性の向上</p>	<p>イ 効果・効率性の向上</p>

<p>開発協力事業の効果、効率性を向上させるために、研修を含む技術協力、海外投融資を含む有償資金協力、無償資金協力等において、迅速化にも留意しつつ、様々な開発パートナーのニーズに対応した諸制度・運用の改善等に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・技術協力における事業マネジメント及び戦略的パートナーシップの強化、イノベティブな取組を含む事業形成・促進 ・円借款における質の高いインフラパートナーシップ等の政府方針に掲げられた迅速化への取組、海外投融資の積極的活用に向けた国際金融機関・民間金融機関との連携推進、民間資金動員の促進 ・無償資金協力における「無償資金協力の制度・運用改善に係る報告書」を踏まえた制度の定着 ・ナレッジ共創の促進、等
<p>(2) 国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進</p>	
<p>ア 国際的な議論への参加と発信</p> <p>開発協力の規範・潮流の形成に影響がある国際的な議論の枠組みや国際会議等において、我が国の考え方を踏まえ機構の知見・経験等を発信する。</p>	<p>ア 国際的な議論への参加と発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人間の安全保障、SDGs 達成のためのルール作り、主要国際会議における議論への貢献、等
<p>イ 国際機関・他ドナー等との連携推進</p> <p>国際的な議論への効果的な共同発信や、事業の共同実施・補完等の戦略的な推進に向けて、本部レベルの協議等を通じ、国際機関・他ドナー等と連携する。また、国際的な開発協力の枠組みのアウトリーチを推進するため、新興ドナーとの連携（三角協力を含む）や経験共有を強化する。</p>	<p>イ 国際機関・他ドナー等との連携推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・UHC、自由で開かれたインド太平洋等、重要課題に係る国際機関、他ドナー等との協議を通じた連携推進 ・新興ドナーとの協議・連携推進、南南協力及び三角協力に係る国際的な議論への参画、機構の経験や教訓・知見共有の推進、等
<p>(3) 開発協力の適正性の確保</p>	
<p>ア 環境社会配慮</p> <p>開発協力事業の実施に伴う環境・社会への影響を回避・最小化するため、世界銀行等の他機関と連携を図りつつ、第三者の関与も得て、JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づき環境及び社会に配慮した業務運営を行う。また、機構関係者を対象とした研修・セミナー等を通じて、より多くの関係者の環境社会配慮に関する理解を促進する。加えて、世界銀行のセーフガード政策の改定結果及び運用状況等を踏まえて、透明性と説明責任を確保したプロセスにより同ガイドラインの包括的な検討と改定を行い、国際水準での環境社会配慮の実施を強化する。</p>	<p>ア 環境社会配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境社会配慮ガイドラインの適切な運用、助言委員会の関与も得た審査、モニタリング結果の確認の実施、機構関係者の研修機会の拡充 ・透明性と説明責任に配慮した同ガイドラインの改定に向けた検討、等
<p>イ 女性のエンパワーメントとジェンダー平等推進</p> <p>我が国政府の女性の活躍推進のための開発戦略等を踏まえ、事業の各段階においてジェンダー平等の視点</p>	<p>イ 女性のエンパワーメントとジェンダー平等推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジェンダー主流化重点案件の取組強化 ・女性にやさしいインフラ整備、STEM（科学・技術・工学・

<p>に立った業務運営を進め、質と量の両面からジェンダー主流化を拡充する。また、紛争予防・解決プロセスや災害復興・防災支援事業における女性の参画及び紛争下での女性の保護・権利・特別のニーズに対応するための支援を促進し、国連決議 1325 号及び関連決議等に基づく我が国政府の女性・平和・安全保障に関する行動計画の実施にも貢献する。</p>	<p>数学) 分野を含む女子教育の推進強化、平和構築・防災分野等における女性のリーダーシップ推進、女性の経済的エンパワーメントに貢献する支援、等</p>
<p>ウ 不正腐敗防止</p> <p>開発協力事業における不正腐敗を防止するための環境を相手国とともに醸成していくために、不正行為等に対して法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとるとともに、関係者への不正腐敗防止に係る啓発に努める。</p>	<p>ウ 不正腐敗防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正腐敗情報相談窓口の適切な運用、不正行為等の情報に対する適切な調査・対応と不正行為に対する厳正な対処 ・不正腐敗防止のための研修・啓発活動の実施 ・事業実施者によるマネーロンダリング、反社会的勢力への関与等の背景調査試行、等
<p>(4) 内部統制の強化</p>	
<p>ア 内部統制を実施するための環境整備</p> <p>独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 66 号）及び業務方法書等に基づき内部統制を機能させるための規程等を整備し、必要に応じて改善するとともに、これら規程が確実に運用されるよう機構内で周知する。</p>	<p>ア 内部統制を実施するための環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務方法書等に基づく必要な規程等の整備・改定 ・研修等による職員の内部統制に係る一層の意識向上 ・SEAH に関する役職員及び業務従事者の規範制定、被害者支援に係る対処方針の作成・周知、等
<p>イ 組織運営に係るリスクの評価と対応</p> <p>機構の業務運営上のリスクに適切に対応するために、リスクの識別、分析、評価を行い、リスク管理の徹底、本部及び国内外の拠点における法令遵守態勢の一層の整備を図る。また、有償資金協力に係る適正な業務運営を確保するために、有償資金に係るリスクを適切に識別・測定し、モニタリングを行う。</p>	<p>イ 組織運営に係るリスクの評価と対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク事案への適時・適切な対応、再発防止策の実施 ・リスクの分析・評価結果等のリスク管理委員会等での報告 ・有償資金協力に係るリスクの適切な識別・測定とモニタリングの実施、等
<p>ウ 内部統制の運用</p> <p>定期的な内部統制の実施状況のモニタリングを行うとともに、モニタリングの結果に基づいて必要に応じて内部統制の態勢を強化する。また、業務手順の整備状況を定期的に確認し、必要に応じてこれを更改する。加えて、業務の効率性及び有効性を向上するため、業績評価を適切に実施する。</p>	<p>ウ 内部統制の運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な内部統制実施状況のモニタリングと役員への結果報告、機構内周知徹底 ・機構の中期計画及び年度計画に基づく業務実績等評価の実施、等
<p>エ 機構内及び外部からの情報伝達体制の確保</p> <p>機構内及び外部からの情報伝達体制を確保するため、内部通報及び外部通報制度を適切に運用する。</p>	<p>エ 機構内及び外部からの情報伝達体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部及び外部通報制度の適切な運用と対処 ・性的虐待・搾取に関する情報伝達体制の確保、等
<p>オ 内部監査の実施</p>	<p>オ 内部監査の実施</p>

適正な業務を確保するため、内部監査に関する国際的指針に従って内部監査を実施するとともに、監査結果のフォローアップを着実に実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 内部監査に関する国際的指針に従った内部監査の実施 監査結果のフォローアップ、等
<p>カ ICT への対応</p> <p>政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成 28 年 8 月）等を踏まえ、情報システム委員会・情報セキュリティ委員会等の枠組みを活用し、情報セキュリティ規程等の改定を行うとともに、情報セキュリティ対策推進計画を策定・実施し、情報セキュリティにかかる組織的対応能力の強化に取り組む。</p> <p>また、PDCA サイクルに基づき情報セキュリティ対策推進計画を毎年度レビューして情報セキュリティ対策の改善を図るとともに、個人情報の保護を推進する。</p>	<p>カ ICT への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成 30 年度版）」を踏まえた情報セキュリティ規程等の改定 情報セキュリティ事案発生時の緊急対応強化の方策検討 EU 一般データ保護規則（GDPR）に関連した対応、等
6. 予算、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）	
中期計画をご参照ください。	年度計画をご参照ください。
7. 短期借入金の限度額	
一般勘定 670 億円、有償資金協力勘定 2,900 億円	左に同じ。
8. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	
相武台職員住宅については令和 2 年度末までに譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。	左に同じ。
9. 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	
該当なし	
10. 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）	
剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てる。	剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てる。なお、運営費交付金で賄う経費の節減により生じた利益に係る目的積立金の使途については、上記のうち運営費交付金で賄う経費に限る（別途措置される補助金等で賄う経費を除く。）ものとする。
11. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
(1) 施設及び設備に関する計画	
長期的視野に立った施設・設備の整備を行い、効果的・効率的な業務運営に努める。また、業務実施上の必要性の視点を踏まえた老朽化対策等、既存の施設・設備の整備改修等を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化対策、既存施設・設備の整備改修の実施、等
(2) 人事に関する計画	
機構で働く一人ひとりが開発協力のプロフェッショナル	<ul style="list-style-type: none"> 機構の働き方改革に係る方針（「Smart JICA 3.0」）の下、

<p>ナルとして潜在的な力を主体的かつ最大限に発揮し、生産性向上等を通じて業務の質の向上を図るための人事施策及び働き方改革を推進する。</p>	<p>多様な人材の多様な働き方を促進、働き方の選択肢の柔軟化、ワークライフバランスの確保に向けた取組等の継続 ・各種研修、キャリア・コンサルテーション、他機関出向等を通じた職員の能力強化、等</p>
<p>(3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項（機構法第 31 条第 1 項及び法附則第 4 条第 1 項）</p>	
<p>前中期目標期間の最終事業年度において、通則法第 44 条の整理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約（有償資金協力業務を除く。）、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てる。</p> <p>前中期目標期間中に回収した債権又は資金については、機構法に基づき、適切に国庫に納付する。</p>	<p>前中期目標期間繰越積立金は、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約（有償資金協力業務を除く。）、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てる。</p> <p>前中期目標期間中に回収した債権又は資金で、独立行政法人国際協力機構法施行令（平成 15 年政令第 409 号）附則第 2 条の定めるところにより主務大臣の承認を受けた金額については、施設・設備の整備、改修等の財源に充てることとする。</p>
<p>(4) 中期目標期間を超える債務負担</p>	
<p>中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担の必要性が認められる場合には、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。</p>	

7. 持続的に適切なサービスを提供するための源泉

(1) コーポレートガバナンスの状況

当法人は、業務の有効性・効率性を向上させ、法令等を遵守し、独立行政法人国際協力機構法に定められた目的を達成するため、内部統制システムを含めたコーポレートガバナンス体制を整備し、事業に取り組んでいます。

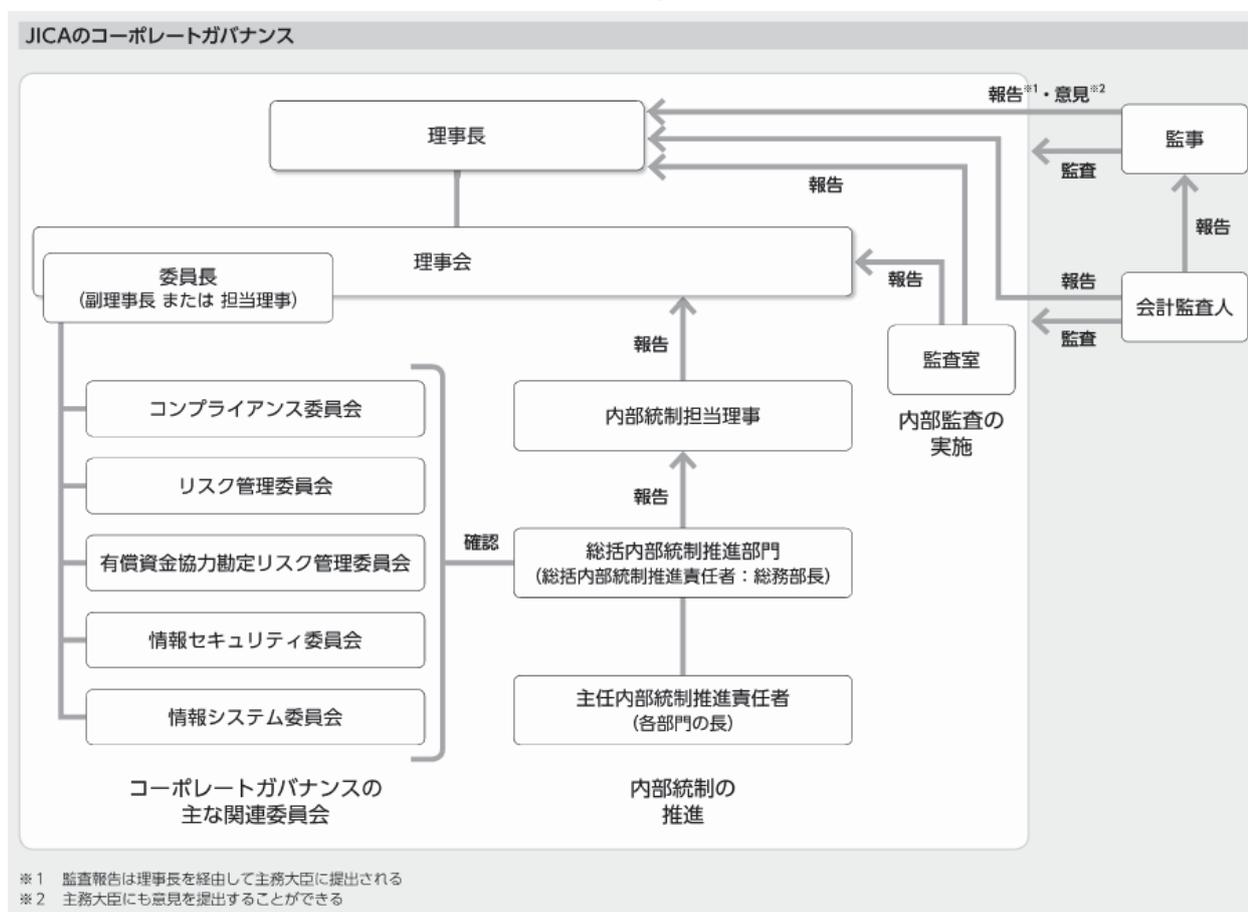
具体的には、独立行政法人通則法に定める内部統制を推進するべく、当法人を代表しその業務を総理する理事長の下、総務部担当理事を内部統制担当理事とし、総務部長を総括内部統制推進責任者とした内部統制推進体制を整備しています。内部統制の推進状況は日常的にモニタリングし、内部統制上の重要事項として取りまとめを行うと共に、その結果について定期的に理事会に報告、審議します。

また、独立部門として監査室を設置し、業務が適正かつ効率的に遂行されるように内部監査を実施しています。さらに、監事監査や会計監査人監査を受け、その監査結果をフォローアップすることで、ガバナンスの質を確保しています。

その他、内部統制に関する内部規程を整備するとともに、標準的な業務手続きを定めた業務方法書を整備し、また、内部統制の取り組み方針を「JICAにおける内部統制」として取りまとめ・公開することで、内部統制に関する意識向上と取り組み強化に努めています。

重要な内部統制に関連する事項については、委員会を設置し、審議等を行っています。また、法令違反等の早期発見と未然防止を主な目的とし、内部通報受付窓口と外部通報受付窓口を設置し、運用しています。

詳細は、当法人の業務方法書をご参照ください。



(2) 役員等の状況

① 役員の名、役職、任期、担当及び経歴

(令和3年3月31日現在)

役職	氏名	任期	担当	経歴
理事長	北岡伸一	自 平成27年10月1日 至 令和4年3月31日 (再任)		昭和60年 立教大学法学部教授 平成9年 東京大学法学部教授 平成16年 特命全権大使(日本政府国連 代表部次席代表) 平成24年 政策研究大学院大学教授 平成24年 国際大学学長
副理事長	山田順一	自 令和2年5月23日 至 令和6年5月22日		昭和57年4月 海外経済協力基金採用 平成25年10月 独立行政法人国際協力機構上 級審議役 平成29年10月 国際協力機構理事
理事 (常勤)	植嶋卓巳	自 令和2年12月1日 至 令和4年11月30日 (再任)	安全管理部 資金協力業務部 調達・派遣業務部 労務及び福利厚生 業務 企画部業務の支援	昭和57年4月 国際協力事業団採用 平成27年9月 独立行政法人国際協力機構理 事長室長
理事 (常勤)	天野雄介	自 平成31年4月1日 至 令和3年9月30日	地球環境部 社会基盤部 インフラ技術業務 部	平成元年4月 建設省入省 平成30年4月

		(再任)	有償勘定で行う事業の技術面・コンプライアンスに関する規定の制定改編・運用等	国土交通省水管理・国土保全局下水道部流域管理官
理事 (常勤)	萱島信子	自 令和元年10月1日 至 令和3年9月30日	中南米部 人間開発部 経済開発部 国内事業部 (JICA 開発大学院連携業務を含む)	昭和57年4月 国際協力事業団採用 平成30年4月 独立行政法人国際協力機構上級審議役
理事 (常勤)	横山正	自 令和元年10月1日 至 令和3年9月30日	財務部 審査部 金融リスク管理業務 管理部	昭和63年4月 大蔵省入省 令和元年7月 財務省大臣官房企画調整主幹
理事 (常勤)	中澤慶一郎	自 令和2年5月23日 至 令和3年9月30日	南アジア部 東・中央アジア部 民間連携事業部 インフラ輸出業務の支援 企画部業務の支援	昭和62年4月 海外経済協力基金採用 平成30年6月 独立行政法人国際協力機構企画部長
理事 (常勤)	柴田裕憲	自 令和2年7月1日 至 令和3年9月30日	総務部 情報システム部 (CIO) 広報部 人事部 企画部	昭和62年4月 外務省入省 平成30年9月 経済産業省 大臣官房審議官 (通商戦略担当)
理事 (常勤)	中村俊之	自 令和2年10月1日 至 令和4年9月30日	アフリカ部 ガバナンス・平和構築部 評価部 青年海外協力隊事務局 国際緊急援助隊事務局	平成元年4月 国際協力事業団採用 令和2年4月 独立行政法人国際協力機構ガバナンス・平和構築部長

理事 (常勤)	山中晋一	自 令和2年10月1日 至 令和4年9月30日	東南アジア・大洋 州部 中東・欧州部 インフラ輸出業務 の支援	昭和59年4月 海外経済協力基金採用 平成30年6月 独立行政法人国際協力機構イ ンドネシア事務所長
監事 (常勤)	町井弘実	自 平成26年1月1日 至 ※参照 (再任)		昭和50年4月 株式会社日本長期信用銀行入 行 平成25年7月 SGアセットマックス株式会 社コンプライアンス・オフィ サー
監事 (常勤)	早道信宏	自 平成29年7月1日 至 ※参照		昭和54年4月 日本専売公社入社 平成29年4月 パナソニックヘルスケアホー ルディングス株式会社内部監 査室主幹
監事 (常勤)	戸川正人	自 平成31年2月1日 至 ※参照		昭和59年10月 国際協力事業団採用 平成28年4月 独立行政法人国際協力機構人 事部長

なお、独立行政法人国際協力機構法第7条に基づく役員の定数並びに同法第9条及び独立行政法人通則法第21条に基づく役員の任期は次のとおりです。

役職	定数	任期
理事長	1人	任命の日から当該任命の日を含む中期目標の期間の末日まで
副理事長	1人以内	4年
理事	8人以内	2年
監事	3人	※任命の日から対応する中期目標の期間の最後の事業年度についての財務諸表承認日まで

② 会計監査人の氏名又は名称

EY 新日本有限責任監査法人

(3) 職員の状況

常勤職員は令和2年度末において1,942人（前期末比13人増加）であり、平均年齢は43.31歳（前期末43.18歳）となっています。このうち、国等からの出向者は31人、令和3年3月31日退職者は54人です。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

① 当年度に完成した主要な施設等

なし

② 当年度継続中の主要な施設等の新設・拡充

なし

③ 当年度に処分した主要な施設等

一棟所有職員住宅の売却（取得価額：1,060百万円、減価償却累計額：379百万円、減損損失累計額：528百万円、売却額（税抜）：218百万円）

(5) 純資産の状況

① 資本金の額及び出資者ごとの出資額

（単位：百万円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般勘定政府出資金	62,452	-	-	62,452
有償資金協力勘定政府出資金	8,150,728	51,440	-	8,202,168
資本金合計	8,213,180	51,440	-	8,264,620

② 目的積立金の申請状況、取崩状況

前中期目標期間繰越積立金取崩額 1,001 百万円は、事業継続計画に係る経費等の支出及び止むを得ない事由により前中期目標期間中に完了しなかった業務等に充てるため、平成 29 年 6 月 30 日付にて主務大臣から承認を受けた 34,881 百万円のうち 1,001 百万円について取り崩したものです。

(6) 財源の状況

① 財源内訳

【一般勘定】

(単位：百万円)

区分	金額	構成比率 (%)
収入		
運営費交付金収入	156,025	72.8%
無償資金協力事業資金収入	52,397	24.4%
施設整備費補助金等収入	1,998	0.9%
事業収入	3,451	1.6%
受託収入	33	0.0%
寄附金収入	12	0.0%
その他の収入	243	0.1%
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	260	0.1%
合計	214,418	100.0%

【有償資金協力勘定】

借入先及び借入額の状況

(単位：百万円)

借入先及び借入額の状況	29 年度		30 年度		元年度		2 年度	
	当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績
財政融資資金借入金	482,700	402,600	552,400	332,100	485,200	231,900	754,200	667,500
債券発行	146,000	114,987	146,000	114,533	144,000	60,000	146,000	113,495
回収金等によるその他自己資金	598,120	575,758	618,590	596,732	718,990	748,651	698,360	606,317
政府一般会計からの出資金	45,180	45,180	46,010	46,010	46,810	67,310	51,440	51,440
合計	1,272,000	1,138,525	1,363,000	1,089,375	1,395,000	1,107,861	1,650,000	1,438,752

事業計画及び実績推移

(単位：百万円)

事業計画及び実績推移	29 年度		30 年度		元年度		2 年度	
	当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績
円借款	1,229,900	1,109,876	1,299,300	1,068,610	1,341,500	1,086,126	1,594,000	1,355,986
海外投融資	42,100	28,649	63,700	20,765	53,500	21,735	56,000	82,766
合計	1,272,000	1,138,525	1,363,000	1,089,375	1,395,000	1,107,861	1,650,000	1,438,752

2年度計画は当初予算ベースではなく補正予算第1号（2020年4月30日成立）及び第3号（2021年1月28日成立）を反映したものの。

② 自己収入に関する説明

当法人の受託事業では、外務省が適当と認める場合、本邦又は外国において、政府等若しくは国際機関又は法人その他の団体の委託を受けて、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与する業務を行っており、33百万円の自己収入を得ています。

(7) 環境社会配慮等の状況

当法人は、環境社会配慮の方針として、「JICA 環境方針」や「JICA 環境社会配慮ガイドライン」（以下「ガイドライン」）を定めております。

「JICA 環境方針」における基本方針

私たちは、独立行政法人国際協力機構法に明記された「開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通して、国際協力の促進並びにわが国及び国際経済社会の健全な発展に資する」という使命に基づき、環境関連の法規制を遵守しながら地球環境保全に貢献するとともに、自らの活動により生じる環境負荷を予防・低減するために、環境マネジメントシステムの活用を通じ、継続的にこれを改善していきます。

また、「JICA 環境方針」の実現のために環境マネジメントシステム（Environment Management System: EMS）を確立し、運用しています。具体的には、以下の活動を推進しています。

・国際協力を通じた環境対策の推進

ODAの実施機関として、日本政府の援助政策を踏まえ、環境の保全や改善に貢献する協力を推進します。

・環境啓発活動の推進

環境に関する知識・情報を集積し、人々の環境意識の向上を図ります。

・オフィス及び所有施設における環境配慮活動の推進

事務・事業の活動から生じる環境負荷の軽減に向けて、環境に配慮した活動を推進します。

・環境法規制等の遵守

当法人が適用を受ける環境法規制等を遵守します。

また、当法人の事業において、社会・経済の開発を支援するための事業であっても、大気や水、土壌、生態系等自然への望ましくない影響や、非自発的な住民移転や先住民族に対する権利侵害といった社会への影響を及ぼす可能性があります。持続可能な開発のためには、開発事業が環境や地域社会に与える影響を見極め、それを回避又は最小限にとどめるために必要なコストを事業に組み入れる必要があります。

このように、環境や社会に対する影響の緩和に必要な費用を開発コストに内部化させる取組が「環境社会配慮」です。そして、環境社会配慮に必要な当法人の責務と手続き、相手国等に求める要件を示した指針がガイドラインです。当法人は、ガイドラインに基づき、環境や社会に適切に配慮しつつ事業を実施しています。ガイドラインは、当法人ウェブサイトの「環境社会配慮」[➡ <https://www.jica.go.jp/environment/index.html#initiative>] で閲覧・ダウンロードでき、英語版や仏語版、西語版、中国語版、「良くある問答集」等の資料もご覧いただけます。

8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

当法人は、業務実施の障害となる要因をリスクと定義し、中期計画等の組織の目標や計画を効果的かつ効率的に達成するに当たって、リスクへの対応体制を確保し、事業を確実に実施することを目的にリスクの特定・評価を行っています。

各部署では、毎年度自らの部署の業務に関わるリスクを特定し、業務への影響を評価した上で、当該リスクに対する対応状況を確認しています。その上で、当法人全体としての主要なリスクを分類し、理事会及び内部統制担当理事を委員長として定期的に開催する「リスク管理委員会」において、リスクへの取組を審議・検討することによって、組織的な対応強化を行っています。

有償資金協力業務（円借款等）を行うに当たっては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等の様々なリスクを伴います。こうしたリスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は一般の金融機関と異なりますが、当法人では一般の金融機関のリスク管理手法を援用しながら、円借款債権等を適切に管理することが重要と考えています。

具体的には、有償資金協力業務におけるリスク管理を組織的に対応すべき経営課題と位置づけ、「有償資金協力勘定統括的リスク管理規程」を策定し、同規程の中で、有償資金協力勘定が業務の過程でさらされている様々なリスクを識別、測定及びモニタリングし、業務の適切性の確保や適正な損益水準の確保を図ることを目的と定めています。その目的に資するため、「有償資金協力勘定リスク管理委員会」を設置し、統括的リスク管理に関する重要事項を審議しています。

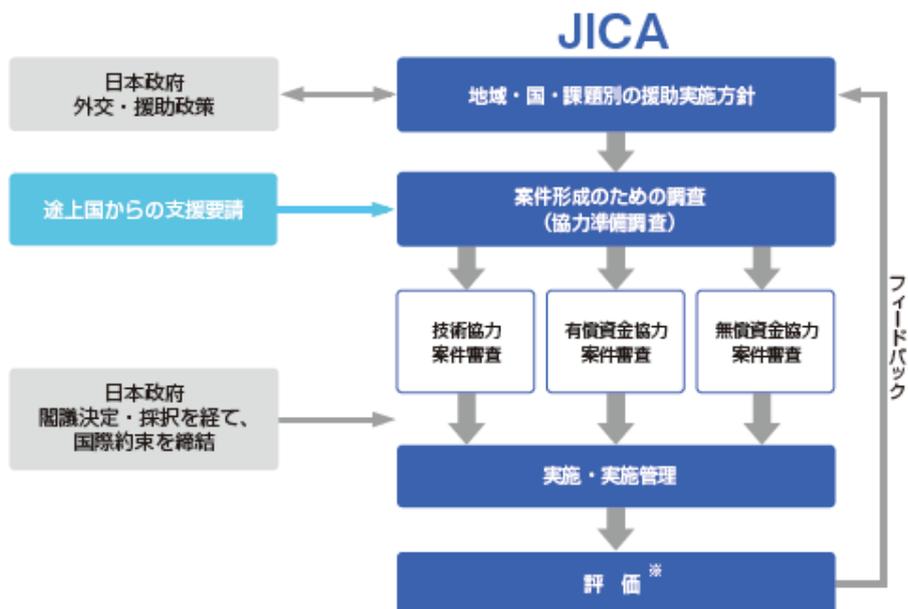
(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

今期、本部部署・拠点（在外拠点及び国内拠点）にて実施したリスクの自己点検から、コロナ禍態勢下においてリスク認識が高まっているリスク項目及び傾向を洗い出し、機構全体が抱えるリスクの分析を行いました。同分析結果を踏まえ、内部統制に関するオンライン研修の内容や対象者の拡充を図り、コロナ禍による執務環境の変化等を踏まえた事故の防止に向けて取り組みました。詳細については、当法人の業務実績等報告書をご参照ください。

なお、2020年10～11月には20か国財務大臣・中央銀行総裁会議、パリクラブ（主要国債権国会合）において一部の開発途上国の流動性のニーズを支援することを目的とした債務支払猶予の期間延長及び同期間終了後の債務措置に係る共通枠組みが合意されました。この債務支払猶予及び債務措置については、国際的な枠組みの下で協議や検討が進んでおり、当機構の有償資金協力勘定に影響が及ぶ可能性があります。また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関連する有償資金協力勘定の信用リスクについては、国際通貨基金（IMF）が2021年4月に公表した世界経済見通し（WEO）のベースラインシナリオを参照し、2021年度以降は、追加の財政出動やワクチン接種拡大により、経済活動が回復していく仮定を置いています。依然として不確実性が高い環境が世界的に続くことも想定されることから、今後、当機構の債務者の中長期の財政状況等が想定を超えて悪化する事象等が生じる場合には、信用格付の低下を通じて来期以降の貸倒引当金及び偶発損失引当金の計上額に影響を与える可能性があります。このような状況から、当機構では有償資金協力勘定の信用リスクに関するモニタリングを継続的に実施しています。

9. 業績の適正な評価の前提情報

当法人が行う事業の主要なスキームの概観は下図のとおりです。また、各事業のPDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルを活用した事業評価を行うことにより、事業の更なる改善と国民への説明責任（アカウンタビリティ）を十分に果たす仕組みを導入しています。



※ JICAでは、技術協力、有償資金協力、無償資金協力それぞれのプロジェクトのPDCA(Plan-Do-Check-Action)サイクルを活用した事業評価を行うことにより、事業のさらなる改善と国民へのアカウンタビリティを十分に果たす仕組みを導入しています。
<https://www.jica.go.jp/acivities/evaluation/>

(出典：JICA PROFILE²)

² https://www.jica.go.jp/publication/pamph/about/ku57pq00002ir32s-att/jica_profile.pdf

10. 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 自己評価

当法人の令和元年度における業務実績の自己評価及び主務大臣評価結果は、下表のとおりです。詳細については、当法人の業務実績等報告書をご参照ください。

令和元年度自己評価及び主務大臣評価結果並びに行政コスト³

(単位：百万円)

項目	自己評価 (※)	主務大臣評価	行政コスト
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項			
日本の開発協力の重点課題	S	A	99,955
開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保	S	S	
開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進	S	S	
普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現	S	S	
地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築	A	A	
地域の重点取組	S	S	
民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献	S	S	6,302
多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大	S	A	24,182
事業実施基盤の強化	A	A	4,526
II. 業務運営の効率化に関する事項			
戦略的な事業運営のための組織基盤づくり	B	B	
業務運営の効率化、適正化	B	B	
III. 財務内容の改善に関する事項			
財務内容の改善	B	B	
IV. 安全対策に関する事項			
安全対策	B	B	
V. その他業務運営に関する重要事項			
効果的・効率的な開発協力の推進	A	A	
国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進	A	A	
開発協力の適正性の確保	A	B	
内部統制の強化	B	B	
人事に関する計画	A	A	
(中期計画で規定する事項)			
短期借入金の限度額	-	-	
施設及び設備に関する計画	-	-	
剰余金の使途 (有償資金協力勘定を除く。)	-	-	
積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項	-	-	

³ 行政コストは一般勘定のみ算出。

※年度評価の項目別評定における評定区分は以下のとおり。

S：当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が120%以上、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされている場合）。

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上）。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満）。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

（引用：独立行政法人の評価に関する指針（平成31年3月12日改定 総務大臣決定）

業務の業況

令和2年度の有償資金協力業務の実績は、円借款の融資に係る承諾件数が43件、承諾額が14,932億円、海外投融資の出融資に係る承諾件数は10件、承諾額は734億円となりました。また、出融資に係る実行額は円借款が13,560億円、海外投融資が828億円、円借款と海外投融資を合わせた残高は14,388億円となりました。

円借款、海外投融資を合わせた令和2年度の承諾状況を地域別にみると、アジア地域への承諾額は12,999億円で、地域別シェアは82.3%を占め最も多く（令和元年度12,429億円、81.6%）、次いで国際機関向けが736億円（令和元年度なし）、中東地域が686億円（令和元年度1,100億円）、アフリカ地域が452億円（令和元年度1,202億円）、大洋州地域が425億円（令和元年度50億円）、中南米地域が243億円（令和元年度387億円）、対象国が複数にまたぐ案件（表2では「その他」）が105億円（令和元年度63億円）、欧州地域が21億円（令和元年度なし）でした。

国別承諾額の上位5ヶ国は、インド3,744億円（令和元年度3,844億円）、バングラデシュ3,732億円（令和元年度2,758億円）、フィリピン2,541億円（令和元年度265億円）、インドネシア1,060億円（令和元年度1,551億円）、ミャンマー728億円（令和元年度1,689億円）となりました。

部門別承諾比率をみると、運輸（45.6%）、プログラム型借款（39.3%）、社会的サービス（8.4%）、農林・水産業（2.4%）、その他（2.3%）、鉱工業（1.0%）、電力・ガス（0.6%）、灌漑・治水・干拓（0.5%）の順で承諾額が多くなっています。

また、円借款ではドル建て借款として、モロッコの「新型コロナウイルス感染症対応支援プログラム・ローン」を承諾し、海外投融資ではドル建て融資案件としてインドの「低所得者層向け住宅ローン支援事

業」やザンビア、マラウイの「南部アフリカ 農業バリューチェーン強化事業」など計7件を承諾しました。

表1 令和2年度 業務実績 (単位：百万円)

承諾	1,566,613
実行	1,438,713
回収	698,605
残高	13,757,695

注：残高については債権管理上の実績であり、財務諸表上の金額とは計上方法が異なります。

表2 令和2年度 地域別・金融目的別承諾額 (単位：百万円)

地域別	金融目的	円借款		海外投融资		合計	
		金額	件数	金額	件数	金額	件数
アジア		1,274,894	32	24,978	4	1,299,872	36
	東アジア	25,000	1	-	-	25,000	1
	東南アジア	500,351	12	6,881	2	507,232	14
	南アジア	734,543	18	18,097	2	752,640	20
	中央アジア・コーカサス	15,000	1	-	-	15,000	1
大洋州		42,500	3	-	-	42,500	3
中南米		9,130	1	15,187	2	24,317	3
	中米・カリブ	-	-	5,287	1	5,287	1
	南米	9,130	1	9,900	1	19,030	2
中東		45,831	2	22,735	2	68,566	4
アフリカ		45,169	3	-	-	45,169	3
欧州		2,059	1	-	-	2,059	1
国際機関等		73,601	1	-	-	73,601	1
その他		-	-	10,529	2	10,529	2
合計		1,493,184	43	73,429	10	1,566,613	53

(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況

当法人の第4期中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況は、下表のとおりです。詳細については、当法人主務省による業務実績評価報告書をご参照ください。

本中期目標期間における過年度の総合評価の状況				
平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
B	A	A	—	—

※年度評価の総合評定における評定区分は以下のとおり。

S：当該法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：当該法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

(引用：独立行政法人の評価に関する指針（平成31年3月12日改定 総務大臣決定）)

11. 予算と決算との対比

【一般勘定】

区分	予算額	決算額	差額理由
収入			
運営費交付金収入	156,025	156,025	
無償資金協力事業資金収入	-	52,397	注1
施設整備費補助金等収入	1,926	1,998	
事業収入	273	3,451	注6
受託収入	190	33	注3
寄附金収入	38	12	注3
その他の収入	6	243	
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	-	260	注4
計	158,457	214,418	
支出			
業務経費	147,238	102,386	注2、注4
無償資金協力事業費	-	52,397	注1
施設整備費	1,926	2,386	注5
受託経費	190	42	注3
寄附金事業費	38	12	注3
一般管理費	9,065	10,437	
計	158,457	167,660	

注1 当該事業に係る案件、金額等が当該年度の閣議決定によって決まることにより、当初計画額をゼロとしているため。

注2 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、計画に変更が生じたため。

注3 収入を充てる事業での投入が、当初計画より変更となったため。

注4 相手国の事情等により計画に変更が生じたため。

注5 当初の施設整備計画に変更が生じたため。

注6 消費税の還付金等によるもの。

詳細については、決算報告書をご参照ください。

【有償資金協力勘定】

(単位：百万円)

区分	予算額	決算額	差額理由
収入			
事業益金	137,770	115,448	
雑収入	2,675	8,374	注1
計	140,445	123,822	
支出			
事業損金	113,924	57,419	注2
予備費	141	-	
計	114,065	54,419	

注1 出資先の株式売却収入があったこと等のため。

注2 不用額を生じたのは、委託民間団体等調査委託費及び委託金融機関等手数料が予定を下回ったことにより、業務委託費を要することが少なかったこと等のため。

詳細については、決算報告書をご参照ください。

12. 財務諸表

【法人単位】

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産		流動負債	
現金及び預金 (* 1)	512,255	運営費交付金債務	86,927
貸付金	13,341,710	無償資金協力事業資金	196,150
貸倒引当金 (△)	△ 176,363	1年以内償還予定財政融資資金借入金	104,069
その他	86,120	その他	62,109
固定資産		固定負債	
有形固定資産	49,263	資産見返負債	7,791
無形固定資産	8,628	債券	898,211
投資その他の資産		財政融資資金借入金	2,518,683
<small>破産債権、再生債権、更生債権 その他これらに準ずる債権</small>	87,063	その他	23,857
貸倒引当金 (△)	△ 87,063	負債合計	3,897,797
その他	159,959	純資産の部 (* 2)	
		資本金	
		一般勘定政府出資金	62,452
		有償資金協力勘定政府出資金	8,202,168
		資本剰余金	△23,163
		利益剰余金	1,846,123
		評価・換算差額等	△ 3,806
		純資産合計	10,083,774
資産合計	13,981,571	負債純資産合計	13,981,571

(2) 行政コスト計算書

(単位：百万円)

	金額
損益計算書上の費用	264,103
経常費用 (* 3)	264,070
臨時損失 (* 4)	33
その他行政コスト (* 5)	1,207
行政コスト合計	265,310

(3) 損益計算書

(単位：百万円)

	金額
経常費用（*3）	264,070
業務費	254,786
重点課題・地域事業関係費	49,332
国内連携事業関係費	8,803
間接業務費	36,752
有償資金協力業務関係費	101,060
無償資金協力事業費	52,397
その他	6,442
一般管理費	9,185
財務費用	85
特定使途経費	13
その他	0
経常収益	297,711
運営費交付金収益	105,703
有償資金協力業務収入	133,356
無償資金協力事業資金収入	52,397
その他	6,255
臨時損失（*4）	33
臨時利益	13
前中期目標期間繰越積立金取崩額	1,001
当期総利益（*6）	34,623

(4) 純資産変動計算書

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	評価・換算 差額等	純資産合計
当期首残高	8,213,180	△22,442	1,812,534	△34,974	9,968,298
当期変動額	51,440	△721	33,589	31,168	115,476
その他行政コスト（*5）	-	△1,207	-	-	△1,207
当期総利益（*6）	-	-	34,623	-	34,623
その他	51,440	486	△1,034	31,168	82,061
当期末残高（*2）	8,264,620	△23,163	1,846,123	△3,806	10,083,774

(5) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	65,926
事業支出	△97,498
無償資金協力事業費支出	△52,353
貸付による支出	△ 1,413,623
財政融資資金借入金の返済による支出	△ 113,930
運営費交付金収入	156,025
無償資金協力事業資金収入	73,443
貸付金の回収による収入	696,164
財政融資資金借入による収入	667,500
貸付金利息収入	111,120
その他収入・支出	39,080
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 12,556
財務活動によるキャッシュ・フロー	50,974
資金に係る換算差額	△ 132
資金増加額（又は△減少額）	104,212
資金期首残高	402,043
資金期末残高（*7）	506,255

(参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位：百万円)

	金額
資金期末残高（*7）	506,255
定期預金	6,000
現金及び預金（*1）	512,255

詳細については、財務諸表をご参照ください。

13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

【一般勘定】

(1) 貸借対照表

(資産)

令和2年度末現在の資産合計は377,745百万円と、前年度末比59,148百万円増(18.6%増)となっております。これは、現金及び預金の59,280百万円増(25.5%増)が主な要因です。なお、現金及び預金の残高291,765百万円には、無償資金協力案件における贈与に充てるための資金が196,150百万円含まれております。

(負債)

令和2年度末現在の負債合計は324,866百万円と、前年度末比59,288百万円増(22.3%増)となっております。これは、運営費交付金債務の46,258百万円増(113.7%増)及び無償資金協力事業資金の17,362百万円増(9.7%増)が主な要因です。

(2) 行政コスト計算書

令和2年度の行政コストは164,246百万円であり、主な内訳は損益計算書上の費用163,039百万円です。

(3) 損益計算書

(経常費用)

令和2年度の経常費用は163,010百万円と、前年度比71,664百万円減(30.5%減)となっております。これは、運営費交付金を財源とする重点課題・地域事業関係費の21,698百万円減(30.5%減)及び無償資金協力事業費の36,839百万円減(41.3%減)が主な要因です。

(経常収益)

令和2年度の経常収益は163,642百万円と、前年度比69,708百万円減(29.9%減)となっております。これは、運営費交付金収益の31,310百万円減(22.9%減)及び無償資金協力事業資金収入の36,839百万円減(41.3%減)が主な要因です。

(当期総損益)

上記経常損益の状況に加えて臨時損益として固定資産除却損26百万円、固定資産売却損3百万円、固定資産売却益11百万円、前中期目標期間繰越積立金取崩額として1,001百万円をそれぞれ計上した結果、令和2年度の当期総利益は1,615百万円と、前年度比1,505百万円減(48.2%減)となっております。

(4) 純資産変動計算書

令和2年度末の純資産は52,879百万円と、前年度末比140百万円減(0.3%減)となっております。

す。これは、固定資産の除売却 110 百万円、減価償却 1.091 百万円、固定資産の減損 7 百万円が要因です。

(5) キャッシュ・フロー計算書

(業務活動によるキャッシュ・フロー)

令和 2 年度の業務活動によるキャッシュ・フローは 62,355 百万円と、前年度比 41,817 百万円増 (203.6%増) となっております。これは、事業支出の 23,478 百万円減 (19.4%減)、無償資金協力事業費支出の 35,768 百万円減 (40.6%減)、無償資金協力事業資金収入の 19,815 百万円減 (21.2%減) が主な要因です。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

令和 2 年度の投資活動によるキャッシュ・フローは△2,668 百万円と、前年度比 145 百万円減 (5.7%減) となっております。これは、固定資産の取得による支出の 1,065 百万円減 (39.4%減) が主な要因です。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

令和 2 年度の財務活動によるキャッシュ・フローは△317 百万円と、前年度比 202 百万円減 (174.9%減) となっております。これは、不要財産に係る国庫納付等による支出の 218 百万円増 (皆増) が主な要因です。

【有償資金協力勘定】

(1) 貸借対照表

(資産)

令和 2 年度末現在の資産合計は 13,603,826 百万円と、前年度末比 778,362 百万円増 (6.1%増) となっております。これは、貸付金の増加 726,864 百万円 (5.8%増) が主な要因です。

(負債)

令和 2 年度末現在の負債合計は 3,572,931 百万円と、前年度末比 662,747 百万円増 (22.8%増) となっております。これは、財政融資資金借入金の増加 556,114 百万円 (28.3%増) が主な要因です。

(2) 行政コスト計算書

令和 2 年度の行政コストは 101,064 百万円であり、主な内訳は有償資金協力業務関係費 101,060 百万円です。

(3) 損益計算書

(経常費用)

令和 2 年度の経常費用は 101,060 百万円と、前年度比 14,223 百万円増 (16.4%増) となっております。これは、貸倒引当金繰入が前年度比 34,310 百万円増となったことが主な要因です。

(経常収益)

令和2年度の経常収益は134,070百万円と、前年度比48,417百万円減(26.5%減)となっております。これは、貸倒引当金戻入が前年度比19,922百万円減となったことが主な要因です。

(当期総損益)

上記経常損益の状況に加えて臨時損益として、固定資産除却損等4百万円、固定資産売却益2百万円を計上した結果、令和2年度の当期総利益は33,008百万円と、前年度比62,637百万円減(65.5%減)となっております。

(4) 純資産変動計算書

令和2年度末の純資産は10,030,895百万円と、前年度末比115,616百万円増(1.2%増)となっております。これは、政府出資金51,440百万円の受入及び当期総利益33,008百万円の計上が主な要因です。

(5) キャッシュ・フロー計算書

(業務活動によるキャッシュ・フロー)

令和2年度の業務活動によるキャッシュ・フローは3,571百万円と、前年度比204,371百万円増(101.8%増)となっております。これは、財政融資資金借入による収入が前年度比435,600百万円増(187.8%増)となったことが主な要因です。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

令和2年度の投資活動によるキャッシュ・フローは△9,887百万円と、前年度比14,472百万円減(315.7%減)となっております。これは、定期預金の払戻による収入が前年度比45,271百万円減(47.3%減)となったことが主な要因です。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

令和2年度の財務活動によるキャッシュ・フローは51,291百万円と、前年度比15,865百万円減(23.6%減)となっております。これは、政府出資の受入による収入が前年度比15,870百万円減(23.6%減)となったことが主な要因です。

14. 内部統制の運用に関する情報

内部統制の実施状況（内部統制に関連する規程等の改正状況、内部統制関連委員会の実施状況、内部統制強化につながった主要な取組）をモニタリングするとともに、内部統制上の課題を明確化し理事会にて役員と共有しています。加えて、内部統制をテーマとしたウェブベース研修(WBT:Web-Based Training)を実施し、全役職員の内部統制に係る一層の理解の促進及び意識の向上を図っています。

15. 法人の基本情報

(1) 沿革

昭和 49 年 8 月 国際協力事業団として設立

平成 15 年 10 月 独立行政法人国際協力機構として設立

平成 20 年 10 月 旧国際協力銀行（JBIC）の海外経済協力業務及び外務省の無償資金協力業務（外交政策の遂行上の必要から外務省が引き続き直接実施するものを除く。）を承継

(2) 設立根拠法

独立行政法人国際協力機構法(平成 14 年 12 月 6 日法律第 136 号)

(3) 主務大臣

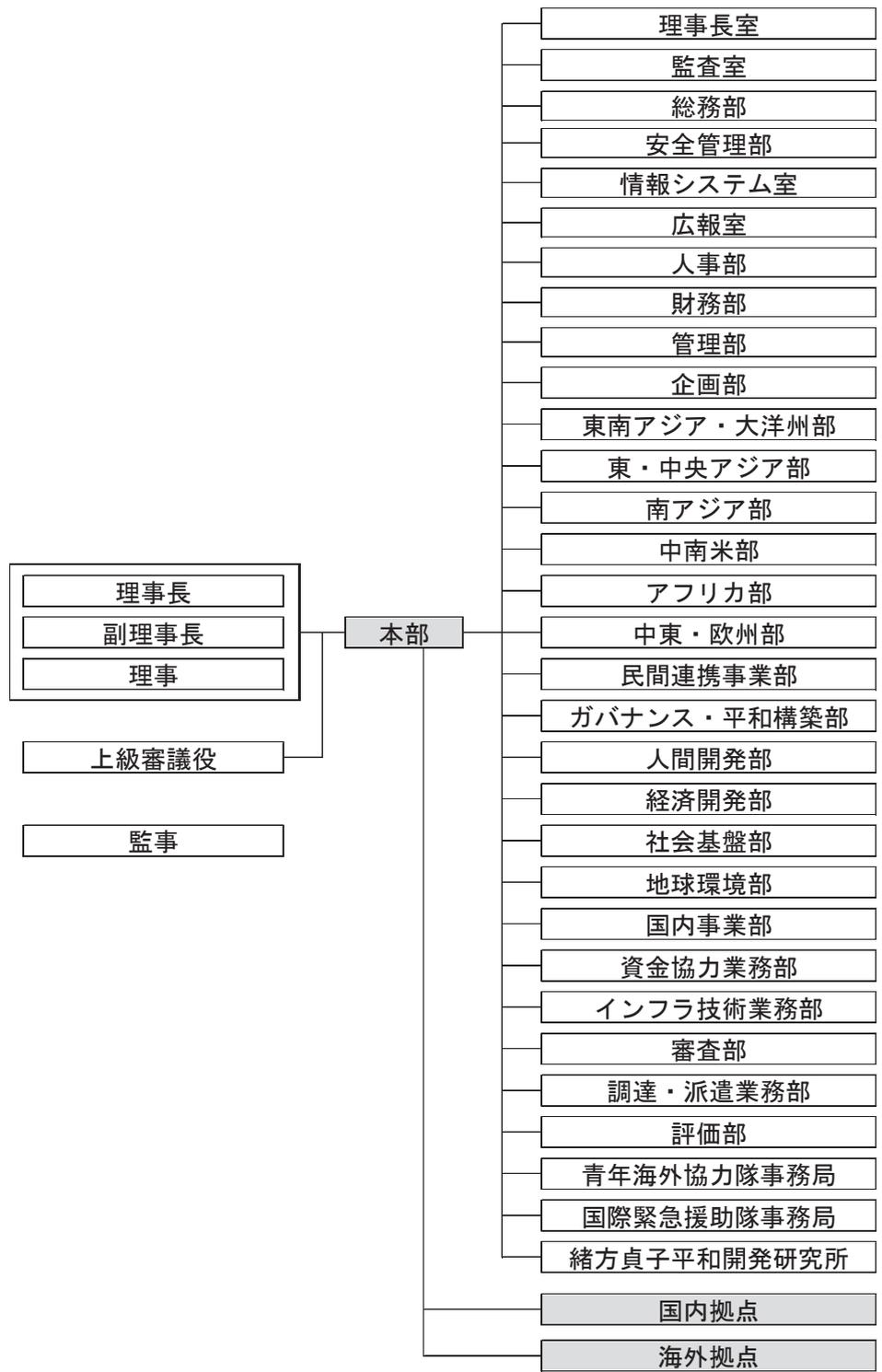
外務大臣

財務大臣（管理業務のうち有償資金協力に係る財務及び会計に関する事項）

農林水産大臣（開発投融資事業のうち農林業の開発に係るものに関する事項）

経済産業大臣（開発投融資事業のうち鉱工業の開発に係るものに関する事項）

(4) 組織図（令和3年3月31日現在）



(5) 事務所の所在地（令和3年3月31日現在）

- 本部（麹町）：東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル
- 本部（市ヶ谷）：東京都新宿区市谷本村町 10-5
- 本部（竹橋）：東京都千代田区大手町 1-4-1 竹橋合同ビル
- 北海道センター（札幌）：北海道札幌市白石区本通 16 南 4-25

北海道センター（帯広）：北海道帯広市西 20 条南 6-1-2
東北センター：宮城県仙台市青葉区一番町 4-6-1 仙台第一生命タワービル 20 階
筑波センター：茨城県つくば市高野台 3-6
東京センター：東京都渋谷区西原 2-49-5
横浜センター：神奈川県横浜市中区新港 2-3-1
北陸センター：石川県金沢市本町 1-5-2 リファール(オフィス棟)4 階
中部センター：愛知県名古屋市中村区平池町 4-60-7
関西センター：兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通 1-5-2
中国センター：広島県東広島市鏡山 3-3-1
四国センター：香川県高松市鍛冶屋町 3 番地 香川三友ビル 1 階
九州センター：福岡県北九州市八幡東区平野 2-2-1
沖縄センター：沖縄県浦添市字前田 1143-1
二本松青年海外協力隊訓練所：福島県二本松市永田字長坂 4-2
駒ヶ根青年海外協力隊訓練所：長野県駒ヶ根市赤穂 15
インドネシア事務所：インドネシア ジャカルタ
マレーシア事務所：マレーシア クアラルンプール
フィリピン事務所：フィリピン マニラ
タイ事務所：タイ バンコク
カンボジア事務所：カンボジア プノンペン
ラオス事務所：ラオス ビエンチャン
東ティモール事務所：東ティモール デイリ
ベトナム事務所：ベトナム ハノイ
ミャンマー事務所：ミャンマー ヤンゴン
中華人民共和国事務所：中華人民共和国 北京
モンゴル事務所：モンゴル ウランバートル
ブータン事務所：ブータン ティンプー
バングラデシュ事務所：バングラデシュ ダッカ
インド事務所：インド ニューデリー
ネパール事務所：ネパール カトマンズ
パキスタン事務所：パキスタン イスラマバード
スリランカ事務所：スリランカ コロンボ
アフガニスタン事務所：アフガニスタン カブール
キルギス事務所：キルギス ビシュケク
タジキスタン事務所：タジキスタン ドウシャンベ
ウズベキスタン事務所：ウズベキスタン タシケント
フィジー事務所：フィジー スバ
パプアニューギニア事務所：パプアニューギニア ポートモレスビー
パラオ事務所：パラオ コロール

キューバ事務所：キューバ ハバナ
ドミニカ共和国事務所：ドミニカ共和国 サントドミンゴ
エルサルバドル事務所：エルサルバドル サンサルバドル
グアテマラ事務所：グアテマラ グアテマラ・シティ
ホンジュラス事務所：ホンジュラス テグシガルパ
メキシコ事務所：メキシコ メキシコ
ニカラグア事務所：ニカラグア マナグア
パナマ事務所：パナマ パナマ
セントルシア事務所：セントルシア グロス・イスレット
アルゼンチン事務所：アルゼンチン ブエノスアイレス
ボリビア事務所：ボリビア ラパス
ブラジル事務所：ブラジル サンパウロ
エクアドル事務所：エクアドル キト
パラグアイ事務所：パラグアイ アスンシオン
ペルー事務所：ペルー リマ
アメリカ合衆国事務所：アメリカ合衆国 ワシントン
イラン事務所：イラン テヘラン
イラク事務所：イラク バグダッド
パレスチナ事務所：パレスチナ ラマツラ
ヨルダン事務所：ヨルダン アンマン
シリア事務所：シリア ダマスカス
エジプト事務所：エジプト カイロ
モロッコ事務所：モロッコ ラバト
チュニジア事務所：チュニジア チュニス
スーダン事務所：スーダン ハルツーム
エチオピア事務所：エチオピア アディスアベバ
ガーナ事務所：ガーナ アクラ
ケニア事務所：ケニア ナイロビ
マラウイ事務所：マラウイ リロングウェ
ナイジェリア事務所：ナイジェリア アブジャ
南アフリカ共和国事務所：南アフリカ共和国 プレトリア
ウガンダ事務所：ウガンダ カンパラ
タンザニア事務所：タンザニア ダルエスサラーム
ザンビア事務所：ザンビア ルサカ
アンゴラ事務所：アンゴラ ルアンダ
ブルキナファソ事務所：ブルキナファソ ワガドゥグー
カメルーン事務所：カメルーン ヤウンデ
コートジボワール事務所：コートジボワール アビジャン

マダガスカル事務所：マダガスカル アンタナナリボ
 モザンビーク事務所：モザンビーク マプト
 ルワンダ事務所：ルワンダ キガリ
 セネガル事務所：セネガル ダカール
 コンゴ民主共和国事務所：コンゴ民主共和国 キンシャサ
 南スーダン事務所：南スーダン ジュバ
 ジブチ事務所：ジブチ ジブチ
 トルコ事務所：トルコ アンカラ
 バルカン事務所：セルビア ベオグラード
 フランス事務所：フランス パリ

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

当法人の主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人は、別添のとおりです。

(7) 主要な財務データの経年比較

【法人単位】

(単位：百万円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
資産	12,119,103	12,550,274	12,917,140	13,144,061	13,981,571
負債	2,550,452	2,870,489	3,118,830	3,175,763	3,897,797
純資産	9,568,651	9,679,785	9,798,310	9,968,298	10,083,774
行政コスト	-	-	-	339,022	265,310
経常費用	346,050	332,233	337,489	321,510	264,070
経常収益	432,401	401,044	406,172	415,837	297,711
当期総利益	110,982	83,492	80,939	98,765	34,623

【一般勘定】

(単位：百万円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
資産	254,956	271,332	286,211	318,597	377,745
負債	168,652	205,260	231,230	265,578	324,866
純資産	86,304	66,072	54,981	53,019	52,879
行政コスト	-	-	-	252,177	164,246
経常費用	246,946	238,184	247,543	234,674	163,010
経常収益	258,918	227,716	238,451	233,350	163,642
当期総利益	36,619	4,304	3,168	3,121	1,615

【有償資金協力勘定】

(単位：百万円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
資産	11,864,147	12,278,942	12,630,929	12,825,464	13,603,826
負債	2,381,801	2,665,229	2,887,600	2,910,185	3,572,931
純資産	9,482,347	9,613,713	9,743,329	9,915,279	10,030,895
行政コスト	-	-	-	86,845	101,064
経常費用	99,105	94,049	89,945	86,837	101,060
経常収益	173,483	173,328	167,721	182,486	134,070
当期総利益	74,363	79,188	77,771	95,645	33,008

(8) 翌年度に係る予算、収支計画及び資金計画

【一般勘定】

① 予算

(単位：百万円)

区別	合計
収入	
運営費交付金収入	150,660
施設整備費補助金等収入	991
事業収入	281
受託収入	298
寄付金収入	30
その他の収入	-
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	-
計	152,260
支出	
業務経費	140,646
(うち特別業務費を除いた業務経費)	139,766
施設整備費	991
受託経費	298
寄付金事業費	30
一般管理費	10,295
計	152,260

② 収支計画

(単位：百万円)

区別	合計
費用の部	154,143
経常費用	154,143
業務経費	141,509
(うち特別業務費を除いた業務経費)	140,629
受託経費	298
寄付金事業費	30
一般管理費	10,590
減価償却費	1,716
財務費用	-
臨時損失	-
収益の部	154,143
経常収益	154,143
運営費交付金収益	150,284
事業収入	275
受託収入	298
寄付金収入	30
資産見返運営費交付金戻入	1,716
賞与引当金見返に係る収益	1,014
退職給付引当金見返に係る収益	520
財務収益	6
受取利息	6
その他の収入	-
臨時収益	-
純利益 (△純損失)	-
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-
目的積立金取崩額	-
総利益 (△総損失)	-

③ 資金計画

(単位：百万円)

区別	合計
資金支出	183,229
業務活動による支出	150,893
業務経費	140,646
(うち特別業務費を除いた業務経費)	139,766
受託経費	298
寄付金事業費	30
一般管理費	9,919
投資活動による支出	1,367
固定資産の取得による支出	1,367
財務活動による支出	-
不要財産に係る国庫納付による支出	-
国庫納付金による支払額	-
翌年度への繰越金	30,969
資金収入	183,229
業務活動による収入	151,269
運営費交付金による収入	150,660
事業収入	281
受託収入	298
寄付金収入	30
その他の収入	-
投資活動による収入	1,008
施設整備費補助金による収入	991
固定資産の売却による収入	9
貸付金の回収による収入	8
財務活動による収入	-
前年度からの繰越金	30,952

詳細については、年度計画をご参照ください。

【有償資金協力勘定】

① 予算

(単位：百万円)

区別	合計
収入	
事業益金	120,769
雑収入	2,092
計	122,861
支出	
事業損金	107,086
予備費	141
計	107,227

② 収支計画

(単位：百万円)

区別	合計
収入	
事業益金	
事業益金	120,769
貸付金利息	117,018
配当金収入	3,751
雑収入	2,092
運用収入	
運用収入	29
雑収入	2,063
労働保険料被保険者負担金	11
雑収入	2,053
収入合計	122,861
支出	
事業損金	107,086
役員給	48
職員基本給	2,061
職員諸手当	1,738
超過勤務手当	163
休職者給与	85
退職手当	282
諸支出金	776
旅費	1,500
業務諸費	16,200
交際費	1
税金	106
業務委託費	42,495
支払利息	40,656
債券発行諸費	974
予備費	141
支出合計	107,227

③ 資金計画

(単位：百万円)

支出		収入	
区分	金額	区分	金額
貸付金	1,482,800	前期末現金預け金	104,936
出資金	17,200	一般会計出資金	47,020
民間借入金償還	346,800	民間借入金	346,800
財政融資資金借入金償還	104,622	財政融資資金借入金	614,400
債権償還金	10,000	国際協力機構債券	254,000
固定資産取得費	1,808	貸付回収金	674,551
事業損金	107,086	事業益金	120,769
その他支出	11,634	雑収入	2,092
予備費	141	その他収入	12,830
期末現金預け金	95,308		
合計	2,177,399	合計	2,177,399

詳細については、年度計画をご参照ください。

16. 参考情報

(1) 要約した財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

現金及び預金：現金、預金

貸付金：有償資金協力業務の貸付金

貸倒引当金：貸付金等に係る引当金

有形固定資産：土地、建物、機械装置、車両、工具等独立行政法人が長期にわたって使用または利用する有形の固定資産

無形固定資産：有形固定資産、投資その他の資産以外の長期資産で、商標権、ソフトウェア等具体的な形態を持たない無形固定資産

投資その他の資産：投資有価証券、関係会社株式、金銭の信託、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権、差入保証金等

運営費交付金債務：独立行政法人の業務を実施するために国から交付された運営費交付金のうち、未実施の部分に該当する債務残高

無償資金協力事業資金：機構法第 35 条により交付を受けた資金

資産見返負債：取得した固定資産またはたな卸資産（資本剰余金で整理したものを除く。）を整理するもの

債券：事業資金調達のため発行する債券

財政融資資金借入金：財政融資資金からの借入金

退職給付引当金：職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、計上するもの

政府出資金：国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成するもの

資本剰余金：資本金及び利益剰余金以外の純資産

利益剰余金：独立行政法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額

前中期目標期間繰越積立金：主務大臣の承認を受け前中期目標期間から繰り越された積立金

準備金：有償資金協力勘定の利益にかかる積立金

評価・換算差額等：ヘッジ会計、投資有価証券の評価等により発生する評価差額金

② 行政コスト計算書

損益計算書上の費用：損益計算書における経常費用、臨時損失

その他行政コスト：政府出資金や国から交付された施設費等を財源として取得した資産の減少に対応する、独立行政法人の実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの

行政コスト：独立行政法人のアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

③ 損益計算書

業務費：独立行政法人の業務に要した費用

一般管理費：給与、賞与、法定福利費等、独立行政法人の職員等に要する経費及び組織運営に必要な経費

財務費用：外貨建て取引の際に生じた損等

運営費交付金収益：運営費交付金債務を収益化した額

無償資金協力事業資金収入：機構法第 35 条資金を収益化した額

有償資金協力業務関係費：有償資金協力業務に要した費用

有償資金協力業務収入：有償資金協力業務の貸付金の利息の受入等

臨時損失：固定資産の除却損、会計基準改訂に伴う退職給付引当金繰入等

臨時利益：固定資産の売却益、退職給付引当金見返に係る収益等

前中期目標期間繰越積立金取崩額：前中期目標期間繰越積立金を財源とした費用が発生した場合にその見合額を整理するもの

④ 純資産変動計算書

当期末残高：貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、サービスの購入等による支出、人件費支出等が該当

投資活動によるキャッシュ・フロー：将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出が該当

財務活動によるキャッシュ・フロー：リース債務の返済による支出、政府出資の受入による収入、国庫納付金の支出等が該当

資金に係る換算差額：外貨建て取引を円換算した場合の差額

(2) その他公表資料との関係の説明

事業報告書に関連する報告書等として、以下の報告書等を作成しています。

i 業務実績等報告書 (<https://www.jica.go.jp/disc/jisseki/index.html>)

ii 国際協力機構年次報告書 (<https://www.jica.go.jp/about/report/>)

法人種別・名称	(関連公益法人等)	(関連公益法人等)
事項	公益社団法人青年海外協力協会 法人番号： 8010005019069	公益財団法人海外日系人協会 法人番号： 6020005010243
業務概要	(1)開発途上国等における国際協力事業並びに国際交流・国際理解の促進及び普及・啓発に関する事業 (2)災害復興支援及び、平和構築に関する事業 (3)国内外の援助機関・国際協力団体等との協力及び連携に関する事業 (4)多文化共生社会造り支援及び、国際化を含む地域の活性化に関する事業 (5)地方公共団体等と協働し、地方創生を目的とする様々な分野を巻き込む総合的な新しいまちづくり事業及びその人材育成事業 ①教育、福祉、産業振興等の様々な分野を含む総合的な新しいまちづくりのための、計画立案、企画調整支援および事業実施 ②社会福祉法第2条に規定する第2種社会福祉事業 ア、児童福祉法に基づく ・障害児通所支援事業 ・障害児相談支援事業 ・放課後児童健全育成事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・保育所を営营する事業 イ、老人福祉法に基づく ・老人居宅介護等事業(訪問介護) ・老人デイサービス事業(通所介護) ウ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく ・障害福祉サービス事業 ・相談支援事業 ・地域生活支援事業 ・地域活動支援センターを営营する事業 ③人材の養成及び研修 (6)その他この法人の目的を達成するために必要な事業	(1)海外・国内日系諸団体と提携し、又は単独で日系人にかかわる経済、文化、教育及び社会事業の支援並びに促進 (2)国際協力事業並びに国際交流事業の実施に関する協力 (3)地方自治体並びに国際交流団体等との連携 (4)国際協力事業並びに国際交流事業の活動に関する調査研究及び知識の内外への普及 (5)移住及び企業進出に関する情報の提供と連携 (6)海外日系人センターの設立及び運営 (7)日系人に対する・あるいは日系人に関する各種相談及び斡旋 (8)日本事情の対外広報及び啓発 (9)海外日系人大会の開催 (10)外国からの投資、外国への投資、企業に関する啓発 (11)その他公益目的を達成するために必要な事業
役員氏名	役員数 10名 代表理事・会長 雄谷 良成 常務理事 北野 一人 (元国際協力機構 二本松青年海外協力隊訓練所長)	役員数 16名 代表理事・会長 飯泉 嘉門
関連公益法人等と当機構の取引の関連図	(独)国際協力機構 → (公社)青年海外協力協会 (業務委託)	(独)国際協力機構 → (公財)海外日系人協会 (業務委託)
資産	2,183,377,006 円	165,440,565 円
負債	948,234,205 円	105,418,913 円
(正味財産増減計算書)		
正味財産期首残高	1,131,331,538 円	57,595,173 円
当期正味財産増減額		
一般正味財産の部		
○収益	○収益	○収益
・受取補助金等	・受取補助金等 13,000,000 円	・受取補助金等 0 円
・その他の収益	・その他の収益 2,879,189,946 円	・その他の収益 360,307,488 円
○費用	○費用 2,860,332,683 円	○費用 357,881,009 円
指定正味財産増減の部		
○収益	○収益	○収益
・受取補助金等	・受取補助金等 71,954,000 円	・受取補助金等 0 円
・その他の収益	・その他の収益 0 円	・その他の収益 3,000,000 円
○費用	○費用 0 円	○費用 3,000,000 円
正味財産期末残高	1,235,142,801 円	60,021,652 円
(活動計算書)		
正味財産期首残高	-	-
当期収入合計額	-	-
当期支出合計額	-	-
当期収支差額	-	-
関連公益法人等の基本財産に対する出えん、拠出、寄附等の明細 運営費、事業費等に充てるため負担した会費、負担金等の明細	該当なし	該当なし
関連公益法人に対する債権・債務の明細	未払金： 314,719,938 円 未収入金： 該当なし	未払金： 41,061,416 円 未収入金： 該当なし
債務保証の明細	該当なし	該当なし
事業収入と当機構の発注等に係る金額・割合 (競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額等・割合)	総事業収入 2,458,908,643 円 (うち当機構取引額 1,425,845,742 円 58.0%) 競争契約 (1,000,012,972 円 70.1%) 企画競争・公募 (16,407,484 円 1.2%) 競争性のない随意契約 (959,750 円 0.1%) その他 (408,465,536 円 28.6%)	総事業収入 349,054,926 円 (うち当機構取引額 190,664,776 円 54.6%) 競争契約 (36,910,016 円 19.4%) 企画競争・公募 (35,116,586 円 18.4%) 競争性のない随意契約 (118,638,174 円 62.2%) その他 (0 円 0.0%)

注) 上記金額は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間の金額である。

注) 上記金額は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間の金額である。

法人種別・名称	(関連公益法人等)	(関連公益法人等)
事項	公益財団法人北九州国際技術協力協会 法人番号： 8290805008210	公益財団法人太平洋人材交流センター 法人番号： 6120005014556
業務概要	(1) 必要な調査研究、教育カリキュラムの開発、研修プログラムの設定・実施、専門家派遣および海外技術移転の支援 (2) 国際親善を深めるための事業の企画・実施 (3) その他、この財団の目的を達成するための事業の企画・実施	(1) 開発途上国等の発展に資するための人材育成事業 (2) 開発途上国等との経済、文化、人的交流事業 (3) 開発途上国等との経済、文化、人的交流事業を担う人材の育成事業 (4) 経済協力に関する情報の収集及び調査研究 (5) 前各号の事業に関する啓発及び広報 (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
役員氏名	役員数 11名 理事長 古野 英樹	役員数 18名 代表理事・会長 大坪 清
関連公益法人等と当機構の取引の関連図	(独)国際協力機構 → (公財)北九州国際技術協力協会 (業務委託)	(独)国際協力機構 → (公財)太平洋人材交流センター (業務委託)
資産	683,456,355 円	4,631,750,161 円
負債	32,314,048 円	66,417,470 円
(正味財産増減計算書)		
正味財産期首残高	648,945,525 円	4,649,178,733 円
当期正味財産増減額		
一般正味財産の部		
○収益	○収益	○収益
・受取補助金等	・受取補助金等 32,700,000 円	・受取補助金等 0 円
・その他の収益	・その他の収益 180,291,817 円	・その他の収益 145,994,972 円
○費用	○費用 210,691,014 円	○費用 229,841,014 円
指定正味財産増減の部		
○収益	○収益	○収益
・受取補助金等	・受取補助金等 0 円	・受取補助金等 0 円
・その他の収益	・その他の収益 0 円	・その他の収益 0 円
○費用	○費用 104,021 円	○費用 0 円
正味財産期末残高	651,142,307 円	4,565,332,691 円
(活動計算書)		
正味財産期首残高	-	-
当期収入合計額	-	-
当期支出合計額	-	-
当期収支差額	-	-
関連公益法人等の基本財産に対する出えん、拠出、寄附等の明細 運営費、事業費等に充てるため負担した会費、負担金等の明細	該当なし	該当なし
関連公益法人に対する債権・債務の明細	該当なし	未払金： 20,584,586 円 未収入金： 該当なし
債務保証の明細	該当なし	該当なし
事業収入と当機構の発注等に 係る金額・割合 (競争契約、企画競争・公募 及び競争性のない随意契約の 金額等・割合)	総事業収入 174,157,335 円 (うち当機構取引額 125,184,130 円 71.9%) 競争契約 (0 円 0.0%) 企画競争・公募 (125,184,130 円 100.0%) 競争性のない随意契約 (0 円 0.0%) その他 (0 円 0.0%)	総事業収入 69,148,566 円 (うち当機構取引額 50,891,950 円 73.6%) 競争契約 (20,582,295 円 40.4%) 企画競争・公募 (29,972,749 円 58.9%) 競争性のない随意契約 (0 円 0.0%) その他 (336,906 円 0.7%)

注) 上記金額は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間の金額である。

注) 上記金額は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間の金額である。

法人種別・名称	(関連公益法人等)	(関連公益法人等)
事項	一般社団法人海外農業開発協会 法人番号： 7010405010396	一般社団法人協力隊を育てる会 法人番号： 1011005002153
業務概要	(1) 海外農業開発協力の効果的な実施に関する提言 (2) 民間企業等の行う海外農業開発協力に対する指導及び助言 (3) 海外農業開発協力に関する政府又は民間企業等の諸事業に対する協力 (4) 海外農業開発協力に関する調査研究 (5) 海外農業開発協力に関する情報の収集及び提供 (6) 我が国農村地域振興に関する地域社会組織等との協働事業実施 (7) 我が国農村地域振興に関する人材の育成・確保 (8) 外国人技能実習生受入れ事業 (9) 前各号の事業に必要な施設の設置運営 (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業	(1) 協力隊等の活動に関する普及啓発と理解促進に関する事業 (2) 協力隊等への参加促進に関する事業 (3) 協力隊等の現地活動支援に関する事業 (4) 協力隊等の経験を社会に還元するための事業 (5) 市民ボランティア等と連携した社会貢献事業 (6) 職業紹介事業および労働者派遣事業 (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
役員氏名	役員数 9名 理事長 豊原 秀和	役員数 16名 会長 山本 保博 常任理事 松岡 和久 (元国際協力機構 理事)
関連公益法人等と当機構の取引の関連図	(独)国際協力機構 → (一社)海外農業開発協会 (業務委託)	(独)国際協力機構 → (一社)協力隊を育てる会 (業務委託)
資産	27,281,902 円	50,152,662 円
負債	26,041,879 円	9,822,713 円
(正味財産増減計算書)		
正味財産期首残高	△ 7,459,632 円	40,246,519 円
当期正味財産増減額		
一般正味財産の部		
○収益	○収益	○収益
・受取補助金等	・受取補助金等 0 円	・受取補助金等 3,000,000 円
・その他の収益	・その他の収益 138,989,440 円	・その他の収益 114,812,429 円
○費用	○費用 130,289,785 円	○費用 117,728,999 円
指定正味財産増減の部		
○収益	○収益	○収益
・受取補助金等	・受取補助金等 0 円	・受取補助金等 0 円
・その他の収益	・その他の収益 0 円	・その他の収益 0 円
○費用	○費用 0 円	○費用 0 円
正味財産期末残高	1,240,023 円	40,329,949 円
(活動計算書)		
正味財産期首残高	-	-
当期収入合計額	-	-
当期支出合計額	-	-
当期収支差額	-	-
関連公益法人等の基本財産に対する出えん、拠出、寄附等の明細 運営費、事業費等に充てるため負担した会費、負担金等の明細	該当なし	該当なし
関連公益法人に対する債権・債務の明細	該当なし	未払金： 16,971,514 円 未収入金： 該当なし
債務保証の明細	該当なし	該当なし
事業収入と当機構の発注等に係る金額・割合 (競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額等・割合)	総事業収入 137,242,989 円 (うち当機構取引額 103,305,510 円 75.3%) 競争契約 (0 円 0.0%) 企画競争・公募 (103,305,510 円 100.0%) 競争性のない随意契約 (0 円 0.0%) その他 (0 円 0.0%)	総事業収入 103,653,686 円 (うち当機構取引額 92,265,294 円 89.0%) 競争契約 (90,678,059 円 98.3%) 企画競争・公募 (0 円 0.0%) 競争性のない随意契約 (960,575 円 1.0%) その他 (626,660 円 0.7%)

注) 上記金額は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間の金額である。

法人種別・名称	(関連公益法人等)	(関連公益法人等)
事項	一般社団法人ジョフカ 法人番号：2010005000216	一般社団法人とちか地域活性化支援機構 法人番号：1460105002142
業務概要	(1) 森林・林業に関する調査 (2) 森林・林業に関する技術開発 (3) 森林整備に関する事業 (4) 森林・林業に関する指導及び助言 (5) 森林・林業に関する研修、シンポジウム等の開催 (6) 前各号に掲げる事業の実施に必要な資料の収集及び情報の提供 (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業	(1) 地域の課題解決に関する事業 (2) 地域の活性化に関する事業 (3) 地域企業の社員教育および人材採用活動、インターンシップに関する事業 (4) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業
役員氏名	役員数 11名 代表理事 小澤 普照	役員数 11名 代表理事/理事長 山本 英明
関連公益法人等と当機構の取引の関連図	(独)国際協力機構 → (一社)ジョフカ (業務委託)	(独)国際協力機構 → (一社)とちか地域活性化支援機構 (業務委託)
資産	168,076,725 円	7,877,360 円
負債	129,089,704 円	9,654,987 円
(正味財産増減計算書)		
正味財産期首残高	44,452,843 円	△ 1,859,977 円
当期正味財産増減額		
一般正味財産の部		
○収益	○収益	○収益
・受取補助金等	・受取補助金等 5,050,000 円	・受取補助金等 0 円
・その他の収益	・その他の収益 154,747,919 円	・その他の収益 42,442,091 円
○費用	○費用 165,263,741 円	○費用 42,359,741 円
指定正味財産増減の部		
○収益	○収益	○収益
・受取補助金等	・受取補助金等 0 円	・受取補助金等 0 円
・その他の収益	・その他の収益 0 円	・その他の収益 0 円
○費用	○費用 0 円	○費用 0 円
正味財産期末残高	38,987,021 円	△ 1,777,627 円
(活動計算書)		
正味財産期首残高	-	-
当期収入合計額	-	-
当期支出合計額	-	-
当期収支差額	-	-
関連公益法人等の基本財産に対する出えん、拠出、寄附等の明細 運営費、事業費等に充てるため負担した会費、負担金等の明細	該当なし	該当なし
関連公益法人に対する債権・債務の明細	該当なし	該当なし
債務保証の明細	該当なし	該当なし
事業収入と当機構の発注等に係る金額・割合 (競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額等・割合)	総事業収入 141,744,118 円 (うち当機構取引額 126,871,818 円 89.5%) 競争契約 (0 円 0.0%) 企画競争・公募 (126,871,818 円 100.0%) 競争性のない随意契約 (0 円 0.0%) その他 (0 円 0.0%)	総事業収入 36,235,085 円 (うち当機構取引額 28,677,978 円 79.1%) 競争契約 (0 円 0.0%) 企画競争・公募 (23,078,686 円 80.5%) 競争性のない随意契約 (5,599,292 円 19.5%) その他 (0 円 0.0%)

法人種別・名称	(関連公益法人等)	(関連公益法人等)
事項	一般社団法人日本森林技術協会 法人番号：2010005017342	一般財団法人国際開発機構 法人番号：7010405009018
業務概要	(1) 科学技術に立脚する森林政策に関する考究及び提言 (2) 森林技術の発展及び普及 (3) 森林技術者の育成及び資格認定 (4) 学術奨励及び講習会等の開催 (5) 情報収集、調査及び研究 (6) 森林計画作成支援及び測量、設計 (7) 航空写真、人工衛星データの活用及び検査 (8) 森林認証 (9) 国際協力及び国際交流 (10) 印刷物の刊行及び物品の販売 (11) 森林技術者の派遣 (12) その他本協会の目的を達成するために必要な事業	(1) 国際開発に関する人材育成事業 (2) 国際開発及び援助政策に関する調査研究 (3) 国際開発に関する高等教育への協力 (4) 海外における技術協力等に関する事業 (5) 国際開発に資する民間企業活動への協力 (6) 国際開発に関する情報の発信、啓発及び広報 (7) 前各号の事業からの知見を活用した国内事業 (8) その他本財団の目的を達成するために必要な事業
役員氏名	役員数 19名 理事長 福田 隆政	役員数 8名 理事長 杉下 恒夫
関連公益法人等と当機構の取引の関連図	(独)国際協力機構 → (一社)日本森林技術協会 (業務委託)	(独)国際協力機構 → (一財)国際開発機構 (業務委託)
資産	2,520,742,571 円	739,054,121 円
負債	1,411,034,459 円	79,017,119 円
(正味財産増減計算書)		
正味財産期首残高	1,085,409,673 円	684,351,583 円
当期正味財産増減額		
一般正味財産の部		
○収益	○収益	○収益
・受取補助金等	・受取補助金等 0 円	・受取補助金等 1,000,000 円
・その他の収益	・その他の収益 2,002,069,830 円	・その他の収益 397,768,800 円
○費用	○費用 1,977,771,391 円	○費用 423,083,381 円
指定正味財産増減の部		
○収益	○収益	○収益
・受取補助金等	・受取補助金等 0 円	・受取補助金等 0 円
・その他の収益	・その他の収益 0 円	・その他の収益 0 円
○費用	○費用 0 円	○費用 0 円
正味財産期末残高	1,109,708,112 円	660,037,002 円
(活動計算書)		
正味財産期首残高	-	-
当期収入合計額	-	-
当期支出合計額	-	-
当期収支差額	-	-
関連公益法人等の基本財産に対する出えん、拠出、寄附等の明細 運営費、事業費等に充てるため負担した会費、負担金等の明細	該当なし	該当なし
関連公益法人に対する債権・債務の明細	未払金：149,211,562 円 未収入金：該当なし	未払金：121,732,328 円 未収入金：該当なし
債務保証の明細	該当なし	該当なし
事業収入と当機構の発注等に係る金額・割合 (競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額等・割合)	総事業収入 1,830,934,662 円 (うち当機構取引額 532,625,086 円 29.1%) 競争契約 (0 円 0.0%) 企画競争・公募 (531,289,692 円 99.7%) 競争性のない随意契約 (1,335,394 円 0.3%) その他 (0 円 0.0%)	総事業収入 391,712,861 円 (うち当機構取引額 327,873,502 円 83.7%) 競争契約 (0 円 0.0%) 企画競争・公募 (324,813,562 円 99.1%) 競争性のない随意契約 (0 円 0.0%) その他 (3,059,940 円 0.9%)

注) 上記金額は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間の金額である。

注) 上記金額は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間の金額である。

法人種別・名称	(関連公益法人等)	(関連公益法人等)
事項	一般財団法人国際臨海開発研究センター 法人番号：4010405010523	特定非営利活動法人アジア科学教育経済発展機構 法人番号：9010005004920
業務概要	(1)プロジェクト調査研究事業 ①世界の臨海開発及び国際物流に関する調査研究を行うこと ②海外における臨海開発及び物流に関する協力プロジェクトを行うこと (2)国際協力支援事業 ①臨海開発及び物流に関する我が国の技術の諸外国に対する技術移転を行うこと ②世界の臨海開発及び国際物流に関する情報の収集、分析を行うこと (3)国際交流・広報事業 ①臨海開発及び物流に係る海外の研究者及び専門家との国際交流を推進すること ②世界の臨海開発及び国際物流に関する研究会、講演会等の開催及び出版物の刊行を行うこと ③内外の研究機関と世界の臨海開発及び国際物流に関する共同研究を行うこと (4)その他センターの目的を達成するために必要な事業を行うこと	(1)社会教育の推進を図る活動 (2)まちづくりの推進を図る活動 (3)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 (4)環境の保全を図る活動 (5)国際協力の活動 (6)情報化社会の発展を図る活動 (7)科学技術の振興を図る活動 (8)経済活動の活性化を図る活動 (9)職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 (10)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
役員氏名	役員数 8名 代表理事・理事長 三宅 光一	役員数 15名 理事長 濱野 正啓
関連公益法人等と当機構の取引の関連図	(独)国際協力機構 → (一財)国際臨海開発研究センター (業務委託)	(独)国際協力機構 → (特非)アジア科学教育経済発展機構 (業務委託)
資産	1,815,168,351 円	322,682,125 円
負債	73,743,507 円	62,073,455 円
(正味財産増減計算書)		
正味財産期首残高	1,667,642,828 円	-
当期正味財産増減額		
一般正味財産の部		
○収益	○収益	○収益
・受取補助金等	・受取補助金等 0 円	・受取補助金等 -
・その他の収益	・その他の収益 590,517,170 円	・その他の収益 -
○費用	○費用 516,735,154 円	○費用 -
指定正味財産増減の部		
○収益	○収益	○収益
・受取補助金等	・受取補助金等 0 円	・受取補助金等 -
・その他の収益	・その他の収益 0 円	・その他の収益 -
○費用	○費用 0 円	○費用 -
正味財産期末残高	1,741,424,844 円	260,608,670 円
(活動計算書)		
正味財産期首残高	-	248,843,692 円
当期収入合計額	-	205,893,860 円
当期支出合計額	-	194,128,882 円
当期収支差額	-	11,764,978 円
関連公益法人等の基本財産に対する出えん、拠出、寄附等の明細 運営費、事業費等に充てるため負担した会費、負担金等の明細	該当なし	該当なし
関連公益法人に対する債権・債務の明細	未払金：149,350,410 円 未収入金：該当なし	未払金：39,900,300 円 未収入金：該当なし
債務保証の明細	該当なし	該当なし
事業収入と当機構の発注等に 係る金額・割合 (競争契約、企画競争・公募 及び競争性のない随意契約の 金額等・割合)	総事業収入 577,897,113 円 (うち当機構取引額 320,984,832 円 55.5%) 競争契約 (9,447,895 円 2.9%) 企画競争・公募 (274,390,459 円 85.5%) 競争性のない随意契約 (37,146,478 円 11.6%) その他 (0 円 0.0%)	総事業収入 205,857,615 円 (うち当機構取引額 79,553,385 円 38.6%) 競争契約 (69,010,465 円 86.7%) 企画競争・公募 (10,542,920 円 13.3%) 競争性のない随意契約 (0 円 0.0%) その他 (0 円 0.0%)

注1) 上記金額は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間の金額である。

注2) 「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」(平成23年法律第70号)により活動計算書を作成している。

法人種別・名称	(関連公益法人等)		
事項	特定非営利活動法人国際農民参加型技術ネットワーク 法人番号：2050005002019		
業務概要	<p>(1) 国際協力の活動に係わる事業</p> <p>① 小規模農家への支援として、畑作、稲作、野菜栽培、農機具改良開発、灌漑などの適正技術の開発に関連する事業を行う</p> <p>② 小規模農家に対する農業技術の情報収集と提供</p> <p>③ 地域農業事情の調査及び適正技術開発研究</p> <p>④ 地域住民の人材育成及び技術支援</p> <p>⑤ 日本及び現地における研修活動</p> <p>⑥ 人材派遣等への支援</p> <p>(2) 経済活動の活性化を図る活動に係わる事業</p> <p>① 適正な農業技術を通して参加型地域農村開発協力への協力</p> <p>② 現地農業協同組合等に対して農民の参画事業に対する協力</p> <p>③ 農民への適正な農業技術の研修活動への協力</p> <p>(3) 学術の振興を図る活動に係わる事業</p> <p>① 地域小規模農家の適正技術の開発、調査、研究</p> <p>② 日本の農民、学生及び国際協力に携わる専門家等との交流事業</p> <p>③ 大学、研究機関等に対する協力支援</p>		
役員氏名	役員数 7名 会長 櫻井 文海 理事 永井 和夫 (元国際協力機構 筑波国際センター長) 理事 西村 美彦 (元国際協力機構 筑波国際センター課長代理) 監事 岩崎 薫 (元国際協力機構 シリア事務所長)		
関連公益法人等と当機構の取引の関連図	(独)国際協力機構 → (特非)国際農民参加型技術ネットワーク (業務委託)		
資産	27,439,607 円		
負債	11,867,715 円		
(正味財産増減計算書)			
正味財産期首残高	-		
当期正味財産増減額			
一般正味財産の部			
○収益	○収益		
・受取補助金等	・受取補助金等 -		
・その他の収益	・その他の収益 -		
○費用	○費用 -		
指定正味財産増減の部			
○収益	○収益		
・受取補助金等	・受取補助金等 -		
・その他の収益	・その他の収益 -		
○費用	○費用 -		
正味財産期末残高	15,571,892 円		
(活動計算書)			
正味財産期首残高	17,050,068 円		
当期収入合計額	32,812,221 円		
当期支出合計額	34,290,397 円		
当期収支差額	△ 1,478,176 円		
関連公益法人等の基本財産に対する出えん、拠出、寄附等の明細 運営費、事業費等に充てるため負担した会費、負担金等の明細	該当なし		
関連公益法人に対する債権・債務の明細	未払金：8,472,571 円 未収入金：該当なし		
債務保証の明細	該当なし		
事業収入と当機構の発注等に 係る金額・割合 (競争契約、企画競争・公募 及び競争性のない随意契約の 金額等・割合)	総事業収入 29,491,295 円 (うち当機構取引額 29,092,340 円 98.6%) 競争契約 (0 円 0.0%) 企画競争・公募 (28,769,772 円 98.9%) 競争性のない随意契約 (0 円 0.0%) その他 (322,568 円 1.1%)		

注) 「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」(平成23年法律第70号)により活動計算書を作成している。

事項	法人種別・名称 (独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)	(独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)
カフコジャパン投資株式会社 法人番号8010001014164	Karnaphuli Fertilizer Company Limited 法人番号 -	
業務概要	バングラデシュ人民共和国チッタゴン市における尿素及びアンモニア製造	バングラデシュ人民共和国チッタゴン市における尿素及びアンモニア製造
役員氏名	役員数9名 代表取締役社長 中川 寛 代表取締役副社長 小田島 健 (国際協力機構 東南アジア・大洋州部次長、退職出向) 監査役 高橋 浩信 (国際協力機構 民間連携事業部専任参事、退職出向)	-
関連会社と当機構の取引の関連図	<p>国際協力機構 → カフコジャパン投資(株) (出資)</p>	<p>国際協力機構 → カフコジャパン投資(株) (出資) ↓ (出資) Karnaphuli Fertilizer Company Limited</p>
資産	6,739,878,525円	-
負債	52,077,627円	-
資本金	5,023,900,000円	-
利益剰余金	1,663,900,898円	-
営業収入	1,430,814,249円	-
経常損益	1,308,346,245円	-
当期損益	1,164,054,820円	-
当期末処分利益(当期末処理損失)	1,164,826,672円	-
当機構が保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：46,606株 ・取得価額：2,436,204,983円 ・貸借対照表計上額：2,496,210,503円(前年度末からの増加額60,005,520円) ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：尿素及びアンモニア製造事業資金 ・当初出資年月日：1990年7月27日 	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：- ・取得価額：- ・貸借対照表計上額：- ・根拠法：- ・法令の規定：- ・出資目的：- ・当初出資年月日：-
債権・債務の明細	該当なし	-
債務保証の明細	該当なし	-
総売上高と当機構の発注等に係る金額・割合(競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)	該当なし	-

注) 上記金額は令和元年9月1日～令和2年8月31日までの期間の金額である。

事項	法人種別・名称 (独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)	(独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)
事項	日本アマゾンアルミニウム株式会社 法人番号5010001061754	サウディ石油化学株式会社 法人番号2010001017924
業務概要	ブラジル連邦共和国パラ州におけるアルミナ生産及びアルミ製錬	サウジアラビア王国東部州アルジュベール工業地帯におけるエチレングリコール等石油化学製品の製造・販売
役員氏名	役員数14名 代表取締役社長 小林 健二 監査役 大金 正知 (国際協力機構 ベトナム国派遣専門家、退職出向)	役員数18名 代表取締役社長 萩原 剛 常務取締役 竹内 元 (国際協力機構 中南米部長、退職出向)
関連会社と当機構の取引の関連図	国際協力機構 → 日本アマゾンアルミニウム(株) (出資)	国際協力機構 → サウディ石油化学(株) (出資)
資産	53,629,166,530円	88,854,089,321円
負債	314,634,400円	21,147,782,733円
資本金	55,285,400,000円	14,200,000,000円
利益剰余金	△1,970,867,870円	53,506,306,588円
営業収入	579,910,726円	10,475,716,459円
経常損益	△187,831,383円	9,078,853,798円
当期損益	△189,041,383円	8,177,125,268円
当期末処分利益(当期末処理損失)	△3,761,334,870円	31,456,306,588円
当機構が保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> 株式数：496,652,800株 取得価額：25,066,535,300円 貸借対照表計上額：23,947,381,825円(前年度末からの減少額84,912,049円) 根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ 法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 出資目的：アルミナ及びアルミ製錬事業資金 当初出資年月日：1978年8月29日 	<ul style="list-style-type: none"> 株式数：2,107,500株 取得価額：7,269,880,619円 貸借対照表計上額：21,538,912,171円(前年度末からの増加額14,269,031,552円) 根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ 法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 出資目的：エチレングリコール等石油化学製品の製造事業資金 当初出資年月日：1981年6月17日
債権・債務の明細	該当なし	該当なし
債務保証の明細	該当なし	該当なし
総売上高と当機構の発注等に係る金額・割合(競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)	該当なし	該当なし

注) 上記金額は令和2年1月1日～令和2年12月31日までの期間の金額である。

事項	法人種別・名称 (独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)	(独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)
事項	Eastern Petrochemical Company 法人番号 -	スマトラパルプ株式会社 法人番号5010001020529
業務概要	サウジアラビア王国東部州アルジュバール工業地帯におけるエチレングリコール等石油化学製品の製造・販売	インドネシア共和国南スマトラ州ムアラエニム県におけるアカシアマングラムの植林木を原料とするパルプ工場の建設、パルプの生産・販売
役員氏名	-	役員数6名 代表取締役社長 堀田 孝弘 代表取締役副社長 高橋 浩信 (国際協力機構 民間連携事業部専任参事、休職出向) 監査役 工藤 勉 (国際協力機構 民間連携事業部審議役、兼職)
関連会社と当機構の取引の関連図	<pre> graph TD A[国際協力機構] -- (出資) --> B[サウディ石油化学(株)] B -- (出資) --> C[Eastern Petrochemical Company] </pre>	<pre> graph TD A[国際協力機構] -- (出資) --> B[スマトラパルプ(株)] </pre>
資産	-	22,479,409円
負債	-	797,203,462円
資本金	-	100,000,000円
利益剰余金	-	△874,724,053円
営業収入	-	63,996,352円
経常損益	-	△29,115,953円
当期損益	-	△29,295,953円
当期末処分利益(当期末処理損失)	-	△874,724,053円
当機構が保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数： - ・取得価額： - ・貸借対照表計上額： - ・根拠法： - ・法令の規定： - ・出資目的： - ・当初出資年月日： - 	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：114,032株 ・取得価額：2,758,289,455円 ・貸借対照表計上額：1円(前年度末からの増減なし) ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：パルプ生産事業資金 ・当初出資年月日：1995年4月21日
債権・債務の明細	-	該当なし
債務保証の明細	-	該当なし
総売上高と当機構の発注等に係る金額・割合(競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)	-	該当なし

注) 上記金額は平成31年4月1日～令和2年3月31日までの期間の金額である。

事項	法人種別・名称 (独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)	(独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)
事項	日本・サウジアラビアメタノール株式会社 法人番号6010401022677	JSMC PANAMA S. A. 法人番号 -
業務概要	サウジアラビア王国東部州アルジュベール工業地帯におけるメタノールの製造	メタノール輸送事業
役員氏名	役員数12名 代表取締役会長 長岡 成之 常務取締役総務部長 丸岡 秀行 (国際協力機構 インフラ技術業務部審議役、退職出向) 常勤監査役 藤田 安男 (国際協力機構 研究所副所長、退職出向)	-
関連会社と当機構の取引の関連図	<pre> graph LR A[国際協力機構] -- (出資) --> B[日本・サウジアラビアメタノール(株)] </pre>	<pre> graph TD A[国際協力機構] -- (出資) --> B[日本・サウジアラビアメタノール(株)] B -- (出資) --> C[JSMC PANAMA S. A.] </pre>
資産	155,369,933,369円	-
負債	85,390,687,154円	-
資本金	2,310,000,000円	-
利益剰余金	67,950,835,215円	-
営業収入	26,378,869,426円	-
経常損益	727,955,187円	-
当期損益	3,056,282,736円	-
当期末処分利益(当期末処理損失)	65,221,824,507円	-
当機構が保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：1,386,000株 ・取得価額：7,149,297,104円 ・貸借対照表計上額：21,205,832,186円(前年度末からの増加額14,056,535,082円) ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：メタノール製造事業資金 ・当初出資年月日：1979年12月17日 	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：- ・取得価額：- ・貸借対照表計上額：- ・根拠法：- ・法令の規定：- ・出資目的：- ・当初出資年月日：-
債権・債務の明細	該当なし	-
債務保証の明細	該当なし	-
総売上高と当機構の発注等に係る金額・割合(競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)	該当なし	-

注) 上記金額は令和2年1月1日～令和2年12月31日までの期間の金額である。

事項	法人種別・名称 (独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)	(独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)
	JAPAN ASEAN Women Empowerment Fund 法人番号 -	Ship Aichi Medical Service Limited 法人番号 -
業務概要	ASEAN諸国等アジア地域における女性のエンパワーメントを支援するマイクロファイナンス機関向け投融資	バングラデシュ人民共和国ダッカ市における民間総合病院の設立・運営
役員氏名	役員数3名 Chairperson Peter Fanconi Director Christophe Grünig Director Tetsuro Uemae	役員数9名 Executive Chairman Dr. Moazzem Hossain Director 早川 友歩 (国際協力機構 バングラデシュ事務所長、兼職)
関連会社と当機構の取引の関連図		
資産	23,861,931,683円	6,675,681,169円
負債	1,107,291,592円	2,529,099,811円
資本金	22,680,094,159円	4,493,180,250円
利益剰余金	74,545,931円	△346,598,892円
営業収入	1,311,959,667円	86,975,176円
経常損益	888,419,260円	△270,122,161円
当期損益	888,419,260円	△274,892,151円
当期末処分利益(当期末処理損失)	74,545,931円	△346,598,892円
当機構が保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> 株式数：5,623.44株 取得価額：6,040,658,393円 貸借対照表計上額：6,216,101,725円(前年度末からの増加額1,089,328,725円) 根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ 法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 出資目的：ファンド投資資金 当初出資年月日：2016年10月21日 	<ul style="list-style-type: none"> 株式数：560,000株 取得価額：748,809,600円 貸借対照表計上額：684,375,349円(前年度末からの減少額33,295,973円) 根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ 法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 出資目的：民間総合病院設立・運営事業資金 当初出資年月日：2019年5月22日
債権・債務の明細	該当なし	該当なし
債務保証の明細	該当なし	該当なし
総売上高と当機構の発注等に係る金額・割合(競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)	該当なし	該当なし

注) 上記金額は令和2年1月1日～令和2年12月31日までの期間の金額である。

注) 上記金額は令和元年7月1日～令和2年6月30日までの期間の金額である。

事業報告書

1. 事業報告の概要

当法人は、独立行政法人国際協力機構法に基づき、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに日本及び国際社会の健全な発展に資することを目的として開発協力を行っています。

令和2年度は当法人第4期中期目標期間（平成29-令和3年度）の4年目となりました。令和元年度終盤に発生した新型コロナウイルス感染症は、当法人の業務・事業に甚大な影響をもたらしています。同感染症の世界的な感染拡大を受けて、世界各国での出入国規制や国内での行動制限等が広がりを見せる中、令和2年3月以降、全海外協力隊員及び多くの専門家等の当法人関係者を一時帰国させてきました。その結果、令和2年3月時点における当法人関係者の現地滞在者約6,200人のうち約9割にあたる約5,700人が7月までに一時帰国しました。一方で、当法人職員は基本的に現地に残り、現地採用のナショナルスタッフと共に業務を継続し、一時帰国した専門家等も遠隔で活動を実施しました。新型コロナウイルス感染症による開発途上地域への社会・経済的影響は甚大であり、国際協力がこれまで以上に必要とされていることから、7月以降、関係者の安全・健康管理に十分留意しつつ、海外渡航を再開させています。当法人は、これまでの知見を最大限活用しながら、引き続き開発途上地域の感染拡大防止と収束に取り組むとともに、人間の安全保障と質の高い成長の実現に向けて、開発途上地域の経済活動の回復と社会・経済開発の一層の推進、そしてそれら成果を通じた日本及び国際社会の健全な発展のため、全力で取り組んでまいります。

令和2年度の主な業務の実績は以下のとおりです。

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応

世界中に新型コロナウイルス感染症の甚大な影響が及ぶ中、感染症に強い保健システムや社会の構築ならびに当法人の協力戦略の在り方を検討するため、「新型コロナウイルス対策に関する比較・実践的研究」研究会を立ち上げ、同研究の成果として、当法人の決意表明を5月に緊急発信しました。これを踏まえつつ、日本が国際協力を主導して新型コロナウイルス感染症による健康危機に対応するため、診断・治療体制の強化、研究・警戒体制の強化、予防の強化・健康危機への備えの主流化を柱とする「JICA 世界保健医療イニシアティブ」を立ち上げ、それに基づき案件形成に取り組みました。

また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済危機に対処するため、当法人事業の効果・効率性の向上に向けた取組を推進しました。例えば、経済対策等に要する資金を機動的に供給する「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援円借款」制度を、令和2年度補正予算の国会承認（2020年4月）に伴い創設し、同円借款を計12か国に3,275億円供与しました。また、「災害復旧スタンバイ借款」を感染症対策にも初めて適用し、フィリピン大統領より首脳会談で謝意が表明されました。加えて、開発途上地域のニーズに迅速かつ適切に応える新たなアプローチとして、Community Empowerment Program（スタンダード・アローン型）を試行し、当法人内での公募を経て27か国36件の事業を迅速に採択・推進しました。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策に関する国際的な議論への貢献や国際機関・他ドナー等との連携を推進しました。例えば、国連ハイレベル政治フォーラムのサイドイベントや、天皇皇后両陛下もご聴講されたコロナ禍の水防災に関する国際オンライン会議等を通じ、新型コロナウイルス感染症に対する

当法人の協力方針・事例をハイレベルに対して発信しました。また、「JICA 世界保健医療イニシアティブ」に対する世界銀行、アジア開発銀行、国連等の理解・賛同を得て連携事業を推進した結果、2020年度の新型コロナウイルス感染症対策関連の協調融資実績は、計12件、約3,033億円となりました（2020年度協調融資実績の全体の約64%）。

(2) 質の高い成長とそれを通じた貧困削減

質の高い成長の実現に向け、自由で開かれたインド太平洋、インフラシステム輸出戦略、質の高いインフラ等の政府の重要政策に基づき、経済協力の戦略的活用に積極的に貢献しました。特に、カンボジアでは、シハヌークビル港の整備・運営を当法人の支援ツールを総動員して支援した結果、コンテナ貨物の70%以上を取り扱う同国を代表する港湾としての地位を確立し、実施機関総裁が日本政府旭日中綬章を受章しました。また、ガーナでは、道路建設事業において完工まで無事故・無災害244万時間を達成して同国政府より質の高いインフラとしての高い評価を得ました。さらに、パキスタンでは、山岳道路の難工事を日本の優れた技術で実現して域内の連結性向上に寄与し、土木学会技術賞を受賞しました。

平和と健康のための基本方針、平和と成長のための学びの戦略等の政府政策に基づき、包摂性に配慮しつつ、人々の基礎的生活を支える人間中心の開発に貢献しました。特に、既述の新型コロナウイルス感染症への対応に加え、アフリカでのポリオ根絶、ラオス初の全国看護師・助産師国家試験の実現、オープンイノベーションでのビジネスアイデア実現を通じた水道収益の大幅増、ミャンマーやネパールでの自主学習教材の作成・公開を通じたコロナ禍での学びの継続等に貢献しました。

(3) 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

法制度の整備及び確立、立法府、司法府、中央・地方の行政の機能強化等に取り組み、公正で包括的な社会の実現に貢献しました。特に、中国では、当法人の協力を通じて民法典及び知的財産権法が初めて成立しました。また、カカオ産業における「ビジネスと人権」に係る国内初の共創型プラットフォームを実働させ、同プラットフォーム会員との共創による調査を行い、国の制度として児童労働フリーゾーンを導入、普及する先進的な取組を推進しました。

社会・人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善、地方行政機関を中心とする政府機関の能力強化に向けた協力を通じて、平和で安全な社会の実現に貢献しました。特に、フィリピンでは、ミンダナオ島のバンサモロ地域全域を対象とした新型コロナウイルス感染症の影響把握調査を実施し、バンサモロ暫定自治政府による新型コロナウイルス感染症対応に向けた現状把握・予算獲得に貢献しました。また、ウガンダの難民・避難民居住地域において、開発計画策定におけるアカウンタビリティ及び透明性の改善を実現し、世界銀行、国連開発計画等の援助機関やウガンダ政府による事業成果の面的拡大につながりました。

(4) 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築

国際開発目標や日本政府の政策目標を踏まえ、国際社会全体として地球規模課題に対応し持続可能かつ強じんな社会を構築するための取組を行いました。特に、既述の新型コロナへの対応に加え、「緑の気候基金（GCF）」を活用した事業形成を推進するとともに、初のGCF受託を実現しました。また、「アフリカのきれいな街プラットフォーム」の日本の強みである「きれいな街」の開発途上地域での実現を掲

げ、廃棄物管理、下水道整備等を総合的に支援する「JICA クリーン・シティ・イニシアティブ」を創設・推進しました。さらに、モーリシャス沖重油流出事故に際し、緊急援助に加え、生態系及び沿岸住民への影響緩和に向けた支援事業を迅速に形成し、同国首相から高い評価を得ました。

(5) 地域の重点取組

自由で開かれたインド太平洋等を踏まえ、各国・地域の情勢や特性に応じて協力方針の重点化を図るとともに、各地域での日本政府の政策、国際公約、国別開発協力方針等に沿った事業を展開し、開発途上地域の開発を効果的かつ戦略的に支援しました。特に、既述の「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款」の創設・供与等を通じて、各国毎の喫緊のニーズに応える形で日本政府の政策実現に貢献したほか、開発途上地域におけるトップクラスの大学等と連携して「日本研究講座設立支援事業(JICA チェア)」を25か国で始動・展開し、知日派リーダーの育成に全世界で取り組みました。また、南アジアでは、コロナ禍でも遠隔での案件形成を迅速に進め、インドやバングラデシュとの公約に基づく新規円借款の供与に大きく貢献しました。さらに、中央アジアでは、日本政府の「中央アジア+日本」対話が目指す地域連結性強化を象徴する事業として、始めて中央アジア5か国全て（及びアフガニスタン）を対象とした国際機関連携無償の贈与契約を締結しました。加えて、中南米では、エルサルバドル向けの迅速な支援を通じて中米最大規模の病床を有する新型コロナ専門病院が建設され、国連総会で同国大統領より謝意が表明されたほか、コロナ禍で困難な状態に置かれた各国日系団体を支援するため、日系団体への助成金に係る制度改定を迅速に検討の上、申請の受付を開始しました。アフリカ地域では、「JICA-高専イノベーションプラットフォーム」での戦略的な取組を通じて、開発モデルのイノベーションを継続的に生み出すエコシステムの構築等に貢献しました。

(6) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献

民間企業等の海外展開を引き続き支援し、民間企業等が有する革新的技術や知見を活用し、開発途上地域における課題解決の促進に取り組みました。特に、当法人が総合的に分析・提示した開発課題に対して、大企業の持つ先進技術やノウハウを活用する新たな取組を始めました。また、民間連携事業を通じて、ブラジルでの空調機向け省エネ基準改正、ケニアでの本邦企業が提案したプログラミング教材の公式教材認定、インドでの社会基盤整備を加速するプレキャストコンクリート製品の普及に向けた本邦企業の進出等、数々の成果を実現しました。さらに、中小企業・SDGs ビジネス支援事業における「地域金融機関連携案件」の募集を開始し、本邦企業の海外進出に向けて、地域経済の核である地域金融機関と協働を強化しました。

(7) 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大

ボランティア、地方自治体、NGO/市民社会組織（CSO）、大学・研究機関等との連携強化を通じて、開発途上地域の多様なニーズに対するこれらの担い手の知見・技術を活用した協力に取り組みました。特に、本邦企業、業界団体、弁護士、学識経験者、CSO等、多様な関係者と連携して日本における外国人労働者が抱える労働・社会問題の解決を目指し、「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（JP-MIRAI）」を設立した他、海外協力隊経験者による社会還元の後押しに向けた無料職業紹介業免許の取得や新たな国際協力推進員制度の整備等、外国人材受入・多文化共生にも資する取組を数多く実施しまし

た。また、放送大学との共同制作番組「日本の近代化を知る 7 章」の続編を制作の上、放送を開始した他、同ビデオ教材を活用した遠隔での講義を通じて、知日派リーダーの育成に資する JICA 開発大学院連携・JICA チェアを推進し、国内外の大学・研究機関等との連携を益々強化しました。さらに、熊本県をはじめとした日本各地の自治体に当法人職員を出向させ、SDGs の普及、国際理解教育の推進、東京オリンピック・パラリンピックのホストタウン決定に向けた支援等に取り組みました。

(8) 国際社会でのリーダーシップの発揮

各種国際会議や国際機関での議論を通じ、当法人の経験や知見を発信し、国際的な援助潮流の形成に貢献しました。特に、当法人が提案した新型コロナ対策に関する取組が第 75 回国連総会での首相演説にて国際社会に表明されたほか、天皇皇后両陛下がご聴講されたコロナ禍の水防災に関する国際オンライン会議でも、当法人の新型コロナウイルス感染症に対する協力方針・事例を発信しました。また、当法人が運営委員会メンバーを務める国際開発金融クラブが、全世界の約 450 機関が参加する史上初の開発銀行サミットを共催した他、当法人の職員が経済協力開発機構開発援助委員会の統計作業部会副議長として技術的な議論に貢献し、日本政府の方針である債務救済の ODA 計上が開発援助委員会本会合で承認されました。

(9) 事業の戦略性の強化と体制整備

新型コロナ対応を組織横断的に検討・情報共有するため、「新型コロナウイルス感染症対策協力推進室」を新設したほか、SDGs の達成に向けたクラスター単位による事業展開の促進に向けた課題部の組織再編に取り組みました。

平成 30 年度の「予算執行管理強化に関する諮問委員会」による提言を受け導入した予算執行管理の強化に関する各種取組を継続して実施しました。当法人予算の概算要求においては、中期的な資源配分の方針及び事項別の予算積算書を作成し、理事会審議を経て概算要求及び年度計画予算策定に反映する等、同委員会の提言に基づき適切に実施するとともに、予算統制の強化・定着に取り組みました。自律性を重視した合理的な予算管理方法の更なる定着を図るべく、当法人の職員を対象とした研修も実施しました。

また、コロナ禍においては、会議は全面的にオンラインで開催し、7 割を目標として在宅勤務を大幅に拡大しました。こうした対応の推進のため、外部ネットワークアクセス回線数の増強、オンライン会議ツールの多様化、クラウドメールサービスの導入等、情報システム基盤の強化に取り組みました。

(10) 安全対策の強化

「国際協力事業安全対策会議最終報告」に基づき海外事業者の安全対策に係る取組を着実に継続・推進するとともに、脅威情報の収集・分析・発信体制の強化や情報共有の徹底に取り組みました。特に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大における当法人関係者の一時帰国・再渡航の実施における関係者の安全及び健康の確保に取り組みました。また、工事安全に対する取組として、労働安全衛生の標準仕様書としては世界初である「JICA 安全標準仕様書」を取りまとめ、労働安全衛生法性の整備状況に関わらず、一定のレベルで施設建設等事業に従事する関係者の安全が確保されるよう取り組みました。

以上のように、令和 2 年度は第 4 期中期目標期間の 4 年目として成果を上げました。これからも開発

協力大綱等の日本政府の政策への貢献や SDGs 等の国際公約の実現に向けて一層の貢献が求められる中、当法人は、開発協力に関する政策の実施を担う機関として、開発協力の効果を高めて内外の期待に応えてまいります。さらに日本政府により打ち出された 2050 年カーボンニュートラル宣言を通じた脱炭素社会の実現の他、ポスト・コロナの新しい社会を見据えたデジタル化やイノベーションの促進への貢献に向けても取り組んでまいります。

国民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

2. 法人の目的、業務内容

(1) 目的

当法人は、開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としております。

(2) 業務内容

当法人は、独立行政法人国際協力機構法第 3 条の目的を達成するため以下の業務を行います。

ア) 技術協力

- ・ 研修員受入
- ・ 専門家派遣
- ・ 機材供与
- ・ 技術協力センター設置・運営
- ・ 開発計画に関する基礎的調査

イ) 有償資金協力

- ・ 円借款
- ・ 海外投融資

ウ) 無償資金協力

- エ) 国民等の協力活動の促進
- オ) 移住者に対する援助及び指導等
- カ) 大規模な災害に対する緊急援助
- キ) 人員の養成及び確保
- ク) 調査・研究
- ケ) 附帯業務
- コ) 受託業務

3. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

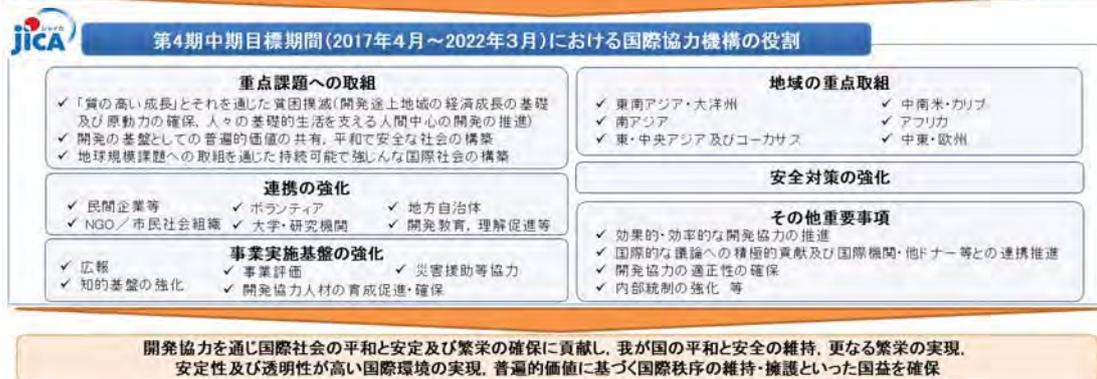
世界が直面する開発課題が多様化、複雑化、広範化しており、開発途上地域を含む世界各地のリスクは我が国を含む国際社会全体の平和と安定及び繁栄に直接的な影響を及ぼす状況となっています。また、新興国・開発途上地域を始めとする国際社会との協力関係を深化させ、その活力を取り込むことは我が国自身の持続的な繁栄にとって鍵となっています。

このような国内外の情勢を踏まえ、我が国は、平成27年9月に国連で採択された持続可能な開発のための2030アジェンダや平成28年11月に発効した気候変動対策の新たな国際的な法的枠組みであるパリ協定に基づき、民間企業、地方自治体、NGO/市民社会組織（CSO）を含む国際社会と連携して、開発課題の解決に向け具体的な行動を取ることが必要です。

開発協力大綱（平成27年2月10日閣議決定）では、開発協力の目的を国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献することと定め、その推進を通じて我が国の国益の確保に貢献することとしており、開発協力は外交政策上の最も重要な手段の一つです。

外務省の政策体系においては、地域横断的な政策分野別の目標を掲げる中、横断的な政策分野の目標の1つに「経済協力」を位置づけています。当法人は、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的として設置された開発協力機関であり、我が国の開発協力の実施の中核を占めます。当法人には、開発協力大綱が示す政策を実現し、国家安全保障戦略、日本再興戦略、質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ等政府の重要政策や、持続可能な開発目標（SDGs）実施指針を踏まえつつ2030アジェンダ等の国際公約の達成にも政府、関係機関、民間企業等と連携して貢献していくことが期待されます。

独立行政法人国際協力機構の政策体系図



（出典：独立行政法人国際協力機構中期目標¹）

¹ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000014487.pdf>

4. 中期目標

(1) 概要

中期目標は、当法人が3年以上5年以下の期間において達成すべき業務運営に関する目標として、主務大臣が定めるものです。2017年度より開始した第4期中期目標（平成29年4月1日から令和4年3月31日までの5年間）では、持続可能な開発目標（SDGs）等の国際的な枠組みと開発協力大綱を基に、4つの開発課題（インフラ・経済成長、人間中心の開発、普遍的価値・平和構築、地球規模課題）、6つの地域、多様な主体との連携や国際的な議論への貢献等に関する目標を設定しています。これらに加え、事業を支える組織、業務基盤の強化や効率的な運営、安全対策、内部統制等についても具体的に定めています。

詳細については、当法人の中期目標をご覧ください。

(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標

一定の事業等のまとまりごとの目標は、以下のとおりです。

① 日本の協力の重点課題

- 1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保
- 2) 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進
- 3) 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現
- 4) 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築
- 5) 地域の重点取組

② 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献

③ 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大

④ 事業実施基盤の強化

5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

当法人は、「開発協力大綱の下、人間の安全保障と質の高い成長を実現」するという使命（ミッション）のもと、「信頼で世界をつなぐ」というビジョンを掲げています。

これらミッション及びビジョンを現場の行動に移していくため、以下 5 つのアクションを掲げています。

1. 使命感：誇りと情熱をもって、使命を達成します。
2. 現場：現場に飛び込み、人びとと共に働きます。
3. 大局観：幅広い長期的な視野から戦略的に構想し行動します。
4. 共創：様々な知と資源を結集します。
5. 革新：革新的に考え、前例のないインパクトをもたらします。

また、運営上の方針として、以下 6 つの柱で構成された 2020 年度経営戦略を定めました。

1. 新型コロナへの対応
2. 「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現に寄与
3. 「人間の安全保障 2.0」の具現化を通じた尊厳を持って生きられる社会の実現
4. 日本国内の多文化共生・地域経済活性化に資する取組の強化
5. 新しい時代のニーズに応える事業の構築・実践
6. 強靱で機動的な組織の構築

6. 中期計画及び年度計画

当法人は、中期目標を達成するために中期計画と当該計画に基づく年度計画を作成しています。中期計画と当事業年度に係る年度計画の概要は以下のとおりです。なお、2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大の動向に留意し、機動的かつ柔軟に対応することといたしました。詳細については、当法人の中期計画及び年度計画をご参照ください。

中期計画	2020年度計画
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
日本の開発協力の重点課題	
(1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）	
ア 都市・地域開発 持続可能な都市・地域開発に貢献するため、土地利用計画及びインフラ計画を含むマスタープランの策定等を支援する。	ア 都市・地域開発 <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通志向型都市開発 ・多様なアクターとの協働体制構築 ・回廊開発アプローチ・スマートシティの推進、等
イ 運輸交通・ICT 成長を続けるアジアをはじめとした開発途上地域のインフラ需要に呼応するため、持続可能で利便性や安全性の高い運輸交通インフラ・ICT環境の整備を支援する。	イ 運輸交通・ICT <ul style="list-style-type: none"> ・道路アセットマネジメントプラットフォームの展開 ・都市鉄道システムの導入、港湾・空港整備及び運営維持管理、海上保安強化による物流円滑化・安全化 ・DXの促進、運輸交通での「BIM/CIM」の導入促進、等
ウ 質の高いエネルギー供給とアクセスの向上 開発途上地域の都市部を中心とした電力需給ギャップ解消と安定供給及び地方部等のエネルギーアクセスの改善に貢献するため、電源開発と電力系統の整備等を支援する。	ウ 質の高いエネルギー供給とアクセスの向上 <ul style="list-style-type: none"> ・サブサハラ・アフリカにおける再生可能エネルギーを用いた地方電化官民連携案件の形成 ・NDCを念頭においた再生可能エネルギーの導入拡大 ・「資源の絆プログラム」の質の向上、等
エ 民間セクター開発 民間主導の経済成長に必要な海外からの直接投資促進や国内企業の育成のため、知的所有権等の産業基盤の整備や、企業活動に必要な産業人材の育成を支援する。	エ 民間セクター開発 <ul style="list-style-type: none"> ・アジア地域における政策策定支援、産業人材育成、外資系企業とのリンケージ強化、イノベーション推進の加速 ・アフリカ・カイゼン・イニシアティブの推進 ・ABEイニシアティブ及びイノベーター・アジア、等
オ 農林水産業振興 高付加価値製品の安定供給と生産者の所得向上を実現するため、生産から製造・加工、流通、消費に至る一連の過程において、農林水産業の振興を支援する。	オ 農林水産業振興 <ul style="list-style-type: none"> ・ASEAN-JICA フードバリューチェーン開発支援プロジェクト構想に基づく新規事業形成 ・小規模農家向け市場志向型農業振興アプローチの普及 ・「JICA食と農の協働プラットフォーム」の実施、等
カ 公共財政管理・金融市場等整備 健全な政府財政や金融市場等の基盤を構築するため、適正な歳入確保と予算執行管理に資する政府予算管理、内部監査、税務や税関等の財政運営の強化、中央	カ 公共財政管理・金融市場等整備 <ul style="list-style-type: none"> ・アジア地域における税関手続きの迅速化・効率化支援 ・アフリカ地域におけるワン・ストップ・ボーダー・ポストの推進、等

<p>銀行の機能の強化、金融仲介機能や資本市場の整備等を支援する。</p>	
<p>(2) 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）</p>	
<p>ア ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) を目指した保健システムの強化</p> <p>我が国政府の平和と健康のための基本方針及び国際保健のための G7 伊勢志摩ビジョン等を踏まえ、基礎的保健医療サービスへのアクセスの改善及び医療費負担による貧困化等の健康格差の是正のため、各国の状況に応じた政策・制度の導入・改革や能力向上等を支援する。</p>	<p>ア ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) を目指した保健システムの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構の事業経験から得られた知見の主要国際会議等での発信 ・G20、TICAD7 等での UHC に関連した政府公約・発表の具現化のための事業形成・実施 ・高齢者介護も視野に入れた保健システム強化に向けた政策対話推進、等
<p>イ 感染症対策の強化</p> <p>感染症による健康危機時においても住民への保健サービスの提供を中断しない、強靱な保健システムを構築するため、感染症発生動向調査（サーベイランス）、実験室（ラボ）による確定診断、緊急対応等の恒常的・突発的な感染症への対応能力強化を支援する。</p>	<p>イ 感染症対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナ等感染症による健康危機時に対応するための公衆衛生上の備えの強化、国際保健規則遵守の促進 ・アフリカ疾病予防管理センターとの連携による支援、各国の検査・研究能力の強化 ・国際緊急援助隊感染症対策チームの対応力強化、等
<p>ウ 母子保健の向上</p> <p>母子に対する継続的な保健サービスの提供と乳幼児死亡率や妊産婦死亡率の改善に向け、特に母子保健サービスの担い手である看護・助産人材の育成を支援する。</p>	<p>ウ 母子保健の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子手帳の知見共有、技術支援の調整を行うプラットフォームの立ち上げ支援 ・母子手帳に関するワークショップやセミナーの開催 ・母子手帳の試行導入・改訂に係る技術的な支援、等
<p>エ 栄養の改善</p> <p>我が国企業による栄養改善の取組を産学官の連携によって促進すべく設置された栄養改善事業推進プラットフォームの共同議長として、我が国の民間企業の活力も活用し、開発途上地域の栄養改善を支援する。</p>	<p>エ 栄養の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「栄養改善事業推進プラットフォーム」の活動推進 ・「食と栄養のアフリカ・イニシアチブ (IFNA)」の推進、等
<p>オ 安全な水と衛生の向上</p> <p>全ての人々の水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保するため、安全な水へのアクセスの改善及び持続的・効率的な水の供給、利用、管理や衛生に関する知識や技術の向上を支援する。</p>	<p>オ 安全な水と衛生の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道事業のサービス改善・経営改善 ・PPP 導入、ブレンデッドファイナンス、水道整備基金検討等の資金動員 ・水資源管理の日本の開発経験に関する教材整備、等
<p>カ 万人のための質の高い教育</p> <p>教育支援に係る我が国政府の基礎戦略である平和と成長のための学びの戦略に基づき、包摂的で公正な質の高い教育を実現するため、教科書・学習教材の開発、教員養成・研修の改善、学校運営の改善、教育施設の拡充等を支援する。</p>	<p>カ 万人のための質の高い教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学前教育、女子教育、ICT の活用、コミュニティと学校の協働による教育開発モデルの開発・普及 ・日本式教育の導入・展開事業、算数教科書の開発 ・世界銀行、GPE、UNICEF 等パートナー機関との連携強化、等

<p>キ スポーツ</p> <p>スポーツ・フォー・トゥモロー (SFT) の取組にも留意し、関係機関との連携強化を図りつつ、体育科教育指導、スポーツを通じた障害者・社会的弱者の社会参加の拡大や平和の促進等、スポーツを通じた開発を支援する。</p>	<p>キ スポーツ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発途上地域の体育科教育支援、障害者・社会的弱者の社会参加の促進 ・スポーツを通じた民族融和、平和の促進等に向けた支援 ・国内外関係者とのパートナーシップ強化、市民参加促進、等
<p>ク 社会保障・障害と開発</p> <p>社会保障制度の構築や強化に向け、制度を支える人材育成を支援する。特に、高齢化の進展に伴う高齢者の医療アクセスや介護等の課題への対応を重視する。</p>	<p>ク 社会保障・障害と開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険制度の整備、児童労働撲滅に向けた事業実施 ・高齢者ケアの仕組みづくりに資する事業実施 ・インクルーシブ防災、ユニバーサル・ツーリズム等、新たなニーズに対応した事業実施、等
<p>(3) 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現</p>	
<p>ア 公正で包摂的な社会の実現</p> <p>ガバナンスと法の支配に基づく社会の実現を促進するため、民事法や経済法を中心としたルールの整備、立法府、司法府、行政、公共放送の機能強化等を支援する。</p>	<p>ア 公正で包摂的な社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公正かつ透明な法・司法制度の整備・運用等の支援 ・京都コンgresに対する貢献 ・法の支配や「ビジネスと人権」の促進、等
<p>イ 平和と安定、安全の確保</p> <p>紛争により被害を受けた社会の安定化や再建、難民・国内避難民と受入社会の融和を促進するため、社会・人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善とこれに資する特に地方行政機関を中心とする政府機関の能力強化を支援する。また、住民の生計活動の活性化、難民・国内避難民の自立化促進等も支援する。</p>	<p>イ 平和と安定、安全の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フィリピン・ミンダナオでの平和と開発に係る支援 ・ウガンダ、ザンビア等における難民受入コミュニティに対する地方行政能力の向上等の支援 ・治安機関・海上保安機関等の機能強化 ・テロ、薬物犯罪、サイバー犯罪等国際的な課題に係る本邦研修の実施、等
<p>(4) 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築</p>	
<p>ア 気候変動</p> <p>新たな国際枠組みであるパリ協定への対応を含む開発途上地域の気候変動対策を、各国の自国の貢献 (NDC) 等を踏まえながら、民間資金も活用しつつ支援する。</p>	<p>ア 気候変動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発途上地域に求められる NDC の策定・改定、国家適応計画の策定・改定に必要な能力強化の支援 ・「緑の気候基金 (Green Climate Fund : GCF)」の一層の活用に向けた事業形成 ・UNFCCC 第 26 回締約国会議 (COP26) における成果発信、等
<p>イ 防災の主流化・災害復興支援</p> <p>仙台防災枠組 2015-2030 も踏まえ、自然災害に対して強靱な社会づくりを支援する。</p>	<p>イ 防災の主流化・災害復興支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジアにおける主流化の優良事例の形成、事前防災としての強靱なインフラ事業の形成 ・より良い復興 (BBB : Build Back Better) 概念の共有 ・「仙台防災協カイニシアティブフェーズ」の後継目標への貢献に向けた防災行政官と実務者の育成、等
<p>ウ 自然環境保全</p>	<p>ウ 自然環境保全</p>

<p>自然環境保全と人間活動との調和を図るため、気候変動緩和策 (REDD+)、生態系を活用した防災・減災、脆弱なコミュニティでの自然資源管理、生物多様性の保全と持続可能な利用を支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ REDD+、泥炭地管理支援の推進 ・ 中央アフリカ森林基金、GCF 等の外部資金の活用促進 ・ リモートセンシング技術を活用した持続的森林管理への貢献、AI を用いた熱帯林減少要因分析・予測の実施 ・ グリーン経済の推進を念頭においた沿岸域自然環境保全に関する民間セクターとの連携、等
<p>エ 環境管理</p> <p>都市部の住環境の改善と持続可能な経済社会システム構築を推進するため、環境影響評価や化学物質管理、グリーン成長・低炭素社会構築等の環境管理の各分野において、政策・法制度や管理体制の構築、能力強化を支援する。</p>	<p>エ 環境管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アジア等における 3R (Reduce、Reuse、Recycle) の推進、大洋州では「3R プラス Return」の試行に向けた調査 ・ Waste to Energy (廃棄物からのエネルギー回収) の導入適格国への支援 ・ 「マリーン・イニシアティブ」に資する事業形成・実施 ・ 「アフリカのきれいな街プラットフォーム」における知見の共有と連携及び資金動員の促進、等
<p>オ 食料安全保障</p> <p>食料需給の地域的な不均衡に対応するために、穀物等主要作物の生産性向上を支援する。</p>	<p>オ 食料安全保障</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「アフリカ稲作振興のための共同体 (CARD) フェーズ 2」の目標達成に向けた事業形成・実施 ・ 違法・無報告・無規制漁業対策の取組の継続 ・ 農業の気候変動に対するレジリエンス強化に向けた事業の実施、等
<p>(5) 地域の重点取組</p>	
<p>ア 東南アジア・大洋州地域</p> <p>インフラ開発に対する膨大なニーズにも対応し、ハード・ソフトのインフラ整備を含む連結性の強化、生産性向上や技術革新を促す人材育成、平和で安全な社会の構築に向けた支援等を行う。</p>	<p>ア 東南アジア・大洋州地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ASEAN の一体性と持続的成長の鍵である経済統合の推進 ・ 陸の東西・南部経済回廊及び海洋の経済回廊に係る連結性強化 ・ 自由で開かれた海洋秩序の維持・強化のための海洋インフラ整備や海上法執行能力の強化、等
<p>イ 南アジア地域</p> <p>インフラ整備や貿易・投資環境整備等の経済発展基盤の構築、平和と安定、安全の確保への取組、基礎生活分野の改善、気候変動や防災等の地球規模課題への対応を支援する。</p>	<p>イ 南アジア地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 域内及び他地域との連結性強化 ・ 投資環境整備を含む産業競争力強化 ・ 平和と安定及び安全の確保 ・ 基礎生活分野の改善、地球規模課題への対応、等
<p>ウ 東・中央アジア及びコーカサス地域</p> <p>ガバナンスの強化、産業の多角化、インフラ整備、人材育成等を支援する。</p>	<p>ウ 東・中央アジア及びコーカサス地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ モンゴルにおける財政支援等を通じた経済の安定化とガバナンス強化 ・ 中央アジア・コーカサスにおける域内及び他地域との連結性、国内の格差の是正及び質の高いインフラに配慮した協力の推進

	<ul style="list-style-type: none"> ・中国における対中 ODA の総括、中国側関係機関との対外援助に関する情報共有・意見交換の実施、等
<p>エ 中南米・カリブ地域</p> <p>国際開発金融機関等との連携も通じ、インフラ整備や、防災、気候変動といった地球規模課題等への対応を支援する。</p>	<p>エ 中南米・カリブ地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米州開発銀行、中米統合機構（SICA）等の域内開発パートナーとの連携枠組に基づく事業の着実な実施 ・留学制度を活用した人材育成等の推進 ・民間企業や地方自治体、研究機関等との連携による日系社会との連携強化、等
<p>オ アフリカ地域</p> <p>運輸交通、水・衛生、再生可能エネルギーを含むエネルギーへのアクセス等のインフラ整備、産業育成、人材育成を含む投資・ビジネス環境の整備・改善、基礎生活分野の改善等に係る官民一体となった協力を行う。</p>	<p>オ アフリカ地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ABE イニシアティブ 3.0 等の産業人材育成、質の高いインフラ投資、債務持続可能性の確保、ビジネス推進 ・ UHC 拡大、質の高い教育の提供、廃棄物管理 ・ 治安維持等に係る人材育成、紛争地域安定化支援、等
<p>カ 中東・欧州地域</p> <p>社会的・地域的な格差是正、国の発展を支える人材の育成、インフラ整備、投資環境整備、持続的な環境保全等を支援する。</p>	<p>カ 中東・欧州地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 格差是正や紛争被害の視点を含めたインフラ整備、環境分野の支援 ・ シリア難民に対する留学生受入の継続実施 ・ TICAD7 を踏まえた北アフリカにおける事業形成・実施、「西バルカン協力イニシアティブ」に基づく支援実施、等
国内の連携の強化（地域活性化への貢献を含む）	
(6) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献	
<p>ア 民間企業等</p> <p>民間企業等と、調査事業、実証事業、海外投融資事業といった事業の各段階に対応した多様な連携事業や、開発協力への民間企業の裾野拡大に係る取組を他の政府関係機関等とも緊密に連携して実施する。</p>	<p>ア 民間企業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業・SDGs ビジネス海外展開事業の実施 ・ 課題発信セミナー等を通じた開発課題に係る現地ニーズ等の情報提供 ・ 協力準備調査（PPP インフラ事業）を通じた PPP 事業の形成促進、等
<p>イ 中小企業等</p> <p>我が国中小企業等の海外展開の促進を通じ、開発途上地域の開発課題の解決を推進する。</p>	<p>イ 中小企業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業等による提案型事業における制度改善 ・ 日本貿易振興機構、中小企業基盤整備機構等日本の中小企業支援機関との連携強化、等
(7) 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大	
<p>ア ボランティア</p> <p>国民の参加と、開発途上地域の住民との相互理解を促進しつつ、草の根レベルの活動を通じて開発途上地域の課題解決に資するため、ボランティア事業を実施する。</p>	<p>ア ボランティア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多文化共生社会に求められる人材育成、OV による帰国後の社会還元支援 ・ 東京オリンピック・パラリンピックのホストタウン事業等を通じた帰国隊員の活躍の場の拡大 ・ ボランティア事業の制度改正、ICT を活用した募集・選

	考の運用定着、等
イ 地方自治体 地方自治体の行政の知見、技術等の資源を活用し、開発途上地域が抱える課題解決に資する事業を実施する。また、地方自治体間の開発協力経験の共有を支援し、地方自治体が推進する海外展開や開発協力活動への参入や拡大にも貢献する。	イ 地方自治体 ・自治体連携事業の優良事例を蓄積・発信 ・地方自治体に等による外国人材受入を含めた多文化共生の取組状況把握、事業実施に向けた案件形成、等
ウ NGO/市民社会組織 (CSO) NGO/CSO の有する現地での知見等の強みやアプローチの多様性を活用し、特に開発途上地域の住民視点のニーズに応じた協力を実施する。	ウ NGO/市民社会組織 (CSO) ・機構による開発途上地域の課題・ニーズの発信の強化 ・NGO 等活動支援事業等を通じた NGO/CSO の能力向上、等
エ 大学・研究機関 大学・研究機関の有する専門的知見、ネットワークを活用した事業を実施する。	エ 大学・研究機関 ・JICA 開発大学院連携の推進、同連携の成果の定着・発展にむけた JICA 日本研究拠点事業の展開 ・地球規模課題の解決に資する事業の実施、等
オ 開発教育、理解促進等 児童・生徒や市民が世界の直面する開発課題や我が国との関係を知り、主体的に考える力や、解決に向けた取組に参画する力を養うため、学校や教育委員会等教育関係機関、NGO、民間企業等と連携しつつ、開発教育に取り組む。	オ 開発教育、理解促進等 ・教育機関、NGO 等と連携した開発教育の裾野を拡大 ・教員向け研修プログラムの実施 ・SDGs や東京オリンピック・パラリンピック等を踏まえた取組、等
事業実施基盤の強化	
(8) 事業実施基盤の強化	
ア 広報 国際社会における我が国の開発協力の認知度を高め、国際的な開発協力に係る検討課題設定や枠組みづくりへの我が国の参画を促進し、また国内において開発途上地域の抱える課題や機構の取組に関する国民の理解と支持を得るため、統一性、一貫性のある情報発信と広報に取り組む。	ア 広報 ・機構の活動及び成果の国内外プレス向け発信（広報誌、デジタルメディア、国際協力イベント等） ・スポーツと開発、地方と開発途上地域のつながり、東日本大震災 10 周年等に関連する発信 ・外部ユーザーによるウェブサイトのアクセス迅速化推進、等
イ 事業評価 PDCA サイクルに沿って、事前評価、モニタリング、事後評価を確実に実施し、評価結果を速やかにかつ分かりやすく公開・発信することで、国民への説明責任を果たす。また、評価結果から得られる学びを基に機構の協力方針や事業等へのフィードバックを強化し、事業の改善や効果向上に貢献するとともに、必要に応じて事業の見直しを行う。事後評価においては、外部専門家	イ 事業評価 ・事前評価、モニタリング、事後評価の着実な実施、評価結果の迅速かつ分かりやすい公開・発信 ・事業評価から得られる教訓の事業等へのフィードバック、インパクト評価、テーマ別評価の実施 ・国際機関、国内外大学、NGO、民間企業等との協働、事業評価から得られた知見の学会・国際会議での発信 ・DAC 評価項目の改定を踏まえた評価方法の検討、機構内

<p>の評価を取り入れる等客観性を担保するとともに、国内外のNGO、大学等の多様な主体との連携を促進する等専門的・多様な視点での分析を強化し、評価の質を向上する。</p>	<p>外人材の評価能力向上、等</p>
<p>ウ 開発協力人材の育成促進・確保</p> <p>開発ニーズの多様化に対応した開発協力人材を養成し確保するため、能力強化研修の見直し等を行いつつ、特に若手を中心とした人材を養成する。また、国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」の利用を拡大し、開発協力人材の裾野と活躍の機会を拡大するため、関連情報の発信や提供を行う。加えて、NGO、開発コンサルタント等民間企業、大学、地方自治体等の登録の拡大やこれら登録団体からの情報発信を促進し、PARTNERの情報の一層の充実を図る。</p>	<p>ウ 開発協力人材の育成促進・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・能力強化研修の実施と質の改善 ・利便性の向上及びキャリア形成に資するコンテンツ拡充を通じた PARTNER 登録者数の増加、等
<p>エ 知的基盤の強化</p> <p>機構の事業現場での経験を活用しつつ、SDGsの達成に向けた研究等、開発協力事業の効果向上と国際援助潮流の形成につながる研究を実施し、研究成果を事業にフィードバックする。また、勉強会、セミナー、シンポジウム等の開催やウェブサイト等を通じて研究成果を公開し、研究成果を開発途上地域の関係者を含む内外の援助実務者や研究者に発信する。研究の実施に当たっては、機構内の研究人材育成や、国内外の研究者・研究機関との連携強化に留意する。</p>	<p>エ 知的基盤の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質の高い成長、人間の安全保障、日本の開発教育の歴史、新興国の開発協力等に関する研究 ・国内、新興国を含む海外の研究者、大学、研究機関等とのネットワークの充実 ・JICA 開発大学院連携の教材作成等を通じた知日派人材の育成とネットワークの強化 ・T20 会合や TICAD7 を通じた研究成果の発信、等
<p>オ 災害援助等協力</p> <p>大規模災害等による被災者救済を迅速、効率的かつ効果的に実施するため、国際基準を踏まえた研修・訓練を行い、国際緊急援助隊の能力強化を行う。また、資機材整備等の派遣体制強化を行い、国際水準の対応能力を維持する。加えて、国際社会への対外発信や議論への積極的な参画を通じ、関係機関等との連携や情報共有体制を強化する。</p> <p>突発的な感染症の拡大の防止に貢献するべく、感染症対策チームの派遣体制を強化する。</p>	<p>オ 災害援助等協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際緊急援助隊救助チームの基盤強化の推進 ・国際搜索救助諮問グループ（INSARAG）を通じたアジア太平洋地域内の搜索救助能力向上、協力体制強化への貢献 ・WHO 緊急医療チームの地域議長として、アジア太平洋地域のネットワーク強化、等
<p>2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	
<p>(1) 戦略的な事業運営のための組織基盤づくり</p>	
<p>ア 実施体制の整備</p> <p>外部環境の変化に柔軟かつ機動的に対応し、付加価</p>	<p>ア 実施体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内拠点の体制強化

<p>値の高い業務を遂行するため、組織及び事務の効率化・合理化に努めつつ、本部・国内拠点・海外拠点において経営資源の最適配分を行う。また、外部の知見を積極的に活用して開発課題に戦略的に対応する能力を高める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経営諮問会議等の継続的開催 ・規程類の見直し、等
<p>イ 業務基盤の強化 業務の電子化を通じて業務基盤を強化する。</p>	<p>イ 業務基盤の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時等における事業継続性に対する強靱性強化のための ICT 基盤強化対策の実施 ・DX、クラウド活用、働き方改革等を意識した情報共有基盤調達に向けた要件定義の実施 ・国際情報通信網の増速、定型 PC 作業自動化の運用・統制ルール、ガイドライン等の整備、等
<p>(2) 業務運営の効率化、適正化</p>	
<p>ア 経費の効率化 中期目標期間中、運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び業務経費（特別業務費及び人件費を除く。）の合計について、毎事業年度 1.4%以上の効率化を達成する。</p>	<p>ア 経費の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営費交付金を充当して行う業務の一般管理費及び業務経費（特別業務費及び人件費を除く。）の合計に関し、業務の質の確保に留意した前年度比 1.4%以上の効率化の達成
<p>イ 人件費管理の適正化 各種の国際社会の開発目標の達成に貢献し、政府や社会から期待される役割を果たすために、必要に応じて人員配置を見直す。また、給与水準については、国家公務員の給与水準も十分に考慮し、手当を含めた役職員給与の在り方について厳格に検証を行った上で、引き続き給与水準の適正化を図る。その上で、各事業年度の給与水準及びその合理性・妥当性を公表する。</p>	<p>イ 人件費管理の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な人員配置のあり方、職員構成や役割に応じた処遇等の人事制度の見直しの検討 ・給与水準の適正化への取組み ・給与水準及びその合理性・妥当性の公表、等
<p>ウ 保有資産の必要性の見直し 機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。</p>	<p>ウ 保有資産の必要性の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産内容の見直し、保有資産の必要性の有無の検討 ・詳細な保有資産情報の公表、等
<p>エ 調達合理化・適正化 独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、機構の事務・事業の特性を踏まえた調達等合理化計画を策定し、これに基づく取組を確実に実施する。また、</p>	<p>エ 調達合理化・適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調達等合理化計画の策定、それに基づく取組の実施 ・契約監視委員会による点検を踏まえた競争性のない随意契約の削減に向けた取組 ・コンサルタント海外事業展開支援の制度改善、等

<p>外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を踏まえつつ、競争性のない随意契約の削減を更に徹底する等、引き続き調達等の改善に努める。</p>	
<p>3. 財務内容の改善に関する事項</p>	
<p>運営費交付金を充当して行う業務については、「2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき事業の質の確保に留意し、適正な予算執行管理を行う。また、毎年の運営費交付金額の算定については、各年度期末の運営費交付金債務残高の発生要因等を分析した上で、厳格に行うものとする。また、引き続き自己収入の確保とその適正な管理・運用に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「予算執行管理強化に関する諮問委員会」の最終報告書提言内容を踏まえた取組の着実な実施 ・実務者向け研修、階層別研修、Web ベース研修の実施等による職員の予算執行管理能力の向上 ・前年度期末の運営費交付金債務残高の発生要因等の分析 ・自己収入確保とその適切な管理・運用、等
<p>4. 安全対策に関する事項</p>	
<p>国際協力事業安全対策会議最終報告（平成 28 年 8 月 30 日 外務省及び独立行政法人国際協力機構）を踏まえ、国際協力事業関係者の安全確保のため、脅威情報の収集・分析・共有の強化、現地における行動規範の遵守・徹底、ハード・ソフト両面の防護措置及び研修・訓練の強化、危機発生後の対応の強化及び危機管理意識の向上等の態勢強化を図る。</p> <p>また、施設建設等の工事にかかる関係者の安全確保のために、開発途上地域の政府、事業実施機関、コンサルタント、コントラクター等の関係者による安全対策を支援する仕組みを強化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安全対策措置の周知徹底、事業関係者への研修、意識づけ、脅威情報の収集・分析能力強化、事業サイト等の防護強化 ・工事安全対策に関する指針文書の適切な運用・見直し、施設建設等事業の工事安全対策の実施、等
<p>5. その他業務運営に関する重要事項</p>	
<p>(1) 効果的・効率的な開発協力の推進</p>	
<p>ア 予見性、インパクトの向上</p> <p>戦略的な事業展開を行うために、JICA 国別分析ペーパーや課題別指針等の地域・国・課題等に関する開発協力方針の策定・改訂を行う。また、それらを通じ、我が国の政策策定プロセスへの情報提供や提言、開発途上地域の政府を含む様々な開発パートナーへの発信にも取り組む。加えて、様々な協力手法を組み合わせ、SDGs への貢献を明確にする等した戦略的なプログラム・アプローチを推進し、事業の予見性、インパクトの向上を図る。</p>	<p>ア 予見性、インパクトの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JICA 国別分析ペーパーの策定・改定 ・事業戦略の策定と事業形成・実施への活用強化 ・SDGs への貢献が明確化されたプログラム等の選定、国際発信、ポジションペーパー等を踏まえた SDGs の事業への組込強化、等
<p>イ 効果・効率性の向上</p>	<p>イ 効果・効率性の向上</p>

<p>開発協力事業の効果、効率性を向上させるために、研修を含む技術協力、海外投融資を含む有償資金協力、無償資金協力等において、迅速化にも留意しつつ、様々な開発パートナーのニーズに対応した諸制度・運用の改善等に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・技術協力における事業マネジメント及び戦略的パートナーシップの強化、イノベティブな取組を含む事業形成・促進 ・円借款における質の高いインフラパートナーシップ等の政府方針に掲げられた迅速化への取組、海外投融資の積極的活用に向けた国際金融機関・民間金融機関との連携推進、民間資金動員の促進 ・無償資金協力における「無償資金協力の制度・運用改善に係る報告書」を踏まえた制度の定着 ・ナレッジ共創の促進、等
<p>(2) 国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進</p>	
<p>ア 国際的な議論への参加と発信</p> <p>開発協力の規範・潮流の形成に影響がある国際的な議論の枠組みや国際会議等において、我が国の考え方を踏まえ機構の知見・経験等を発信する。</p>	<p>ア 国際的な議論への参加と発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人間の安全保障、SDGs 達成のためのルール作り、主要国際会議における議論への貢献、等
<p>イ 国際機関・他ドナー等との連携推進</p> <p>国際的な議論への効果的な共同発信や、事業の共同実施・補完等の戦略的な推進に向けて、本部レベルの協議等を通じ、国際機関・他ドナー等と連携する。また、国際的な開発協力の枠組みのアウトリーチを推進するため、新興ドナーとの連携（三角協力を含む）や経験共有を強化する。</p>	<p>イ 国際機関・他ドナー等との連携推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・UHC、自由で開かれたインド太平洋等、重要課題に係る国際機関、他ドナー等との協議を通じた連携推進 ・新興ドナーとの協議・連携推進、南南協力及び三角協力に係る国際的な議論への参画、機構の経験や教訓・知見共有の推進、等
<p>(3) 開発協力の適正性の確保</p>	
<p>ア 環境社会配慮</p> <p>開発協力事業の実施に伴う環境・社会への影響を回避・最小化するため、世界銀行等の他機関と連携を図りつつ、第三者の関与も得て、JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づき環境及び社会に配慮した業務運営を行う。また、機構関係者を対象とした研修・セミナー等を通じて、より多くの関係者の環境社会配慮に関する理解を促進する。加えて、世界銀行のセーフガード政策の改定結果及び運用状況等を踏まえて、透明性と説明責任を確保したプロセスにより同ガイドラインの包括的な検討と改定を行い、国際水準での環境社会配慮の実施を強化する。</p>	<p>ア 環境社会配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境社会配慮ガイドラインの適切な運用、助言委員会の関与も得た審査、モニタリング結果の確認の実施、機構関係者の研修機会の拡充 ・透明性と説明責任に配慮した同ガイドラインの改定に向けた検討、等
<p>イ 女性のエンパワーメントとジェンダー平等推進</p> <p>我が国政府の女性の活躍推進のための開発戦略等を踏まえ、事業の各段階においてジェンダー平等の視点</p>	<p>イ 女性のエンパワーメントとジェンダー平等推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジェンダー主流化重点案件の取組強化 ・女性にやさしいインフラ整備、STEM（科学・技術・工学・

<p>に立った業務運営を進め、質と量の両面からジェンダー主流化を拡充する。また、紛争予防・解決プロセスや災害復興・防災支援事業における女性の参画及び紛争下での女性の保護・権利・特別のニーズに対応するための支援を促進し、国連決議 1325 号及び関連決議等に基づく我が国政府の女性・平和・安全保障に関する行動計画の実施にも貢献する。</p>	<p>数学) 分野を含む女子教育の推進強化、平和構築・防災分野等における女性のリーダーシップ推進、女性の経済的エンパワーメントに貢献する支援、等</p>
<p>ウ 不正腐敗防止</p> <p>開発協力事業における不正腐敗を防止するための環境を相手国とともに醸成していくために、不正行為等に対して法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとるとともに、関係者への不正腐敗防止に係る啓発に努める。</p>	<p>ウ 不正腐敗防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正腐敗情報相談窓口の適切な運用、不正行為等の情報に対する適切な調査・対応と不正行為に対する厳正な対処 ・不正腐敗防止のための研修・啓発活動の実施 ・事業実施者によるマネーロンダリング、反社会的勢力への関与等の背景調査試行、等
<p>(4) 内部統制の強化</p>	
<p>ア 内部統制を実施するための環境整備</p> <p>独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 66 号）及び業務方法書等に基づき内部統制を機能させるための規程等を整備し、必要に応じて改善するとともに、これら規程が確実に運用されるよう機構内で周知する。</p>	<p>ア 内部統制を実施するための環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務方法書等に基づく必要な規程等の整備・改定 ・研修等による職員の内部統制に係る一層の意識向上 ・SEAH に関する役職員及び業務従事者の規範制定、被害者支援に係る対処方針の作成・周知、等
<p>イ 組織運営に係るリスクの評価と対応</p> <p>機構の業務運営上のリスクに適切に対応するために、リスクの識別、分析、評価を行い、リスク管理の徹底、本部及び国内外の拠点における法令遵守態勢の一層の整備を図る。また、有償資金協力に係る適正な業務運営を確保するために、有償資金に係るリスクを適切に識別・測定し、モニタリングを行う。</p>	<p>イ 組織運営に係るリスクの評価と対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク事案への適時・適切な対応、再発防止策の実施 ・リスクの分析・評価結果等のリスク管理委員会等での報告 ・有償資金協力に係るリスクの適切な識別・測定とモニタリングの実施、等
<p>ウ 内部統制の運用</p> <p>定期的な内部統制の実施状況のモニタリングを行うとともに、モニタリングの結果に基づいて必要に応じて内部統制の態勢を強化する。また、業務手順の整備状況を定期的に確認し、必要に応じてこれを更改する。加えて、業務の効率性及び有効性を向上するため、業績評価を適切に実施する。</p>	<p>ウ 内部統制の運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な内部統制実施状況のモニタリングと役員への結果報告、機構内周知徹底 ・機構の中期計画及び年度計画に基づく業務実績等評価の実施、等
<p>エ 機構内及び外部からの情報伝達体制の確保</p> <p>機構内及び外部からの情報伝達体制を確保するため、内部通報及び外部通報制度を適切に運用する。</p>	<p>エ 機構内及び外部からの情報伝達体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部及び外部通報制度の適切な運用と対処 ・性的虐待・搾取に関する情報伝達体制の確保、等
<p>オ 内部監査の実施</p>	<p>オ 内部監査の実施</p>

適正な業務を確保するため、内部監査に関する国際的指針に従って内部監査を実施するとともに、監査結果のフォローアップを着実に実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 内部監査に関する国際的指針に従った内部監査の実施 監査結果のフォローアップ、等
<p>カ ICT への対応</p> <p>政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成 28 年 8 月）等を踏まえ、情報システム委員会・情報セキュリティ委員会等の枠組みを活用し、情報セキュリティ規程等の改定を行うとともに、情報セキュリティ対策推進計画を策定・実施し、情報セキュリティにかかる組織的対応能力の強化に取り組む。</p> <p>また、PDCA サイクルに基づき情報セキュリティ対策推進計画を毎年度レビューして情報セキュリティ対策の改善を図るとともに、個人情報の保護を推進する。</p>	<p>カ ICT への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成 30 年度版）」を踏まえた情報セキュリティ規程等の改定 情報セキュリティ事案発生時の緊急対応強化の方策検討 EU 一般データ保護規則（GDPR）に関連した対応、等
6. 予算、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）	
中期計画をご参照ください。	年度計画をご参照ください。
7. 短期借入金の限度額	
一般勘定 670 億円、有償資金協力勘定 2,900 億円	左に同じ。
8. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	
相武台職員住宅については令和 2 年度末までに譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。	左に同じ。
9. 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	
該当なし	
10. 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）	
剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てる。	剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てる。なお、運営費交付金で賄う経費の節減により生じた利益に係る目的積立金の使途については、上記のうち運営費交付金で賄う経費に限る（別途措置される補助金等で賄う経費を除く。）ものとする。
11. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
(1) 施設及び設備に関する計画	
長期的視野に立った施設・設備の整備を行い、効果的・効率的な業務運営に努める。また、業務実施上の必要性の視点を踏まえた老朽化対策等、既存の施設・設備の整備改修等を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化対策、既存施設・設備の整備改修の実施、等
(2) 人事に関する計画	
機構で働く一人ひとりが開発協力のプロフェッショナル	<ul style="list-style-type: none"> 機構の働き方改革に係る方針（「Smart JICA 3.0」）の下、

<p>ナルとして潜在的な力を主体的かつ最大限に発揮し、生産性向上等を通じて業務の質の向上を図るための人事施策及び働き方改革を推進する。</p>	<p>多様な人材の多様な働き方を促進、働き方の選択肢の柔軟化、ワークライフバランスの確保に向けた取組等の継続 ・各種研修、キャリア・コンサルテーション、他機関出向等を通じた職員の能力強化、等</p>
<p>(3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項（機構法第 31 条第 1 項及び法附則第 4 条第 1 項）</p>	
<p>前中期目標期間の最終事業年度において、通則法第 44 条の整理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約（有償資金協力業務を除く。）、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てる。</p> <p>前中期目標期間中に回収した債権又は資金については、機構法に基づき、適切に国庫に納付する。</p>	<p>前中期目標期間繰越積立金は、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約（有償資金協力業務を除く。）、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てる。</p> <p>前中期目標期間中に回収した債権又は資金で、独立行政法人国際協力機構法施行令（平成 15 年政令第 409 号）附則第 2 条の定めるところにより主務大臣の承認を受けた金額については、施設・設備の整備、改修等の財源に充てることとする。</p>
<p>(4) 中期目標期間を超える債務負担</p>	
<p>中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担の必要性が認められる場合には、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。</p>	

7. 持続的に適切なサービスを提供するための源泉

(1) コーポレートガバナンスの状況

当法人は、業務の有効性・効率性を向上させ、法令等を遵守し、独立行政法人国際協力機構法に定められた目的を達成するため、内部統制システムを含めたコーポレートガバナンス体制を整備し、事業に取り組んでいます。

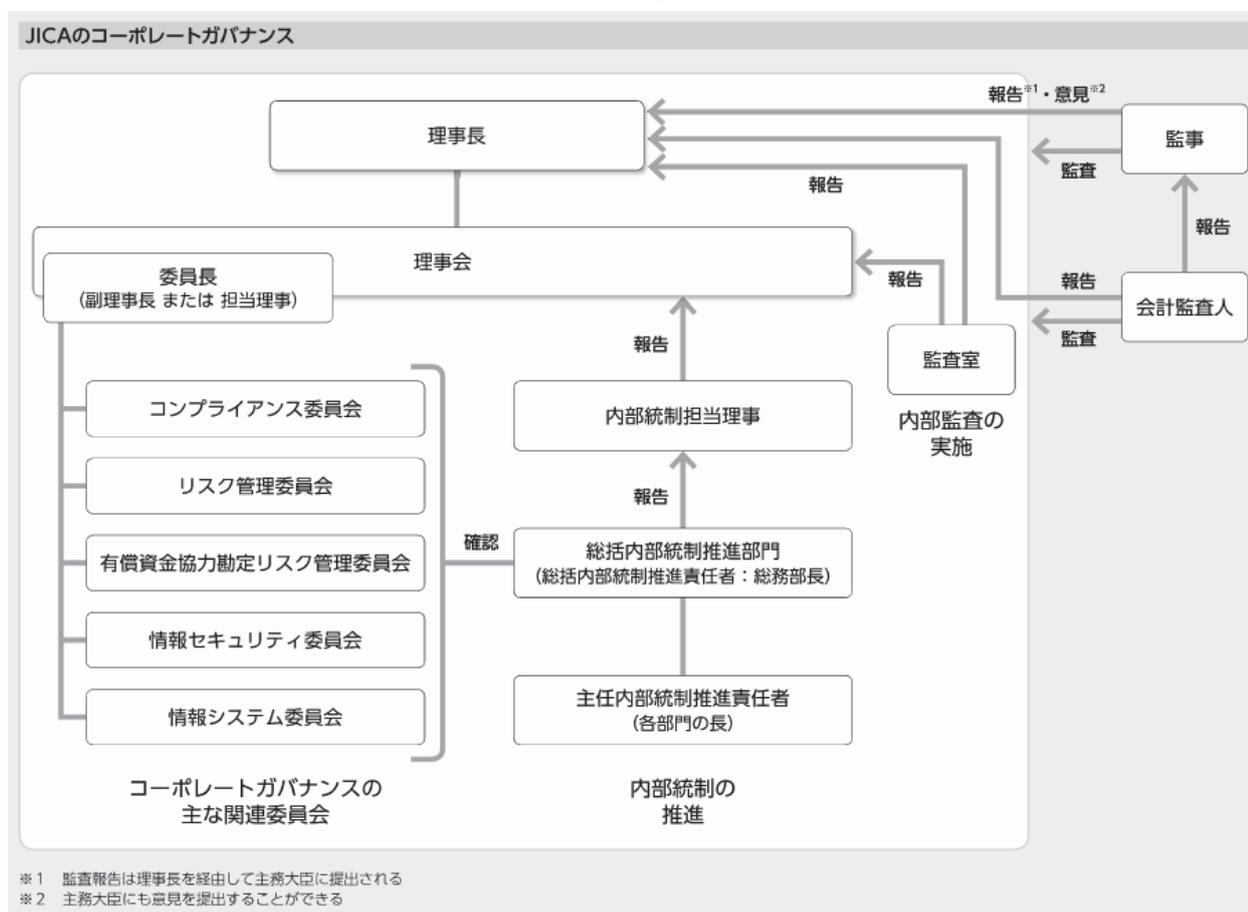
具体的には、独立行政法人通則法に定める内部統制を推進するべく、当法人を代表しその業務を総理する理事長の下、総務部担当理事を内部統制担当理事とし、総務部長を総括内部統制推進責任者とした内部統制推進体制を整備しています。内部統制の推進状況は日常的にモニタリングし、内部統制上の重要事項として取りまとめを行うと共に、その結果について定期的に理事会に報告、審議します。

また、独立部門として監査室を設置し、業務が適正かつ効率的に遂行されるように内部監査を実施しています。さらに、監事監査や会計監査人監査を受け、その監査結果をフォローアップすることで、ガバナンスの質を確保しています。

その他、内部統制に関する内部規程を整備するとともに、標準的な業務手続きを定めた業務方法書を整備し、また、内部統制の取り組み方針を「JICAにおける内部統制」として取りまとめ・公開することで、内部統制に関する意識向上と取り組み強化に努めています。

重要な内部統制に関連する事項については、委員会を設置し、審議等を行っています。また、法令違反等の早期発見と未然防止を主な目的とし、内部通報受付窓口と外部通報受付窓口を設置し、運用しています。

詳細は、当法人の業務方法書をご参照ください。



(2) 役員等の状況

① 役員の名、役職、任期、担当及び経歴

(令和3年3月31日現在)

役職	氏名	任期	担当	経歴
理事長	北岡伸一	自 平成27年10月1日 至 令和4年3月31日 (再任)		昭和60年 立教大学法学部教授 平成9年 東京大学法学部教授 平成16年 特命全権大使(日本政府国連 代表部次席代表) 平成24年 政策研究大学院大学教授 平成24年 国際大学学長
副理事長	山田順一	自 令和2年5月23日 至 令和6年5月22日		昭和57年4月 海外経済協力基金採用 平成25年10月 独立行政法人国際協力機構上 級審議役 平成29年10月 国際協力機構理事
理事 (常勤)	植嶋卓巳	自 令和2年12月1日 至 令和4年11月30日 (再任)	安全管理部 資金協力業務部 調達・派遣業務部 労務及び福利厚生 業務 企画部業務の支援	昭和57年4月 国際協力事業団採用 平成27年9月 独立行政法人国際協力機構理 事長室長
理事 (常勤)	天野雄介	自 平成31年4月1日 至 令和3年9月30日	地球環境部 社会基盤部 インフラ技術業務 部	平成元年4月 建設省入省 平成30年4月

		(再任)	有償勘定で行う事業の技術面・コンプライアンスに関する規定の制定改編・運用等	国土交通省水管理・国土保全局下水道部流域管理官
理事 (常勤)	萱島信子	自 令和元年10月1日 至 令和3年9月30日	中南米部 人間開発部 経済開発部 国内事業部 (JICA 開発大学院連携業務を含む)	昭和57年4月 国際協力事業団採用 平成30年4月 独立行政法人国際協力機構上級審議役
理事 (常勤)	横山正	自 令和元年10月1日 至 令和3年9月30日	財務部 審査部 金融リスク管理業務 管理部	昭和63年4月 大蔵省入省 令和元年7月 財務省大臣官房企画調整主幹
理事 (常勤)	中澤慶一郎	自 令和2年5月23日 至 令和3年9月30日	南アジア部 東・中央アジア部 民間連携事業部 インフラ輸出業務の支援 企画部業務の支援	昭和62年4月 海外経済協力基金採用 平成30年6月 独立行政法人国際協力機構企画部長
理事 (常勤)	柴田裕憲	自 令和2年7月1日 至 令和3年9月30日	総務部 情報システム部 (CIO) 広報部 人事部 企画部	昭和62年4月 外務省入省 平成30年9月 経済産業省 大臣官房審議官 (通商戦略担当)
理事 (常勤)	中村俊之	自 令和2年10月1日 至 令和4年9月30日	アフリカ部 ガバナンス・平和構築部 評価部 青年海外協力隊事務局 国際緊急援助隊事務局	平成元年4月 国際協力事業団採用 令和2年4月 独立行政法人国際協力機構ガバナンス・平和構築部長

理事 (常勤)	山中晋一	自 令和2年10月1日 至 令和4年9月30日	東南アジア・大洋 州部 中東・欧州部 インフラ輸出業務 の支援	昭和59年4月 海外経済協力基金採用 平成30年6月 独立行政法人国際協力機構イ ンドネシア事務所長
監事 (常勤)	町井弘実	自 平成26年1月1日 至 ※参照 (再任)		昭和50年4月 株式会社日本長期信用銀行入 行 平成25年7月 SGアセットマックス株式会 社コンプライアンス・オフィ サー
監事 (常勤)	早道信宏	自 平成29年7月1日 至 ※参照		昭和54年4月 日本専売公社入社 平成29年4月 パナソニックヘルスケアホー ルディングス株式会社内部監 査室主幹
監事 (常勤)	戸川正人	自 平成31年2月1日 至 ※参照		昭和59年10月 国際協力事業団採用 平成28年4月 独立行政法人国際協力機構人 事部長

なお、独立行政法人国際協力機構法第7条に基づく役員の数並びに同法第9条及び独立行政法人通則法第21条に基づく役員の任期は次のとおりです。

役職	定数	任期
理事長	1人	任命の日から当該任命の日を含む中期目標の期間の末日まで
副理事長	1人以内	4年
理事	8人以内	2年

監事	3人	※任命の日から対応する中期目標の期間の最後の事業年度についての財務諸表承認日まで
----	----	--

② 会計監査人の氏名又は名称

EY 新日本有限責任監査法人

(3) 職員の状況

常勤職員は令和2年度末において1,942人（前期末比13人増加）であり、平均年齢は43.31歳（前期末43.18歳）となっています。このうち、国等からの出向者は31人、令和3年3月31日退職者は54人です。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

① 当年度に完成した主要な施設等

なし

② 当年度継続中の主要な施設等の新設・拡充

なし

③ 当年度に処分した主要な施設等

一棟所有職員住宅の売却（取得価額：1,060百万円、減価償却累計額：379百万円、減損損失累計額：528百万円、売却額（税抜）：218百万円）

(5) 純資産の状況

① 資本金の額及び出資者ごとの出資額

（単位：百万円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	62,452	-	-	62,452
資本金合計	62,452	-	-	62,452

② 目的積立金の申請状況、取崩状況

前中期目標期間繰越積立金取崩額1,001百万円は、事業継続計画に係る経費等の支出及び止むを得ない事由により前中期目標期間中に完了しなかった業務等に充てるため、平成29年6月30日付にて主務大臣から承認を受けた34,881百万円のうち1,001百万円について取り崩したものです。

(6) 財源の状況

① 財源の内訳

(単位：百万円)

区分	金額	構成比率 (%)
収入		
運営費交付金収入	156,025	72.8%
無償資金協力事業資金収入	52,397	24.4%
施設整備費補助金等収入	1,998	0.9%
事業収入	3,451	1.6%
受託収入	33	0.0%
寄附金収入	12	0.0%
その他の収入	243	0.1%
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	260	0.1%
合計	214,418	100.0%

② 自己収入に関する説明

当法人の受託事業では、外務省が適当と認める場合、本邦又は外国において、政府等若しくは国際機関又は法人その他の団体の委託を受けて、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与する業務を行っており、33百万円の自己収入を得ています。

(7) 環境社会配慮等の状況

当法人は、環境社会配慮の方針として、「JICA 環境方針」や「JICA 環境社会配慮ガイドライン」(以下「ガイドライン」)を定めております。

「JICA 環境方針」における基本方針

私たちは、独立行政法人国際協力機構法に明記された「開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通して、国際協力の促進並びにわが国及び国際経済社会の健全な発展に資する」という使命に基づき、環境関連の法規制を遵守しながら地球環境保全に貢献するとともに、自らの活動により生じる環境負荷を予防・低減するために、環境マネジメントシステムの活用を通じ、継続的にこれを改善していきます。

また、「JICA 環境方針」の実現のために環境マネジメントシステム (Environment Management System: EMS) を確立し、運用しています。具体的には、以下の活動を推進しています。

・国際協力を通じた環境対策の推進

ODA の実施機関として、日本政府の援助政策を踏まえ、環境の保全や改善に貢献する協力を推進します。

・環境啓発活動の推進

環境に関する知識・情報を集積し、人々の環境意識の向上を図ります。

- ・オフィス及び所有施設における環境配慮活動の推進
事務・事業の活動から生じる環境負荷の軽減に向けて、環境に配慮した活動を推進します。
- ・環境法規制等の遵守
当法人が適用を受ける環境法規制等を遵守します。

また、当法人の事業において、社会・経済の開発を支援するための事業であっても、大気や水、土壌、生態系等自然への望ましくない影響や、非自発的な住民移転や先住民族に対する権利侵害といった社会への影響を及ぼす可能性があります。持続可能な開発のためには、開発事業が環境や地域社会に与える影響を見極め、それを回避又は最小限にとどめるために必要なコストを事業に組み入れる必要があります。

このように、環境や社会に対する影響の緩和に必要な費用を開発コストに内部化させる取組が「環境社会配慮」です。そして、環境社会配慮に必要な当法人の責務と手続き、相手国等に求める要件を示した指針がガイドラインです。当法人は、ガイドラインに基づき、環境や社会に適切に配慮しつつ事業を実施しています。ガイドラインは、当法人ウェブサイトの「環境社会配慮」[➡ <https://www.jica.go.jp/environment/index.html#initiative>] で閲覧・ダウンロードでき、英語版や仏語版、西語版、中国語版、「良くある問答集」等の資料もご覧いただけます。

8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

当法人は、業務実施の障害となる要因をリスクと定義し、中期計画等の組織の目標や計画を効果的かつ効率的に達成するに当たって、リスクへの対応体制を確保し、事業を確実に実施することを目的にリスクの特定・評価を行っています。

各部署では、毎年度自らの部署の業務に関わるリスクを特定し、業務への影響を評価した上で、当該リスクに対する対応状況を確認しています。その上で、当法人全体としての主要なリスクを分類し、理事会及び内部統制担当理事を委員長として定期的に開催する「リスク管理委員会」において、リスクへの取組を審議・検討することによって、組織的な対応強化を行っています。

有償資金協力業務（円借款等）を行うに当たっては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等の様々なリスクを伴います。こうしたリスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は一般の金融機関と異なりますが、当法人では一般の金融機関のリスク管理手法を援用しながら、円借款債権等を適切に管理することが重要と考えています。

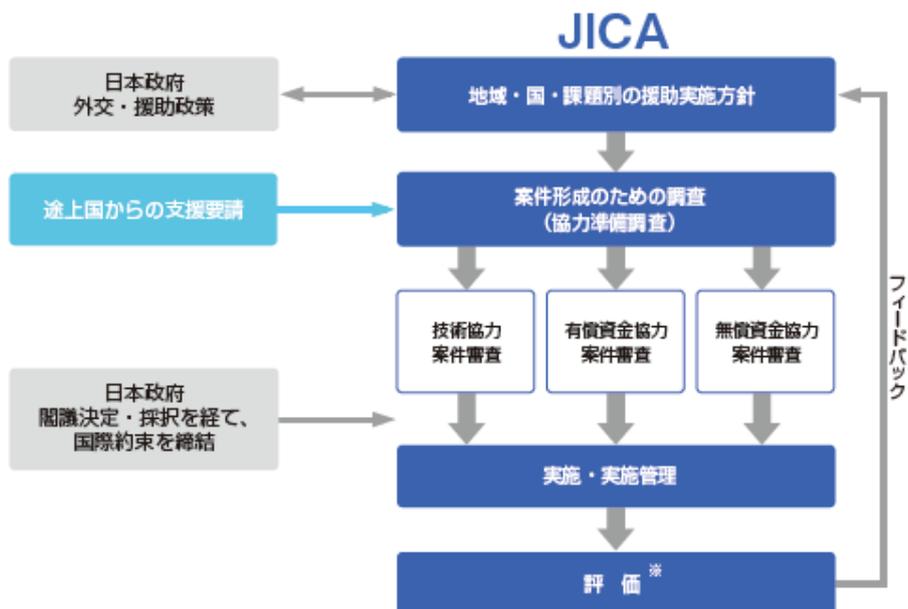
具体的には、有償資金協力業務におけるリスク管理を組織的に対応すべき経営課題と位置づけ、「有償資金協力勘定統合的リスク管理規程」を策定し、同規程の中で、有償資金協力勘定が業務の過程でさらされている様々なリスクを識別、測定及びモニタリングし、業務の適切性の確保や適正な損益水準の確保を図ることを目的と定めています。その目的に資するため、「有償資金協力勘定リスク管理委員会」を設置し、統合的リスク管理に関する重要事項を審議しています。

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

今期、本部部署・拠点（在外拠点及び国内拠点）にて実施したリスクの自己点検から、コロナ禍態勢下においてリスク認識が高まっているリスク項目及び傾向を洗い出し、機構全体が抱えるリスクの分析を行いました。同分析結果を踏まえ、内部統制に関するオンライン研修の内容や対象者の拡充を図り、コロナ禍による執務環境の変化等を踏まえた事故の防止に向けて取り組みました。詳細については、当法人の業務実績等報告書をご参照ください。

9. 業績の適正な評価の前提情報

当法人が行う事業の主要なスキームの概観は下図のとおりです。また、各事業のPDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルを活用した事業評価を行うことにより、事業の更なる改善と国民への説明責任（アカウンタビリティ）を十分に果たす仕組みを導入しています。



※ JICAでは、技術協力、有償資金協力、無償資金協力それぞれのプロジェクトのPDCA(Plan-Do-Check-Action)サイクルを活用した事業評価を行うことにより、事業のさらなる改善と国民へのアカウンタビリティを十分に果たす仕組みを導入しています。
<https://www.jica.go.jp/acivities/evaluation/>

(出典：JICA PROFILE²)

² https://www.jica.go.jp/publication/pamph/about/ku57pq00002ir32s-att/jica_profile.pdf

10. 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 自己評価

当法人の令和元年度における業務実績の自己評価及び主務大臣評価結果は、下表のとおりです。詳細については、当法人の業務実績等報告書をご参照ください。

令和元年度自己評価及び主務大臣評価結果並びに行政コスト³

(単位：百万円)

項目	自己評価 (※)	主務大臣評価	行政コスト
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項			
日本の開発協力の重点課題	S	A	99,955
開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保	S	S	
開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進	S	S	
普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現	S	S	
地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築	A	A	
地域の重点取組	S	S	
民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献	S	S	6,302
多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大	S	A	24,182
事業実施基盤の強化	A	A	4,526
II. 業務運営の効率化に関する事項			
戦略的な事業運営のための組織基盤づくり	B	B	
業務運営の効率化、適正化	B	B	
III. 財務内容の改善に関する事項			
財務内容の改善	B	B	
IV. 安全対策に関する事項			
安全対策	B	B	
V. その他業務運営に関する重要事項			
効果的・効率的な開発協力の推進	A	A	
国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進	A	A	
開発協力の適正性の確保	A	B	
内部統制の強化	B	B	
人事に関する計画	A	A	
(中期計画で規定する事項)			
短期借入金の限度額	-	-	
施設及び設備に関する計画	-	-	
剰余金の使途 (有償資金協力勘定を除く。)	-	-	
積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項	-	-	

³ 行政コストは一般勘定のみ算出。

※年度評価の項目別評定における評定区分は以下のとおり。

S：当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が120%以上、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされている場合）。

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上）。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満）。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

（引用：独立行政法人の評価に関する指針（平成31年3月12日改定 総務大臣決定）

(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況

当法人の第4期中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況は、下表のとおりです。詳細については、当法人主務省による業務実績評価報告書をご参照ください。

本中期目標期間における過年度の総合評定の状況				
平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
B	A	A	—	—

※年度評価の総合評定における評定区分は以下のとおり。

S：当該法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：当該法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

（引用：独立行政法人の評価に関する指針（平成31年3月12日改定 総務大臣決定）

11. 予算と決算との対比

(単位：百万円)

区分	予算額	決算額	差額理由
収入			
運営費交付金収入	156,025	156,025	
無償資金協力事業資金収入	-	52,397	注1
施設整備費補助金等収入	1,926	1,998	
事業収入	273	3,451	注6
受託収入	190	33	注3
寄附金収入	38	12	注3
その他の収入	6	243	
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	-	260	注4
計	158,457	214,418	
支出			
業務経費	147,238	102,386	注2、注4
無償資金協力事業費	-	52,397	注1
施設整備費	1,926	2,386	注5
受託経費	190	42	注3
寄附金事業費	38	12	注3
一般管理費	9,065	10,437	
計	158,457	167,660	

注1 当該事業に係る案件、金額等が当該年度の閣議決定によって決まることにより、当初計画額をゼロとしているため。

注2 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、計画に変更が生じたため。

注3 収入を充てる事業での投入が、当初計画より変更となったため。

注4 相手国の事情等により計画に変更が生じたため。

注5 当初の施設整備計画に変更が生じたため。

注6 消費税の還付金等によるもの。

詳細については、決算報告書をご参照ください。

12. 財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産		流動負債	
現金及び預金 (* 1)	291,765	運営費交付金債務	86,927
その他	26,686	無償資金協力事業資金	196,150
固定資産		その他	19,877
有形固定資産	40,098	固定負債	
無形固定資産	3,612	資産見返負債	7,791
投資その他の資産	15,584	退職給付引当金	13,618
		その他	503
		負債合計	324,866
		純資産の部 (* 2)	
		資本金	
		政府出資金	62,452
		資本剰余金	△ 23,163
		利益剰余金	13,590
		純資産合計	52,879
資産合計	377,745	負債純資産合計	377,745

(2) 行政コスト計算書

(単位：百万円)

	金額
損益計算書上の費用	163,039
経常費用 (* 3)	163,010
臨時損失 (* 4)	29
その他行政コスト (* 5)	1,207
行政コスト合計	164,246

(3) 損益計算書

(単位：百万円)

	金額
経常費用（*3）	163,010
業務費	153,726
重点課題・地域事業関係費	49,332
国内連携事業関係費	8,803
間接業務費	36,752
無償資金協力事業費	52,397
その他	6,442
一般管理費	9,185
財務費用	85
特定使途経費	13
その他	0
経常収益	163,642
運営費交付金収益	105,703
無償資金協力事業資金収入	52,397
その他	5,542
臨時損失（*4）	29
臨時利益	11
前中期目標期間繰越積立金取崩額	1,001
当期総利益（*6）	1,615

(4) 純資産変動計算書

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	純資産合計
当期首残高	62,452	△ 22,442	13,008	53,019
当期変動額	-	△ 721	582	△ 140
その他行政コスト（*5）	-	△ 1,207	-	△ 1,207
当期総利益（*6）	-	-	1,615	1,615
その他	-	486	△ 1,034	△ 547
当期末残高（*2）	62,452	△ 23,163	13,590	52,879

(5) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	62,355
事業支出	△ 97,498
無償資金協力事業費支出	△ 52,353
人件費支出	△ 16,995
運営費交付金収入	156,025
無償資金協力事業資金収入	73,443
その他収入・支出	△266
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,668
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 317
資金に係る換算差額	△ 89
資金増加額（又は△減少額）	59,280
資金期首残高	226,485
資金期末残高（*7）	285,765

(参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位：百万円)

	金額
資金期末残高（*7）	285,765
定期預金	6,000
現金及び預金（*1）	291,765

詳細については、財務諸表をご参照ください。

13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 貸借対照表

(資産)

令和2年度末現在の資産合計は377,745百万円と、前年度末比59,148百万円増(18.6%増)となっております。これは、現金及び預金の59,280百万円増(25.5%増)が主な要因です。なお、現金及び預金の残高291,765百万円には、無償資金協力案件における贈与に充てるための資金が196,150百万円含まれております。

(負債)

令和2年度末現在の負債合計は324,866百万円と、前年度末比59,288百万円増(22.3%増)となっております。これは、運営費交付金債務の46,258百万円増(113.7%増)及び無償資金協力事業資金の17,362百万円増(9.7%増)が主な要因です。

(2) 行政コスト計算書

令和2年度の行政コストは164,246百万円であり、主な内訳は損益計算書上の費用163,039百万円です。

(3) 損益計算書

(経常費用)

令和2年度の経常費用は163,010百万円と、前年度比71,664百万円減(30.5%減)となっております。これは、運営費交付金を財源とする重点課題・地域事業関係費の21,698百万円減(30.5%減)及び無償資金協力事業費の36,839百万円減(41.3%減)が主な要因です。

(経常収益)

令和2年度の経常収益は163,642百万円と、前年度比69,708百万円減(29.9%減)となっております。これは、運営費交付金収益の31,310百万円減(22.9%減)及び無償資金協力事業資金収入の36,839百万円減(41.3%減)が主な要因です。

(当期総損益)

上記経常損益の状況に加えて臨時損益として固定資産除却損26百万円、固定資産売却損3百万円、固定資産売却益11百万円、前中期目標期間繰越積立金取崩額として1,001百万円をそれぞれ計上した結果、令和2年度の当期総利益は1,615百万円と、前年度比1,505百万円減(48.2%減)となっております。

(4) 純資産変動計算書

令和2年度末の純資産は52,879百万円と、前年度末比140百万円減(0.3%減)となっております。これは、固定資産の除売却110百万円、減価償却1,091百万円、固定資産の減損7百万円が要因です。

(5) キャッシュ・フロー計算書

(業務活動によるキャッシュ・フロー)

令和 2 年度の業務活動によるキャッシュ・フローは 62,355 百万円と、前年度比 41,817 百万円増 (203.6%増) となっております。これは、事業支出の 23,478 百万円減 (19.4%減)、無償資金協力事業費支出の 35,768 百万円減 (40.6%減)、無償資金協力事業資金収入の 19,815 百万円減 (21.2%減) が主な要因です。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

令和 2 年度の投資活動によるキャッシュ・フローは△2,668 百万円と、前年度比 145 百万円減 (5.7%減) となっております。これは、固定資産の取得による支出の 1,065 百万円減 (39.4%減) が主な要因です。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

令和 2 年度の財務活動によるキャッシュ・フローは△317 百万円と、前年度比 202 百万円減 (174.9%減) となっております。これは、不要財産に係る国庫納付等による支出の 218 百万円増 (皆増) が主な要因です。

14. 内部統制の運用に関する情報

内部統制の実施状況（内部統制に関連する規程等の改正状況、内部統制関連委員会の実施状況、内部統制強化につながった主要な取組）をモニタリングするとともに、内部統制上の課題を明確化し理事会にて役員と共有しています。加えて、内部統制をテーマとしたウェブベース研修(WBT:Web-Based Training)を実施し、全役職員の内部統制に係る一層の理解の促進及び意識の向上を図っています。

15. 法人の基本情報

(1) 沿革

昭和 49 年 8 月 国際協力事業団として設立

平成 15 年 10 月 独立行政法人国際協力機構として設立

平成 20 年 10 月 旧国際協力銀行（JBIC）の海外経済協力業務及び外務省の無償資金協力業務（外交政策の遂行上の必要から外務省が引き続き直接実施するものを除く。）を承継

(2) 設立根拠法

独立行政法人国際協力機構法(平成 14 年 12 月 6 日法律第 136 号)

(3) 主務大臣

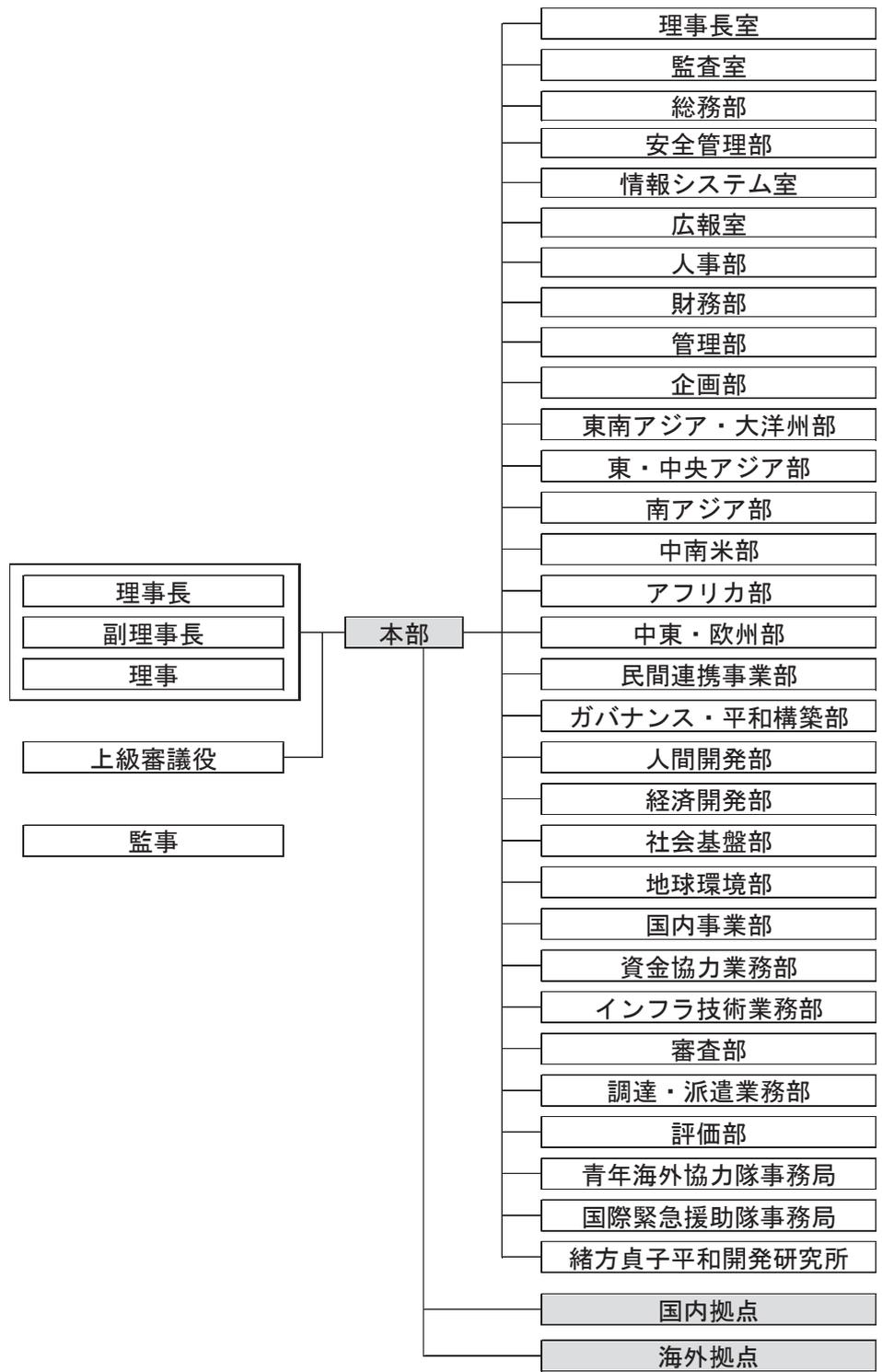
外務大臣

財務大臣（管理業務のうち有償資金協力に係る財務及び会計に関する事項）

農林水産大臣（開発投融資事業のうち農林業の開発に係るものに関する事項）

経済産業大臣（開発投融資事業のうち鉱工業の開発に係るものに関する事項）

(4) 組織図（令和3年3月31日現在）



(5) 事務所の所在地（令和3年3月31日現在）

- 本部（麹町）：東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル
- 本部（市ヶ谷）：東京都新宿区市谷本村町 10-5
- 本部（竹橋）：東京都千代田区大手町 1-4-1 竹橋合同ビル
- 北海道センター（札幌）：北海道札幌市白石区本通 16 南 4-25

北海道センター（帯広）：北海道帯広市西 20 条南 6-1-2
東北センター：宮城県仙台市青葉区一番町 4-6-1 仙台第一生命タワービル 20 階
筑波センター：茨城県つくば市高野台 3-6
東京センター：東京都渋谷区西原 2-49-5
横浜センター：神奈川県横浜市中区新港 2-3-1
北陸センター：石川県金沢市本町 1-5-2 リファール(オフィス棟)4 階
中部センター：愛知県名古屋市中村区平池町 4-60-7
関西センター：兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通 1-5-2
中国センター：広島県東広島市鏡山 3-3-1
四国センター：香川県高松市鍛冶屋町 3 番地 香川三友ビル 1 階
九州センター：福岡県北九州市八幡東区平野 2-2-1
沖縄センター：沖縄県浦添市字前田 1143-1
二本松青年海外協力隊訓練所：福島県二本松市永田字長坂 4-2
駒ヶ根青年海外協力隊訓練所：長野県駒ヶ根市赤穂 15
インドネシア事務所：インドネシア ジャカルタ
マレーシア事務所：マレーシア クアラルンプール
フィリピン事務所：フィリピン マニラ
タイ事務所：タイ バンコク
カンボジア事務所：カンボジア プノンペン
ラオス事務所：ラオス ビエンチャン
東ティモール事務所：東ティモール デイリ
ベトナム事務所：ベトナム ハノイ
ミャンマー事務所：ミャンマー ヤンゴン
中華人民共和国事務所：中華人民共和国 北京
モンゴル事務所：モンゴル ウランバートル
ブータン事務所：ブータン ティンプー
バングラデシュ事務所：バングラデシュ ダッカ
インド事務所：インド ニューデリー
ネパール事務所：ネパール カトマンズ
パキスタン事務所：パキスタン イスラマバード
スリランカ事務所：スリランカ コロンボ
アフガニスタン事務所：アフガニスタン カブール
キルギス事務所：キルギス ビシュケク
タジキスタン事務所：タジキスタン ドウシャンベ
ウズベキスタン事務所：ウズベキスタン タシケント
フィジー事務所：フィジー スバ
パプアニューギニア事務所：パプアニューギニア ポートモレスビー
パラオ事務所：パラオ コロール

キューバ事務所：キューバ ハバナ
ドミニカ共和国事務所：ドミニカ共和国 サントドミンゴ
エルサルバドル事務所：エルサルバドル サンサルバドル
グアテマラ事務所：グアテマラ グアテマラ・シティ
ホンジュラス事務所：ホンジュラス テグシガルパ
メキシコ事務所：メキシコ メキシコ
ニカラグア事務所：ニカラグア マナグア
パナマ事務所：パナマ パナマ
セントルシア事務所：セントルシア グロス・イスレット
アルゼンチン事務所：アルゼンチン ブエノスアイレス
ボリビア事務所：ボリビア ラパス
ブラジル事務所：ブラジル サンパウロ
エクアドル事務所：エクアドル キト
パラグアイ事務所：パラグアイ アスンシオン
ペルー事務所：ペルー リマ
アメリカ合衆国事務所：アメリカ合衆国 ワシントン
イラン事務所：イラン テヘラン
イラク事務所：イラク バグダッド
パレスチナ事務所：パレスチナ ラマツラ
ヨルダン事務所：ヨルダン アンマン
シリア事務所：シリア ダマスカス
エジプト事務所：エジプト カイロ
モロッコ事務所：モロッコ ラバト
チュニジア事務所：チュニジア チュニス
スーダン事務所：スーダン ハルツーム
エチオピア事務所：エチオピア アディスアベバ
ガーナ事務所：ガーナ アクラ
ケニア事務所：ケニア ナイロビ
マラウイ事務所：マラウイ リロングウェ
ナイジェリア事務所：ナイジェリア アブジャ
南アフリカ共和国事務所：南アフリカ共和国 プレトリア
ウガンダ事務所：ウガンダ カンパラ
タンザニア事務所：タンザニア ダルエスサラーム
ザンビア事務所：ザンビア ルサカ
アンゴラ事務所：アンゴラ ルアンダ
ブルキナファソ事務所：ブルキナファソ ワガドゥグー
カメルーン事務所：カメルーン ヤウンデ
コートジボワール事務所：コートジボワール アビジャン

マダガスカル事務所：マダガスカル アンタナナリボ
 モザンビーク事務所：モザンビーク マプト
 ルワンダ事務所：ルワンダ キガリ
 セネガル事務所：セネガル ダカール
 コンゴ民主共和国事務所：コンゴ民主共和国 キンシャサ
 南スーダン事務所：南スーダン ジュバ
 ジブチ事務所：ジブチ ジブチ
 トルコ事務所：トルコ アンカラ
 バルカン事務所：セルビア ベオグラード
 フランス事務所：フランス パリ

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

当法人の主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人は、別添のとおりです。

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
資産	254,956	271,332	286,211	318,597	377,745
負債	168,652	205,260	231,230	265,578	324,866
純資産	86,304	66,072	54,981	53,019	52,879
行政コスト	-	-	-	252,177	164,246
経常費用	246,946	238,184	247,543	234,674	163,010
経常収益	258,918	227,716	238,451	233,350	163,642
当期総利益	36,619	4,304	3,168	3,121	1,615

(8) 翌年度に係る予算、収支計画及び資金計画

① 予算

(単位：百万円)

区別	合計
収入	
運営費交付金収入	150,660
施設整備費補助金等収入	991
事業収入	281
受託収入	298
寄付金収入	30
その他の収入	-
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	-
計	152,260
支出	
業務経費	140,646
(うち特別業務費を除いた業務経費)	139,766
施設整備費	991
受託経費	298
寄付金事業費	30
一般管理費	10,295
計	152,260

② 収支計画

(単位：百万円)

区別	合計
費用の部	154,143
経常費用	154,143
業務経費	141,509
(うち特別業務費を除いた業務経費)	140,629
受託経費	298
寄付金事業費	30
一般管理費	10,590
減価償却費	1,716
財務費用	-
臨時損失	-
収益の部	154,143
経常収益	154,143
運営費交付金収益	150,284
事業収入	275
受託収入	298
寄付金収入	30
資産見返運営費交付金戻入	1,716
賞与引当金見返に係る収益	1,014
退職給付引当金見返に係る収益	520
財務収益	6
受取利息	6
その他の収入	-
臨時収益	-
純利益 (△純損失)	-
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-
目的積立金取崩額	-
総利益 (△総損失)	-

③ 資金計画

(単位：百万円)

区別	合計
資金支出	183,229
業務活動による支出	150,893
業務経費	140,646
(うち特別業務費を除いた業務経費)	139,766
受託経費	298
寄付金事業費	30
一般管理費	9,919
投資活動による支出	1,367
固定資産の取得による支出	1,367
財務活動による支出	-
不要財産に係る国庫納付による支出	-
国庫納付金による支払額	-
翌年度への繰越金	30,969
資金収入	183,229
業務活動による収入	151,269
運営費交付金による収入	150,660
事業収入	281
受託収入	298
寄付金収入	30
その他の収入	-
投資活動による収入	1,008
施設整備費補助金による収入	991
固定資産の売却による収入	9
貸付金の回収による収入	8
財務活動による収入	-
前年度からの繰越金	30,952

詳細については、年度計画をご参照ください。

16. 参考情報

(1) 要約した財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

現金及び預金：現金、預金

有価証券：1年以内に満期の到来する譲渡性預金

有形固定資産：土地、建物、機械装置、車両、工具等独立行政法人が長期にわたって使用または利用する有形の固定資産

無形固定資産：有形固定資産、投資その他の資産以外の長期資産で、商標権、ソフトウェア等具体的な形態を持たない無形固定資産

投資その他の資産：長期貸付金、差入保証金、退職給付引当金見返等

運営費交付金債務：独立行政法人の業務を実施するために国から交付された運営費交付金のうち、未実施の部分に該当する債務残高

無償資金協力事業資金：機構法第35条により交付を受けた資金

資産見返負債：取得した固定資産またはたな卸資産（資本剰余金で整理したものを除く。）を整理するもの

退職給付引当金：職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、計上するもの

政府出資金：国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成するもの

資本剰余金：資本金及び利益剰余金以外の純資産

利益剰余金：独立行政法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額

前中期目標期間繰越積立金：主務大臣の承認を受け前中期目標期間から繰り越された積立金

② 行政コスト計算書

損益計算書上の費用：損益計算書における経常費用、臨時損失

その他行政コスト：政府出資金や国から交付された施設費等を財源として取得した資産の減少に対応する、独立行政法人の実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの

行政コスト：独立行政法人のアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

③ 損益計算書

業務費：独立行政法人の業務に要した費用

一般管理費：給与、賞与、法定福利費等、独立行政法人の職員等に要する経費及び組織運営に必要な経費

財務費用：外貨建て取引の際に生じた損等

運営費交付金収益：運営費交付金債務を収益化した額

無償資金協力事業資金収入：機構法第35条資金を収益化した額

臨時損失：固定資産の除売却損

臨時利益：固定資産の売却益、退職給付引当金見返に係る収益等

前中期目標期間繰越積立金取崩額：前中期目標期間繰越積立金を財源とした費用が発生した場合にその見合額を整理するもの

④ 純資産変動計算書

当期末残高：貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、サービスの購入等による支出、人件費支出等が該当

投資活動によるキャッシュ・フロー：将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産の取得・売却等による収入・支出が該当

財務活動によるキャッシュ・フロー：リース債務の返済による支出、国庫納付金の支出等が該当

資金に係る換算差額：外貨建て取引を円換算した場合の差額

(2) その他公表資料との関係の説明

事業報告書に関連する報告書等として、以下の報告書等を作成しています。

i 業務実績等報告書 (<https://www.jica.go.jp/disc/jisseki/index.html>)

ii 国際協力機構年次報告書 (<https://www.jica.go.jp/about/report/>)

法人種別・名称	(関連公益法人等)	(関連公益法人等)
事項	公益社団法人青年海外協力協会 法人番号： 8010005019069	公益財団法人海外日系人協会 法人番号： 6020005010243
業務概要	(1)開発途上国等における国際協力事業並びに国際交流・国際理解の促進及び普及・啓発に関する事業 (2)災害復興支援及び、平和構築に関する事業 (3)国内外の援助機関・国際協力団体等との協力及び連携に関する事業 (4)多文化共生社会造り支援及び、国際化を含む地域の活性化に関する事業 (5)地方公共団体等と協働し、地方創生を目的とする様々な分野を巻き込む総合的な新しいまちづくり事業及びその人材育成事業 ①教育、福祉、産業振興等の様々な分野を含む総合的な新しいまちづくりのための、計画立案、企画調整支援および事業実施 ②社会福祉法第2条に規定する第2種社会福祉事業 ア、児童福祉法に基づく ・障害児通所支援事業 ・障害児相談支援事業 ・放課後児童健全育成事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・保育所を営営する事業 イ、老人福祉法に基づく ・老人居宅介護等事業(訪問介護) ・老人デイサービス事業(通所介護) ウ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく ・障害福祉サービス事業 ・相談支援事業 ・地域生活支援事業 ・地域活動支援センターを営営する事業 ③人材の養成及び研修 (6)その他この法人の目的を達成するために必要な事業	(1)海外・国内日系諸団体と提携し、又は単独で日系人にかかわる経済、文化、教育及び社会事業の支援並びに促進 (2)国際協力事業並びに国際交流事業の実施に関する協力 (3)地方自治体並びに国際交流団体等との連携 (4)国際協力事業並びに国際交流事業の活動に関する調査研究及び知識の内外への普及 (5)移住及び企業進出に関する情報の提供と連携 (6)海外日系人センターの設立及び運営 (7)日系人に対する・あるいは日系人に関する各種相談及び斡旋 (8)日本事情の対外広報及び啓発 (9)海外日系人大会の開催 (10)外国からの投資、外国への投資、企業に関する啓発 (11)その他公益目的を達成するために必要な事業
役員氏名	役員数 10名 代表理事・会長 雄谷 良成 常務理事 北野 一人 (元国際協力機構 二本松青年海外協力隊訓練所長)	役員数 16名 代表理事・会長 飯泉 嘉門
関連公益法人等と当機構の取引の関連図	(独)国際協力機構 → (公社)青年海外協力協会 (業務委託)	(独)国際協力機構 → (公財)海外日系人協会 (業務委託)
資産	2,183,377,006 円	165,440,565 円
負債	948,234,205 円	105,418,913 円
(正味財産増減計算書)		
正味財産期首残高	1,131,331,538 円	57,595,173 円
当期正味財産増減額		
一般正味財産の部		
○収益	○収益	○収益
・受取補助金等	・受取補助金等 13,000,000 円	・受取補助金等 0 円
・その他の収益	・その他の収益 2,879,189,946 円	・その他の収益 360,307,488 円
○費用	○費用 2,860,332,683 円	○費用 357,881,009 円
指定正味財産増減の部		
○収益	○収益	○収益
・受取補助金等	・受取補助金等 71,954,000 円	・受取補助金等 0 円
・その他の収益	・その他の収益 0 円	・その他の収益 3,000,000 円
○費用	○費用 0 円	○費用 3,000,000 円
正味財産期末残高	1,235,142,801 円	60,021,652 円
(活動計算書)		
正味財産期首残高	-	-
当期収入合計額	-	-
当期支出合計額	-	-
当期収支差額	-	-
関連公益法人等の基本財産に対する出えん、拠出、寄附等の明細 運営費、事業費等に充てるため負担した会費、負担金等の明細	該当なし	該当なし
関連公益法人に対する債権・債務の明細	未払金： 314,719,938 円 未収入金： 該当なし	未払金： 41,061,416 円 未収入金： 該当なし
債務保証の明細	該当なし	該当なし
事業収入と当機構の発注等に係る金額・割合 (競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額等・割合)	総事業収入 2,458,908,643 円 (うち当機構取引額 1,425,845,742 円 58.0%) 競争契約 (1,000,012,972 円 70.1%) 企画競争・公募 (16,407,484 円 1.2%) 競争性のない随意契約 (959,750 円 0.1%) その他 (408,465,536 円 28.6%)	総事業収入 349,054,926 円 (うち当機構取引額 190,664,776 円 54.6%) 競争契約 (36,910,016 円 19.4%) 企画競争・公募 (35,116,586 円 18.4%) 競争性のない随意契約 (118,638,174 円 62.2%) その他 (0 円 0.0%)

注) 上記金額は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間の金額である。

注) 上記金額は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間の金額である。

法人種別・名称	(関連公益法人等)	(関連公益法人等)
事項	公益財団法人北九州国際技術協力協会 法人番号： 8290805008210	公益財団法人太平洋人材交流センター 法人番号： 6120005014556
業務概要	(1) 必要な調査研究、教育カリキュラムの開発、研修プログラムの設定・実施、専門家派遣および海外技術移転の支援 (2) 国際親善を深めるための事業の企画・実施 (3) その他、この財団の目的を達成するための事業の企画・実施	(1) 開発途上国等の発展に資するための人材育成事業 (2) 開発途上国等との経済、文化、人的交流事業 (3) 開発途上国等との経済、文化、人的交流事業を担う人材の育成事業 (4) 経済協力に関する情報の収集及び調査研究 (5) 前各号の事業に関する啓発及び広報 (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
役員氏名	役員数 11名 理事長 古野 英樹	役員数 18名 代表理事・会長 大坪 清
関連公益法人等と当機構の取引の関連図	(独)国際協力機構 → (公財)北九州国際技術協力協会 (業務委託)	(独)国際協力機構 → (公財)太平洋人材交流センター (業務委託)
資産	683,456,355 円	4,631,750,161 円
負債	32,314,048 円	66,417,470 円
(正味財産増減計算書)		
正味財産期首残高	648,945,525 円	4,649,178,733 円
当期正味財産増減額		
一般正味財産の部		
○収益	○収益	○収益
・受取補助金等	・受取補助金等 32,700,000 円	・受取補助金等 0 円
・その他の収益	・その他の収益 180,291,817 円	・その他の収益 145,994,972 円
○費用	○費用 210,691,014 円	○費用 229,841,014 円
指定正味財産増減の部		
○収益	○収益	○収益
・受取補助金等	・受取補助金等 0 円	・受取補助金等 0 円
・その他の収益	・その他の収益 0 円	・その他の収益 0 円
○費用	○費用 104,021 円	○費用 0 円
正味財産期末残高	651,142,307 円	4,565,332,691 円
(活動計算書)		
正味財産期首残高	-	-
当期収入合計額	-	-
当期支出合計額	-	-
当期収支差額	-	-
関連公益法人等の基本財産に対する出えん、拠出、寄附等の明細 運営費、事業費等に充てるため負担した会費、負担金等の明細	該当なし	該当なし
関連公益法人に対する債権・債務の明細	該当なし	未払金： 20,584,586 円 未収入金： 該当なし
債務保証の明細	該当なし	該当なし
事業収入と当機構の発注等に係る金額・割合 (競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額等・割合)	総事業収入 174,157,335 円 (うち当機構取引額 125,184,130 円 71.9%) 競争契約 (0 円 0.0%) 企画競争・公募 (125,184,130 円 100.0%) 競争性のない随意契約 (0 円 0.0%) その他 (0 円 0.0%)	総事業収入 69,148,566 円 (うち当機構取引額 50,891,950 円 73.6%) 競争契約 (20,582,295 円 40.4%) 企画競争・公募 (29,972,749 円 58.9%) 競争性のない随意契約 (0 円 0.0%) その他 (336,906 円 0.7%)

注) 上記金額は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間の金額である。

注) 上記金額は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間の金額である。

法人種別・名称	(関連公益法人等)		(関連公益法人等)	
	一般社団法人海外農業開発協会 法人番号： 7010405010396		一般社団法人協力隊を育てる会 法人番号： 1011005002153	
事項				
業務概要	(1) 海外農業開発協力の効果的な実施に関する提言 (2) 民間企業等の行う海外農業開発協力に対する指導及び助言 (3) 海外農業開発協力に関する政府又は民間企業等の諸事業に対する協力 (4) 海外農業開発協力に関する調査研究 (5) 海外農業開発協力に関する情報の収集及び提供 (6) 我が国農村地域振興に関する地域社会組織等との協働事業実施 (7) 我が国農村地域振興に関する人材の育成・確保 (8) 外国人技能実習生受入れ事業 (9) 前各号の事業に必要な施設の設置運営 (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業		(1) 協力隊等の活動に関する普及啓発と理解促進に関する事業 (2) 協力隊等への参加促進に関する事業 (3) 協力隊等の現地活動支援に関する事業 (4) 協力隊等の経験を社会に還元するための事業 (5) 市民ボランティア等と連携した社会貢献事業 (6) 職業紹介事業および労働者派遣事業 (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業	
役員氏名	役員数 9名 理事長 豊原 秀和		役員数 16名 会長 山本 保博 常任理事 松岡 和久 (元国際協力機構 理事)	
関連公益法人等と当機構の取引の関連図	(独)国際協力機構 → (一社)海外農業開発協会 (業務委託)		(独)国際協力機構 → (一社)協力隊を育てる会 (業務委託)	
資産	27,281,902 円		50,152,662 円	
負債	26,041,879 円		9,822,713 円	
(正味財産増減計算書)				
正味財産期首残高	△ 7,459,632 円		40,246,519 円	
当期正味財産増減額				
一般正味財産の部				
○収益	○収益		○収益	
・受取補助金等	・受取補助金等 0 円		・受取補助金等 3,000,000 円	
・その他の収益	・その他の収益 138,989,440 円		・その他の収益 114,812,429 円	
○費用	○費用 130,289,785 円		○費用 117,728,999 円	
指定正味財産増減の部				
○収益	○収益		○収益	
・受取補助金等	・受取補助金等 0 円		・受取補助金等 0 円	
・その他の収益	・その他の収益 0 円		・その他の収益 0 円	
○費用	○費用 0 円		○費用 0 円	
正味財産期末残高	1,240,023 円		40,329,949 円	
(活動計算書)				
正味財産期首残高	-		-	
当期収入合計額	-		-	
当期支出合計額	-		-	
当期収支差額	-		-	
関連公益法人等の基本財産に対する出えん、拠出、寄附等の明細 運営費、事業費等に充てるため負担した会費、負担金等の明細	該当なし		該当なし	
関連公益法人に対する債権・債務の明細	該当なし		未払金： 16,971,514 円 未収入金： 該当なし	
債務保証の明細	該当なし		該当なし	
事業収入と当機構の発注等に係る金額・割合 (競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額等・割合)	総事業収入 137,242,989 円 (うち当機構取引額 103,305,510 円 75.3%) 競争契約 (0 円 0.0%) 企画競争・公募 (103,305,510 円 100.0%) 競争性のない随意契約 (0 円 0.0%) その他 (0 円 0.0%)		総事業収入 103,653,686 円 (うち当機構取引額 92,265,294 円 89.0%) 競争契約 (90,678,059 円 98.3%) 企画競争・公募 (0 円 0.0%) 競争性のない随意契約 (960,575 円 1.0%) その他 (626,660 円 0.7%)	

注) 上記金額は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間の金額である。

法人種別・名称	(関連公益法人等)	(関連公益法人等)
事項	一般社団法人ジョフカ 法人番号：2010005000216	一般社団法人とちか地域活性化支援機構 法人番号：1460105002142
業務概要	(1) 森林・林業に関する調査 (2) 森林・林業に関する技術開発 (3) 森林整備に関する事業 (4) 森林・林業に関する指導及び助言 (5) 森林・林業に関する研修、シンポジウム等の開催 (6) 前各号に掲げる事業の実施に必要な資料の収集及び情報の提供 (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業	(1) 地域の課題解決に関する事業 (2) 地域の活性化に関する事業 (3) 地域企業の社員教育および人材採用活動、インターンシップに関する事業 (4) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業
役員氏名	役員数 11名 代表理事 小澤 普照	役員数 11名 代表理事/理事長 山本 英明
関連公益法人等と当機構の取引の関連図	(独)国際協力機構 → (一社)ジョフカ (業務委託)	(独)国際協力機構 → (一社)とちか地域活性化支援機構 (業務委託)
資産	168,076,725 円	7,877,360 円
負債	129,089,704 円	9,654,987 円
(正味財産増減計算書)		
正味財産期首残高	44,452,843 円	△ 1,859,977 円
当期正味財産増減額		
一般正味財産の部		
○収益	○収益	○収益
・受取補助金等	・受取補助金等 5,050,000 円	・受取補助金等 0 円
・その他の収益	・その他の収益 154,747,919 円	・その他の収益 42,442,091 円
○費用	○費用 165,263,741 円	○費用 42,359,741 円
指定正味財産増減の部		
○収益	○収益	○収益
・受取補助金等	・受取補助金等 0 円	・受取補助金等 0 円
・その他の収益	・その他の収益 0 円	・その他の収益 0 円
○費用	○費用 0 円	○費用 0 円
正味財産期末残高	38,987,021 円	△ 1,777,627 円
(活動計算書)		
正味財産期首残高	-	-
当期収入合計額	-	-
当期支出合計額	-	-
当期収支差額	-	-
関連公益法人等の基本財産に対する出えん、提出、寄附等の明細 運営費、事業費等に充てるため負担した会費、負担金等の明細	該当なし	該当なし
関連公益法人に対する債権・債務の明細	該当なし	該当なし
債務保証の明細	該当なし	該当なし
事業収入と当機構の発注等に係る金額・割合 (競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額等・割合)	総事業収入 141,744,118 円 (うち当機構取引額 126,871,818 円 89.5%) 競争契約 (0 円 0.0%) 企画競争・公募 (126,871,818 円 100.0%) 競争性のない随意契約 (0 円 0.0%) その他 (0 円 0.0%)	総事業収入 36,235,085 円 (うち当機構取引額 28,677,978 円 79.1%) 競争契約 (0 円 0.0%) 企画競争・公募 (23,078,686 円 80.5%) 競争性のない随意契約 (5,599,292 円 19.5%) その他 (0 円 0.0%)

法人種別・名称	(関連公益法人等)	(関連公益法人等)
事項	一般社団法人日本森林技術協会 法人番号：2010005017342	一般財団法人国際開発機構 法人番号：7010405009018
業務概要	(1) 科学技術に立脚する森林政策に関する考究及び提言 (2) 森林技術の発展及び普及 (3) 森林技術者の育成及び資格認定 (4) 学術奨励及び講習会等の開催 (5) 情報収集、調査及び研究 (6) 森林計画作成支援及び測量、設計 (7) 航空写真、人工衛星データの活用及び検査 (8) 森林認証 (9) 国際協力及び国際交流 (10) 印刷物の刊行及び物品の販売 (11) 森林技術者の派遣 (12) その他本協会の目的を達成するために必要な事業	(1) 国際開発に関する人材育成事業 (2) 国際開発及び援助政策に関する調査研究 (3) 国際開発に関する高等教育への協力 (4) 海外における技術協力等に関する事業 (5) 国際開発に資する民間企業活動への協力 (6) 国際開発に関する情報の発信、啓発及び広報 (7) 前各号の事業からの知見を活用した国内事業 (8) その他本財団の目的を達成するために必要な事業
役員氏名	役員数 19名 理事長 福田 隆政	役員数 8名 理事長 杉下 恒夫
関連公益法人等と当機構の取引の関連図	(独)国際協力機構 → (一社)日本森林技術協会 (業務委託)	(独)国際協力機構 → (一財)国際開発機構 (業務委託)
資産	2,520,742,571 円	739,054,121 円
負債	1,411,034,459 円	79,017,119 円
(正味財産増減計算書)		
正味財産期首残高	1,085,409,673 円	684,351,583 円
当期正味財産増減額		
一般正味財産の部		
○収益	○収益	○収益
・受取補助金等	・受取補助金等 0 円	・受取補助金等 1,000,000 円
・その他の収益	・その他の収益 2,002,069,830 円	・その他の収益 397,768,800 円
○費用	○費用 1,977,771,391 円	○費用 423,083,381 円
指定正味財産増減の部		
○収益	○収益	○収益
・受取補助金等	・受取補助金等 0 円	・受取補助金等 0 円
・その他の収益	・その他の収益 0 円	・その他の収益 0 円
○費用	○費用 0 円	○費用 0 円
正味財産期末残高	1,109,708,112 円	660,037,002 円
(活動計算書)		
正味財産期首残高	-	-
当期収入合計額	-	-
当期支出合計額	-	-
当期収支差額	-	-
関連公益法人等の基本財産に対する出えん、拠出、寄附等の明細 運営費、事業費等に充てるため負担した会費、負担金等の明細	該当なし	該当なし
関連公益法人に対する債権・債務の明細	未払金：149,211,562 円 未収入金：該当なし	未払金：121,732,328 円 未収入金：該当なし
債務保証の明細	該当なし	該当なし
事業収入と当機構の発注等に係る金額・割合 (競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額等・割合)	総事業収入 1,830,934,662 円 (うち当機構取引額 532,625,086 円 29.1%) 競争契約 (0 円 0.0%) 企画競争・公募 (531,289,692 円 99.7%) 競争性のない随意契約 (1,335,394 円 0.3%) その他 (0 円 0.0%)	総事業収入 391,712,861 円 (うち当機構取引額 327,873,502 円 83.7%) 競争契約 (0 円 0.0%) 企画競争・公募 (324,813,562 円 99.1%) 競争性のない随意契約 (0 円 0.0%) その他 (3,059,940 円 0.9%)

注) 上記金額は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間の金額である。

注) 上記金額は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間の金額である。

法人種別・名称	(関連公益法人等)	(関連公益法人等)
事項	一般財団法人国際臨海開発研究センター 法人番号：4010405010523	特定非営利活動法人アジア科学教育経済発展機構 法人番号：9010005004920
業務概要	(1)プロジェクト調査研究事業 ①世界の臨海開発及び国際物流に関する調査研究を行うこと ②海外における臨海開発及び物流に関する協力プロジェクトを行うこと (2)国際協力支援事業 ①臨海開発及び物流に関する我が国の技術の諸外国に対する技術移転を行うこと ②世界の臨海開発及び国際物流に関する情報の収集、分析を行うこと (3)国際交流・広報事業 ①臨海開発及び物流に係る海外の研究者及び専門家との国際交流を推進すること ②世界の臨海開発及び国際物流に関する研究会、講演会等の開催及び出版物の刊行を行うこと ③内外の研究機関と世界の臨海開発及び国際物流に関する共同研究を行うこと (4)その他センターの目的を達成するために必要な事業を行うこと	(1)社会教育の推進を図る活動 (2)まちづくりの推進を図る活動 (3)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 (4)環境の保全を図る活動 (5)国際協力の活動 (6)情報化社会の発展を図る活動 (7)科学技術の振興を図る活動 (8)経済活動の活性化を図る活動 (9)職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 (10)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
役員氏名	役員数 8名 代表理事・理事長 三宅 光一	役員数 15名 理事長 濱野 正啓
関連公益法人等と当機構の取引の関連図	(独)国際協力機構 → (一財)国際臨海開発研究センター (業務委託)	(独)国際協力機構 → (特非)アジア科学教育経済発展機構 (業務委託)
資産	1,815,168,351 円	322,682,125 円
負債	73,743,507 円	62,073,455 円
(正味財産増減計算書)		
正味財産期首残高	1,667,642,828 円	-
当期正味財産増減額		
一般正味財産の部		
○収益	○収益	○収益
・受取補助金等	・受取補助金等 0 円	・受取補助金等 -
・その他の収益	・その他の収益 590,517,170 円	・その他の収益 -
○費用	○費用 516,735,154 円	○費用 -
指定正味財産増減の部		
○収益	○収益	○収益
・受取補助金等	・受取補助金等 0 円	・受取補助金等 -
・その他の収益	・その他の収益 0 円	・その他の収益 -
○費用	○費用 0 円	○費用 -
正味財産期末残高	1,741,424,844 円	260,608,670 円
(活動計算書)		
正味財産期首残高	-	248,843,692 円
当期収入合計額	-	205,893,860 円
当期支出合計額	-	194,128,882 円
当期収支差額	-	11,764,978 円
関連公益法人等の基本財産に対する出えん、拠出、寄附等の明細 運営費、事業費等に充てるため負担した会費、負担金等の明細	該当なし	該当なし
関連公益法人に対する債権・債務の明細	未払金：149,350,410 円 未収入金：該当なし	未払金：39,900,300 円 未収入金：該当なし
債務保証の明細	該当なし	該当なし
事業収入と当機構の発注等に 係る金額・割合 (競争契約、企画競争・公募 及び競争性のない随意契約の 金額等・割合)	総事業収入 577,897,113 円 (うち当機構取引額 320,984,832 円 55.5%) 競争契約 (9,447,895 円 2.9%) 企画競争・公募 (274,390,459 円 85.5%) 競争性のない随意契約 (37,146,478 円 11.6%) その他 (0 円 0.0%)	総事業収入 205,857,615 円 (うち当機構取引額 79,553,385 円 38.6%) 競争契約 (69,010,465 円 86.7%) 企画競争・公募 (10,542,920 円 13.3%) 競争性のない随意契約 (0 円 0.0%) その他 (0 円 0.0%)

注1) 上記金額は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間の金額である。

注2) 「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」(平成23年法律第70号)により活動計算書を作成している。

法人種別・名称	(関連公益法人等)		
事項	特定非営利活動法人国際農民参加型技術ネットワーク 法人番号：2050005002019		
業務概要	(1) 国際協力の活動に係わる事業 ① 小規模農家への支援として、畑作、稲作、野菜栽培、農機具改良開発、灌漑などの適正技術の開発に関連する事業を行う ② 小規模農家に対する農業技術の情報収集と提供 ③ 地域農業事情の調査及び適正技術開発研究 ④ 地域住民の人材育成及び技術支援 ⑤ 日本及び現地における研修活動 ⑥ 人材派遣等への支援 (2) 経済活動の活性化を図る活動に係わる事業 ① 適正な農業技術を通して参加型地域農村開発協力への協力 ② 現地農業協同組合等に対して農民の参画事業に対する協力 ③ 農民への適正な農業技術の研修活動への協力 (3) 学術の振興を図る活動に係わる事業 ① 地域小規模農家の適正技術の開発、調査、研究 ② 日本の農民、学生及び国際協力に携わる専門家等との交流事業 ③ 大学、研究機関等に対する協力支援		
役員氏名	役員数 7名 会長 櫻井 文海 理事 永井 和夫 (元国際協力機構 筑波国際センター長) 理事 西村 美彦 (元国際協力機構 筑波国際センター課長代理) 監事 岩崎 薫 (元国際協力機構 シリア事務所長)		
関連公益法人等と当機構の取引の関連図	(独)国際協力機構 → (特非)国際農民参加型技術ネットワーク (業務委託)		
資産	27,439,607 円		
負債	11,867,715 円		
(正味財産増減計算書)			
正味財産期首残高	-		
当期正味財産増減額			
一般正味財産の部			
○収益	○収益		
・受取補助金等	・受取補助金等 -		
・その他の収益	・その他の収益 -		
○費用	○費用 -		
指定正味財産増減の部			
○収益	○収益		
・受取補助金等	・受取補助金等 -		
・その他の収益	・その他の収益 -		
○費用	○費用 -		
正味財産期末残高	15,571,892 円		
(活動計算書)			
正味財産期首残高	17,050,068 円		
当期収入合計額	32,812,221 円		
当期支出合計額	34,290,397 円		
当期収支差額	△ 1,478,176 円		
関連公益法人等の基本財産に対する出えん、拠出、寄附等の明細 運営費、事業費等に充てるため負担した会費、負担金等の明細	該当なし		
関連公益法人に対する債権・債務の明細	未払金：8,472,571 円 未収入金：該当なし		
債務保証の明細	該当なし		
事業収入と当機構の発注等に 係る金額・割合 (競争契約、企画競争・公募 及び競争性のない随意契約の 金額等・割合)	総事業収入 29,491,295 円 (うち当機構取引額 29,092,340 円 98.6%) 競争契約 (0 円 0.0%) 企画競争・公募 (28,769,772 円 98.9%) 競争性のない随意契約 (0 円 0.0%) その他 (322,568 円 1.1%)		

注) 「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」(平成23年法律第70号)により活動計算書を作成している。

令和2事業年度

独立行政法人国際協力機構 有償資金協力勘定

業 務 報 告 書

自 令和2年4月1日

至 令和3年3月31日

独立行政法人国際協力機構

法人番号9010005014408

1. 事業報告の概要

当法人は、独立行政法人国際協力機構法に基づき、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに日本及び国際社会の健全な発展に資することを目的として開発協力を行っています。

令和2年度は当法人第4期中期目標期間（平成29-令和3年度）の4年目となりました。令和元年度終盤に発生した新型コロナウイルス感染症は、当法人の業務・事業に甚大な影響をもたらしています。同感染症の世界的な感染拡大を受けて、世界各国での出入国規制や国内での行動制限等が広がりを見せる中、令和2年3月以降、全海外協力隊員及び多くの専門家等の当法人関係者を一時帰国させてきました。その結果、令和2年3月時点における当法人関係者の現地滞在者約6,200人のうち約9割にあたる約5,700人が7月までに一時帰国しました。一方で、当法人職員は基本的に現地に残り、現地採用のナショナルスタッフと共に業務を継続し、一時帰国した専門家等も遠隔で活動を実施しました。新型コロナウイルス感染症による開発途上地域への社会・経済的影響は甚大であり、国際協力がこれまで以上に必要とされていることから、7月以降、関係者の安全・健康管理に十分留意しつつ、海外渡航を再開させています。当法人は、これまでの知見を最大限活用しながら、引き続き開発途上地域の感染拡大防止と収束に取り組むとともに、人間の安全保障と質の高い成長の実現に向けて、開発途上地域の経済活動の回復と社会・経済開発の一層の推進、そしてそれら成果を通じた日本及び国際社会の健全な発展のため、全力で取り組んでまいります。

令和2年度の主な業務の実績は以下のとおりです。

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応

世界中に新型コロナウイルス感染症の甚大な影響が及ぶ中、感染症に強い保健システムや社会の構築ならびに当法人の協力戦略の在り方を検討するため、「新型コロナウイルス対策に関する比較・実践的研究」研究会を立ち上げ、同研究の成果として、当法人の決意表明を5月に緊急発信しました。これを踏まえつつ、日本が国際協力を主導して新型コロナウイルス感染症による健康危機に対応するため、診断・治療体制の強化、研究・警戒体制の強化、予防の強化・健康危機への備えの主流化を柱とする「JICA 世界保健医療イニシアティブ」を立ち上げ、それに基づき案件形成に取り組みました。

また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済危機に対処するため、当法人事業の効果・効率性の向上に向けた取組を推進しました。例えば、経済対策等に要する資金を機動的に供給する「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援円借款」制度を、令和2年度補正予算の国会承認（2020年4月）に伴い創設し、同円借款を計12か国に3,275億円供与しました。また、「災害復旧スタンバイ借款」を感染症対策にも初めて適用し、フィリピン大統領より首脳会談で謝意が表明されました。加えて、開発途上地域のニーズに迅速かつ適切に応える新たなアプローチとして、Community Empowerment Program（スタンダード・アローン型）を試行し、当法人内での公募を経て27か国36件の事業を迅速に採択・推進しました。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策に関する国際的な議論への貢献や国際機関・他ドナー等との連携を推進しました。例えば、国連ハイレベル政治フォーラムのサイドイベントや、天皇皇后両陛下もご聴講されたコロナ禍の水防災に関する国際オンライン会議等を通じ、新型コロナウイルス感染症に対する

当法人の協力方針・事例をハイレベルに対して発信しました。また、「JICA 世界保健医療イニシアティブ」に対する世界銀行、アジア開発銀行、国連等の理解・賛同を得て連携事業を推進した結果、2020年度の新型コロナウイルス感染症対策関連の協調融資実績は、計12件、約3,033億円となりました（2020年度協調融資実績の全体の約64%）。

(2) 質の高い成長とそれを通じた貧困削減

質の高い成長の実現に向け、自由で開かれたインド太平洋、インフラシステム輸出戦略、質の高いインフラ等の政府の重要政策に基づき、経済協力の戦略的活用積極的に貢献しました。特に、カンボジアでは、シハヌークビル港の整備・運営を当法人の支援ツールを総動員して支援した結果、コンテナ貨物の70%以上を取り扱う同国を代表する港湾としての地位を確立し、実施機関総裁が日本政府旭日中綬章を受章しました。また、ガーナでは、道路建設事業において完工まで無事故・無災害244万時間を達成して同国政府より質の高いインフラとしての高い評価を得ました。さらに、パキスタンでは、山岳道路の難工事を日本の優れた技術で実現して域内の連結性向上に寄与し、土木学会技術賞を受賞しました。

平和と健康のための基本方針、平和と成長のための学びの戦略等の政府政策に基づき、包摂性に配慮しつつ、人々の基礎的生活を支える人間中心の開発に貢献しました。特に、既述の新型コロナウイルス感染症への対応に加え、アフリカでのポリオ根絶、ラオス初の全国看護師・助産師国家試験の実現、オープンイノベーションでのビジネスアイデア実現を通じた水道収益の大幅増、ミャンマーやネパールでの自主学習教材の作成・公開を通じたコロナ禍での学びの継続等に貢献しました。

(3) 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

法制度の整備及び確立、立法府、司法府、中央・地方の行政の機能強化等に取り組み、公正で包括的な社会の実現に貢献しました。特に、中国では、当法人の協力を通じて民法典及び知的財産権法が初めて成立しました。また、カカオ産業における「ビジネスと人権」に係る国内初の共創型プラットフォームを実働させ、同プラットフォーム会員との共創による調査を行い、国の制度として児童労働フリーゾーンを導入、普及する先進的な取組を推進しました。

社会・人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善、地方行政機関を中心とする政府機関の能力強化に向けた協力を通じて、平和で安全な社会の実現に貢献しました。特に、フィリピンでは、ミンダナオ島のバンサモロ地域全域を対象とした新型コロナウイルス感染症の影響把握調査を実施し、バンサモロ暫定自治政府による新型コロナウイルス感染症対応に向けた現状把握・予算獲得に貢献しました。また、ウガンダの難民・避難民居住地域において、開発計画策定におけるアカウントビリティ及び透明性の改善を実現し、世界銀行、国連開発計画等の援助機関やウガンダ政府による事業成果の面的拡大につながりました。

(4) 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築

国際開発目標や日本政府の政策目標を踏まえ、国際社会全体として地球規模課題に対応し持続可能かつ強じんな社会を構築するための取組を行いました。特に、既述の新型コロナへの対応に加え、「緑の気候基金（GCF）」を活用した事業形成を推進するとともに、初のGCF受託を実現しました。また、「アフリカのきれいな街プラットフォーム」の日本の強みである「きれいな街」の開発途上地域での実現を掲

げ、廃棄物管理、下水道整備等を総合的に支援する「JICA クリーン・シティ・イニシアティブ」を創設・推進しました。さらに、モーリシャス沖重油流出事故に際し、緊急援助に加え、生態系及び沿岸住民への影響緩和に向けた支援事業を迅速に形成し、同国首相から高い評価を得ました。

(5) 地域の重点取組

自由で開かれたインド太平洋等を踏まえ、各国・地域の情勢や特性に応じて協力方針の重点化を図るとともに、各地域での日本政府の政策、国際公約、国別開発協力方針等に沿った事業を展開し、開発途上地域の開発を効果的かつ戦略的に支援しました。特に、既述の「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款」の創設・供与等を通じて、各国毎の喫緊のニーズに応える形で日本政府の政策実現に貢献したほか、開発途上地域におけるトップクラスの大学等と連携して「日本研究講座設立支援事業(JICA チェア)」を25か国で始動・展開し、知日派リーダーの育成に全世界で取り組みました。また、南アジアでは、コロナ禍でも遠隔での案件形成を迅速に進め、インドやバングラデシュとの公約に基づく新規円借款の供与に大きく貢献しました。さらに、中央アジアでは、日本政府の「中央アジア+日本」対話が目指す地域連結性強化を象徴する事業として、始めて中央アジア5か国全て（及びアフガニスタン）を対象とした国際機関連携無償の贈与契約を締結しました。加えて、中南米では、エルサルバドル向けの迅速な支援を通じて中米最大規模の病床を有する新型コロナ専門病院が建設され、国連総会で同国大統領より謝意が表明されたほか、コロナ禍で困難な状態に置かれた各国日系団体を支援するため、日系団体への助成金に係る制度改定を迅速に検討の上、申請の受付を開始しました。アフリカ地域では、「JICA-高専イノベーションプラットフォーム」での戦略的な取組を通じて、開発モデルのイノベーションを継続的に生み出すエコシステムの構築等に貢献しました。

(6) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献

民間企業等の海外展開を引き続き支援し、民間企業等が有する革新的技術や知見を活用し、開発途上地域における課題解決の促進に取り組みました。特に、当法人が総合的に分析・提示した開発課題に対して、大企業の持つ先進技術やノウハウを活用する新たな取組を始めました。また、民間連携事業を通じて、ブラジルでの空調機向け省エネ基準改正、ケニアでの本邦企業が提案したプログラミング教材の公式教材認定、インドでの社会基盤整備を加速するプレキャストコンクリート製品の普及に向けた本邦企業の進出等、数々の成果を実現しました。さらに、中小企業・SDGs ビジネス支援事業における「地域金融機関連携案件」の募集を開始し、本邦企業の海外進出に向けて、地域経済の核である地域金融機関と協働を強化しました。

(7) 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大

ボランティア、地方自治体、NGO/市民社会組織（CSO）、大学・研究機関等との連携強化を通じて、開発途上地域の多様なニーズに対するこれらの担い手の知見・技術を活用した協力に取り組みました。特に、本邦企業、業界団体、弁護士、学識経験者、CSO等、多様な関係者と連携して日本における外国人労働者が抱える労働・社会問題の解決を目指し、「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（JP-MIRAI）」を設立した他、海外協力隊経験者による社会還元の後押しに向けた無料職業紹介業免許の取得や新たな国際協力推進員制度の整備等、外国人材受入・多文化共生にも資する取組を数多く実施しまし

た。また、放送大学との共同制作番組「日本の近代化を知る 7 章」の続編を制作の上、放送を開始した他、同ビデオ教材を活用した遠隔での講義を通じて、知日派リーダーの育成に資する JICA 開発大学院連携・JICA チェアを推進し、国内外の大学・研究機関等との連携を益々強化しました。さらに、熊本県をはじめとした日本各地の自治体に当法人職員を出向させ、SDGs の普及、国際理解教育の推進、東京オリンピック・パラリンピックのホストタウン決定に向けた支援等に取り組みました。

(8) 国際社会でのリーダーシップの発揮

各種国際会議や国際機関での議論を通じ、当法人の経験や知見を発信し、国際的な援助潮流の形成に貢献しました。特に、当法人が提案した新型コロナ対策に関する取組が第 75 回国連総会での首相演説にて国際社会に表明されたほか、天皇皇后両陛下がご聴講されたコロナ禍の水防災に関する国際オンライン会議でも、当法人の新型コロナウイルス感染症に対する協力方針・事例を発信しました。また、当法人が運営委員会メンバーを務める国際開発金融クラブが、全世界の約 450 機関が参加する史上初の開発銀行サミットを共催した他、当法人の職員が経済協力開発機構開発援助委員会の統計作業部会副議長として技術的な議論に貢献し、日本政府の方針である債務救済の ODA 計上が開発援助委員会本会合で承認されました。

(9) 事業の戦略性の強化と体制整備

新型コロナ対応を組織横断的に検討・情報共有するため、「新型コロナウイルス感染症対策協力推進室」を新設したほか、SDGs の達成に向けたクラスター単位による事業展開の促進に向けた課題部の組織再編に取り組みました。

平成 30 年度の「予算執行管理強化に関する諮問委員会」による提言を受け導入した予算執行管理の強化に関する各種取組を継続して実施しました。当法人予算の概算要求においては、中期的な資源配分の方針及び事項別の予算積算書を作成し、理事会審議を経て概算要求及び年度計画予算策定に反映する等、同委員会の提言に基づき適切に実施するとともに、予算統制の強化・定着に取り組みました。自律性を重視した合理的な予算管理方法の更なる定着を図るべく、当法人の職員を対象とした研修も実施しました。

また、コロナ禍においては、会議は全面的にオンラインで開催し、7 割を目標として在宅勤務を大幅に拡大しました。こうした対応の推進のため、外部ネットワークアクセス回線数の増強、オンライン会議ツールの多様化、クラウドメールサービスの導入等、情報システム基盤の強化に取り組みました。

(10) 安全対策の強化

「国際協力事業安全対策会議最終報告」に基づき海外事業者の安全対策に係る取組を着実に継続・推進するとともに、脅威情報の収集・分析・発信体制の強化や情報共有の徹底に取り組みました。特に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大における当法人関係者の一時帰国・再渡航の実施における関係者の安全及び健康の確保に取り組みました。また、工事安全に対する取組として、労働安全衛生の標準仕様書としては世界初である「JICA 安全標準仕様書」を取りまとめ、労働安全衛生法性の整備状況に関わらず、一定のレベルで施設建設等事業に従事する関係者の安全が確保されるよう取り組みました。

以上のように、令和 2 年度は第 4 期中期目標期間の 4 年目として成果を上げました。これからも開発

協力大綱等の日本政府の政策への貢献や SDGs 等の国際公約の実現に向けて一層の貢献が求められる中、当法人は、開発協力に関する政策の実施を担う機関として、開発協力の効果を高めて内外の期待に応えてまいります。さらに日本政府により打ち出された 2050 年カーボンニュートラル宣言を通じた脱炭素社会の実現の他、ポスト・コロナの新しい社会を見据えたデジタル化やイノベーションの促進への貢献に向けても取り組んでまいります。

国民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

2. 法人の目的、業務内容

(1) 目的

当法人は、開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としております。

(2) 業務内容

当法人は、独立行政法人国際協力機構法第 3 条の目的を達成するため以下の業務を行います。

ア) 技術協力

- ・ 研修員受入
- ・ 専門家派遣
- ・ 機材供与
- ・ 技術協力センター設置・運営
- ・ 開発計画に関する基礎的調査

イ) 有償資金協力

- ・ 円借款
- ・ 海外投融資

ウ) 無償資金協力

エ) 国民等の協力活動の促進

オ) 移住者に対する援助及び指導等

カ) 大規模な災害に対する緊急援助

キ) 人員の養成及び確保

ク) 調査・研究

ケ) 附帯業務

コ) 受託業務

3. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

世界が直面する開発課題が多様化、複雑化、広範化しており、開発途上地域を含む世界各地のリスクは我が国を含む国際社会全体の平和と安定及び繁栄に直接的な影響を及ぼす状況となっています。また、新興国・開発途上地域を始めとする国際社会との協力関係を深化させ、その活力を取り込むことは我が国自身の持続的な繁栄にとって鍵となっています。

このような国内外の情勢を踏まえ、我が国は、平成27年9月に国連で採択された持続可能な開発のための2030アジェンダや平成28年11月に発効した気候変動対策の新たな国際的な法的枠組みであるパリ協定に基づき、民間企業、地方自治体、NGO/市民社会組織（CSO）を含む国際社会と連携して、開発課題の解決に向け具体的な行動を取ることが必要です。

開発協力大綱（平成27年2月10日閣議決定）では、開発協力の目的を国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献することと定め、その推進を通じて我が国の国益の確保に貢献することとしており、開発協力は外交政策上の最も重要な手段の一つです。

外務省の政策体系においては、地域横断的な政策分野別の目標を掲げる中、横断的な政策分野の目標の1つに「経済協力」を位置づけています。当法人は、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的として設置された開発協力機関であり、我が国の開発協力の実施の中核を占めます。当法人には、開発協力大綱が示す政策を実現し、国家安全保障戦略、日本再興戦略、質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ等政府の重要政策や、持続可能な開発目標（SDGs）実施指針を踏まえつつ2030アジェンダ等の国際公約の達成にも政府、関係機関、民間企業等と連携して貢献していくことが期待されます。



(出典：独立行政法人国際協力機構中期目標¹)

¹ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000014487.pdf>

4. 中期目標

(1) 概要

中期目標は、当法人が3年以上5年以下の期間において達成すべき業務運営に関する目標として、主務大臣が定めるものです。2017年度より開始した第4期中期目標（平成29年4月1日から令和4年3月31日までの5年間）では、持続可能な開発目標（SDGs）等の国際的な枠組みと開発協力大綱を基に、4つの開発課題（インフラ・経済成長、人間中心の開発、普遍的価値・平和構築、地球規模課題）、6つの地域、多様な主体との連携や国際的な議論への貢献等に関する目標を設定しています。これらに加え、事業を支える組織、業務基盤の強化や効率的な運営、安全対策、内部統制等についても具体的に定めています。

詳細については、当法人の中期目標をご覧ください。

(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標

一定の事業等のまとまりごとの目標は、以下のとおりです。

① 日本の協力の重点課題

- 1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保
- 2) 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進
- 3) 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現
- 4) 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築
- 5) 地域の重点取組

② 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献

③ 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大

④ 事業実施基盤の強化

5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

当法人は、「開発協力大綱の下、人間の安全保障と質の高い成長を実現」するという使命（ミッション）のもと、「信頼で世界をつなぐ」というビジョンを掲げています。

これらミッション及びビジョンを現場の行動に移していくため、以下 5 つのアクションを掲げています。

1. 使命感：誇りと情熱をもって、使命を達成します。
2. 現場：現場に飛び込み、人びとと共に働きます。
3. 大局観：幅広い長期的な視野から戦略的に構想し行動します。
4. 共創：様々な知と資源を結集します。
5. 革新：革新的に考え、前例のないインパクトをもたらします。

また、運営上の方針として、以下 6 つの柱で構成された 2020 年度経営戦略を定めました。

1. 新型コロナへの対応
2. 「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現に寄与
3. 「人間の安全保障 2.0」の具現化を通じた尊厳を持って生きられる社会の実現
4. 日本国内の多文化共生・地域経済活性化に資する取組の強化
5. 新しい時代のニーズに応える事業の構築・実践
6. 強靱で機動的な組織の構築

6. 中期計画及び年度計画

当法人は、中期目標を達成するために中期計画と当該計画に基づく年度計画を作成しています。中期計画と当事業年度に係る年度計画の概要は以下のとおりです。なお、2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大の動向に留意し、機動的かつ柔軟に対応することといたしました。詳細については、当法人の中期計画及び年度計画をご参照ください。

中期計画	2020年度計画
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
日本の開発協力の重点課題	
(1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）	
ア 都市・地域開発 持続可能な都市・地域開発に貢献するため、土地利用計画及びインフラ計画を含むマスタープランの策定等を支援する。	ア 都市・地域開発 <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通志向型都市開発 ・多様なアクターとの協働体制構築 ・回廊開発アプローチ・スマートシティの推進、等
イ 運輸交通・ICT 成長を続けるアジアをはじめとした開発途上地域のインフラ需要に呼応するため、持続可能で利便性や安全性の高い運輸交通インフラ・ICT環境の整備を支援する。	イ 運輸交通・ICT <ul style="list-style-type: none"> ・道路アセットマネジメントプラットフォームの展開 ・都市鉄道システムの導入、港湾・空港整備及び運営維持管理、海上保安強化による物流円滑化・安全化 ・DXの促進、運輸交通での「BIM/CIM」の導入促進、等
ウ 質の高いエネルギー供給とアクセスの向上 開発途上地域の都市部を中心とした電力需給ギャップ解消と安定供給及び地方部等のエネルギーアクセスの改善に貢献するため、電源開発と電力系統の整備等を支援する。	ウ 質の高いエネルギー供給とアクセスの向上 <ul style="list-style-type: none"> ・サブサハラ・アフリカにおける再生可能エネルギーを用いた地方電化官民連携案件の形成 ・NDCを念頭においた再生可能エネルギーの導入拡大 ・「資源の絆プログラム」の質の向上、等
エ 民間セクター開発 民間主導の経済成長に必要な海外からの直接投資促進や国内企業の育成のため、知的所有権等の産業基盤の整備や、企業活動に必要な産業人材の育成を支援する。	エ 民間セクター開発 <ul style="list-style-type: none"> ・アジア地域における政策策定支援、産業人材育成、外資系企業とのリンケージ強化、イノベーション推進の加速 ・アフリカ・カイゼン・イニシアティブの推進 ・ABEイニシアティブ及びイノベーター・アジア、等
オ 農林水産業振興 高付加価値製品の安定供給と生産者の所得向上を実現するため、生産から製造・加工、流通、消費に至る一連の過程において、農林水産業の振興を支援する。	オ 農林水産業振興 <ul style="list-style-type: none"> ・ASEAN-JICA フードバリューチェーン開発支援プロジェクト構想に基づく新規事業形成 ・小規模農家向け市場志向型農業振興アプローチの普及 ・「JICA食と農の協働プラットフォーム」の実施、等
カ 公共財政管理・金融市場等整備 健全な政府財政や金融市場等の基盤を構築するため、適正な歳入確保と予算執行管理に資する政府予算管理、内部監査、税務や税関等の財政運営の強化、中央	カ 公共財政管理・金融市場等整備 <ul style="list-style-type: none"> ・アジア地域における税関手続きの迅速化・効率化支援 ・アフリカ地域におけるワン・ストップ・ボーダー・ポストの推進、等

<p>銀行の機能の強化、金融仲介機能や資本市場の整備等を支援する。</p>	
<p>(2) 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）</p>	
<p>ア ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) を目指した保健システムの強化</p> <p>我が国政府の平和と健康のための基本方針及び国際保健のための G7 伊勢志摩ビジョン等を踏まえ、基礎的保健医療サービスへのアクセスの改善及び医療費負担による貧困化等の健康格差の是正のため、各国の状況に応じた政策・制度の導入・改革や能力向上等を支援する。</p>	<p>ア ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) を目指した保健システムの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構の事業経験から得られた知見の主要国際会議等での発信 ・G20、TICAD7 等での UHC に関連した政府公約・発表の具現化のための事業形成・実施 ・高齢者介護も視野に入れた保健システム強化に向けた政策対話推進、等
<p>イ 感染症対策の強化</p> <p>感染症による健康危機時においても住民への保健サービスの提供を中断しない、強靱な保健システムを構築するため、感染症発生動向調査（サーベイランス）、実験室（ラボ）による確定診断、緊急対応等の恒常的・突発的な感染症への対応能力強化を支援する。</p>	<p>イ 感染症対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナ等感染症による健康危機時に対応するための公衆衛生上の備えの強化、国際保健規則遵守の促進 ・アフリカ疾病予防管理センターとの連携による支援、各国の検査・研究能力の強化 ・国際緊急援助隊感染症対策チームの対応力強化、等
<p>ウ 母子保健の向上</p> <p>母子に対する継続的な保健サービスの提供と乳幼児死亡率や妊産婦死亡率の改善に向け、特に母子保健サービスの担い手である看護・助産人材の育成を支援する。</p>	<p>ウ 母子保健の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子手帳の知見共有、技術支援の調整を行うプラットフォームの立ち上げ支援 ・母子手帳に関するワークショップやセミナーの開催 ・母子手帳の試行導入・改訂に係る技術的な支援、等
<p>エ 栄養の改善</p> <p>我が国企業による栄養改善の取組を産学官の連携によって促進すべく設置された栄養改善事業推進プラットフォームの共同議長として、我が国の民間企業の活力も活用し、開発途上地域の栄養改善を支援する。</p>	<p>エ 栄養の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「栄養改善事業推進プラットフォーム」の活動推進 ・「食と栄養のアフリカ・イニシアチブ (IFNA)」の推進、等
<p>オ 安全な水と衛生の向上</p> <p>全ての人々の水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保するため、安全な水へのアクセスの改善及び持続的・効率的な水の供給、利用、管理や衛生に関する知識や技術の向上を支援する。</p>	<p>オ 安全な水と衛生の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道事業のサービス改善・経営改善 ・PPP 導入、ブレンデッドファイナンス、水道整備基金検討等の資金動員 ・水資源管理の日本の開発経験に関する教材整備、等
<p>カ 万人のための質の高い教育</p> <p>教育支援に係る我が国政府の基礎戦略である平和と成長のための学びの戦略に基づき、包摂的で公正な質の高い教育を実現するため、教科書・学習教材の開発、教員養成・研修の改善、学校運営の改善、教育施設の拡充等を支援する。</p>	<p>カ 万人のための質の高い教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学前教育、女子教育、ICT の活用、コミュニティと学校の協働による教育開発モデルの開発・普及 ・日本式教育の導入・展開事業、算数教科書の開発 ・世界銀行、GPE、UNICEF 等パートナー機関との連携強化、等

<p>キ スポーツ</p> <p>スポーツ・フォー・トゥモロー (SFT) の取組にも留意し、関係機関との連携強化を図りつつ、体育科教育指導、スポーツを通じた障害者・社会的弱者の社会参加の拡大や平和の促進等、スポーツを通じた開発を支援する。</p>	<p>キ スポーツ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発途上地域の体育科教育支援、障害者・社会的弱者の社会参加の促進 ・スポーツを通じた民族融和、平和の促進等に向けた支援 ・国内外関係者とのパートナーシップ強化、市民参加促進、等
<p>ク 社会保障・障害と開発</p> <p>社会保障制度の構築や強化に向け、制度を支える人材育成を支援する。特に、高齢化の進展に伴う高齢者の医療アクセスや介護等の課題への対応を重視する。</p>	<p>ク 社会保障・障害と開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険制度の整備、児童労働撲滅に向けた事業実施 ・高齢者ケアの仕組みづくりに資する事業実施 ・インクルーシブ防災、ユニバーサル・ツーリズム等、新たなニーズに対応した事業実施、等
<p>(3) 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現</p>	
<p>ア 公正で包摂的な社会の実現</p> <p>ガバナンスと法の支配に基づく社会の実現を促進するため、民事法や経済法を中心としたルールの整備、立法府、司法府、行政、公共放送の機能強化等を支援する。</p>	<p>ア 公正で包摂的な社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公正かつ透明な法・司法制度の整備・運用等の支援 ・京都コンgresに対する貢献 ・法の支配や「ビジネスと人権」の促進、等
<p>イ 平和と安定、安全の確保</p> <p>紛争により被害を受けた社会の安定化や再建、難民・国内避難民と受入社会の融和を促進するため、社会・人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善とこれに資する特に地方行政機関を中心とする政府機関の能力強化を支援する。また、住民の生計活動の活性化、難民・国内避難民の自立化促進等も支援する。</p>	<p>イ 平和と安定、安全の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フィリピン・ミンダナオでの平和と開発に係る支援 ・ウガンダ、ザンビア等における難民受入コミュニティに対する地方行政能力の向上等の支援 ・治安機関・海上保安機関等の機能強化 ・テロ、薬物犯罪、サイバー犯罪等国際的な課題に係る本邦研修の実施、等
<p>(4) 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築</p>	
<p>ア 気候変動</p> <p>新たな国際枠組みであるパリ協定への対応を含む開発途上地域の気候変動対策を、各国の自国の貢献 (NDC) 等を踏まえながら、民間資金も活用しつつ支援する。</p>	<p>ア 気候変動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発途上地域に求められる NDC の策定・改定、国家適応計画の策定・改定に必要な能力強化の支援 ・「緑の気候基金 (Green Climate Fund : GCF)」の一層の活用に向けた事業形成 ・UNFCCC 第 26 回締約国会議 (COP26) における成果発信、等
<p>イ 防災の主流化・災害復興支援</p> <p>仙台防災枠組 2015-2030 も踏まえ、自然災害に対して強靱な社会づくりを支援する。</p>	<p>イ 防災の主流化・災害復興支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジアにおける主流化の優良事例の形成、事前防災としての強靱なインフラ事業の形成 ・より良い復興 (BBB : Build Back Better) 概念の共有 ・「仙台防災協カイニシアティブフェーズ」の後継目標への貢献に向けた防災行政官と実務者の育成、等
<p>ウ 自然環境保全</p>	<p>ウ 自然環境保全</p>

<p>自然環境保全と人間活動との調和を図るため、気候変動緩和策 (REDD+)、生態系を活用した防災・減災、脆弱なコミュニティでの自然資源管理、生物多様性の保全と持続可能な利用を支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ REDD+、泥炭地管理支援の推進 ・ 中央アフリカ森林基金、GCF 等の外部資金の活用促進 ・ リモートセンシング技術を活用した持続的森林管理への貢献、AI を用いた熱帯林減少要因分析・予測の実施 ・ グリーン経済の推進を念頭においた沿岸域自然環境保全に関する民間セクターとの連携、等
<p>エ 環境管理</p> <p>都市部の住環境の改善と持続可能な経済社会システム構築を推進するため、環境影響評価や化学物質管理、グリーン成長・低炭素社会構築等の環境管理の各分野において、政策・法制度や管理体制の構築、能力強化を支援する。</p>	<p>エ 環境管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アジア等における 3R (Reduce、Reuse、Recycle) の推進、大洋州では「3R プラス Return」の試行に向けた調査 ・ Waste to Energy (廃棄物からのエネルギー回収) の導入適格国への支援 ・ 「マリーン・イニシアティブ」に資する事業形成・実施 ・ 「アフリカのきれいな街プラットフォーム」における知見の共有と連携及び資金動員の促進、等
<p>オ 食料安全保障</p> <p>食料需給の地域的な不均衡に対応するために、穀物等主要作物の生産性向上を支援する。</p>	<p>オ 食料安全保障</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「アフリカ稲作振興のための共同体 (CARD) フェーズ 2」の目標達成に向けた事業形成・実施 ・ 違法・無報告・無規制漁業対策の取組の継続 ・ 農業の気候変動に対するレジリエンス強化に向けた事業の実施、等
<p>(5) 地域の重点取組</p>	
<p>ア 東南アジア・大洋州地域</p> <p>インフラ開発に対する膨大なニーズにも対応し、ハード・ソフトのインフラ整備を含む連結性の強化、生産性向上や技術革新を促す人材育成、平和で安全な社会の構築に向けた支援等を行う。</p>	<p>ア 東南アジア・大洋州地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ASEAN の一体性と持続的成長の鍵である経済統合の推進 ・ 陸の東西・南部経済回廊及び海洋の経済回廊に係る連結性強化 ・ 自由で開かれた海洋秩序の維持・強化のための海洋インフラ整備や海上法執行能力の強化、等
<p>イ 南アジア地域</p> <p>インフラ整備や貿易・投資環境整備等の経済発展基盤の構築、平和と安定、安全の確保への取組、基礎生活分野の改善、気候変動や防災等の地球規模課題への対応を支援する。</p>	<p>イ 南アジア地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 域内及び他地域との連結性強化 ・ 投資環境整備を含む産業競争力強化 ・ 平和と安定及び安全の確保 ・ 基礎生活分野の改善、地球規模課題への対応、等
<p>ウ 東・中央アジア及びコーカサス地域</p> <p>ガバナンスの強化、産業の多角化、インフラ整備、人材育成等を支援する。</p>	<p>ウ 東・中央アジア及びコーカサス地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ モンゴルにおける財政支援等を通じた経済の安定化とガバナンス強化 ・ 中央アジア・コーカサスにおける域内及び他地域との連結性、国内の格差の是正及び質の高いインフラに配慮した協力の推進

	<ul style="list-style-type: none"> ・中国における対中 ODA の総括、中国側関係機関との対外援助に関する情報共有・意見交換の実施、等
<p>エ 中南米・カリブ地域</p> <p>国際開発金融機関等との連携も通じ、インフラ整備や、防災、気候変動といった地球規模課題等への対応を支援する。</p>	<p>エ 中南米・カリブ地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米州開発銀行、中米統合機構（SICA）等の域内開発パートナーとの連携枠組に基づく事業の着実な実施 ・留学制度を活用した人材育成等の推進 ・民間企業や地方自治体、研究機関等との連携による日系社会との連携強化、等
<p>オ アフリカ地域</p> <p>運輸交通、水・衛生、再生可能エネルギーを含むエネルギーへのアクセス等のインフラ整備、産業育成、人材育成を含む投資・ビジネス環境の整備・改善、基礎生活分野の改善等に係る官民一体となった協力を行う。</p>	<p>オ アフリカ地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ABE イニシアティブ 3.0 等の産業人材育成、質の高いインフラ投資、債務持続可能性の確保、ビジネス推進 ・ UHC 拡大、質の高い教育の提供、廃棄物管理 ・ 治安維持等に係る人材育成、紛争地域安定化支援、等
<p>カ 中東・欧州地域</p> <p>社会的・地域的な格差是正、国の発展を支える人材の育成、インフラ整備、投資環境整備、持続的な環境保全等を支援する。</p>	<p>カ 中東・欧州地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 格差是正や紛争被害の視点を含めたインフラ整備、環境分野の支援 ・ シリア難民に対する留学生受入の継続実施 ・ TICAD7 を踏まえた北アフリカにおける事業形成・実施、「西バルカン協力イニシアティブ」に基づく支援実施、等
国内の連携の強化（地域活性化への貢献を含む）	
(6) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献	
<p>ア 民間企業等</p> <p>民間企業等と、調査事業、実証事業、海外投融資事業といった事業の各段階に対応した多様な連携事業や、開発協力への民間企業の裾野拡大に係る取組を他の政府関係機関等とも緊密に連携して実施する。</p>	<p>ア 民間企業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業・SDGs ビジネス海外展開事業の実施 ・ 課題発信セミナー等を通じた開発課題に係る現地ニーズ等の情報提供 ・ 協力準備調査（PPP インフラ事業）を通じた PPP 事業の形成促進、等
<p>イ 中小企業等</p> <p>我が国中小企業等の海外展開の促進を通じ、開発途上地域の開発課題の解決を推進する。</p>	<p>イ 中小企業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業等による提案型事業における制度改善 ・ 日本貿易振興機構、中小企業基盤整備機構等日本の中小企業支援機関との連携強化、等
(7) 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大	
<p>ア ボランティア</p> <p>国民の参加と、開発途上地域の住民との相互理解を促進しつつ、草の根レベルの活動を通じて開発途上地域の課題解決に資するため、ボランティア事業を実施する。</p>	<p>ア ボランティア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多文化共生社会に求められる人材育成、OV による帰国後の社会還元支援 ・ 東京オリンピック・パラリンピックのホストタウン事業等を通じた帰国隊員の活躍の場の拡大 ・ ボランティア事業の制度改正、ICT を活用した募集・選

	考の運用定着、等
イ 地方自治体 地方自治体の行政の知見、技術等の資源を活用し、開発途上地域が抱える課題解決に資する事業を実施する。また、地方自治体間の開発協力経験の共有を支援し、地方自治体が推進する海外展開や開発協力活動への参入や拡大にも貢献する。	イ 地方自治体 ・自治体連携事業の優良事例を蓄積・発信 ・地方自治体に等による外国人材受入を含めた多文化共生の取組状況把握、事業実施に向けた案件形成、等
ウ NGO/市民社会組織 (CSO) NGO/CSO の有する現地での知見等の強みやアプローチの多様性を活用し、特に開発途上地域の住民視点のニーズに応じた協力を実施する。	ウ NGO/市民社会組織 (CSO) ・機構による開発途上地域の課題・ニーズの発信の強化 ・NGO 等活動支援事業等を通じた NGO/CSO の能力向上、等
エ 大学・研究機関 大学・研究機関の有する専門的知見、ネットワークを活用した事業を実施する。	エ 大学・研究機関 ・JICA 開発大学院連携の推進、同連携の成果の定着・発展にむけた JICA 日本研究拠点事業の展開 ・地球規模課題の解決に資する事業の実施、等
オ 開発教育、理解促進等 児童・生徒や市民が世界の直面する開発課題や我が国との関係を知り、主体的に考える力や、解決に向けた取組に参画する力を養うため、学校や教育委員会等教育関係機関、NGO、民間企業等と連携しつつ、開発教育に取り組む。	オ 開発教育、理解促進等 ・教育機関、NGO 等と連携した開発教育の裾野を拡大 ・教員向け研修プログラムの実施 ・SDGs や東京オリンピック・パラリンピック等を踏まえた取組、等
事業実施基盤の強化	
(8) 事業実施基盤の強化	
ア 広報 国際社会における我が国の開発協力の認知度を高め、国際的な開発協力に係る検討課題設定や枠組みづくりへの我が国の参画を促進し、また国内において開発途上地域の抱える課題や機構の取組に関する国民の理解と支持を得るため、統一性、一貫性のある情報発信と広報に取り組む。	ア 広報 ・機構の活動及び成果の国内外プレス向け発信（広報誌、デジタルメディア、国際協力イベント等） ・スポーツと開発、地方と開発途上地域のつながり、東日本大震災 10 周年等に関連する発信 ・外部ユーザーによるウェブサイトのアクセス迅速化推進、等
イ 事業評価 PDCA サイクルに沿って、事前評価、モニタリング、事後評価を確実に実施し、評価結果を速やかにかつ分かりやすく公開・発信することで、国民への説明責任を果たす。また、評価結果から得られる学びを基に機構の協力方針や事業等へのフィードバックを強化し、事業の改善や効果向上に貢献するとともに、必要に応じて事業の見直しを行う。事後評価においては、外部専門家	イ 事業評価 ・事前評価、モニタリング、事後評価の着実な実施、評価結果の迅速かつ分かりやすい公開・発信 ・事業評価から得られる教訓の事業等へのフィードバック、インパクト評価、テーマ別評価の実施 ・国際機関、国内外大学、NGO、民間企業等との協働、事業評価から得られた知見の学会・国際会議での発信 ・DAC 評価項目の改定を踏まえた評価方法の検討、機構内

<p>の評価を取り入れる等客観性を担保するとともに、国内外のNGO、大学等の多様な主体との連携を促進する等専門的・多様な視点での分析を強化し、評価の質を向上する。</p>	<p>外人材の評価能力向上、等</p>
<p>ウ 開発協力人材の育成促進・確保</p> <p>開発ニーズの多様化に対応した開発協力人材を養成し確保するため、能力強化研修の見直し等を行いつつ、特に若手を中心とした人材を養成する。また、国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」の利用を拡大し、開発協力人材の裾野と活躍の機会を拡大するため、関連情報の発信や提供を行う。加えて、NGO、開発コンサルタント等民間企業、大学、地方自治体等の登録の拡大やこれら登録団体からの情報発信を促進し、PARTNERの情報の一層の充実を図る。</p>	<p>ウ 開発協力人材の育成促進・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・能力強化研修の実施と質の改善 ・利便性の向上及びキャリア形成に資するコンテンツ拡充を通じた PARTNER 登録者数の増加、等
<p>エ 知的基盤の強化</p> <p>機構の事業現場での経験を活用しつつ、SDGs の達成に向けた研究等、開発協力事業の効果向上と国際援助潮流の形成につながる研究を実施し、研究成果を事業にフィードバックする。また、勉強会、セミナー、シンポジウム等の開催やウェブサイト等を通じて研究成果を公開し、研究成果を開発途上地域の関係者を含む内外の援助実務者や研究者に発信する。研究の実施に当たっては、機構内の研究人材育成や、国内外の研究者・研究機関との連携強化に留意する。</p>	<p>エ 知的基盤の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質の高い成長、人間の安全保障、日本の開発教育の歴史、新興国の開発協力等に関する研究 ・国内、新興国を含む海外の研究者、大学、研究機関等とのネットワークの充実 ・JICA 開発大学院連携の教材作成等を通じた知日派人材の育成とネットワークの強化 ・T20 会合や TICAD7 を通じた研究成果の発信、等
<p>オ 災害援助等協力</p> <p>大規模災害等による被災者救済を迅速、効率的かつ効果的に実施するため、国際基準を踏まえた研修・訓練を行い、国際緊急援助隊の能力強化を行う。また、資機材整備等の派遣体制強化を行い、国際水準の対応能力を維持する。加えて、国際社会への対外発信や議論への積極的な参画を通じ、関係機関等との連携や情報共有体制を強化する。</p> <p>突発的な感染症の拡大の防止に貢献するべく、感染症対策チームの派遣体制を強化する。</p>	<p>オ 災害援助等協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際緊急援助隊救助チームの基盤強化の推進 ・国際搜索救助諮問グループ（INSARAG）を通じたアジア太平洋地域内の搜索救助能力向上、協力体制強化への貢献 ・WHO 緊急医療チームの地域議長として、アジア太平洋地域のネットワーク強化、等
<p>2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	
<p>(1) 戦略的な事業運営のための組織基盤づくり</p>	
<p>ア 実施体制の整備</p> <p>外部環境の変化に柔軟かつ機動的に対応し、付加価</p>	<p>ア 実施体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内拠点の体制強化

<p>値の高い業務を遂行するため、組織及び事務の効率化・合理化に努めつつ、本部・国内拠点・海外拠点において経営資源の最適配分を行う。また、外部の知見を積極的に活用して開発課題に戦略的に対応する能力を高める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経営諮問会議等の継続的開催 ・規程類の見直し、等
<p>イ 業務基盤の強化 業務の電子化を通じて業務基盤を強化する。</p>	<p>イ 業務基盤の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時等における事業継続性に対する強靱性強化のための ICT 基盤強化対策の実施 ・DX、クラウド活用、働き方改革等を意識した情報共有基盤調達に向けた要件定義の実施 ・国際情報通信網の増速、定型 PC 作業自動化の運用・統制ルール、ガイドライン等の整備、等
<p>(2) 業務運営の効率化、適正化</p>	
<p>ア 経費の効率化 中期目標期間中、運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び業務経費（特別業務費及び人件費を除く。）の合計について、毎事業年度 1.4%以上の効率化を達成する。</p>	<p>ア 経費の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営費交付金を充当して行う業務の一般管理費及び業務経費（特別業務費及び人件費を除く。）の合計に関し、業務の質の確保に留意した前年度比 1.4%以上の効率化の達成
<p>イ 人件費管理の適正化 各種の国際社会の開発目標の達成に貢献し、政府や社会から期待される役割を果たすために、必要に応じて人員配置を見直す。また、給与水準については、国家公務員の給与水準も十分に考慮し、手当を含めた役職員給与の在り方について厳格に検証を行った上で、引き続き給与水準の適正化を図る。その上で、各事業年度の給与水準及びその合理性・妥当性を公表する。</p>	<p>イ 人件費管理の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な人員配置のあり方、職員構成や役割に応じた処遇等の人事制度の見直しの検討 ・給与水準の適正化への取組み ・給与水準及びその合理性・妥当性の公表、等
<p>ウ 保有資産の必要性の見直し 機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。</p>	<p>ウ 保有資産の必要性の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産内容の見直し、保有資産の必要性の有無の検討 ・詳細な保有資産情報の公表、等
<p>エ 調達の合理化・適正化 独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、機構の事務・事業の特性を踏まえた調達等合理化計画を策定し、これに基づく取組を確実に実施する。また、</p>	<p>エ 調達の合理化・適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調達等合理化計画の策定、それに基づく取組の実施 ・契約監視委員会による点検を踏まえた競争性のない随意契約の削減に向けた取組 ・コンサルタント海外事業展開支援の制度改善、等

<p>外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を踏まえつつ、競争性のない随意契約の削減を更に徹底する等、引き続き調達等の改善に努める。</p>	
<p>3. 財務内容の改善に関する事項</p>	
<p>運営費交付金を充当して行う業務については、「2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき事業の質の確保に留意し、適正な予算執行管理を行う。また、毎年の運営費交付金額の算定については、各年度期末の運営費交付金債務残高の発生要因等を分析した上で、厳格に行うものとする。また、引き続き自己収入の確保とその適正な管理・運用に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「予算執行管理強化に関する諮問委員会」の最終報告書提言内容を踏まえた取組の着実な実施 ・実務者向け研修、階層別研修、Web ベース研修の実施等による職員の予算執行管理能力の向上 ・前年度期末の運営費交付金債務残高の発生要因等の分析 ・自己収入確保とその適切な管理・運用、等
<p>4. 安全対策に関する事項</p>	
<p>国際協力事業安全対策会議最終報告（平成 28 年 8 月 30 日 外務省及び独立行政法人国際協力機構）を踏まえ、国際協力事業関係者の安全確保のため、脅威情報の収集・分析・共有の強化、現地における行動規範の遵守・徹底、ハード・ソフト両面の防護措置及び研修・訓練の強化、危機発生後の対応の強化及び危機管理意識の向上等の態勢強化を図る。</p> <p>また、施設建設等の工事にかかる関係者の安全確保のために、開発途上地域の政府、事業実施機関、コンサルタント、コントラクター等の関係者による安全対策を支援する仕組みを強化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安全対策措置の周知徹底、事業関係者への研修、意識づけ、脅威情報の収集・分析能力強化、事業サイト等の防護強化 ・工事安全対策に関する指針文書の適切な運用・見直し、施設建設等事業の工事安全対策の実施、等
<p>5. その他業務運営に関する重要事項</p>	
<p>(1) 効果的・効率的な開発協力の推進</p>	
<p>ア 予見性、インパクトの向上</p> <p>戦略的な事業展開を行うために、JICA 国別分析ペーパーや課題別指針等の地域・国・課題等に関する開発協力方針の策定・改訂を行う。また、それらを通じ、我が国の政策策定プロセスへの情報提供や提言、開発途上地域の政府を含む様々な開発パートナーへの発信にも取り組む。加えて、様々な協力手法を組み合わせ、SDGs への貢献を明確にする等した戦略的なプログラム・アプローチを推進し、事業の予見性、インパクトの向上を図る。</p>	<p>ア 予見性、インパクトの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JICA 国別分析ペーパーの策定・改定 ・事業戦略の策定と事業形成・実施への活用強化 ・SDGs への貢献が明確化されたプログラム等の選定、国際発信、ポジションペーパー等を踏まえた SDGs の事業への組込強化、等
<p>イ 効果・効率性の向上</p>	<p>イ 効果・効率性の向上</p>

<p>開発協力事業の効果、効率性を向上させるために、研修を含む技術協力、海外投融資を含む有償資金協力、無償資金協力等において、迅速化にも留意しつつ、様々な開発パートナーのニーズに対応した諸制度・運用の改善等に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・技術協力における事業マネジメント及び戦略的パートナーシップの強化、イノベティブな取組を含む事業形成・促進 ・円借款における質の高いインフラパートナーシップ等の政府方針に掲げられた迅速化への取組、海外投融資の積極的活用に向けた国際金融機関・民間金融機関との連携推進、民間資金動員の促進 ・無償資金協力における「無償資金協力の制度・運用改善に係る報告書」を踏まえた制度の定着 ・ナレッジ共創の促進、等
<p>(2) 国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進</p>	
<p>ア 国際的な議論への参加と発信</p> <p>開発協力の規範・潮流の形成に影響がある国際的な議論の枠組みや国際会議等において、我が国の考え方を踏まえ機構の知見・経験等を発信する。</p>	<p>ア 国際的な議論への参加と発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人間の安全保障、SDGs 達成のためのルール作り、主要国際会議における議論への貢献、等
<p>イ 国際機関・他ドナー等との連携推進</p> <p>国際的な議論への効果的な共同発信や、事業の共同実施・補完等の戦略的な推進に向けて、本部レベルの協議等を通じ、国際機関・他ドナー等と連携する。また、国際的な開発協力の枠組みのアウトリーチを推進するため、新興ドナーとの連携（三角協力を含む）や経験共有を強化する。</p>	<p>イ 国際機関・他ドナー等との連携推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・UHC、自由で開かれたインド太平洋等、重要課題に係る国際機関、他ドナー等との協議を通じた連携推進 ・新興ドナーとの協議・連携推進、南南協力及び三角協力に係る国際的な議論への参画、機構の経験や教訓・知見共有の推進、等
<p>(3) 開発協力の適正性の確保</p>	
<p>ア 環境社会配慮</p> <p>開発協力事業の実施に伴う環境・社会への影響を回避・最小化するため、世界銀行等の他機関と連携を図りつつ、第三者の関与も得て、JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づき環境及び社会に配慮した業務運営を行う。また、機構関係者を対象とした研修・セミナー等を通じて、より多くの関係者の環境社会配慮に関する理解を促進する。加えて、世界銀行のセーフガード政策の改定結果及び運用状況等を踏まえて、透明性と説明責任を確保したプロセスにより同ガイドラインの包括的な検討と改定を行い、国際水準での環境社会配慮の実施を強化する。</p>	<p>ア 環境社会配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境社会配慮ガイドラインの適切な運用、助言委員会の関与も得た審査、モニタリング結果の確認の実施、機構関係者の研修機会の拡充 ・透明性と説明責任に配慮した同ガイドラインの改定に向けた検討、等
<p>イ 女性のエンパワーメントとジェンダー平等推進</p> <p>我が国政府の女性の活躍推進のための開発戦略等を踏まえ、事業の各段階においてジェンダー平等の視点</p>	<p>イ 女性のエンパワーメントとジェンダー平等推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジェンダー主流化重点案件の取組強化 ・女性にやさしいインフラ整備、STEM（科学・技術・工学・

<p>に立った業務運営を進め、質と量の両面からジェンダー主流化を拡充する。また、紛争予防・解決プロセスや災害復興・防災支援事業における女性の参画及び紛争下での女性の保護・権利・特別のニーズに対応するための支援を促進し、国連決議 1325 号及び関連決議等に基づく我が国政府の女性・平和・安全保障に関する行動計画の実施にも貢献する。</p>	<p>数学) 分野を含む女子教育の推進強化、平和構築・防災分野等における女性のリーダーシップ推進、女性の経済的エンパワーメントに貢献する支援、等</p>
<p>ウ 不正腐敗防止</p> <p>開発協力事業における不正腐敗を防止するための環境を相手国とともに醸成していくために、不正行為等に対して法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとるとともに、関係者への不正腐敗防止に係る啓発に努める。</p>	<p>ウ 不正腐敗防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正腐敗情報相談窓口の適切な運用、不正行為等の情報に対する適切な調査・対応と不正行為に対する厳正な対処 ・不正腐敗防止のための研修・啓発活動の実施 ・事業実施者によるマネーロンダリング、反社会的勢力への関与等の背景調査試行、等
<p>(4) 内部統制の強化</p>	
<p>ア 内部統制を実施するための環境整備</p> <p>独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 66 号）及び業務方法書等に基づき内部統制を機能させるための規程等を整備し、必要に応じて改善するとともに、これら規程が確実に運用されるよう機構内で周知する。</p>	<p>ア 内部統制を実施するための環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務方法書等に基づく必要な規程等の整備・改定 ・研修等による職員の内部統制に係る一層の意識向上 ・SEAH に関する役職員及び業務従事者の規範制定、被害者支援に係る対処方針の作成・周知、等
<p>イ 組織運営に係るリスクの評価と対応</p> <p>機構の業務運営上のリスクに適切に対応するために、リスクの識別、分析、評価を行い、リスク管理の徹底、本部及び国内外の拠点における法令遵守態勢の一層の整備を図る。また、有償資金協力に係る適正な業務運営を確保するために、有償資金に係るリスクを適切に識別・測定し、モニタリングを行う。</p>	<p>イ 組織運営に係るリスクの評価と対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク事案への適時・適切な対応、再発防止策の実施 ・リスクの分析・評価結果等のリスク管理委員会等での報告 ・有償資金協力に係るリスクの適切な識別・測定とモニタリングの実施、等
<p>ウ 内部統制の運用</p> <p>定期的な内部統制の実施状況のモニタリングを行うとともに、モニタリングの結果に基づいて必要に応じて内部統制の態勢を強化する。また、業務手順の整備状況を定期的に確認し、必要に応じてこれを更改する。加えて、業務の効率性及び有効性を向上するため、業績評価を適切に実施する。</p>	<p>ウ 内部統制の運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な内部統制実施状況のモニタリングと役員への結果報告、機構内周知徹底 ・機構の中期計画及び年度計画に基づく業務実績等評価の実施、等
<p>エ 機構内及び外部からの情報伝達体制の確保</p> <p>機構内及び外部からの情報伝達体制を確保するため、内部通報及び外部通報制度を適切に運用する。</p>	<p>エ 機構内及び外部からの情報伝達体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部及び外部通報制度の適切な運用と対処 ・性的虐待・搾取に関する情報伝達体制の確保、等
<p>オ 内部監査の実施</p>	<p>オ 内部監査の実施</p>

適正な業務を確保するため、内部監査に関する国際的指針に従って内部監査を実施するとともに、監査結果のフォローアップを着実に実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 内部監査に関する国際的指針に従った内部監査の実施 監査結果のフォローアップ、等
<p>カ ICT への対応</p> <p>政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成 28 年 8 月）等を踏まえ、情報システム委員会・情報セキュリティ委員会等の枠組みを活用し、情報セキュリティ規程等の改定を行うとともに、情報セキュリティ対策推進計画を策定・実施し、情報セキュリティにかかる組織的対応能力の強化に取り組む。</p> <p>また、PDCA サイクルに基づき情報セキュリティ対策推進計画を毎年度レビューして情報セキュリティ対策の改善を図るとともに、個人情報の保護を推進する。</p>	<p>カ ICT への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成 30 年度版）」を踏まえた情報セキュリティ規程等の改定 情報セキュリティ事案発生時の緊急対応強化の方策検討 EU 一般データ保護規則（GDPR）に関連した対応、等
6. 予算、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）	
中期計画をご参照ください。	年度計画をご参照ください。
7. 短期借入金の限度額	
一般勘定 670 億円、有償資金協力勘定 2,900 億円	左に同じ。
8. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	
相武台職員住宅については令和 2 年度末までに譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。	左に同じ。
9. 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	
該当なし	
10. 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）	
剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てる。	剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てる。なお、運営費交付金で賄う経費の節減により生じた利益に係る目的積立金の使途については、上記のうち運営費交付金で賄う経費に限る（別途措置される補助金等で賄う経費を除く。）ものとする。
11. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
(1) 施設及び設備に関する計画	
長期的視野に立った施設・設備の整備を行い、効果的・効率的な業務運営に努める。また、業務実施上の必要性の視点を踏まえた老朽化対策等、既存の施設・設備の整備改修等を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化対策、既存施設・設備の整備改修の実施、等
(2) 人事に関する計画	
機構で働く一人ひとりが開発協力のプロフェッショナル	<ul style="list-style-type: none"> 機構の働き方改革に係る方針（「Smart JICA 3.0」）の下、

<p>ナルとして潜在的な力を主体的かつ最大限に発揮し、生産性向上等を通じて業務の質の向上を図るための人事施策及び働き方改革を推進する。</p>	<p>多様な人材の多様な働き方を促進、働き方の選択肢の柔軟化、ワークライフバランスの確保に向けた取組等の継続 ・各種研修、キャリア・コンサルテーション、他機関出向等を通じた職員の能力強化、等</p>
<p>(3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項（機構法第 31 条第 1 項及び法附則第 4 条第 1 項）</p>	
<p>前中期目標期間の最終事業年度において、通則法第 44 条の整理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約（有償資金協力業務を除く。）、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てる。</p> <p>前中期目標期間中に回収した債権又は資金については、機構法に基づき、適切に国庫に納付する。</p>	<p>前中期目標期間繰越積立金は、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約（有償資金協力業務を除く。）、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てる。</p> <p>前中期目標期間中に回収した債権又は資金で、独立行政法人国際協力機構法施行令（平成 15 年政令第 409 号）附則第 2 条の定めるところにより主務大臣の承認を受けた金額については、施設・設備の整備、改修等の財源に充てることとする。</p>
<p>(4) 中期目標期間を超える債務負担</p>	
<p>中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担の必要性が認められる場合には、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。</p>	

7. 持続的に適切なサービスを提供するための源泉

(1) コーポレートガバナンスの状況

当法人は、業務の有効性・効率性を向上させ、法令等を遵守し、独立行政法人国際協力機構法に定められた目的を達成するため、内部統制システムを含めたコーポレートガバナンス体制を整備し、事業に取り組んでいます。

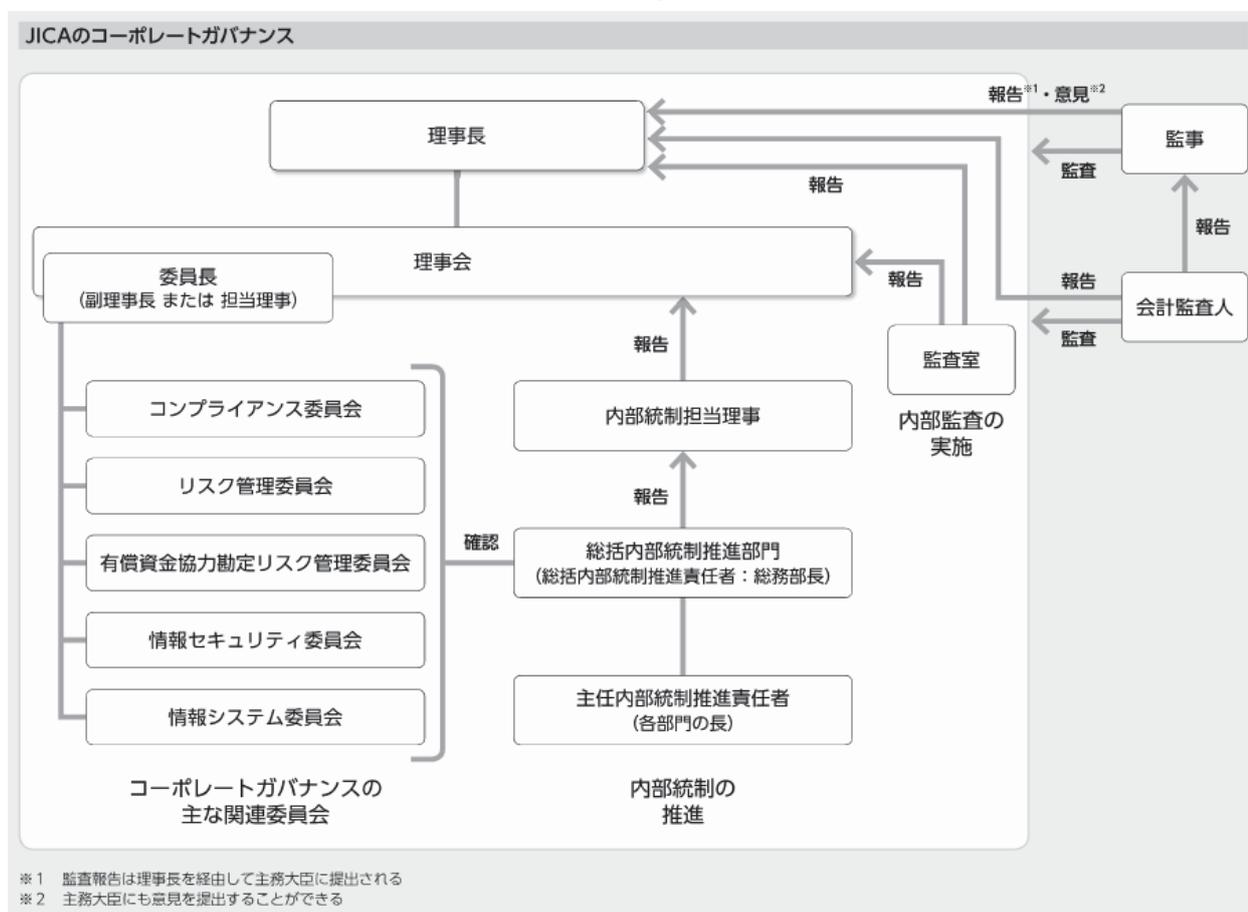
具体的には、独立行政法人通則法に定める内部統制を推進するべく、当法人を代表しその業務を総理する理事長の下、総務部担当理事を内部統制担当理事とし、総務部長を総括内部統制推進責任者とした内部統制推進体制を整備しています。内部統制の推進状況は日常的にモニタリングし、内部統制上の重要事項として取りまとめを行うと共に、その結果について定期的に理事会に報告、審議します。

また、独立部門として監査室を設置し、業務が適正かつ効率的に遂行されるように内部監査を実施しています。さらに、監事監査や会計監査人監査を受け、その監査結果をフォローアップすることで、ガバナンスの質を確保しています。

その他、内部統制に関する内部規程を整備するとともに、標準的な業務手続きを定めた業務方法書を整備し、また、内部統制の取り組み方針を「JICAにおける内部統制」として取りまとめ・公開することで、内部統制に関する意識向上と取り組み強化に努めています。

重要な内部統制に関連する事項については、委員会を設置し、審議等を行っています。また、法令違反等の早期発見と未然防止を主な目的とし、内部通報受付窓口と外部通報受付窓口を設置し、運用しています。

詳細は、当法人の業務方法書をご参照ください。



(2) 役員等の状況

① 役員の名、役職、任期、担当及び経歴

(令和3年3月31日現在)

役職	氏名	任期	担当	経歴
理事長	北岡伸一	自 平成27年10月1日 至 令和4年3月31日 (再任)		昭和60年 立教大学法学部教授 平成9年 東京大学法学部教授 平成16年 特命全権大使(日本政府国連 代表部次席代表) 平成24年 政策研究大学院大学教授 平成24年 国際大学学長
副理事長	山田順一	自 令和2年5月23日 至 令和6年5月22日		昭和57年4月 海外経済協力基金採用 平成25年10月 独立行政法人国際協力機構上 級審議役 平成29年10月 国際協力機構理事
理事 (常勤)	植嶋卓巳	自 令和2年12月1日 至 令和4年11月30日 (再任)	安全管理部 資金協力業務部 調達・派遣業務部 労務及び福利厚生 業務 企画部業務の支援	昭和57年4月 国際協力事業団採用 平成27年9月 独立行政法人国際協力機構理 事長室長
理事 (常勤)	天野雄介	自 平成31年4月1日 至 令和3年9月30日	地球環境部 社会基盤部 インフラ技術業務 部	平成元年4月 建設省入省 平成30年4月

		(再任)	有償勘定で行う事業の技術面・コンプライアンスに関する規定の制定改編・運用等	国土交通省水管理・国土保全局下水道部流域管理官
理事 (常勤)	萱島信子	自 令和元年10月1日 至 令和3年9月30日	中南米部 人間開発部 経済開発部 国内事業部 (JICA 開発大学院連携業務を含む)	昭和57年4月 国際協力事業団採用 平成30年4月 独立行政法人国際協力機構上級審議役
理事 (常勤)	横山正	自 令和元年10月1日 至 令和3年9月30日	財務部 審査部 金融リスク管理業務 管理部	昭和63年4月 大蔵省入省 令和元年7月 財務省大臣官房企画調整主幹
理事 (常勤)	中澤慶一郎	自 令和2年5月23日 至 令和3年9月30日	南アジア部 東・中央アジア部 民間連携事業部 インフラ輸出業務の支援 企画部業務の支援	昭和62年4月 海外経済協力基金採用 平成30年6月 独立行政法人国際協力機構企画部長
理事 (常勤)	柴田裕憲	自 令和2年7月1日 至 令和3年9月30日	総務部 情報システム部 (CIO) 広報部 人事部 企画部	昭和62年4月 外務省入省 平成30年9月 経済産業省 大臣官房審議官 (通商戦略担当)
理事 (常勤)	中村俊之	自 令和2年10月1日 至 令和4年9月30日	アフリカ部 ガバナンス・平和構築部 評価部 青年海外協力隊事務局 国際緊急援助隊事務局	平成元年4月 国際協力事業団採用 令和2年4月 独立行政法人国際協力機構ガバナンス・平和構築部長

理事 (常勤)	山中晋一	自 令和2年10月1日 至 令和4年9月30日	東南アジア・大洋 州部 中東・欧州部 インフラ輸出業務 の支援	昭和59年4月 海外経済協力基金採用 平成30年6月 独立行政法人国際協力機構イ ンドネシア事務所長
監事 (常勤)	町井弘実	自 平成26年1月1日 至 ※参照 (再任)		昭和50年4月 株式会社日本長期信用銀行入 行 平成25年7月 SGアセットマックス株式会 社コンプライアンス・オフィ サー
監事 (常勤)	早道信宏	自 平成29年7月1日 至 ※参照		昭和54年4月 日本専売公社入社 平成29年4月 パナソニックヘルスケアホー ルディングス株式会社内部監 査室主幹
監事 (常勤)	戸川正人	自 平成31年2月1日 至 ※参照		昭和59年10月 国際協力事業団採用 平成28年4月 独立行政法人国際協力機構人 事部長

なお、独立行政法人国際協力機構法第7条に基づく役員の数並びに同法第9条及び独立行政法人通則法第21条に基づく役員の任期は次のとおりです。

役職	定数	任期
理事長	1人	任命の日から当該任命の日を含む中期目標の期間の末日まで
副理事長	1人以内	4年
理事	8人以内	2年

監事	3人	※任命の日から対応する中期目標の期間の最後の事業年度についての財務諸表承認日まで
----	----	--

② 会計監査人の氏名又は名称

EY 新日本有限責任監査法人

(3) 職員の状況

常勤職員は令和2年度末において1,942人（前期末比13人増加）であり、平均年齢は43.31歳（前期末43.18歳）となっています。このうち、国等からの出向者は31人、令和3年3月31日退職者は54人です。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

① 当年度に完成した主要な施設等

なし

② 当年度継続中の主要な施設等の新設・拡充

なし

③ 当年度に処分した主要な施設等

なし

(5) 純資産の状況

① 資本金の額及び出資者ごとの出資額

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	8,150,728	51,440	-	8,202,168
資本金合計	8,150,728	51,440	-	8,202,168

② 目的積立金の申請状況、取崩状況

なし

(6) 財源の状況

借入先及び借入額の状況

(単位：百万円)

借入先及び借入額の状況	29年度		30年度		元年度		2年度	
	当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績
財政融資資金借入金	482,700	402,600	552,400	332,100	485,200	231,900	754,200	667,500
債券発行	146,000	114,987	146,000	114,533	144,000	60,000	146,000	113,495
回収金等によるその他自己資金	598,120	575,758	618,590	596,732	718,990	748,651	698,360	606,317

政府一般会計からの出資金	45,180	45,180	46,010	46,010	46,810	67,310	51,440	51,440
合計	1,272,000	1,138,525	1,363,000	1,089,375	1,395,000	1,107,861	1,650,000	1,438,752

事業計画及び実績推移

(単位：百万円)

事業計画及び実績推移	29年度		30年度		元年度		2年度	
	当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績
円借款	1,229,900	1,109,876	1,299,300	1,068,610	1,341,500	1,086,126	1,594,000	1,355,986
海外投融資	42,100	28,649	63,700	20,765	53,500	21,735	56,000	82,766
合計	1,272,000	1,138,525	1,363,000	1,089,375	1,395,000	1,107,861	1,650,000	1,438,752

2年度計画は当初予算ベースではなく補正予算第1号（2020年4月30日成立）及び第3号（2021年1月28日成立）を反映したものの。

(7) 環境社会配慮等の状況

当法人は、環境社会配慮の方針として、「JICA 環境方針」や「JICA 環境社会配慮ガイドライン」（以下「ガイドライン」）を定めております。

「JICA 環境方針」における基本方針

私たちは、独立行政法人国際協力機構法に明記された「開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通して、国際協力の促進並びにわが国及び国際経済社会の健全な発展に資する」という使命に基づき、環境関連の法規制を遵守しながら地球環境保全に貢献するとともに、自らの活動により生じる環境負荷を予防・低減するために、環境マネジメントシステムの活用を通じ、継続的にこれを改善していきます。

また、「JICA 環境方針」の実現のために環境マネジメントシステム (Environment Management System: EMS) を確立し、運用しています。具体的には、以下の活動を推進しています。

- ・国際協力を通じた環境対策の推進

ODAの実施機関として、日本政府の援助政策を踏まえ、環境の保全や改善に貢献する協力を推進します。

- ・環境啓発活動の推進

環境に関する知識・情報を集積し、人々の環境意識の向上を図ります。

- ・オフィス及び所有施設における環境配慮活動の推進

事務・事業の活動から生じる環境負荷の軽減に向けて、環境に配慮した活動を推進します。

- ・環境法規制等の遵守

当法人が適用を受ける環境法規制等を遵守します。

また、当法人の事業において、社会・経済の開発を支援するための事業であっても、大気や水、土壌、生態系等自然への望ましくない影響や、非自発的な住民移転や先住民族に対する権利侵害といった社

会への影響を及ぼす可能性があります。持続可能な開発のためには、開発事業が環境や地域社会に与える影響を見極め、それを回避又は最小限にとどめるために必要なコストを事業に組み入れる必要があります。

このように、環境や社会に対する影響の緩和に必要な費用を開発コストに内部化させる取組が「環境社会配慮」です。そして、環境社会配慮に必要な当法人の責務と手続き、相手国等に求める要件を示した指針がガイドラインです。当法人は、ガイドラインに基づき、環境や社会に適切に配慮しつつ事業を実施しています。ガイドラインは、当法人ウェブサイトの「環境社会配慮」[➡ <https://www.jica.go.jp/environment/index.html#initiative>] で閲覧・ダウンロードでき、英語版や仏語版、西語版、中国語版、「良くある問答集」等の資料もご覧いただけます。

8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

当法人は、業務実施の障害となる要因をリスクと定義し、中期計画等の組織の目標や計画を効果的かつ効率的に達成するに当たって、リスクへの対応体制を確保し、事業を確実に実施することを目的にリスクの特定・評価を行っています。

各部署では、毎年度自らの部署の業務に関わるリスクを特定し、業務への影響を評価した上で、当該リスクに対する対応状況を確認しています。その上で、当法人全体としての主要なリスクを分類し、理事会及び内部統制担当理事を委員長として定期的に開催する「リスク管理委員会」において、リスクへの取組を審議・検討することによって、組織的な対応強化を行っています。

有償資金協力業務（円借款等）を行うに当たっては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等の様々なリスクを伴います。こうしたリスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は一般の金融機関と異なりますが、当法人では一般の金融機関のリスク管理手法を援用しながら、円借款債権等を適切に管理することが重要と考えています。

具体的には、有償資金協力業務におけるリスク管理を組織的に対応すべき経営課題と位置づけ、「有償資金協力勘定統合的リスク管理規程」を策定し、同規程の中で、有償資金協力勘定が業務の過程でさらされている様々なリスクを識別、測定及びモニタリングし、業務の適切性の確保や適正な損益水準の確保を図ることを目的と定めています。その目的に資するため、「有償資金協力勘定リスク管理委員会」を設置し、統合的リスク管理に関する重要事項を審議しています。

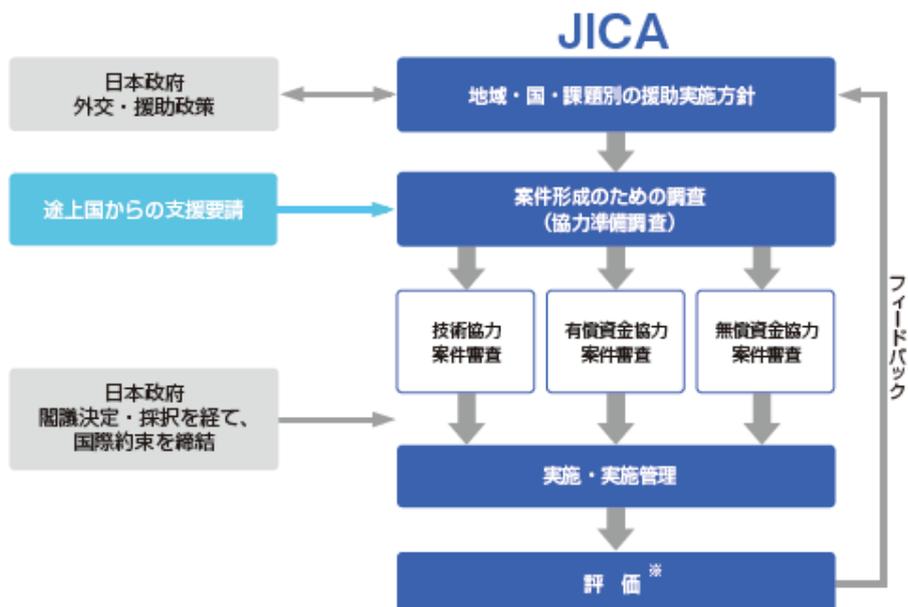
(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

今期、本部部署・拠点（在外拠点及び国内拠点）にて実施したリスクの自己点検から、コロナ禍態勢下においてリスク認識が高まっているリスク項目及び傾向を洗い出し、機構全体が抱えるリスクの分析を行いました。同分析結果を踏まえ、内部統制に関するオンライン研修の内容や対象者の拡充を図り、コロナ禍による執務環境の変化等を踏まえた事故の防止に向けて取り組みました。詳細については、当法人の業務実績等報告書をご参照ください。

なお、2020年10～11月には20か国財務大臣・中央銀行総裁会議、パリクラブ（主要国債権国会合）において一部の開発途上国の流動性のニーズを支援することを目的とした債務支払猶予の期間延長及び同期間終了後の債務措置に係る共通枠組みが合意されました。この債務支払猶予及び債務措置については、国際的な枠組みの下で協議や検討が進んでおり、当機構の有償資金協力勘定に影響が及ぶ可能性があります。また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関連する有償資金協力勘定の信用リスクについては、国際通貨基金（IMF）が2021年4月に公表した世界経済見通し（WE0）のベースラインシナリオを参照し、2021年度以降は、追加の財政出動やワクチン接種拡大により、経済活動が回復していく仮定を置いています。依然として不確実性が高い環境が世界的に続くことも想定されることから、今後、当機構の債務者の中長期の財政状況等が想定を超えて悪化する事象等が生じる場合には、信用格付の低下を通じて来期以降の貸倒引当金及び偶発損失引当金の計上額に影響を与える可能性があります。このような状況から、当機構では有償資金協力勘定の信用リスクに関するモニタリングを継続的に実施しています。

9. 業績の適正な評価の前提情報

当法人が行う事業の主要なスキームの概観は下図のとおりです。また、各事業のPDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルを活用した事業評価を行うことにより、事業の更なる改善と国民への説明責任（アカウンタビリティ）を十分に果たす仕組みを導入しています。



※ JICAでは、技術協力、有償資金協力、無償資金協力それぞれのプロジェクトのPDCA(Plan-Do-Check-Action)サイクルを活用した事業評価を行うことにより、事業のさらなる改善と国民へのアカウンタビリティを十分に果たす仕組みを導入しています。
<https://www.jica.go.jp/acivities/evaluation/>

(出典：JICA PROFILE²)

² https://www.jica.go.jp/publication/pamph/about/ku57pq00002ir32s-att/jica_profile.pdf

10. 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 自己評価

当法人の令和元年度における業務実績の自己評価及び主務大臣評価結果は、下表のとおりです。詳細については、当法人の業務実績等報告書をご参照ください。

令和元年度自己評価及び主務大臣評価結果並びに行政コスト³

(単位：百万円)

項目	自己評価 (※)	主務大臣評価	行政コスト
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項			
日本の開発協力の重点課題	S	A	99,955
開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保	S	S	
開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進	S	S	
普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現	S	S	
地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築	A	A	
地域の重点取組	S	S	
民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献	S	S	6,302
多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大	S	A	24,182
事業実施基盤の強化	A	A	4,526
II. 業務運営の効率化に関する事項			
戦略的な事業運営のための組織基盤づくり	B	B	
業務運営の効率化、適正化	B	B	
III. 財務内容の改善に関する事項			
財務内容の改善	B	B	
IV. 安全対策に関する事項			
安全対策	B	B	
V. その他業務運営に関する重要事項			
効果的・効率的な開発協力の推進	A	A	
国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進	A	A	
開発協力の適正性の確保	A	B	
内部統制の強化	B	B	
人事に関する計画	A	A	
(中期計画で規定する事項)			
短期借入金の限度額	-	-	
施設及び設備に関する計画	-	-	
剰余金の使途 (有償資金協力勘定を除く。)	-	-	
積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項	-	-	

³ 行政コストは一般勘定のみ算出。

※年度評価の項目別評定における評定区分は以下のとおり。

S：当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が120%以上、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされている場合）。

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上）。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満）。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

（引用：独立行政法人の評価に関する指針（平成31年3月12日改定 総務大臣決定）

業務の業況

令和2年度の有償資金協力業務の実績は、円借款の融資に係る承諾件数が43件、承諾額が14,932億円、海外投融資の出融資に係る承諾件数は10件、承諾額は734億円となりました。また、出融資に係る実行額は円借款が13,560億円、海外投融資が828億円、円借款と海外投融資を合わせた残高は14,388億円となりました。

円借款、海外投融資を合わせた令和2年度の承諾状況を地域別にみると、アジア地域への承諾額は12,999億円で、地域別シェアは82.3%を占め最も多く（令和元年度12,429億円、81.6%）、次いで国際機関向けが736億円（令和元年度なし）、中東地域が686億円（令和元年度1,100億円）、アフリカ地域が452億円（令和元年度1,202億円）、大洋州地域が425億円（令和元年度50億円）、中南米地域が243億円（令和元年度387億円）、対象国が複数にまたぐ案件（表2では「その他」）が105億円（令和元年度63億円）、欧州地域が21億円（令和元年度なし）でした。

国別承諾額の上位5ヶ国は、インド3,744億円（令和元年度3,844億円）、バングラデシュ3,732億円（令和元年度2,758億円）、フィリピン2,541億円（令和元年度265億円）、インドネシア1,060億円（令和元年度1,551億円）、ミャンマー728億円（令和元年度1,689億円）となりました。

部門別承諾比率をみると、運輸（45.6%）、プログラム型借款（39.3%）、社会的サービス（8.4%）、農林・水産業（2.4%）、その他（2.3%）、鉱工業（1.0%）、電力・ガス（0.6%）、灌漑・治水・干拓（0.5%）の順で承諾額が多くなっています。

また、円借款ではドル建て借款として、モロッコの「新型コロナウイルス感染症対応支援プログラム・ローン」を承諾し、海外投融資ではドル建て融資案件としてインドの「低所得者層向け住宅ローン支援事

業」やザンビア、マラウイの「南部アフリカ 農業バリューチェーン強化事業」など計7件を承諾しました。

表1 令和2年度 業務実績 (単位：百万円)

承諾	1,566,613
実行	1,438,713
回収	698,605
残高	13,757,695

注：残高については債権管理上の実績であり、財務諸表上の金額とは計上方法が異なります。

表2 令和2年度 地域別・金融目的別承諾額 (単位：百万円)

地域別	金融目的	円借款		海外投融资		合計	
		金額	件数	金額	件数	金額	件数
アジア		1,274,894	32	24,978	4	1,299,872	36
	東アジア	25,000	1	-	-	25,000	1
	東南アジア	500,351	12	6,881	2	507,232	14
	南アジア	734,543	18	18,097	2	752,640	20
	中央アジア・コーカサス	15,000	1	-	-	15,000	1
大洋州		42,500	3	-	-	42,500	3
中南米		9,130	1	15,187	2	24,317	3
	中米・カリブ	-	-	5,287	1	5,287	1
	南米	9,130	1	9,900	1	19,030	2
中東		45,831	2	22,735	2	68,566	4
アフリカ		45,169	3	-	-	45,169	3
欧州		2,059	1	-	-	2,059	1
国際機関等		73,601	1	-	-	73,601	1
その他		-	-	10,529	2	10,529	2
合計		1,493,184	43	73,429	10	1,566,613	53

(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況

当法人の第4期中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況は、下表のとおりです。詳細については、当法人主務省による業務実績評価報告書をご参照ください。

本中期目標期間における過年度の総合評価の状況				
平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
B	A	A	—	—

※年度評価の総合評定における評定区分は以下のとおり。

S：当該法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：当該法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

(引用：独立行政法人の評価に関する指針（平成31年3月12日改定 総務大臣決定）)

11. 予算と決算との対比

(単位：百万円)

区分	予算額	決算額	差額理由
収入			
事業益金	137,770	115,448	
雑収入	2,675	8,374	注1
計	140,445	123,822	
支出			
事業損金	113,924	57,419	注2
予備費	141	-	
計	114,065	54,419	

注1 出資先の株式売却収入があったこと等のため。

注2 不用額を生じたのは、委託民間団体等調査委託費及び委託金融機関等手数料が予定を下回ったことにより、業務委託費を要することが少なかったこと等のため。

詳細については、決算報告書をご参照ください。

12. 財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産		流動負債	
現金及び預金（＊１）	220,490	1年以内償還予定財政融資資金借入金	104,069
貸付金	13,341,710	その他	42,232
貸倒引当金（△）	△ 176,363	固定負債	
その他	59,434	債券	898,211
固定資産		財政融資資金借入金	2,518,683
有形固定資産	9,165	その他	9,737
無形固定資産	5,016	負債合計	3,572,931
投資その他の資産		純資産の部（＊２）	
<small>破産債権、再生債権、更生債権 その他これらに準ずる債権</small>	87,063	資本金	
貸倒引当金（△）	△ 87,063	政府出資金	8,202,168
その他	144,375	利益剰余金	
		準備金	1,799,526
		その他	33,008
		評価・換算差額等	△ 3,806
		純資産合計	10,030,895
資産合計	13,603,826	負債純資産合計	13,603,826

(2) 行政コスト計算書

(単位：百万円)

	金額
損益計算書上の費用	101,064
経常費用（＊３）	101,060
臨時損失（＊４）	4
行政コスト合計	101,064

(3) 損益計算書

(単位：百万円)

	金額
経常費用（*3）	101,060
有償資金協力業務関係費	101,060
債券利息	8,396
借入金利息	12,542
金利スワップ支払利息	5,679
業務委託費	17,585
物件費	11,608
その他	45,250
経常収益	134,070
有償資金協力業務収入	133,356
貸付金利息	122,934
受取配当金	4,329
その他	6,093
その他	714
臨時損失（*4）	4
臨時利益	2
当期総利益（*5）	33,008

(4) 純資産変動計算書

(単位：百万円)

	資本金	利益剰余金	評価・換算 差額等	純資産合計
当期首残高	8,150,728	1,799,526	△ 34,974	9,915,279
当期変動額	51,440	33,008	31,168	115,616
当期総利益（*5）	-	33,008	-	33,008
その他	51,440	-	31,168	82,608
当期末残高（*2）	8,202,168	1,832,533	△ 3,806	10,030,895

(5) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	3,571
貸付による支出	△ 1,413,623
財政融資資金借入金の返済による支出	△ 113,930
貸付金の回収による収入	696,164
財政融資資金借入による収入	667,500
貸付金利息収入	111,119
その他収入・支出	56,341
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 9,887
財務活動によるキャッシュ・フロー	51,291
資金に係る換算差額	△ 43
資金増加額（又は△減少額）	44,932
資金期首残高	175,558
資金期末残高（*6）	220,490

(参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位：百万円)

	金額
資金期末残高（*6）	220,490
現金及び預金（*1）	220,490

詳細については、財務諸表をご参照ください。

13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 貸借対照表

(資産)

令和2年度末現在の資産合計は13,603,826百万円と、前年度末比778,362百万円増(6.1%増)となっております。これは、貸付金の増加726,864百万円(5.8%増)が主な要因です。

(負債)

令和2年度末現在の負債合計は3,572,931百万円と、前年度末比662,747百万円増(22.8%増)となっております。これは、財政融資資金借入金の増加556,114百万円(28.3%増)が主な要因です。

(2) 行政コスト計算書

令和2年度の行政コストは101,064百万円であり、主な内訳は有償資金協力業務関係費101,060百万円です。

(3) 損益計算書

(経常費用)

令和2年度の経常費用は101,060百万円と、前年度比14,223百万円増(16.4%増)となっております。これは、貸倒引当金繰入が前年度比34,310百万円増となったことが主な要因です。

(経常収益)

令和2年度の経常収益は134,070百万円と、前年度比48,417百万円減(26.5%減)となっております。これは、貸倒引当金戻入が前年度比19,922百万円減となったことが主な要因です。

(当期総損益)

上記経常損益の状況に加えて臨時損益として、固定資産除却損等4百万円、固定資産売却益2百万円を計上した結果、令和2年度の当期総利益は33,008百万円と、前年度比62,637百万円減(65.5%減)となっております。

(4) 純資産変動計算書

令和2年度末の純資産は10,030,895百万円と、前年度末比115,616百万円増(1.2%増)となっております。これは、政府出資金51,440百万円の受入及び当期総利益33,008百万円の計上が主な要因です。

(5) キャッシュ・フロー計算書

(業務活動によるキャッシュ・フロー)

令和2年度の業務活動によるキャッシュ・フローは3,571百万円と、前年度比204,371百万円増

(101.8%増)となっております。これは、財政融資資金借入による収入が前年度比 435,600 百万円増 (187.8%増) となったことが主な要因です。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

令和 2 年度の投資活動によるキャッシュ・フローは△9,887 百万円と、前年度比 14,472 百万円減 (315.7%減) となっております。これは、定期預金の払戻による収入が前年度比 45,271 百万円減 (47.3%減) となったことが主な要因です。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

令和 2 年度の財務活動によるキャッシュ・フローは 51,291 百万円と、前年度比 15,865 百万円減 (23.6%減) となっております。これは、政府出資の受入による収入が前年度比 15,870 百万円減 (23.6%減) となったことが主な要因です。

14. 内部統制の運用に関する情報

内部統制の実施状況（内部統制に関連する規程等の改正状況、内部統制関連委員会の実施状況、内部統制強化につながった主要な取組）をモニタリングするとともに、内部統制上の課題を明確化し理事会にて役員と共有しています。加えて、内部統制をテーマとしたウェブベース研修(WBT:Web-Based Training)を実施し、全役職員の内部統制に係る一層の理解の促進及び意識の向上を図っています。

15. 法人の基本情報

(1) 沿革

昭和 49 年 8 月 国際協力事業団として設立

平成 15 年 10 月 独立行政法人国際協力機構として設立

平成 20 年 10 月 旧国際協力銀行（JBIC）の海外経済協力業務及び外務省の無償資金協力業務（外交政策の遂行上の必要から外務省が引き続き直接実施するものを除く。）を承継

(2) 設立根拠法

独立行政法人国際協力機構法(平成 14 年 12 月 6 日法律第 136 号)

(3) 主務大臣

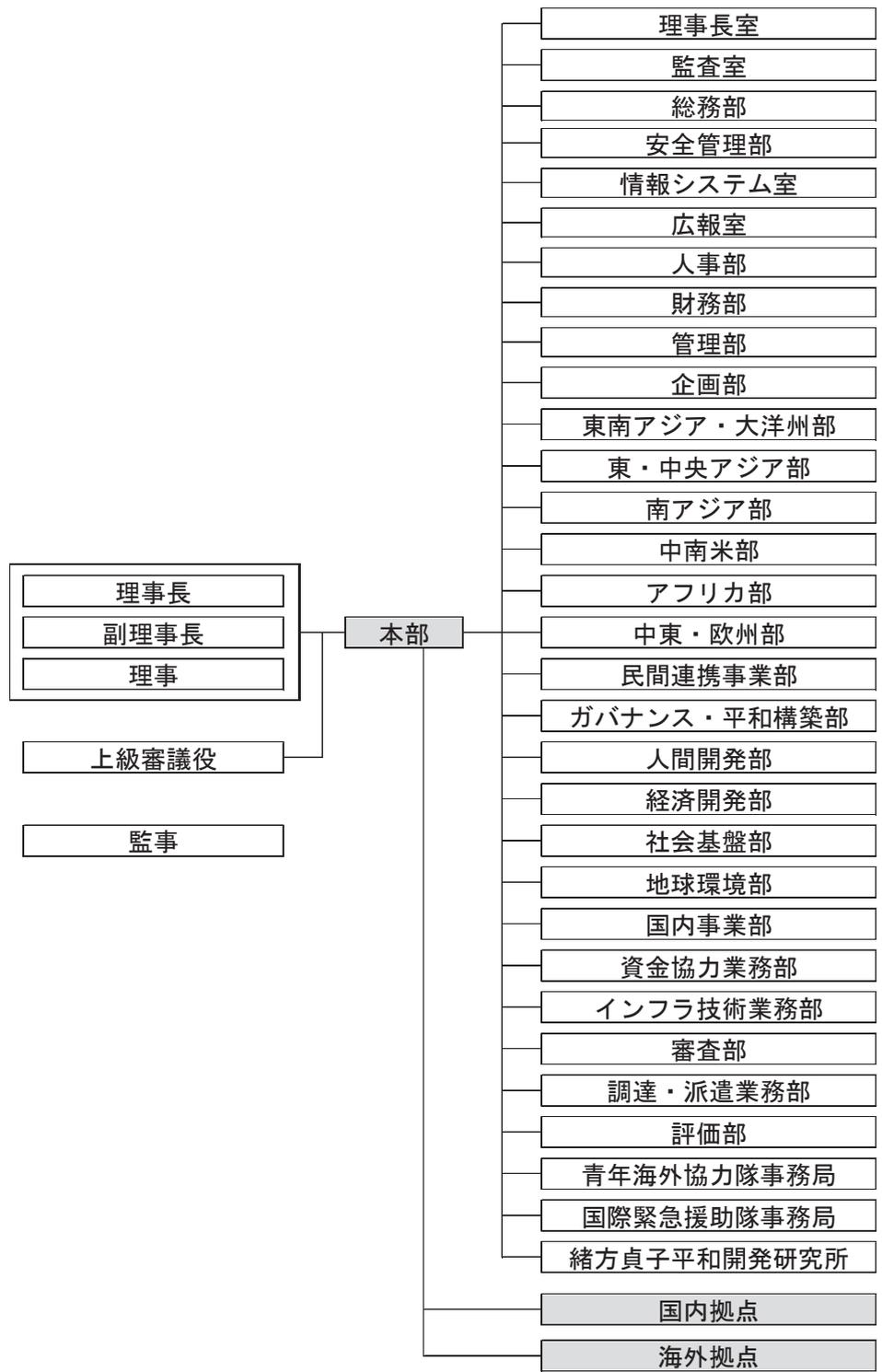
外務大臣

財務大臣（管理業務のうち有償資金協力に係る財務及び会計に関する事項）

農林水産大臣（開発投融資事業のうち農林業の開発に係るものに関する事項）

経済産業大臣（開発投融資事業のうち鉱工業の開発に係るものに関する事項）

(4) 組織図（令和3年3月31日現在）



(5) 事務所の所在地（令和3年3月31日現在）

- 本部（麹町）：東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル
- 本部（市ヶ谷）：東京都新宿区市谷本村町 10-5
- 本部（竹橋）：東京都千代田区大手町 1-4-1 竹橋合同ビル
- 北海道センター（札幌）：北海道札幌市白石区本通 16 南 4-25

北海道センター（帯広）：北海道帯広市西 20 条南 6-1-2
東北センター：宮城県仙台市青葉区一番町 4-6-1 仙台第一生命タワービル 20 階
筑波センター：茨城県つくば市高野台 3-6
東京センター：東京都渋谷区西原 2-49-5
横浜センター：神奈川県横浜市中区新港 2-3-1
北陸センター：石川県金沢市本町 1-5-2 リファール(オフィス棟)4 階
中部センター：愛知県名古屋市中村区平池町 4-60-7
関西センター：兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通 1-5-2
中国センター：広島県東広島市鏡山 3-3-1
四国センター：香川県高松市鍛冶屋町 3 番地 香川三友ビル 1 階
九州センター：福岡県北九州市八幡東区平野 2-2-1
沖縄センター：沖縄県浦添市字前田 1143-1
二本松青年海外協力隊訓練所：福島県二本松市永田字長坂 4-2
駒ヶ根青年海外協力隊訓練所：長野県駒ヶ根市赤穂 15
インドネシア事務所：インドネシア ジャカルタ
マレーシア事務所：マレーシア クアラルンプール
フィリピン事務所：フィリピン マニラ
タイ事務所：タイ バンコク
カンボジア事務所：カンボジア プノンペン
ラオス事務所：ラオス ビエンチャン
東ティモール事務所：東ティモール デイリ
ベトナム事務所：ベトナム ハノイ
ミャンマー事務所：ミャンマー ヤンゴン
中華人民共和国事務所：中華人民共和国 北京
モンゴル事務所：モンゴル ウランバートル
ブータン事務所：ブータン ティンプー
バングラデシュ事務所：バングラデシュ ダッカ
インド事務所：インド ニューデリー
ネパール事務所：ネパール カトマンズ
パキスタン事務所：パキスタン イスラマバード
スリランカ事務所：スリランカ コロンボ
アフガニスタン事務所：アフガニスタン カブール
キルギス事務所：キルギス ビシュケク
タジキスタン事務所：タジキスタン ドウシャンベ
ウズベキスタン事務所：ウズベキスタン タシケント
フィジー事務所：フィジー スバ
パプアニューギニア事務所：パプアニューギニア ポートモレスビー
パラオ事務所：パラオ コロール

キューバ事務所：キューバ ハバナ
ドミニカ共和国事務所：ドミニカ共和国 サントドミンゴ
エルサルバドル事務所：エルサルバドル サンサルバドル
グアテマラ事務所：グアテマラ グアテマラ・シティ
ホンジュラス事務所：ホンジュラス テグシガルパ
メキシコ事務所：メキシコ メキシコ
ニカラグア事務所：ニカラグア マナグア
パナマ事務所：パナマ パナマ
セントルシア事務所：セントルシア グロス・イスレット
アルゼンチン事務所：アルゼンチン ブエノスアイレス
ボリビア事務所：ボリビア ラパス
ブラジル事務所：ブラジル サンパウロ
エクアドル事務所：エクアドル キト
パラグアイ事務所：パラグアイ アスンシオン
ペルー事務所：ペルー リマ
アメリカ合衆国事務所：アメリカ合衆国 ワシントン
イラン事務所：イラン テヘラン
イラク事務所：イラク バグダッド
パレスチナ事務所：パレスチナ ラマツラ
ヨルダン事務所：ヨルダン アンマン
シリア事務所：シリア ダマスカス
エジプト事務所：エジプト カイロ
モロッコ事務所：モロッコ ラバト
チュニジア事務所：チュニジア チュニス
スーダン事務所：スーダン ハルツーム
エチオピア事務所：エチオピア アディスアベバ
ガーナ事務所：ガーナ アクラ
ケニア事務所：ケニア ナイロビ
マラウイ事務所：マラウイ リロングウェ
ナイジェリア事務所：ナイジェリア アブジャ
南アフリカ共和国事務所：南アフリカ共和国 プレトリア
ウガンダ事務所：ウガンダ カンパラ
タンザニア事務所：タンザニア ダルエスサラーム
ザンビア事務所：ザンビア ルサカ
アンゴラ事務所：アンゴラ ルアンダ
ブルキナファソ事務所：ブルキナファソ ワガドゥグー
カメルーン事務所：カメルーン ヤウンデ
コートジボワール事務所：コートジボワール アビジャン

マダガスカル事務所：マダガスカル アンタナナリボ
 モザンビーク事務所：モザンビーク マプト
 ルワンダ事務所：ルワンダ キガリ
 セネガル事務所：セネガル ダカール
 コンゴ民主共和国事務所：コンゴ民主共和国 キンシャサ
 南スーダン事務所：南スーダン ジュバ
 ジブチ事務所：ジブチ ジブチ
 トルコ事務所：トルコ アンカラ
 バルカン事務所：セルビア ベオグラード
 フランス事務所：フランス パリ

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

当法人の主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人は、別添のとおりです。

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
資産	11,864,147	12,278,942	12,630,929	12,825,464	13,603,826
負債	2,381,801	2,665,229	2,887,600	2,910,185	3,572,931
純資産	9,482,347	9,613,713	9,743,329	9,915,279	10,030,895
行政コスト	-	-	-	86,845	101,064
経常費用	99,105	94,049	89,945	86,837	101,060
経常収益	173,483	173,328	167,721	182,486	134,070
当期総利益	74,363	79,188	77,771	95,645	33,008

(8) 翌年度に係る予算、収支計画及び資金計画

① 予算

(単位：百万円)

区別	合計
収入	
事業益金	120,769
雑収入	2,092
計	122,861
支出	
事業損金	107,086
予備費	141
計	107,227

② 収支計画

(単位：百万円)

区別	合計
収入	
事業益金	
事業益金	120,769
貸付金利息	117,018
配当金収入	3,751
雑収入	2,092
運用収入	
運用収入	29
雑収入	2,063
労働保険料被保険者負担金	11
雑収入	2,053
収入合計	122,861
支出	
事業損金	107,086
役員給	48
職員基本給	2,061
職員諸手当	1,738
超過勤務手当	163
休職者給与	85
退職手当	282
諸支出金	776

旅費	1,500
業務諸費	16,200
交際費	1
税金	106
業務委託費	42,495
支払利息	40,656
債券発行諸費	974
予備費	141
支出合計	107,227

③ 資金計画

(単位：百万円)

支出		収入	
区分	金額	区分	金額
貸付金	1,482,800	前期末現金預け金	104,936
出資金	17,200	一般会計出資金	47,020
民間借入金償還	346,800	民間借入金	346,800
財政融資資金借入金償還	104,622	財政融資資金借入金	614,400
債権償還金	10,000	国際協力機構債券	254,000
固定資産取得費	1,808	貸付回収金	674,551
事業損金	107,086	事業益金	120,769
その他支出	11,634	雑収入	2,092
予備費	141	その他収入	12,830
期末現金預け金	95,308		
合計	2,177,399	合計	2,177,399

詳細については、年度計画をご参照ください。

16. 参考情報

(1) 要約した財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

貸付金：有償資金協力業務の貸付金

貸倒引当金：貸付金等に係る引当金

有形固定資産：土地、建物、機械装置、車両、工具等独立行政法人が長期にわたって使用または利用する有形の固定資産

無形固定資産：有形固定資産、投資その他の資産以外の長期資産で、商標権、ソフトウェア等具体的な形態を持たない無形固定資産

投資その他の資産：投資有価証券、関係会社株式、金銭の信託、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権、差入保証金等

債券：事業資金調達のため発行する債券

財政融資資金借入金：財政融資資金からの借入金

政府出資金：国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成するもの

準備金：有償資金協力勘定の利益にかかる積立金

評価・換算差額等：ヘッジ会計、投資有価証券の評価等により発生する評価差額金

② 行政コスト計算書

損益計算書上の費用：損益計算書における経常費用、臨時損失

行政コスト：独立行政法人のアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

③ 損益計算書

有償資金協力業務関係費：有償資金協力業務に要した費用

有償資金協力業務収入：有償資金協力業務の貸付金の利息の受入等

臨時損失：固定資産の除却損等

臨時利益：固定資産の売却益等

④ 純資産変動計算書

当期末残高：貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、サービスの購入等による支出、人件費支出等が該当

投資活動によるキャッシュ・フロー：将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係

る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出が該当
財務活動によるキャッシュ・フロー：リース債務の返済による支出、政府出資の受入による収入が
該当

資金に係る換算差額：外貨建て取引を円換算した場合の差額

(2) その他公表資料との関係の説明

業務報告書に関連する報告書等として、以下の報告書等を作成しています。

- i 業務実績等報告書 (<https://www.jica.go.jp/disc/jisseki/index.html>)
- ii 国際協力機構年次報告書 (<https://www.jica.go.jp/about/report/>)

別添

事項	法人種別・名称 (独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)	(独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)
事項	カフコジャパン投資株式会社 法人番号8010001014164	Karnaphuli Fertilizer Company Limited 法人番号 -
業務概要	バングラデシュ人民共和国チッタゴン市における尿素及びアンモニア製造	バングラデシュ人民共和国チッタゴン市における尿素及びアンモニア製造
役員氏名	役員数9名 代表取締役社長 中川 寛 代表取締役副社長 小田島 健 (国際協力機構 東南アジア・大洋州部次長、退職出向) 監査役 高橋 浩信 (国際協力機構 民間連携事業部専任参事、退職出向)	-
関連会社と当機構の取引の関連図	<p>国際協力機構 → カフコジャパン投資(株) (出資)</p>	<p>国際協力機構 → カフコジャパン投資(株) (出資) ↓ (出資) Karnaphuli Fertilizer Company Limited</p>
資産	6,739,878,525円	-
負債	52,077,627円	-
資本金	5,023,900,000円	-
利益剰余金	1,663,900,898円	-
営業収入	1,430,814,249円	-
経常損益	1,308,346,245円	-
当期損益	1,164,054,820円	-
当期末処分利益(当期末処理損失)	1,164,826,672円	-
当機構が保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：46,606株 ・取得価額：2,436,204,983円 ・貸借対照表計上額：2,496,210,503円(前年度末からの増加額60,005,520円) ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：尿素及びアンモニア製造事業資金 ・当初出資年月日：1990年7月27日 	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：- ・取得価額：- ・貸借対照表計上額：- ・根拠法：- ・法令の規定：- ・出資目的：- ・当初出資年月日：-
債権・債務の明細	該当なし	-
債務保証の明細	該当なし	-
総売上高と当機構の発注等に係る金額・割合(競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)	該当なし	-

注) 上記金額は令和元年9月1日～令和2年8月31日までの期間の金額である。

事項	法人種別・名称 (独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)	(独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)
事項	日本アマゾンアルミニウム株式会社 法人番号5010001061754	サウディ石油化学株式会社 法人番号2010001017924
業務概要	ブラジル連邦共和国パラ州におけるアルミナ生産及びアルミ製錬	サウジアラビア王国東部州アルジュベール工業地帯におけるエチレングリコール等石油化学製品の製造・販売
役員氏名	役員数14名 代表取締役社長 小林 健二 監査役 大金 正知 (国際協力機構 ベトナム国派遣専門家、退職出向)	役員数18名 代表取締役社長 萩原 剛 常務取締役 竹内 元 (国際協力機構 中南米部長、退職出向)
関連会社と当機構の取引の関連図	国際協力機構 → 日本アマゾンアルミニウム(株) (出資)	国際協力機構 → サウディ石油化学(株) (出資)
資産	53,629,166,530円	88,854,089,321円
負債	314,634,400円	21,147,782,733円
資本金	55,285,400,000円	14,200,000,000円
利益剰余金	△1,970,867,870円	53,506,306,588円
営業収入	579,910,726円	10,475,716,459円
経常損益	△187,831,383円	9,078,853,798円
当期損益	△189,041,383円	8,177,125,268円
当期末処分利益(当期末処理損失)	△3,761,334,870円	31,456,306,588円
当機構が保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> 株式数：496,652,800株 取得価額：25,066,535,300円 貸借対照表計上額：23,947,381,825円(前年度末からの減少額84,912,049円) 根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ 法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 出資目的：アルミナ及びアルミ製錬事業資金 当初出資年月日：1978年8月29日 	<ul style="list-style-type: none"> 株式数：2,107,500株 取得価額：7,269,880,619円 貸借対照表計上額：21,538,912,171円(前年度末からの増加額14,269,031,552円) 根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ 法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 出資目的：エチレングリコール等石油化学製品の製造事業資金 当初出資年月日：1981年6月17日
債権・債務の明細	該当なし	該当なし
債務保証の明細	該当なし	該当なし
総売上高と当機構の発注等に係る金額・割合(競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)	該当なし	該当なし

注) 上記金額は令和2年1月1日～令和2年12月31日までの期間の金額である。

事項	法人種別・名称 (独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)	(独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)
事項	Eastern Petrochemical Company 法人番号 -	スマトラパルプ株式会社 法人番号5010001020529
業務概要	サウジアラビア王国東部州アルジュバール工業地帯におけるエチレングリコール等石油化学製品の製造・販売	インドネシア共和国南スマトラ州ムアラエニム県におけるアカシアマングラムの植林木を原料とするパルプ工場の建設、パルプの生産・販売
役員氏名	-	役員数6名 代表取締役社長 堀田 孝弘 代表取締役副社長 高橋 浩信 (国際協力機構 民間連携事業部専任参事、休職出向) 監査役 工藤 勉 (国際協力機構 民間連携事業部審議役、兼職)
関連会社と当機構の取引の関連図	<pre> graph TD A[国際協力機構] -- (出資) --> B[サウディ石油化学(株)] B -- (出資) --> C[Eastern Petrochemical Company] </pre>	<pre> graph TD A[国際協力機構] -- (出資) --> B[スマトラパルプ(株)] </pre>
資産	-	22,479,409円
負債	-	797,203,462円
資本金	-	100,000,000円
利益剰余金	-	△874,724,053円
営業収入	-	63,996,352円
経常損益	-	△29,115,953円
当期損益	-	△29,295,953円
当期末処分利益(当期末処理損失)	-	△874,724,053円
当機構が保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数： - ・取得価額： - ・貸借対照表計上額： - ・根拠法： - ・法令の規定： - ・出資目的： - ・当初出資年月日： - 	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：114,032株 ・取得価額：2,758,289,455円 ・貸借対照表計上額：1円(前年度末からの増減なし) ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：パルプ生産事業資金 ・当初出資年月日：1995年4月21日
債権・債務の明細	-	該当なし
債務保証の明細	-	該当なし
総売上高と当機構の発注等に係る金額・割合(競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)	-	該当なし

注) 上記金額は平成31年4月1日～令和2年3月31日までの期間の金額である。

事項	法人種別・名称 (独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)	(独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)
事項	日本・サウジアラビアメタノール株式会社 法人番号6010401022677	JSMC PANAMA S. A. 法人番号 -
業務概要	サウジアラビア王国東部州アルジュバル工業地帯におけるメタノールの製造	メタノール輸送事業
役員氏名	役員数12名 代表取締役会長 長岡 成之 常務取締役総務部長 丸岡 秀行 (国際協力機構 インフラ技術業務部審議役、退職出向) 常勤監査役 藤田 安男 (国際協力機構 研究所副所長、退職出向)	-
関連会社と当機構の取引の関連図	<pre> graph TD A[国際協力機構] -- (出資) --> B[日本・サウジアラビアメタノール(株)] </pre>	<pre> graph TD A[国際協力機構] -- (出資) --> B[日本・サウジアラビアメタノール(株)] B -- (出資) --> C[JSMC PANAMA S. A.] </pre>
資産	155,369,933,369円	-
負債	85,390,687,154円	-
資本金	2,310,000,000円	-
利益剰余金	67,950,835,215円	-
営業収入	26,378,869,426円	-
経常損益	727,955,187円	-
当期損益	3,056,282,736円	-
当期未処分利益(当期未処理損失)	65,221,824,507円	-
当機構が保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> 株式数：1,386,000株 取得価額：7,149,297,104円 貸借対照表計上額：21,205,832,186円(前年度末からの増加額14,056,535,082円) 根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ 法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 出資目的：メタノール製造事業資金 当初出資年月日：1979年12月17日 	<ul style="list-style-type: none"> 株式数：- 取得価額：- 貸借対照表計上額：- 根拠法：- 法令の規定：- 出資目的：- 当初出資年月日：-
債権・債務の明細	該当なし	-
債務保証の明細	該当なし	-
総売上高と当機構の発注等に係る金額・割合(競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)	該当なし	-

注) 上記金額は令和2年1月1日～令和2年12月31日までの期間の金額である。

事項	法人種別・名称 (独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)	法人種別・名称 (独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)
	JAPAN ASEAN Women Empowerment Fund 法人番号 -	Ship Aichi Medical Service Limited 法人番号 -
業務概要	ASEAN諸国等アジア地域における女性のエンパワーメントを支援するマイクロファイナンス機関向け投融資	バングラデシュ人民共和国ダッカ市における民間総合病院の設立・運営
役員氏名	役員数3名 Chairperson Peter Fanconi Director Christophe Grünig Director Tetsuro Uemae	役員数9名 Executive Chairman Dr. Moazzem Hossain Director 早川 友歩 (国際協力機構 バングラデシュ事務所長、兼職)
関連会社と当機構の取引の関連図		
資産	23,861,931,683円	6,675,681,169円
負債	1,107,291,592円	2,529,099,811円
資本金	22,680,094,159円	4,493,180,250円
利益剰余金	74,545,931円	△346,598,892円
営業収入	1,311,959,667円	86,975,176円
経常損益	888,419,260円	△270,122,161円
当期損益	888,419,260円	△274,892,151円
当期末処分利益(当期末処理損失)	74,545,931円	△346,598,892円
当機構が保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：5,623.44株 ・取得価額：6,040,658,393円 ・貸借対照表計上額：6,216,101,725円(前年度末からの増加額1,089,328,725円) ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：ファンド投資資金 ・当初出資年月日：2016年10月21日 	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：560,000株 ・取得価額：748,809,600円 ・貸借対照表計上額：684,375,349円(前年度末からの減少額33,295,973円) ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：民間総合病院設立・運営事業資金 ・当初出資年月日：2019年5月22日
債権・債務の明細	該当なし	該当なし
債務保証の明細	該当なし	該当なし
総売上高と当機構の発注等に係る金額・割合(競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)	該当なし	該当なし

注) 上記金額は令和2年1月1日～令和2年12月31日までの期間の金額である。

注) 上記金額は令和元年7月1日～令和2年6月30日までの期間の金額である。

決算報告書

2020年度 決算報告書
(2020年4月1日～2021年3月31日)

(単位：円)

区分	①開発協力の重点課題			
	予算額	決算額	差額	備考
収入				
運営費交付金収入	111,248,207,000	111,248,207,000	0	
無償資金協力事業資金収入	0	52,396,746,425	52,396,746,425	注1
施設整備費補助金等収入	0	0	0	
事業収入	247,888,000	258,607,357	10,719,357	
受託収入	182,506,000	26,612,877	△155,893,123	注2
寄附金収入	0	0	0	
その他の収入	0	0	0	
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	0	224,212,954	224,212,954	注4
計	111,678,601,000	164,154,386,613	52,475,785,613	
支出				
業務経費	111,496,095,000	81,005,970,952	30,490,124,048	注3、注4
無償資金協力事業費	0	52,396,746,425	△52,396,746,425	注1
施設整備費	0	0	0	
受託経費	182,506,000	33,644,798	148,861,202	注2
寄附金事業費	0	0	0	
一般管理費	0	0	0	
計	111,678,601,000	133,436,362,175	△21,757,761,175	

区分	②民間企業等との連携			
	予算額	決算額	差額	備考
収入				
運営費交付金収入	5,682,645,000	5,682,645,000	0	
無償資金協力事業資金収入	0	0	0	
施設整備費補助金等収入	0	0	0	
事業収入	0	0	0	
受託収入	0	0	0	
寄附金収入	0	0	0	
その他の収入	0	0	0	
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	0	11,924,059	11,924,059	注4
計	5,682,645,000	5,694,569,059	11,924,059	
支出				
業務経費	5,682,645,000	2,710,174,412	2,972,470,588	注3、注4
無償資金協力事業費	0	0	0	
施設整備費	0	0	0	
受託経費	0	0	0	
寄附金事業費	0	0	0	
一般管理費	0	0	0	
計	5,682,645,000	2,710,174,412	2,972,470,588	

(単位：円)

区分	③多様な担い手との連携			
	予算額	決算額	差額	備考
収入				
運営費交付金収入	24,820,196,000	24,820,196,000	0	
無償資金協力事業資金収入	0	0	0	
施設整備費補助金等収入	0	0	0	
事業収入	25,000,000	14,280,643	△10,719,357	注2
受託収入	5,580,000	5,411,168	△168,832	
寄附金収入	37,606,000	12,182,150	△25,423,850	注2
その他の収入	0	0	0	
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	0	23,375,376	23,375,376	注4
計	24,888,382,000	24,875,445,337	△12,936,663	
支出				
業務経費	24,845,196,000	14,077,881,953	10,767,314,047	注3、注4
無償資金協力事業費	0	0	0	
施設整備費	0	0	0	
受託経費	5,580,000	5,411,168	168,832	
寄附金事業費	37,606,000	12,182,150	25,423,850	注2
一般管理費	0	0	0	
計	24,888,382,000	14,095,475,271	10,792,906,729	

区分	④事業実施基盤の強化			
	予算額	決算額	差額	備考
収入				
運営費交付金収入	5,214,556,000	5,214,556,000	0	
無償資金協力事業資金収入	0	0	0	
施設整備費補助金等収入	0	0	0	
事業収入	0	0	0	
受託収入	2,057,000	647,222	△1,409,778	注2
寄附金収入	0	0	0	
その他の収入	0	0	0	
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	0	0	0	
計	5,216,613,000	5,215,203,222	△1,409,778	
支出				
業務経費	5,214,556,000	4,591,918,562	622,637,438	注3、注4
無償資金協力事業費	0	0	0	
施設整備費	0	0	0	
受託経費	2,057,000	2,804,629	△747,629	注2
寄附金事業費	0	0	0	
一般管理費	0	0	0	
計	5,216,613,000	4,594,723,191	621,889,809	

(単位：円)

区分	⑤法人共通			
	予算額	決算額	差額	備考
収入				
運営費交付金収入	9,059,170,000	9,059,170,000	0	
無償資金協力事業資金収入	0	0	0	
施設整備費補助金等収入	1,926,157,000	1,997,624,137	71,467,137	
事業収入	0	3,178,203,646	3,178,203,646	注6
受託収入	0	0	0	
寄附金収入	0	0	0	
その他の収入	5,729,000	243,358,900	237,629,900	注7
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	0	0	0	
計	10,991,056,000	14,478,356,683	3,487,300,683	
支出				
業務経費	0	0	0	
無償資金協力事業費	0	0	0	
施設整備費	1,926,157,000	2,386,255,435	△460,098,435	注5
受託経費	0	0	0	
寄附金事業費	0	0	0	
一般管理費	9,064,899,000	10,436,607,037	△1,371,708,037	
計	10,991,056,000	12,822,862,472	△1,831,806,472	

区分	合計			
	予算額	決算額	差額	備考
収入				
運営費交付金収入	156,024,774,000	156,024,774,000	0	
無償資金協力事業資金収入	0	52,396,746,425	52,396,746,425	注1
施設整備費補助金等収入	1,926,157,000	1,997,624,137	71,467,137	
事業収入	272,888,000	3,451,091,646	3,178,203,646	注6
受託収入	190,143,000	32,671,267	△157,471,733	注2
寄附金収入	37,606,000	12,182,150	△25,423,850	注2
その他の収入	5,729,000	243,358,900	237,629,900	注7
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	0	259,512,389	259,512,389	注4
計	158,457,297,000	214,417,960,914	55,960,663,914	
支出				
業務経費	147,238,492,000	102,385,945,879	44,852,546,121	注3、注4
無償資金協力事業費	0	52,396,746,425	△52,396,746,425	注1
施設整備費	1,926,157,000	2,386,255,435	△460,098,435	注5
受託経費	190,143,000	41,860,595	148,282,405	注2
寄附金事業費	37,606,000	12,182,150	25,423,850	注2
一般管理費	9,064,899,000	10,436,607,037	△1,371,708,037	
計	158,457,297,000	167,659,597,521	△9,202,300,522	

予算額と決算額の差異説明

注1 当該事業に係る案件、金額等が当該年度の閣議決定によって決まることにより、当初計画額をゼロとしているため。

注2 収入を充てる事業での投入が、当初計画より変更となったため。

注3 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、計画に変更が生じたため。

注4 相手国の事情等により計画に変更が生じたため。

注5 当初の施設整備計画に変更が生じたため。

注6 消費税の還付金等によるもの。

注7 当初計画にない不動産売却収入が生じたため。

令和2年度独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門決算書

令和2年度 6010 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門決算報告書

収入支出決算

令和2年度における	
収入済額は	123,821,871,505 円
であって	
支出済額は	57,418,743,538 円
である。	
したがって、収入が支出を超過すること	66,403,127,967 円
である。	
また、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門の損益計算上における利益金は	
	33,007,576,003 円

であって、この利益金は、独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)第31条第4項の規定により、その全額を有償資金協力勘定の準備金として積み立てることとして、決算を結了した。

次に、収入支出決算に係る各事項の総額を示せば、下表のとおりである。

1 収 入

収 入 予 算 額			収 入 済 額 (円)	収入予算額と収入済額との差 (△は減) (円)
当 初 予 算 額 (円)	予 算 補 正 追 加 額 予算補正修正減少額(△)(円)	合 計 (円)		
140,445,111,000	0	140,445,111,000	123,821,871,505	△16,623,239,495

2 支 出

支 出 予 算 額			予備費使用額 (円)	予算総則の規定 による経費増額 (円)	支 出 予 算 現 額 (円)	支 出 済 額 (円)	不 用 額 (円)
当 初 予 算 額 (円)	予 算 補 正 追 加 額 予算補正修正減少額 (△) (円)	合 計 (円)					
114,064,771,000	0	114,064,771,000	0	0	114,064,771,000	57,418,743,538	56,646,027,462

[事項別内訳]

項	事 項	支出予算額 (円)	予備費使用額 (円)	予算総則の規定に よる経費増額 (円)	流用等増△減額 (円)	支 出 予 算 現 額 (円)	支 出 済 額 (円)	差 引 額 (円)
01 事業損金	事務運営に必要な経費	22,756,193,000	0	0	0	22,756,193,000	16,504,856,470	6,251,336,530
	税金	125,598,000	0	0	0	125,598,000	95,451,492	30,146,508
	業務委託費	45,508,847,000	0	0	0	45,508,847,000	15,875,375,903	29,633,471,097
	支払利息及び 債券発行諸費	45,533,533,000	0	0	0	45,533,533,000	24,943,059,673	20,590,473,327
09 予備費	予備費	140,600,000	0	0	0	140,600,000	0	140,600,000

[収入支出決算額]

1 収 入

款・項・目	収入予算額(円)	収入済額(円)	収入予算額と収入済額との差 (△は減) (円)	増減理由
0100-00 事業益金				
0101-00 事業益金	137,770,075,000	115,448,347,456	△ 22,321,727,544	
0101-01 貸付金利息	126,276,218,000	111,119,384,588	△ 15,156,833,412	年度内に利払日が到来した貸付金が予定より少なかったこと等のため
0101-02 配当金収入	11,493,857,000	4,328,962,868	△ 7,164,894,132	出資先からの配当が予定より少なかったため
0200-00 雑収入	2,675,036,000	8,373,524,049	5,698,488,049	
0202-00 運用収入				
0202-01 運用収入	149,009,000	72,394,631	△ 76,614,369	{ 余裕金の運用による預け金利息の収入が予定より少なかったため
0203-00 雑収入	2,526,027,000	8,301,129,418	5,775,102,418	
0203-02 労働保険料 被保険者負担金	10,678,000	9,765,420	△ 912,580	
0203-01 雑収入	2,515,349,000	8,291,363,998	5,776,014,998	出資先の株式売却収入があったこと等のため
収入合計	140,445,111,000	123,821,871,505	△ 16,623,239,495	

2 支 出

項 目	支出予算額 (円)	予備費使用額 (円)	予算総則の規定に よる経費増額 (円)	流用等増△減額 (円)	支出予算現額 (円)	支出済額 (円)	不用額 (円)	備 考
01 事業損金	113,924,171,000	0	0	0	113,924,171,000	57,418,743,538	56,505,427,462	{ 不用額を生じたのは、委託民間団体等調査委託費及び委託金融機関等手数料が予定を下回ったことにより、業務委託費を要することが少なかったこと等のため 退職手当に不足を生じたため (目)諸支出金から 34,269,000円流用
1-01 役員給	48,697,000	0	0	0	48,697,000	47,789,313	907,687	
1-02 職員基本給	2,035,704,000	0	0	0	2,035,704,000	2,025,598,812	10,105,188	
1-03 職員諸手当	1,744,399,000	0	0	0	1,744,399,000	1,589,087,413	155,311,587	
1-04 超過勤務手当	161,200,000	0	0	0	161,200,000	127,771,522	33,428,478	
1-05 休職者給与	85,132,000	0	0	0	85,132,000	58,482,531	26,649,469	
1-06 退職手当	267,471,000	0	0	34,269,000	301,740,000	295,971,368	5,768,632	
5-07 諸支出金	728,948,000	0	0	△34,269,000	694,679,000	658,510,354	36,168,646	
2-08 旅費	1,543,909,000	0	0	0	1,543,909,000	488,970,925	1,054,938,075	
3-09 業務諸費	16,140,013,000	0	0	0	16,140,013,000	11,212,488,572	4,927,524,428	
9-10 交際費	720,000	0	0	0	720,000	185,660	534,340	
3-11 税金	125,598,000	0	0	0	125,598,000	95,451,492	30,146,508	
5-12 業務委託費	45,508,847,000	0	0	0	45,508,847,000	15,875,375,903	29,633,471,097	
9-13 支払利息	44,821,958,000	0	0	0	44,821,958,000	24,384,873,368	20,437,084,632	
3-14 債券発行諸費	711,575,000	0	0	0	711,575,000	558,186,305	153,388,695	
09 予備費	140,600,000	0	0	0	140,600,000	0	140,600,000	
(9-...)								
支出合計	114,064,771,000	0	0	0	114,064,771,000	57,418,743,538	56,646,027,462	